【機密性２情報】

事務連絡
平成26年６月５日
特定秘密保護法施行準備室

事態室　担当官　殿

政令素案への質問に対する回答について

（政令案第８条第１項第２号関係）
（質問）電磁的記録については「閲覧時に見やすい箇所に特定秘密である旨を表示」とされていますが、閲覧できない電磁的記録もあると認識しておりますが、その取扱いについて教えて下さい。
９条１項の書面での通知は、他の情報との区別をいっているものであり、閲覧できない電磁的記録を想定していないという認識です。
ついては、記録媒体そのものへの表示は想定されていますでしょうか。あるいは、９条１項の書面での通知を以て、当該記録媒体全てが特定秘密であることを通知することを想定しているのでしょうか。

（回答）電磁的記録への表示については、関係省庁等の御指摘を踏まえ、「当該電磁的記録のうち当該情報を記録する部分を電子計算機の映像面上において視覚により認識することができる状態にしたときに、別記第一様式に係る文字及び図形をともに認識することができるように、当該電磁的記録を更新すること。」（第６条第２号）と規定することとしました。例えば、ワードファイルの文書に特定秘密が記録されている場合に、当該文書をコンピュータの画面上に表示させる際に、その文書の右上等に特定秘密の表示がされるようにすることを想定しております。
なお、閲覧できない電磁的記録に記録された情報を特定秘密に指定したときは、当該電磁的記録に「特定秘密の表示の記録」を行うことができませんが、当該特定秘密である情報を記録する物件については表示をすることになると考えます。

（政令案第４条関係）
（質問）指定の効力が発生する時点については、行政機関の長が特定秘密である旨の行政文書を作成した時点とされておりますが、第７条の通報ないし第10条の周知は当然行政文書を作成した後に行われるものであり、現実に情報を取り扱う者が特定秘密になったことを知らずに取り扱うことはないという認識でよろしいでしょうか。

（回答）関係省庁等の御指摘を踏まえ、指定の効力発生時を規定する当該条文は削除しました。

【機密性２情報】

なお、行政機関の長が特定秘密として指定をした場合は、法第３条第２項の規定により、表示又は通知を行うこととされており、当該特定秘密を取り扱う者が特定秘密と知らずに当該特定秘密を取り扱うことは想定されません。

（政令案第 27 条関係）
（質問）内閣官房における特定秘密管理者の指定の根拠を教えて下さい（他で準用されていましたらすみません。）。

（回答）御指摘の特定秘密管理者については、現在、政令ではなく運用基準に規定することを検討しております。内閣官房においては、例えば、内閣情報官等を特定秘密管理者に命ずることが考えられますが、当方として留意すべき点があればご連絡をお願いします。

事　務　連　絡
平成26年６月５日
特定秘密保護法施行準備室

警察庁　担当官　殿

特定秘密の保護に関する法律施行令素案について

標記について、下記のとおり回答を提出いたします。

記

1　第６条において、指定に関して記録するべき事項として「指定をした特定秘密である情報を他の情報と区別することができるように特定秘密として取り扱うことを要しない範囲内で要約したもの」（第２号）が掲げられているが、「要約したもの」として内閣情報調査室が想定している具体的内容について教示されたい。

（回答）「要約したもの」の特定秘密指定管理簿への具体的な記述の方法については、追って御説明に伺わせていただきたいと思います。

2　第６条において、指定に関して記録するべき事項として「指定に係る特定秘密の保護に関する業務を管理する特定秘密管理者の官職」（第７号）及び「第４条の具申をした特定秘密管理者の官職」（第８号）が掲げられているが、どのような場合に両者が異なることとなるのか、具体的に教示されたい。

（回答）御指摘の規定は関係省庁等の御指摘を踏まえ削除いたしました。

3　第14条において、「当該行政機関の長を補助する者」とあるが、国家公安委員会が「行政機関の長」である場合には、警察庁職員は「当該行政機関の長を補助する者」に該当するものと解してよろしいか。

（回答）御指摘の規定は関係省庁等の御指摘を踏まえ「法第４条第５項の行政機関の長が当該行政機関において当該特定秘密の取扱いの業務を行わせる者のうちから指名するもの」と修正いたしました。警察庁職員が国家公安委員会において「当該特定秘密の取扱いの業務を行わせる者」に該当する場合には、国家公安委員会が内閣に特定秘密を提示する場合に、警察庁職員に当該特定秘密を携行させることができます。

4　第16条第２号ロに掲げる「特定秘密を取り扱う場所への立入り及び機器の持込みの制限に関すること」及び同号ハに掲げる「特定秘密を取り扱うために使用する電子計算機の使用の制限に関すること」に関して、措置の内容によっては、特定秘密を取り扱うための専用の部屋を設けるなどの施設の改修や業務運営等の変更が必要になるところ、各行政機関の長が定める措置として、現在、内閣情報調査室が想定

している内容について教示されたい。

（回答）「立入の制限」、「機器の持込の制限」及び「電子計算機の使用の制限」については、防衛秘密制度では防衛省の訓令において下記参考のとおり規定されているところであり、特定秘密についても、これと同程度の保護措置を講ずることが必要ではないかと考えておりますが、具体的な措置の内容については、関係省庁の御意見も伺いながら検討してまいります。

5　第17条第３号の規定により、都道府県警察は、特定秘密の保護に関し「特定秘密を取り扱う場所への立入り及び機器の持ち込みの制限に関すること」（第16条第２号ロ）及び「特定秘密を取り扱うために使用する電子計算機の使用の制限に関すること」（同号ハ）についての措置を講ずることとなるが、特定秘密の保護に関する法律第６条の規定により特定秘密の提供を受ける行政機関は電子計算機の使用の制限についての措置を講ずることとはされていない（第20条）一方で、都道府県警察がこのような措置を講ずることとされている理由について教示されたい。

（回答）関係省庁等の御指摘を踏まえ、法第6条の規定により特定秘密の提供を受ける行政機関においても、御指摘の措置を協議において定めるべき事項といたしました。

6　第27条第１項に「これらに準ずる者」とあるが、警察庁においては、長官官房長、局長、部長、附属機関の長及び地方機関の長が同項の「これらに準ずる者」に該当するものと解してよろしいか。また、国家公安委員会については、警察庁の長官官房長、局長等から指名することができると解してよろしいか。

（回答）御指摘の特定秘密管理者に係る規定は、政令において規定することはせず運用基準において規定する方向で検討中ですが、警察庁においては、御指摘の役職の者は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条の官房、局、部若しくは委員会の事務局若しくは事務総局の長、同法第八条の二の施設等機関の長、同法第八条の三の特別の機関の長、同法第九条の地方支分部局の長又はこれらに準ずる者に該当するものと考えます。

また、国家公安委員会については、その特殊性を踏まえ、国家公安委員会の庶務に関する事務をつかさどる部局の長は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条の官房、局、部若しくは委員会の事務局若しくは事務総局の長、同法第八条の二の施設等機関の長、同法第八条の三の特別の機関の長、同法第九条の地方支分部局の長又はこれらに準ずる者に該当するものと考えます。

7　別記第２様式及び別記第３様式において、「有効期間満了」及び「限定解除」との語が様式として定められているが、第12条第２号又は第15条第２号の規定により

「特定秘密」との表示が抹消されてしまう中で、別記第２様式及び別記第３様式の表示が特定秘密に関する表示であることををどのように判断することになるのか教示されたい。

（回答）有効期間満了時及び指定解除時の指定の表示の抹消の方法としては、当該表示そのものを消去するのではなく、当該表示に二重線を付す等し、特定秘密の表示がされていたことを明らかにした上で、その傍らにそれぞれ「有効期間満了」又は「指定解除」の表示をすることを想定しており、これらの表示が特定秘密に関する表示であることが外形上明らかになるものと考えておりますが、御指摘を踏まえ、有効期間満了又は指定解除時の表示の要領等については更に検討してまいります。

【参考】

○防衛秘密の保護に関する訓令（平成19年防衛省訓令第37号）

（立入禁止）

第９条　防衛秘密管理者又は防衛秘密管理者補は、防衛省の管理する施設内であって、防衛秘密又は防衛秘密に係る文書、図画若しくは物件が取り扱われている場所について、防衛秘密の保護上必要があるときは、その場所への立入りを禁止するものとする。

（立入禁止の掲示等）

第10条　前条の規定により、立入りが禁止された場合、当該施設を管理する者は、その場所に立ち入ってはならない旨の掲示を行うとともに、立入禁止に必要な措置を講じなければならない。

２　前項の掲示は、別記第１号様式によるものとする。

（掲示場所への立入り）

第11条　立入禁止の掲示のある場所には、防衛秘密管理者の定めるところにより、許可を受けた者でなければ立ち入らせてはならない。

（機器持込み制限）

第12条　防衛秘密管理者補又は施設を管理する者は、次に掲げる場所その他必要と認める場所について、携帯型情報通信・記録機器の持込み（以下この条において「機器持込み」という。）を禁止するものとする。

（１）第９条の規定により立入りが禁止された場所

（２）日常的に防衛秘密を取り扱う執務室（障壁等により物理的に隔離した区画においてのみ防衛秘密を取り扱う場合には当該区画に限る。）

（３）防衛秘密を取り扱う会議を実施する会議室（当該会議の実施中に限る。）

（４）防衛秘密物件等を保管する保管施設

２　前項の規定による防衛秘密管理者補又は施設を管理する者は、その場所に機器持

込みをしてはならない旨の掲示を行うとともに、機器持込みの禁止に必要な措置を講じなければならない。

3　前項の規定による掲示のある場所には、保全責任者又はその職務上の上級者の許可を受けた者でなければ、機器持込みをさせてはならない。

（防衛秘密電子計算機情報）

第13条　職員は、防衛秘密に係る電子計算機情報（以下「防衛秘密電子計算機情報」という。）について、これを取り扱うものとして、防衛秘密管理者又は防衛秘密管理者補が認めた情報システム以外の情報システムで取り扱ってはならない。

2　防衛秘密電子計算機情報は、防衛秘密管理者又は防衛秘密管理者補が認めた場合を除き、可搬記憶媒体に格納しなければならない。

3　防衛秘密の取扱いに従事する職員は、防衛秘密電子計算機情報を可搬記憶媒体に格納するに当たり、所定の暗号による秘匿措置を講じなければならない。ただし、当該秘匿措置を講じることにより職務の遂行に著しい支障が生じるおそれがあり、防衛秘密管理者がやむを得ないと認める場合に限り、当該秘匿措置を講じることなく防衛秘密電子計算機情報を可搬記憶媒体に格納することができる。

2014年6月5日 準備室 → 経産省

○特定秘密の保護に関する法律施行令に対する質問・意見

番号	省庁名	質問・意見	対象箇所	内容	回答
1	経産省	質問	第4条	行政機関の長が同項に規定する要件を満たす旨の行政文書を作成したとき、とあるが、これは、具申文書により、指定することを可とする決裁行為（行政機関の長による押印）だけでは足りず、別途、「要件を満たす旨の行政文書」を別途作成することを想定しているのか。	関係省庁等の御指摘を踏まえ本条は削除することとしました。
	経産省	質問	第4条から第7条まで	第4条から第7条までの業務フローについて。特定秘密管理者（以下、局長）が行政機関の長（以下、大臣）に具申をし、大臣が「要件を満たす旨の行政文書」を作成するまでのフローとしては、担当課で適性評価を受け、指定を受けた職員が決裁文書を作成し、通常の決裁過程にいる指定を受けていない職員の決裁を省略して局長の決裁を受けて大臣に対する具申をし、その後大臣に至るまでも、指定を受けた大臣官房等の職員の決裁は省略し、さらに通常の決裁案件を処理する大臣室の職員の閲覧・処理も認めずに、直接大臣の決裁を受け、その場で第7条の通報を受ける、という処理手順が想定される、という理解でよいか。 なお、各省において、決裁規程の類を整備しているものと思うが、本件については上記のように通常と異なる決裁経路を経るとするならば、決裁規程の整備が必要になる、という理解でよいか。	関係省庁等の御指摘を踏まえ第4条は削除することとしました。御指摘の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、適性評価により適性を有しないと認められた者については、特定秘密の取扱いの業務を行うことはできないものと考えます。
	経産省	質問	第5条	帳簿は特定秘密ではないということだが、国家公務員法上の秘密保持義務の対象となるのか。また、帳簿の情報公開請求上の扱いは、不開示情報となるのか。	特定秘密指定管理簿の内容は、国家公務員法上の秘密保持義務の対象となり得るものと考えます。また、情報公開法上の取扱いは、特定秘密指定管理簿に記載された個別の内容を踏まえ、各行政機関において情報公開法の規定に従い判断されることとなるものと考えます。
	経産省	質問	第6条第4号	措置の内容には、法第3条第2項第2号で通知をした場合における通知先も含むのか。	表示と通知のどちらの措置を講じたかの別のみを記録することを想定しております。なお、現在の案では「法第3条第2項の規定により講ずる措置が同項各号のいずれの措置であるかの別」としています。
	経産省	質問	第6条第5号	「指定の有効期間」が記載、記録されれば、第6号の「前号の期間が満了する年月日」もさらに記載する必要がないと思われるが、別号立てしているのはなぜか。	特定秘密の指定を適切に管理するため、指定の記録には指定の有効期間に加え当該有効期間が満了する年月日も記載し又は記録することが適切と考えます。なお、御指摘も踏まえ、現在はこれらを同一の号に規定することとしました。
	経産省	質問	第8条第1項	第1号及び第2号中の「容易に区分することができるときは、当該表示は、当該部分に」とあるのは、該当ページにのみ表示し、文書の表紙には表示はしないという意味か。あるいは、「区分」つまり物理的に分離をして該当ページのみを別文書化することを想定しているのか。	本政令案においては、「容易に区分することができるとき」とは、冊子の場合等においては、ページ単位で表示をすれば足りると考えていますが、文書の表紙に表示をすることを排除する趣旨ではありません。 特定秘密が記録された部分を分離して該当ページのみを別文書化することは想定しておりません。
	経産省	質問	第8条第1項第2号	この措置を担保するための具体的方法として想定している方法（ソフトウェアとその操作方法）をご教示ありたい。また、それを実施するためのソフトウェアを未導入の行政機関に対しては、その導入を指導されるという理解でよいか。	御指摘の部分は、関係省庁等の御指摘を踏まえ、「当該電磁的記録のうち当該情報を記録する部分を電子計算機の映像面上において視覚により認識することができるときに別記第一様式の表示の文字及び図形を共に認識することができるように、当該電磁的記録を更新すること。」と修正いたしました。
	経産省	質問	第8条第2項	「新たに作成される」というのは、複写を含むのか。	御指摘の文言は関係省庁等の御指摘を踏まえ削除いたしましたが、特定秘密が記録された文書の複写・複製も文書の作成に含まれます。
	経産省	質問	第9条第1項	「書面」には、特定秘密である情報そのものを記載するということか、あるいは帳簿における要約文のように、「何が特定秘密か」をわかるように記載するということか。前者である場合、特定秘密である情報が何十枚、何百枚に及ぼうとそれを紙で渡すのか。	通知に係る書面の記載事項のうち、御指摘の点については「指定に係る特定秘密である情報を他の情報と区別することができ、かつ、特定秘密として取り扱うことを要しないように要約したもの」を記載することとしました。
	経産省	質問	第9条第1項	この通知は、誰から行うのか。特定秘密管理者か。特定秘密の取り扱いの業務に従事する者であれば誰からでもよいのか。	実際の通知の事務は、行政機関の長が特定秘密管理者に管理させることを想定しています。
	経産省	質問	第9条	第9条第3項中の「同条第四項の指定に係る特定秘密を保有する同項の適合事業者において当該特定秘密である情報を取り扱う者であって新たに生じたもの」とはどのような者のことか。具体例で示されたい。	関係省庁等の御指摘を踏まえ、御指摘の規定は削除いたしました。
	経産省	質問	第10条第1項	ここに列記されている者については、その知る特定秘密ごとのリストの作成が必要なのではないか。どこで担保するのか。あるいは、過去取り扱ったことがある者を把握しきれない場合には、代替的な手段はあるのか。	関係省庁等の御指摘を踏まえ、御指摘の規定は削除いたしました。

	経産省	質問	第10条第1項	ここでの「知る者」は世の中の遍く知る者ではなく、当該行政機関の職員であって「知る者」であるということでよいか。また、当然に過去において特定秘密の取り扱いの業務を行う者であった者を含むという理解で良いか。	関係省庁等の御指摘を踏まえ、御指摘の規定は削除いたしました。 なお、「知る者」とは、法第10条第1項第1号の規定により特定秘密の提供を受けた者を意味します。
	経産省	質問	第12条第1項第2号	抹消と期間満了の表示の2重措置になっている理由は何か。また、「抹消」とはどのような方法によるのか（二重取り消し線で足りるのか）。	特定秘密の適切な管理及び指定の外形の確実な除去のため二重の措置を講ずることとしました。「抹消」とは、特定秘密の表示に二重線を付すことなどを想定しています。
	経産省	質問	第14条	二重に包装する趣旨如何。茶封筒二枚重ねで足りるのか。	御指摘の規定は、「収納物を外部から見ることができないような運搬容器に特定秘密文書等を収納し、これを施錠」することとしました。
	経産省	質問	第14条	携行が必要であるということは、電子情報処理組織を用いた伝達は不可という理解でよいか。なお、この保護措置は、屋外持ち出しについての一般ルールとも考えられるが、行政機関と適合事業者の相互間、特定秘密を保持する行政機関と提供を受ける者の間の情報の受け渡しについては、電子情報処理組織を用いた方法での伝達など、第16条第1項第2号ホで定めた方法に依ればよいということか。	法第4条第4項に係る部分については御指摘のとおりです。後段の適合事業者や他の行政機関との間での特定秘密文書等の運搬、交付、特定秘密の伝達の制限等については、適合事業者との契約、他の行政機関との協議において定めるべき事項としました。
	経産省	質問	第15条	第15条第1項第4号の「当該指定が解除された旨を通報」する先としては、過去に取扱いに関与した者も含む必要はないか。	特定秘密の適確な保護や指定の外形の除去のためには、現に特定秘密を取り扱っている者にすれば足りると考えます。
	経産省	質問	第16条第1項第2号	各保護措置について、統一ルールは定めないのか。例えば、特定秘密の伝達方法は、各行政機関ごとに異なってよいのか。電子情報処理組織を利用する方法を認めるにしても、システム的な統一が必要ではないか。ここが統一されていないと、第18条に基づく適合事業者の基準が、相対する行政機関ごとに異なることになるのではないか。	特定秘密の保護措置の細目については、関係省庁の御意見も伺いながら検討し、可能な限り早期に調整してまいります。
	経産省	質問	第19条、第20条	第16条第2号イ、ロ、ハと同様に教育の実施、機器の持込制限、電子計算機の使用制限等に関する措置を規定しないのか。	適合事業者との契約で定める事項、他の行政機関との協議で定めるべき事項に、御指摘の点も規定することとしました。
	経産省	質問	第26条、第27条	法第17条で第5章の権限及び事務のみ委任を認めている趣旨からすれば、適性評価に関することだけは、例えば事務次官に権限又は事務を委任することができるが、それ以外については、一切の権限又は事務の委任は認められないという理解か（したがって、行政機関の長は、という主語になっている行為（例えば有効期間満了の通知や周知、適合事業者への通知や周知など）は、全て行政機関の長の決裁を得た上で実施しなければならない、ということになるか）。	御指摘の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、一般論として、下位職員の専決とすることは排除されないと考えます。
	経産省	質問	別記第一様式	MDA秘密保護法では政令規定事項とされる秘密区分については、本法の施行に当たっては定められないとの理解か。 GSOMIAやGSOIAなどの国際約束等に基づき保護することが必要な情報も指定対象として念頭にあるのであれば、秘密区分についても、政令以下で規定される必要がないか。さもなくば、Top secret, secret, confidentialといった相手方区分については、全て特定秘密として取り扱うことになり、例えば日米GSOMIAの規定に反することになるのではないか。	本法は、おおて特定秘密に該当する情報については、その取扱いに差異を設けることは想定しておりません。各国との間で締結された秘密保護協定等を踏まえ取扱いに差異を設ける必要がある場合には、現行の防衛秘密制度同様、運用上の取扱いに差異を設けることとなると考えます。 なお、現行の防衛秘密制度では、「秘密保全に関する訓令等の解釈及び運用について（防衛事務次官通達（平成24年9月28日改正））」において、防衛秘密として指定された事項のうち、近年我が国がいくつかの国と締結している秘密保護協定に基づき他の締結国との間でやりとりされる情報であって、特に厳格な管理を要するものを「特に厳格な管理を要する防衛秘密」として、その取扱いの業務に従事する職員の範囲の指定（個人単位とする。）や運搬方法（郵送を認めない。）及び表示措置（機密と並記。）について、その他の防衛秘密に比較し、より厳格な管理とする運用を行っていると承知しており、特定秘密について、関係国との関係上、取扱いに差異を設ける必要があるものについては、各省における訓令において規定していただくことが考えられます。

2014年6月5日　海保一

質問・意見提出様式

提出部署名：海上保安庁

番号	対象箇所 条	項	号	イ、ロ…	質問／意見の	質問・意見（意見の場合は、必ず意見提出理由も記入願います。）	回答
1	制定文				質問	「特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号）第2条第5号、第3条第1項及び第2項、第4条第2項、第4項第7号」とあるが、政令（第1次素案）において、法第4条第4項第7号に関する事項が規定されていないものと思料されるが、何らかの規定を別途設ける想定があるのか。	現時点では想定していないため、御指摘の部分は削除いたしました。
2	4				質問	行政機関の長が作成する「要件を満たす旨の行政文書」において記載する「要件を満たす旨」とはどのような記載を想定しているのか。 また、既に特定秘密に該当している情報について、法別表の別号にも該当することとなった場合には、「要件を満たす旨」に追記する必要はあるのか。	関係省庁等の御指摘を踏まえ御指摘の規定は削除いたしました。
3	8	1	1		質問	表示を行う場合において、情報を記録し、又は化体する部分を「容易に区分することができる」とは、どの程度容易に区分できるものを想定しているのか。	「容易に区分することができる」場合とは、例えば、冊子の中の特定のページの中に、特定秘密が記載している部分が明らかに判別できる場合等が想定されます。
4	10				質問	特定秘密管理者が政令案第4条に基づく指定の具申を行う前に、すでに当該情報に接していた者に対しては、政令案第10条に基づいて特定秘密に指定された旨の周知が行われることとなるが、これらの者は適性評価の対象ではなく、秘密保護法に基づく罰則も適用されないと解してよいか。	関係省庁等の御指摘を踏まえ、御指摘の規定は削除いたしました。
5	13				質問	法第4条第2項において、「政令で定めるところにより、5年を超えない範囲においてその有効期間を延長するものとする。」とあるが、政令（第1次素案）第13条においては、有効期間を延長した後に講ずべき措置については規定されているものの、有効期間の延長にあたって必要となる措置等は規定されていないものと思料されるが、有効期間を延長するにあたって講ずべき措置について何らかの規定が別途設けられるのか。	政令案において、有効期間を延長する際の規定としては、有効期間を延長した後に講ずべき措置以外の措置を規定することは予定しておりません。
6	14				質問	「当該行政機関の長を補助する者」とは、具体的にはどのような範囲の者を想定しているのか。	関係省庁等の御指摘を踏まえ御指摘の規定は削除しました。
7	15				質問	法第4条第7項において、「政令で定めるところにより、速やかにその指定を解除するものとする。」とあるが、政令（第1次素案）第15条においては、指定を解除した後に講ずべき措置については規定されているものの、指定の解除にあたって必要となる措置等は規定されていないものと思料されるが、指定を解除するにあたって講ずべき措置について何らかの規定が別途設けられるのか。	政令案において、指定を解除する際の規定としては、指定を解除した後に講ずべき措置以外の措置を規定することは予定しておりません。
8	16		2		質問	「あらかじめ定めたところに従い」とは、行政機関の長がそれぞれ独自に定めることとなるのか。行政機関の長がそれぞれ独自に定めるのであれば、具体的にはどのような内容を想定しているのか。また、統一的な基準は示されるのか。	御指摘の部分は、法第5条第1項の規定に従い、行政機関の長ごとに特定秘密の適切な保護のために必要な規程を定めることとしておりますが、各行政機関において講ずる措置に差異が出ないよう、統一的な基準の作成等につき、関係省庁の御意見も伺いながら検討し、可能な限り早期に調整してまいります。
9	16		2	チ	質問	「特定秘密の保護上必要な措置」とは、どのような措置を想定しているのか。	特定秘密管理者を補助する者を指定すること等を想定しています。
10	18	1	1		質問	「第16条第2号ロからチに掲げる事項に関し法第5条第4項の行政機関の長が定めた特定秘密の保護のために必要な基準」とあるが、当該基準については、具体的にはどのような内容を想定しているのか。また、基準について、指針等は示されるのか。	御指摘の部分は、関係省庁等の御指摘を踏まえ、行政機関が定める規程と同様の措置の実施に関する規程を適合事業者が定めており、当該規程に従って措置を講じることにより、特定秘密を適切に保護することができると認められることとしました。
11	21	1	1		質問	「当該特定秘密について指定をした行政機関の長があらかじめ定めた当該特定秘密の保護のために必要な基準」とあるが、当該基準は、政令案第16条第2号柱書きにおいて定められている「あらかじめ定めたところ」と同様であるのか。また、同様でないなら、具体的にはどのような内容を想定しているのか。また、基準について、指針等は示されるのか。	御指摘の規定は関係省庁等の御指摘を踏まえ削除することとしました。
12	23				質問	「法第18条第1項の基準で定める質問票」は、全省庁に統一的な様式が示されるのか。	御指摘の質問票の様式については、別途お配りをした運用基準において示しているところです。
13	24				質問	「法第18条第1項の基準で定める書面」は、全省庁に統一的な様式が示されるのか。	御指摘の書面の様式については、別途お配りをした運用基準において示しているところです。
14	26	1			質問	国家公務員法第55条第2項の規定により任命権を委任された職員の組織において、自身が任命権を有しない職員の適正評価を実施することは可能なのか。（例として、地方支部分局等に所属する職員のうち、中央任命の職員は、当該地方支部分局等の長が任命権を有しないため、適正評価はできないのか。できないとするなら、地方支部分局等に所属する中央任命の職員は、中央により適正評価を行うことになるが、適正評価の実効性が担保できるのか。）	自身が任命権を有しない職員の適性評価を実施することはできないと考えます。適性評価は、評価対象者に関する基本的な人定事項に加え、懲戒の経歴に関する事項、精神疾患に関する事項等の人事管理に関する情報を含めて調査するものであり、通常、これらの情報は、任命権者に集約されていることから、任命権者に実施させることにより実効性が担保できるものと考えております。
15	27	1			質問	「同法第9条の地方支分部局の長又はこれらに準ずる者を特定秘密管理者として指定する」にある「準ずる者」とは具体的にはどのような範囲を想定しているのか。	関係省庁等の御指摘を踏まえ御指摘の規定は削除しました。

（注意事項）
※行が不足する場合、適宜追加願います。

事務連絡

防衛省　担当官　殿

平成26年6月5日

特定秘密保護法施行準備室

政令素案に対する意見等への回答について

貴省の意見について以下回答いたします。

1．本則関係

(1)　適合事業者に係る事務処理

特定秘密の保護に関する法律第五条第四項において、「行政機関の長は、指定をした場合において、（中略）物件の製造又は役務の提供を業とする者で、特定秘密の保護のために必要な施設設備を設置していることその他政令で定める基準に適合するもの（以下「適合事業者」という。）との契約に基づき、（中略）を保有させることができる」とされていますが、これには、当該適合事業者に関する審査を誰が行うのか、といったことまでは明示されていません。また、特定秘密の保護に関する政令素案（以下単に「政令素案」という。）においても、同素案第十八条において適合事業者に係る基準は示されておりますが、当該審査を誰が行うのかまでは明示されてはいません。

防衛省としては、特定秘密制度が始まるに当たり、行政機関の統一的な運用を図る観点から、何らか定めが必要であると考えています。

政令素案第十六条においては、行政機関における特定秘密の保護に関し必要な事項として「あらかじめ定め」ることも予定されており、この「定め」の中で、行政機関毎に整備することも可能であると考えますが、誰が適合事業者に関する審査を行うのかについては、法律の解釈と実施に関わる事項であり、また、行政機関以外の者に当該審査を行う者を明示し、これを適用するものであるため、政令による規定が望ましいと考えますので、本件については、政令において整備されるよう検討頂きたい。

※　適合事業者に関する基準の審査は、政令で定める基準に適合しているか否かの審査事務であり、特段、政策的判断を要するものではないと考えられることから、例えば、特定秘密管理者が当該事務を担うことも可能か否かについても検討が必要（この場合は、第二十七条の修正が必要となることを申し添えます。）。

（回答）適合事業者に係る基準は政令に明記しており、それに適合しているかどうかを誰が審査するかにかかわらず、適合事業者の選定について政府統一的な運用が図られるものと考えます。

(2)　第二十六条関係（権限又は事務の委任）

政令素案第二十六条第一項の規定については、行政機関の長が、任命権の委任を行った者であれば適性評価の権限又は事務を委任することができるとの趣旨であり、当該任命権の委任を行った者に具体的にどのような適性評

価の権限又は事務を委任するのか（例えば、委任する評価対象職員の範囲や適合事業者の従業者に対する適性評価の権限及び事務の委任）という点は、行政機関の長の裁量に委ねられ、その結果を官報にて告示することとなるものと理解しています。このような理解に基づき、施行後の防衛省内の適性評価の権限又は事務の委任の具体的なあり方を検討しておりますが、このような理解で間違いないか、ご教示頂きたい。

（回答）御指摘の点については、別途貴省に連絡を差し上げているとおりです。

⑶　第二十七条関係（第五条の規定による特定秘密管理簿の備付け及び防衛秘密管理簿への記載又は記録に関する規定部分）

政令素案第二十七条第二項では、行政機関の長の命を受けて、特定秘密を適切に管理等するための帳簿を特定秘密管理者が備え付ける旨の規定を設けていますが、特定秘密管理者は、同条第一項に規定されているとおり、複数指名されることが予定されています。そのため、政令素案第四条の規定にある「具申」に基づき指定された特定秘密情報については、それぞれの特定秘密管理者において管理し、記載又は記録することは可能ですが、行政機関全体の状況を把握・管理することは困難であると考えます。

したがって、現行の防衛秘密制度のように、政令素案第五条に基づき行政機関の長が備付ける帳簿においては、当該行政機関全体で保有する特定秘密情報を一覧性を持って把握・管理できるようにする（防衛秘密制度においては「防衛秘密記録簿」）とともに、特定秘密管理者が整備する帳簿（防衛秘密制度においては「防衛秘密管理簿」）についても整備し、管理できるような規定を検討頂きたい。

（回答）御指摘の指定の効力発生時については関係当局との調整を踏まえつつ削除し、特定秘密管理者の規定については、運用基準に規定することを検討しております。

御指摘のとおり、特定秘密管理者は各行政機関において複数名指名されることも想定されますが、各行政機関において当該行政機関の特定秘密の指定について全体の状況を把握・管理する方法については、今後各省庁からの御意見も伺いながら検討させていただきたいと考えております。

２．附則関係

⑴　第二条関係

政令素案附則第二条において、該当する部分（自衛隊法施行令第百十三条の二から第百十三条の十四まで及び別表第十一）を「削る」旨の規定が設けられております。本則第百十三条の二から第百十三条の十四までの部分に関しましては、条ズレに伴う措置は必要ありませんが、別表第十一に関しましては、当該表の後ろに規定している別表第十二が防衛医科大学校の償還金に

関する規定であるため、毎年度の改正を要する部分であり、本政令に関する検討と平行して改正規定を検討する必要が生じるため、別表第十一に関しては「削除」として頂きますようお願いします。

なお、別表第十二について、条ズレの影響が少ないため現案のとおり「削る」となる場合には、自衛隊法施行令第百二十条の十五第一項第一号に規定されている「別表第十二」の改正規定を加える必要があることを申し添えます。

また、目次及び第六章第五節の改正規定に関し、平成十四年の防衛秘密に係る規定を整備した際、第六章の章名を「第六章　自衛隊の行動及び権限」から「第六章　自衛隊の行動及び権限等」に改めていますので、今般の改正に際しては、この点も改正頂きますようお願いいたします。

⑵　未記載関係（自衛隊法施行令の一部改正に伴う経過措置）

現時点で政令素案に示されてはおりませんが、自衛隊法施行令において規定されている事項に関する経過規定の整備に関し、本則の検討状況を踏まえながら、今後、調整させて頂きたいと考えていますので、この点、ご高配頂きますようお願いします。

（回答）本政令案附則における自衛隊法施行令の一部改正及びそれに伴う経過措置については、別途貴省と相談をさせて頂いたところです。

（以上）

平成２６年６月５日

関係各位

平素より大変お世話になっております。

これまで情報保全諮問会議の委員及び関係省庁よりいただいた御意見を踏まえ、特定秘密の保護に関する法律施行令（仮称）素案の叩き台を作成しましたので、お送りいたします。本施行令（仮称）素案叩き台についてご質問等がございましたら６月１２日までに頂ければ幸いです。

なお、政令・運用基準の策定については、以下のスケジュールを予定しているところ、予め御承知置き頂ければ幸いです。

引き続き、御協力の程よろしくお願いいたします。

【スケジュール案】

６月第１週	諮問会議委員及び関係省庁に施行令（仮称）素案の叩き台を送付
６月第２週	諮問会議委員及び関係省庁に運用基準の素案の叩き台（改訂版）を送付
６月第２週以降	諮問会議委員に施行令（仮称）素案の叩き台、運用基準の素案の叩き台（改訂版）を説明
６月２０日	運用基準の素案の叩き台（改訂版）、施行令（仮称）素案の叩き台についての諮問会議委員のコメント締め切り
６月２３日の週	諮問会議委員及び関係省庁に運用基準・施行令素案（案）を送付
７月２日	同資料について、第２回情報保全諮問会議準備会合において議論

※　上記スケジュール案については、進捗等によって変更がありうるところ、予めご理解いただければ幸いです。

内閣官房特定秘密保護法施行準備室
内閣参事官　　神原（かんばら）　紀之
東京都千代田区永田町１－６－１
電話番号：[redacted]
ＦＡＸ：０３－３５９２－２３０７

情報保全諮問会議関係者限り

特定秘密の保護に関する法律施行令（仮称）（素案の叩き台）の概要

【ポイント】

指定を行う行政機関 ［項目１］

○　法案修正等の経緯を踏まえ特定秘密の指定を行う行政機関を規定（対象となる行政機関は関係省庁と要調整）

特定秘密指定管理簿の整備 ［項目２］

○　特定秘密の指定を行う行政機関は、特定秘密指定管理簿を整備

○　指定の年月日、その有効期間等を記録し、特定秘密の指定、解除等を適切に管理

文書等への確実な特定秘密の表示 ［項目２(1)、３(2)～(5)］

○　特定秘密の範囲を外形的に明らかにするため、特定秘密文書等への特定秘密の表示等を確実な方法により実施

○　特定秘密の提供を受けた者においても同様の措置を実施

指定解除等の際の特定秘密の表示の確実な除去 ［項目２(2)・(4)、３(2)～(4)］

○　指定の解除等を外形的に明らかにするため、特定秘密の表示を抹消

○　特定秘密の提供を受けた者においても同様の措置を実施

実施すべき保護措置の具体的列挙 ［項目３］

○　特定秘密を取り扱う職員の決定、保護業務を管理する者の指名、特定秘密を取り扱う場所への立入り制限等の保護措置を具体的に列挙

文書等の緊急廃棄 ［項目３⑩］

○　保護措置の一環として、特定秘密文書等の奪取等のおそれがある緊急事態における廃棄措置を規定

※　内閣府に置かれるチェック機関については、審議官級の組織（独立公文書管理監（仮称））を定めることについて関係省庁と要調整

１　行政機関

○　特定秘密の指定を行わない行政機関（法第３条第１項ただし書）として、当面指定を行う見込みがないと考えられる行政機関を規定する。

２　特定秘密の指定

(1)　指定に伴う措置

○　行政機関の長は、特定秘密の指定、解除等を適切に管理するため、特定秘密指定管理簿（電磁的記録によるものでも可）を備え付け、指定をしたときは、次の事項を記載又は記録し、指定に関する記録（法第３条第２項）を作成する。

・　指定年月日
・　指定の有効期間及びその満了する年月日
・　指定に係る特定秘密である情報の要約
・　指定に係る特定秘密である情報が法別表のいずれの事項に関するもので

あるかの別　等

○　特定秘密文書等（特定秘密である情報を記録する文書、図画、電磁的記録若しくは物件又は当該特定秘密を化体する物件をいう。以下同じ。）への特定秘密の表示（法第３条第２項第１号）は、その見やすい箇所に確実な方法により行う。文書等のうち特定秘密である情報を記録し又は化体する部分を容易に区分することができるときは、当該部分に行う。

○　指定に係る通知（法第３条第２項第２号）は、指定年月日、指定の有効期間、指定に係る特定秘密である情報の要約等を記載した書面により行う。

(2)　指定の有効期間の満了に伴う措置

○　行政機関の長は、指定の有効期間が満了したときは、次の措置を講ずる。

・　特定秘密指定管理簿への指定の有効期間が満了した旨の記載又は記録
・　特定秘密文書等にされている特定秘密の表示の抹消及び指定の有効期間が満了した旨の表示
・　指定に係る通知を受けた者に対する指定の有効期間が満了した旨の書面による通知
・　法の規定により特定秘密を提供した者等に対する指定の有効期間が満了した旨の書面による通知

(3)　指定の有効期間の延長に伴う措置

○　行政機関の長は、指定の有効期間を延長（法第４条第２項）したときは、次の措置を講ずる。

・　特定秘密指定管理簿への指定の有効期間を延長した旨、延長後の指定の有効期間、その満了する年月日等の記載又は記録
・　指定に係る通知を受けた者に対する指定の有効期間を延長した旨の書面による通知
・　法の規定により特定秘密を提供した者等に対する指定の有効期間を延長した旨、延長後の指定の有効期間及びその満了する年月日の書面による通知

(4)　指定の解除に伴う措置

○　行政機関の長は、指定を解除（法第４条第７項）したときは、次の措置を講ずる。

・　特定秘密指定管理簿への指定を解除した旨及びその年月日の記載又は記録
・　特定秘密文書等にされている特定秘密の表示の抹消及び指定を解除した旨の表示
・　指定に係る通知を受けた者に対する指定を解除した旨及びその年月日の書面による通知
・　法の規定により特定秘密を提供した者等に対する指定を解除した旨及びその年月日の書面による通知

3　特定秘密の保護措置

(1)　指定をした行政機関

○　行政機関の長は、特定秘密を適切に保護するため、次の措置の実施に関する規程を定める。

①　特定秘密の取扱いの業務を行わせる職員の範囲の決定

② 特定秘密の保護に関する業務を管理する者の指名
③ 職員に対する特定秘密の保護に関する教育
④ 特定秘密の保護に関し必要な施設、設備及び機器の整備
⑤ 特定秘密を取り扱う場所への立入り及び機器の持込みの制限
⑥ 特定秘密を取り扱うために使用する電子計算機の使用の制限
⑦ 特定秘密文書等の作成、運搬、交付、保管、廃棄その他の取扱いの方法の制限
⑧ 特定秘密の伝達の方法の制限
⑨ 特定秘密の取扱いの業務の状況の検査
⑩ 特定秘密文書等の奪取その他特定秘密の漏えいのおそれがある緊急の事態に際し、その漏えいを防止するために他に適当な手段がないと認められる場合における焼却、破砕その他の方法による特定秘密文書等の廃棄
⑪ 特定秘密文書等の紛失その他の事故が生じた場合の被害の発生及び再発の防止、原因の究明その他の措置
⑫ ①から⑪までに掲げるもののほか、特定秘密の保護に関し必要と認められる措置

○ 法第５条第１項の政令で定める措置（指定をした行政機関における特定秘密の保護措置）は、上記の規程に従い特定秘密の取扱いの業務を行わせる職員の範囲を定めること及び上記②から⑫までに掲げる措置を講ずることとする。

(2) 都道府県警察

○ 法第５条第３項の政令で定める事項（特定秘密の保護措置として警察庁長官が都道府県警察に指示する事項）は、特定秘密の取扱いの業務を行わせる職員の範囲及び次の措置の実施に関する事項とする。

・ 上記(1)②から⑫までに掲げる措置
・ 特定秘密文書等への表示、取扱者への通知、指定の有効期間が満了した際の表示の抹消・通知等の措置

(3) 適合事業者

○ 法第５条第４項の政令で定める基準（適合事業者の基準）は、次の措置の実施に関する規程を定め、当該規程に従ってこれら措置を講ずることにより、特定秘密を適切に保護することができると認められることとする。

・ 特定秘密の取扱いの業務を行わせる従業者の範囲の決定
・ 従業者に対する特定秘密の保護に関する教育
・ 上記(1)②及び④から⑫までに掲げる措置

○ 法第５条第５項の政令で定める事項（特定秘密の保護措置として適合事業者との契約で定める事項）は、特定秘密の取扱いの業務を行わせる従業者の範囲及び次の措置の実施に関する事項とする。

・ 従業者に対する特定秘密の保護に関する教育
・ 上記(1)②及び④から⑫までに掲げる措置
・ 特定秘密文書等への表示、取扱者への通知、指定の有効期間が満了した際の表示の抹消・通知等の措置
・ 特定秘密の取扱いの業務を行う従業者について、法第12条第１項第３号に規定する事情があると認められた場合における報告等の措置

(4) 特定秘密の提供を受ける他の行政機関

○ 法第６条第２項の政令で定める事項（他の行政機関に特定秘密を提供する際の協議事項）は、特定秘密の取扱いの業務を行わせる職員の範囲及び次の措置の実施に関する事項とする。

・ 上記(1)②から⑫までに掲げる措置
・ 特定秘密文書等への表示、取扱者への通知、指定の有効期間が満了した際の表示の抹消・通知等の措置

(5) その他公益上の必要による提供を受ける者

○ 法第10条第１項第１号の政令で定める措置（公益上の必要による特定秘密の提供を受ける者による保護措置）は、次の措置とする。

・ 特定秘密を利用し、又は知る者の範囲を制限すること
・ 提供に係る業務以外に特定秘密が利用されないようにすること
・ 特定秘密の保護に関する業務を管理する者を指名すること
・ 特定秘密を利用し、又は知る者に対し、特定秘密の保護の重要性を理解させること
・ 特定秘密を取り扱うために使用する電子計算機の使用を制限すること
・ 特定秘密文書等の作成、運搬、交付、保管、廃棄等の方法を制限すること
・ 特定秘密の伝達の方法を制限すること
・ 特定秘密の利用の状況の検査の方法を定めること
・ 特定秘密文書等の紛失等の事故が生じた場合における報告の方法を定めること
・ 特定秘密を利用し、又は知る者に、その利用し、又は知る情報が特定秘密であることを認識させるために必要な通知又は特定秘密文書等についてする表示等の方法を定めること

4 特定秘密の取扱者の制限

○ 合議制の機関を構成する職であって、就任について国会等の同意によることを必要とするもののうち、特定秘密の取扱いの業務を行う見込みが高いと考えられるものとして、国家公安委員会委員、公安審査委員会の委員長及び委員、原子力規制委員会の委員長及び委員、都道府県公安委員会委員を規定する（法第11条第７号）。

5 適性評価

○ 適性評価の実施に当たっては、適性評価の対象となる者に法第12条第２項各号に掲げる事項に関する質問票を交付して記載を求める。

○ 適性評価の告知及び同意（法第12条第３項）は書面により行う。

○ 適性評価に関する個人情報の利用及び制限に関し、懲戒事由等に準ずる事由を規定する。

○ 行政機関の長は、適性評価に関する権限又は事務を、国家公務員法により任命権が委任された職員等に委任することができる。

6 その他

○ 政令の施行期日、自衛隊法施行令の一部改正、防衛秘密の特定秘密への移行に伴う経過措置等

特定秘密の保護に関する法律施行令（仮称）（素案の叩き台）

※今後、関係省庁との調整の過程で変更があり得る

目次

第一章　総則（第一条―第三条）
第二章　特定秘密の指定等
　第一節　特定秘密の指定（第四条―第八条）
　第二節　指定の有効期間及び解除（第九条―第十二条）
　第三節　特定秘密の保護措置（第十三条―第十六条）
第三章　他の行政機関等による特定秘密の保護措置（第十七条・第十八条）
第四章　特定秘密の取扱者の制限（第十九条）
第五章　適性評価（第二十条―第二十三条）
附則

第一章　総則

（法第二条第五号の政令で定める特別の機関）

第一条　特定秘密の保護に関する法律（以下「法」という。）第二条第五号の政令で定める特別の機関は、検察庁とする。

（法第三条第一項の政令で定める者）

第二条　法第三条第一項の政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一　最高検察庁にあっては、検事総長
二　高等検察庁にあっては、その庁の検事長
三　地方検察庁にあっては、その庁の検事正
四　区検察庁にあっては、その庁の対応する簡易裁判所の所在地を管轄する地方裁判所に対応する地方検察庁の検事正

（法第三条第一項ただし書の政令で定める行政機関）

第三条　法第三条第一項ただし書の政令で定める行政機関は、次に掲げる行政機関以外の行政機関とする。　**※　関係省庁と要調整**

一　国家安全保障会議
二　内閣官房
三　内閣府
四　国家公安委員会
五　総務省
六　消防庁

七　法務省
八　公安審査委員会
九　公安調査庁
十　外務省
十一　厚生労働省
十二　経済産業省
十三　資源エネルギー庁
十四　海上保安庁
十五　原子力規制委員会
十六　防衛省
十七　警察庁

第二章　特定秘密の指定等

第一節　特定秘密の指定

（特定秘密指定管理簿の備付け等）

第四条　行政機関の長（前条各号に掲げる行政機関の長に限る。）は、次条に規定する事項その他の特定秘密の指定及びその解除を適切に管理するために必要な事項を記載し、又は記録した帳簿（磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をもって調製するものを含む。以下「特定秘密指定管理簿」という。）を備え、これを保存するものとする。

（指定に関する記録の作成）

第五条　法第三条第二項の規定による指定に関する記録の作成は、特定秘密指定管理簿に次に掲げる事項を記載し、又は記録することにより行うものとする。

一　指定をした年月日
二　指定の有効期間及びその満了する年月日
三　指定に係る特定秘密である情報を他の情報と区別することができ、かつ、特定秘密として取り扱うことを要しないように要約したもの
四　指定に係る特定秘密である情報が法別表第一号イからヌまで、第二号イからホまで、第三号イからニまで又は第四号イからニまでのいずれの事項に関するものであるかの別
五　法第三条第二項の規定により講ずる措置が同項各号のいずれの措置であるかの別

（特定秘密の表示）

第六条　法第三条第二項第一号の規定による表示（以下「特定秘密の表示」という。）は、次の各号に掲げる特定秘密文書等（特定秘密である情報を記録する文書、図画、電磁的記録若しくは物件又は当該情報を化体する物件をいう。以下同じ。）の区分に応じ、当該各号に定めるところによりするものとする。

一　特定秘密である情報を記録する文書又は図画　別記第一様式に従い、その見やすい箇所に、印刷、押印その他これらに準ずる確実な方法によりすること。この場合において、当該文書又は図画のうち当該情報を記録する部分を容易に区分することができるときは、当該表示は、当該部分にすること。

二　特定秘密である情報を記録する電磁的記録　当該電磁的記録のうち当該情報を記録する部分を電子計算機の映像面上において視覚により認識することができる状態にしたときに、別記第一様式に係る文字及び図形を共に認識することができるように、当該電磁的記録を更新すること。

三　特定秘密である情報を記録し、又は化体する物件　別記第一様式に従い、その見やすい箇所（見やすい箇所がないときは、その保管に用いる容器又は包装の外部）に、刻印、ラベルの貼付けその他これらに準ずる確実な方法によりすること。この場合において、当該物件のうち当該情報を記録し、又は化体する部分を容易に区分することができるときは、当該表示は、当該部分にすること。

（通知）

第七条　法第三条第二項第二号の規定による通知は、特定秘密である情報について第五条第一号から第三号までに掲げる事項を記載した書面により行うものとする。

（法第三条第三項の規定により講じた措置の記録）

第八条　行政機関の長は、法第三条第三項の規定により同条第二項第一号に掲げる措置を講じたときは、特定秘密指定管理簿にその旨を記載し、又は記録するものとする。

第二節　指定の有効期間及び解除

（指定の有効期間の満了に伴う措置）

第九条　行政機関の長は、指定をした場合において、その有効期間が満了したときは、次に掲げる措置を講ずるものとする。

一　特定秘密指定管理簿に当該指定の有効期間が満了した旨を記載し、又は記録すること。

二　当該指定に係る特定秘密文書等について、特定秘密の表示を抹消した上で、当該指定の有効期間が満了した旨の表示をすること。

三　当該指定に係る特定秘密であった情報を取り扱う者で法第三条第二項第二号の規定による通知を受けたものに対し、当該指定の有効期間が満了した旨を書面により通知すること。

四　次に掲げる者に対し、当該指定の有効期間が満了した旨を書面により通知すること。

イ　当該指定について法第五条第二項の規定による通知を受けた都道府県警察

ロ　当該指定について法第五条第四項の規定による通知を受けた適合事業者

ハ　法第六条第一項、第七条第一項、第八条第一項、第九条若しくは第十条第一項又は第十八条第四項の規定により当該行政機関の長から当該指定に係る特定秘密の提供又は当該特定秘密である情報を含む資料の提出を受けた者

2　第六条の規定は、前項第二号の規定による指定の有効期間が満了した旨の表示について準用する。この場合において、同条中「別記第一様式」とあるのは、「別記第二様式」と読み替えるものとする。

（指定の有効期間の延長）

第十条　行政機関の長は、法第四条第二項の規定により指定の有効期間を延長したときは、次に掲げる措置を講ずるものとする。

一　特定秘密指定管理簿に当該指定の有効期間を延長した旨、延長後の当該指定の有効期間、その満了する年月日並びに法第四条第四項の規定による内閣の承認を得たときはその旨及び当該承認の年月日を記載し、又は記録すること。

二　当該指定に係る特定秘密である情報を取り扱う者で法第三条第二項第二号の規定による通知を受けたものに対し、当該指定の有効期間を延長した旨、延長後の当該指定の有効期間及びその満了する年月日を書面により通知すること。

三　次に掲げる者に対し、当該指定の有効期間を延長した旨、延長後の当該指定の有効期間及びその満了する年月日を書面により通知すること。

イ　当該指定について法第五条第二項の規定による通知を受けた都道府県警察

ロ　当該指定について法第五条第四項の規定による通知を受けた適合事業者

ハ　法第六条第一項、第七条第一項、第八条第一項、第九条若しくは第十条第一項又は第十八条第四項の規定により当該行政機関の長から当該指定に係る特定秘密の提供又は当該特定秘密である情報を含む資料の提出を受けた者

（内閣に特定秘密を提示する場合の措置）

第十一条　法第四条第五項の政令で定める措置は、収納物を外部から見ることができないような運搬容器に特定秘密文書等を収納し、これを施錠した上で、同項の行政機関の長が当該行政機関において当該特定秘密の取扱いの業務を行わせる職員のうちから指名するものに携行させることとする。

（指定の解除）

第十二条　行政機関の長は、法第四条第七項の規定により指定を解除したときは、次に掲げる措置を講ずるものとする。

一　特定秘密指定管理簿に当該指定を解除した旨及びその年月日を記載し、又は記録すること。

二　当該指定に係る特定秘密文書等について、特定秘密の表示を抹消した上で、当該指定を解除した旨の表示をすること。

三　当該指定に係る特定秘密であった情報を取り扱う者で法第三条第二項第二号の規定による通知を受けたものに対し、当該指定を解除した旨及びその年月日を書面により通知すること。

四　次に掲げる者に対し、当該指定を解除した旨及びその年月日を書面により通知すること。

イ　当該指定について法第五条第二項の規定による通知を受けた都道府県警察

ロ　当該指定について法第五条第四項の規定による通知を受けた適合事業者

ハ　法第六条第一項、第七条第一項、第八条第一項、第九条若しくは第十条第一項又は第十八条第四項の規定により当該行政機関の長から当該指定に係る特定秘密の提供又は当該特定秘密である情報を含む資料の提出を受けた者

2　第六条の規定は、前項第二号の規定による指定を解除した旨の表示について準用する。この場合において、同条中「別記第一様式」とあるのは、「別記第三様式」と読み替えるものとする。

第三節　特定秘密の保護措置

（行政機関の長による特定秘密の保護措置）

第十三条　行政機関の長は、特定秘密を適切に保護するために、次に掲げる措置の実施に関する規程を定めるものとする。

一　特定秘密の取扱いの業務を行わせる職員の範囲の決定

二　特定秘密の保護に関する業務を管理する者の指名

三　職員に対する特定秘密の保護に関する教育

四　特定秘密の保護に関し必要な施設、設備及び機器の整備

五　特定秘密を取り扱う場所への立入り及び機器の持込みの制限

六　特定秘密を取り扱うために使用する電子計算機の使用の制限

七　特定秘密文書等の作成、運搬、交付、保管、廃棄その他の取扱いの方法の制限

八　特定秘密の伝達（特定秘密文書等の交付以外の方法によるものに限る。第十八条第七号において同じ。）の方法の制限

九　特定秘密の取扱いの業務の状況の検査

十　特定秘密文書等の奪取その他特定秘密の漏えいのおそれがある緊急の事態に際し、その漏えいを防止するため他に適当な手段がないと認められる場合における焼却、破砕その他の方法による特定秘密文書等の廃棄

十一　特定秘密文書等の紛失その他の事故が生じた場合における被害の発生及び再発の防止、原因の究明その他の措置

十二　前各号に掲げるもののほか、特定秘密の保護に関し必要と認められる措置

2　法第五条第一項の政令で定める措置は、前項の規程に従い、法第十一条の規定により特定秘密の取扱いの業務を行うことができることとされる者のうちから、法第五条第一項の行政機関において同項の指定に係る特定秘密の取扱いの業務を行わせる職員の範囲を定めること及び前項第二号から第十二号までに掲げる措置を講ずることとする。

（都道府県警察による特定秘密の保護措置）

第十四条　法第五条第三項の政令で定める事項は、同条第二項の指定に係る特定秘密で同項の都道府県警察が保有するものの取扱いの業務を行わせる職員の範囲並びに当該都道府県警察の警視総監又は道府県警察本部長（以下この項及び第二十条において「警察本部長」という。）による次に掲げる措置及び当該特定秘密に係る前条第一項第二号から第十二号までに掲げる措置の実施に関する事項とする。

一　当該特定秘密である情報について講ずる法第三条第二項各号のいずれかに掲げる措置

二　当該特定秘密の指定の有効期間が満了した場合に講ずる次に掲げる措置

イ　当該指定に係る特定秘密文書等について、前号に掲げる措置としてした表示を抹消した上で、当該指定の有効期間が満了した旨の表示をすること。

ロ　当該特定秘密であった情報を取り扱う者で前号に掲げる措置としてした通知を受けたものに対し、当該指定の有効期間が満了した旨を書面により通知すること。

ハ　法第十条第二項の規定により当該警察本部長から当該特定秘密の提供を受けた者に対し、当該指定の有効期間が満了した旨を書面により通知すること。

三　当該特定秘密の指定の有効期間が延長された場合に講ずる次に掲げる措置

イ　当該特定秘密である情報を取り扱う者で第一号に掲げる措置としてした通知を受けたものに対し、当該指定の有効期間が延長された旨、延長後の当該指定の有効期間及びその満了する年月日を書面により通知すること。

ロ　法第十条第二項の規定により当該警察本部長から当該特定秘密の提供を受けた者に対し、当該指定の有効期間が延長された旨、延長後の当該指定の有効期間及びその満了する年月日を書面により通知すること。

四　当該特定秘密の指定が解除された場合に講ずる次に掲げる措置

イ　当該指定に係る特定秘密文書等について、第一号に掲げる措置としてした表示を抹消した上で、当該指定が解除された旨の表示をすること。

ロ　当該特定秘密であった情報を取り扱う者で第一号に掲げる措置としてした通知を受けたものに対し、当該指定が解除された旨及びその年月日を書面により通知すること。

ハ　法第十条第二項の規定により当該警察本部長から当該特定秘密の提供を受けた者に対し、当該指定が解除された旨及びその年月日を書面により通知すること。

2　前項の規定は、法第七条第二項において準用する法第五条第三項の政令で定める事項について準用する。この場合において、前項中「同条第二項の指定に係る特定秘密で同項の都道府県警察が保有するもの」とあるのは「法第七条第一項の規定による提供を受けて同項の都道府県警察が保有することとなる特定秘密」と、同項第一号中「について講ずる法第三条第二項各号のいずれか」とあるのは「に係る特定秘密文書等で当該都道府県警察において作成したものについて講ずる法第三条第二項第一号に掲げる措置又は当該情報について講ずる同項第二号」と、同項第二号イ及び第四号イ中「について、」とあるのは「について、特定秘密の表示及び」と読み替えるものとする。

（適合事業者に係る基準）

第十五条　法第五条第四項の政令で定める基準は、次に掲げる措置並びに第十三条第一項第二号及び第四号から第十二号までに掲げる措置の実施に関する規程を定めており、かつ、当該規程に従ってこれらの措置を講ずることにより、特定秘密を適切に保護することができると認められることとする。

一　特定秘密の取扱いの業務を行わせる代表者、代理人、使用人その他の従業者（次号及び次条第一項において単に「従業者」という。）の範囲の決定

二　従業者に対する特定秘密の保護に関する教育

（適合事業者による特定秘密の保護措置）

第十六条　法第五条第五項の政令で定める事項は、同条第四項の指定に係る特定秘密で同項の適合事業者が保有するものの取扱いの業務を行わせる従業者の範囲並びに当該適合事業者による次に掲げる措置及び当該特定秘密に係る前条に規定する措置（同条第一号に掲げる措置を除く。）の実施に関する事項とする。

一　当該特定秘密である情報について講ずる法第三条第二項各号のいずれかに掲げる措置

二　当該特定秘密の指定の有効期間が満了した場合に講ずる次に掲げる措置

イ　当該指定に係る特定秘密文書等について、前号に掲げる措置としてした表示を抹消した上で、当該指定の有効期間が満了した旨の表示をすること。

ロ　当該特定秘密であった情報を取り扱う者で前号に掲げる措置としてした通知を受けたものに対し、当該指定の有効期間が満了した旨を書面により通知すること。

ハ　法第十条第三項の規定により当該適合事業者から当該特定秘密の提供を受けた者に対し、当該指定の有効期間が満了した旨を書面により通知すること。

三　当該特定秘密の指定の有効期間が延長された場合に講ずる次に掲げる措置

イ　当該特定秘密である情報を取り扱う者で第一号に掲げる措置としてした通知を受けたものに対し、当該指定の有効期間が延長された旨、延長後の当該指定の有効期間及びその満了する年月日を書面により通知すること。

ロ　法第十条第三項の規定により当該適合事業者から当該特定秘密の提供を受けた者に対し、当該指定の有効期間が延長された旨、延長後の当該指定の有効期間及びその満了する年月日を書面により通知すること。

四　当該特定秘密の指定が解除された場合に講ずる次に掲げる措置

イ　当該指定に係る特定秘密文書等について、第一号に掲げる措置としてした表示を抹消した上で、当該指定が解除された旨の表示をすること。

ロ　当該特定秘密であった情報を取り扱う者で第一号に掲げる措置としてした通知を受けたものに対し、当該指定が解除された旨及びその年月日を書面により通知すること。

ハ　法第十条第三項の規定により当該適合事業者から当該特定秘密の提供を受けた者に対し、当該指定が解除された旨及びその年月日を書面により通知すること。

五　当該特定秘密の取扱いの業務を行う従業者について、法第十二条第一項第三号に規定する事情があると認められた場合における当該特定秘密の指定をした行政機関の長に対する報告その他の措置

2　前項の規定は、法第八条第二項において準用する法第五条第五項の政令で定める事項について準用する。この場合において、前項中「同条第四項の指定に係る特定秘密で同項の適合事業者が保有するもの」とあるのは「法第八条第一項の規定による提供を受けて同項の適合事業者が保有することとなる特定秘密」と、同項第一号中「について講ずる法第三条第二項各号のいずれか」とあるのは「に係る特定秘密文書等で当該適合事業者において作成したものについて講ずる法第三条第二項第一号に掲げる措置又は当該情報について講ずる同項第二号」と、同項第二号イ及び第四号イ中「について、」とあるのは「について、特定秘密の表示及び」と、同項第五号中「指定」とあるのは「提供」と読み替えるものとする。

第三章　他の行政機関等による特定秘密の保護措置

（他の行政機関による特定秘密の保護措置）

第十七条　法第六条第二項の政令で定める事項は、同条第一項の規定による提供を受けて同項の他の行政機関が保有することとなる特定秘密の取扱いの業務を行わせる職員の範囲並びに当該他の行政機関の長による次に掲げる措置及び当該特定秘密に係る第十三条第一項第二号から第十二号までに掲げる措置の実施に関する事項とする。

一　当該特定秘密である情報に係る特定秘密文書等で当該他の行政機関において作成したものについて講ずる法第三条第二項第一号に掲げる措置又は当該情報について講ずる同項第二号に掲げる措置

二　当該特定秘密の指定の有効期間が満了した場合に講ずる次に掲げる措置

イ　当該指定に係る特定秘密文書等について、特定秘密の表示及び前号に掲げる措置としてした表示を抹消した上で、当該指定の有効期間が満了した旨の表示をすること。

ロ　当該特定秘密であった情報を取り扱う者で前号に掲げる措置としてした通知を受けたものに対し、当該指定の有効期間が満了した旨を書面により通知すること。

ハ　法第六条第一項、第七条第一項、第八条第一項、第九条又は第十条第一項の規定により当該他の行政機関の長から当該特定秘密の提供を受けた者に対し、当該指定の有効期間が満了した旨を書面により通知すること。

三　当該特定秘密の指定の有効期間が延長された場合に講ずる次に掲げる措置

イ　当該特定秘密である情報を取り扱う者で第一号に掲げる措置としてした通知を受けたものに対し、当該指定の有効期間が延長された旨、延長後の当該指定の有効期間及びその満了する年月日を書面により通知すること。

ロ　法第六条第一項、第七条第一項、第八条第一項、第九条又は第十条第一項の規定により当該他の行政機関の長から当該特定秘密の提供を受けた者に対し、当該指定の有効期間が延長された旨、延長後の当該指定の有効期間及びその満了する年月日を書面により通知すること。

四　当該特定秘密の指定が解除された場合に講ずる次に掲げる措置

イ　当該指定に係る特定秘密文書等について、特定秘密の表示及び第一号に掲げる措置としてした表示を抹消した上で、当該指定が解除された旨の表示をすること。

ロ　当該特定秘密であった情報を取り扱う者で第一号に掲げる措置としてした通知を受けたものに対し、当該指定が解除された旨及びその年月日を書面により通知すること。

ハ　法第六条第一項、第七条第一項、第八条第一項、第九条又は第十条第一項の規定により当該他の行政機関の長から当該特定秘密の提供を受けた者に対し、当該指定が解除された旨及びその年月日を書面により通知すること。

（その他公益上の必要による特定秘密の提供を受けた者による特定秘密の保護措置）

第十八条　法第十条第一項第一号の政令で定める措置は、同条（同号に係る部分に限る。）の規定により特定秘密の提供を受ける者による次に掲げる措置とする。

一　当該特定秘密を利用し、又は知る者の範囲を制限すること。

二　当該提供の目的である業務以外に当該特定秘密が利用されないようにすること。

三　当該特定秘密の保護に関する業務を管理する者を指名すること。

四　当該特定秘密を利用し、又は知る者に対し、特定秘密の保護の重要性を理解させること。

五　当該特定秘密を取り扱うために使用する電子計算機の使用を制限すること。

六　当該特定秘密である情報に係る特定秘密文書等の作成、運搬、交付、保管、廃棄その他の取扱いの方法を制限すること。

七　当該特定秘密の伝達の方法を制限すること。

八　当該特定秘密の利用の状況の検査の方法を定めること。

九　当該特定秘密である情報に係る特定秘密文書等の紛失その他の事故が生じた場合における当該提供をした者に対する報告の方法を定めること。

十　当該特定秘密を利用し、又は知る者に、その利用し、又は知る情報が当該特定秘密であることを認識させるために必要な通知又は当該情報に係る特定秘密文書等についてする表示であって、当該提供の目的である業務の遂行に支障のない範囲内でするものの方法を定めること。

第四章　特定秘密の取扱者の制限

第十九条　法第十一条第七号の政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一　国家公安委員会委員

二　公安審査委員会の委員長及び委員

三　原子力規制委員会の委員長及び委員

四　都道府県公安委員会委員

第五章　適性評価

（適性評価の実施）

第二十条　行政機関の長又は警察本部長は、法第十二条第一項又は第十五条第一項

の規定による適性評価の実施に当たっては、評価対象者に法第十二条第二項各号に掲げる事項に関する質問票を交付し、これらの事項についての記載を求めるものとする。

（評価対象者に対する告知等）

第二十一条　法第十二条第三項（法第十五条第二項において準用する場合を含む。）の規定による告知及び同意は、書面により行うものとする。

（国家公務員法第三十八条各号等に準ずる事由）

第二十二条　法第十六条第一項の政令で定める事由は、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第八十一条第二項の規定に基づき人事院規則で定める降任若しくは免職の事由、自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）第六十三条の規定による降任若しくは免職の事由、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十七条第二項の規定に基づき条例で定める休職若しくは降給の事由又は同法第二十九条の二第二項の規定に基づき条例で定める降任若しくは免職の事由とする。

（権限又は事務の委任）

第二十三条　行政機関の長は、法第五章に定める権限又は事務のうちその所掌に係るものを、国家公務員法第五十五条第二項の規定により任命権を委任した者（防衛大臣にあっては、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第三十一条第一項の規定により同法第二条第五項に規定する隊員の任免について権限を委任した者）に委任することができる。

2　行政機関の長は、前項の規定により権限又は事務を委任しようとするときは、委任を受ける者の官職、委任する権限又は事務及び委任の効力の発生する日を官報で公示するものとする。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、法の施行の日から施行する。

（自衛隊法施行令の一部改正）

第二条　自衛隊法施行令の一部を次のように改正する。

目次中「自衛隊の行動及び権限等」を「自衛隊の行動及び権限」に改め、「第五節　防衛秘密（第百十三条の二―第百十三条の十四）」を削る。

第六章の章名を次のように改める。

第六章　自衛隊の行動及び権限

第六章第五節を削る。

別表第十一を次のように改める。

別表第十一　削除

（自衛隊法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第三条　法附則第五条の規定により防衛大臣が特定秘密として指定をした情報とみなされる事項を記録する文書、図画若しくは物件又は当該事項を化体する物件について、この政令の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において前条の規定による改正前の自衛隊法施行令（以下「旧自衛隊法施行令」という。）第百十三条の八の規定により講じられていた防衛秘密の表示をする措置は、施行日において当該情報に係る特定秘密文書等についてされた特定秘密の表示とみなす。

2　施行日前に旧自衛隊法施行令第百十三条の十一第一項の規定により防衛大臣が防衛省以外の国の行政機関の職員のうち防衛に関連する職務に従事する者に対して交付させた防衛秘密に係る文書、図画若しくは物件又は伝達させた防衛秘密であって、施行日において当該行政機関が現に保有するものは、施行日に、防衛大臣が法第六条第一項の規定により当該行政機関に提供した特定秘密である情報に係る特定秘密文書等又は特定秘密とみなす。この場合における同条第二項の規定の適用については、同項中「あらかじめ」とあるのは、「この法律の施行の日以後遅滞なく」とする。

3　旧自衛隊法施行令第百十三条の五第一項に規定する契約が終了するまでの間は、同項に規定する契約業者を法第八条第一項に規定する適合事業者と、当該契約を同項に規定する契約とみなして、同項及び同条第二項の規定を適用する。この場合における同項の規定の適用については、同項中「受ける」」とあるのは、「受ける」と、「その他の当該適合事業者による当該特定秘密の保護に関し必要なものとして政令で定める」とあるのは「及び特定秘密の保護に関する法律施行令（平成二十六年政令第　　号）附則第二条の規定による改正前の自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）第百十三条の五第二項第二号から第七号までに掲げる」」とする。

4　施行日前に旧自衛隊法施行令第百十三条の十一第一項の規定により防衛大臣が前項に規定する契約業者に対して交付させた防衛秘密に係る文書、図画若しくは物件又は伝達させた防衛秘密であって、施行日においてその者が現に保有するものは、施行日に、防衛大臣が同項の規定によりみなして適用される法第八条第一項の規定によりその者に提供した特定秘密である情報に係る特定秘密文書等又は特定秘密とみなす。

（内閣官房組織令の一部改正）

第四条　内閣官房組織令（昭和三十二年政令第二百十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項を次のように改める。

内閣情報調査室においては、次の事務（第一号から第四号までに掲げる事務にあつては、内閣広報室においてつかさどるものを除く。）をつかさどる。

一　内閣の重要政策に関する基本的な方針に関する企画及び立案並びに総合調整に関する事務のうち特定秘密（特定秘密の保護に関する法律（平成二十五年法律第百八号）第三条第一項に規定する特定秘密をいう。以下この項において同じ。）の保護に関するもの

二　閣議に係る重要事項に関する企画及び立案並びに総合調整に関する事務のうち特定秘密の保護に関するもの

三　行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関する事務のうち特定秘密の保護に関するもの

四　前三号に掲げるもののほか、行政各部の施策に関するその統一保持上必要な企画及び立案並びに総合調整に関する事務のうち特定秘密の保護に関するもの

五　内閣の重要政策に関する情報の収集及び分析その他の調査に関する事務（各行政機関の行う情報の収集及び分析その他の調査であつて内閣の重要政策に係るものの連絡調整に関する事務を含む。）

（内閣府本府組織令の一部改正）

第五条　内閣府本府組織令（平成十二年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。　**※　関係省庁と要調整。「独立公文書管理監」は仮称。**

第八条の見出し及び同条第一項中「少子化・青少年対策審議官」の下に「、独立公文書管理監」を加え、同条第七項中「少子化・青少年対策審議官の定数は一人と」の下に「、独立公文書管理監の定数は一人と」を加え、同項を同条第八項とし、同条中第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

6　独立公文書管理監は、命を受けて、本府の所掌事務に関する重要事項のうち特定秘密（特定秘密の保護に関する法律（平成二十五年法律第百八号）第三条第一項に規定する特定秘密をいう。）の指定及びその解除の適正の確保に関するものの企画及び立案並びに調整に関する事務を総括整理する。

第二十条第三項中「四十二人」を「四十●人」に改める。

別記第一様式（第六条関係）

特　定　秘　密

備考　色彩は、やむを得ない場合を除き、赤色とする。

別記第二様式（第九条第二項関係）

有効期間満了

備考　色彩は、やむを得ない場合を除き、赤色とする。

別記第三様式（第十二条第二項関係）

指　定　解　除

備考　色彩は、やむを得ない場合を除き、赤色とする。

2014年6月5日
関係省庁へ意見照会

特定秘密の保護に関する法律

【逐条解説】

（未定稿）

内閣官房
特定秘密保護法施行準備室

目次

第１章　総則（第１条・第２条） **4**
第１条　目的 5
第２条　行政機関 10
第２章　特定秘密の指定等（第３条―第５条） **14**
第３条第１項　特定秘密の指定 15
第３条第２項及び第３項　指定の記録と特定秘密の表示等 21
第４条第１項～第６項　特定秘密の有効期間 24
第４条第７項　解除 32
第５条第１項　行政機関における特定秘密の保護措置 34
第５条第２項及び第３項　都道府県警察における特定秘密の保護措置 ... 36
第５条第４項～第６項　適合事業者における特定秘密の保護措置 38
第３章　特定秘密の提供（第６条―第 10 条） **41**
第６条　他の行政機関への特定秘密の提供 42
第７条　都道府県警察への特定秘密の提供 46
第８条　適合事業者への特定秘密の提供 48
第９条　外国の政府又は国際機関への特定秘密の提供 50
第 10 条第１項　行政機関の長による公益上の必要による特定秘密の提供 52
第 10 条第２項　警察本部長による公益上の必要による特定秘密の提供 .. 62
第 10 条第３項　適合事業者による公益上の必要による特定秘密の提供 .. 64
第４章　特定秘密の取扱者の制限（第 11 条） **66**
第 11 条　特定秘密の取扱者の制限 67
第５章　適性評価（第 12 条―第 17 条） **73**
第 12 条第１項　行政機関の長による適性評価の実施 74
第 12 条第２項　適性評価の調査事項 80
第 12 条第３項及び第４項　適性評価の手続 90
第 13 条　適性評価の結果等の通知 93
第 14 条　行政機関の長に対する苦情の申出等 98
第 15 条　警察本部長による適性評価の実施等 101
第 16 条　適性評価に関する個人情報の利用及び提供の制限 104
第 17 条　権限又は事務の委任 108
第６章　雑則（第 18 条―第 22 条） **110**
第 18 条　特定秘密の指定等の運用基準等 111
第 19 条　国会への報告等 115
第 20 条　関係行政機関の協力 116
第 21 条　政令への委任 117

第22条　この法律の解釈適用 118
第７章　罰則（第23条―第27条） **121**
第23条　漏えい罪 122
第24条　不正取得罪 129
第25条　共謀罪、教唆罪及び煽動罪 136
第26条　自首減免 139
第27条　国外犯処罰 140
附則 **142**
附則第１条　施行期日 143
附則第２条　経過措置 144
附則第３条　施行後五年を経過した日の翌日以後の行政機関 145
附則第４条　自衛隊法の一部改正 146
附則第５条　自衛隊法の一部改正に伴う経過措置 147
附則第６条　自衛隊法の一部改正に伴う罰則に関する経過措置 149
附則第７条　内閣法の一部改正 151
附則第８条　政令への委任 153
附則第９条　指定及び解除の適正の確保 154
附則第10条　国会に対する特定秘密の提供及び国会におけるその保護措置の在り方 159
別表第１号　防衛に関する事項 160
別表第２号　外交に関する事項 168
別表第３号　特定有害活動の防止に関する事項 174
別表第４号　テロリズムの防止に関する事項 177

別添１　特定秘密の指定・解除・有効期間
別添２　我が国の安全保障上の必要による特定秘密の提供における行政機関の長の同意について
別添３　本法、国家公務員法、改正前の自衛隊法及びＭＤＡ秘密保護法の罰則の比較

第１章

総則
（第１条・第２条）

第１条　目的

（目的）
第一条　この法律は、国際情勢の複雑化に伴い我が国及び国民の安全の確保に係る情報の重要性が増大するとともに、高度情報通信ネットワーク社会の発展に伴いその漏えいの危険性が懸念される中で、我が国の安全保障（国の存立に関わる外部からの侵略等に対して国家及び国民の安全を保障することをいう。以下同じ。）に関する情報のうち特に秘匿することが必要であるものについて、これを適確に保護する体制を確立した上で収集し、整理し、及び活用することが重要であることに鑑み、当該情報の保護に関し、特定秘密の指定及び取扱者の制限その他の必要な事項を定めることにより、その漏えいの防止を図り、もって我が国及び国民の安全の確保に資することを目的とする。

１　趣旨

本条は、本法の目的を明らかにするものである。

２　内容

(1)　「国際情勢の複雑化に伴い我が国及び国民の安全の確保に係る情報の重要性が増大する」

本法の制定に至る状況の認識を明らかにするものである。

冷戦期の米ソ両陣営の二極構造が終焉し、一部の国が新たに影響力を増大させるなど、国家間の関係が多様化するとともに、国際テロ、大量破壊兵器の拡散等の新たな課題が生じている。

このように複雑化する国際情勢の下では、国家又は非国家の主体による国及び国民の安全を脅かす活動を予見することが困難となるため、これらの活動に関する情報を収集・整理・活用するとともに、我が国及び国民の安全を守るための情報が我が国の脅威となる国や国際テロ組織等に漏えいすることのないようその保護を図りつつ友好国等と共有することが、我が国及び国民の安全の確保のために一層重要となっている。

なお、「我が国及び国民の安全」については、下記(5)参照。

(2)　「高度情報通信ネットワーク社会の発展に伴いその漏えいの危険性が懸念される」

上記(1)と並んで、本法の制定に至る状況の認識を明らかにするものである。

外国情報機関等から工作を受けた公務員による情報漏えい事案は従来から発生していることに加え、近年においては、高度情報通信ネットワーク

社会の発展に伴い、各行政機関において膨大なデジタルデータが作成されている中、標的型サイバー攻撃の脅威といった新たな脅威が発生しており、政府の保有する情報がネットワーク上に掲出されれば、極めて短期間に広がるおそれがあるなど、ひとたび情報が漏えいすると、その被害は甚大なものとなる。

このように、本法の制定は、(1)で述べた情報の重要性の増大と、情報漏えいの危険性の懸念を背景としている。

(3) 「我が国の安全保障（国の存立に関わる外部からの侵略等に対して国家及び国民の安全を保障することをいう。以下同じ。）に関する情報のうち特に秘匿することが必要であるものについて、これを適確に保護する体制を確立した上で収集し、整理し、及び活用することが重要であること」

本法制定の必要性を明らかにするものである。

ア 「我が国の安全保障（国の存立に関わる外部からの侵略等に対して国家及び国民の安全を保障することをいう。以下同じ。）に関する情報」

平成 23 年８月にとりまとめられた秘密保全のための法制の在り方に関する有識者会議の報告書は、「特別秘密」（注：報告書では、本法の「特定秘密」に相当するものを「特別秘密」と呼称。）として取り扱うべき事項について、①国の安全、②外交、③公共の安全及び秩序の維持の３分野を対象とすることが適当であるとしている。報告書を踏まえ、その後の立法化作業のための検討の中で、本法の対象とすべき秘密の範囲として真に必要なものを抽出・検討したところ、本法の別表に規定する「防衛に関する事項」、「外交に関する事項」、「特定有害活動の防止に関する事項」及び「テロリズムの防止に関する事項」の４分野を対象とすることとし、本条においては、これら４分野に関する情報を我が国の安全保障に関する情報と総括して規定している。

すなわち、我が国の安全保障に関する情報は、我が国が講ずる措置等の手の内に関する情報や、我が国が有する能力等に関する情報を含むところ、これらの情報を入手することができれば、その間隙をついたり、対抗措置を講じたりして我が国が効果的な措置を講ずることができなくすることができることから、我が国に脅威となり得る外国やテロ組織等が入手を図ろうとする情報であり、常に漏えいの危険に晒されている。また、仮に、一般の秘密と同程度の管理しか行われない状態が続けば、我が国が協力国等から安全保障に関する情報を得ることが困難となり、安全保障を確保するための我が国自身の能力が低下するばかりでなく、国際的な協力・連携が阻害されることによって我が国と協力国に共通して脅威となり得る国家やテロ組織を利することとなり、我が国の安全保

障に大きな影響をもたらすことになる。このため、本法では、我が国の安全保障に関する情報について、厳格な保護措置の対象とすることとしている。

ここで、安全保障とは、一般に、外部からの侵略等の脅威に対して国家及び国民の安全を保障することを意味するとされている（浅野貴博君提出「我が国の安全保障戦略と環太平洋経済連携協定（ＴＰＰ）の関係等に関する質問主意書」（内閣衆質179第26号））。本法の政府原案においては、括弧書きの定義は置かずに、単に「安全保障」と規定し、一般的な意味における安全保障を指すものとしていたところである。

しかしながら、本条は、衆議院における与野党（自由民主党、公明党、日本維新の会及びみんなの党をいう。以下同じ。）協議により、国の存立に関わる外部からの侵略等に対して国家及び国民の安全を保障することをいう。」との文言が追加されて「安全保障」が法律上定義され、かつ、「国の存立に関わる」との文言によって、本法にいう「安全保障」は一般的な意義における安全保障よりも限定的なものとする修正が行われた。

ここにいう「国家及び国民の安全」を更に明確化すると、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「情報公開法」という。）第５条第３号及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号。以下「行政機関個人情報保護法」という。）第10条第２項第１号において、「国の安全」との文言が用いられており、本法の「安全保障」の定義における「国家及び国民の安全」も情報公開法及び行政機関個人情報保護法でいうところの「国の安全」と異なるところはない。その意義は「国家の構成要素である国土、国民及び統治体制が害されることなく平和で平穏な状態に保たれていること、すなわち、国としての基本的な秩序が平穏に維持されている状態」をいい、具体的には、「直接侵略及び間接侵略に対し、独立と平和が守られていること、国民の生命が国外の脅威等から保護されていること、国の存立基盤としての基本的な政治方式及び経済・社会秩序の安定が保たれていることなどが考えられる」とされている（総務省行政管理局編「詳解情報公開法」60・61頁、総務省行政管理局編「解説行政機関等個人情報保護法」35頁）。

したがって、本法にいう「安全保障」には、外部からの侵略に対する我が国の防衛や、外国の政府との交渉、協力等による我が国及び国民の安全の確保がまず含まれるが、この他にも、

○　外国の情報機関が防衛装備品の性能や外交交渉の対処方針に関する特定秘密を始めとした政府が管理する情報等を不正な方法で入手する場合や、我が国に対して害意を有する外国が我が国に対して使用されれば甚大な被害を生じるおそれのある大量破壊兵器関連物資を不正な取引により入手する場合

○　9.11同時多発テロのような大規模な破壊を伴うものはもとより、政府高官の暗殺や無差別爆弾テロといったテロ活動が行われる場合

には、国としての基本的な秩序の平穏が脅かされることになるため、後述の特定有害活動やテロリズムによる被害の発生・拡大の防止も本法にいう「安全保障」に含まれる。

本法にいう「安全保障」の範囲はあくまでも国としての基本的な秩序の平穏に関するものに限られ、例えば、サイバー攻撃により金融システムや水道等の重要インフラが機能しなくなるような事態が発生すれば「国家及び国民の安全」が害されたと言い得るが、個々の国民や企業が経済的な利益を逸失したり、犯罪行為の被害に遭ったりしたからといって、直ちに「国家及び国民の安全」が害されたことにはならない。

また、自然災害や事故への対処に関する情報については、当該情報そのものが、その漏えいが我が国の安全保障に著しく支障を与えるおそれがあるものとして特定秘密に指定されることはない。これは、人為的に発生するものではない自然災害等に関する情報は、その漏えいを防止したとしても、発生を防止できるものでなく、また、外国やテロ組織等が関係情報を入手したとしても、対抗措置が講じられ、自然災害等への対処に直ちに支障が生じるといった性格のものではないからである。

イ　我が国の安全保障に関する「情報」

第3条第1項に関する解説2(3)イ(ｱ)参照。

ウ　我が国の安全保障に関する情報のうち特に秘匿することが必要であるものを「収集し、整理し、及び活用する」

上記(3)でも触れているとおり、政府において安全保障に関する情報を収集・整理・活用する重要性が増大している中、政府部内で情報共有が促進されるためには、秘密保護に関する共通ルールの確立が必要である。特に、平成25年12月4日に発足した国家安全保障会議の審議をより効果的に行うためにも、秘密保全に関する法制が整備されていることが必要である。

また、外国との情報共有は情報が各国において保全されることを前提に行われるものであることに鑑みても、秘密保全に関する法制の整備は喫緊の課題であり、本法は、このような必要性の下、制定された。

(4) 我が国の安全保障に関する情報のうち特に秘匿することが必要であるものの「保護に関し、特定秘密の指定及び取扱者の制限その他の必要な事項を定める」

本法の規定内容を要約したものである。

(5) 「我が国及び国民の安全の確保に資すること」

本法の窮極の目的が「我が国及び国民の安全」の確保に資することにある旨を明らかにするものである。

なお、武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号。以下「武力攻撃事態対処法」という。）や情報公開法等の他の立法例には「国及び国民の安全」と規定されているが、本法では、「外国」という語も数多く用いているため、本法の他の箇所も含め「国及び国民の安全」の「国」が我が国を指すことを明確にするため、「我が国」と規定している。

また、「国」には抽象的な意味のほか領土や国民も含むものと解されているが、武力攻撃事態対処法において、「国民の保護」を強調するためにあえて「国民」という用語を用いている（同法第１条）ところ（礒崎陽輔「武力攻撃事態対処法の読み方」９頁）、本法も国民の安全の確保を重視する観点から、あえて「国民」を明示して規定している。

第２条　行政機関

（定義）
第二条　この法律において「行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。
一　法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関
二　内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関（これらの機関のうち、国家公安委員会にあっては警察庁を、第四号の政令で定める機関が置かれる機関にあっては当該政令で定める機関を除く。）
三　国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第三条第二項に規定する機関（第五号の政令で定める機関が置かれる機関にあっては、当該政令で定める機関を除く。）
四　内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十六条第二項の機関並びに内閣府設置法第四十条及び第五十六条（宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。）の特別の機関で、警察庁その他政令で定めるもの
五　国家行政組織法第八条の二の施設等機関及び同法第八条の三の特別の機関で、政令で定めるもの
六　会計検査院

１　趣旨

本条は、本法における「行政機関」の定義を設けるものである。

２　内容

(1)　本法における「行政機関」の範囲及び単位に関する考え方

本法における「行政機関」は、情報公開法、行政機関個人情報保護法及び公文書等の管理に関する法律（平成 21 年法律第 66 号。以下「公文書管理法」という。）に規定する「行政機関」と同様の範囲及び単位のものとしているところ、その考え方は以下のとおりである。

ア　「行政機関」の範囲

情報公開法においては、政府の諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにするべく、国政を執行するすべての行政機関を同法の適用対象とするため、第２条第１項に規定する範囲を「行政機関」としたものであり（詳解情報公開法 17 頁）、行政機関個人情報保護法第２条第１項及び公文書管理法第２条第１項においても、同様の趣旨から同法の「行政機関」の範囲を情報公開法と同一としている（「改訂逐条解説公文書

管理法・施行令」９・10頁、総務省行政管理局編「解説行政機関等個人情報保護法」10頁）。

本法は、政府が、安全保障に関する情報のうち特に秘匿することが必要であるものについて、これを適確に保護する体制を確立した上で収集し、整理し、及び活用することが重要であることに鑑み、当該情報の保護に関し、特定秘密の指定及び取扱者の制限その他の必要な事項を定めるものであることから、情報公開法、行政機関個人情報保護法及び公文書管理法と同様に、すべての行政機関を範囲に含めることとしている。

イ　「行政機関」の単位

情報公開法においては、行政文書の開示請求は府、省、委員会又は庁が処理するべきこととされるが、施設等機関（国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第８条の２）及び特別の機関（同法第８条の３）の中には、その置かれている行政機関からの独立性や組織の実態に即し、これを独立の対象機関とすることが適当なものがあり得ることから、これらの機関のうち政令で定めるものについては、その置かれている行政機関から分離し、独立の対象機関とするとの情報公開法制の確立に関する意見（行政改革委員会行政情報公開部会平成８年12月16日）を受け、情報公開法第２条第１項第４号及び第５号において、施設等機関及び特別の機関のうち、その置かれている行政機関からの独立性や組織の実態に即し、同法上の「行政機関」として、府、省、委員会及び庁と同様に扱うことが適当なものを政令で定め、「行政機関」とすることができるとされている（詳解情報公開法20・21頁）。このような考え方については、行政機関個人情報保護法第２条第１項第４号及び第５号及び公文書管理法第２条第１項第４号及び第５号においても同様である（解説行政機関等個人情報保護法11頁、改訂逐条解説公文書管理法・施行令11～12頁）。すなわち、情報公開法、行政機関個人情報保護法及び公文書管理法においては、他の行政機関からの独立性や組織の実態をメルクマールとし、府、省、委員会及び庁レベルの行政機関を、情報公開、個人情報保護及び公文書管理の各事務を行う「行政機関」の基本的な単位としているものと考えられる。

本法と情報公開法、行政機関個人情報保護法、公文書管理法は、それぞれ秘密の保護、情報公開、個人情報の取扱い、公文書管理と、規律する分野は異なるものの、行政機関が保有する情報の取扱いに係るものであることは共通しており、特定秘密として指定される情報も、通常は、文書にそれが記録され、管理されるものであることから、特定秘密の指定、情報公開法に基づく開示・不開示の判断、文書管理という一連の取

扱いを、同一の行政機関の長が、秘密の保護と国民への説明責任を果たすという観点から行うことが重要である。このため、本法における「行政機関」についても情報公開法、行政機関個人情報保護法、公文書管理法の「行政機関」と同様のものとしている。

(2) 各号に規定される行政機関（平成26年４月１日現在）

ア 第１号

○ 「法律の規定に基づき内閣に置かれる機関」として、内閣官房、内閣法制局、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部、都市再生本部、構造改革特別区域推進本部、知的財産戦略本部、地球温暖化対策推進本部、地域再生本部、郵政民営化推進本部、中心市街地活性化本部、道州制特別区域推進本部、総合海洋政策本部、宇宙開発戦略本部、総合特別区域推進本部、復興庁、原子力防災会議、国家安全保障会議、国土強靱化推進本部、社会保障制度改革推進本部

○ 「法律の規定に基づき内閣の所轄の下に置かれる機関」として、人事院

イ 第２号

○ 内閣府

○ 宮内庁

○ 「内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関（これらの機関のうち、国家公安委員会にあっては警察庁を、第四号の政令で定める機関が置かれる機関にあっては当該政令で定める機関を除く。）」として、公正取引委員会、国家公安委員会、特定個人情報保護委員会、金融庁、消費者庁

ウ 第３号

「国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第三条第二項に規定する機関（第五号の政令で定める機関が置かれる機関にあっては、当該政令で定める機関を除く。）」として、総務省、公害等調整委員会、消防庁、法務省、公安審査委員会、公安調査庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、文化庁、厚生労働省、中央労働委員会、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、資源エネルギー庁、特許庁、中小企業庁、国土交通省、観光庁、気象庁、運輸安全委員会、海上保安庁、環境省、原子力規制委員会、防衛省

エ 第４号

○ 警察庁

情報公開法、行政機関個人情報保護法及び公文書管理法のいずれも警察庁を政令で規定しているところ、本法は第５条第２項等に警察庁

が「行政機関」であることを前提とした規定を設けているため、法律で規定している。

○　警察庁を法律で規定した結果、「内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十六条第二項の機関並びに内閣府設置法第四十条及び第五十六条（宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。）の特別の機関で、」「政令で定めるもの」は現時点で想定されない。

オ　第５号

「国家行政組織法第八条の二の施設等機関及び同法第八条の三の特別の機関で、政令で定めるもの」として、情報公開法等と同様、検察庁が想定される。

カ　第６号

会計検査院。会計検査院については、内閣に対し独立の地位を有するものの、国の収入支出の決算の検査を行うに当たり対象機関の保有する特定秘密を取り扱うことが想定されるため、情報公開法等と同じく本法の適用対象とすることとしている。

⑶　その他

独立行政法人については、国が自ら主体となって直接に実施する必要のない事務を実施する機関であって、特定秘密を国から独立して保有することが想定されないため、行政機関には含めないこととしているが、適合事業者（第５条第４項から第６項まで及び第８条）として本法の適用対象となり得る。さらに、地方公共団体についても、第10条に基づき提供を受けた場合を除き、特定秘密を指定したり保有したりすることが想定されないため行政機関には含めないこととしたが、都道府県警察については、警察庁の所掌事務を遂行する上で警察庁長官の指示を受けて特定秘密の取扱いの業務を行うことが想定されるため、一定の範囲で本法の適用対象とすることとしている。

第２章

特定秘密の指定等
（第３条－第５条）

第３条第１項　特定秘密の指定

（特定秘密の指定）
第三条　行政機関の長（当該行政機関が合議制の機関である場合にあっては当該行政機関をいい、前条第四号及び第五号の政令で定める機関（合議制の機関を除く。）にあってはその機関ごとに政令で定める者をいう。第十一条第一号を除き、以下同じ。）は、当該行政機関の所掌事務に係る別表に掲げる事項に関する情報であって、公になっていないもののうち、その漏えいが我が国の安全保障に著しい支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの（日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和二十九年法律第百六十六号）第一条第三項に規定する特別防衛秘密に該当するものを除く。）を特定秘密として指定するものとする。ただし、内閣総理大臣が第十八条第二項に規定する者の意見を聴いて政令で定める行政機関の長については、この限りでない。

１　趣旨

第３条第１項は、特定秘密の指定の要件について定めるものである。

２　内容

(1)　「行政機関の長（中略）は、当該行政機関の所掌事務に係る別表に掲げる事項に関する情報であって、公になっていないもののうち、その漏えいが我が国の安全保障に著しい支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの（中略）を特定秘密として指定するものとする。」

特定秘密は、本法の附則第４条の規定による改正前の自衛隊法（昭和29年法律第165号。以下単に「改正前の自衛隊法」という。）上の防衛秘密と同様、実質秘（「非公知の事実であって、実質的にもそれを秘密として保護するに値すると認められるもの」（最高裁昭和53年５月31日決定））の中から特定秘密に該当するものを抽出・明確化するための手段として、行政機関の長による特定秘密の指定という制度を導入しており、指定に当たっては、

①別表該当性
②非公知性
③特段の秘匿の必要性

の３要件を充足することを要することとしている。すなわち、まず、指定の裁量の幅を狭めるために類型的に秘匿の必要性が高いと認められる事項を限定列挙した別表各号に該当するものに関する情報に指定の対象を絞っ

た上で、実質秘のうち、特段の秘匿の必要性があるもののみに更に絞り込んで、特定秘密に指定するものである。

したがって、上記の３要件を満たし、行政機関の長が指定をしたものが特定秘密となる。

なお、第18条において、政府は、我が国の安全保障に関する情報の保護等に関し優れた識見を有する者の意見を聴いた上で、特定秘密の指定に関し、統一的な運用を図るための基準を閣議決定により定めるものとされており、内閣の下にある行政機関の長は、当該基準に従って指定を行うこととなる。また、行政機関の長は、同条第４項に基づき、特定秘密の指定について改善すべき旨の内閣総理大臣の指示に服することとなる。

⑵　「行政機関の長（当該行政機関が合議制の機関である場合にあっては当該行政機関をいい、前条第四号及び第五号の政令で定める機関（合議制の機関を除く。）にあってはその機関ごとに政令で定める者をいう。第十一条第一号を除き、以下同じ。）」

本項は、第２条に規定された行政機関の単位ごとに特定秘密の保護を行うことを前提に、保護の対象となる特定秘密について、各行政機関の長が指定を行うこととしている。

なお、行政機関の中には、その任務・所掌事務の内容に鑑み、その意思決定を構成員の全会一致又は多数決にかからしめて判断の適正化を図る合議制の機関が存在するが、特定秘密の指定に係る不適切な判断は我が国及び国民の安全の確保や国民の知る権利に悪影響を及ぼす可能性があり、指定に当たっては適正な判断が強く求められるため、本項は、合議制の行政機関については、特定秘密の指定に係る意思決定を当該行政機関自体に行わせることとしている。

⑶　「当該行政機関の所掌事務に係る別表に掲げる事項に関する情報であって」

特定秘密の指定の要件の１つである別表該当性について定めるものである。

ア　「当該行政機関の所掌事務に係る」

ある情報の別表該当性や特段の秘匿の必要性は、当該情報を所掌する行政機関の長でなければ判断できないと考えられる。例えば、ある機械部品に関する計測値が、防衛の用に供する武器の性能を示し、本法の別表第１号チに該当するか否か、また、これが特段の秘匿の必要性を有するものであるか否かは、分担管理事務を所掌する行政機関の長の中では防衛大臣でなければ判断できないと考えられる。また、仮に当該情報が特定秘密に指定されるものであれば、当該情報を所掌する行政機関の長

がその保護について第一義的な責任を負うべきである。このため、本項において、行政機関の長が特定秘密に指定することができる情報を当該行政機関の所掌事務に係るものに限定することとしている。

したがって、例えば、ある行政機関が、他の行政機関の所掌事務に係る情報であって、特定秘密として保護すべきではないかと思われるものを入手した場合には、当該情報を入手した行政機関の長は、自ら指定をするのではなく、関係行政機関の協力について定めた第20条に基づき、当該他の行政機関に連絡するなどの適切な対応をとることが期待される。

ただし、ある文書中のある記載内容が、複数の行政機関の所掌事務に係る情報である場合には、当該記載内容を複数の行政機関がそれぞれの所掌事務の観点から特定秘密に指定することはあり得るが、その場合にも、第20条に基づき、関係行政機関が協力して適切な対応をとることとなる。

イ　「別表に掲げる事項に関する情報」

(ｱ) 指定の対象

特定秘密の指定の対象は、情報であり、個々の文書、物件ではない。したがって、特定秘密の指定の効果は、個々の文書や物件にとどまるものではなく、情報を記録又は化体する媒体の異同にかかわらず、客観的に同一性があるものすべてに及ぶものである。すなわち、特定秘密の指定の対象たる情報は、句読点、助詞、助動詞その他の表現上の異同や、媒体、表現形式によって影響を受けるものではなく、内容が同一であるか否かによって判断される。これは、特定秘密の指定を受けた情報において、秘匿を要する本質は、その内容にあるのであって、その表現形式や媒体による影響を受けるものではないからである。この点については、防衛秘密の指定の対象である「事項」と同様である。

なお、秘匿の必要性に照らして内容が同一であると考えられる限り、現存しないが、将来出現することが確実かつ完全に特定し得る情報や、複数の情報を集合的に捉えたものも、本項で特定秘密の指定の対象となる情報であるといえる。例えば、適合事業者に武器の試験を行わせる場合に、試験結果が生ずれば直ちにこれを特定秘密として保護させることができるようにする必要があるのであれば、当該試験結果をあらかじめ特定秘密に指定して第５条第４項に基づき適合事業者に通知をしておくことも可能である。また、当該試験の結果に複数の計測値があるときに、これらすべての計測値が当該武器の性能を示すものであるため秘匿の必要性があるのであれば、特定秘密の指定の対象は、個々の計測値である必要はなく、例えば、「○○ミサイルの△△性能

を示す××試験の計測値」といった情報をあらかじめ指定をしても差し支えない。

(イ) 「事項」と「情報」

防衛秘密制度においては、防衛秘密の指定の対象は「事項」と規定していたが、「事項」は個々の秘密の内容そのものとそれらを一定のまとまりで捉えた秘密の類型とのいずれの意味をも持ち得るものであるため、本法においては、両者の区別が明確となるよう、指定、提供、保護等の対象となる個々の特定秘密の内容そのものを「情報」と、別表に規定される特定秘密の類型を防衛秘密制度と同様に「事項」と、条文上書き分けることとしている。これを受け、本項においては「別表に掲げる事項に関する情報」との表現を用いているが、「関する」との文言により、防衛秘密制度に比して別表に掲げる事項との関係で秘密の範囲が変わるわけではない。

(4) 「公になっていないもの」

特定秘密の指定の要件の１つである非公知性、つまり、不特定多数の人に知られていない状態であることを規定するものである。

「公になっていないもの」との概念は、公にされたか否かとは別個の概念と解すべきであり、例えば、特定秘密に該当する情報を壁新聞に掲載して公道の傍らの掲示板に掲示する行為は、特定秘密を公にした行為であるが、たまたま警察官がこれを早期に発見して撤去し、誰の目にも触れなかった場合には、当該情報は「公にされた」ものの、いまだ「公になっていないもの」として、非公知性の要件は失われないものと解される。他方、例えば、当該情報と同一性を有する情報が報道機関、外国の政府その他のものにより公表されていると認める場合には、たとえ我が国の政府により公表されていなくても、「公になっていないもの」との要件を満たさず、特定秘密の指定は解除されることとなる。

(5) 「その漏えいが我が国の安全保障に著しい支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの」

特定秘密の指定の要件の１つである特段の秘匿の必要性について定めるものであり、ここでいう「特に秘匿することが必要であるもの」は、改正前の自衛隊法第96条の２第１項の「特に秘匿することが必要であるもの」と同じであり、単なる秘匿の必要性だけでなく、秘匿度が通常以上に高いものであることをいう（平成13年10月25日外交防衛委員会における中谷防衛庁長官答弁）。このような必要性がある場合としては、例えば、その情報が漏えいすれば、防衛、外国の政府等との交渉又は協力、特定有害活動の防止、テロリズムの防止その他安全保障のために我が国が実施する措

置に対して、その間隙をつかれたり、対抗措置を講じられたりして、我が国が効果的な措置を講ずることができなくなるおそれや、外国の政府その他のものとの信頼関係が著しく損なわれ、今後、情報収集や協力ができなくなるおそれなどがあるため、特に秘匿することが必要である場合が考えられる。

(6) 「日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和二十九年法律第百六十六号）第一条第三項に規定する特別防衛秘密に該当するものを除く。」

日米相互援助協定等に伴う秘密保護法(昭和29年法律第166号。以下「MDA秘密保護法」という。）上の特別防衛秘密は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定（昭和29年条約第6号。以下「日米相互防衛援助協定」という。）等に基づいて米国から供与された装備品等に係る秘密という限られた情報について、本法で規定する秘匿の必要性の観点からは別個の観点で、日米相互防衛援助協定等に基づく必要な措置として保護されるものであって、本法上の特定秘密とは性格を異にしている。

このため、特別防衛秘密の保護については、引き続き、MDA 秘密保護法によることとすることが適当であると考えられることから、本法においては、改正前の自衛隊法第96条の2第1項と同様に、MDA秘密保護法第1条第3項に規定する特別防衛秘密に該当する情報を特定秘密として指定する情報から除くこととしている。

(7) 「ただし、内閣総理大臣が第十八条第二項に規定する者の意見を聴いて政令で定める行政機関の長については、この限りでない。」

衆議院における与野党協議により、特定秘密を指定できる行政機関について、第18条第2項に規定する我が国の安全保障に関する情報の保護等に関し優れた識見を有する者の意見を聴いて定める政令で限定することを可能とするよう追加する修正が行われた。当該修正は、特定秘密の範囲が際限なく拡大することを防止し、本法の適正な運用を確保するための一つの仕組みとして理解されている。

なお、本項に基づき政令で定める行政機関の長については、特定秘密の指定をすることはできないこととなるものの、本法でいう行政機関には該当し、第2章以外の部分については適用対象となることから、特定秘密について我が国の安全保障上の必要による特定秘密の提供を受けることや適性評価を実施することは可能である。

【平成25年11月28日　参・国家安全保障に関する特別委員会】
○東徹君　じゃ、次の質問に移らせていただきますけれども、当初政府から示されました法律案では、特定秘密の指定権限を有する行政機関の長の範囲について限定はされていませんでした。これでは政

府は何でも秘密にできてしまうというほかならず、福島県の地方公聴会でも意見が出されたように、原発事故が起きた際、きちんと県民がその状況を知らなかったというような事態が今後も生ずるのではないか、政府に対する不信感が募ってきているということなんですね。だからこそ、与党に対して指定秘密を指定する行政機関の長の範囲を限定するよう修正協議を行ってきたところであります。

本修正案の附則第三条におきましては、特定秘密を指定する権限を有する行政機関の長の範囲に限定する際に有識者の意見を聴いてというふうに規定をされ、有識者の意見を聴くものというふうにされており、一定の限定は掛かるものの、ちょっとこれでは不十分ではないのかなというふうに思います。国民の不信感を払拭するために、まずはこの法案を広く国民にも理解してもらえる法案とすることが大事というふうに考えます。

この法案の条文上、特定秘密を指定する権限を有する行政機関の長の範囲を内閣官房長官、外務大臣、防衛大臣、そういったところに限定することができないのかどうか、もう一度改めてお聞きしたいと思います。

○副大臣（岡田広君）　お答えをいたします。

特定秘密の指定権者を内閣官房長官、外務大臣、防衛大臣に限定した場合、現在、安全保障に関する情報の収集に当たっている警察庁や公安調査庁において適切な保全措置を講じることができないと考えております。新たに設置される予定の国家安全保障会議の審議をより効果的に行うためにも、三大臣に限らず、安全保障に関し特に秘匿することが必要なものについては各行政機関において指定できるようにするなど、秘密保全に関する共通ルールを確立する必要があると考えます。

また、ただいま東委員御指摘のように、特定秘密とは無縁の行政機関の長を当初から除外すべきではないかということに関しましては、維新との政党間協議によりまして衆議院での修正がなされ、法案第三条にただし書を追加し、内閣総理大臣が有識者の意見を聴いて政令で定める行政機関の長を特定秘密の指定権者から除外することとしたほか、附則第三条により、法律の施行後五年間特定秘密を保有したことがない機関として政令で定めたものについては、内閣総理大臣が有識者会議の意見を聴いて行政機関の定義から除外することができる仕組みを設けております。以上です。

第３条第２項及び第３項　指定の記録と特定秘密の表示等

（特定秘密の指定）
第三条
２　行政機関の長は、前項の規定による指定（附則第五条を除き、以下単に「指定」という。）をしたときは、政令で定めるところにより指定に関する記録を作成するとともに、当該指定に係る特定秘密の範囲を明らかにするため、特定秘密である情報について、次の各号のいずれかに掲げる措置を講ずるものとする。
一　政令で定めるところにより、特定秘密である情報を記録する文書、図画、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。以下この号において同じ。）若しくは物件又は当該情報を化体する物件に特定秘密の表示（電磁的記録にあっては、当該表示の記録を含む。）をすること。
二　特定秘密である情報の性質上前号に掲げる措置によることが困難である場合において、政令で定めるところにより、当該情報が前項の規定の適用を受ける旨を当該情報を取り扱う者に通知すること。
３　行政機関の長は、特定秘密である情報について前項第二号に掲げる措置を講じた場合において、当該情報について同項第一号に掲げる措置を講ずることができることとなったときは、直ちに当該措置を講ずるものとする。

１　趣旨

第３条第２項及び第３項は、行政機関の長が、特定秘密の指定をしたときに、指定に関する記録を作成するとともに、指定をした特定秘密の範囲を明らかにするために講ずる措置について定めるものである。

２　内容

(1)　第２項「政令で定めるところにより指定に関する記録を作成する（中略）ものとする」

第３条第１項に関する解説２(3)イ(ｱ)で述べたとおり、特定秘密の指定の対象は情報であり、特定秘密に指定された情報であるか否かは句読点、助詞、助動詞その他の表現上の異同や、媒体、表現形式によって影響を受けるものではなく、内容が同一であるか否かによって判断されることから、かかる内容の同一性と指定が行われた事実を行政機関の長が明らかにし、これを把握するとともに、有効期間の設定、解除その他当該特定秘密の保護のために必

要な措置を可能とするため、行政機関の長は、指定をしたときには、指定に関する記録を作成するものとしている。

⑵　第２項「当該指定に係る特定秘密の範囲を明らかにするため、特定秘密である情報について、次の各号のいずれかに掲げる措置を講ずるものとする。」

ア　「当該指定に係る特定秘密の範囲を明らかにするため」

本法は、特定秘密を本法に定める厳格な保護の対象とし、その漏えい等に国家公務員法（昭和22年法律第120号）等に基づく守秘義務違反よりも重い罰則を科すものであることから、指定をされた情報とそれ以外の情報を明確に区別できるようにすることは、特定秘密を適確に保護する観点からも、また、開示できる文書を公開すること等により政府の有するその諸活動を国民に説明する責務を全うする観点からも、極めて重要である。このため、行政機関の長は、指定をしたときには、特定秘密である情報について、特定秘密の表示（第１号）又は当該情報を取り扱う者への通知（第２号）を行うものとしている。

なお、防衛秘密制度においては、改正前の自衛隊法第96条の２第２項第１号又は第２号に定める標記又は通知が指定の要式行為とされ、これらの措置を講じたことをもって指定行為は完了するものとされていたが、本項第１号及び第２号の措置はそのような要式行為としての性格を有するものではなく、指定行為は、行政機関の長が指定をしたとき、実際には、行政機関の長が、当該行政機関の決裁手続に従い、指定の決裁文書に決裁をしたときに完了することとなる。

イ　第１号「特定秘密である情報を記録する文書、図画、電磁的記録（中略）若しくは物件又は当該情報を化体する物件」

「文書」とは、文字その他の符号をもって一定の情報を表示した書類等の物件であり、「図画」とは、形象を表示した物件で、写真、設計図、映画のフィルム等を含むものである。また、「電磁的記録」とは、サーバー等の記憶媒体上になされた記録そのものを指し、「（特定秘密である情報を記録する）物件」とは、文書及び図画を除いたあらゆる物件のことであり、録音テープ、フロッピーディスク、デジタル情報を蓄積している電子機器等を含む。本法では、特定秘密が記録された電磁的記録がUSBメモリー等の外部記録媒体に記録されている場合には、電磁的記録そのものに表示の記録をするほか、当該外部記録媒体に表示をすることがあることから、文書、図画、電磁的記録に加え、「（特定秘密である情報を記録する）物件」を明示することとしている。

ウ　第１号「特定秘密である情報を記録する（中略）電磁的記録」及び「電磁的記録にあっては、当該表示の記録を含む。」

「表示」とは、外部へあらわし示すこと、又は図表にして示すことをいう（新村出編「広辞苑」第６版 2,395 頁）とされているが、電磁的記録に表示をした場合、特定秘密の表示もまた電磁的記録であり、当該特定秘密たる電磁的記録が記録媒体に保存されている状態では認識できない、すなわち外部へあらわし示されていないが、これがその用に供される際等に電子計算機等の画面に表示された場合には、認識できるものとなり、当該特定秘密の指定に係る特定秘密の範囲を明らかにすることができる。このため、特定秘密の表示に、電磁的記録にあっては当該表示の記録を含ませることとしている。

エ　第１号「政令で定めるところにより」

政令においては、表示の方法等を規定する。

オ　第２号「特定秘密である情報の性質上前号に掲げる措置によることが困難である場合」

ある情報が有体物に記録され、又は化体されている場合には、物理的には特定秘密の表示を行うことが可能であるが、特定秘密の指定の対象はあくまでも情報であるため、特定秘密の表示を行うことができない場合が存在する。

例えば、ある情報が有体物に記録され又は化体されている場合であっても、当該物件が小さすぎて表示を付すスペースがない場合など、物理的に表示をすることが困難である場合があるが、これに限らず、第５条第４項に基づき適合事業者に特定秘密を保有させるときのように、現存しないが、将来出現することが確実かつ完全に特定し得る情報で、出現すると同時に保護を与えなければならない場合には、「特定秘密である情報の性質上前号に掲げる措置によることが困難である場合」として、通知により特定秘密の範囲を明確にすることとしている。

カ　第２号「政令で定めるところにより」

政令においては、通知の方法等を規定する。

⑶　第３項「当該情報について同項第一号に掲げる措置を講ずることができることとなったときは、直ちに当該措置を講ずるものとする」

上記⑵オで述べたとおり、第２項第２号に基づく通知は、同項第１号に基づく特定秘密の表示によることが困難な場合に行うものであり、特定秘密の範囲を明らかにする方法としては特定秘密の表示による方が、当該情報を見たときに直ちにそれが特定秘密であることを認識することができるため、優れていると考えられることから、これが可能となった場合には直ちに特定秘密の表示を行うものとすることとしている。

第４条第１項～第６項　特定秘密の有効期間

（指定の有効期間及び解除）

第四条　行政機関の長は、指定をするときは、当該指定の日から起算して五年を超えない範囲内においてその有効期間を定めるものとする。

２　行政機関の長は、指定の有効期間（この項の規定により延長した有効期間を含む。）が満了する時において、当該指定をした情報が前条第一項に規定する要件を満たすときは、政令で定めるところにより、五年を超えない範囲内においてその有効期間を延長するものとする。

３　指定の有効期間は、通じて三十年を超えることができない。

４　前項の規定にかかわらず、政府の有するその諸活動を国民に説明する責務を全うする観点に立っても、なお指定に係る情報を公にしないことが現に我が国及び国民の安全を確保するためにやむを得ないものであることについて、その理由を示して、内閣の承認を得た場合（行政機関が会計検査院であるときを除く。）は、行政機関の長は、当該指定の有効期間を、通じて三十年を超えて延長することができる。ただし、次の各号に掲げる事項に関する情報を除き、指定の有効期間は、通じて六十年を超えることができない。

一　武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物（船舶を含む。別表第一号において同じ。）

二　現に行われている外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。以下同じ。）の政府又は国際機関との交渉に不利益を及ぼすおそれのある情報

三　情報収集活動の手法又は能力

四　人的情報源に関する情報

五　暗号

六　外国の政府又は国際機関から六十年を超えて指定を行うことを条件に提供された情報

七　前各号に掲げる事項に関する情報に準ずるもので政令で定める重要な情報

５　行政機関の長は、前項の内閣の承認を得ようとする場合においては、当該指定に係る特定秘密の保護に関し必要なものとして政令で定める措置を講じた上で、内閣に当該特定秘密を提示することができる。

６　行政機関の長は、第四項の内閣の承認が得られなかったときは、公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）第八条第一項の規定にかかわらず、当該指定に係る情報が記録された行政文書ファイル等（同法第五条第五項に規定する行政文書ファイル等をいう。）の保存期間の満了とともに、これを国立公文書館等（同法第二条第三項に規定する国立公文書館等をいう。）に移管しなければならない。

1　趣旨

特定秘密はこれを厳格に保護する必要があるが、一方で、無制限に特定秘密が指定されたり、特定秘密の指定が解除された後に、特定秘密が記録された行政文書等が不適切に廃棄されたりし、国民が後に何が特定秘密として指定をされていたかを検証することができないような事態は適切ではない。そこで、本条では、有効期間に関する詳細な規定を設けることとしている。

2　内容

(1)　第１項

ア　「行政機関の長は、指定をするときは（中略）有効期間を定めるものとする」

本法においては、特定秘密の指定の理由を欠くに至った場合には、指定を行った行政機関の長に対し、速やかに指定の解除を行うことを法律上義務付けることとしている（第４条第７項参照）。

しかしながら、別表該当性、非公知性、特段の秘匿の必要性という特定秘密の指定の要件のうち、特に特段の秘匿の必要性については、秘密を取り巻く諸情勢を踏まえた専門的・技術的判断を要する。例えば、ある自衛隊の装備品の性能（例えば空対空ミサイルの性能）に関する情報の秘匿の必要性については、当該装備品に用いられている技術水準の進展のみならず、諸外国が保有する対抗手段の能力（例えば、戦闘機の運動性、ステルス性等）等の様々な情勢を踏まえて判断する必要がある。また、他国の政府から信頼関係に基づき入手した国際テロ組織の動向に関する情報の秘匿の必要性を判断するに当たっては、相手国政府における当該情報の取扱い状況も勘案する必要がある。

このように、特定秘密の解除には各種情報を収集した上で総合的かつ高度な判断を要するところ、特定秘密は、その漏えいを防止するため、取扱者を限定するなど厳格に管理されており、そのアクセスが限られている。このため、特定秘密の指定の理由に仮にも漏れが生じることがないよう、特定秘密ごとに指定の理由の再検証を行うまでの有効期間を設定し、定期的にこれを確認することを法律上義務付けることとしている。

イ　「当該指定の日から起算して五年を超えない範囲内において」

特定秘密の指定の有効期間については、個々の情報に応じて特定秘密の特質が異なり、これに伴い指定の理由の再検証のために適切な期間も異なることから、法律で一律の期間を規定することは適切ではない。しかしながら、あまりに長期の有効期間が設定される場合には、指定の速やかな解除の義務付けを補足するという有効期間設定の趣旨にもとるこ

ととなるため、本法では、有効期間満了時に要件を満たす場合には更新することを可能としつつ、設定できる有効期間に上限を設けることとしている。

そして、その上限として規定する期間については、特定秘密の対象分野の中で、防衛分野において中長期にわたる装備品の取得や更新を含めた防衛態勢の構築を期間を定めて計画的に行うことを制度化しており、その見積りや計画の多くが５年ごとに作成されるものであることから、特定秘密の有効期間の上限を５年とすることとしている。

⑵　第２項

ア　「行政機関の長は（中略）有効期間を延長するものとする。」

有効期間経過時に指定の理由を確認した結果、なお指定の理由が認められた場合に、当該指定の有効期間を延長することにより当該指定を維持させるものである。

イ　「政令で定めるところにより、」

政令においては、延長に係る措置等を規定する。

⑶　第３項～第６項

第３項から第６項までの規定は、政府原案における第３項が、衆議院における与野党協議により修正されたものである。

ア　政府原案

政府原案においては、公文書管理法において行政文書の保存期間の当初の設定期間は原則として最長で30年とされていること、諸外国における行政文書の国立公文書館等への移管の期間の目安が 30 年とされていることなどから、特定秘密の指定は30年が原則であるとの基本的な考え方の下で、指定の有効期間が通じて30年を超えることとなるときは、指定を行った行政機関の長が指定の要件を満たしているか否か確認するだけではなく、内閣として指定を延長することの適否を承認することとしていた。これは、情報公開法第１条及び公文書管理法第１条にも規定されているとおり、政府は、「その諸活動を」「国民に説明する責務」を有していることを踏まえ、特定秘密の指定が長期間にわたって継続している場合には、その指定をした行政機関の長の判断だけにかからしめるのではなく、内閣として、より高次の立場から指定を継続することの適否を検証する機会を設けることが適切であると考えられるからである。

【政府原案】
（指定の有効期間及び解除）
第四条
３　行政機関（会計検査院を除く。）の長は、前項の規定により指

定の有効期間を延長しようとする場合において、当該延長後の指定の有効期間が通じて三十年を超えることとなるときは、政府の有するその諸活動を国民に説明する責務を全うする観点に立っても、なお当該指定に係る情報を公にしないことが現に我が国及び国民の安全を確保するためにやむを得ないものであることについて、その理由を示して、内閣の承認を得なければならない。この場合において、当該行政機関の長は、当該指定に係る特定秘密の保護に関し必要なものとして政令で定める措置を講じた上で、内閣に当該特定秘密を提供することができる。

イ　衆議院における与野党協議による修正

(ア) 第３項及び第４項について

指定の有効期間の上限を原則として 30 年とすることを規定している。その上で、通じて 30 年を超えた有効期間の延長は、内閣の承認にかからしめることとされた。

さらに、30 年を超えて延長した場合であっても、各号に規定した一定の情報を除き、通じて 60 年を超えることができないこととされた。

当該修正は、特定秘密が恣意的に拡大することを抑止するために設けられたものと理解されている。

なお、内閣の承認の下で指定の有効期間が 30 年を超えて延長された後も、５年を超えない範囲内においてその有効期間を定め、さらに延長する場合にはその都度、第４項に基づき内閣の承認を得なければならない。（なお、特定秘密の指定・解除・有効期間については別添１参照）

【平成 25 年 11 月 29 日　参・国家安全保障に関する特別委員会】

○井上哲士君　そこで、四党の修正案提案者にお聞きするんですが、この修正では指定の有効期限の上限を原則六十年とされました。報道を見ている限り、協議の中で維新の会やみんなの党から六十年という提案はされていないようなんですが、修正協議の中で一体誰が六十年ということを言われたのか、そしてなぜ五十年でも七十年でもなく六十年になったのか、それぞれお答えいただきたいと思います。

○衆議院議員（桜内文城君）　お答えします。

この有効期間の延長の上限についてでありますけれども、私ども、元々最初の政府案におきまして問題視しておりましたのが、三十年を原則上限とするという文言であったんですけれども、そこから内閣の承認があれば無限に延長できるというような制度の

立て付けになっておりましたので、それはさすがにいかぬだろうということで、何かしら上限を設けるべきだということを主張いたしました。

その際、特に六十年ということによほど意味があるわけではありませんけれども、三十年というのがまず原則とすれば、そこから毎年五年ごとに内閣の承認を得て延ばしていくとしても、普通に考えましてやはり倍が、倍の六十年というものが上限にふさわしいのではないかということで、そこは与党との話合いの中で今回六十年を、延長する場合であっても六十年を上限とするというふうな形になっていった次第でございます。

そして、その際、私どもの方は、単にその上限を設ける、政府案が無限に延長できるという立て付けだったものですから、上限が必要だということと併せて政府に修正案として申入れをいたしましたのが、三十年を超えて延長した場合に内閣の承認が得られなかった場合、あるいは有効期間がその後やってきてそれで指定が解除される場合、いずれもこれはやはりそのまま国立公文書館に移管されずに廃棄されるものがあってはいけないと、やはり検証に堪える、歴史的な意味でも検証に堪えるものとする必要があるということで、全て公文書館に移管するというふうな形の修正をお出しいたしまして、これは与野党で合意したところでございます。

○井上哲士君　つまり、維新の会が六十年を提案したという理解でいいんですか。

○衆議院議員（桜内文城君）　上限を設けろということがメーンの主張でありまして、その年限が五十年なのか六十年なのかというところは与野党の話合いの中で出てきた数字です。ちなみに、そのときに私の記憶では、与野党で話合いをする中で、アメリカの例を取れば七十五年が一応の上限になっているという例を聞きまして、それよりも短いものにしようというふうな修正協議の中身であったと記憶しております。

○井上哲士君　各党そういう認識でよろしいんでしょうか。今のでいいますと誰が提案したのかよく分からないのですが、いかがでしょうか。

○衆議院議員（大口善徳君）　今、桜内委員がおっしゃったように、アメリカの方は二十五年、それから五十年超、七十五年超と、こういう節目節目があります。それで、例えば、スパイの場合です、

要するに人的な情報源の場合ですね、今三十歳としたならば三十年後は六十歳で御存命なわけですよね。さらに、六十年後であってもこれは御存命の場合があると、あるいはその家族があるということで、やはり人的な情報源というものは、これは例外は認めざるを得ないんですね。ですから、アメリカも七十五年超の場合も認めているんです。

そういうことで、三十年でまず区切ると。三十年を超えた場合は内閣の承認が必要であると。その場合は、そして六十年で更に絞ると。三十年、三十五年、ずっと五年ずつ内閣の承認を必要とする。六十年になりますと、これは七項目なんですが、これ、私が質問しまして、総理も答弁していただきましたけれども、三十年の段階でもこの七項目を基本とするという形でやらさせていただいています。

いずれにしましても、半永久的に延びるということはいかがなものかと、こういう御指摘があって、維新の会さんからそういうお話もありましたので、それを踏まえて、アメリカの制度も踏まえてやらせていただいたと。ちなみに、イギリスは百年超というような基準もございます。以上です。

【平成25年12月5日　参・国家安全保障に関する特別委員会】

○和田政宗君　これは、修正合意した政党同士で必ずやるという固い決意を国民の皆様にも示したいというふうに私は思っております。

本法案の修正議決、これ衆議院のものでございますけれども、秘密の期限について、六十年で原則指定解除となりますけれども、七項目の例外が設けられました。しかしながら、例外については行政の裁量で拡大解釈のおそれがあります。更に絞り込むべきと考えますが、いかがでしょうか。

○政府参考人（鈴木良之君）　お答えします。

特定秘密の指定の有効期間を通じて六十年を超えて延長しようとする場合、当該特定秘密の指定を延長しようとする行政機関の長がその該当性を判断した上で内閣の承認を得ることとなり、例外が恣意的に拡大解釈されるおそれはないものと考えております。

また、例外的に六十年を超えて特定秘密の指定を延長することができる場合として、暗号や人的情報源に関する情報等に加えま

して、これらに準ずるもので政令に定める重要な情報を規定をしておりますが、例外的に六十年を超えて延長できる場合についての規定であることに鑑みまして、同規定は極めて限定的に解すべきと考えておりまして、また現時点ではこれに該当するものは想定しておりません。

○和田政宗君　ちょっと、政治家の発言として、そして大臣の発言として聞きたいんですが、同じ質問、大臣いかがでしょうか。

○国務大臣（森まさこ君）　今審議官の方でお答えをさせていただいたとおりでございますけれども、五年以内のものが三十年、三十年で原則公文書館に移管、そしてその後の六十年の場合の七項目でございますけれども、これはしっかりと内閣の承認を得てまいりますので、例外が恣意的に拡大解釈されるおそれはないものというふうに考えております。

そして、具体的に絞り込むべきではないかというような御意見でございますけれども、これは極めて限定的に解すべきと考えておりますし、これについても有識者会議の皆様の御意見を聴いてしっかりと適正に運用をしてまいりたいと思います。

(ｲ) 第５項について

通じて 30 年を超えた有効期間の延長について内閣の承認を得るために、有効期間の延長の承認を求める閣議において、閣議室で当該特定秘密が記録された文書等を回覧することを予定している。このため、当該特定秘密を保有する行政機関が一定の保護措置を講じた上で、内閣に特定秘密を提示することができる旨を定めるものである。

(ｳ) 第６項について

特定秘密が記録されている行政文書についても、公文書管理法の適用を受け、特定秘密の指定が解除され、当該行政文書の保存期間が満了した場合に、歴史公文書等に該当するものは、国立公文書館等に移管されることとなる。

さらに、本法では、30 年を超えて有効期間を延長することについて内閣の承認が得られなかった場合には、当該指定に係る情報が記録された行政文書ファイル等を、保存期間満了後に国立公文書館等に移管することとされた。

30 年にわたって特定秘密として指定を継続してきた文書であることを踏まえると、当該特定秘密を記録した文書は、通常、歴史公文書等に該当するものと考えられる。その上で、当該修正により、内閣の承認を得られなかった場合、関係文書を国立公文書館等に移管すると

あえて明記したのは、不承認の結果、特定秘密としていた情報が明らかになることをおそれた行政機関が、恣意的な判断でこれを廃棄することを防止することにあると理解されている。

さらに、当該修正の趣旨に鑑みると、30年を超える長期間にわたって特定秘密として指定を継続してきた文書について、自ら指定を解除する場合にも、全て歴史公文書等として国立公文書館等に移管することが必要と考えられる。

第４条第７項　解除

（指定の有効期間及び解除） 第四条 ７　行政機関の長は、指定をした情報が前条第一項に規定する要件を欠くに至ったときは、有効期間内であっても、政令で定めるところにより、速やかにその指定を解除するものとする。

１　趣旨

本項は、指定を行った行政機関の長に対し、指定の理由を欠くに至った場合には速やかに指定を解除して、その外形を除去する義務を課すものである。

２　内容

(1)　「行政機関の長は、指定をした情報が前条第一項に規定する要件を欠くに至ったときは（中略）速やかにその指定を解除するものとする」

指定後に非公知性又は特段の秘匿の必要性を欠くに至った場合、何らの措置を待つまでもなく当然に指定の効力は消滅することになる。しかしながら、仮に効力消滅後も外形上指定が継続した場合、必要以上に秘匿されることとなり、国民の知る権利との関係で問題が生じ、ひいては本法制に対する国民の信頼が損なわれるおそれがある。そこで、特定秘密の指定の理由を欠くに至ったときは、指定の外形の除去が確実かつ速やかに行われることを確保するため、指定を行った行政機関の長に対し、速やかに指定の解除を行うことを法律上義務付けることとしている。

なお、改正前の自衛隊法には、防衛秘密の指定の解除制度は設けられていないが、指定の要件を欠くに至ったときは速やかに標記の抹消等の措置を講ずることとされており（自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第113条の12）、実質的には解除と同等の制度が設けられている。

(2)　「有効期間内であっても」

第４条第１項から第６項までの規定に関する解説２(1)アで述べたとおり、特定秘密の有効期間は、特定秘密の指定の理由に仮にも漏れが生じることがないよう定期的にこれを確認することを法律上義務付けることとしたものであり、有効期間内であれば指定の理由を欠いても指定を継続することを許容するものではない。上記(1)のとおり、指定の理由を欠くに至った場合、何らの措置を待つまでもなく当然に指定の効力は消滅することになるのであって、その場合には、有効期間内でも指定を解除し、指定の外形を除去すべきことは当然である。しかしながら、本項では、このことを確認

的に規定し、指定の理由を欠いた場合に指定の解除が確実かつ速やかに行われるよう万全を期することとしている。

(3) 「政令で定めるところにより」

政令においては、解除に係る措置等を規定する。

第５条第１項　行政機関における特定秘密の保護措置

（特定秘密の保護措置）
第五条　行政機関の長は、指定をしたときは、第三条第二項に規定する措置のほか、第十一条の規定により特定秘密の取扱いの業務を行うことができることとされる者のうちから、当該行政機関において当該指定に係る特定秘密の取扱いの業務を行わせる職員の範囲を定めることその他の当該特定秘密の保護に関し必要なものとして政令で定める措置を講ずるものとする。

１　趣旨

本項は、行政機関の長が、指定をしたときに、当該行政機関において講ずる特定秘密の保護措置について定めるものである。

２　内容

⑴　「第三条第二項に規定する措置のほか」

第３条第２項に定める特定秘密を明確化するための措置は、指定された特定秘密の範囲を明らかにするという独自の意義を持つと同時に、これにより特定秘密の保護にも資するものであることから、本項においても「のほか」と規定するものである。

⑵　「第十一条の規定により特定秘密の取扱いの業務を行うことができることとされる者のうちから、当該行政機関において当該指定に係る特定秘密の取扱いの業務を行わせる職員の範囲を定めること」

下記⑷の「特定秘密の保護に関し必要なものとして政令で定める措置」の例示であり、特定秘密ごとに、指定の都度、その取扱いの業務を行わせる職員の範囲を指定することを⑷の政令で規定する。

⑶　「特定秘密の取扱いの業務」

「特定秘密の取扱い」とは、特定秘密である情報を記録する文書、図画、電磁的記録若しくは物件又は当該情報を化体する物件の作成、運搬、交付、保管、廃棄その他の取扱い及び特定秘密の伝達に係る事務をいい、「業務」とは、人の社会生活上の地位に基づいて反復・継続される行為をいう。

本法においては、行政機関、都道府県警察及び適合事業者において安全保障上の必要により特定秘密が取り扱われる際には、特定秘密の取扱いの業務として行われることを前提として特定秘密の取扱者の制限や罰則に関する規定を置いており、特定秘密の取扱いの業務を行う者は、特定秘密を取り扱うこと自体を担当業務とされれば、特定秘密を取り扱うことの頻度、

程度や、特定秘密を取り扱うことが常態的であることは必ずしも必要とされるものではない。

(4) 「当該特定秘密の保護に関し必要なものとして政令で定める措置」

政令においては、上記(2)で述べたとおり、本項で例示されている、特定秘密の取扱いの業務を行わせる職員の範囲を定めること以外の特定秘密の保護上必要な措置を規定する。

第５条第２項及び第３項　都道府県警察における特定秘密の保護措置

（特定秘密の保護措置）
第五条
２　警察庁長官は、指定をした場合において、当該指定に係る特定秘密（第七条第一項の規定により提供するものを除く。）で都道府県警察が保有するものがあるときは、当該都道府県警察に対し当該指定をした旨を通知するものとする。
３　前項の場合において、警察庁長官は、都道府県警察が保有する特定秘密の取扱いの業務を行わせる職員の範囲その他の当該都道府県警察による当該特定秘密の保護に関し必要なものとして政令で定める事項について、当該都道府県警察に指示するものとする。この場合において、当該都道府県警察の警視総監又は道府県警察本部長（以下「警察本部長」という。）は、当該指示に従い、当該特定秘密の適切な保護のために必要な措置を講じ、及びその職員に当該特定秘密の取扱いの業務を行わせるものとする。

１　趣旨

第５条第２項及び第３項は、警察庁長官が指定をした場合において、当該指定に係る特定秘密で都道府県警察が保有するものがあるときの措置について定めるものである。

２　内容

(1)　第２項「警察庁長官は」

本法においては、諸外国や国内の関係機関と情報交換を行う、国の警察機関としての警察庁の性格から、他の行政機関から特定秘密の提供を受ける警察機関として警察庁のみを規定し、さらに、特定秘密の指定についても、国内外の関係機関と情報交換を行い、全国警察の関連情報を集約し、分析評価を行っている警察庁のみが適切な判断を行うことができると考えられることから、都道府県警察が収集した情報を含め、警察庁長官が警察における特定秘密の指定を行うこととしている。

(2)　第２項「指定をした場合において、当該指定に係る特定秘密（第七条第一項の規定により提供するものを除く。）で都道府県警察が保有するものがあるとき」

本項は、警察庁長官が、都道府県警察から提供を受けた情報について指定をしたときを念頭に置いたものである。

都道府県警察は行政機関たる警察庁とは別の機関であるが、両者は、国の警察機関であるか、都道府県の警察機関であるかの差異はあるものの、いずれも、

警察法（昭和29年法律第162号）上、公共の安全と秩序の維持に当たるものであり、同一の所掌事務を遂行しているものといえ、同一の行政機関において上下関係にある部局と同様に、当該情報は都道府県警察においても秘匿の必要性があることに変わりはない。したがって、本条第２項及び第３項において警察庁長官は、都道府県警察から提供を受けた情報について指定をしたときは、当該都道府県警察に対して指定した旨を通知するとともに、当該特定秘密の保護に関し必要な事項を指示することとし、当該都道府県警察において、当該指示に従い、保護の措置を講ずることを定めることとしている。

⑶　第３項「都道府県警察が保有する特定秘密の取扱いの業務を行わせる職員の範囲」

下記⑷の「当該都道府県警察による当該特定秘密の保護に関し必要なものとして政令で定める事項」の例示であり、警察庁長官は、特定秘密の取扱いの業務を行わせる提供先の都道府県警察の職員の範囲等について指示することを⑷の政令で規定する。

⑷　第３項「当該都道府県警察による当該特定秘密の保護に関し必要なものとして政令で定める事項」

政令においては、上記⑶で述べたとおり、本項で例示されている、特定秘密の取扱いの業務を行わせる職員の範囲を定めること以外の特定秘密の保護上必要な措置を規定する。

⑸　第３項「当該都道府県警察に指示する」

例えば、具体的なテロ計画（特定秘密）を警察庁が入手した場合、警察庁長官は、テロ計画の未然防止のために講ずる警備実施や関係者の追跡等の措置について、警察法第16条第２項に基づき、関係都道府県警察を指揮監督することとなるが、これに伴い特定秘密の保護のための措置についても、必要な指揮監督を都道府県警察に行うこととなる。このような指揮監督を具体化するものとして、本項において、警察庁長官は、当該特定秘密の保護に関し必要な事項について、「当該都道府県警察に指示するものとする」ことを規定している。

一般に、「指示」とは、ある機関が関係の機関又は者に対して、その所掌事務に関する方針、基準、手続、規則、計画等を示し、これらを実施させることをいい、法律的には指揮又は命令よりは、言わば弱く、また軽く、勧告よりは、言わば強く、また重い場合に用いられる（吉国一郎ほか共編「法令用語辞典（第９次改訂版）」（以下「法令用語辞典」という。）342・343頁）とされているが、本法においても、特定秘密の保護に関し講ずる措置は、あくまで都道府県警察の責務として行う事務であることから、「命令」ではなく「指示」という用語を用いている。

第５条第４項～第６項　適合事業者における特定秘密の保護措置

（特定秘密の保護措置）
第五条
４　行政機関の長は、指定をした場合において、その所掌事務のうち別表に掲げる事項に係るものを遂行するために特段の必要があると認めたときは、物件の製造又は役務の提供を業とする者で、特定秘密の保護のために必要な施設設備を設置していることその他政令で定める基準に適合するもの（以下「適合事業者」という。）との契約に基づき、当該適合事業者に対し、当該指定をした旨を通知した上で、当該指定に係る特定秘密（第八条第一項の規定により提供するものを除く。）を保有させることができる。
５　前項の契約には、第十一条の規定により特定秘密の取扱いの業務を行うことができることとされる者のうちから、同項の規定により特定秘密を保有する適合事業者が指名して当該特定秘密の取扱いの業務を行わせる代表者、代理人、使用人その他の従業者（以下単に「従業者」という。）の範囲その他の当該適合事業者による当該特定秘密の保護に関し必要なものとして政令で定める事項について定めるものとする。
６　第四項の規定により特定秘密を保有する適合事業者は、同項の契約に従い、当該特定秘密の適切な保護のために必要な措置を講じ、及びその従業者に当該特定秘密の取扱いの業務を行わせるものとする。

１　趣旨

第５条第４項から第６項までの規定は、行政機関の長が指定をした場合において、適合事業者に、当該指定に係る特定秘密を保有させることができること及びその場合の措置について定めるものである。

２　内容

(1)　第４項「行政機関の長は、指定をした場合において（中略）契約に基づき、当該適合事業者に対し、当該指定をした旨を通知した上で、当該指定に係る特定秘密（第八条第一項の規定により提供するものを除く。）を保有させることができる」

第３条第１項に関する解説２(3)イ(ｱ)で述べたとおり、本法においては、現存しないが、将来出現することが確実かつ完全に特定し得る情報も、特定秘密の指定の対象となる情報となる。第５条第４項は、このような情報について、契約に基づき、適合事業者（下記(3)参照）に、指定をした旨を通知した上で、保有させることができる旨規定するものである。具体的に

は、適合事業者に、武器等の試験を行わせる場合や武器の部品等の物件を製造させる場合であって、試験結果が生じ、又は物件が製造されると同時に保護を与えなければならないときに、直ちにこれを特定秘密として保護させることができるようにする必要があるときを念頭に置いている。このような場合、行政機関は、指定をした時点において、当該特定秘密に係る情報を保有しておらず、また、当該行政機関から適合事業者への特定秘密の提供もないことから、特定秘密を保有する行政機関の長が、契約に基づき、適合事業者に当該特定秘密を提供する場合について規定した第８条とは別途、規定を設けることとしたものである。

⑵　第４項「その所掌事務のうち別表に掲げる事項に係るものを遂行するために特段の必要があると認めたとき」

本項に基づき、特定秘密を適合事業者に保有させることができる場合について定めるものである。

「特段の必要がある」とは、特定秘密を適合事業者に保有させなければ、当該行政機関の所掌事務の遂行が立ち行かないような、いわば非代替性が認められることをいう。

⑶　第４項「物件の製造又は役務の提供を業とする者で、特定秘密の保護のために必要な施設設備を設置していることその他政令で定める基準に適合するもの（以下「適合事業者」という。）」

本法で特定秘密を保有させ又は提供することができる行政機関及び都道府県警察以外の事業者の基準について定めるものである。

⑷　第４項「契約に基づき」

ここでいう「契約」は、行政機関と適合事業者との間で、第５項に規定する特定秘密の保護に関し必要な事項について定める、いわば秘密保護契約であり、これを締結すれば、下請業者のように行政機関との間で物件の製造又は役務の提供について直接の契約関係にない適合事業者にも、特定秘密を保有させることができる。

⑸　第５項「第十一条の規定により特定秘密の取扱いの業務を行うことができることとされる者のうちから、同項の規定により特定秘密を保有する適合事業者が指名して当該特定秘密の取扱いの業務を行わせる代表者、代理人、使用人その他の従業者（以下単に「従業者」という。）の範囲」

下記⑹の「当該適合事業者による当該特定秘密の保護に関し必要なものとして政令で定める事項」の例示であり、特定秘密の取扱いの業務を行わせる提供先の適合事業者の従業者の範囲を定めることを本項の契約で定めることを⑹の政令で規定する。

(6) 第５項「当該適合事業者による当該特定秘密の保護に関し必要なものとして政令で定める事項」

政令においては、上記(5)で述べたとおり、本項で例示されている、特定秘密の取扱いの業務を行わせる従業者の範囲を定めること以外の特定秘密の保護上必要な措置を規定する。

第３章

特定秘密の提供
（第６条－第 10 条）

第６条　他の行政機関への特定秘密の提供

（我が国の安全保障上の必要による特定秘密の提供）

第六条　特定秘密を保有する行政機関の長は、他の行政機関が我が国の安全保障に関する事務のうち別表に掲げる事項に係るものを遂行するために当該特定秘密を利用する必要があると認めたときは、当該他の行政機関に当該特定秘密を提供することができる。ただし、当該特定秘密を保有する行政機関以外の行政機関の長が当該特定秘密について指定をしているとき（当該特定秘密が、この項の規定により当該保有する行政機関の長から提供されたものである場合を除く。）は、当該指定をしている行政機関の長の同意を得なければならない。

２　前項の規定により他の行政機関に特定秘密を提供する行政機関の長は、当該特定秘密の取扱いの業務を行わせる職員の範囲その他の当該他の行政機関による当該特定秘密の保護に関し必要なものとして政令で定める事項について、あらかじめ、当該他の行政機関の長と協議するものとする。

３　第一項の規定により特定秘密の提供を受ける他の行政機関の長は、前項の規定による協議に従い、当該特定秘密の適切な保護のために必要な措置を講じ、及びその職員に当該特定秘密の取扱いの業務を行わせるものとする。

１　趣旨

本条は、行政機関の長が、我が国の安全保障上の必要により、他の行政機関に特定秘密を提供することができること及びその手続その他の事項について定めるものである。

２　内容

(1)　第１項「特定秘密を保有する行政機関の長は」

本条に基づき、特定秘密を他の行政機関の長に提供する主体について定めるものであり、「特定秘密を保有する」とあるとおり、行政機関の長が自ら指定した特定秘密を提供する場合のみならず、当該行政機関が他の行政機関の長から提供を受けた特定秘密を第三者たる他の行政機関に提供する場合も含む。ただし、後者の場合については下記(3)参照。

(2)　第１項「他の行政機関が我が国の安全保障に関する事務のうち別表に掲げる事項に係るものを遂行するために当該特定秘密を利用する必要があると認めたとき」

本条に基づき、安全保障上の必要により特定秘密を他の行政機関の長に提供することができる場合について定めるものである。

防衛秘密制度について規定する改正前の自衛隊法においては、防衛省・自衛隊の秘密を保護するため、同省を中心とした防衛秘密の保護について規定し、自衛隊の任務遂行上特段の必要がある場合に限り他の行政機関の職員に防衛秘密の取扱いの業務を行わせることができることとしていた。しかしながら、我が国の安全保障に関する情報のうち特に秘匿することが必要であるものについて、その取扱いについての政府の共通のルールを定めるものであるという本法の性格から、本法では、本条により、安全保障上の必要により行政機関相互間で特定秘密を提供できることとし、特定秘密の政府内における共有と活用が円滑に行われるようにしている。

本項においては、この安全保障上の必要を「他の行政機関が我が国の安全保障に関する事務のうち別表に掲げる事項に係るものを遂行するために当該特定秘密を利用する必要がある」と規定している。これは、提供先となる他の行政機関が、その安全保障に関する所掌事務を遂行するため、当該特定秘密を利用する必要がある場合のことであり、本項では、更に「（前略）のうち別表に掲げる事項に係るもの」として、このような所掌事務をより限定・明確化している。

このような安全保障上の必要により提供を受けた場合、提供を受けた他の行政機関も、その安全保障に関する所掌事務を遂行するために、その職員に当該特定秘密を反復・継続して取り扱わせる必要があり、また、このような取扱いの業務を行う職員は外国の情報機関等の諜報活動の対象となる可能性が高いと考えられる。このため、本法においては、下記⑸以下に述べるとおり、提供を受けた他の行政機関においても、特定秘密を取り扱う職員を適性評価を受けた者のみに制限するなど特定秘密の保護に関し必要な措置を講ずることとしている。これにより、特定秘密を提供する行政機関にとって、提供の手順と提供後に講じられる保護措置が明らかとなり、特定秘密の共有と活用が促進されるものと考えられる。

なお、本項においては、「（前略）認めたとき」としており、提供する行政機関の長が、提供先となる他の行政機関が、その安全保障に関する所掌事務を遂行するため、当該特定秘密を利用する必要があるか否かを判断することとしている。

⑶　第１項「ただし、当該特定秘密を保有する行政機関以外の行政機関の長が当該特定秘密について指定をしているとき（中略）は、当該指定をしている行政機関の長の同意を得なければならない」

行政機関の長が、他の行政機関の長から提供を受けた特定秘密を第三者たる他の行政機関に提供する場合には、指定をした行政機関の長が当該特定秘密の保護について第一義的な責任を負うことから、その同意を得るこ

ととするものである。すなわち、行政機関Ａの長が、その指定に係る特定秘密を、直接又は行政機関Ｘ、Ｙ、Ｚ・・・（Ｘ、Ｙ、Ｚ・・・のいずれも特定秘密に指定していない場合）を介して、行政機関Ｂに提供し、当該特定秘密を行政機関Ｂの長が行政機関Ｃに提供する場合、行政機関Ｂの長は行政機関Ａの長の同意を得る必要がある。

⑷　第１項「当該特定秘密を保有する行政機関以外の行政機関の長が当該特定秘密について指定をしているとき（当該特定秘密が、この項の規定により当該保有する行政機関の長から提供されたものである場合を除く。）」

本規定中の括弧書きは、行政機関Ａの長が、その指定に係る特定秘密ａを行政機関Ｂに提供したところ、これを行政機関Ｂの長も特定秘密ｂに指定をした場合、その後、行政機関Ａの長が特定秘密ａかつｂを行政機関Ｃにも提供するときには、行政機関Ａの長は、特定秘密ｂの指定をした行政機関Ｂの長の同意を得る必要はないことを定めるものである。すなわち、本規定でいう「当該保有する行政機関」は行政機関Ａを、「当該特定秘密を保有する行政機関以外の行政機関」は行政機関Ｂを、「当該特定秘密」は特定秘密ａかつｂを、それぞれ指す。

第３条第１項に関する解説２⑶アで述べたとおり、ある文書中のある記載内容が、複数の行政機関の所掌事務に係る情報である場合には、当該記載内容を複数の行政機関がそれぞれの所掌事務の観点から特定秘密に指定することはあり得るところ、特定秘密が複数の行政機関の間を流通し、かつ、そのうちのいくつかの行政機関がそれぞれの所掌事務の観点から重ねて指定をした場合、当該特定秘密を新たに他の行政機関に提供するには指定をしたすべての行政機関の長の同意を得なければならないとすれば、各行政機関の長は、自らが指定をした特定秘密を提供した後、他のどの行政機関が特定秘密に指定しているのか把握した上で、指定をしたすべての行政機関の長の同意を得なければならず、事務が繁雑となって、行政機関間での特定秘密の共有を阻害することになりかねない。このため、このような場合には、自らが特定秘密に指定する以前に指定をしていた行政機関の長の同意を得れば足りるものとすることが合理的であると考えられるため、本規定中の括弧書きを置くこととしている（なお、提供に際して他の行政機関の長の同意が必要な場合の説明については別添２参照）。

⑸　第２項「当該特定秘密の取扱いの業務を行わせる職員の範囲」

下記⑹の「当該他の行政機関による当該特定秘密の保護に関し必要なものとして政令で定める事項」の例示であり、特定秘密の提供を受けた行政機関において当該特定秘密の取扱いの業務を行わせる職員の範囲を指定することを⑹の政令で規定する。

⑹　第２項「当該他の行政機関による当該特定秘密の保護に関し必要なものとして政令で定める事項」

政令においては、上記⑸で述べたとおり、本項で例示されている、特定秘密の取扱いの業務を行わせる職員の範囲を定めること以外の特定秘密の保護上必要な措置を規定する。

⑺　「前項の規定による協議に従い、当該特定秘密の適切な保護のために必要な措置を講じ、及びその職員に当該特定秘密の取扱いの業務を行わせるものとする。」

本条に基づき提供された特定秘密は、提供を受けた行政機関において、改めて指定をされることなく、直ちに特定秘密として取り扱われることとなる。

第７条　都道府県警察への特定秘密の提供

第七条　警察庁長官は、警察庁が保有する特定秘密について、その所掌事務のうち別表に掲げる事項に係るものを遂行するために都道府県警察にこれを利用させる必要があると認めたときは、当該都道府県警察に当該特定秘密を提供することができる。

２　前項の規定により都道府県警察に特定秘密を提供する場合については、第五条第三項の規定を準用する。

３　警察庁長官は、警察本部長に対し、当該都道府県警察が保有する特定秘密で第五条第二項の規定による通知に係るものの提供を求めることができる。

１　趣旨

本条は、警察庁長官が、その所掌事務の遂行上必要がある場合に、都道府県警察に特定秘密を提供することができること及びその手続その他の事項について定めるものである。

２　内容

⑴　第１項「警察庁長官は」

第５条第２項及び第３項に関する解説２⑴参照。

⑵　第１項「警察庁が保有する特定秘密」

警察庁長官が自ら指定した特定秘密を提供する場合のみならず、警察庁が他の行政機関の長から提供を受けた特定秘密を含む点については、第６条第１項と同じである。

⑶　第１項「その所掌事務のうち別表に掲げる事項に係るものを遂行するために都道府県警察にこれを利用させる必要があると認めたとき」

本条に基づき、安全保障上の必要により特定秘密を都道府県警察に提供することができる場合について定めるものである。

本項は、第６条第１項の規定と規定振りが異なっているが、これは、第５条第２項及び第３項に関する解説２⑵で述べたとおり、警察庁と都道府県警察とは、警察法上、公共の安全と秩序の維持に当たるものであり、同一の行政機関において上下関係にある部局と同様に、同一の所掌事務を遂行しているものといえ、特定秘密の指定も警察庁の所掌事務のうち別表に掲げる事項に係るものを遂行するためのものであり、提供を受ける都道府県警察の観点からその必要性を判断する必要がないから、「他の行政機関が我が国の安全保障に関する事務のうち」と規定する必要がないためである。

(4) 第２項

第５条第２項及び第３項に関する解説２(3)から(5)参照。

(5) 第３項

本法では、特定秘密を保有する行政機関の長等がこれを提供できる場合を規定していることから、警察庁長官が、都道府県警察が保有する情報を特定秘密に指定し、第５条第２項に基づき警察本部長に通知した場合に、当該特定秘密の提供を求めることができ、この場合には、当該都道府県警察は当該特定秘密を警察庁に提供することができる旨を定めるものである（第 10 条第２項に関する解説参照）。

第８条　適合事業者への特定秘密の提供

第八条　特定秘密を保有する行政機関の長は、その所掌事務のうち別表に掲げる事項に係るものを遂行するために、適合事業者に当該特定秘密を利用させる特段の必要があると認めたときは、当該適合事業者との契約に基づき、当該適合事業者に当該特定秘密を提供することができる。ただし、当該特定秘密を保有する行政機関以外の行政機関の長が当該特定秘密について指定をしているとき（当該特定秘密が、第六条第一項の規定により当該保有する行政機関の長から提供されたものである場合を除く。）は、当該指定をしている行政機関の長の同意を得なければならない。

2　前項の契約については第五条第五項の規定を、前項の規定により特定秘密の提供を受ける適合事業者については同条第六項の規定を、それぞれ準用する。この場合において、同条第五項中「前項」とあるのは「第八条第一項」と、「を保有する」とあるのは「の提供を受ける」と読み替えるものとする。

3　第五条第四項の規定により適合事業者に特定秘密を保有させている行政機関の長は、同項の契約に基づき、当該適合事業者に対し、当該特定秘密の提供を求めることができる。

１　趣旨

本条は、行政機関の長が、その所掌事務の遂行上必要がある場合に、適合事業者に特定秘密を提供することができること及びその手続その他の事項について定めるものである。

２　内容

(1)　第１項「特定秘密を保有する」

行政機関の長が自ら指定した特定秘密を提供する場合のみならず、当該行政機関が他の行政機関の長から提供を受けた特定秘密を含む点については、第６条第１項と同じである。

(2)　第１項「その所掌事務のうち別表に掲げる事項に係るものを遂行するために、適合事業者に当該特定秘密を利用させる特段の必要があると認めたとき」

本条に基づき、安全保障上の必要により特定秘密を適合事業者に提供することができる場合について定めるものである。

本項は、第６条第１項の「他の行政機関が我が国の安全保障に関する事務のうち別表に掲げる事項に係るもの」との規定と規定振りが異なっているが、これは、適合事業者への特定秘密の提供は、特定秘密を保有する行

政機関の所掌事務のうち別表に掲げる事項に係るものを遂行するためのものであり、提供を受ける適合事業者の観点からその必要性を判断する必要がないことから「他の行政機関が我が国の安全保障に関する事務のうち」と規定する必要がないためである。

また、本項で「特段の必要がある」と規定しているのは、第５条第４項と同様、特定秘密を適合事業者に保有させなければ、当該行政機関の所掌事務の遂行が立ち行かないような、いわば非代替性が認められることをいい、印刷や製本のように、当該行政機関で行うことが可能である場合は、「特段の必要」がないということになる。

⑶　第１項「契約に基づき」

第５条第４項の「契約」と同じく、秘密保護契約であり、これを締結すれば、下請業者のように行政機関との間で物件の製造又は役務の提供について直接の契約関係にない適合事業者にも、特定秘密を提供することができる。

⑷　第１項「ただし（中略）同意を得なければならない。」

第６条に関する解説２⑶参照。

⑸　第２項

第５条第４項～第６項に関する解説２⑸及び⑹参照。

⑹　第３項

第７条第３項と同様、本法では、特定秘密を保有する行政機関等がこれを提供できる場合を規定していることから、第５条第４項に基づき、行政機関の長が、適合事業者に特定秘密を保有させた場合に、当該特定秘密の提供を求めることができ、この場合には、当該適合事業者は当該特定秘密を行政機関に提供することができる旨を定めるものである。

第９条　外国の政府又は国際機関への特定秘密の提供

第九条　特定秘密を保有する行政機関の長は、その所掌事務のうち別表に掲げる事項に係るものを遂行するために必要があると認めたときは、外国の政府又は国際機関であって、この法律の規定により行政機関が当該特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置を講じているものに当該特定秘密を提供することができる。ただし、当該特定秘密を保有する行政機関以外の行政機関の長が当該特定秘密について指定をしているとき（当該特定秘密が、第六条第一項の規定により当該保有する行政機関の長から提供されたものである場合を除く。）は、当該指定をしている行政機関の長の同意を得なければならない。

１　趣旨

本条は、行政機関の長が、我が国の安全保障上の必要により、外国の政府又は国際機関（以下「外国の政府等」という。）に特定秘密を提供することができることを定めるものである。

２　内容

⑴　「特定秘密を保有する行政機関の長」

行政機関の長が自ら指定した特定秘密を提供する場合のみならず、当該行政機関が他の行政機関の長から提供を受けた特定秘密を含む点については、第６条第１項と同じである。

⑵　「その所掌事務のうち別表に掲げる事項に係るものを遂行するために必要があると認めたとき」

本条に基づき、安全保障上の必要により特定秘密を外国の政府等に提供することができる場合について定めるものである。

本項は、第６条第１項の「他の行政機関が我が国の安全保障に関する事務のうち別表に掲げる事項に係るもの」との規定と規定振りが異なっているが、これは、外国の政府等への特定秘密の提供の場合、安全保障上の必要により提供するものであるか否かは、行政機関の長が当該特定秘密を提供する目的によって判断すべきものであるためである。

⑶　「この法律の規定により行政機関が当該特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置を講じているもの」

特定秘密は、安全保障に関する情報のうち特に秘匿することが必要であるものであり、本法に定める厳格な保護の対象とされ、その漏えい等に国家公務員法等に基づく守秘義務違反よりも重い罰則を科されるものであることから、外国の政府等に提供した場合にもこれが適確に保護されること

が確保されるよう、行政機関の長が特定秘密を提供することができる外国の政府等を、第５条第１項、第11条等に基づき行政機関が講ずることとされている措置に相当する措置を講じているものに限定するものである。

外国の政府等に特定秘密を提供するに当たり、このような措置が当該外国の政府等において講じられることを確認する方法としては、まず、「秘密軍事情報の保護のための秘密保持の措置に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との協定」を始めとする、近年我が国がいくつかの国と締結している秘密保護協定により提供する方法が考えられる。秘密保護協定においては、秘密情報の提供を受ける締約国政府において、これを提供する締約国政府により与えられている保護と実質的に同等の保護を与えること等を約していることから、これにより提供する場合には、本法の規定により行政機関が講ずる保護措置に相当する措置が外国の政府等においても講じられると認めることができる。

また、秘密保護協定による場合以外であっても、特定秘密を提供する行政機関の長が、当該外国の政府等における秘密保護制度を知悉した上で、当該外国の政府等との間で、当該特定秘密について、本法の規定により行政機関が講ずる保護措置に相当する措置を講ずることを書面等により確認する方法によって提供することも考えられる。

(4) 「ただし（中略）同意を得なければならない。」

第６条に関する解説２(3)参照。

第10条第1項　行政機関の長による公益上の必要による特定秘密の提供

（その他公益上の必要による特定秘密の提供）

第十条　第四条第五項、第六条から前条まで及び第十八条第四項後段に規定するもののほか、行政機関の長は、次に掲げる場合に限り、特定秘密を提供するものとする。

一　特定秘密の提供を受ける者が次に掲げる業務又は公益上特に必要があると認められるこれらに準ずる業務において当該特定秘密を利用する場合（次号から第四号までに掲げる場合を除く。）であって、当該特定秘密を利用し、又は知る者の範囲を制限すること、当該業務以外に当該特定秘密が利用されないようにすることその他の当該特定秘密を利用し、又は知る者がこれを保護するために必要なものとして、イに掲げる業務にあっては附則第十条の規定に基づいて国会において定める措置、イに掲げる業務以外の業務にあっては政令で定める措置を講じ、かつ、我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがないと認めたとき。

イ　各議院又は各議院の委員会若しくは参議院の調査会が国会法（昭和二十二年法律第七十九号）第百四条第一項（同法第五十四条の四第一項において準用する場合を含む。）又は議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律（昭和二十二年法律第二百二十五号）第一条の規定により行う審査又は調査であって、国会法第五十二条第二項（同法第五十四条の四第一項において準用する場合を含む。）又は第六十二条の規定により公開しないこととされたもの

ロ　刑事事件の捜査又は公訴の維持であって、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）第三百十六条の二十七第一項（同条第三項及び同法第三百十六条の二十八第二項において準用する場合を含む。）の規定により裁判所に提示する場合のほか、当該捜査又は公訴の維持に必要な業務に従事する者以外の者に当該特定秘密を提供することがないと認められるもの

二　民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第二百二十三条第六項の規定により裁判所に提示する場合

三　情報公開・個人情報保護審査会設置法（平成十五年法律第六十号）第九条第一項の規定により情報公開・個人情報保護審査会に提示する場合

四　会計検査院法（昭和二十二年法律第七十三号）第十九条の四において読み替えて準用する情報公開・個人情報保護審査会設置法第九条第一項の規定により会計検査院情報公開・個人情報保護審査会に提示する場合

1　趣旨

本条は、行政機関の長が、我が国の安全保障以外の公益上の必要により、特定秘密を提供する場合について定めるものである。

2　内容

(1)　見出し「その他公益上の必要による特定秘密の提供」

特定秘密を提供する必要がある場合は安全保障上の必要によるときに限られるものではなく、国会での審議、犯罪の捜査、裁判、情報公開、許認可手続等のために安全保障以外の公益上の必要により、国会、捜査機関、裁判所、他の行政機関、地方公共団体等の機関等に特定秘密を提供することが必要となる場合があり得る。

安全保障以外の公益上の必要があると認められる業務において使用する場合には、反復・継続して特定秘密を取り扱う可能性が高くない中で、これらの機関等の職員等に一律に適性評価を行わせるのは困難としても、提供する行政機関にとっては、当該特定秘密が漏えいすれば、その安全保障に関する所掌事務の遂行に著しい支障を与えるおそれがあるため、本法においては、

①公益上「特に」必要があり、

②提供先において当該特定秘密を保護するために必要な措置が講じられ、かつ、

③我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがないと認められる

場合に提供するものとしている。

(2)　柱書「第四条第五項、第六条から前条まで及び第十八条第四項後段に規定するもののほか（中略）次に掲げる場合に限り」

本法では特定秘密を保有する行政機関の長等がこれを提供できる場合を規定していることから、行政機関の長は、

○　第４条第５項に基づき通じて 30 年を超えて有効期間を延長する場合の内閣への提示

○　第６条から第９条までの規定に基づく安全保障上の必要による提供

○　第 18 条第４項後段に基づく内閣総理大臣への特定秘密である情報を含む資料の提出

以外には、本項に基づく場合に限って特定秘密を提供することを定めたものである。

(3)　柱書「提供するものとする」

政府原案では「提供することができる」としていたが、衆議院における与野党協議により修正された。

国会に対する特定秘密の提供をめぐり、国会において必要な保護措置が講じられた場合、原則として、「我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがない」と認められ、国会に特定秘密を提供することとなるが、「提供することができる」との規定は、特定秘密の提供が行政機関の長の裁量であるかのような誤解を与えるものであったため、「提供するものとする」と修正し、行政機関の長による特定秘密の提供が義務であることを明確にしている。

(4) 第１号

本項各号においては、行政機関の長が、本項に基づき特定秘密を提供する場合を列挙している。各号列記の考え方は、第１号に行政機関の長が、提供の都度、上記(1)の①から③までの提供の要件を満たしているか否かを判断する場合を規定しており、第２号から第４号までにおいては、法律上、特定秘密を含む文書等を提示することが義務付けられ、かつ、これらを提供先以外に開示してはならない旨定められている（したがって、行政機関の長が、提供の都度、要件を充足しているか判断する余地のない）、いわゆるインカメラ審査において、特定秘密を提供することが想定される場合を規定している。

ア 「次に掲げる業務」

(ｱ)「イ 各議院又は各議院の委員会若しくは参議院の調査会が（中略）行う審査又は調査であって（中略）公開しないこととされたもの」

国会の本会議又は委員会若しくは参議院の調査会の審査又は調査であって、秘密会とされる場合を規定している。

国会法（昭和22年法律第79号）第104条では、行政機関は、報告又は記録の提出を求められたときは、その求めに応じなければならない（第１項）としつつ、一方で、その求めに応じないときは、その理由を疎明しなければならず（第２項）、さらに、国家の重大な利益に悪影響を及ぼす旨の内閣の声明があった場合には報告又は記録の提出をする必要がないとされており（第３項）、かかる報告又は記録に特定秘密が含まれる場合、その性格に鑑みれば、これを公開する形で提供することは、国家の重大な利益に悪影響を及ぼすものとして、最終的には声明を出すことになるものと、通常、考えられる。

しかしながら本法は、国会において特定秘密を保護するために必要な措置（下記エ参照）が講じられることとなれば、行政機関の長は、我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがないと認められないごく一部の例外（下記カ参照）を除き、国家の重大な利益に悪影響を及ぼすものではないとして、国会法第104条第３項に基づく声明を出

すことなく、国会の求めに応じ、秘密会に特定秘密を提供することとするものである。したがって、本号に基づき特定秘密を提供するに当たっては、提供の要件を満たす必要があるが、本法は、憲法第62条の適用を変更するものではなく、むしろ同条に規定されるいわゆる国政調査権に資するものである。

(イ)「ロ　刑事事件の捜査又は公訴の維持であって、刑事訴訟法（中略）第三百十六条の二十七第一項（中略）の規定により裁判所に提示する場合のほか、当該捜査又は公訴の維持に必要な業務に従事する者以外の者に当該特定秘密を提供することがないと認められるもの」

刑事事件の捜査又は公訴の維持であって、当該捜査又は公訴の維持に必要な業務に従事する警察等の捜査機関の職員、検察官等以外の者に当該特定秘密を提供することがない場合を規定している。

刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）においては、公務員若しくは公務員であった者本人又は当該公務所から職務上の秘密に関するものであることを申し立てたときは、当該監督官庁の承諾がなければ押収することができない（第222条第1項により準用される第103条）との規定があるなど、刑事事件の捜査や公判等の刑事訴訟手続において、捜査機関、検察官、裁判所等に特定秘密を提供しないことが可能である。

一方で、特定秘密の漏えい事件等の捜査において、捜査機関が漏えい等の対象となった特定秘密の内容を承知していなければ、例えば、被疑者の具体的な漏えい行為等を特定するための取調べを有効に行うことができないなどの支障があり、捜査の遂行のために、捜査機関の求めに応じ特定秘密を提供することが公益上特に必要であると認められる場合がある。したがって、このような場合には、捜査に特定秘密が使用されることを認めつつ、特定秘密の保護を図る必要がある。そのためには、特定秘密を使用等する職員の範囲を制限したり、特定秘密が記録された文書等の管理について特段の配慮をしたりするなど、行政機関から提供された特定秘密を保護するための措置が捜査機関において講じられる必要がある。

また、この種の秘密漏えい事件の刑事裁判においては、いわゆる外形立証の方法がとられており、特定秘密の内容そのものを明らかにしないまま[1]実質秘性を立証することが通例である[2]が、この方法により

[1] これまでの秘密漏えい事件に関する実務を踏まえれば、特定秘密の漏えい等の事件の逮捕状や起訴状等においては、例えば「○○に関する特定秘密が記録

有効に立証が行われるには、検察官の求めに応じ特定秘密を提供することが特に必要と認められる場合があり得、これにあたっても、検察官が特定秘密を公判廷において証拠として公開することとはしないこととするほか、特定秘密を保護するための措置が検察官において講じられる必要がある。ただし、刑事訴訟法第316条の27第1項（同条第3項及び同法第316条の28第2項において準用する場合を含む。）の規定により、公判前整理手続又は期日間整理手続におけるインカメラ審査において裁判所が特定秘密を含む証拠の提示を命じる場合があり得るが、このような場合であっても、裁判所以外の第三者に提供することがないことは同項の規定上明らかであるので、捜査機関及び検察官が、同項の場合のほか、当該特定秘密を提供しないことが確認されるのであれば、捜査機関、検察及び裁判所以外に開示される懸念はないものと考えられる[3]。

された文書を漏らし」などと記載することにより、逮捕の理由が被疑者に告知され、また、被告人に対し防御権の範囲が明示されることになると考えられる。

[2] 本法違反の罪を問う裁判は、公開で行われることとなり、対審も公開される。また、公判廷で明らかにされた証拠に基づき裁判がなされるものである。
これまでも秘密漏えい事件の刑事裁判において、立証責任を全うしつつ、かつ、秘密の内容が明らかになることを防止するために、秘密にする実質的理由として当該秘密文書等の立案・作成過程、秘指定を相当とする具体的理由等を明らかにすることにより、実質秘性を立証する、いわゆる外形立証の方法がとられている。

このようなこれまでの裁判例に照らせば、実質秘性を認めるか否かは裁判官の自由心証によるものではあるものの、特定秘密の漏えい事件においても、外形立証の方法により、当該特定秘密の内容そのものを明らかにせず、秘密性を立証することが可能であると考えられる。

なお、特定秘密保護法違反の罪の公判において、外形立証により、当該特定秘密の内容そのものを明らかにすることなく有罪立証を行う方法がとられるとしても、検察官の側で合理的な疑いを容れない程度の証明をしなければならない立証責任を負っていることは言うまでもなく、立証が不十分であった場合には、被告人は無罪となるため、被告人の防御権が侵害されるものではない。

[3] 刑事訴訟法第316条の26に基づく証拠開示決定については、検察官において特定秘密を明らかにすることができない理由を疎明することにより、これを回避できるものと考えられるが、万が一、特定秘密を記録する文書等について同決定が出された場合には、

○　証拠としての開示であるから、弁護人や被告人に対し当該特定秘密を保護することを求めることはできないものと認められ、非公知性を維持することが不可能となること

そこで、刑事訴訟法第316条の27第1項の規定により提示する場合のほか、当該捜査又は公訴の維持に必要な業務に従事する警察官、検察官等以外の者に当該特定秘密を提供することがないと認められる刑事事件の捜査に限って、特定秘密の保護措置を講じ、かつ、我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがないと認めたときは特定秘密を提供することができることとしている。

なお、「捜査又は公訴の維持に必要な業務に従事する者」には、例えば、特定秘密の漏えい事件の捜査に直接に従事する都道府県警察の職員のみならず、当該捜査を指導調整する警察庁の職員を含み、また、文書の鑑定等に従事する都道府県警察の科学捜査研究所の職員等も含まれる。

○　裁判所が、インカメラ審査を行った上で、当該特定秘密を秘匿する必要性はこれを開示する必要性に及ばないものと判断したのであり、そのような司法の判断が行われた以上、行政機関の長としても、特段の秘匿の必要性があるとは言い難い

ことから、行政機関の長は、第4条第7項に基づき特定秘密の指定を解除して対応することとなる。

なお、この場合、裁判官は法令に基づき特定秘密の開示等を求めるものであり、刑法第35条の正当業務行為に該当するため、特定秘密の漏えい行為の教唆罪（第25条）として処罰されることはない。

また、刑事訴訟手続においては、裁判長による訴訟指揮権（刑事訴訟法第294条）の一環として、又は刑事訴訟規則（昭和23年最高裁判所規則第32号）第192条に基づき、証拠書類又は証拠物等の提示を命じられる場合があるが、これらの提示は、公判前整理手続又は期日間整理手続におけるインカメラ審査での提示とは異なり、公判廷において行われるものである（もっとも、実際には、公判前（期日間）整理手続が整備された現行の刑事訴訟法において、同整理手続によることなく、あえて刑事訴訟規則第192条等に基づく証拠提示命令を行った上で、裁判官がこれを被告人側に開示することはほとんど想定されないと考えられる）。特定秘密を記録する文書等についてこれらの命令がなされた場合にも、法令の明文上、裁判官が被告人等に対して提示された証拠を開示することを禁じておらず、仮に裁判官が開示をした場合には、当該開示は刑事訴訟法又は刑事訴訟規則上、正当な行為であり、本法の罰則等の制限の対象となるものではない。なお、仮に裁判官が、刑事訴訟法第316条の26に基づく証拠開示決定が出された場合と同様、非公知性を維持することが困難となることから、行政機関の長は、第4条第7項に基づき特定秘密の指定を解除して対応することとなる。

したがって、行政機関の長が第10条第1項第1号ロに基づき特定秘密を捜査機関に提供する際には、上記のように特定秘密を解除せざるを得ないおそれがあり得ることも勘案した上で、提供の可否を判断することになる。

イ　「公益上特に必要があると認められるこれら（同号イ又はロ）に準ずる業務」

上記アに「準ずる業務」としては、まず、法律の規定において検査や調査のために資料等の提出を求めることができる旨規定されている業務が考えられる。例えば、会計検査院法（昭和 22 年法律第 73 号）第 25 条では、会計検査院の実地検査を受けるものは、これに応じなければならないとされ、また、同法第 26 条では、検査の際は帳簿、書類その他の資料若しくは報告の提出の求めに応じなければならないとされている。また、国家公務員法第 17 条、第 87 条及び第 91 条ではそれぞれ、人事院が行う人事行政に関する調査、勤務条件に関する行政措置要求の調査、及び不利益処分の不服申立てについての調査について規定し、第 100 条第４項で、この場合等の職員の守秘義務と秘密の公表に関する所轄庁の長の許可の規定を全面的に排除している。したがって、これらの検査等は「公益上特に必要があると認められるこれらに準ずる業務」に該当すると言える。

また、上記のような法律上の明文規定はないが、提供を受ける者がその業務を行う上で特定秘密の提供を受ける必要があると認められるもので「公益上特に必要があると認められるこれらに準ずる業務」に該当するものとして特定秘密を提供する場合としては、例えば、自衛隊法の治安出動の要請などの際に、内閣総理大臣と都道府県知事との間で間接侵略や原発テロの可能性など、措置決定前に、機微な情報を共有する場合などが考えられる。

ウ　「当該特定秘密を利用し、又は知る者の範囲を制限すること、当該業務以外に当該特定秘密が利用されないようにすること」

下記エ又はオの提供先において提供を受けた特定秘密を保護するために必要なものとして「附則第十条の規定に基づいて国会において定める措置」又は「政令で定める措置」の例示である。

なお、特定秘密を利用する者には、特定秘密の提供の目的である業務を行う者であり、例えば、捜査のために提供を受けた都道府県警察の捜査に従事する職員がこれに該当する。また、特定秘密を知る者とは、特定秘密の提供の目的である業務の遂行上の必要から当該特定秘密を知ることとなる者であり、上記の例であれば、当該捜査について、これを指導調整する警察庁の職員が該当する。

エ　「当該特定秘密（中略）を保護するために必要なものとして、イに掲げる業務にあっては附則第十条の規定に基づいて国会において定める措置」

本号に基づく提供の要件の１つとして、上記ア(ｱ)の国会の秘密会に特定秘密を提供する場合における特定秘密の保護措置について規定している。

政府原案においては、このような場合における保護措置についても、他の場合におけるものと同様、政令で定めることとしていたが、衆議院における与野党協議により、国会の秘密会に特定秘密を提供する場合については本法附則第10条に基づいて国会において定めることとされた。

オ　「当該特定秘密（中略）を保護するために必要なものとして（中略）政令で定める措置」

本号に基づく提供の要件の１つとして、国会の秘密会に特定秘密を提供する場合以外の場合における特定秘密の保護措置について政令において定めることを規定している。

カ　「我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがない」

本号に基づく提供の要件の１つとして、当該提供により、我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがないことを規定している。

国会等の提供先において必要な保護措置が講じられた場合、原則として、特定秘密を提供することとなるが、例えば、外国から第三者に提供しない条件を付されているため、我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがあると判断せざるを得ない場合など、例外的な場合には、特定秘密を提供しないときがあると考える。

⑸　第２号「民事訴訟法（中略）第二百二十三条第六項の規定により裁判所に提示する場合」

民事訴訟におけるインカメラ審査において特定秘密を提供する場合について規定している。

民事訴訟手続において、裁判所は、公務員又は公務員であった者を証人として職務上の秘密について尋問する場合には、当該監督官庁の承認を得なければならないとされており（民事訴訟法（平成８年法律第109号）第191条第１項）、その場合、証人は証言を拒むことができ（第197条第１項第１号）、また、これらの者に鑑定人として職務上の秘密について意見を述べさせる場合についても、第216条により第191条第１項及び第197条第１項第１号が準用され、監督官庁の承認を要するとともに、鑑定人は鑑定を拒むことができるとされている。また、文書提出命令の申し立てがあったときは、公務員の職務上の秘密に関する文書について、当該文書が民事訴訟法第220条第４号ロの「公務員の職務上の秘密に関する文書でその提出により公共の利益を害し、又は公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれがあるもの」に該当すると監督官庁が意見を述べたときは、文書提出

命令の対象とされていない。したがって、民事訴訟手続において、特定秘密の指定を解除することなく、これを訴訟当事者に提供することは、通常、想定されない。

一方、裁判所は、当該文書提出命令の申立てに係る文書が民事訴訟法第220条第4号イからニまでに掲げる文書（公務員の職務上の秘密に関する文書でその提出により公共の利益を害し、又は公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれがあるもの（同号ロ）等）のいずれかに該当するかどうかの判断をするため必要があると認めるときは、文書の所持者にその提示をさせることができるとされているが、この場合、何人も、その提示された文書の開示を求めることができないとされている（民事訴訟法第223条第6項）。

したがって、文書提出命令の申立てがなされた場合であって、裁判所が、民事訴訟法第223条第6項の規定により、特定秘密が記録された文書について行政機関に提示を求めた場合は、当該特定秘密は同項の規定により保護されることが担保されていることから、当該行政機関の長はこれを提示、すなわち提供することになる。

なお、その可能性は低いものと認められるものの、裁判所が民事訴訟法第220条第4号ロに掲げる文書に該当するとの行政機関の意見に相当の理由がないと認め、文書提出命令が出された場合、行政機関は特定秘密の指定を解除して、当該文書の提出を行うこととなり、仮に、文書提出命令に従わない場合には、当事者として当該文書の記載に関する相手方の主張が真実と認められることとなる（第224条第1項）。

(6) 第3号「情報公開・個人情報保護審査会設置法（中略）第九条第一項の規定により情報公開・個人情報保護審査会に提示する場合」

情報公開・個人情報保護審査会によるインカメラ審査において特定秘密を提供する場合について規定している。

特定秘密が記録されている行政文書についても、情報公開法の適用を受け、開示・不開示の判断は、情報公開法に基づいて行われるが、特定秘密は、その性質上、通常、情報公開法上の不開示情報に該当し、不開示と判断されることが想定される。

そして、当該不開示決定について不服申立てがあったときは、行政機関の長は、情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならないとされ（情報公開法第18条）、情報公開・個人情報保護審査会は調査審議において必要があると認めるときは、諮問庁に対し、行政文書の提示を求めることができるとされている（情報公開・個人情報保護審査会設置法（平成15

年法律第60号）第９条第１項）。この場合においては、何人も、その提示された行政文書の開示を求めることができないとされている（同項）。

したがって、情報公開・個人情報保護審査会設置法第９条第１項の規定により、特定秘密を含む行政文書等の提示を求められた場合は、当該特定秘密は同項の規定により保護されることが担保されていることから、当該行政機関の長はこれを提示、すなわち提供することになる。

(7) 第４号「会計検査院情報公開・個人情報保護審査会に提示する場合」

情報公開・個人情報保護審査会設置法第９条第１項の規定が会計検査院法第19条の４において読み替えて準用され、会計検査院情報公開・個人情報保護審査会が、会計検査院長の諮問に応じ、情報公開法に基づく開示決定等についての不服申立てについて調査審議することとされていることから、第３号とは別途規定している。

第10条第２項　警察本部長による公益上の必要による特定秘密の提供

（その他公益上の必要による特定秘密の提供）
第十条
２　警察本部長は、第七条第三項の規定による求めに応じて警察庁に提供する場合のほか、前項第一号に掲げる場合（当該警察本部長が提供しようとする特定秘密が同号ロに掲げる業務において利用するものとして提供を受けたものである場合以外の場合にあっては、同号に規定する我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがないと認めることについて、警察庁長官の同意を得た場合に限る。）、同項第二号に掲げる場合又は都道府県の保有する情報の公開を請求する住民等の権利について定める当該都道府県の条例（当該条例の規定による諮問に応じて審議を行う都道府県の機関の設置について定める都道府県の条例を含む。）の規定で情報公開・個人情報保護審査会設置法第九条第一項の規定に相当するものにより当該機関に提示する場合に限り、特定秘密を提供することができる。

１　趣旨

本項は、警察本部長が、特定秘密を提供する場合について定めるものである。

２　内容

(1)　「第七条第三項の規定による求めに応じて警察庁に提供する場合のほか」

警察本部長は、第７条第３項の規定による求めに応じて警察庁に提供する場合以外には、本項に基づく場合に限って特定秘密を提供することができることを定めたものである。

(2)　「当該警察本部長が提供しようとする特定秘密が同号ロに掲げる業務において利用するものとして提供を受けたものである場合以外の場合にあっては、（本条第１項第１号）に規定する我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがないと認めることについて、警察庁長官の同意を得た場合に限る」

都道府県警察が特定秘密を保有するのは、①第５条第２項に基づき保有する場合、②第７条に基づき警察庁長官から提供を受けた場合、及び③本条第１項第１号ロに基づき特定秘密の漏えい等の刑事事件の捜査において行政機関の長から提供を受けた場合である。

このうち、③の場合については、提供に当たって、当該行政機関の長が、捜査又は公訴の維持に必要な業務に従事する者に特定秘密を提供することを前提に提供を行っており、例えば、捜査のため都道府県警察から検察庁

に特定秘密を提供することも当然に予定されたものであることから、改めて、我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがあるかどうか判断する必要はない。

他方、①及び②の場合については、未だそのような判断は行われておらず、かつ、そのような判断は、国内外の関係機関と情報交換を行い、全国警察の関連情報を集約し、分析評価を行っている警察庁のみが適切な判断を行うことができると考えられる。このため、③以外の場合により都道府県警察が保有する特定秘密を、第10条第1項第1号に掲げる場合に警察本部長が提供するときには、我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがないと認めることについて、警察庁長官の同意を得た場合に限ることとした。

⑶ 「都道府県の保有する情報の公開を請求する住民等の権利について定める当該都道府県の条例（中略）の規定で情報公開・個人情報保護審査会設置法第九条第一項の規定に相当するものにより当該機関に提示する場合」

都道府県の情報公開条例に基づき、都道府県の情報公開審査会等におけるインカメラ審理において、特定秘密を提供する場合について規定したものである。

⑷ 「当該条例の規定による諮問に応じて審議を行う都道府県の機関の設置について定める都道府県の条例」

都道府県の情報公開審査会等の設置根拠が情報公開条例以外の場合を想定して規定したものである。

第 10 条第３項　適合事業者による公益上の必要による特定秘密の提供

（その他公益上の必要による特定秘密の提供）
第十条
３　適合事業者は、第八条第三項の規定による求めに応じて行政機関に提供する場合のほか、第一項第一号に掲げる場合（同号に規定する我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがないと認めることについて、当該適合事業者が提供しようとする特定秘密について指定をした行政機関の長の同意を得た場合に限る。）又は同項第二号若しくは第三号に掲げる場合に限り、特定秘密を提供することができる。

１　趣旨

本項は、適合事業者が、特定秘密を提供する場合について定めるものである。

２　内容

(1)　「第八条第三項の規定による求めに応じて行政機関に提供する場合のほか」

適合事業者は、第８条第３項の規定による求めに応じて行政機関に提供する場合以外には、本項に基づく場合に限って特定秘密を提供することができることを定めたものである。

(2)　「（本条第１項第１号）に規定する我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがないと認めることについて、当該適合事業者が提供しようとする特定秘密について指定をした行政機関の長の同意を得た場合に限る」

我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがないか否かの判断を適合事業者が行うことは不可能であり、そのような判断は指定をした行政機関が行うことが適当であると考えられるため、適合事業者は、指定をした行政機関の長の同意を得た場合に限り、提供できることとしている。

(3)　「第三号に掲げる場合」

適合事業者となる業者としては、武器等の製造等を行う民間企業が考えられるが、これら企業が情報公開・個人情報保護審査会に特定秘密を提供することは想定されない。しかしながら、民間企業の他にも、例えば、情報通信研究機構や宇宙航空研究開発機構の独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成 13 年法律第 140 号）に基づく独立行政法人等（第２条第１項）が、情報収集衛星の研究開発、製造等の委託を受け、情報収集衛星の画像、解像度、暗号等に関する特定秘密を保有する場合があり得、これらの場合には、当該独立行政法人等は、当該特定秘密が記録された同

法に規定する法人文書（第２条第２項）を保有し、同法に基づき、これに対する開示決定等に関して異議申立てがあった場合には、情報公開・個人情報保護審査会に諮問することがあり得る。そのような場合を念頭において、本項では、本条第１項第３号に掲げる場合における特定秘密の提供を規定している。

第４章

特定秘密の取扱者の制限
（第 11 条）

第 11 条　特定秘密の取扱者の制限

第十一条　特定秘密の取扱いの業務は、当該業務を行わせる行政機関の長若しくは当該業務を行わせる適合事業者に当該特定秘密を保有させ、若しくは提供する行政機関の長又は当該業務を行わせる警察本部長が直近に実施した次条第一項又は第十五条第一項の適性評価（第十三条第一項（第十五条第二項において準用する場合を含む。）の規定による通知があった日から五年を経過していないものに限る。）において特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められた者（次条第一項第三号又は第十五条第一項第三号に掲げる者として次条第三項又は第十五条第二項において読み替えて準用する次条第三項の規定による告知があった者を除く。）でなければ、行ってはならない。ただし、次に掲げる者については、次条第一項又は第十五条第一項の適性評価を受けることを要しない。

一　行政機関の長
二　国務大臣（前号に掲げる者を除く。）
三　内閣官房副長官
四　内閣総理大臣補佐官
五　副大臣
六　大臣政務官
七　前各号に掲げるもののほか、職務の特性その他の事情を勘案し、次条第一項又は第十五条第一項の適性評価を受けることなく特定秘密の取扱いの業務を行うことができるものとして政令で定める者

1　趣旨

本法では、特定秘密の漏えいを防止するため、特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏えいするおそれがないと認められた職員のみに特定秘密の取扱いの業務を行わせ、これ以外の者を特定秘密の取扱いの業務を行う者からあらかじめ除外する適性評価制度を導入することとしている。

本条は、特定秘密の取扱いの業務は、適性評価により特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められた者でなければ行ってはならない旨を規定するとともに、例外的に、適性評価を受けることなく、特定秘密の取扱いの業務を行うことができる者を定めている。

2　内容

(1)「特定秘密の取扱いの業務」

「特定秘密の取扱いの業務」とは、①行政機関の職員が、安全保障上の必要により、当該行政機関の長が指定した特定秘密を取り扱う場合、及び②行政機関の職員若しくは適合事業者の従業者又は都道府県警察の職員が、我が国の安全保障上の必要により提供を受けた特定秘密を取り扱う場合がある。

外国情報機関等が秘密を入手しようとする場合、行政機関に所属する職員の職務内容や役職から入手を企図する秘密にアクセスすることができると認められる者を選定し、組織的かつ計画的な工作を行うのが通例であり、実際に過去の情報漏えい事件の多くは、外国情報機関等からの働き掛けに応じて秘密を漏えいしたものである。そこで、本法では特定秘密を取り扱うことが予定され、また、その取扱いが反復・継続する者のみを適性評価の対象とし、特定秘密の漏えいの防止を図ることとしている。

⑵ 「当該業務を行わせる行政機関の長若しくは当該業務を行わせる適合事業者に当該特定秘密を保有させ、若しくは提供する行政機関の長又は当該業務を行わせる警察本部長が直近に実施した次条第一項又は第十五条第一項の適性評価」

第12条第1項及び第15条第1項参照。

⑶ 「第十三条第一項（第十五条第二項において準用する場合を含む。）の規定による通知があった日から五年を経過していないものに限る。」

第12条第1項参照。

⑷ 「次条第一項第三号又は第十五条第一項第三号に掲げる者として次条第三項又は第十五条第二項において読み替えて準用する次条第三項の規定による告知があった者を除く。」

ひとたび適性評価により特定秘密を漏らすおそれがないと認められた者であっても、引き続き当該おそれがないと認めることについて疑いを生じさせる事情がある者として適性評価の対象となる者については、引き続きこの者に特定秘密の取扱いの業務を行わせることは特定秘密の漏えいの防止を徹底する観点から適当ではない。したがって、第12条第1項第3号及び第15条第1項第3号に掲げる者に該当するものとして告知した者については、特定秘密の取扱いの業務を行わせることはできないこととしている。

⑸ 「ただし、次に掲げる者については、次条第一項又は第十五条第一項の適性評価を受けることを要しない。」

本条は、各号に定める者については、それぞれ次の理由から、例外的に適性評価を受けることなく、特定秘密の取扱いの業務を行うことができることとしている。

なお、各号に定める者については、特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないかどうかの観点から評価を行う適性評価の対象とはしていないが、漏えい行為に関する罰則については、他の職員等と同様に適用される。

ア　行政機関の長（第１号）

行政機関の長には、国務大臣をもって充てられる場合のほか国務大臣以外の国家公務員をもって充てられる場合（内閣法制局長官、宮内庁長官、警察庁長官、検事総長等）がある。いずれの場合であっても、行政機関の長は、当該行政機関の事務を統括し、その所掌事務を遂行しているところ、仮に、適性評価の結果、行政機関の長が特定秘密を漏らすおそれがないと認められなかった場合、当該行政機関の長は、その所掌事務遂行のために必要な特定秘密の取扱いの業務を行うことができず、必要な職責を果たすことが困難となる。そもそも、本法においては、特定秘密の指定や適性評価等について、行政機関の長がこれを実施することとしており、このような行政機関の長の職責の重大性から、その任命に当たっては、特定秘密の取扱いの業務を行う蓋然性を考慮することが合理的に期待される。したがって、行政機関の長については、適性評価の対象とすることは適当でない。

ところで、本法では、行政機関の長について、第３条第１項で「行政機関の長（当該行政機関が合議制の機関である場合にあっては当該行政機関をいい、（略）第十一条第一号を除き、以下同じ。）」と規定し、行政機関が合議制の機関である場合にあっては、当該行政機関自体を行政機関の長としている。これは、合議制の機関は、その任務・所掌事務の内容に鑑み、その意思決定を構成員の全会一致又は多数決にかからしめて判断の適正化を図るものであるところ、特定秘密の指定や適性評価の実施についても同様であるからである。

一方、特定秘密の取扱いの業務を行うことができる者を定める本条各号では、適性評価を受けることなく特定秘密の取扱いの業務を行うことができる自然人たる「者」を定めるものであることから、合議制の「機関」は論理的に含まれ得ない。したがって、本条第１号に規定する行政機関の長とは、各省大臣、各委員会の委員長及び各庁の長官となり[4]、合

4 国家行政組織法（昭和 23 年法律第 120 号）第 10 条は、「行政機関の長の権限」として「各省大臣、各委員会の委員長及び各庁の長官は、その機関の事務を統括し、職員の服務について、これを統督する。」と定めている。また、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 58 号）は、

議制の機関については、各委員会の委員長、人事院総裁、会計検査院長が行政機関の長となる。

なお、これらの者を除く合議制の機関を構成する者についても、適性評価を経ずに特定秘密の取扱いの業務を行う必要があることから、本条第７号に規定する「職務の特性その他の事情を勘案し、（中略）適性評価を受けることなく特定秘密の取扱いの業務を行うことができるものとして政令で定める者」として、政令で定めることを予定している。

イ　国務大臣（第２号）

内閣総理大臣及び内閣総理大臣により任命された国務大臣で組織される内閣において、内閣の意思決定その他の活動は閣議によることとされ（内閣法（昭和22年法律第５号）第４条第１項）、内閣は、行政権の行使について、国会に対し連帯して責任を負うとされている（憲法第66条第３項）。閣議においては、内閣の重要政策に関する基本的な方針その他の案件が議題となり、特定秘密の取扱いの業務を行うことが当然に想定されるところであり、また、30年を超える指定の延長に際して内閣に承認を得る際には、閣議に出席する国務大臣は特定秘密に触れることとなるため、仮に、適性評価の結果、国務大臣が特定秘密を漏らすおそれがないと認められず、特定秘密の取扱いの業務を行うことができないこととなった場合、当該国務大臣は当該閣議に参画することができず、内閣が連帯して責任を負うことができない事態が生じる。また、このような国務大臣の職責の重大性から、内閣総理大臣は国務大臣を任命するに当たって、特定秘密の取扱いの業務を行う蓋然性を考慮することが合理的に期待される。

したがって、国務大臣を適性評価の対象とすることは適当ではない。

ウ　内閣官房副長官及び副大臣（第３号及び第５号）

内閣官房副長官及び副大臣（以下「内閣官房副長官等」という。）は、それぞれ、内閣官房長官、大臣が不在の場合にあらかじめその命を受け、その職務を代行することとされており（内閣法第14条第３項、国家行政組織法第16条第３項）、仮に、適性評価の結果、内閣官房副長官等が特定秘密を漏らすおそれがないと認められず、特定秘密の取扱いの業務を行うことができないこととなった場合、当該内閣官房副長官等は、それぞれ内閣官房長官、大臣の職務を代行することができず、代行すべき国務大臣の職責を果たすことができないおそれがある。

また、このような内閣官房副長官及び副大臣の職責の重大性から、こ

「行政機関の長」の定義は設けていないが、「行政機関の長」とは、各省大臣、委員長及び長官等とされている。

れらの者を任命するに当たって、特定秘密の取扱いの業務を行う蓋然性を考慮することが合理的に期待される

したがって、内閣官房副長官等を適性評価の対象とすることは適当ではない。

エ　内閣総理大臣補佐官（第４号）

内閣総理大臣補佐官は、内閣法第20条第２項において、「内閣の重要政策に関し、内閣総理大臣に進言し、及び内閣総理大臣の命を受けて、内閣総理大臣に意見を具申する」と規定され、内閣総理大臣のブレーンとして、内閣の重要政策に関し、内閣総理大臣の思考及び判断を助けるものとされている。したがって、その職務は内閣総理大臣との一体性が強く、職務の遂行に当たっては内閣総理大臣の直接の指揮監督を受け、また、取り扱う内容は内閣の重要政策であることが前提となっており、仮に、適性評価により特定秘密を漏らすおそれがないと認められず特定秘密の取扱いの業務を行うことができないこととなった場合、内閣総理大臣に対する補佐を十分に全うすることができなくなる。

また、内閣総理大臣補佐官の任免は、内閣総理大臣の申出により、内閣において行う（内閣法第20条第４項）とされており、上記のような内閣総理大臣補佐官の職責の重大性から、内閣総理大臣は、内閣総理大臣補佐官の任命の申出を行うに当たって、特定秘密の取扱いの業務を行う蓋然性を考慮することが合理的に期待される。

したがって、内閣総理大臣補佐官を適性評価の対象とすることは適当でない。

オ　大臣政務官（第６号）

大臣政務官は、特定の政策及び企画に参画することとされており、大臣政務官は、大臣及び副大臣と共に、意思決定を行うなど当該行政機関の運営に責任を有している[5]。これら三者は特定秘密を共有することが当然に想定されるところであり、仮に、適性評価の結果、大臣政務官が特定秘密を漏らすおそれがないと認められず、特定秘密の取扱いの業務を行うことができないこととなった場合、当該大臣政務官は当該行政機関における意思決定に参画することができず、当該行政機関の運営に支障が生じるおそれがある。

また、このような大臣政務官の職責の重大性から、大臣政務官を任命

---

5 これに対し、事務次官は、政務三役の意思決定に基づき行われる政策の実施、個別の行政執行等の事務責任者とされている（「衆議院議員柿沢未途（みんな）提出事務次官の役割に関する質問に対する答弁書について（内閣衆質173第35号）」）。

するに当たって、特定秘密の取扱いの業務を行う蓋然性を考慮することが合理的に期待される。

したがって、大臣政務官を適性評価の対象とすることは適当ではない。

カ　職務の特性その他の事情を勘案し、適性評価を受けることなく特定秘密の取扱いの業務を行うことができるものとして政令で定める者（第７号）

適性評価を受けることなく特定秘密の取扱いの業務を行うことができるものとして政令で定める者としては、合議制の機関を構成する職であって、就任について国会の両院の同意によることを必要とするもの等を想定している。

第５章

適性評価
（第 12 条－第 17 条）

第 12 条第１項　行政機関の長による適性評価の実施

（行政機関の長による適性評価の実施）
第十二条　行政機関の長は、政令で定めるところにより、次に掲げる者について、その者が特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないことについての評価（以下「適性評価」という。）を実施するものとする。
一　当該行政機関の職員（当該行政機関が警察庁である場合にあっては、警察本部長を含む。次号において同じ。）又は当該行政機関との第五条第四項若しくは第八条第一項の契約（次号において単に「契約」という。）に基づき特定秘密を保有し、若しくは特定秘密の提供を受ける適合事業者の従業者として特定秘密の取扱いの業務を新たに行うことが見込まれることとなった者（当該行政機関の長がその者について直近に実施して次条第一項の規定による通知をした日から五年を経過していない適性評価において、特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められた者であって、引き続き当該おそれがないと認められるものを除く。）
二　当該行政機関の職員又は当該行政機関との契約に基づき特定秘密を保有し、若しくは特定秘密の提供を受ける適合事業者の従業者として、特定秘密の取扱いの業務を現に行い、かつ、当該行政機関の長がその者について直近に実施した適性評価に係る次条第一項の規定による通知があった日から五年を経過した日以後特定秘密の取扱いの業務を引き続き行うことが見込まれる者
三　当該行政機関の長が直近に実施した適性評価において特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められた者であって、引き続き当該おそれがないと認めることについて疑いを生じさせる事情があるもの

1　趣旨

(1)　適性評価制度

前章の第 11 条において特定秘密の取扱い業務は、適性評価により特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められた者でなければ行ってはならない旨規定しているが、第５章では、第 12 条以下、適性評価の実施手続等について規定している。適性評価は、特定秘密の取扱い業務を新たに行うことが見込まれることとなった職員等について、行政機関の長又は警察本部長が実施することとなるが、適性評価のための調査では、評価対象者のプライバシーに関わる情報を取得することか

ら、適性評価の実施に当たって、あらかじめ、評価対象者に対し、調査事項等を告知した上で、その同意を得て実施することとしている。また、調査事項を法律上明記して限定しており、例えば、個人の思想・信条や適法な政治活動や労働組合等の活動について調査してはならないこととなる。さらに、適性評価の結果や適性評価の実施に当たって取得する個人情報を、本法に規定する懲戒事由等に該当する疑いがある場合を除き、特定秘密の保護以外の目的のために利用・提供してはならないとしている。

さらには、こうした適性評価制度の運用がプライバシーに配慮して行われるよう、本法第18条第2項に規定する有識者の意見を聴いた上で、適性評価の実施に関する基準を作成するとともに、適性評価の実施状況は、国会等に報告、公表されることとなっている。また、本法では、第22条第1項において、国民の基本的人権を不当に侵害するようなことがあってはならないと明示しており、適性評価の実施に当たっても、国民の基本的人権を不当に侵害することがないようにする必要がある。

(2) 本項の趣旨

本項は、行政機関の長が実施する適性評価の対象となる者を

○ 当該行政機関の職員又は適合事業者の従業者として特定秘密の取扱いの業務を新たに行うことが見込まれることとなった者（第1号）

○ 当該行政機関の職員又は適合事業者の従業者として、特定秘密の取扱いの業務を現に行い、かつ、当該行政機関の長がその者について直近に実施した適性評価に係る通知があった日から5年を経過した日以後特定秘密の取扱いの業務を引き続き行うことが見込まれる者（第2号）

○ 当該行政機関の長が直近に実施した適性評価において特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められた者であって、引き続き当該おそれがないと認めることについて疑いを生じさせる事情があるもの（第3号）

と規定するものである。

2 内容

(1) 「行政機関の長は（中略）実施するものとする。」

本項は、第一に、行政機関の職員又は適合事業者の従業者（以下「職員等」という。）について適性評価を実施する者が当該行政機関の長である旨を規定している。

本法では、その漏えいが我が国の安全保障に著しく支障を与えるおそれがある情報を特定秘密として指定し、これを保護するための措置として、特定秘密の取扱いの業務を行う者に対する適性評価を実施することとして

いる。適性評価は、職員等について特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏えいするおそれがないかどうか評価し、そのおそれがないと認められた職員等のみが特定秘密の取扱いの業務を行うことができることとして、特定秘密の漏えいの防止を図ろうとするものであり、行政機関の長が指定した特定秘密を保護するための措置の一環と位置付けられる。したがって、適性評価の実施は、特定秘密について指定を行った行政機関の長が行うことが適当である。

また、適合事業者における特定秘密の取扱いの業務は、当該特定秘密を保有する行政機関の所掌事務遂行上特段の必要がある場合に、物件の製造又は役務の提供を業とする者と行政機関との契約に基づく一時的なものであり、特定秘密の保護の責任が当該特定秘密を提供する行政機関の長にあることに変わりはない。したがって、特定秘密を契約業者に取り扱わせる行政機関の長が適合事業者の従業者の適性評価を実施することとしている。

なお、契約業者が複数の行政機関と契約を締結する場合、各行政機関の長が、それぞれ自ら提供する特定秘密の取扱いの業務を行うこととなる従業者についての適性評価を実施することとなる。

警察本部長による都道府県警察の職員についての適性評価の実施については、第15条第1項参照。

⑵　「次に掲げる者」

本項は、第二に、行政機関の長が適性評価を実施する者として次の３者を規定している。

ア　職員等として特定秘密の取扱いの業務を新たに行うことが見込まれることとなった者（第１号）

「特定秘密の取扱いの業務を新たに行うことが見込まれる」とは、直ちに取扱いの業務を行うべき個別具体の必要性が生じている状況のほか、職員等が配置されたポストにおけるこれまでの取扱いの業務の実態その他の事情に照らして、取扱いの業務を行う蓋然性が認められる状況も含まれる。本号では、「当該行政機関の職員」等として「特定秘密の取扱いの業務を新たに行うことが見込まれることとなった者」が適性評価の対象とされており、出向、併任により、当該行政機関の職員等として特定秘密の取扱いの業務を新たに行うことが見込まれることとなった者が含まれる。

なお、括弧書により、「当該行政機関の長がその者について直近に実施して次条第一項の規定による通知をした日から五年を経過していない適性評価において、特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏ら

すおそれがないと認められた者であって、引き続き当該おそれがないと認められるもの」を本号から除いているが、本号から除かれる者としては、例えば、特定秘密の取扱いの業務を行っていた職員が取扱いの業務を行わない職に異動し、その後、再び取扱いの業務を行う職に転任することとなったが、その間、同一の行政機関等において勤務し続けている場合がある。これは、現に取扱いの業務を行っているか否かにかかわらず、当該行政機関等において、人事管理情報等に基づいて、適性評価の調査事項に関する当該職員の変化を一定程度把握することが可能であると考えられるからである。一方、適性評価を実施した行政機関の職員でなくなり、他の行政機関の職員となった者等については、本号括弧書には該当せず、当該者については、改めて適性評価を実施することになる。

イ　職員等として、特定秘密の取扱いの業務を現に行い、かつ、当該行政機関の長がその者について直近に実施した適性評価に係る通知があった日から５年を経過した日以後特定秘密の取扱いの業務を引き続き行うことが見込まれる者（第２号）

適性評価については、下記ウのとおり、直近の適性評価の実施時期にかかわらず、再度適性評価を実施することを可能としているが、必ずしも、全ての者に状況の変化があり、随時に適性評価がなされるとは限られず、定期的な見直し期間を設定しない場合、長期間にわたって適性評価がなされないままとなる者が生じる可能性が否定できない。

したがって、本法では、行政機関の長が適性評価の見直しを行うまでの期間を設定し、評価対象者の行動や状況の変化にかかわりなく、定期的に適性評価を実施することを法律上義務付け、これにより適性評価が適時適切に見直されるよう措置している。

適性評価の定期的な見直しの期間の設定に当たっては、適性評価制度の実効性を確保する必要があることはもちろんであるが、これをあまりに短くすることは、適性評価を実施する行政機関に相当の負担を強いることとなることから、そのバランスを考慮する必要がある。諸外国においては、最も秘匿性の高いレベルの秘密情報の取扱者に係る適性評価について、概ね５年以内に適性の見直しを行うこととなっている。

これらのことから、適性評価は、長くとも５年以内に定期的な見直しを行うこととしている。

ウ　当該行政機関の長が直近に実施した適性評価において特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められた者であって、引き続き当該おそれがないと認めることについて疑いを生じさせる事情があるもの（第３号）

本条第２項で規定する調査事項は、評価対象者の日常の行動や活動に密接に関わるものであり、日々変化することも予想されることから、適性評価により特定秘密を漏らすおそれがないと認められた者であっても、状況の変化がみられ、適性評価を改めて行う必要があると認められる場合には、随時これを行うことができるようにすることが適当である。

そこで、本項第３号では、適性評価を実施した後に「引き続き当該おそれがないと認めることについて疑いを生じさせる事情がある」者について、当該評価対象者の状況の変化に応じ、改めて適性評価を実施することを可能とし、併せて、第11条において本項第３号に該当し、評価対象者となる者の特定秘密の取扱いの業務の制限について規定し、特定秘密の漏えいの防止に万全を期することとしている。

第３号に掲げる者は、直近に実施された適性評価において特定秘密を漏らすおそれがないと認められた者である点において第２号に掲げる者と同様であるが、引き続き当該おそれがないと認めることについて疑いを生じさせる事情があることから、適性評価の実施に当たっては、その旨を評価対象者に告知することとし（第12条第３項第３号）、この告知があった者は、特定秘密の取扱いの業務を行ってはならないものとしている（第11条柱書）。

(3) 本項各号の関係

職員等が特定秘密の取扱いの業務を新たに行うことが見込まれることとなった場合には、本項第１号により、一方、特定秘密の取扱いの業務を現に行っており適性評価から５年経過後も引き続きこれを行うことが見込まれる場合には、同項第２号により、適性評価を実施することとなる。したがって、職員等が特定秘密の取扱いの業務を行う場合には、通常、第１号又は第２号のいずれかの適性評価を受けることとなる。

一方、第３号による適性評価は、直近に実施された適性評価において特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められた者について、引き続き当該おそれがないと認めることについて疑いを生じさせる事情がある場合に実施するものである。

例えば、第１号に基づく適性評価を実施し、特定秘密を漏らすおそれがないと認められた後、実際に特定秘密の取扱いの業務に就く前に、又は取扱いの業務に就いた以降に、疑いを生じさせる事情があると判明した場合には、第１号ではなく第３号に該当し、その者が特定秘密の取扱いの業務を行うためには、第３号に基づく適性評価が必要となる。また、第２号に基づく適性評価を実施し、特定秘密を漏らすおそれがないと認められ、現

に特定秘密の取扱いの業務を行っている場合で、当該者に疑いを生じさせる事情がある場合についても、第３号に基づく適性評価が必要となる。

第 12 条第２項　適性評価の調査事項

第十二条
２　適性評価は、適性評価の対象となる者（以下「評価対象者」という。）について、次に掲げる事項についての調査を行い、その結果に基づき実施するものとする。
一　特定有害活動（公になっていない情報のうちその漏えいが我が国の安全保障に支障を与えるおそれがあるものを取得するための活動、核兵器、軍用の化学製剤若しくは細菌製剤若しくはこれらの散布のための装置若しくはこれらを運搬することができるロケット若しくは無人航空機又はこれらの開発、製造、使用若しくは貯蔵のために用いられるおそれが特に大きいと認められる物を輸出し、又は輸入するための活動その他の活動であって、外国の利益を図る目的で行われ、かつ、我が国及び国民の安全を著しく害し、又は害するおそれのあるものをいう。別表第三号において同じ。）及びテロリズム（政治上その他の主義主張に基づき、国家若しくは他人にこれを強要し、又は社会に不安若しくは恐怖を与える目的で人を殺傷し、又は重要な施設その他の物を破壊するための活動をいう。同表第四号において同じ。）との関係に関する事項（評価対象者の家族（配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。）、父母、子及び兄弟姉妹並びにこれらの者以外の配偶者の父母及び子をいう。以下この号において同じ。）及び同居人（家族を除く。）の氏名、生年月日、国籍（過去に有していた国籍を含む。）及び住所を含む。）
二　犯罪及び懲戒の経歴に関する事項
三　情報の取扱いに係る非違の経歴に関する事項
四　薬物の濫用及び影響に関する事項
五　精神疾患に関する事項
六　飲酒についての節度に関する事項
七　信用状態その他の経済的な状況に関する事項

１　趣旨

本項は、行政機関の長が適性評価を実施する場合に、評価対象者本人について調査を実施すべき事項を規定し、これらの事項の調査の結果に基づいて評価を実施すべき旨を定めている。

２　内容

(1)　特定秘密を漏えいするおそれと調査事項

特定秘密の取扱いの業務を行う者がこれを漏えいするおそれは、

○　職員等が自発的に特定秘密を漏えいするおそれ

○　職員等が働き掛けを受けた場合に影響を排除できずに特定秘密を漏えいするおそれ

○　職員等が意図せず（過失により）特定秘密を漏えいするおそれ

の３つに分類することができると考えられる。

上記のそれぞれのおそれを示唆するものとして、調査を実施すべき事項として次のものが考えられる。

ア　職員等が自発的に特定秘密を漏えいするおそれ

職員等の行動又は職員等が置かれた状況から、特定秘密を漏えいすることにより得られる利益が、特定秘密を漏えいすることによる不利益に比べ大きいと考えられる者は、自発的に特定秘密を漏えいするおそれがあると評価し得る。

例えば、テロ活動に自ら関与したり、テロ組織を支援している者は、自発的に特定秘密を漏えいするおそれが高いことは言うまでもない。また、借入金が多額の場合、情報入手を企図する外国情報機関等から資金提供を誘因として、情報提供を求められる可能性があり、逆に収入に比して多額の消費を行っている場合には、特定秘密の漏えいによって当該原資等が得られた可能性が否定できない。したがって、これらの事情があるか否かを確認する事項として、特定有害活動及びテロリズムとの関係に関する事項や信用状態その他の経済的な状況に関する事項といった事項を調査することとしている。

イ　職員等が働き掛けを受けた場合に影響を排除できずに特定秘密を漏えいするおそれ

職員等が自発的に特定秘密を漏えいする事情がなくとも、情報入手を企図する外国情報機関等が、特定秘密の漏えいの働き掛けを行った場合に、職員等がこれを排除できず、秘密を漏えいせざるを得なくなる場合がある。

例えば、配偶者の本国に所在する家族に危害を及ぼす、あるいは外国に職員等が有する資産が不利益を被る可能性を示唆するなどし、外国情報機関等が漏えいを働き掛けることが考えられる。これら状況にあるか否かを確認するためには、評価対象者の家族又は同居人の国籍や住所を含め、評価対象者が外国とどのような関係を有しているかを、また、これを基に、評価対象者本人が不当な働き掛けを受けるおそれがあるか否か、あるいは、現に働き掛けを受けていないかを調査する必要がある。

このため、特定有害活動及びテロリズムとの関係に関する事項について調査することとしている。

ウ　職員等が意図せず（過失により）特定秘密を漏えいするおそれ

特定秘密の漏えいを防止するためには、常に、その保護について規定する各種の規範を理解し、自己を律して特定秘密の保護を適切かつ確実に行う必要があるところ、これを期待できない者に特定秘密の取扱いの業務を行わせれば、たとえ本人に故意がなくとも漏らしてしまうことになりかねない。

具体的には、規範意識が欠落していること、合理的な行動をとるべく自己を律して行動することができないこと、注意力が不足していることなどが、行動又は状況に具現している者については特定秘密を漏らすおそれがないとは認められないものと考えられることから、犯罪及び懲戒の経歴に関する事項、情報の取扱いに係る非違の経歴に関する事項、薬物の濫用及び影響に関する事項、精神疾患に関する事項、飲酒についての節度に関する事項、信用状態その他の経済的な状況に関する事項といった事項を調査することとしている。

(2)　特定秘密を漏えいするおそれと調査事項

本法では、行政機関の長が適性評価を実施する場合に、評価対象者本人について調査をすべき事項として以下の事項を規定している。適性評価は、あらかじめ本法に規定する調査事項について調査を行う旨告知した上で、評価対象者の同意を得て実施するものである。したがって、本法に規定する調査事項以外の事項について調査を行ってはならず、例えば、評価対象者の思想信条や、適法な政治活動や労働組合等の活動について調査してはならない。

なお、適性評価は、調査事項について調査した結果に基づき実施することとされており、調査により明らかとなった当該評価対象者の個別具体的な事情を十分に考慮して、総合的に判断する必要がある。

ア　特定有害活動（公になっていない情報のうちその漏えいが我が国の安全保障に支障を与えるおそれがあるものを取得するための活動、核兵器、軍用の化学製剤若しくは細菌製剤若しくはこれらの散布のための装置若しくはこれらを運搬することができるロケット若しくは無人航空機又はこれらの開発、製造、使用若しくは貯蔵のために用いられるおそれが特に大きいと認められる物を輸出し、又は輸入するための活動その他の活動であって、外国の利益を図る目的で行われ、かつ、我が国及び国民の安全を著しく害し、又は害するおそれのあるものをいう。別表第三号において同じ。）及びテロリズム（政治上その他の主義主張に基づ

き、国家若しくは他人にこれを強要し、又は社会に不安若しくは恐怖を与える目的で人を殺傷し、又は重要な施設その他の物を破壊するための活動をいう。同表第四号において同じ。）との関係に関する事項（評価対象者の家族（配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。）、父母、子及び兄弟姉妹並びにこれらの者以外の配偶者の父母及び子をいう。以下この号において同じ。）及び同居人（家族を除く。）の氏名、生年月日、国籍（過去に有していた国籍を含む。）及び住所を含む。）

「特定有害活動及びテロリズムとの関係」は、次の３つの場合が考えられる。

第１は、評価対象者が特定有害活動やテロリズムそのものを自ら行ったり、自らは特定有害活動やテロリズムを行ってはいないものの、支援を行ったりするなど特定有害活動やテロリズムに関わったと認められる場合である。評価対象者自身が特定有害活動やテロリズムに関わったことが認められる場合、再び特定有害活動やテロリズムの実行のために、特定秘密を漏らすおそれが高い。

第２は、評価対象者が特定有害活動やテロリズムを行う団体の構成員となっていたり、特定有害活動やテロリズムを行う団体や個人を支援していると認められる場合である。特定有害活動やテロリズムを行う団体等として、例えば、外国情報機関等やテロ組織が考えられるが、これら団体等は、外国情報機関等であれば我が国の防衛計画や安全保障政策に関する重要事項を、また、テロ組織であればテロ活動を実行するために重要防護施設の警備実施状況といった特定秘密を入手しようと企図しており、評価対象者がこれら団体等の構成員である場合は当然のこと、これら団体等を支援している者である場合には、特定秘密を取り扱ったときに、自発的にこれら団体等に対して、特定秘密を漏らすおそれが高い。支援の形態としては、団体等の活動に密接に関わっている場合はもとより、金銭的な支援を行っている場合や活動拠点を提供する場合など様々な形態が考えられる。

第３は、特定有害活動やテロリズムを行う団体又は個人から、特定秘密の漏えいについての働き掛けを受けた場合に、特定秘密を漏えいせざるを得ない程度に評価対象者が団体等の影響を受けるおそれがあると認められる場合である。団体等が影響力を行使する形態としては、例えば、団体等が多大の金銭の提供を行う、配偶者の本国に居住する親族に対し危害を及ぼす可能性を示唆するなど様々な形態が考えられる。

また、特定有害活動やテロリズムを行う団体又は個人から、特定秘密

の漏えいについての働き掛けを受けた場合に、特定秘密を漏えいせざるを得ない程度に評価対象者が団体等の影響を受けるおそれがあると認められるかどうかについては、評価対象者本人の行動や活動を調査するだけでは、その端緒を得ることは難しいと言わざるを得ないことから、評価対象者との関わりが深い直近の家族及び同居人について、最小限度の事項、具体的には、氏名、生年月日、国籍及び住所を調査し、評価対象者について、外国の情報機関等による働き掛けがないかを調査するための参考とすることとしている。これは、評価対象者の家族等に外国籍の者や帰化歴がある者がいる場合には、これらの者が当該評価対象者と密接な関係にあることを利用して、当該外国や原籍国の情報機関等が当該評価対象者に特定有害活動やテロリズムへの関与を働き掛ける可能性も否定できないためである。

なお、「特定有害活動」については下記(3)、「テロリズム」については下記(4)参照。

イ　犯罪及び懲戒の経歴に関する事項

「犯罪及び懲戒の経歴」とは、評価対象者が過去に罪を犯し、有罪の判決（刑の言渡し又は刑の免除の言渡し）を受けた経歴及び懲戒処分を受けた経歴をいい、「犯罪及び懲戒の経歴に関する事項」として、評価対象者が過去に罪を犯し、有罪の判決を受けたことがあるか又は懲戒処分を受けたことがあるか、ある場合には、罪を犯した、又は懲戒処分を受けた時期、動機、背景等を調査することが考えられる。なお、懲戒に関する経歴については、国家公務員法や地方公務員法（昭和25年法律第261号）による懲戒処分をいい、訓戒や注意処分等のいわゆる監督上の措置はこれに含まれない。

特定秘密の取扱いの業務を行う者としてその保護のための措置を適切かつ確実に講ずることが求められるところ、犯罪又は懲戒の経歴があるという事実は、評価対象者の規範を遵守する意識や注意力が十分でないかもしれないことを強く示唆すると考えられることから、こうした事実が見受けられる者が特定秘密の取扱いの業務を行った場合、本人にその意図がなくても特定秘密を漏らすおそれが高いと評価し得る。

ウ　情報の取扱いに係る非違の経歴に関する事項

「情報の取扱いに係る非違の経歴」とは、故意・過失を問わず職場の服務規程、文書管理規則その他の規則における情報やシステムの管理に関する部分に違反し、監督上の注意・指導を受けた経歴をいい、「情報の取扱いに係る非違の経歴に関する事項」として、評価対象者が監督上の注意・指導を受けたことがあるか、ある場合には、当該違反事実を起

こした時期、動機、背景等を調査することが考えられる。

特定秘密の取扱いの業務を行う者として、その保護のための措置を適切かつ確実に講ずることが求められるところ、評価対象者の秘密情報の取扱いに関する各種の規範の遵守状況は、評価対象者の情報保護に対する意識及び注意力の有無を直接的に表しており、犯罪や懲戒に至らなくとも、例えば、

○　適正な手続によらず秘密情報を複製すること。
○　認められていない記録媒体に情報を保存すること。
○　秘密情報を示唆する内容をブログ、電子掲示板その他のウェブサイトに掲載し、又は投稿すること。

といった行動が見受けられる者が特定秘密の取扱いの業務を行った場合、本人にその意図がなくても特定秘密を漏らすおそれが高いと評価し得る。

エ　薬物の濫用及び影響に関する事項

本項目は、評価対象者が、所持・使用等が禁止されている薬物を濫用したことのみならず、疾病のために処方された薬物を医師の指示に従わずに服用することがあるかなどを調査することが考えられる。

特定秘密の取扱いの業務を行う者として、その保護のための措置を適切かつ確実に講ずることが求められるところ、違法薬物を濫用したり、処方された薬物を医師の指示に従わずに服用したりする場合には、評価対象者の規範を遵守する意識や自己を律して行動する能力が十分でないかもしれないことを示唆していることから、このような薬物の濫用及び影響が見受けられる者が特定秘密の取扱いの業務を行った場合、本人にその意図がなくても特定秘密を漏らすおそれがあると評価し得る。

なお、処方された薬物を医師の指示に従わずに服用すること等があるという事実をもって直ちに特定秘密を漏らすおそれがないとは認められないと判断するわけではなく、薬物の濫用及び影響の背景・理由、疾病の治療の見通し等を踏まえ、必要な場合には専門医の所見を求めながら、評価対象者が特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがあるか否かを個別具体的に判断することとなる。

オ　精神疾患に関する事項

本項目では、具体的には、アルコール依存症、統合失調症等の精神疾患により自己の行為の是非を判別し、若しくはその判別に従って行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈しているかを調査することが考えられる。

特定秘密の取扱いの業務を行うものとして、特定秘密の保護のための

措置を適切かつ確実に講ずることが求められるところ、一定の精神疾患の症状が見られたりするという事実は、自己を律して行動する能力が十分でない状態に陥るかもしれないことを示唆しており、本人にその意図がなくても特定秘密を漏らすおそれがあると評価し得る。

なお、本調査の結果、精神疾患があることをもって直ちに特定秘密を漏らすおそれがないと認められないと判断するものではないことは言うまでもなく、精神疾患の具体的症状、その後の治療の経過、再発の可能性等を踏まえ、必要な場合には専門医の所見を求めながら、評価対象者が特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがあるか否かを個別具体的に判断することとなる。

カ　飲酒についての節度に関する事項

本項目では、飲酒を原因として、くり返し、けんか等の他人との人間関係に悪影響を与える行動や業務に支障をきたす行動をとったことがあるかなどを調査することが考えられる。

特定秘密の取扱いの業務を行う者として、その保護のための措置を適切かつ確実に講ずることが求められるところ、飲酒により、けんか等の対人トラブルを起こすなどの問題をくり返し起こしているという事実は、評価対象者の自己を律して行動する能力が十分でないかもしれないことを示唆していることから、こうした事実が見受けられる者が特定秘密の取扱いの業務を行った場合、本人にその意図がなくても特定秘密を漏らすおそれがあると評価し得る。

なお、飲酒を原因として、トラブルを起こした事実があることをもって直ちに特定秘密を漏らすおそれがないと認められないと判断するわけではなく、こうした事実を踏まえ、飲酒の回数や量を抑えるなど自己を律する行動をとることができているかなどについて個別具体的に判断することとなる。

キ　信用状態その他の経済的な状況に関する事項

本項目は、評価対象者に住宅、車両及び耐久消費財の購入並びに教育といった一般的な目的とは異なる借入れがあるか、金銭債務の不履行があるか、自己の資力に照らし不相応な金銭消費があるか、過去に自己破産したことがあるか等を調査することが考えられる。

過去の情報漏えい事案には、経済的な事情を動機とするものがあったことに鑑みると、住宅や車両の購入といった一般的な目的とは異なる目的で多額の債務を抱えている者は、特定秘密を漏らすおそれがあると評価し得る。また、自己の資力に照らし不相応な金銭消費がみられる場合は、特定秘密の漏えいにより不正な収入を得ている可能性も否定できな

い。

さらに、特定秘密の取扱いの業務を行う者として、その保護のための措置を適切かつ確実に講ずることが求められるところ、金銭債務の不履行があったり、自己の債務に照らし不相応な金銭消費が見られるという事実は、評価対象者の規範を遵守する意識や注意力が十分でないかもしれないことや、自己を律して行動できないかもしれないことを示唆すると考えられることから、こうした事実が見受けられる者が特定秘密の取扱いの業務を行った場合、本人にその意図がなくても特定秘密を漏らすおそれがあると評価し得る。

なお、調査の対象となる事実があることをもって直ちに特定秘密を漏らすおそれがないと認められないと判断するわけではなく、返済能力を超える債務を抱えているなど自ら進んで秘密を漏らす動機となり得る事情等を勘案して、評価対象者が特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏えいするおそれがあるか否かを個別具体的に判断することとなる。

(3) 特定有害活動の定義

本法では、「公になっていない情報のうちその漏えいが我が国の安全保障に支障を与えるおそれがあるものを取得するための活動、核兵器、軍用の化学製剤若しくは細菌製剤若しくはこれらの散布のための装置若しくはこれらを運搬することができるロケット若しくは無人航空機又はこれらの開発、製造、使用若しくは貯蔵のために用いられるおそれが特に大きいと認められる物を輸出し、又は輸入するための活動その他の活動であって、外国の利益を図る目的で行われ、かつ、我が国及び国民の安全を著しく害し、又は害するおそれのあるもの」を特定有害活動と定義している。

ア 「公になっていない情報のうちその漏えいが我が国の安全保障に支障を与えるおそれがあるものを取得するための活動」であって、「外国の利益を図る目的で行われ、かつ、我が国及び国民の安全を著しく害し、又は害するおそれのあるもの」

いわゆる諜報活動のことであり、その取得の対象となる情報としては、主として政府の保有する情報で国及び国民の安全を確保する観点から保護すべきものが想定されるが、民間が保有する機微な情報でその漏えいが国及び国民の安全の確保に支障を与えるおそれがあるもの、例えば、大量破壊兵器関連の技術情報も含まれ得る。

イ 「核兵器、軍用の化学製剤若しくは細菌製剤若しくはこれらの散布のための装置若しくはこれらを運搬することができるロケット若しくは無人航空機又はこれらの開発、製造、使用若しくは貯蔵のために用いら

れるおそれが特に大きいと認められる物を輸出し、又は輸入するための活動」であって、「外国の利益を図る目的で行われ、かつ、我が国及び国民の安全を著しく害し、又は害するおそれのあるもの」

いわゆる大量破壊兵器関連物資の不正取引のことであり、大量破壊兵器（核兵器、生物兵器及び化学兵器）及びその運搬手段としてのミサイル並びにこれらの関連物資の国際的な取引のうち、我が国を含む国際社会において定められた枠組に反するものをいう。これらの物資については、その無秩序な拡散が、我が国を含む国際社会の平和と安全にとって脅威であることから、いくつかの国際的枠組によってその国際的取引が制限されている。

ウ　「その他の活動」であって、「外国の利益を図る目的で行われ、かつ、我が国及び国民の安全を著しく害し、又は害するおそれのあるもの」

「特定有害活動」として、いわゆる諜報活動及び大量破壊兵器関連物資の不正取引を具体的に列挙しているが、外国の利益を図る目的で行われ、かつ、我が国及び国民の安全を著しく害し、又は害するおそれのある活動は、これらに尽きるものではなく、様々なものが考えられる。例えば、

○　北朝鮮による拉致問題にみられるような、外国の工作機関が日本人を拉致する活動

○　外国における騒乱や戦乱において、国外の在留邦人の避難を妨害する活動

○　我が国において反乱団体その他の非合法活動を行う団体を組織し、又はこれらの団体に資金や兵器等を援助する活動

○　脅迫、贈賄等の不当な手段を用いて、政府高官に、公務において一定の行動をとらせる活動

等の我が国及び国民の安全を著しく害し、又は害するおそれのある活動を外国の関係機関が自国の利益を図るために行うことが想定されるが、これら様々な活動は、時々の国際情勢等の状況に応じてなされたり、また、我が国政府の対応の裏をかくべく、予想外の活動がなされることが想定されることから、あらかじめこれらの活動をすべて本法に規定しておくことは困難である。このため、本法では、「その他の活動」として規定している。

(4)　テロリズムの定義

本法において「テロリズム」とは、政治上その他の主義主張に基づき、

①国家若しくは他人にこれを強要し、

又は

②社会に不安若しくは恐怖を与える
目的で
㋐人を殺傷し、
又は
㋑重要な施設その他の物を破壊する
ための活動をいい、人の殺傷又は重要な施設等の破壊活動であることがその要件となる。

従来から政府は、質問主意書に対する答弁等において、一般には、「テロリズム」とは、特定の主義主張に基づき、国家等にその受入れ等を強要し、又は社会に恐怖等を与える目的で行われる人の殺傷行為等をいう、と説明している。第12条第２項第１号においては、「テロリズム」を「政治上その他の主義主張に基づき、国家若しくは他人にこれを強要し、又は社会に不安若しくは恐怖を与える目的で人を殺傷し、又は重要な施設その他の物を破壊するための活動」と定義しているが、これは、この政府答弁における「特定の主義主張」、「国家等」、「その受入れ等を強要」、「恐怖等」及び「人の殺傷行為等」の意味するところを明確にするため、それぞれ、「政治上その他の主義主張」、「国家若しくは他人」、「これを強要」、「不安若しくは恐怖」及び「人を殺傷し、又は重要な施設その他の物を破壊するための活動」と厳密に規定したものである。

第 12 条第３項及び第４項　適性評価の手続

第十二条
３　適性評価は、あらかじめ、政令で定めるところにより、次に掲げる事項を評価対象者に対し告知した上で、その同意を得て実施するものとする。
一　前項各号に掲げる事項について調査を行う旨
二　前項の調査を行うため必要な範囲内において、次項の規定により質問させ、若しくは資料の提出を求めさせ、又は照会して報告を求めることがある旨
三　評価対象者が第一項第三号に掲げる者であるときは、その旨
４　行政機関の長は、第二項の調査を行うため必要な範囲内において、当該行政機関の職員に評価対象者若しくは評価対象者の知人その他の関係者に質問させ、若しくは評価対象者に対し資料の提出を求めさせ、又は公務所若しくは公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

１　趣旨

第３項は、適性評価の実施に当たり、あらかじめ評価対象者に対し告知した上でその同意を得ることとする旨及び評価対象者に告知すべき事項として、

○　第２項各号に掲げる事項について調査を行うこと
○　本人や関係者に質問し、本人に資料の提出を求め、又は公務所若しくは公私の団体に照会して報告を求めることがあること
○　第１項第３号に該当する者として適性評価を実施しようとする場合は、その旨

を定めるものである。

第４項は、行政機関の長が、第２項の調査を実施するため、必要な範囲内において、当該行政機関の職員に評価対象者若しくは評価対象者の知人その他の関係者に質問させ、若しくは評価対象者に対し資料の提出を求めさせ、又は公務所若しくは公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる旨を定めるものである。

２　内容

(1)　第３項　「評価対象者に対し告知した上で、その同意を得て実施」

調査の実施に当たっては、評価対象者本人から、本法に規定する調査事項について申告等させることとしており、その際には、適性評価の実施目的や調査事項について評価対象者が理解し、同意することが前提となる。

仮に、評価対象者の明示的な同意を得ないまま、行政機関の長等が関係者に質問し、又は公務所や公私の団体に照会して個人情報を取得することとなれば、評価対象者は自らについて調査が行われることを知ることができないことから、調査について不安を感じ、適性評価制度そのものに不信感を抱くおそれがあり、その結果、適性評価制度の円滑な実施に支障が生じかねない。加えて、行政機関の長等が関係者に質問し、公務所や公私の団体に対し照会を行ったとしても、評価対象者が明示的に同意していなければ、質問を受けた関係者や照会を受けた公務所や公私の団体がこれに応じることをためらうことも見込まれ、やはり適性評価の円滑な実施が確保できなくなるおそれもある。

以上のことから、適性評価の円滑な実施とその実効性を確保するためには、適性評価の実施を評価対象者の明示的な同意に係らしめることが必要であると考えられる。

なお、諸外国の適性評価においても、その手続の開始に当たって評価対象者の同意を取得することとしている。

各事項を告知した上で、同意を得ることとしている趣旨は、次のとおりである。

ア　第２項各号に掲げる事項について調査を実施すること（第１号）

同意を取得することとした理由に鑑みると、同意を有意なものとするためには、適性評価に当たって、本法に規定する範囲で個人情報を取得し（評価対象者本人が提供するもの及び関係者への質問や公務所又は公私の団体への照会により取得したものを含む。）、これに基づいて適性評価が実施されることを評価対象者が認識した上で同意がなされる必要がある。

イ　本人や関係者に質問し、本人に資料の提出を求め、又は公務所若しくは公私の団体に照会して報告を求めることがあること（第２号）

上記アに加え、評価対象者本人の同意があることにより、質問を受けた関係者や照会を受けた公務所又は公私の団体が回答するに当たって、評価対象者の同意があることを前提に、より適切に対応することが可能となる。

ウ　第１項第３号に該当する者として適性評価を実施しようとすること（第３号）

第１項第３号に該当する場合、評価対象者に特定秘密の取扱いの業務を行わせないという措置（第11条本文括弧書）を講ずる必要があり、評価対象者本人においても、特定秘密の取扱いの業務を行うことのないよう、評価対象者本人に第１項第３号に該当していることを告知する必要

がある。

⑵　第４項「第二項の調査を行うため必要な範囲内において、当該行政機関の職員に評価対象者若しくは評価対象者の知人その他の関係者に質問させ、若しくは評価対象者に対し資料の提出を求めさせ、又は公務所若しくは公私の団体に照会して必要な事項の報告を求める」

適性評価のための調査は、評価対象者から質問票の提出を受けた上で、面接等により評価対象者から説明を受けたり、質問票に記載された事項を確認する必要がある場合等に評価対象者から資料の提出を受けたりすることが考えられるが、行政機関の長が正確かつ必要十分な情報を把握し、かつ、適正に評価するためには、評価対象者以外の上司等に対し質問を行ったり、医師等の専門家の所見を必要とする場合も想定される。このため、本法では、行政機関の長が、調査に必要な範囲内において当該行政機関の職員をして職場の上司や同僚といった評価対象者をよく知る関係者に質問させたり、公務所又は信用情報機関、医療機関といった公私の団体に照会し、報告を求めることができることとしている。本法の規定により、報告を求められた公務所等は罰則等によりこれを強制されることはないが、原則として、報告すべき義務を負うものと解される。また、本人の同意を得ていることを示した上で、照会が行われることになるので、公務所等が本人の同意があるにもかかわらず回答しないことはないものと考えられる。

なお、「公務所」とは、国家機関のほか地方公共団体の機関をいい、「公私の団体」とは、学校、病院、商工会議所、会社、組合等社会的機能を営む団体が広く含まれる。

第 13 条　適性評価の結果等の通知

（適性評価の結果等の通知）
第十三条　行政機関の長は、適性評価を実施したときは、その結果を評価対象者に対し通知するものとする。
2　行政機関の長は、適合事業者の従業者について適性評価を実施したときはその結果を、当該従業者が前条第三項の同意をしなかったことにより適性評価が実施されなかったときはその旨を、それぞれ当該適合事業者に対し通知するものとする。
3　前項の規定による通知を受けた適合事業者は、当該評価対象者が当該適合事業者の指揮命令の下に労働する派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第二条第二号に規定する派遣労働者をいう。第十六条第二項において同じ。）であるときは、当該通知の内容を当該評価対象者を雇用する事業主に対し通知するものとする。
4　行政機関の長は、第一項の規定により評価対象者に対し特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められなかった旨を通知するときは、適性評価の円滑な実施の確保を妨げない範囲内において、当該おそれがないと認められなかった理由を通知するものとする。ただし、当該評価対象者があらかじめ当該理由の通知を希望しない旨を申し出た場合は、この限りでない。

1　趣旨

本条は、適性評価を実施した場合において、行政機関の長が評価対象者や適合事業者に対し行う適性評価の結果の通知、特定秘密を漏らすおそれがないと認められなかった旨を通知する場合に行う理由の通知について定めるものである。

2　内容

(1)　第１項「適性評価を実施したときは、その結果を評価対象者に対し通知する」

第１項は、行政機関の長は、適性評価を実施したときは、特定秘密を漏らすおそれがないと認められたかどうかの結果を評価対象者に通知しなければならない旨を定めるものである。

適性評価は、行政機関の長がその職員や適合事業者の従業者に特定秘密の取扱いの業務を行わせようとしたことを契機として、評価対象者本人が通常把握されることを想定していないプライバシーに関わる情報について

も行政機関の長が取得する制度であり、適性評価の実施に当たってこれらの情報を取得することについて評価対象者の明示的な同意をあらかじめ取得することとしていることに鑑みると、行政機関の長が、取得した個人情報に基づいて所与の目的を達成したことを評価対象者との関係において外形的に明らかにする必要がある。

また、特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められたとの結果を評価対象者に通知しないこととした場合、特定秘密を漏らすおそれがないと認められた評価対象者は、行政機関の長から何ら通知を受けることなく特定秘密の取扱いの業務を行うこととなるが、評価対象者は、適切な手続に基づいて特定秘密の取扱いの業務を行っていないのではないかとの不安や疑念を抱く可能性がある。

さらに、適性評価の結果、特定秘密を漏らすおそれがないと認められなかった場合には、行政機関の長は、評価対象者を特定秘密の取扱いの業務を行うことのない職へ転任させたりするなど、特定秘密の取扱いの業務を行うことのないよう必要な措置を講じることとなるが、仮に特定秘密を漏らすおそれがないと認められなかったとの結果を評価対象者に通知しないこととした場合、評価対象者は、これらの措置がなぜ行われたのか理解できず、混乱が生じるおそれがある。

したがって、適性評価制度を円滑に実施するためには、評価対象者が特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないかどうかについて行政機関の長がどのような判断を行ったのかを評価対象者本人が知ることができる仕組を整備することが必要不可欠であることから、本法では、行政機関の長が、適性評価を実施したときは、特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められたかどうかの結果を評価対象者に通知しなければならない旨規定している。

⑵　第２項「適合事業者の従業者について適性評価を実施したときはその結果を、当該従業者が前条第三項の同意をしなかったことにより適性評価が実施されなかったときはその旨を、それぞれ当該適合事業者に対し通知する」

第２項は、行政機関の長は、評価対象者が適合事業者の従業者であるときは、適性評価の結果又は適性評価の実施に同意しなかったことにより適性評価が実施されなかったときはその旨（以下これらを「適性評価の結果等」という。）を当該適合事業者に通知しなければならない旨を定めるものである。

これは、適合事業者自身が、自らの従業者のうち特定秘密を漏らすおそれがないと認められた者を把握していなければ、誰に特定秘密の取扱いの

業務を行わせるかを判断できないからである。

⑶　第３項「前項の規定による通知を受けた適合事業者は、当該評価対象者が当該適合事業者の指揮命令の下に労働する派遣労働者（中略）であるときは、当該通知の内容を当該評価対象者を雇用する事業主に対し通知する」

第３項は、評価対象者が適合事業者の指揮命令下に労働する派遣労働者である場合に、前項の規定による通知を受けた適合事業者は、当該通知の内容を、当該評価対象者を雇用する事業主（以下「派遣元事業主」という。）に対し通知するものとする旨を定めている。

適合事業者は、特定秘密に係る物件の製造等を行うに当たり、自ら雇用する者のみならず、派遣労働者に特定秘密の取扱いの業務を行わせる場合があり得るが、そのような場合、当該派遣労働者については適合事業者の従業者として適性評価が実施される。そして、適性評価の結果等は、第２項の規定により適性評価を実施した行政機関の長から適合事業者に通知されることとなるが、派遣労働者の適性評価の結果等は、派遣元事業主においても、特定秘密の保護を図る一環としてこれを当然に把握する必要がある。

すなわち、労働者派遣契約の締結に当たっては、派遣労働者が従事する業務の内容を定めることとされているが（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第26条第１項第１号）、当該業務内容には、業務に必要とされる能力、行う業務等を具体的に記載することが必要とされていると解されており、派遣労働者に特定秘密を取り扱わせることも明示されるものと考えられ、派遣元事業主は、派遣労働者の適性評価の結果等を把握した上で、適合事業者に当該派遣労働者を派遣したり、必要に応じ、特定秘密の取扱いを要しない他の業務に従事させたりする必要がある。また、将来、適性評価を行った同一の行政機関の特定秘密を取り扱うこととなる業務に派遣労働者を従事させる場合には、既に行った適性評価の結果等を利用し、派遣の可否を判断する必要もある。

このように、派遣元事業主に対しても、自らの雇用する派遣労働者の適性評価の結果等が通知される必要があるが、適性評価を受けるべき派遣労働者とその派遣元事業主の双方を知り得る立場にあるのは、契約業者であり、本法においては、行政機関の長から適性評価の結果等の通知を受けた契約業者たる適合事業者が、当該通知に係る派遣労働者を雇用する派遣元事業主に通知を行うこととしている。

⑷　第４項「第一項の規定により評価対象者に対し特定秘密の取扱いの業務

を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められなかった旨を通知するときは、適性評価の円滑な実施の確保を妨げない範囲内において、当該おそれがないと認められなかった理由を通知するものとする。ただし、当該評価対象者があらかじめ当該理由の通知を希望しない旨を申し出た場合は、この限りでない。」

第４項は、評価対象者に対し特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められなかった旨を通知するときは、行政機関の長は、適性評価の円滑な実施の確保を妨げない範囲内において、その理由を通知するものとし、その例外として、評価対象者があらかじめ理由の通知を希望しない旨の申出をした場合にはこれを通知しないこととすることを定めるものである。

これは、仮に、特定秘密を漏らすおそれがないと認められなかったという結果のみを通知することとした場合、評価対象者には、その理由が明らかでなく、適性評価制度に対する不信感が生じることになりかねないことから、適性評価制度の信頼性を確保するため、特定秘密を漏らすおそれがないと認められなかった理由を評価対象者に通知することとしたものである。ただし、特定秘密を漏らすおそれがないと認められなかった評価対象者のうち、あらかじめその理由の通知を希望しないものについては、当該理由を通知しなかったとしても制度の円滑な実施を妨げることとはならないことから、こうした者には理由の通知を要しないこととしている。

一方で、理由の通知は、適性評価の円滑な実施の確保を妨げない範囲内において行うこととされている。例えば、特定秘密を漏らすおそれがあると認められなかった理由が具体的に通知された場合、適性評価制度の詳細な評価基準を推測することが事実上可能となることがあり得る。評価基準が明らかとなれば、特定秘密を漏らすリスクがあることを隠そうとする者を利することにもなりかねず、適性評価制度の円滑な実施の確保に支障が生じる可能性がある。また、適性評価制度においては、行政機関の長が評価対象者の知人その他の関係者に質問したり、公務所又は公私の団体に対して照会して報告を求めたりすることがあるが、こうした質問や照会によって得られる情報の中には、情報源を明らかにしないことを条件に得られるものもあり、当該情報源等を明らかにすれば、以後質問や照会に対する協力が得られず、適性評価制度の円滑な実施の確保の妨げとなることもある。

したがって、理由の通知は、適性評価の円滑な実施の確保を妨げない範囲内において行うことが必要となる。

なお、第２項において、評価対象者が適合事業者の従業者である場合に

は、行政機関の長は、適性評価の結果等を当該適合事業者に通知しなければならないとしているが、評価対象者が特定秘密を漏らすおそれがないと認められなかった理由については、適合事業者が、その従業者のうち誰に特定秘密の取扱いの業務を行わせるかを判断する上で必要のないものであることから、適合事業者に通知することとはされていない。

第 14 条　行政機関の長に対する苦情の申出等

（行政機関の長に対する苦情の申出等）
第十四条　評価対象者は、前条第一項の規定により通知された適性評価の結果その他当該評価対象者について実施された適性評価について、書面で、行政機関の長に対し、苦情の申出をすることができる。
2　行政機関の長は、前項の苦情の申出を受けたときは、これを誠実に処理し、処理の結果を苦情の申出をした者に通知するものとする。
3　評価対象者は、第一項の苦情の申出をしたことを理由として、不利益な取扱いを受けない。

1　趣旨

本条は、適性評価の結果その他実施された適性評価について評価対象者がすることができる、苦情の申出等について定めるものである。

2　内容

(1)　第１項及び第２項「評価対象者は、（中略）適性評価の結果その他当該評価対象者について実施された適性評価について、書面で、行政機関の長に対し、苦情の申出をすることができる」、「行政機関の長は、（中略）苦情の申出を受けたときは、これを誠実に処理し、処理の結果を苦情の申出をした者に通知するものとする」

第１項は、評価対象者は第 13 条第１項の規定により通知された適性評価の結果その他当該評価対象者について実施された適性評価について、書面で、行政機関の長に対し、苦情の申出をすることができる旨、第２項は、行政機関の長は、苦情の申出を受けたときは、これを誠実に処理し、申出の内容に応じた処理の結果を苦情の申出をした者に通知しなければならない旨を定めるものである。

適性評価は、特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないかどうかを評価するものに過ぎず、職員の任用について人事評価又はその他の能力の実証等に基づいて行わなければならないことを規定する国家公務員法等の「能力」に該当するものではない。また、適性評価は、評価対象者の権利義務を変動させるものでもないことから、適性評価は「処分その他の公権力の行使」には該当しない[6]。したがって、行政機関の長又

6 特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められたとしても、実際にいつどのような特定秘密の取扱いの業務を行うこととなるかは、行政機関の長、警察本部長又は適合事業者が判断するのであって、この判断と独立して当該者が自由に特定秘密の取扱いの業務を行う資格や権利が

は警察本部長が実施した適性評価の結果、評価対象者が特定秘密を漏らすおそれがないと認められなかったとしても、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の不服申立て又は行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の取消訴訟の対象とはならない。

一方で、適性評価の結果、特定秘密を漏らすおそれがないと認められなかった場合、行政機関の長は、その職員に特定秘密の取扱いの業務を行わせることはできず、これによってその職務の遂行に支障が生じるときは、適切な時期に特定秘密の取扱いの業務を行うことのない職に転任させるといった措置を講じることが想定される。このように、適性評価の結果は、職員に事実上の影響を与えることが否定できないが、行政不服審査法等の対象とならないことから、適性評価制度の実効的かつ円滑な実施を担保するためには、適性評価に対する職員の苦情に弾力的に対応できる一定の措置を講ずる必要がある。

また、

○　適性評価は、評価対象者本人が通常把握されることを想定していないプライバシーに関わる情報についても行政機関の長が取得する制度であることから、本人の理解を得て円滑に実施する必要があること

○　適性評価の実施側と評価対象者の間において、事実関係の認識等に齟齬が生じることも考えられ、苦情の申出を受け、必要に応じ、適性評価の判断について行政機関の長が再検討することも必要と考えられること

から、苦情に対応するための仕組を設けることは、適性評価の結果及び理由の通知と相まって、適性評価制度の実効的かつ円滑な実施を担保することに寄与するものと考えられる。

そこで、適性評価の結果その他当該評価対象者について実施された適性評価について、苦情の申出制度を設けている。

⑵　第３項「評価対象者は、第一項の苦情の申出をしたことを理由として、不利益な取扱いを受けない。」

付与されるわけではない。逆に、特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められなかったとしても、資格や権利を失うわけではない。

また、特定秘密は、行政機関の所掌事務の遂行のために取扱いの業務を行う必要性が生じるものであり、本法制においては行政機関の長、警察本部長又は適合事業者が特定秘密の保護のために必要な措置を講ずるとしており、特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められたことをもって評価対象者に個別具体的な義務が課されるわけでもない。逆に、特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められなかったとしても、個別・具体的な義務が解除されるわけでもない。

第３項は、評価対象者が、苦情の申出をしたことを理由として不利益な取扱いを受けない旨を定めるものである。

本法においては、前項の規定により、適性評価の実効的かつ円滑な実施を担保するため、行政機関の長が評価対象者の苦情に対して適切に対応する制度を設けることとしているが、仮に、苦情を申し出たことによって、行政機関の長や適合事業者が、苦情を申し出た評価対象者に対し、免職・解雇、降任、減給等の処分や、訓告、厳重注意、自宅待機命令、不利益な配置変更等の人事上の差別的取扱いの作為又は不作為、専ら雑務に従事させるなど就業環境を害することといった不利益な取扱いをすることになれば、評価対象者が苦情を申し出ることをためらうことになり、本法において評価対象者の苦情に適切に対応する制度を設けた趣旨を没却することになる。

そこで、評価対象者が苦情の申出をしたことによって不利益な取扱いを受けない旨を規定している。

第15条　警察本部長による適性評価の実施等

（警察本部長による適性評価の実施等）

第十五条　警察本部長は、政令で定めるところにより、次に掲げる者について、適性評価を実施するものとする。

一　当該都道府県警察の職員（警察本部長を除く。次号において同じ。）として特定秘密の取扱いの業務を新たに行うことが見込まれることとなった者（当該警察本部長がその者について直近に実施して次項において準用する第十三条第一項の規定による通知をした日から五年を経過していない適性評価において、特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められた者であって、引き続き当該おそれがないと認められるものを除く。）

二　当該都道府県警察の職員として、特定秘密の取扱いの業務を現に行い、かつ、当該警察本部長がその者について直近に実施した適性評価に係る次項において準用する第十三条第一項の規定による通知があった日から五年を経過した日以後特定秘密の取扱いの業務を引き続き行うことが見込まれる者

三　当該警察本部長が直近に実施した適性評価において特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められた者であって、引き続き当該おそれがないと認めることについて疑いを生じさせる事情があるもの

2　前三条（第十二条第一項並びに第十三条第二項及び第三項を除く。）の規定は、前項の規定により警察本部長が実施する適性評価について準用する。この場合において、第十二条第三項第三号中「第一項第三号」とあるのは、「第十五条第一項第三号」と読み替えるものとする。

1　趣旨

本項は、警察本部長が実施する適性評価の対象となる者を

○　当該都道府県警察の職員として特定秘密の取扱いの業務を新たに行うことが見込まれることとなった者（第１号）

○　当該都道府県警察の職員として、特定秘密の取扱いの業務を現に行い、かつ、当該警察本部長がその者について直近に実施した適性評価に係る通知があった日から５年を経過した日以後特定秘密の取扱いの業務を引き続き行うことが見込まれる者（第２号）

○　当該警察本部長が直近に実施した適性評価において特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められた者であって、引き続き当該おそれがないと認めることについて疑いを生じさせる事情が

あるもの（第３号）

と規定し、行政機関の長による適性評価の実施等について定めた第12条から第14条（第12条第１項並びに第13条第２項及び第３項を除く。）の規定を準用する旨及び準用に当たって所要の読替えを行う旨を定めるものである。

２　内容

(1)　第１項「警察本部長は、（中略）次に掲げる者について、適性評価を実施するものとする。」

本項は、都道府県警察職員についての適性評価は、当該都道府県警察の警察本部長が実施することを定めるものである。

適性評価は、行政機関の長が、特定秘密の保護を図るため、指定した特定秘密について、これを保護するための措置の一環として位置付けられることから、その実施は、特定秘密について指定を行った者が行うことが必要である。

この点、警察関係の特定秘密の指定は、警察庁長官がこれを行うこととしており、警察庁長官が指定した特定秘密の取扱いの業務を行う都道府県警察の職員の適性評価は警察庁長官が実施するべきであるとの考えもあり得るところである。

しかしながら、警察法では、都道府県警察は、都道府県の区域につき警察法第２条の責務に任じるとされ（警察法第36条第２項）、警察職務の遂行は都道府県警察が行うものとする一方で、国の警察機関たる国家公安委員会及び警察庁が国の公安に関する警察運営をつかさどるなどとされ（警察法第５条、第17条）、テロ計画の未然防止やテロリストの検挙といった警察の責務を果たすために、警察庁長官が特定秘密を都道府県警察に提供し、提供を受けた当該都道府県警察は当該特定秘密の取扱いの業務を継続して行うことが警察法上も予定されており、都道府県警察における特定秘密の取扱いの業務は、適合事業者の場合のような一時的なものとは異なっている。

また、警察本部長の判断や措置が、国家的視野に基づき、また、国及び国民の安全を守る観点から見ても不合理なものとならないことは、警察本部長の国家公務員法上の位置付けや任免によっても担保されている。すなわち、警察本部長や警備部門を統括する警備部長等の警視正以上の警察官は、国家的視野から警察事務を遂行することを確保するため、国家公務員とされており（警察法第56条第１項）、その任免も、国家公安委員会が行う（警察法第49条第１項、第50条第１項）こととされている。

さらに、全国の都道府県警察において適性評価の対象となる者が多数い

ることを鑑みると、その適性評価に関する事務を警察庁が行うことは実務上大きな困難を伴い、また、個々の適性の判断に当たっても、全国の職員を対象とすることから適切な考慮が行われないおそれがある。

このように、都道府県警察は、特定秘密の指定を行うことはないものの、都道府県警察自体が特定秘密の取扱いの業務を行うことが予定されており、また、警察本部長が、警察庁長官の指揮監督の下に、国家公務員として都道府県警察を統括する責任者としての立場にあることに鑑みると、警察本部長は、警察庁長官が行う適性評価と同一の水準の適性評価を行うことが可能であり、さらに、都道府県警察の職員の実態をより把握し得るのは警察本部長であることから、その職員の適性評価は警察本部長が行うことが適当である。

したがって、都道府県警察の職員の適性評価については、警察本部長を実施権者とすることとしている。

なお、警察本部長の適性評価については、警察本部長が自ら実施することは必ずしも適当とは考えられないことから、警察本部長が国家公務員であり、その任免も国家公安委員会が行うことに鑑み、警察庁長官が実施することとしている（第12条第1項第1号）。

⑵　第２項「前三条（第十二条第一項並びに第十三条第二項及び第三項を除く。）の規定は、前項の規定により警察本部長が実施する適性評価について準用する。この場合において、第十二条第三項第三号中「第一項第三号」とあるのは、「第十五条第一項第三号」と読み替えるものとする。」

警察本部長が行う適性評価について、第12条から第15条までを準用することを定めたものである。ただし、適性評価の対象者について規定する第12条第1項は準用の対象からは除外している。また、行政機関の長と異なり、警察本部長は、適合事業者に特定秘密の取扱いの業務を行わせることは想定されないことから、適合事業者や派遣元事業主に対する適性評価の結果等の通知について規定する第13条第２項及び第３項を準用の対象から除外している。

第 16 条　適性評価に関する個人情報の利用及び提供の制限

（適性評価に関する個人情報の利用及び提供の制限）

第十六条　行政機関の長及び警察本部長は、特定秘密の保護以外の目的のために、評価対象者が第十二条第三項（前条第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の同意をしなかったこと、評価対象者についての適性評価の結果その他適性評価の実施に当たって取得する個人情報（生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。以下この項において同じ。）を自ら利用し、又は提供してはならない。ただし、適性評価の実施によって、当該個人情報に係る特定の個人が国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第三十八条各号、同法第七十五条第二項に規定する人事院規則の定める事由、同法第七十八条各号、第七十九条各号若しくは第八十二条第一項各号、検察庁法（昭和二十二年法律第六十一号）第二十条各号、外務公務員法（昭和二十七年法律第四十一号）第七条第一項に規定する者、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第三十八条第一項各号、第四十二条各号、第四十三条各号若しくは第四十六条第一項各号、同法第四十八条第一項に規定する場合若しくは同条第二項各号若しくは第三項各号若しくは地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第十六条各号、第二十八条第一項各号若しくは第二項各号若しくは第二十九条第一項各号又はこれらに準ずるものとして政令で定める事由のいずれかに該当する疑いが生じたときは、この限りでない。

2　適合事業者及び適合事業者の指揮命令の下に労働する派遣労働者を雇用する事業主は、特定秘密の保護以外の目的のために、第十三条第二項又は第三項の規定により通知された内容を自ら利用し、又は提供してはならない。

1　趣旨

本条は、行政機関の長及び警察本部長が、特定秘密の保護以外の目的のために、一定の場合を除き、適性評価の結果や適性評価の実施に当たって取得する評価対象者の個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない旨、適合事業者及び派遣元事業主が、特定秘密の保護以外の目的のために、行政機関の長から通知された内容を自ら利用し、又は提供してはならない旨を定めるものである。

2　内容

(1)　第１項「特定秘密の保護以外の目的のために、評価対象者が第十二条第三項（前条第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の同意をしなかったこと、評価対象者についての適性評価の結果その他適性評価の実施に当たって取得する個人情報（生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。以下この項において同じ。）を自ら利用し、又は提供してはならない。ただし、適性評価の実施によって、当該個人情報に係る特定の個人が国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第三十八条各号、同法第七十五条第二項に規定する人事院規則の定める事由、同法第七十八条各号、第七十九条各号若しくは第八十二条第一項各号、検察庁法（昭和二十二年法律第六十一号）第二十条各号、外務公務員法（昭和二十七年法律第四十一号）第七条第一項に規定する者、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第三十八条第一項各号、第四十二条各号、第四十三条各号若しくは第四十六条第一項各号、同法第四十八条第一項に規定する場合若しくは同条第二項各号若しくは第三項各号若しくは地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第十六条各号、第二十八条第一項各号若しくは第二項各号若しくは第二十九条第一項各号又はこれらに準ずるものとして政令で定める事由のいずれかに該当する疑いが生じたときは、この限りでない。」

第１項は、行政機関の長及び警察本部長が、特定秘密の保護以外の目的のために、本法又は政令で定める場合を除き、適性評価に関する個人情報を、自ら利用し、又は提供してはならない旨を定めている。

行政機関個人情報保護法第８条第１項は、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することを禁止しているが、その例外として、同条第２項において、例えば、「行政機関が法令の定める所掌事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき」には、本来の利用目的以外に保有個人情報を利用することなどが認められている。

適性評価において取得される個人情報は、通常の人事管理上保有される個人情報以外にも、精神疾患や経済的な状況といったプライバシーに関わるものを含んでおり、慎重な取扱いが求められるところ、上記のように例外的にせよ、目的外の利用・提供が認められるとすれば、評価対象者は自らの個人情報が、特定秘密の保護以外の目的のために、例えば人事評価等において利用・提供されるのではないかといった懸念を払拭できず、適性

評価の実施に当たって、また、実施後も不信感や不安感を抱くおそれがある。また、こうしたプライバシーに関わる情報を取得して行う適性評価の実施について同意をしなかったこと又はこのような情報を取得した上で評価した適性評価の結果についても、目的外の利用・提供が認められれば同様の懸念が生じる。

そこで、本法においては、適性評価の実施に当たって取得する個人情報等について、行政機関個人情報保護法第８条第２項よりも、更に目的外利用・提供の範囲を制限し、特定秘密の保護以外の目的での利用・提供を禁止することとしており、本項は、行政機関個人情報保護法第８条第２項の特則と位置付けられる。

ただし、適性評価において調査する事項には、国家公務員法等に規定する欠格条項、分限処分又は懲戒処分（以下「懲戒処分等」という。）の対象となる事由と関係を有する事項があることから、適性評価のために行う調査において、評価対象者について懲戒処分等に該当する事由が明らかになることも想定される。このような情報を懲戒処分等のために、利用・提供することも禁止することとする場合、行政機関の長及び警察本部長において、懲戒処分等に該当する事由の存在を認識しながら、何らの措置を取ることができず、結果として職務を遂行することについての適格性を欠く者をその職位にとどまらせるという不合理な事態が生じることとなる。したがって、適性評価の実施によって、本項又は本項に基づく政令に列挙する懲戒処分等に該当する疑いが生じたときに限って、個人情報の利用・提供が例外的に認められている。

なお、本項は、行政機関個人情報保護法第８条第２項の特則であり、同条第１項に規定する「法令に基づく場合」には、利用目的以外の保有個人情報の利用・提供が可能であることに留意する必要がある。また、本項の対象となる個人情報は、適性評価の実施に当たって取得する個人情報であり、行政機関の長が適性評価の実施以前から保有していた人事管理のための情報等はこれに含まれない。

⑵　第２項「適合事業者及び適合事業者の指揮命令の下に労働する派遣労働者を雇用する事業主は、特定秘密の保護以外の目的のために、第十三条第二項又は第三項の規定により通知された内容を自ら利用し、又は提供してはならない。」

第２項は、適合事業者及び派遣元事業主が、特定秘密の保護以外の目的で、適性評価の結果等を自ら利用し、又は提供してはならない旨を定めている。

第13条第２項及び第３項の規定により、適合事業者や派遣元事業主は、

適性評価の結果や適性評価の実施に同意をしなかったことが通知されることとなるが、これらの情報について目的外の利用・提供が可能となれば、評価対象者が適性評価制度自体に対して不信感・不安感を抱くおそれがあることは前述のとおりであり、適合事業者及び派遣元事業者においてもこれを慎重に取り扱う必要がある。このため、本項では、適合事業者や派遣元事業主が適性評価の結果等を特定秘密の保護以外の目的のために利用・提供することを禁止している。

第17条　権限又は事務の委任

（権限又は事務の委任）
第十七条　行政機関の長は、政令（内閣の所轄の下に置かれる機関及び会計検査院にあっては、当該機関の命令）で定めるところにより、この章に定める権限又は事務を当該行政機関の職員に委任することができる。

1　趣旨

本条は、行政機関の長は、第５章に定める権限又は事務を当該行政機関の職員に委任することができる旨を定めるものである。

2　内容

本条は、適性評価の効率的な実施を図るため、行政機関の長の適性評価に関する権限又は事務を当該行政機関の職員に委任することができることとするものである。

なお、内閣の所轄の下に置かれる機関である人事院及び会計検査院については、政令ではなく当該機関の命令（人事院規則、会計検査院規則）で委任を受ける職員の範囲が定められる。

行政機関の長が、当該行政機関の職員に委任することができる権限又は事務とは以下のとおりである。本条の規定により委任を受けた職員は、自らの名によって受任した権限又は事務を行うことになる。

(1)　権限

当該行政機関の職員に評価対象者若しくは評価対象者の知人その他の関係者に質問させ、若しくは評価対象者に対し資料の提出を求めさせ、又は公務所若しくは公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めること（第12条第４項）

(2)　事務

○　適性評価を実施すること（第12条第１項）
○　適性評価を実施するに当たり本法に規定する調査事項について調査を行うこと（第12条第２項）
○　適性評価を実施するに当たり本法に規定する調査事項について調査を行うことなどを評価対象者に対し告知した上で、その同意を得ること（第12条第３項）
○　適性評価の結果を評価対象者に対し通知すること（第13条第１項）
○　適合事業者の従業者に対して適性評価を実施したときはその結果を、当該従業者が同意をしなかったことにより適性評価が実施されなかったときはその旨を、それぞれ当該適合事業者に対し通知すること（第13

条第２項）

○　評価対象者に対し特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められなかった旨を通知するとき、当該おそれがないと認められなかった理由を通知すること（第13条第４項）

○　苦情の申出を受けたとき、これを誠実に処理し、処理の結果を苦情の申出をした者に通知すること（第14条第２項）

第６章

雑則
（第 18 条－第 22 条）

第 18 条　特定秘密の指定等の運用基準等

（特定秘密の指定等の運用基準等）
第十八条　政府は、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し、統一的な運用を図るための基準を定めるものとする。
2　内閣総理大臣は、前項の基準を定め、又はこれを変更しようとするときは、我が国の安全保障に関する情報の保護、行政機関等の保有する情報の公開、公文書等の管理等に関し優れた識見を有する者の意見を聴いた上で、その案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
3　内閣総理大臣は、毎年、第一項の基準に基づく特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況を前項に規定する者に報告し、その意見を聴かなければならない。
4　内閣総理大臣は、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関し、その適正を確保するため、第一項の基準に基づいて、内閣を代表して行政各部を指揮監督するものとする。この場合において、内閣総理大臣は、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施が当該基準に従って行われていることを確保するため、必要があると認めるときは、行政機関の長（会計検査院を除く。）に対し、特定秘密である情報を含む資料の提出及び説明を求め、並びに特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施について改善すべき旨の指示をすることができる。

1　趣旨

本条は、政府が、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し、統一的な運用を図るための基準を定めること等について定めるものである。

なお、第 18 条第 1 項及び第 2 項（変更に係る部分を除く。）は、附則第 1 条により、本法の公布の日（平成 25 年 12 月 13 日）から施行されている。

2　内容

(1)　第 1 項「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し、統一的な運用を図るための基準を定める」

特定秘密の指定と解除は、本法に規定する要件に基づき行われることとなり、また、適性評価についても、本法に規定する調査事項について、本法に規定する手続を経て行われる。しかしながら、特定秘密の指定と解除、適性評価は、各行政機関が行うこととされていることから、基準を定めることにより、政府一体となって統一的な運用を図ることが求められる。また、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施については、特定

秘密の保護のみならず、国民の知る権利及びその保障に資する報道又は取材の自由、政府の有するその諸活動を国民に説明する責務、適性評価の評価対象者のプライバシーの保護などの観点からも特に重要であるため、本法においては、その統一的な運用を図るため、政府が基準（以下「運用基準」という。）を定めることとしている。

⑵　第２項「我が国の安全保障に関する情報の保護、行政機関等の保有する情報の公開、公文書等の管理等に関し優れた識見を有する者の意見を聴いた上で、」

⑴の運用基準の重要性に鑑み、これを定め、又はこれを変更しようとするときは、我が国の安全保障に関する情報の保護、行政機関等の保有する情報の公開、公文書等の管理等に関し優れた識見を有する者、すなわちこれら各分野の外部の有識者の意見を聴くこととしたものである。

内閣総理大臣が外部の有識者の意見を聴く場として、「情報保全諮問会議」を開催することとされ（「情報保全諮問会議の開催について」平成26年１月 14 日内閣総理大臣決裁）、その第１回会合が、平成 26 年１月 17 日に開催された。

⑶　第２項「その案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。」

衆議院における与野党協議の結果、内閣総理大臣が運用基準案を作成し、閣議の決定を求めなければならないこと（政府原案では、運用基準は、政府が作成することとしていた）と修正された。

【政府原案】
（特定秘密の指定等の運用基準）
第十八条　政府は、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し、統一的な運用を図るための基準を定めるものとする。
２　（略）

⑷　第３項及び第４項

衆議院における与野党協議の結果、

○　内閣総理大臣は、毎年、特定秘密の指定等の実施状況を有識者に報告し、その意見を聴かなければならないこと

○　内閣総理大臣は、運用基準に基づいて行政各部を指揮監督し、必要があると認めるときは、行政機関の長に対し、特定秘密の提出等を求め、特定秘密の指定等について改善すべき旨の指示をすることができること

が追加された。

なお、内閣総理大臣は、内閣法第６条により、閣議にかけて決定した方針に基づいて、行政各部を指揮監督することとされているところ、第４項

の行政各部に対する指揮監督は、閣議の決定を経た運用基準に基づいて行われることとなる。

国会審議において、第４項に基づき、特定秘密の指定・解除等について、内閣総理大臣がチェック機関としての役割を果たすことに資する組織として、閣議決定により、内閣官房にインテリジェンスコミュニティーの事務次官級を中核とする、保全監視委員会（仮称）を、本法の施行までに設置することとしている。

【平成25年12月4日　参・国家安全保障に関する特別委員会】

○佐藤正久君　（略）その有識者会議の意見を踏まえて、総理は、特定秘密の指定、解除等が基準に従って行われていることを確保するため、特定秘密の指定等について改善すべき旨の指示をすることができるとなっておりますが、このチェックの実効性、これを確保するためにどのような措置を講ずるお考えか聞きたいと思います。よろしくお願いします。

○内閣総理大臣（安倍晋三君）　そこは極めて重要な点だろうと、このように思うわけでございます。

まず、先ほど申し上げましたこの情報保全諮問会議、まずは専門家の皆さん、有識者の皆さんがしっかりと秘密の指定、そして解除、管理等についてルールを決めるわけでございます。そして、この情報保全諮問会議、仮称ではありますが、そこに総理大臣はしっかりと毎年毎年これを報告をするわけであります。（略）

そこで、この諮問会議にしっかりと毎年毎年報告をし、その上で、この諮問会議が意見を付して、内閣が国会に毎年報告するわけであります。これは今までにはなかったルールであります。

こういうことをしっかりとやっていくことによってまさにチェックがしっかりと利いていくということになるわけでありますが、同時に、そのために、このチェックをしていく上において、特定秘密の指定、解除等について内閣総理大臣がチェック機関としての役割を果たすことに資する組織として、米国省庁間上訴委員会を参考としつつ、閣議決定により、内閣官房にインテリジェンスコミュニティーの事務次官級を中核とする、仮称ではありますが、保全監視委員会を本法案の施行までに設置をいたします。

保全監視委員会では、具体的には、各行政機関による特定秘密の指定、解除の状況や適性評価の実施状況についてチェックすることなどを想定しているところでございます。（発言する者あり）

○佐藤正久君　それと同時に関心が高いのが、衆議院の委員会でも

ありました、米国の情報保全監督局のような新たな第三者的機関を設置すべきとの考えを総理は披露されました。

設けるとすれば、どのような機関をイメージされて、いつまでに、例えばこの法律の施行までに設ける考えなのか、それについてお考えを、第三者的機関についてお考えをお願いします。

○内閣総理大臣（安倍晋三君）　ただいま申し上げましたように、まさにこれはしっかりと第三者機関、第三者的機関がチェックをする。このチェックをしていく上において、そして国会との関係もあるわけでございます。最初、繰り返しになりますが、まず初めには、指定あるいは解除の規則等については、専門家の意見を反映させてその規則を作るわけであります。現在ではその規則はありません。しかし、今度この法律が施行されれば、その規則をしっかりと実施される前に作っていくということでございます。

その上において、保全監視委員会がまさに総理大臣がチェックするための機能を果たすわけでございまして、その上で、チェックをしたものについて総理大臣が更にその報告を受け、そしてそれを先ほど申し上げました情報保全諮問会議に報告をし、そして諮問会議が意見を付して国会に報告をすると、こういうことになっているわけでございまして、我々としては、しっかりと法律が施行されるまでにそうしたものをつくっていく考えでございます。

第19条　国会への報告等

（国会への報告等）
第十九条　政府は、毎年、前条第三項の意見を付して、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について国会に報告するとともに、公表するものとする。

1　趣旨

本条は、政府が毎年、第18条第3項の有識者の意見を付して、特定秘密の指定及び解除並びに適性評価の実施の状況について国会に報告し、公表するものとすることを定めるものである。

2　内容

本条は、衆議院における与野党協議により追加されたものである。

第18条第3項が、内閣総理大臣は、毎年、第一項の基準に基づく特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況を有識者に報告し、その意見を聴かなければならない旨規定し、本法の運用状況を外部の有識者が監視することとしているところ、本条は、特定秘密の指定・解除等について、これに対する有識者の意見を含め、国会に報告することにより、本法の運用状況について、国会の関与を明らかにし、民主的統制を確保することとしている。

第 20 条　関係行政機関の協力

（関係行政機関の協力）
第二十条　関係行政機関の長は、特定秘密の指定、適性評価の実施その他この法律の規定により講ずることとされる措置に関し、我が国の安全保障に関する情報のうち特に秘匿することが必要であるものの漏えいを防止するため、相互に協力するものとする。

1　趣旨

本条は、関係行政機関の長が、本法の規定により講ずることとされる措置に関し、相互に協力するものとすることを定めるものである。

2　内容

(1)　「関係行政機関の長は、特定秘密の指定、適性評価の実施その他この法律の規定により講ずることとされる措置に関し（中略）相互に協力するものとする」

本法では、特定秘密の指定と解除、適性評価の実施は各行政機関の長が実施することとしているが、各行政機関における統一的な運用を図るため、第 18 条第１項において運用基準を定めることとしている。また、本法では、行政機関の長は、自ら保有する特定秘密を安全保障上の必要から他の行政機関に提供する旨の規定が置かれている。しかしながら、行政機関の長が他の行政機関と関係する場合は、これらに尽きるものではないため、関係行政機関の長は、特定秘密の指定、適性評価の実施その他この法律の規定により講ずることとされる措置に関し、相互に協力するものとした。具体的には、ある行政機関が、他の行政機関の所掌事務に係る情報であって、特定秘密として保護すべきではないかと思われるものを入手した場合（第３条第１項に関する解説２(3)ア参照）や、ある行政機関において特定秘密の取扱いの業務に従事していた職員が、他の行政機関に出向し、当該他の行政機関においても特定秘密の取扱いの業務に従事することとなるため、当該他の行政機関の長が適性評価を実施する場合等における協力が想定される。

(2)　「我が国の安全保障に関する情報のうち特に秘匿することが必要であるものの漏えいを防止するため」

第１条の「我が国の安全保障（中略）に関する情報のうち特に秘匿することが必要であるもの（中略）の漏えいの防止を図り」と同義であり、関係行政機関の長は、本法の目的を達成するため相互に協力すべきものであることを示したものである。

第 21 条　政令への委任

（政令への委任） 第二十一条　この法律に定めるもののほか、この法律の実施のための手続その他この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

1　趣旨

本条は、本法各条に委任規定を持たない事項であって本法の実施に必要なものについて、政令で定めることを規定するものである。

2　内容

政令には、法律の具体的な委任に基づいてその委任の範囲内で法律の所管事項を定める委任命令と、法律の規定を実施するために必要な事項を定める実施命令があるが、本条は、本法に関する実施命令について規定したものである。

本法の規定を実施するために必要な事項としては、各条ごとの必要性から当該条文に政令への委任を明記しているもの以外にも、法全体の実施に関する事項であって政令で定めるべきものがあり得ることから、本条を置いたものである。

第 22 条　この法律の解釈適用

（この法律の解釈適用）
第二十二条　この法律の適用に当たっては、これを拡張して解釈して、国民の基本的人権を不当に侵害するようなことがあってはならず、国民の知る権利の保障に資する報道又は取材の自由に十分に配慮しなければならない。
2　出版又は報道の業務に従事する者の取材行為については、専ら公益を図る目的を有し、かつ、法令違反又は著しく不当な方法によるものと認められない限りは、これを正当な業務による行為とするものとする。

1　趣旨

本条は、本法の拡張解釈を禁止し、また、国民の知る権利の保障に資する報道又は取材の自由に十分に配慮しなければならないこととするとともに、出版又は報道の業務に従事する者の取材行為は、法令違反等と認められない限りは、正当な業務行為とすることを規定し、本法の解釈適用の準則を示すものである。

2　内容

(1)　第１項「この法律の適用に当たっては、これを拡張して解釈して、国民の基本的人権を不当に侵害するようなことがあってはならず」

本法では、秘密の指定、適性評価制度及び罰則について、適切な運用の確保を図るために必要な制度設計を行っているものの、個々の特定秘密そのものを条文に規定することは不可能であり、罰則についても、漏えいの教唆や不正取得罪は、一定の要件を充たす場合は、行政機関や適合事業者以外の者も処罰対象になり得、更に適性評価制度は新たに導入されるものであることから、MDA 秘密保護法第７条と同様の規定を本法に置き、政府として本法の適切な運用に万全を期すべきことを明らかにすることとしたものである。

(2)　第１項「この法律の適用に当たっては（中略）国民の知る権利の保障に資する報道又は取材の自由に十分に配慮しなければならない」

本法は、

○　その漏えいが我が国の安全保障に著しく支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要である事項を特定秘密として指定し、厳正な保全措置を講ずること

○　特定秘密の漏えいの教唆罪や特定秘密を欺罔等により取得する行為を処罰することとしていること

などから、本法は、国民の権利利益の中でも、「国民の知る権利」と「報道の自由」との関係で緊張関係が生じる可能性がある。特に、「報道の自由」は、「報道機関の報道は、民主主義社会において、国民が国政に関与するにつき、重要な判断の資料を提供し、国民の「知る権利」に奉仕するものである。したがって、思想の表明の自由とならんで、事実の報道の自由は、表現の自由を規定した憲法21条の保障のもとにあることはいうまでもない」（最高裁昭和44年11月26日大法廷決定）とされ、国会においても、「真実を報道することは憲法21条で認める表現の自由に属する」（昭和47年4月5日衆議院予算委員会における高辻正巳内閣法制局長官）と答弁されており、報道の自由は憲法第21条の表現の自由の一環として位置付けられている。したがって、本法の罰則が拡張して解釈され、政府の保有する様々な情報を入手しようとする報道機関の正当な活動が制限されるようなことは許されるものではない。このため、本法には、「この法律の適用に当たっては、これを拡張して解釈して、国民の基本的人権を不当に侵害するようなことがあってはならず、国民の知る権利の保障に資する報道又は取材の自由に十分に配慮しなければならない。」と特に明記している。

⑶　第２項「出版又は報道の業務に従事する者の取材行為」

「報道の業務に従事する者」とは、不特定かつ多数の者に対して客観的事実を事実として知らせることや、これに基づいて意見又は見解を述べることを職業その他社会生活上の地位に基づき、継続して行う者をいう。具体的には、放送機関、新聞社、通信社、雑誌社の記者に限られず、個人のフリーランスの記者もこれに含まれる。フリーランスのネット配信事業者、外国の通信社の従業員も、通常、「報道」に該当する。また、出版とは、文書・図画を印刷してこれを販売・頒布することをいい、出版社は、報道機関に含まれる。

団体等の機関誌の発行については、限定した会員等のみに配布される機関誌等は「不特定」とはみられないが、名目は「会員制」となっていても、加入や脱退が自由であり、会員としての資格が当該機関誌等の購読のみによるような場合については、実際上は不特定の者への頒布であると考えられることから、「報道」に該当するものと考えられる。

⑷　第２項「専ら公益を図る目的を有し、かつ、法令違反又は著しく不当な方法によるものと認められない限りは、これを正当な業務による行為とするものとする」

報道機関による通常の取材行為は、本法の処罰対象となるものではない。このことは、「報道機関が公務員に対し根気強く執拗に説得ないし要請を続けることは、それが真に報道の目的からでたものであり、その手段・方

法が法秩序全体の精神に照らし相当なものとして社会観念上是認されるものである限りは、実質的に違法性を欠き正当な業務行為」であるとされている最高裁決定(外務省秘密漏えい事件最高裁決定(昭和53年5月31日))からも明らかである。

本法では、こうした最高裁決定の趣旨を踏まえ、出版又は報道の業務に従事する者の取材行為については、「専ら公益を図る目的を有し、かつ、法令違反又は著しく不当な方法によるものと認められない限り」、すなわち通常の取材行為である限りは、刑法第35条の正当な業務による行為に該当し、処罰対象とならないことを、より明確に規定している。

例えば、報道関係者による、①夜討ち朝駆け、②複数回、頻繁にわたるメール、電話、直接の接触、③個人的関係などに伴うコミュニケーション又は飲食、④たまたま入室可能な状態となっていた部屋に入り、閲覧可能となっている状態のパソコン画面あるいは紙媒体の特定秘密を閲覧、⑤裏向きで机上に放置されている情報を裏返して閲覧、写真撮影を行うこと、⑥省エネモードになっているパソコンをワンタッチすることで起動して、パスワード等の設定されていないデータを閲覧、⑦特定秘密取扱業務者の関係者及び周辺者に対する取材、⑧特定秘密取扱業務者に関係の深い部局担当者への取材、⑨特定秘密を知得しているであろう政治家への取材、⑩特定秘密取扱業務者の家族への取材、⑪適合事業者への取材等は、処罰対象とはならない（平成25年年11月12日衆・国家安全保障に関する特別委員会における森国務大臣答弁。）。

第７章

罰則
（第 23 条ー第 27 条）

第 23 条　漏えい罪

第二十三条　特定秘密の取扱いの業務に従事する者がその業務により知得した特定秘密を漏らしたときは、十年以下の懲役に処し、又は情状により十年以下の懲役及び千万円以下の罰金に処する。特定秘密の取扱いの業務に従事しなくなった後においても、同様とする。 2　第四条第五項、第九条、第十条又は第十八条第四項後段の規定により提供された特定秘密について、当該提供の目的である業務により当該特定秘密を知得した者がこれを漏らしたときは、五年以下の懲役に処し、又は情状により五年以下の懲役及び五百万円以下の罰金に処する。第十条第一項第一号ロに規定する場合において提示された特定秘密について、当該特定秘密の提示を受けた者がこれを漏らしたときも、同様とする。 3　前二項の罪の未遂は、罰する。 4　過失により第一項の罪を犯した者は、二年以下の禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。 5　過失により第二項の罪を犯した者は、一年以下の禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。

1　趣旨

本条は、特定秘密の取扱いの業務に従事する者（以下「取扱業務者」という。）及び取扱業務者以外の者であって、第４条第５項、第９条、第 10 条又は第 18 条第４項後段の規定により提供された特定秘密を当該提供の目的である業務により知得したもの（以下「業務知得者」という。）による故意の漏えい、同未遂及び過失による漏えいを処罰するものである。

なお、本法と国家公務員法等の他の法律の罰則の比較については、別添３参照。

2　内容

(1)　特定秘密の漏えいの処罰についての基本的な考え方

犯罪は、社会生活上の利益を侵害するために何らかの強制措置を必要とする高度に有害な行為であるが、刑法においては、高度に有害な行為のうち刑罰という制裁に相当する性質を有するものだけを対象とする（大谷實「刑法講義総論」新版第４版 73 頁）。また、このような当罰的行為は違法で有責な行為をいうが、当罰的な行為がすべて犯罪として処罰できるのではなく、国家は、謙抑主義の要請から、当罰的行為のうち真に処罰の必要のある行為のみを抽出して犯罪とし、これに刑罰を科すのである（刑法講義総論 73・74 頁）から、犯罪の重さの程度は違法の程度と責任非難の程度

によって決定されることになる。ここでいう違法とは、法秩序に違反することをいい、責任とは行為者の非難が可能であるという行為の性質をいう（刑法講義総論73頁）。このように犯罪の重さは、違法の程度と責任非難の程度によって決定されることになるから、科しうる刑の範囲についても違法の程度と責任非難の程度の両者を考慮して決定すべきことになる。

この責任非難の程度については、より具体的に、一定の法的義務の違反と捉えられるべきものもあるとも解されている（大塚仁ほか編「大コンメンタール刑法」（以下「大コンメ」という。）第2版第2巻12頁）。本法においても、取扱業務者、業務知得者及びこれらいずれにも該当しない知得者の間では、特定秘密の保護に関して負う法的義務が異なるため、特定秘密を知得した者について、処罰の有無と処罰する場合の法定刑に差異を設けている。

⑵　他罪との関係

行政機関又は都道府県警察の職員が特定秘密を故意に漏えいした場合、本項又は第2項の漏えい罪が成立するほか、国家公務員法等の守秘義務違反罪が成立することがあるところ、その場合、両者は観念的競合（刑法第54条第1項前段）として処断されることになる。

⑶　第1項

ア　「特定秘密の取扱いの業務に従事する者」

第5条第1項に関する解説2(3)で述べた「特定秘密の取扱いの業務」に従事する者であり、具体的には、

○　特定秘密の指定をした行政機関の長及び当該行政機関の職員

○　第6条第1項に基づき特定秘密の提供を受けた行政機関の長及び当該行政機関の職員

○　第5条第2項の通知を受け、又は第7条第1項に基づき特定秘密の提供を受けた都道府県警察の都道府県公安委員会の委員、警察本部長及び職員

○　第5条第4項に基づき特定秘密を保有し、又は第8条第1項に基づき特定秘密の提供を受けた適合事業者の従業者

であって、特定秘密の取扱いの業務に従事するものである。

取扱業務者は、特定秘密を我が国の安全保障上の必要により取り扱うものであることから、特定秘密を厳格に保全することがその職務上特に強く求められる。したがって、取扱業務者による特定秘密の漏えいは、他の者による場合と比べ、法的非難が大きく、最も重い法定刑（下記エ参照）を科すこととしている。

イ　「知得した」

MDA 秘密保護法に規定する「知得」と同義であり、無形的な事項すなわちある事実又は情報を知っている状態をいう（町田充「防衛秘密保護法解説」50 頁）。

ウ　「漏らした」

MDA 秘密保護法に規定する「漏らす」と同義であり、特定秘密たる情報を口頭、電話、放送等により告知し、若しくは文書、図画、電信等によって伝達し、又は特定秘密たる情報を含む文書、図画、物件を交付することであり、相手方をして了知させることを必要とせず、知り得る状態に置いたことをもって足りる（防衛秘密保護法解説 46 頁）。

エ　「十年以下の懲役に処し、又は情状により十年以下の懲役及び千万円以下の罰金に処する」

特別防衛秘密を取り扱うことを業務とする者による故意の漏えい罪（MDA 秘密保護法第３条第１項第３号）及び営業秘密の故意の開示等の罪（不正競争防止法（平成５年法律第 47 号）第 21 条第１項第４号ないし第６号）の法定刑がいずれも 10 年以下の懲役であることとのバランスに鑑み、取扱業務者による故意の漏えい罪の法定刑も 10 年以下の懲役とすることとしている。

この点、改正前の自衛隊法は、漏えいがもたらす影響として、自衛隊の任務遂行への支障といういわば中間的な段階に着目し、同法の他の罰則とのバランスも考慮して防衛秘密を取り扱うことを業務とする者による漏えい罪の法定刑を５年以下の懲役としているが、本法は、国及び国民の安全の確保に対する脅威という漏えい行為の本質的な性格に着目するものであり、その結果として改正前の自衛隊法と異なる法定刑を定めることに合理性は認められると考えられる。

また、過去の秘密漏えい事案においては金銭的対価を伴うものが少なくないため、罰金刑を任意的に併科することとし、現行法上 10 年以下の懲役に対する選択的併科刑としての罰金刑は 1,000 万円以下とするのが最も一般的であることから、本法もそれに倣うこととしている。

オ　「特定秘密の取扱いの業務に従事しなくなった後においても、同様とする」

本法の罰則の目的は、取扱業務者又は業務知得者から特定秘密が流出することを阻止することにあり、いったん本法に基づき業務により特定秘密を知得してその保全下に置いた者であれば、その後の漏えい行為はたとえそれが当該業務を離れた後のものであっても本法により処罰すべきであるため、そのような漏えい行為を処罰することとしている。

他方、行政機関若しくは都道府県警察の職員又は適合事業者の従業者が業務によりある情報を知得した後に当該業務を離れ、又は退職し、その後に当該情報に対して特定秘密の指定があった場合、当該者は一度も取扱業務者又は業務知得者として当該特定秘密をその保全下に置いていないため、その後の漏えい行為は本法による処罰の対象とはならない。ただし、この場合、特定秘密の指定はなくても、国家公務員法等の秘密に該当しているときは、行政機関又は都道府県警察の職員による漏えい行為は、国家公務員法等により処罰され得る。

(4) 第２項

ア 「第四条第五項、第九条、第十条又は第十八条第四項後段の規定により提供された特定秘密について、当該提供の目的である業務により当該特定秘密を知得した者」

取扱業務者以外の者であって、本法に基づき提供された特定秘密を当該提供の目的である業務により知得したものである。すなわち、ここでいう提供は、

○ 行政機関の長が、指定の有効期間を通じて三十年を超えて延長することについて内閣の承認を得ようとする場合において、内閣に当該特定秘密を提示するとき（第４条第５項）

○ 行政機関の長が、外国の政府等に特定秘密を提供する場合（第９条）

○ 行政機関の長、警察本部長又は適合事業者が、安全保障上の必要以外の公益上の必要により特定秘密を提供する場合（第 10 条）

○ 行政機関の長が、内閣総理大臣の求めに応じ、特定秘密である情報を含む資料の提出をする場合（第 18 条第４項後段）

における特定秘密の提供である。

これらの業務知得者が漏えいした場合であっても、特定秘密の性質から、我が国の安全保障に与える影響は取扱業務者による漏えいと異なるところはない。他方、法的非難の程度については、これらの者も、保護措置を講ずると認められる場合に限って特定秘密の提供を受けることができ、これを保護する義務を有するものの、取扱業務者については本法に規定される保護のための厳格な措置を講ずることが求められることを始め、平素の業務において常に特定秘密を保護する義務を有するのに対し、業務知得者は、特定秘密の提供を受けることにより初めて、その保護義務を負うこととなるのであるから、これを漏えいした場合の法的非難は低いものと言わざるを得ない。したがって、業務知得者が特定秘密を漏えいした場合については、国家公務員法等の一般的な守秘義務（そ

の違反に対する罰則は１年以下の懲役等）よりも重い法定刑を科すものの、取扱業務者よりも軽い法定刑（下記ウ参照）を科すこととした。

なお、改正前の自衛隊法においては、防衛秘密を取り扱うことを業務とする者以外の者による漏えい行為を処罰の対象としていない。しかしながら、防衛省・自衛隊の秘密を保護するために同省を中心とした秘密保護について定めた防衛秘密制度とは異なり、本法は、我が国の安全保障に関する情報のうち特に秘匿することが必要であるものについて、その取扱いについての政府の共通のルールを定めるものであり、取扱業務者以外の者が特定秘密を知得することとなる場合も含め、特定秘密を保有する行政機関の長等がこれを提供できる場合を規定するとともに、提供された特定秘密の保護措置を講ずべきことを定めている。したがって、取扱業務者以外にも、本法に基づき業務により特定秘密を知得する者がいるのであれば、それらの者による漏えい行為も本法の処罰対象とすることが適当であり、業務知得者を処罰対象としている。

イ　「知得した」及び「漏らした」

上記⑶イ及びウ参照。

ウ　「五年以下の懲役に処し、又は情状により五年以下の懲役及び五百万円以下の罰金に処する」

自由刑については、取扱業務者による故意の漏えい罪の法定刑を 10 年以下の懲役としたことを踏まえ、MDA 秘密保護法とのバランスに鑑み、５年以下の懲役とすることとしている。

罰金刑については、現行法上５年以下の懲役に対する選択的併科刑としての罰金刑は 500 万円以下とするのが最も一般的であることから、本法もそれに倣うこととしている。

エ　「第十条第一項第一号ロに規定する場合において提示された特定秘密について、当該特定秘密の提示を受けた者がこれを漏らしたときも、同様とする」

第 10 条第１項第１号は、「特定秘密の提供を受ける者」の「業務」に必要があると認められる場合であって特定秘密の提供を受けるときについて定めているところ、同号ロの規定に基づき提供を受ける者は捜査を行う警察等の捜査機関又は公訴の維持を担当する検察であり、裁判所が直接提供を受けることはない。しかしながら、当該特定秘密を検察官が刑事訴訟法第316条の27第１項の規定により裁判所に提示することがあるところ、これにより提示された特定秘密を知得した裁判官及び裁判所職員による漏えい行為についても本法の処罰対象とすることが必要であることに変わりなく、これらの者を処罰対象としたものである。

オ　業務に従事しなくなった後の処罰について

本項には、第１項の「特定秘密の取扱いの業務に従事しなくなった後においても、同様とする」に相当する規定を置いていないが、これは、本項では、漏えい行為の主体を「当該提供の目的である業務に従事する者」とせず、「当該提供の目的である業務により当該特定秘密を知得した者」と規定しており、当該者が当該業務に従事しなくなった後に漏えいをした場合にも処罰されることが明らかであり、そのような場合の処罰について別途規定する必要がないためである。

(5)　第３項

国家公務員法では秘密の漏えい行為の未遂は処罰対象とされていないが、本法では、故意の漏えい行為の未遂は、特定秘密の漏えいの危険を現実化させる悪質性の高い行為であり、処罰対象とすることが適当であるため、これを罰することとしている。

「未遂」とは、漏えいの実行に着手したが、相手方に知り得る状態に至らなかった場合であり、この実行の着手時期については、行為の様態や客体等を踏まえ、個別具体的な事例に則して判断する必要があるが、例えば、特定秘密を記録した文書を郵送のため投函したものの、直後に検挙されて当該文書が相手方に到達しなかった場合などが想定される。

(6)　第４項

取扱業務者による過失漏えいを罰するものである。

特定秘密の性格に照らせば、過失による漏えいであっても、我が国及び国民の安全の確保に大きな影響を及ぼすことは、故意による場合と変わりがない。そして、本法に基づき業務により特定秘密を知得した者は、その業務に応じ、特定秘密を厳格に保護し漏えいを防ぐ責任を有していると考えられるから、国家公務員法では過失による秘密の漏えいは処罰対象とされていないが、本法では、このような者に対して、漏えいを防ぐ注意義務を認め、過失による漏えいを処罰することとしている。

「過失により」とは、漏えいの認識又は認容のないまま不注意により一定の作為・不作為を行い、漏えいの結果を引き起こした場合であり、例えば、不注意により特定秘密であることを失念して当該特定秘密に係る情報を自己以外の者に告知した場合、特定秘密が記録された文書を公園のベンチに置き忘れ、自己以外の者が知得するに至った場合などが想定される。

法定刑のうち自由刑については、取扱業務者による故意の漏えい罪の法定刑を10年以下の懲役としたことを踏まえ、MDA秘密保護法におけるバランスを参考にして、５年以下の懲役とすることとしている。

罰金刑については、現行法上５年以下の懲役に対する選択的併科刑とし

ての罰金刑は500万円以下とするのが最も一般的であることから、本法もそれに倣うこととしている。

(7) 第５項

業務知得者による過失漏えいを罰するものである。

当該行為を処罰対象とすること及び「過失により」の意義については上記(6)参照。

法定刑のうち自由刑については、取扱業務者による過失漏えい罪の法定刑を２年以下の禁錮としたことを踏まえ、MDA 秘密保護法とのバランスに鑑み、１年以下の禁錮とすることとしている。

罰金刑については、１年以下の禁錮に対する選択刑としての罰金額は、現行法上30万円以下とするのが最も一般的であることから、本法もそれに倣うこととしている。

(8) その他の者の処罰について

以上に対して、本法では、例えば、正当な取材活動、特定秘密が記録された文書等が含まれた物件の拾得等により特定秘密を知得した者については、漏えいの処罰の対象としていない。そもそも、これらの者が特定秘密にふれるのは、取扱業務者又は業務知得者が特定秘密を故意又は過失により漏えいしたとき等の例外的な場合に限られ、これにふれた者が、提供者と同様に特定秘密の保護を行うことを前提にこれを知得したものとは言えないことから、その者に守秘義務（保護のための法的義務）を課すことはできず、したがって、その者による更なる漏えい行為を法的非難の対象として処罰することとはしない。もっとも、これらの者が特定秘密を不正に入手した場合には、これを提供した公務員に対する漏えいの教唆罪又はその手段によっては不正取得罪が成立し得、また、本法においては、取扱業務者及び業務知得者による漏えいについても処罰されることから、その段階において特定秘密の漏えいを抑止することができるものと考えられる。

第 24 条　不正取得罪

第二十四条　外国の利益若しくは自己の不正の利益を図り、又は我が国の安全若しくは国民の生命若しくは身体を害すべき用途に供する目的で、人を欺き、人に暴行を加え、若しくは人を脅迫する行為により、又は財物の窃取若しくは損壊、施設への侵入、有線電気通信の傍受、不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）その他の特定秘密を保有する者の管理を害する行為により、特定秘密を取得した者は、十年以下の懲役に処し、又は情状により十年以下の懲役及び千万円以下の罰金に処する。 2　前項の罪の未遂は、罰する。 3　前二項の規定は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用を妨げない。

1　趣旨

本条は、外国の利益若しくは自己の不正の利益を図り、又は我が国の安全若しくは国民の生命若しくは身体を害すべき用途に供する目的で、本条に定める不正な方法により特定秘密を取得した者を処罰するものである。

2　内容

(1)　不正取得の処罰についての基本的な考え方

特定秘密の保全状態からの流出には、取扱業務者又は業務知得者による漏えい行為の処罰では抑止できない取得行為を原因とする場合がある。

まず、取扱業務者等に対する欺罔により適法な伝達と誤信させ、あるいは暴行・脅迫によりその反抗を抑圧して特定秘密を取得する場合には、働き掛けの対象となった取扱業務者等には漏えいの故意がないなど、漏えい行為の処罰が困難な場合がある。また、財物の窃取、不正アクセス又は特定秘密の管理場所への侵入等、管理を害する行為を手段として特定秘密を直接取得する場合には、漏えい行為が介在しないため、漏えい行為の処罰ではこれを抑止できない。

これらの不正取得行為は、国家公務員法では処罰対象とされていないが、特定秘密を保全状態から流出させる点で、違法の程度が取扱業務者又は業務知得者による漏えい行為と同様であると認められる行為であり、取扱業務者又は業務知得者によるものでないということのみをもって処罰の対象とならないとすれば、特定秘密の保護を目的とする本法の趣旨を損ねることになる。

なお、改正前の自衛隊法における防衛秘密については、外部者による不正取得行為を処罰の対象としていないが、自衛隊内部の規律を直接的な目的としている自衛隊法とは異なり、本法は特定秘密の漏えいの防止を目的としていることから、その保全状態を脅かす外部者による不正取得行為も処罰の対象とすることが適当であると考えられる。

⑵　第１項

ア　「外国の利益若しくは自己の不正の利益を図り、又は我が国の安全若しくは国民の生命若しくは身体を害すべき用途に供する目的で」

衆議院における与野党協議により追加され、不正取得行為の目的を限定することとされた。これにより、例えば、真に報道目的で不正取得行為を行ったとしても本条では処罰されないこととなった。

【平成25年11月29日　参・国家安全保障に関する特別委員会】

○仁比聡平君　もう一つ、その修正案にかかわって、今日会議録をもう一回読んで問題があればまた伺いますから、ちょっと別の点で伺いたいんですけど、刑罰適用の関係なんですよ。二十四条、新しい、これによって不正取得罪が目的犯とされたわけですよね。この目的犯の目的が「外国の利益若しくは自己の不正の利益を図り、又は我が国の安全若しくは国民の生命若しくは身体を害すべき用途に供する目的」というふうになっているんですが、これ、一体どういう意味なんですかね。

先ほど、前の質疑で、スパイ防止を目的とするというふうに森大臣答弁されたんですが、それならそう書きゃいいんだけど、そう書いていないでしょう。どういう目的なんですか、これ、構成要件の意味というのは。

○衆議院議員（大口善徳君）　スパイ等の目的ということですね。それで、これは修正協議で維新の会さんの方から、やはりこのスパイ目的のあるものについてはもうしっかり罰すべきだと、こういう御提案があったんですよ。要するに、国際社会の標準からすると、外国の利益を得る目的という場合は、この手段が、取得行為自体が違法でない場合においてもスパイ目的であれば、特定秘密を取得した場合これはもう罰すべきだと、これがまあ一つの世界標準だと、こういうお話があったんです。

ただ、私どもは、そうではなくて、それでは、これ逆提案なんですが、もうこの取得行為につきましてはスパイ等の目的がなければもう罰しないと。ですから、手段が、例えば暴行であればこれは暴行罪、傷害罪、それから施設への侵入だとこれは住居侵入

罪、あるいは不正アクセスの場合ですと不正アクセス防止法違反と、こういうふうに手段でもう罰すればいいと。ですから、こういう目的がなければ、その取得行為についてですね、たとえ違法な取得行為であってもこれは罰しない。その違法な手段において、ただ住居侵入とか器物損壊とかそういうもので罰しようと、こういう形で、目的犯という形で絞らせていただいたわけです。

それで、外国の利益若しくは自己の不正の利益を図り、又は我が国の安全若しくは国民の生命若しくは身体を害すべき用途の目的という形で、違法目的に絞ってこの取得行為というものを限定をさせていただいたわけでございます。

○仁比聡平君　限定したって何かしきりにおっしゃるんですけど、この「害すべき用途に供する」ってどういう意味なんですか。

○衆議院議員（大口善徳君）　ですから、特定秘密のこの情報を、例えば外国の利益を図るという場合は外国にその利益を提供すると、あるいは、自己の不正な利益ということはその特定秘密のその情報というものを自分の利益を図るために提供すると、こういうような目的ですね。

ですから、逆に言えば、報道目的等のために違法な手段でやった場合は罰せられないということです、この取得行為ではね。

イ　「人を欺き（中略）その他の特定秘密を保有する者の管理を害する行為」

本項の不正取得行為の規定ぶりについては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号法」という。）第 70 条の個人番号を保有する者の管理を害する行為により個人番号を取得した者に対する罰則や、不正競争防止法第 21 条第 1 項第 1 号の営業秘密の保有者の管理を害する行為により営業秘密を取得した者に対する罰則において、情報等を取得する行為について違法性が高いものを列挙する方法を取っている最近の立法例に倣い、特に違法性の高い行為を列挙して規定している。

具体的には、本項においては、番号法第 70 条及び不正競争防止法第 21 条第 1 項第 1 号と同様に、「人を欺き、人に暴行を加え、若しくは人を脅迫する行為」を規定するとともに、特定秘密を「保有する者の管理を害する行為」（以下「管理侵害行為」という。）を規定している。

ここで、管理侵害行為については、番号法第 70 条及び不正競争防止法第 21 条第 1 項第 1 号においては、「財物の窃取」、「施設への侵入」、

「不正アクセス行為(不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成十一年法律第百二十八号)第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。)」を例示しつつ、「その他の（個人番号を）保有（する）者の管理を害する行為」と規定している。これは、今後の情報通信技術等の急速な進歩によって可能となるハイテクを用いた悪質な手口にも適切に対応できるよう、限定列挙ではない形で規定したものである（経済産業省知的財産政策室「逐条解説不正競争防止法（平成23・24年改正版）」（以下「逐条解説不競法」という。）185頁）とされるところ、本項においても、これに倣い、管理侵害行為を、一定の例示を置いた上で「その他の特定秘密を保有する者の管理を害する行為」と規定している。

他方、本法においては、特定秘密の保護は国民の知る権利との関係で、処罰の対象となる不正取得行為の構成要件がより明確なものとなるようにする必要がある。そこで、本法においては、番号法第70条及び不正競争防止法第21条第1項第1号において例示されている「財物の窃取」、「施設への侵入」、「不正アクセス行為」に、特定秘密を取得するために用いられるおそれがあり、かつ、他の法律によっても処罰される悪質な行為であることが明らかである「財物の（中略）損壊」及び「有線電気通信を傍受する行為」を例示として追加し、これらの行為による特定秘密の取得が処罰の対象となることを例示するとともに、番号法等とは異なった手段を用いて特定秘密の入手を図ることが想定される本法の管理侵害行為を具体的に明らかにすることとしている。

ウ　「人を欺き、人に暴行を加え、若しくは人を脅迫する行為」

不正競争防止法第21条第1項第1号「詐欺等行為（人を欺き、人に暴行を加え、又は人を脅迫する行為をいう。）」と同義であり、刑法上の詐欺罪、強盗罪、恐喝罪の実行行為である、欺罔行為、暴行、脅迫に相当する（逐条解説不競法178頁）ものである。欺罔行為等により特定秘密を記録する文書等の占有を得る場合のほか、特定秘密を口頭で聞き出す場合なども含まれる。

エ　「財物の窃取」

有体物の占有という管理に対する侵害行為を処罰の対象とするものであり、不正競争防止法第21条第1項第1号「財物の窃取」と同義であって、刑法上の窃盗罪の実行行為に相当するものである（逐条解説不競法184頁）。

オ　「財物の（中略）損壊」

刑法第261条の器物損壊罪の実行行為に相当するものである。例えば、内部者等の施設に入ることを許された者による、保管庫の錠を破壊して

特定秘密が記録された文書や図画の写真を撮影する行為や、電気器具のプラグの差し込み口（コンセント）の一部を破壊し、内部に盗聴器を設置する行為が含まれる。

カ　「施設への侵入」

施設における保管という管理に対する侵害行為を処罰の対象とするものであり、不正競争防止法第21条第1項第1号「施設への侵入」と同義であって、刑法上の建造物侵入罪の実行行為に相当するものである（逐条解説不競法179頁）。

「施設」とは、物的設備のほか、それを動かしていく人及びこれらによって運営される事業活動の全体を指す（法令用語辞典347頁）。

キ　「有線電気通信の傍受」

「有線電気通信」とは、送信の場所と受信の場所との間の線条その他の導体を利用して、電磁的方式により、符号、音響又は影像を送り、伝え、又は受けることを（有線電気通信法（昭和28年法律第96号）第2条第1項）、また、「傍受」とは、現に行われている他人間の電気通信について、その内容を知るため、当該電気通信の当事者のいずれの同意も得ないで、これを受けることをいうとされており（犯罪捜査のための通信傍受に関する法律（平成11年法律第136号）第2条第2項）、本法においてもこれと同義である。有線通信は、通信手段ないし通信内容の伝達経路そのものが閉鎖的性質を有し、通信の秘密を保持するのにふさわしいものであって、当事者も秘密が保持されるものと期待しており（法務省刑事局「犯罪捜査のための通信傍受に関する法律の解説」39頁）、有線電気通信法においても有線電気通信の秘密を侵した者は処罰される（有線電気通信法第9条及び第14条）。例えば、特定秘密を保管する施設外において有線電気通信を傍受する行為が含まれる。

ク　「不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）」

不正競争防止法第21条第1項第1号と同様、不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）第2条第4項に定義される「不正アクセス行為」を意味し、具体的には、ネットワーク（電気通信回線）に接続されたコンピュータについて、ネットワークを通じて他人の識別符号又は指令を入力して、アクセス制限機能による特定利用の制限を免れることができる情報又は指令を入力して、アクセス制限機能による当該コンピュータの利用制限を免れ、その制限されている利用を実行しうる状態にさせる行為である（逐条解説不競法185頁）。

ケ　「その他の特定秘密を保有する者の管理を害する行為」

「財物の窃取若しくは損壊」、「施設への侵入」、「有線電気通信の傍受」、「不正アクセス行為」に類する管理侵害行為をいい、上記イで述べたとおり、今後の情報通信技術等の急速な進歩によって可能となるハイテクを用いた悪質な手口にも適切に対応できるよう、限定列挙ではない形で規定したものであるが、現時点でも、例えば、住居侵入に当たらない場合であって、施設の管理者の同意を得ずに特定秘密を取り扱う会議室に盗聴器を置き、特定秘密を取得する行為や、行政機関の高官の秘書が、特定秘密が記録された文書が保管されている金庫の鍵を開け、在中しているその文書を取り出し、その場で写真に納めて特定秘密を取得する行為などが考えられる。

コ　「取得した」

不正競争防止法における営業秘密の「取得」と同じであり、自己又は第三者が、特定秘密を知得すること（再現可能な状態で記憶すること）又は特定秘密が化体された有体物（特定秘密を記録する記録媒体等又は特定秘密が化体された物件）を占有することをいう（逐条解説不競法 186 頁）。

サ　「十年以下の懲役に処し、又は情状により十年以下の懲役及び千万円以下の罰金に処する」

特別防衛秘密の探知・収集罪（MDA 秘密保護法第３条第１項第１号）及び営業秘密の取得罪（不正競争防止法第 21 条第１項第１号）の法定刑がいずれも 10 年以下の懲役であることとのバランスに鑑み、特定秘密の不正取得罪の法定刑も 10 年以下の懲役とすることとしている。

また、不正取得罪は金銭的対価を得る目的で敢行されることが類型的に想定されるため、罰金刑を任意的に併科することとし、現行法上 10 年以下の懲役に対する選択的併科刑としての罰金刑は 1,000 万円以下とするのが最も一般的であることから、本法もそれに倣うこととしている。

(3)　第２項

不正取得行為は漏えい行為と同様に特定秘密を漏えいさせる高い危険性を有することから、同行為の未遂も処罰することが適当であるため、本法ではこれを罰することとしている。

「未遂」とは、不正取得行為の実行に着手したが、取得するには至らなかった場合であり、例えば、特定秘密を強取しようとして特定秘密の取扱いの業務に従事する者に暴行を加えたが、業務者が逃亡した場合などが想定される。

(4)　第３項

不正取得罪（未遂も含む。以下本項に関する解説において同じ。）が成立する場合、詐欺罪（刑法第246条第1項）、暴行罪（同第208条）、脅迫罪（同第222条）、恐喝罪（同第249条第1項）、強盗罪（同第236条第1項）、窃盗罪（同第235条）、建造物侵入罪（同第130条）、建造物損壊罪（同第260条）、器物損壊罪（同第261条）、有線電気通信法違反の罪（同法第14条、第9条）、不正アクセス行為の禁止等に関する法律違反の罪(同法第11条、第3条)の構成要件にも該当することがあるところ、本項は、本条の罰則がこれらの罪の罰則の適用を排除するものではなく、不正取得罪と別個にこれらの罪が成立し、観念的競合（刑法第54条第1項前段）として最も重い刑により処断されることを明らかにするとともに、不正取得罪がこれらの罪の特別減軽類型になるものではないことを明らかにするものである。したがって、不正取得罪と強盗罪が成立する場合、強盗罪の刑である5年以上の有期懲役により処断されることになる。本項と同様の規定は、不正競争防止法第21条第7項及び割賦販売法第49条の2第4項にも置かれている。

第25条　共謀罪、教唆罪及び煽動罪

第二十五条　第二十三条第一項又は前条第一項に規定する行為の遂行を共謀し、教唆し、又は煽動した者は、五年以下の懲役に処する。 2　第二十三条第二項に規定する行為の遂行を共謀し、教唆し、又は煽動した者は、三年以下の懲役に処する。

1　趣旨

本条は、故意の漏えい行為又は不正取得行為（以下「漏えい行為等」という。）の共謀、教唆及び煽動を罰するものである。

2　内容

(1)　漏えい行為等の共謀、教唆及び処罰についての基本的な考え方

その漏えいが我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがある特定秘密は、ひとたび漏えいが発生すると、我が国及び国民の安全に及ぼす影響は甚大であり、その漏えいを未然に防止するためには、刑罰による抑止を図る必要がある。共謀、教唆、煽動は、特定秘密の漏えいの結果をもたらす危険性の大きい行為であることから、本法の処罰対象とし、特定秘密の漏えいの未然防止を図ることとしている。

(2)　「共謀」

改正前の自衛隊法第122条第4項の「共謀」及び刑法第78条の「陰謀」と同義であり、2人以上の者が漏えい行為等の実行を具体的に計画して、合意することをいう。必ずしも、実行の細部にわたることを要しないが、漏えい行為等の実行についての抽象的、一般的な合意をするだけでは足りない（大コンメ第2版第6巻38頁）。

取扱業務者又は業務知得者ではない者のみで漏えい行為を共謀した場合、特定秘密の流出の現実的危険性に乏しいため、本罪は成立しない。

漏えい行為や不正取得行為の共謀をした者がそれらの行為等を実行した場合、本罪は漏えい罪又は不正取得罪に吸収される（大コンメ第2版第6巻39頁）。

(3)　「教唆」

改正前の自衛隊法第122条第4項の「教唆」及びMDA秘密保護法第5条第3項の「教唆」と同じく独立教唆のことであり、漏えい等の行為を実行させる目的をもって、人に対して、当該行為を実行する決意を新たに生じさせるに足る慫慂行為をすることをいう(大コンメ第2版第5巻523頁)。

独立教唆は、教唆とは異なり、被教唆者が漏えい等の行為を実行したことを要さない。また、教唆行為、すなわち人に漏えい等の行為を実行する

決意を生ぜしめるに適した行為があれば、それだけで独立犯としての教唆が成立し、その教唆の結果、被教唆者が漏えい等の行為を実行する決意を抱くに至ったことも要しない（大コンメ第２版第５巻524頁）。

なお、MDA 秘密保護法及び日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法（昭和 27 年法律第 138 号）（以下「刑事特別法」という。）においては、特別防衛秘密及び合衆国軍隊の機密の漏えい行為等の独立教唆について、「教唆された者が教唆に係る犯罪を実行した場合において、刑法総則に定める教唆の規定の適用を排除するものではない。」旨を規定している（MDA 秘密保護法第５条第４項、刑事特別法第７条第３項）。しかしながら、刑法総則の規定は特別の規定がない限り他の法令の罪についても適用されるのであって（刑法第８条）、上記規定は注意規定に過ぎず、独立教唆を規定する改正前の自衛隊法を含む他の法令の多くが同様の規定を置いていないことも踏まえ、本法では規定していない。

(4) 「煽動」

改正前の自衛隊法第 122 条第４項の「煽動」及び MDA 秘密保護法第５条第３項の「せん動」と同義であり、漏えい等の行為を実行させる目的をもって、人に対して、当該行為を実行する決意を生ぜしめ又は既に生じている決意を助長させるような勢のある刺激を与えることをいう（大コンメ第２版第５巻525頁）。

客観的に人に実行を決意させるか既存の決意を助長させるような性質の刺激を与えれば成立し、実際に決意を生ぜしめたか、あるいは、決意を助長させたことを必要とせず、煽動の内容たる意思表示が相手方の認識又は了解し得べき状態に置かれることをもって足り、相手方が現実に認識又は了解することを必要としない。また、煽動の相手方は、特定少数者では足りず、不特定又は多数人であることを要する（大コンメ第２版第５巻 526 頁）。

(5) 第１項「五年以下の懲役に処する」

取扱業務者による故意の漏えい行為を対象とする共謀・教唆・煽動は、業務知得者による故意の漏えい行為を対象とする共謀・教唆・煽動と比べ、法益侵害の危険が高いと考えられるため、より重い法定刑を定めることとしている。

そして、取扱業務者による故意の漏えい罪及び不正取得罪の法定刑を 10 年以下の懲役としたことを踏まえ、MDA 秘密保護法とのバランスに鑑み、５年以下の懲役とすることとしている。

(6) 第２項「三年以下の懲役に処する」

取扱業務者による故意の漏えい行為を対象とする共謀・教唆・煽動の法定刑を５年以下の懲役としたことを踏まえ、MDA 秘密保護法とのバランスに鑑み、３年以下の懲役とすることとしている。

第 26 条　自首減免

第二十六条　第二十三条第三項若しくは第二十四条第二項の罪を犯した者又は前条の罪を犯した者のうち第二十三条第一項若しくは第二項若しくは第二十四条第一項に規定する行為の遂行を共謀したものが自首したときは、その刑を減軽し、又は免除する。

1　趣旨

本条は、自首による刑の必要的減免を規定したものである。

2　内容

(1)　自首減免についての基本的な考え方

取扱業務者又は業務知得者による特定秘密の保全状態からの流出という結果が発生する前の自首を促し、実害の発生を未然に防止することができるよう、刑法第 42 条第 1 項の特則として自首による刑の必要的減免を規定したものであり、改正前の自衛隊法第 122 条第 5 項と同趣旨の規定である。

(2)　「第二十三条第三項若しくは第二十四条第二項の罪を犯した者又は前条の罪を犯した者のうち第二十三条第一項若しくは第二項若しくは第二十四条第一項に規定する行為の遂行を共謀したもの」

故意の漏えい行為の未遂罪（第 23 条第 3 項）、不正取得行為の未遂罪（第 24 条第 2 項）及び取扱業務者若しくは業務知得者による故意の漏えい行為又は不正取得行為（以下「漏えい行為等」という。）の共謀罪（第 25 条）である。

漏えい行為等の教唆罪及び煽動罪（第 25 条）については、教唆も煽動も特定秘密の保全状態からの流出という結果が発生する前の行為ではあるものの、被教唆者又は被煽動者が漏えい行為等を実行するとしないとにかかわらず処罰することとした同条の趣旨に鑑み、本条の対象とはしていない。

(3)　「自首」

刑法第 42 条第 1 項の「自首」と同義であり、犯人が誰であるかが捜査機関に発覚する前に、犯人が自発的に捜査機関に自己の犯罪事実を申告し、その訴追を求める意思表示をいう。

第 27 条　国外犯処罰

第二十七条　第二十三条の罪は、日本国外において同条の罪を犯した者にも適用する。 2　第二十四条及び第二十五条の罪は、刑法第二条の例に従う。

1　趣旨

本条は、漏えい罪、不正取得罪、共謀罪、教唆罪及び煽動罪の国外犯処罰について定めたものである。

2　内容

(1)　国外犯処罰についての基本的な考え方

特定秘密の保護を徹底するためには、漏えい等に係る国外犯処罰規定を設けることが適当であると考えられるところ、本法が特定秘密の漏えいの防止を目的とするものであり、その保全状態を脅かす行為であれば処罰の対象とするのが適当であることから、すべての者の国外犯を処罰対象とする保護主義を採用するのが本法の目的に合致すると考えられる。

また、「国際法上一般には、とくに外国人の国外犯のうち、内乱、外患誘致、通謀利敵または破壊活動など、内国の安全、領土保全または政治的独立を害する『政治的基本秩序を害する罪』（外国人に対し刑罰をもって規制するのもやむをえないという事情があれば、スパイ活動、外交・領事機関での偽証、出入国管理法令・関税法違反に関する共同謀議も含む）」（山本草二「国際法（新版）」236 頁）が保護主義の適用対象となると解釈されているところ、本法の特定秘密は、我が国の安全保障に関する情報のうち特に秘匿することが必要であるものであり、その漏えいが国及び国民の安全を害するものであるため、特定秘密の漏えいや不正取得行為等に保護主義を適用することは国際法上も許容されるものと考えられる。

そこで、保護主義を採用し、すべての者の国外犯を処罰することとしたのが本条である。

なお、改正前の自衛隊法においては、防衛秘密の漏えいについて日本国民以外の者による国外犯が現実的には想定し難いことから、日本国民の国外犯のみを処罰対象とする属人主義を採用するにとどまっているが（改正前の自衛隊法第 122 条第６項）、本法における特定秘密は、防衛のみならず外交、特定有害活動の防止及びテロリズムの防止の分野にまで秘密の範囲を拡大するものであり、我が国の在外公館において外交に関する特定秘密を取り扱うことが見込まれることも踏まえると、日本国民以外の者によ

る国外犯が敢行される事態が現実的なものとして十分想定されると考えられる。

⑵　第１項「日本国外において同条の罪を犯した者にも適用する」

第23条の罪は身分犯であり、すべての者の国外犯を処罰する刑法第２条の規定では空振りが多くなるため、「日本国外において同条の罪を犯した者にも適用する」と規定している。

⑶　第２項「刑法第二条の例に従う」

第24条及び第25条の罪は非身分犯であり、すべての者の国外犯を処罰することとしても空振りは生じないため、「刑法第二条の例に従う」と規定している。

附則

附則第１条　施行期日

附　則 （施行期日） 第一条　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第十八条第一項及び第二項（変更に係る部分を除く。）並びに附則第九条及び第十条の規定は、公布の日から施行する。

１　趣旨

本条は、本法の施行期日について規定するものである。

２　内容

本法を円滑に施行するためには、政令及び統一的な運用を図るための基準の制定、各行政機関における内部規則の作成等を行う必要があり、防衛秘密制度の創設に係る改正自衛隊法が公布の日（平成25年12月13日）から起算して１年以内に施行していることを踏まえ、本条は、公布の日から起算して１年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとしている。

ただし、衆議院における修正により、特定秘密の指定等の運用基準の策定に係る第18条第１項及び第２項、指定及び解除の適正の確保に係る附則第９条並びに国会に対する特定秘密の提供及び国会におけるその保護措置の在り方に係る附則第10条の規定は、公布の日から施行することとされた。これは、運用基準の策定や特定秘密の指定等について独立した公正な立場において検証し、及び監察することのできる新たな機関の設置等については、本法の施行までに行うことが必要であることから、公布の日から施行されることとなったものである。

附則第２条　経過措置

附　則

（経過措置）

第二条　この法律の公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日の前日までの間においては、第五条第一項及び第五項（第八条第二項において読み替えて準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定の適用については、第五条第一項中「第十一条の規定により特定秘密の取扱いの業務を行うことができることとされる者のうちから、当該行政機関」とあるのは「当該行政機関」と、同条第五項中「第十一条の規定により特定秘密の取扱いの業務を行うことができることとされる者のうちから、同項の」とあるのは「同項の」とし、第十一条の規定は、適用しない。

１　趣旨

本条は、本法の経過措置について規定するものである。

２　内容

本法が施行されてから、各行政機関が特定秘密の取扱いの業務を行う職員等に対する適性評価を一通り完了するまでには相応の期間が必要となることを踏まえると、第 11 条の規定を他の規定と同時に施行した場合、行政機関の事務の遂行に支障が生じることになる。このため、第 11 条の規定については、他の規定よりも適用が開始される時期を遅らせることとし、その具体的時期は、特定秘密の取扱いの業務を行う職員等が最も多い防衛省が職員等に対する適性評価を一通り完了するのに必要と考えられる期間を踏まえ、公布の日（平成 25 年 12 月 13 日）から起算して２年を超えない範囲内において政令で定めることとしている。

附則第３条　施行後五年を経過した日の翌日以後の行政機関

附　則

（施行後五年を経過した日の翌日以後の行政機関）

第三条　この法律の施行の日（以下「施行日」という。）から起算して五年を経過した日の翌日以後における第二条の規定の適用については、同条中「掲げる機関」とあるのは、「掲げる機関（この法律の施行の日以後同日から起算して五年を経過する日までの間、次条第一項の規定により指定された特定秘密（附則第五条の規定により防衛大臣が特定秘密として指定をした情報とみなされる場合における防衛秘密を含む。以下この条において単に「特定秘密」という。）を保有したことがない機関として政令で定めるもの（その請求に基づき、内閣総理大臣が第十八条第二項に規定する者の意見を聴いて、同日後特定秘密を保有する必要が新たに生じた機関として政令で定めるものを除く。）を除く。）」とする。

１　趣旨

本条は、施行日から起算して５年を経過した日の翌日以降における第２条の規定の適用について定めるものであり、本法施行後５年の間に、特定秘密を保有したことがない機関として政令で定めるものを第２条で規定する行政機関から除くこと、その請求に基づき、内閣総理大臣が第 18 条第２項に規定する有識者の意見を聴いて、特定秘密を保有する必要が新たに生じた機関として政令で定めるものは第２条で規定する行政機関に含まれることを規定するものである。

２　内容

衆議院における与野党協議により追加されたものであり、特定秘密を指定する行政機関を限定することにより、特定秘密の恣意的な指定を防止し、本法の適正な運用を確保するための一つの仕組みとして理解されている。行政機関の限定については、本条のほか、本則第３条第１項ただし書に規定されているが、本条は、本法の施行状況を５年間確認した上で、特定秘密を指定したり、提供を受けたりした実績のない行政機関を本法でいう行政機関から除外するものであり、本条に基づいて除外された行政機関については本法の適用対象とはならないこととなり、特定秘密について我が国の安全保障上の必要による特定秘密の提供を受けることや、特定秘密の取扱いの業務を行う者について行う適性評価を実施することもできないこととなる。ただし、一度除外された行政機関についても、情勢の変化等により、特定秘密を指定したり、提供を受けたりすることとなることも想定されることから、そのような場合には、政令により、改めて本則第２条の行政機関に追加することができることとされている。

附則第４条　自衛隊法の一部改正

附　則

（自衛隊法の一部改正）

第四条　自衛隊法の一部を次のように改正する。

目次中「自衛隊の権限等（第八十七条―第九十六条の二）」を「自衛隊の権限（第八十七条―第九十六条）」に、「第百二十六条」を「第百二十五条」に改める。

第七章の章名を次のように改める。

第七章　自衛隊の権限

第九十六条の二を削る。

第百二十二条を削る。

第百二十三条第一項中「一に」を「いずれかに」に、「禁こ」を「禁錮」に改め、同項第五号中「めいていして」を「酩酊して」に改め、同条第二項中「ほう助」を「幇助」に、「せん動した」を「煽動した」に改め、同条を第百二十二条とする。

第百二十四条を第百二十三条とし、第百二十五条を第百二十四条とし、第百二十六条を第百二十五条とする。

別表第四を削る。

１　趣旨

本条は、本法の施行に伴い自衛隊法の一部について所要の改正を行うものである。

２　内容

⑴　防衛秘密に関する規定の削除（第 96 条の２、第 122 条及び別表第４の削除）

防衛秘密制度を本法の特定秘密制度に移行させることに伴い、防衛秘密に関する規定である自衛隊法第 96 条の２、第 122 条及び別表第４を削除するものである。

⑵　その他の規定の整備（目次、第７章の章名等の改正、用語用字の改正）

防衛秘密に関する規定の削除に伴う規定の整備として、自衛隊法の目次及び第７章の章名について所要の改正を行うとともに、同法第 123 条以降の条を繰り上げ、本条による改正の機会に同法第 123 条第１項及び第２項の用語と用字について、その内容を変更することなく最新のものに改めるものである。

附則第５条　自衛隊法の一部改正に伴う経過措置

附　則

（自衛隊法の一部改正に伴う経過措置）

第五条　次条後段に規定する場合を除き、施行日の前日において前条の規定による改正前の自衛隊法（以下この条及び次条において「旧自衛隊法」という。）第九十六条の二第一項の規定により防衛大臣が防衛秘密として指定していた事項は、施行日において第三条第一項の規定により防衛大臣が特定秘密として指定をした情報と、施行日前に防衛大臣が当該防衛秘密として指定していた事項について旧自衛隊法第九十六条の二第二項第一号の規定により付した標記又は同項第二号の規定によりした通知は、施行日において防衛大臣が当該特定秘密について第三条第二項第一号の規定によりした表示又は同項第二号の規定によりした通知とみなす。この場合において、第四条第一項中「指定をするときは、当該指定の日」とあるのは、「この法律の施行の日以後遅滞なく、同日」とする。

１　趣旨

本条は、本法の施行に伴い防衛秘密に関する経過措置について規定するものである。なお、罰則に関する経過措置は次条に定める。

２　内容

改正前の自衛隊法第 96 条の２第１項に規定されていた防衛秘密として防衛大臣が指定をする際の要件は、第３条第１項に規定される特定秘密として防衛大臣が指定をする際の要件に包含されるものであり、また、別表第１号に関する解説１で述べたとおり、同号に掲げる事項は改正前の自衛隊法別表第４に掲げられていた事項を継承するものであることから、防衛秘密制度を本法の特定秘密制度に円滑に移行させるため、本法の施行日の前日において改正前の自衛隊法第 96 条の２第１項の規定により防衛秘密として指定されている事項については、施行日において防衛大臣が特定秘密として指定した情報とみなすこととするとともに、改正前の自衛隊法第 96 条の２第２項第１号又は第２号の規定による標記又は通知については、施行日において防衛大臣が当該特定秘密について第３条第２項第１号又は第２号の規定によりした表示又は通知とみなすこととしている。

ただし、本条の規定により特定秘密とみなされる防衛秘密には有効期間が定められていないことから、防衛大臣が本法の施行の日以後遅滞なく施行日から起算して５年を超えない範囲内においてその有効期間を定めることとしている。

なお、指定の有効期間の起算日は施行の日となるが、施行日一日で有効期間を定める作業ができないおそれがあることから、有効期間の設定は、施行の日以後遅滞なく行うこととしている。

また、その他の自衛隊法の一部改正に伴い必要な経過措置については、附則第８条に基づく政令により定めることとなる。

附則第６条　自衛隊法の一部改正に伴う罰則に関する経過措置

> 附　則
> 第六条　施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。旧自衛隊法第百二十二条第一項に規定する防衛秘密を取り扱うことを業務とする者であって施行日前に防衛秘密を取り扱うことを業務としなくなったものが、その業務により知得した当該防衛秘密に関し、施行日以後にした行為についても、同様とする。

１　趣旨

本条は、本法の施行に伴い防衛秘密の漏えい行為に係る自衛隊法に規定する罰則が廃止されることから、罰則に関する経過措置について規定するものである。

２　内容

(1)　「施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による」

本法の施行に伴う自衛隊法の一部改正により防衛秘密の漏えい行為に係る罰則が廃止されることから、本法の施行前に行われた防衛秘密の漏えい行為については、改正前の自衛隊法における防衛秘密の漏えい行為に係る罰則を適用することとするものである。

(2)　「旧自衛隊法第百二十二条第一項に規定する防衛秘密を取り扱うことを業務とする者であって施行日前に防衛秘密を取り扱うことを業務としなくなったものが、その業務により知得した当該防衛秘密に関し、施行日以後にした行為についても、同様とする」

防衛秘密を取り扱うことを業務とする者が本法施行後も引き続き当該防衛秘密を取り扱うことを業務とする場合、本法施行時に附則第５条の規定により当該防衛秘密が特定秘密にみなされる結果、当該者は「特定秘密の取扱いの業務に従事する者」（第23条第１項）に該当することとなり、当該者がその業務により知得した防衛秘密に関する本法施行後の当該者による漏えい行為及びその他の者による共謀・教唆・煽動行為等については本法の罰則が適用されることになる。

それに対し、防衛秘密を取り扱うことを業務とする者が本法施行前に防衛秘密を取り扱うことを業務としなくなった場合、本法施行時に附則第５条の規定により当該防衛秘密が特定秘密にみなされても、当該者は「特定秘密の取扱いの業務に従事する者」又は「特定秘密の取扱いの業務に従事しなくなった」（同項）者のいずれにも該当せず、当該者がその業務によ

り知得した防衛秘密に関する本法施行後の当該者による漏えい行為及びその他の者による共謀・教唆・煽動行為については本法の罰則が適用されないと解される。そこで、本条は、このような行為について改正前の自衛隊法の罰則を適用することとするものである。

附則第７条　内閣法の一部改正

附　則 （内閣法の一部改正） 第七条　内閣法（昭和二十二年法律第五号）の一部を次のように改正する。 第十七条第二項第一号中「及び内閣広報官」を「並びに内閣広報官及び内閣情報官」に改める。 第二十条第二項中「助け、」の下に「第十二条第二項第二号から第五号までに掲げる事務のうち特定秘密（特定秘密の保護に関する法律（平成二十五年法律第百八号）第三条第一項に規定する特定秘密をいう。）の保護に関するもの（内閣広報官の所掌に属するものを除く。）及び」を加える。

１　趣旨

本条は、特定秘密の保護に関する行政各部の施策の統一保持上必要な企画・立案及び総合調整に関する事務を内閣情報官に掌理させるため、内閣法（昭和 22 年法律第５号）について所要の改正を行う旨を定めるものである。

２　内容

⑴　本法に基づく特定秘密の保護に関する行政各部の施策の統一性保持上必要な企画・立案及び総合調整に関する事務を内閣官房が所掌することについて

本法において、特定秘密の指定等の個別の事務は各行政機関が行うが、新たな漏えいの脅威に対応するための法令改正、特定秘密の指定・解除、適性評価の評価基準等の統一の運用基準の作成等の政府全体として行うことが必要となる企画・立案及び総合調整の事務が発生すると見込まれるところ、これを内閣の事務を助ける事務（内閣補助事務）として行う必要がある。

⑵　内閣官房において本法に基づく特定秘密の保護に関する行政各部の施策の統一性保持上必要な企画・立案及び総合調整に関する事務を所掌すべき者

本法の施行に伴って発生する事務を処理するためには、特定秘密の取扱いに係る高度に専門的な知見を要するところ、このような知見を有する者は、内閣官房においては内閣情報官をおいて他にない。そもそも情報業務においては、知る必要のある者のみに秘密情報に対するアクセスを可能とするとともに、そのような者に当該情報が確実に共有されることが肝要であるところ、内閣情報官は、平素から常に本法の対象となる安全保障に関

する事項のうち特に秘匿を要するものに接しており、その専門的知見を活かして、特定秘密の保護と情報の収集調査が相互に阻害することがないよう、本法の施行に伴う運用基準の作成や様々な総合調整を適切に行うことが可能である。

⑶　内閣法の一部を改正する必要性

これまでも、内閣情報官が事務を掌理する内閣情報調査室が、カウンターインテリジェンス機能の強化に関する基本方針(平成19年8月9日カウンターインテリジェンス推進会議決定)の施行に関する連絡調整を行うなど、内閣情報官は、内閣法第12条第2項第6号に掲げる「関する事務」として、政府における安全保障に関する重要な秘密を保護するための措置について一定の役割を果たしてきた。

しかしながら、これらの措置は、あくまで国家公務員法等の各法に基づく守秘義務を法的な基盤とし、いわば関係省庁の申し合わせにより行ってきたものであり、内閣情報調査室が行ってきた業務も、このような関係省庁の一つとして、庶務を行ってきたものにすぎない。

これに対して、本法は、特定秘密の保護に関する共通のルールを法律で定めるものであり、その施行に伴って発生する事務は、これまでのいわば関係省庁の申し合わせとして行う措置の庶務とは性格を異にした、企画・立案及び総合調整に関する事務であることから、これを現行の内閣法によっては内閣情報官が所掌することができると解することは困難であると考えられる。このため、上記⑵で述べたとおり、当該事務は内閣情報官が所掌することがふさわしいことから、内閣法第20条第2項を改正し、内閣情報官が本法の施行に伴って発生する企画・立案及び総合調整に関する事務を所掌することとするものである。

⑷　内閣情報官が所掌する事務

本法に基づく特定秘密の保護に関する行政各部の施策の統一保持上必要な企画・立案及び総合調整に関する事務として、例えば、以下のような企画・立案及び総合調整の事務が発生すると考えられる。

ア　技術の進展等に伴う新たな漏えいの脅威に対応するための法律又は政令の改正（内閣法第12条第2号）

イ　漏えい事案が発生した場合における特定秘密の管理徹底のための政府方針の閣議決定（内閣法第12条第3号）

ウ　特定秘密の指定・解除、適性評価等の統一的な運用基準の作成・変更（内閣法第12条第4号）

エ　運用に当たって生じた法令や運用基準の解釈上の疑義への対応（内閣法第12条第5号）

附則第８条　政令への委任

附　則 （政令への委任） 第八条　附則第二条、第三条、第五条及び第六条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

１　趣旨

本条は、附則第２条、第３条、第５条及び第６条に規定するもののほか、本法の施行に関し必要な経過措置について、政令で定めることを規定するものである。

２　内容

本法の施行に関し必要な経過措置として、附則第２条、第３条、第５条及び第６条に規定するもの以外に、防衛秘密を本法の特定秘密制度に移行させるために必要な経過措置で政令で定めるべきものがあり得ることから、本条を規定するものである。

附則第９条　指定及び解除の適正の確保

附　則

（指定及び解除の適正の確保）

第九条　政府は、行政機関の長による特定秘密の指定及びその解除に関する基準等が真に安全保障に資するものであるかどうかを独立した公正な立場において検証し、及び監察することのできる新たな機関の設置その他の特定秘密の指定及びその解除の適正を確保するために必要な方策について検討し、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

１　趣旨

政府は、特定秘密の指定・解除について、独立した公正な立場において検証し、及び監察することのできる新たな機関の設置等について検討し、その結果に基づいて所要の措置を講ずることを定めるものである。

２　内容

衆議院における与野党協議により追加されたものであり、本法の適正な運用を確保するための仕組みと理解されている。本条の解釈については、平成25年12月５日に自由民主党、公明党、日本維新の会及びみんなの党が以下の合意をしている。

合意事項

自由民主党、公明党、日本維新の会及びみんなの党は、特定秘密保護法案に関する実務者による協議の結果、下記の項目の合意に至ったことを確認する。

記

１．附則９条に基づき設置する『独立した公正な立場において検証し、及び監察することのできる新たな機関』とは、18条４項に基づく『行政各部に対する内閣総理大臣の指揮監督』とは全く異なるものである。附則９条の立法趣旨は、18条４項とは別途、特定秘密の指定及びその解除等の適正を確保するため、独立性の高い第三者機関を設置すべきということにある。

２．従って、総理答弁で表明された内閣官房『保全監視委員会』の設置は、あくまでも18条４項に基づくものであって、附則９条に基づき設置する『独立した公正な立場において検証し、及び監察することのできる新たな機関』とは異なるものである。

３．本法案成立後、施行までに、附則９条の『独立した公正な立場において検証し、及び監察することのできる新たな機関』として、内閣府に情報保全監察に関する機関を政令（または立法措置が必要な場合には立法）により設置する。

４．上記機関の所掌事務としては、内閣府設置法３条、４条３項及び本法案附則９条に基づき、以下に掲げるものを規定する。

①各行政機関による個別の特定秘密の指定及び解除の適否を検証及び監察し、不適切なものについては是正を求めること。

②各行政機関による個別の特定秘密の有効期間の設定及び延長の適否を検証及び監察し、不適切なものについては是正を求めること。

③特定秘密の指定等の状況を含む、各行政機関による特定秘密の記録された行政文書の管理を検証及び監察し、不適切なものについては是正を求めること。

④特定秘密の指定等の状況を踏まえつつ、各行政機関による特定秘密の記録された行政文書の廃棄の可否を判断すること。

⑤特定秘密の有効期間の延長等の状況を含む、各行政機関による特定秘密の記録された行政文書の保存期間の設定を検証及び監察し、不適切なものについては是正を求めること。

⑥特定秘密の指定解除後の国立公文書館等への移管を検証及び監察し、不適切なものについては是正を求めること。さらに、上記機関よりも高度の独立性を備えた機関への移行についても、内閣府設置法（49 条～64 条）等の改正の検討を進める。

５．政府から特定秘密の提供を受ける場合における国会での特定秘密の保護に関する方策についての附則 10 条の規定に基づく検討に当たっては、特定秘密を取り扱う関係行政機関の在り方及び特定秘密の運用の状況等について審議し及びこれを監視する委員会その他の組織を国会に置くこと、国会において特定秘密の提供を受ける際の手続その他国会における特定秘密の保護措置全般について早急に検討を加え、本法施行までに結論を得るものとする。

以上

この合意事項を踏まえ、政府は、施行までに、本条による検討に基づき、内閣府に独立公文書管理監（仮称）及び情報保全監察室（仮称）を設置する

旨、さらにその上で、政令又は立法措置が必要な場合には立法により、できる限り早期に情報保全監察室（仮称）を局へ格上げする旨答弁している。

【平成25年12月5日　参・国家安全保障に関する特別委員会】

○室井邦彦君　（略）まず、四党協議で、本法案成立後、施行までに、附則九条の独立した公正な立場において検証する、そして監察することのできる新たな機関として、内閣府に情報保全監察に関する機関を政令により設置することが確認されたとのことでありますが、政府としていかに新たな機関を設置しようとしているのか、これは官房長官にお聞きをしたいと思います。

○国務大臣（菅義偉君）　政府としては、四党協議の結論に従いまして、本法案成立後、施行までに、まずは内閣府に二十人規模のお尋ねをいただいた情報保全監察室、仮称を設置をし、業務を開始することとしたいと考えます。さらに、その上で、政令又は立法措置が必要な場合には、立法により、できる限り早期に情報保全監察室を局へ格上げすることをお約束をいたします。

　独立性の高い第三者機関を設置をする必要があると承知しており、したがって、情報保全監察室、仮称の所掌事務として、例えば各行政機関による個別の特定秘密の指定及び解除の適否を検証及び監察し、不適切なものについて是正を求めること、各行政機関による個別の特定秘密の有効期間の設定及び延長の適否を検証及び監察をし、不適切なものについては是正を求めること等、独立した公正な立場において検証し、及び監察することのできる新たな機関としての業務を想定をいたしております。

○室井邦彦君　第二問。四党協議によれば、上記機関よりも高度の独立性を備えた機関への移行についても……（発言する者あり）ちょっと黙っておいて。内閣府設置法等の改正の検討を進める、このことが確認されたとのことだが、例えば公正取引委員会と同様、高度の独立性を備えた機関に移行するのかどうか。

○国務大臣（菅義偉君）　附則第九条の、独立した公正な立場において検証し、及び監察をすることのできる新たな機関とは、法的にも高度の独立性を備えた機関であるべきと考えています。

　したがって、内閣府に設置される情報保全監察に関する機関の実際の業務遂行の在り方等を検証しつつ、（略）法的にも高度の独立性を備えた機関への移行について内閣府設置法等の改正の検討を進めてまいりたいと考えます。

【平成26年3月6日　参・予算委員会】
○国務大臣（森まさこ君）　政府としては、特定秘密保護法附則第九条に規定する新たな機関として、総理が御答弁申し上げましたとおり、本法の施行までに、内閣府に審議官級の独立公文書管理監（仮称）と、その下に二十人規模の情報保全監察室（仮称）を設置し、業務を開始することになっております。さらに、その上で、政令又は立法措置が必要な場合には立法により、できる限り早期に情報保全監察室（仮称）を局へ格上げすることをさきの臨時国会においてもお約束したところでございます。

また、修正案提案者は国会審議において以下のとおり答弁している。

【平成25年12月4日　参・国家安全保障に関する特別委員会】
○衆議院議員（桜内文城君）　この附則九条に基づいて設置いたします独立した公正な立場において検証し、及び監察することのできる新たな機関は、委員御指摘のとおり、本法案十八条四項に基づく行政各部に対する内閣総理大臣の指揮監督とは全く別物であると考えております。そして、今日、今ほど総理が御答弁された内閣官房に設置されるであろう保全監視委員会とも別物でございます。

附則九条の立法趣旨は、委員も御指摘になりましたけれども、本法案の十八条四項に基づき内閣総理大臣又はその直属のスタッフである内閣官房が特定秘密の指定及び解除に関する基準を作成し、行政各部の運用を指揮監督する以上、内閣総理大臣又は内閣官房によるチェックは自己監査にすぎず、決して独立した公正な立場において検証し、及び監察するものとは認められないことから、特定秘密の指定及びその解除等の適正を確保するため、別途独立性の高い第三者機関の設置が必要不可欠ということになります。

以上に鑑みれば、附則九条に基づき設置する独立した公正な立場において検証し、及び監察することのできる新たな機関については、その検討に当たっては、有識者の御意見を伺うとともに、諸外国の制度、特に米国の省庁間上訴委員会や情報保全監察局を参考としつつ、本法案成立後、施行までに設置すべきものと考えております。

具体的には、米国情報保全監察局と同等の独立性と権能を有する内閣府情報保全監察局を政令により設置することを検討していきたいと考えております。その所掌事務としては、内閣府設置法三条、四条三項及び本法案附則九条に基づき、最低限以下に掲げるものを想定しております。

一、各行政機関による個別の特定秘密の指定及び解除の適否を検証及び監察し、不適切なものについては是正を求めること。二、各行政機関による個別の特定秘密の有効期間の設定及び延長の適否を検証及び監察し、不適切なものについては是正を求めること。三、特定秘密の指定等の状況を含む各行政機関による特定秘密の記録された行政文書の管理を検証及び監察し、不適切なものについては是正を求めること。四、特定秘密の指定等の状況を踏まえつつ、各行政機関による特定秘密の記録された行政文書の廃棄の可否を判断すること。五、特定秘密の有効期間の延長等の状況を含む各行政機関による特定秘密の記録された行政文書の保存期間の設定を検証及び監察し、不適切なものについては是正を求めること。六、特定秘密の指定解除後の国立公文書館等への移管を検証及び監察し、不適切なものについては是正を求めること。

これに加えて、米国省庁間上訴委員会と同等の独立性と権能を有する独立行政委員会として、例えば内閣府情報保全監察委員会の設置についても、本法案成立後、施行までに具体的な検討を進めてまいりたいと考えております。

検討の結果、内閣府設置法等の改正を必要とするのであれば、しっかりと法的措置を講ずることとし、より独立性の高い第三者機関の設置を実現してまいりたいと考えております。

附則第 10 条　国会に対する特定秘密の提供及び国会におけるその保護措置の在り方

附　則

（国会に対する特定秘密の提供及び国会におけるその保護措置の在り方）

第十条　国会に対する特定秘密の提供については、政府は、国会が国権の最高機関であり各議院がその会議その他の手続及び内部の規律に関する規則を定める権能を有することを定める日本国憲法及びこれに基づく国会法等の精神にのっとり、この法律を運用するものとし、特定秘密の提供を受ける国会におけるその保護に関する方策については、国会において、検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

1　趣旨

国会に対する特定秘密の提供については、政府は、国会が国権の最高機関であり各議院が規則を定める権能を有することを定める日本国憲法及びこれに基づく国会法等の精神にのっとり、この法律を運用するものとし、特定秘密の提供を受ける国会における特定秘密の保護に関する方策については、国会において、検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとすることを定めるものである。

2　内容

本条は、衆議院における与野党協議により追加されたものである。政府が本法を運用する際には、国会が国権の最高機関であり各議院がその会議その他の手続及び内部の規律に関する規則を定める権能を有することを定める日本国憲法等の精神にのっとることを明記するとともに、本則第 10 条において、衆議院における与野党協議により、特定秘密の保護のための措置は国会において定めるものとされたことから、本条は、特定秘密の提供を受ける国会におけるその保護に関する方策について、国会において検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることを定めることとされた。

別表第１号　防衛に関する事項

別表（第三条、第五条―第九条関係）

一　防衛に関する事項

イ　自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究

ロ　防衛に関し収集した電波情報、画像情報その他の重要な情報

ハ　ロに掲げる情報の収集整理又はその能力

ニ　防衛力の整備に関する見積り若しくは計画又は研究

ホ　武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物の種類又は数量

ヘ　防衛の用に供する通信網の構成又は通信の方法

ト　防衛の用に供する暗号

チ　武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のものの仕様、性能又は使用方法

リ　武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のものの製作、検査、修理又は試験の方法

ヌ　防衛の用に供する施設の設計、性能又は内部の用途（へに掲げるものを除く。）

１　趣旨

本法の別表は、第３条第１項に基づき行政機関の長が特定秘密の指定をするに当たり、その裁量の幅を狭めるために、類型的に秘匿の必要性が高いと認められる事項を限定列挙したものである。第１号は防衛に関する事項について定めるものであり、防衛秘密となり得る事項を限定的に規定している改正前の自衛隊法別表第４に掲げられている事項を継承するものである。

２　内容

(1)　「イ　自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究」

ア　「自衛隊の運用」

「自衛隊の運用」とは、自衛隊の運用に係る命令、行動状況その他の運用状況や運用実態をいう。

また、本号の対象は、防衛出動時における自衛隊の運用が対象となるのは当然であるが、それに限られるものではない。

イ　「（自衛隊の運用）に関する見積り若しくは計画」

自衛隊の運用に関する計画、及び当該計画を作成するために必要又は有用な内外の諸情勢その他の事項に関する分析評価又は予測をいう。

なお、第１号イ（及びニ）の「計画」が内外の諸情勢等に関する緻密な「見積り」に基づいて作成され、両者に一体性が認められることから、

見積りと計画が本号では規定されている。一方、第２号ロでは「方針」を、第３号イ及び第４号イでは「計画」を規定しているが、「見積り」についての規定はない。これは、これら方針や計画が、それぞれ安全保障情勢、テロ情勢等を踏まえて作成されるものの、安全保障情勢、テロ情勢等に関する「見積り」との一体性が必ずしも強いものとはいえないためであるが、これらの情勢に関する見積りについても、それぞれ第２号ハ、第３号ロ及び第４号ロにより別途、指定の対象となり得る。

ウ　「（自衛隊の運用に関する）研究」

自衛隊の効率的かつ効果的な運用に資すること等を目的として行う運用に関する各種の研究をいう。

エ　特定秘密の対象とする必要性

これらの事項に関する情報が漏えいした場合、自衛隊の具体的な対処要領や活動状況等、自衛隊の運用の態勢、関心事項等の手の内が明らかになることから、相手国が我が国を効果的に侵攻することが可能になり、我が国の防衛に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項については、特定秘密の対象となり得る事項とする必要がある。

⑵　「ロ　防衛に関し収集した電波情報、画像情報その他の重要な情報」

ア　「情報」

第３条第１項に関する解説２⑶イ(ｱ)で述べたとおり、本法においては、指定、提供、保護等の対象となる個々の特定秘密の内容は「情報」と規定され、別表に規定される特定秘密の類型は「事項」と規定されているが、別表第１号ロ並びに後述の第２号ハ、第３号ロ及び第４号ロに規定する「情報」は、後者の「事項」、すなわち特定秘密の指定の対象となり得る事項の１つの類型である。

イ　「防衛に関し収集した電波情報」

防衛に関して収集した通信情報（COMINT）、電子情報（ELINT）及び宇宙飛翔体情報（TELINT）をいう。

ウ　「（防衛に関し収集した）画像情報」

防衛に関して、人工衛星、航空機、ヘリコプター等を利用して地表面等の観測や撮像を行った結果として得た画像情報及び当該画像情報を処理・分析して得られる情報をいう。

エ　「（防衛に関し収集した）その他の重要な情報」

「電波情報」や「画像情報」と同等程度に重要と判断されるその他の情報をいう。

オ　特定秘密の対象とする必要性

これらの事項に関する情報が漏えいした場合、

① 収集対象となる情報に係る保全強化等の対抗措置が講じられ、じ後必要な情報を入手することが困難となる
② 情報の提供国等との信頼関係を損なうために、じ後必要な情報を入手することが困難となる
③ いかなる情報を情勢判断の指標等として収集整理しているかが明らかになり、情報操作を施され、不適切な情報を信頼することになったり、情報業務の間隙をつかれたりする

こととなり、我が国を防衛するために適時に適切な対応をとることができず、我が国の防衛に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項については、特定秘密の対象となり得る事項とする必要がある。

(3) 「ハ　ロに掲げる情報の収集整理又はその能力」

ア 「情報の収集整理」

「防衛に関し収集した電波情報、画像情報その他の重要な情報」の収集整理に関する活動状況、態勢及び方法等をいう。ここで、「活動状況」とは、どこで、何を対象に情報の収集整理を行っているのか等、情報業務の実施状況をいい、「態勢」とは、情報の収集整理を行っている部局の組織、定員、器材等をいう。また、「方法」とは、情報の収集整理の対象となる各個別目標に対していかなる資源を割り当て、どのような手法・技法を用いて情報の収集整理を行っているのか等、情報業務の実施に係る要領、技術、手法等をいう。

イ 「（情報の収集整理）の能力」

能力的にどのような情報を収集整理することができるか、及びどのような情報を収集整理することができないかをいう。具体的には、電波情報の場合には、自衛隊が情報を収集整理することが可能又は不可能な通信網等、画像情報の場合には、自衛隊が情報を収集整理することが可能又は不可能な地域、場所等が挙げられる。

なお、この事項には、防衛省の情報の収集整理に関する能力の他に、防衛省に防衛に関する情報を提供する他の行政機関や外国の政府等の能力が含まれる。

ウ 特定秘密の対象とする必要性

これらの事項に関する情報が漏えいした場合、

① 収集対象となる情報に係る保全強化等の対抗措置が講じられ、じ後必要な情報を入手することが困難となる
② 情報の提供国等との信頼関係を損なうために、じ後必要な情報を入手することが困難となる
③ いかなる情報を情勢判断の指標等として収集整理しているかが明ら

かになり、情報操作を施され、不適切な情報を信頼することになったり、情報業務の間隙をつかれたりすることとなり、適時に適切な対応をとることができず、我が国の防衛に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項については、特定秘密の対象となり得る事項とする必要がある。

(4) 「ニ　防衛力の整備に関する見積り若しくは計画又は研究」

ア 「防衛力」

侵略を排除する国家の意思と能力を表すものとして、侵略を未然に防止し、万一侵略を受けた場合にはこれを排除する機能を有するものであり、自衛隊の部隊の規模や編成、装備品等の種類や数量等、我が国を防衛する上で必要な人的、物的その他の能力の総体をいう。

イ 「防衛力の整備」

現在の防衛力の問題点、将来の国際情勢や軍事科学技術等の動向等を踏まえ、部隊の改編、装備品等の整備等により我が国及び国民の安全を確保するために適切な防衛力を構築又は維持することをいう。

ウ 「防衛力の整備に関する見積り若しくは計画」

防衛力の整備を行うために作成する計画及び当該計画を作成するために必要又は有用な内外の諸情勢等に関する分析評価又は予測をいう。防衛力の効率的かつ効果的な整備のためには、そのための計画が必要であるが、当該計画を作成する上で内外の諸情勢に関する緻密な見積りが必要であることから、本号は計画と見積りを一体的に規定している。

エ 「（防衛力の整備に関する）研究」

現在の防衛力の問題点、将来の国際情勢や軍事科学技術の動向等に関する分析を踏まえた将来の防衛力の在り方の検討に資する研究をいう。

オ 特定秘密の対象とする必要性

これらの事項に関する情報が漏えいした場合、現在の我が国の防衛力の問題点に加えて、将来的な防衛力の方向性が明らかになることから、相手国が我が国の防衛力の弱点をつく効果的な作戦の遂行や軍事力の構築を行うことが可能になり、我が国の防衛に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項については、特定秘密の対象となり得る事項とする必要がある。

なお、本号に該当する事項は、現在の我が国の防衛力の問題点や将来の防衛力の方向性を明らかにする内容を含み得るため、特定秘密の対象となり得ると考えられるが、多額の予算を必要とする防衛力の整備について国民の理解を得る観点等から、防衛力の整備に関する計画の概要に

ついては、中期的な観点から防衛力を整備するための政府の方針である「中期防衛力整備計画」や各年度の予算において公表されている。

(5) 「ホ　武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物の種類又は数量」

ア　「武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物」

「防衛の用に供する」とは、自衛隊の作戦行動等（作戦行動及び情報収集、物資の輸送・補給、装備品等の修理等の作戦行動に密接な関連を有する諸活動をいう。以下同じ。）に用いることを意味する。「防衛の用に供する物」としては、具体的には、例示されている武器、弾薬、航空機の他に、船舶を含み（第４条第４項第１号参照）、また、これらと同等の保護に値するものである、車両、液体燃料、装備品の構成部品、プログラムが記録された電子部品等がこれに該当する。

イ　「防衛の用に供する物の種類又は数量」

各部隊等や各機関若しくは自衛隊が全体として保有している装備品等の種類又は数量をいう。

ウ　特定秘密の対象とする必要性

これらの事項に関する情報が漏えいした場合、個別の部隊等又は自衛隊全体の戦闘能力や継戦能力等が明らかになることから、相手国が自衛隊の部隊等の弱点を踏まえた作戦を実施することが可能となり、我が国の防衛に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項については、特定秘密の対象となり得る事項とする必要がある。

(6) 「ヘ　防衛の用に供する通信網の構成又は通信の方法」

ア　「防衛の用に供する通信網の構成」

「防衛の用に供する」については上記(5)ア参照。

自衛隊の作戦行動等の際に用いる通信網の拠点、経路又はその容量等をいう。

イ　「防衛の用に供する通信の方法」

有線・無線を問わず自衛隊が発受する防衛の用に供する通信の方法をいう。

ウ　特定秘密の対象とする必要性

これらの事項に関する情報が漏えいした場合、相手国が通信内容を傍受することが容易となり、自衛隊の作戦行動等の詳細が明らかになるおそれがあること、また、相手国が通信網を破壊することにより自衛隊の通信を妨害することが可能になることから、我が国の防衛に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項については、特定秘密の対象となり得る事項とする必要がある。

(7) 「ト　防衛の用に供する暗号」

ア　「防衛の用に供する暗号」

「防衛の用に供する」については上記(5)ア参照。

「暗号」とは、通信内容を秘匿するための手段をいい、具体的には暗号のアルゴリズムと鍵を意味する。

「防衛の用に供する暗号」とは、自衛隊の作戦行動等の際に用いる暗号を意味する。

イ　特定秘密の対象とする必要性

これらの事項に関する情報が漏えいした場合、相手国は、傍受した自衛隊の通信内容を解読し、自衛隊の作戦行動等の詳細を知ること、また、収集対象となる情報に係る保全強化等の対抗措置を講ずることが可能となることから、我が国の防衛に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項については、特定秘密の対象となり得る事項とする必要がある。

(8)　「チ　武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のものの仕様、性能又は使用方法」

ア　「武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物」

上記(5)ア参照。

イ　「仕様」

装備品等の形状、構造、品質等をいう。

ウ　「性能」

装備品等がその目的に従って使用された場合に発揮する特性や能力をいう。

エ　「使用方法」

装備品等の物理的な操作方法のみならず、その装備品等の本来の目的にかなった最も有効適切な操作方法をいう。

オ　特定秘密の対象とする必要性

これらの事項に関する情報が漏えいした場合、装備品等が発揮し得る能力等が明らかになり、相手国が対抗措置を講ずることが可能となるため、我が国の防衛に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項については、特定秘密の対象となり得る事項とする必要がある。

研究開発段階にある装備品等についても、その仕様、性能又は使用方法が漏えいした場合、近い将来において自衛隊が作戦行動等に使用される蓋然性が高い装備品等が発揮し得る能力等が明らかになるため、装備品等とあわせて本号の対象と含めることとしている。

(9)　「リ　武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のものの製作、検査、修理又は試験の方法」

ア　「武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物」

上記(5)ア参照。

イ　「製作の方法」

装備品等又はそれらに用いられる部品、システム等を製作するために必要な知識又は技術をいう。

ウ　「検査の方法」

装備品等若しくはそれらに用いられる部品、システム等を検査するために必要な知識若しくは技術又は当該検査の評価基準若しくは結果として得られるデータをいう。

エ　「修理の方法」

装備品等若しくはそれらに用いられる部品、システム等を修理するために必要な知識若しくは技術又は当該修理の結果として得られるデータをいう。

オ　「試験の方法」

装備品等若しくはそれらに用いられる部品、システム等の試験を行うために必要な知識若しくは技術又は当該試験の評価基準若しくは結果として得られるデータをいう。

カ　特定秘密の対象とする必要性

これらの事項に関する情報が漏えいした場合、装備品等が発揮し得る能力等が明らかになり、相手国が対抗措置を講ずることが可能となるため、我が国の防衛に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項については、特定秘密の対象となり得る事項とする必要がある。

研究開発段階にある装備品等についても、その製作、検査、修理又は試験の方法が漏えいした場合、近い将来において自衛隊が作戦行動等に使用される蓋然性が高い装備品等が発揮し得る能力等が明らかになるため、装備品等と併せて本号の対象と含めることとしている。

(10)　「ヌ　防衛の用に供する施設の設計、性能又は内部の用途（へに掲げるものを除く。）」

ア　「防衛の用に供する施設」

「防衛の用に供する」については上記(5)ア参照。

自衛隊の作戦行動等の際に用いる施設（土地、建物及びその付属施設をいう。建物及びその付属施設の用途に従って当然に存在する若しくはその効用を増す器材等、例えば電気回線、通信回線若しくは警備システム等を含む。）をいい、具体的には、作戦行動の際に指揮所として使用される施設等が挙げられる。

イ　「設計」

防衛の用に供する施設の構造、材質等をいう。

ウ　「性能」

防衛の用に供する施設がその用途に従って使用された場合に実際に発揮される特性、強度又は能力（施設の設計目的が達成されているか）をいう。

エ　「内部の用途」

防衛の用に供する施設の内部、例えば、ある区画（部屋）がいかなる目的で使用されているかをいう。

オ　特定秘密の対象とする必要性

これらの事項に関する情報が漏えいした場合、防衛の用に供する施設の防護能力等が明らかになることから、相手国が当該施設の弱点を踏まえた作戦を実施することが可能となり、我が国の防衛に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項については、特定秘密の対象となり得る事項とする必要がある。

別表第２号　外交に関する事項

別表（第三条、第五条―第九条関係）
二　外交に関する事項
イ　外国の政府又は国際機関との交渉又は協力の方針又は内容のうち、国民の生命及び身体の保護、領域の保全その他の安全保障に関する重要なもの
ロ　安全保障のために我が国が実施する貨物の輸出若しくは輸入の禁止その他の措置又はその方針（第一号イ若しくはニ、第三号イ又は第四号イに掲げるものを除く。）
ハ　安全保障に関し収集した国民の生命及び身体の保護、領域の保全若しくは国際社会の平和と安全に関する重要な情報又は条約その他の国際約束に基づき保護することが必要な情報（第一号ロ、第三号ロ又は第四号ロに掲げるものを除く。）
ニ　ハに掲げる情報の収集整理又はその能力
ホ　外務省本省と在外公館との間の通信その他の外交の用に供する暗号

１　趣旨

本号は、外交に関する事項として総称される、外国の政府等との交渉又は協力その他安全保障のために我が国が実施する措置に関して類型的に秘匿の必要性が高いと認められる事項を限定列挙したものである。

２　内容

(1)　「イ　外国の政府又は国際機関との交渉又は協力の方針又は内容のうち、国民の生命及び身体の保護、領域の保全その他の安全保障に関する重要なもの」

ア　「交渉又は協力」

「交渉」とは、様々な問題について話し合いを通じて相互の利益の調整を行うことをいい、「協力」とは、同一の目的に向かって何らかの形で調整しながら行動することをいう。

イ　「方針又は内容」

「方針」とは、外国の政府等との交渉又は協力において我が国が達成すべき目標及びそれらを実現するための方策である。また、「内容」とは、安全保障に関する外国の政府等との交渉の過程や協力の具体的内容に関する事項である。

ウ　「国民の生命及び身体の保護、領域の保全その他の安全保障に関する重要なもの」

安全保障に関する「外国の政府又は国際機関との交渉又は協力の方針又は内容」であっても、通常、協議日程、議題、結果概要等は特段の秘匿の必要性があるものではない。そこで、外国の政府等との「交渉又は協力の方針又は内容のうち」、「安全保障に関する重要なもの」と規定することにより、類型的に秘匿の必要性が高いと認められる事項を列挙することとしている本法別表の趣旨により沿ったものとし、また、例示として「国民の生命及び身体の保護」及び「領域の保全」を規定することにより、「安全保障に関する重要なもの」の具体的内容を明らかにすることとしたものである。

エ　特定秘密の対象とする必要性

これらの事項に関する情報のうち、

① 外国の政府等との交渉の方針に関する情報が漏えいした場合、我が国の安全保障に係る交渉の手の内が明らかになるため、関係国が対抗措置や妨害措置を講ずることが可能となり、我が国の利益の実現が困難になる可能性がある

② 外国の政府等との交渉の内容に関する情報が漏えいした場合、交渉過程の詳細が明らかになることにより、交渉相手国との信頼関係が損なわれ、率直な意見交換を行うことが困難になるなど、その後の当該交渉相手国との交渉に支障が生じる。また、交渉過程が第三国にも明らかになるため、今後行われる第三国との同種の交渉においても我が国が望ましい結果を得ることが困難になる可能性がある

③ 外国の政府等との協力の方針又は内容に関する情報が漏えいした場合、当該協力の手の内が明らかになるため、関係国が対抗措置や妨害措置を講ずることが可能となり、当該外国の政府等との信頼関係が損なわれ、その後の安全保障に係る協力が困難になる可能性がある

このため、我が国の安全保障に関する外国の政府等と交渉又は協力に重大な支障を来す可能性があり、これらの事項については、特定秘密の対象となり得る事項とする必要がある。

(2)　「ロ　安全保障のために我が国が実施する貨物の輸出若しくは輸入の禁止その他の措置又はその方針（第一号イ若しくはニ、第三号イ又は第四号イに掲げるものを除く。）」

ア　「貨物の輸出若しくは輸入」

イの「安全保障のために我が国が実施する（中略）措置」の例示である。

イ　「安全保障のために我が国が実施する（中略）措置又はその方針」

安全保障に関して我が国として独自に講ずる様々な措置又はその方針である。

本事項は、例えば、国際連合安全保障理事会の決議（以下「安保理決議」という。）に基づき外国に対して制裁措置を講ずる場合などにおいて、本号イの外国の政府等との協力の方針又は内容との間で事項に重複する部分があるかのようにも見える。例えば、一定の物資の輸出禁止を加盟国に求める安保理決議を受けて、我が国においても当該物資の輸出を禁止した場合、協力国から情報を得て当該物資の我が国を経由した密輸出を防止するための措置を講ずれば、当該措置は安保理決議に基づく輸出禁止に抜け穴が生じないようにするための協力であると同時に、我が国の輸出禁止の実効性を確保するための措置でもあり得る。

しかしながら、本号イの外国の政府等との協力に関する事項は、我が国の政府と外国の政府等とが様々な対応を一致して、又は役割分担の下に実施するに際して、それらの対応の総合的な実効性を確保すべく、我が国の政府と外国の政府等との間で信頼関係を維持し、協力の手の内が明らかになることを防止するために秘匿すべき事項である一方、ロの安全保障のために我が国が実施する措置に関する事項は、外国の政府等と協力して行う場合だけでなく、我が国が単独で実施する場合も含め、我が国が実施する措置そのものの実効性を確保すべく、当該措置の手の内が明らかになることを防止するために秘匿すべき事項である。したがって、上記の例に見られるように、我が国の対応が同号イとロのいずれにも該当する場合があるとしても、これら各号に規定している事項には概念的な重複があるわけではない。

なお、本事項において第１号イ及びニ、第３号イ並びに第４号イで「計画」又は「研究」と規定している事項に相当する事項、すなわち、安全保障のために我が国が実施する措置について、とるべき措置の手順等を事前に作成したもので計画に相当するものや、様々な事態を想定して効率的かつ効果的に措置を講ずるための検討で研究に相当するものを、本事項においては措置の「方針」と規定している。これは、安全保障を実現するために外国の政府等との交渉又は協力以外で国が講ずる措置は、例えば他国を非難する声明の発出、禁輸措置等多岐にわたるため、必ずしもこれらの措置の「計画若しくは研究」と規定することが適切ではないためである。

ウ　「（第一号イ若しくはニ、第三号イ又は第四号イに掲げるものを除く。）」

第１号イ、同号ニ、第３号イ又は第４号イに該当する情報の中には、「安全保障のために我が国が実施する（中略）措置又はその方針」にも該当し得るものがあるが、これらは、その性格から「外交に関する事項」とする

よりも、第１号イ若しくはニ、第３号イ又は第４号イに掲げる事項として取り扱うことが適切であると考えられる。このため、これらについては本事項から除くこととしている。

エ　特定秘密の対象とする必要性

これらの事項に関する情報が漏えいした場合、安全保障のために我が国が講ずる措置の手の内が明らかになるため、関係国等が対抗措置や妨害措置を講ずることが可能となる。このため、当該措置の実施に重大な支障を来す可能性があり、これらの事項については、特定秘密の対象となり得る事項とする必要がある。

⑶　「ハ　安全保障に関し収集した国民の生命及び身体の保護、領域の保全若しくは国際社会の平和と安全に関する重要な情報又は条約その他の国際約束に基づき保護することが必要な情報（第一号ロ、第三号ロ又は第四号ロに掲げるものを除く。）」

ア　「情報」

別表第１号に関する解説２⑵ア参照。

イ　「安全保障に関し収集した（中略）重要な情報」

安全保障に関し外務省本省、在外公館、内閣の重要政策に関する情報の収集調査等を所掌する内閣官房その他の行政機関が収集した情報のうち、重要なものをいう。

ウ　「国民の生命及び身体の保護、領域の保全若しくは国際社会の平和と安全に関する」

本事項は、政府原案では「安全保障に関し収集した条約その他の国際約束に基づき保護することが必要な情報その他の重要な情報」と規定されていたが、衆議院における与野党協議により、「重要な情報」を「国民の生命及び身体の保護、領域の保全若しくは国際社会の平和と安全に関する」ものに限定して規定し、「安全保障に関し収集した（中略）条約その他の国際約束に基づき保護することが必要な情報」との例示については別途規定する（下記エ参照）よう、修正された。

エ　「安全保障に関し収集した（中略）条約その他の国際約束に基づき保護することが必要な情報」

安全保障に関し収集した情報であって、秘密保護協定（第９条に関する解説２⑶参照）等の国際約束に基づき提供され、保護することが必要なものである。

オ　「（第一号ロ、第三号ロ又は第四号ロに掲げるものを除く。）」

第１号ロ、第３号ロ又は第４号ロに該当する情報の中には、「安全保障に関し収集した（中略）重要な情報又は条約その他の国際約束に基づき保

護することが必要な情報」にも該当し得るものがあるが、これらは、その性格から「外交に関する事項」とするよりも、第１号ロ、第３号ロ又は第４号ロに掲げる事項として取り扱うことが適切であると考えられる。このため、これらについては本事項から除くこととした。

カ　特定秘密の対象とする必要性

これらの事項に関する情報が漏えいした場合、

① 収集対象となる情報に係る保全強化等の対抗措置が講じられ、じ後必要な情報を入手することが困難となる

② 情報の提供国等との信頼関係を損なうために、じ後必要な情報を入手することが困難となる

③ いかなる情報を情勢判断の指標等として収集整理しているかが明らかになり、情報操作を施され、不適切な情報を信頼することになったり、情報業務の間隙をつかれたりする

こととなり、我が国が適時に適切な対応をとることができず、我が国の安全保障に関する外国の政府等との交渉若しくは協力又は安全保障のために我が国が実施する措置に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項については、特定秘密の対象となり得る事項とする必要がある。

(4)　「ニ　ハに掲げる情報の収集整理又はその能力」

ア　「情報の収集整理」

本号ハに掲げる情報の収集整理に関する活動状況、態勢及び方法等をいう。「活動状況」、「態勢」及び「方法」については別表第１号に関する解説２(3)ア参照。

イ「（情報の収集整理）の能力」

意義については別表第１号に関する解説２(3)ア参照。

ウ　特定秘密の対象とする必要性

これらの事項に関する情報が漏えいした場合、

① 収集対象となる情報に係る保全強化等の対抗措置が講じられ、じ後必要な情報を入手することが困難となる

② 情報の提供国等との信頼関係を損なうために、じ後必要な情報を入手することが困難となる

③ いかなる情報を情勢判断の指標等として収集整理しているかが明らかになり、情報操作を施され、不適切な情報を信頼することになったり、情報業務の間隙をつかれたりする

こととなり、我が国が、外国の政府等と交渉若しくは協力を行い、又は安全保障上の措置を講ずる際に、適時に適切な対応をとることができず、安

全保障に関する外国の政府等との交渉若しくは協力又は安全保障のために我が国が実施する措置に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項については、特定秘密の対象となり得る事項とする必要がある。

(5) 「ホ　外務省本省と在外公館との間の通信その他の外交の用に供する暗号」

ア　「外交の用に供する暗号」

「暗号」については別表第１号に関する解説２(7)ア参照。

「外交の用に供する暗号」とは、外交に係る諸活動の際に用いる暗号を意味する。

イ　特定秘密の対象とする必要性

これらの事項に関する情報が漏えいした場合、相手国は、傍受した通信内容を解読し、我が国の外国の政府等との交渉若しくは協力又は安全保障上の措置の手の内等の詳細を知ることが可能となり、また、他国との信頼関係が損なわれることから、安全保障に関する外国の政府等との交渉若しくは協力又は安全保障のために我が国が実施する措置に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項については、特定秘密の対象となり得る事項とする必要がある。

別表第３号　特定有害活動の防止に関する事項

別表（第三条、第五条―第九条関係）
三　特定有害活動の防止に関する事項
イ　特定有害活動による被害の発生若しくは拡大の防止（以下この号において「特定有害活動の防止」という。）のための措置又はこれに関する計画若しくは研究
ロ　特定有害活動の防止に関し収集した国民の生命及び身体の保護に関する重要な情報又は外国の政府若しくは国際機関からの情報
ハ　ロに掲げる情報の収集整理又はその能力
ニ　特定有害活動の防止の用に供する暗号

１　趣旨

本号は、特定有害活動の防止に関して類型的に秘匿の必要性が高いと認められる事項を限定列挙したものである。

２　内容

⑴　「イ　特定有害活動による被害の発生若しくは拡大の防止（以下この号において「特定有害活動の防止」という。）のための措置又はこれに関する計画若しくは研究」

ア　「（特定有害活動の防止）のための措置」

特定有害活動への適切な対処を確保するため、治安機関がとるべき措置をいう。

イ　「（特定有害活動の防止のための措置）に関する計画」

アの「措置」の手順等をまとめた計画をいう。

ウ　「（特定有害活動の防止のための措置）に関する（中略）研究」

アの「措置」の効率的かつ効果的な対処に資すること等を目的として行う研究をいう。

エ　特定秘密の対象とする必要性

これらの事項に関する情報が漏えいした場合、特定有害活動に対処する治安機関の能力、態勢又は関心事項が明らかになることから、外国の情報機関等が治安機関の手の内を踏まえた効果的な攻撃を実施することが可能となり、我が国における特定有害活動の防止に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項については、特定秘密の対象となり得る事項とする必要がある。

⑵　「ロ　特定有害活動の防止に関し収集した国民の生命及び身体の保護に関する重要な情報又は外国の政府若しくは国際機関からの情報」

ア　「情報」

別表第１号に関する解説２(2)ア参照。

イ　「特定有害活動の防止に関し収集した（中略）重要な情報」

特定有害活動の防止に関し警察庁等の治安機関、内閣の重要政策に関する情報の収集調査等を所掌する内閣官房その他の行政機関が収集した情報のうち、重要なものをいう。

ウ　「国民の生命及び身体の保護に関する」

本事項は、政府原案では「特定有害活動の防止に関し収集した外国の政府又は国際機関からの情報その他の重要な情報」と規定されていたが、衆議院における与野党協議により、「重要な情報」を「国民の生命及び身体の保護に関する」ものに限定して規定し、「特定有害活動の防止に関し収集した（中略）外国の政府若しくは国際機関からの情報」との例示については別途規定する（下記エ参照）よう、修正された。

エ　「特定有害活動の防止に関し収集した（中略）外国の政府若しくは国際機関からの情報」

特定有害活動の防止に関し収集した情報であって、外国の情報機関や治安関係の国際機関等から提供された情報である。

オ　特定秘密の対象とする必要性

これらの事項に関する情報が漏えいした場合、

① 収集対象となる情報に係る保全強化等の対抗措置が講じられ、じ後必要な情報を入手することが困難となる

② 情報の提供国等との信頼関係を損なうため、じ後必要な情報を入手することが困難となる

③ いかなる情報を情勢判断の指標等として収集整理しているかが明らかになり、情報操作を施され、不適切な情報を信頼することになったり、情報業務の間隙をつかれたりする

こととなり、適時に適切な対応をとることができず、我が国の特定有害活動の防止に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項については、特定秘密の対象となり得る事項とする必要がある。

(3)　「ハ　ロに掲げる情報の収集整理又はその能力」

ア　「情報の収集整理」

本号ロに掲げる情報の収集整理に関する活動状況、態勢及び方法等をいう。「活動状況」、「態勢」及び「方法」については別表第１号に関する解説２(3)ア参照。

イ　「（情報の収集整理）の能力」

意義については別表第１号に関する解説２(3)ア参照。

ウ　特定秘密の対象とする必要性

これらの事項に関する情報が漏えいした場合、

① 収集対象となる情報に係る保全強化等の対抗措置が講じられ、じ後必要な情報を入手することが困難となる

② 情報の提供国等との信頼関係を損なうために、じ後必要な情報を入手することが困難となる

③ いかなる情報を情勢判断の指標等として収集整理しているかが明らかになり、情報操作を施され、不適切な情報を信頼することになったり、情報業務の間隙をつかれたりする

こととなり、適時に適切な対応をとることができず、我が国の特定有害活動の防止に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項については、特定秘密の対象となり得る事項とする必要がある。

(4)　「ニ　特定有害活動の防止の用に供する暗号」

ア　「特定有害活動の防止の用に供する暗号」

「暗号」については別表第１号に関する解説２(7)ア参照。

「特定有害活動の防止の用に供する暗号」とは、特定有害活動の防止に係る諸活動の際に用いる暗号を意味する。

イ　特定秘密の対象とする必要性

これらの事項に関する情報が漏えいした場合、相手方は、傍受した通信内容を解読し、特定有害活動に対処する治安機関の活動等の詳細を知ることが可能となり、また、収集対象となる情報に係る保全強化等の対抗措置を講ずることが可能となることから、我が国の特定有害活動の防止に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項については、特定秘密の対象となり得る事項とする必要がある。

別表第４号　テロリズムの防止に関する事項

別表（第三条、第五条―第九条関係）
四　テロリズムの防止に関する事項
イ　テロリズムによる被害の発生若しくは拡大の防止（以下この号において「テロリズムの防止」という。）のための措置又はこれに関する計画若しくは研究
ロ　テロリズムの防止に関し収集した国民の生命及び身体の保護に関する重要な情報又は外国の政府若しくは国際機関からの情報
ハ　ロに掲げる情報の収集整理又はその能力
ニ　テロリズムの防止の用に供する暗号

１　趣旨

本号は、テロリズムの防止に関して類型的に秘匿の必要性が高いと認められる事項を限定列挙したものである。

２　内容

(1)　「イ　テロリズムによる被害の発生若しくは拡大の防止（以下この号において「テロリズムの防止」という。）のための措置又はこれに関する計画若しくは研究」

ア　「（テロリズムの防止）のための措置」

テロリズムへの適切な対処を確保するため、治安機関がとるべき措置をいう。

イ　「（テロリズムの防止のための措置）に関する計画」

アの「措置」の手順等をまとめた計画をいう。

ウ　「（テロリズムの防止のための措置）に関する（中略）研究」

アの「措置」の効率的かつ効果的な対処に資すること等を目的として行う研究をいう。

エ　特定秘密の対象とする必要性

これらの事項に関する情報が漏えいした場合、テロリズムに対処する治安機関の能力、態勢又は関心事項が明らかになることから、外国の情報機関等が治安機関の手の内を踏まえた効果的な攻撃を実施することが可能となり、我が国におけるテロリズムの防止に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項については、特定秘密の対象となり得る事項とする必要がある。

(2)　「ロ　テロリズムの防止に関し収集した国民の生命及び身体の保護に関する重要な情報又は外国の政府若しくは国際機関からの情報」

ア　「情報」

別表第１号に関する解説２(2)ア参照。

イ　「テロリズムの防止に関し収集した（中略）重要な情報」

テロリズムの防止に関し警察庁等の治安機関、内閣の重要政策に関する情報の収集調査等を所掌する内閣官房その他の行政機関が収集した情報のうち、重要なものをいう。

ウ　「国民の生命及び身体の保護に関する」

本事項は、政府原案では「テロリズムの防止に関し収集した外国の政府又は国際機関からの情報その他の重要な情報」と規定されていたが、衆議院における与野党協議により、「重要な情報」を「国民の生命及び身体の保護に関する」ものに限定して規定し、「テロリズムの防止に関し収集した（中略）外国の政府若しくは国際機関からの情報」との例示については別途規定する（下記エ参照）よう、修正された。

エ　「テロリズムの防止に関し収集した（中略）外国の政府若しくは国際機関からの情報」

テロリズムの防止に関し収集した情報であって、外国の情報機関や治安関係の国際機関等から提供された情報である。

オ　特定秘密の対象とする必要性

これらの事項に関する情報が漏えいした場合、

① 収集対象となる情報に係る保全強化等の対抗措置が講じられ、じ後必要な情報を入手することが困難となる

② 情報の提供国等との信頼関係を損なうため、じ後必要な情報を入手することが困難となる

③ いかなる情報を情勢判断の指標等として収集整理しているかが明らかになり、情報操作を施され、不適切な情報を信頼することになったり、情報業務の間隙をつかれたりする

こととなり、適時に適切な対応をとることができず、我が国のテロリズムの防止に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項については、特定秘密の対象となり得る事項とする必要がある。

(3)　「ハ　ロに掲げる情報の収集整理又はその能力」

ア　「情報の収集整理」

本号ロに掲げる情報の収集整理に関する活動状況、態勢及び方法等をいう。「活動状況」、「態勢」及び「方法」については別表第１号に関する解説２(3)ア参照。

イ　「（情報の収集整理）の能力」

意義については別表第１号に関する解説２(3)イ参照。

ウ　特定秘密の対象とする必要性

これらの事項に関する情報が漏えいした場合、

① 収集対象となる情報に係る保全強化等の対抗措置が講じられ、じ後必要な情報を入手することが困難となる

② 情報の提供国等との信頼関係を損なうために、じ後必要な情報を入手することが困難となる

③ いかなる情報を情勢判断の指標等として収集整理しているかが明らかになり、情報操作を施され、不適切な情報を信頼することになったり、情報業務の間隙をつかれたりする

こととなり、適時に適切な対応をとることができず、我が国のテロリズムの防止に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項については、特定秘密の対象となり得る事項とする必要がある。

(4)　「ニ　テロリズムの防止の用に供する暗号」

ア　「テロリズムの防止の用に供する暗号」

「暗号」については別表第１号に関する解説２(7)ア参照。

「テロリズムの防止の用に供する暗号」とは、テロリズムの防止に係る諸活動の際に用いる暗号を意味する。

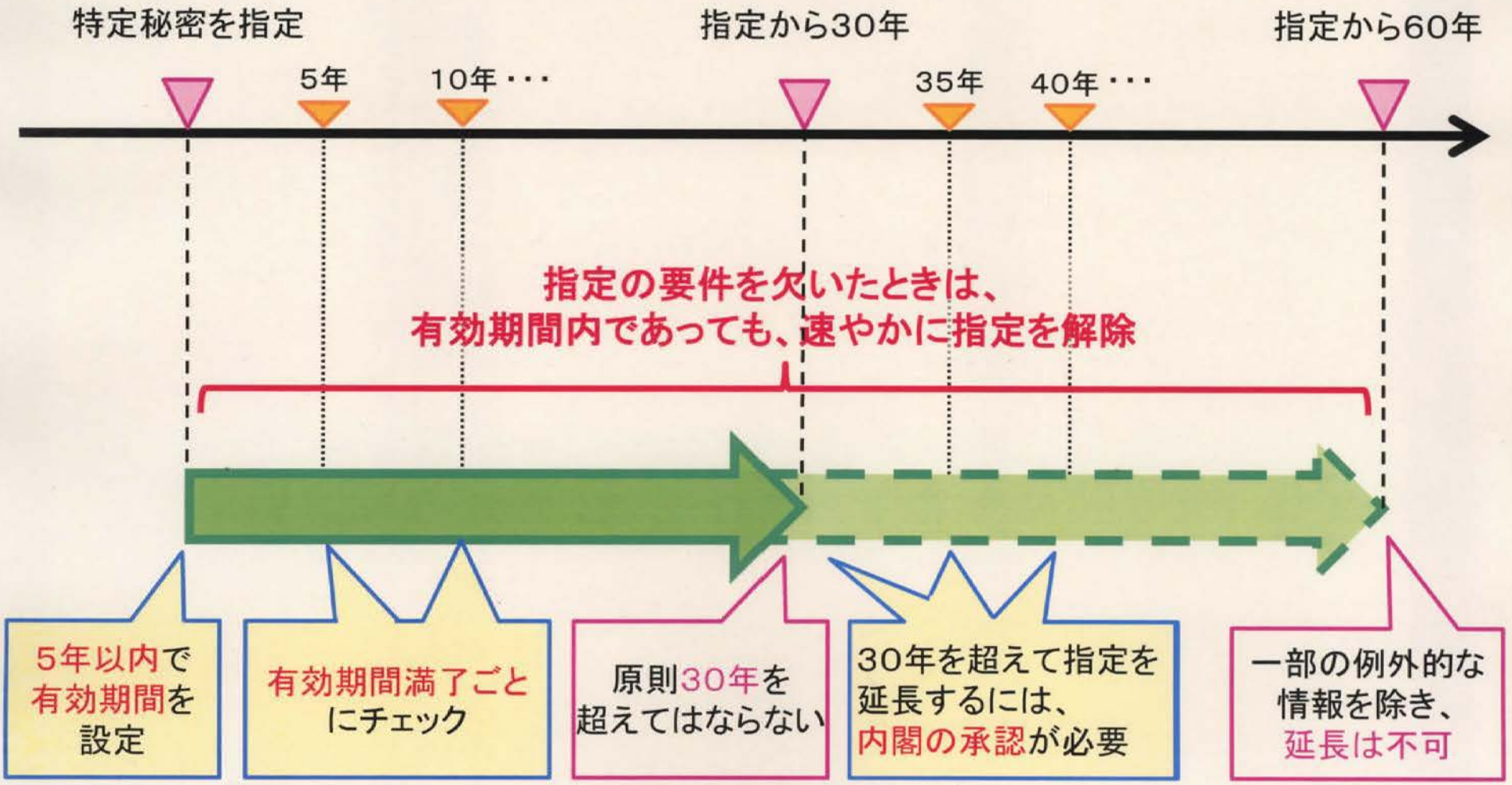
イ　特定秘密の対象とする必要性

これらの事項に関する情報が漏えいした場合、相手方は、傍受した通信内容を解読し、テロリズムに対処する治安機関の活動等の詳細を知ることが可能となり、また、収集対象となる情報に係る保全強化等の対抗措置を講ずることが可能となることから、我が国のテロリズムの防止に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項については、特定秘密の対象となり得る事項とする必要がある。

別添1

特定秘密の指定・解除・有効期間

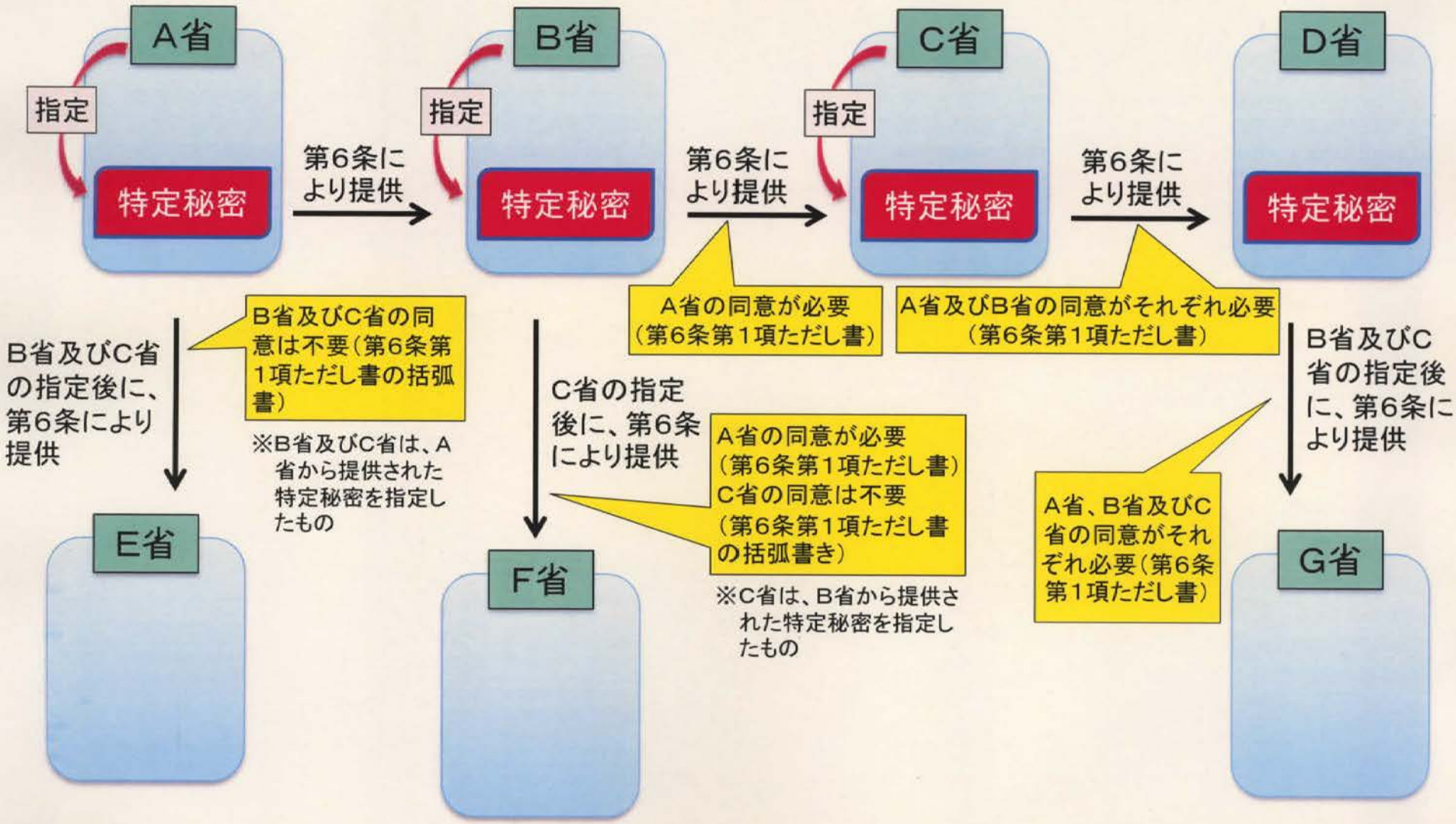
【未定稿：取扱注意】



別添2

【未定稿：取扱注意】

我が国の安全保障上の必要による特定秘密の提供における行政機関の長の同意について



【未定稿：取扱注意】

別添３

本法、国家公務員法、改正前の自衛隊法及びＭＤＡ秘密保護法の罰則の比較

	本法	国家公務員法	改正前の自衛隊法	ＭＤＡ秘密保護法
取扱業務者による漏えい（故意）	10年以下の懲役（又は情状により10年以下の懲役及び１千万円以下の罰金）　（第23条第１項）	１年以下の懲役又は50万円以下の罰金（第100条第１項、第109条第12号） ※「職員」による「職務上知り得た秘密」の漏えいを処罰。「職務上知り得た秘密」は、職員が職務の執行に関連して知り得た秘密のすべてをいい、職員が担当している職務に直接関係する秘密、すなわち「職務上の秘密」のほか、担当職務外の秘密であっても職務の遂行に関連して知り得たものが含まれる（「逐条国家公務員法」832頁）。	５年以下の懲役（第122条第１項）	10年以下の懲役（第３条第１項第３号） ※　「わが国の安全を害する目的をもつて」漏えいした者は取扱業務者以外の者も処罰（第２号）。
業務知得者による漏えい（故意）	５年以下の懲役（又は情状により５年以下の懲役及び500万円以下の罰金）　（第23条第２項）		－	５年以下の懲役（第３条第２項） ※ 業務知得者以外の者も処罰。
未遂処罰の有無	○（第23条第３項）	－	○（第122条第２項）	○（第３条第３項）
取扱業務者による漏えい（過失）	２年以下の禁錮又は50万円以下の罰金（第23条第４項）	－	１年以下の禁錮又は３万円以下の罰金（第122条第３項）	２年以下の禁錮又は５万円以下の罰金（第４条第１項）
業務知得者による漏えい（過失）	１年以下の禁錮又は30万円以下の罰金　（第23条第５項）	－	－	１年以下の禁錮又は３万円以下の罰金　（第４条第２項）
取得行為	10年以下の懲役（又は情状により10年以下の懲役及び１千万円以下の罰金）　（第24条第１項） ※　外国の利益若しくは自己の不正の利益を図り、又は我が国の安全若しくは国民の生命若しくは身体を害すべき用途に供する目的に限る。	－	－	10年以下の懲役（第３条第１項第１号） ※　探知・収集行為を処罰。 ※　「不当な方法で」行う場合のほか、「わが国の安全を害すべき用途に供する目的をもつて」行う場合を処罰。
未遂処罰の有無	○（第24条第２項）	－	－	○（第３条第３項）
共謀 独立教唆 煽動	５年以下の懲役　（第25条第１項） ※　取扱業務者による漏えい及び取得行為の共謀、独立教唆、煽動。 ３年以下の懲役　（第25条第２項） ※ 業務知得者による漏えいの共謀、独立教唆、煽動。	１年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金（第111条） ※　第109条第12号に掲げる行為（秘密の漏えい）を企て、命じ、故意にこれを容認し、そそのかし又はそのほう助をした者を処罰。	３年以下の懲役（第122条第４項） ※ 取扱業務者による漏えいの共謀、独立教唆、煽動。	５年以下の懲役（第５条第１項、第３項） ※　第３条第１項の罪の陰謀、教唆、せん動。 ３年以下の懲役（第５条第２項、第３項） ※　第３条第２項の罪の陰謀、教唆、せん動。

※ＭＤＡ秘密保護法：「日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法」

2014年6月12日 受領

○特定秘密の保護に関する法律施行令案叩き台に対する質問・意見

番号	省庁名	質問・意見	対象箇所	内容
1	経済産業省	質問	１１条、１３条、１８条関連	前回の回答にあったように他の行政機関との受渡し等について協議で定めるとした場合、電子情報処理組織での伝達を含め幅広く認められてしまう。他方、令１１条で内閣に提示する場合は詳細に定められているとおり、二重重ね、携行、施錠などは、特定秘密の屋外持ち出しの一般ルールとして考えることが適当と考えられるところ、各省庁間においての伝達方式については関係省庁間協議等に全て委ねることが妥当なのか（統一的な運用指針に、原則として伝達については１１条の例に従う
2	経済産業省	質問	１３条	１３条においては、秘密保護に必要な措置について「～の制限」という形で列挙されているが、具体的な方法については各行政機関の長が規程で定めるとなっているところ、この規程を制定するにあたってのモデル規程が各行政機関に提示されるという理解で良いか。運用基準案でも保護措置についての具体的な方法については特段記されていないところ、モデル規程が存在しない場合、政府一体的な秘密保護体

平成２６年６月１２日
防衛省防衛政策局調査課

「特定秘密の保護に関する法律施行令（仮称）素案の叩き台」に対する質問等について

１　第１５条関係

(1)　第１５条の規定は、民間事業者に適用する基準であり、各行政機関が行う当該基準の審査においては、政府として統一的な基準をもって実施することが適当と考えます。今後、統一的な基準を訓令のモデル規程等においてお示し頂きたく、この点について見解を伺いたい。

(2)　第１５条の適合事業者は、特定秘密に係る契約を締結するに相応しい事業者か否かという観点から審査されるのであり、個々の契約毎に判断するようなものではないと考えられるところ、本条で規定する適合事業者の審査として、契約毎に審査を行う必要はないものと理解として良いか、見解を伺いたい。

２　第１６条関係

(1)　防衛省における装備品等の製造等の契約（以下「製造契約」という。）においては、製造契約の契約相手方以外の民間事業者を下請負として参画させる必要が生じることが想定されており、特定秘密の取扱いを含む場合においても同様である。

特定秘密の取扱いを含む製造契約を行う場合に、下請負者に特定秘密を保有させ、又は提供する必要が生じたときに適切に特定秘密保護法等に定める手続きが実施できるよう、製造契約の契約相手方との契約の中に、あらかじめ製造契約の契約相手方が下請負者を参画させようとする際の手続きに関する定めを設けおくことは可能であるか、見解を伺いたい。

（以上）

事　務　連　絡
平成26年６月12日
警　　察　　庁

内閣官房特定秘密保護法施行準備室担当官　殿

特定秘密の保護に関する法律施行令（素案の叩き台）について

標記について、下記のとおり質問を提出いたします。

記

1　国家公安委員会が第13条第１項の「行政機関の長」である場合には、警察庁職員は同項第２号の「特定秘密の保護に関する業務を管理する者」に含まれ得ると解してよろしいか。

2　第13条第１項第２号の「管理」の具体的な内容について教示されたい。

3　第13条第１項の「規程」の策定に当たっては、内閣官房からモデル案等が示されるものと理解してよろしいか。

2014年 6月19日　法務省ロ

第10条第1項　行政機関の長による公益上の必要による特定秘密の提供

（その他公益上の必要による特定秘密の提供）

第十条　第四条第五項、第六条から前条まで及び第十八条第四項後段に規定するもののほか、行政機関の長は、次に掲げる場合に限り、特定秘密を提供するものとする。

一　特定秘密の提供を受ける者が次に掲げる業務又は公益上特に必要があると認められるこれらに準ずる業務において当該特定秘密を利用する場合（次号から第四号までに掲げる場合を除く。）であって、当該特定秘密を利用し、又は知る者の範囲を制限すること、当該業務以外に当該特定秘密が利用されないようにすることその他の当該特定秘密を利用し、又は知る者がこれを保護するために必要なものとして、イに掲げる業務にあっては附則第十条の規定に基づいて国会において定める措置、イに掲げる業務以外の業務にあっては政令で定める措置を講じ、かつ、我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがないと認めたとき。

イ　各議院又は各議院の委員会若しくは参議院の調査会が国会法（昭和二十二年法律第七十九号）第百四条第一項（同法第五十四条の四第一項において準用する場合を含む。）又は議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律（昭和二十二年法律第二百二十五号）第一条の規定により行う審査又は調査であって、国会法第五十二条第二項（同法第五十四条の四第一項において準用する場合を含む。）又は第六十二条の規定により公開しないこととされたもの

ロ　刑事事件の捜査又は公訴の維持であって、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）第三百十六条の二十七第一項（同条第三項及び同法第三百十六条の二十八第二項において準用する場合を含む。）の規定により裁判所に提示する場合のほか、当該捜査又は公訴の維持に必要な業務に従事する者以外の者に当該特定秘密を提供することがないと認められるもの

二　民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第二百二十三条第六項の規定により裁判所に提示する場合

三　情報公開・個人情報保護審査会設置法（平成十五年法律第六十号）第九条第一項の規定により情報公開・個人情報保護審査会に提示する場合

四　会計検査院法（昭和二十二年法律第七十三号）第十九条の四において読み替えて準用する情報公開・個人情報保護審査会設置法第九条第一項の規定により会計検査院情報公開・個人情報保護審査会に提示する場合

1　趣旨

本条は、行政機関の長が、我が国の安全保障以外の公益上の必要により、特定秘密を提供する場合について定めるものである。

2　内容

(1)　見出し「その他公益上の必要による特定秘密の提供」

特定秘密を提供する必要がある場合は安全保障上の必要によるときに限られるものではなく、国会での審議、犯罪の捜査、裁判、情報公開、許認可手続等のために安全保障以外の公益上の必要により、国会、捜査機関、裁判所、他の行政機関、地方公共団体等の機関等に特定秘密を提供することが必要となる場合があり得る。

安全保障以外の公益上の必要があると認められる業務において使用する場合には、反復・継続して特定秘密を取り扱う可能性が高くない中で、これらの機関等の職員等に一律に適性評価を行わせるのは困難としても、提供する行政機関にとっては、当該特定秘密が漏えいすれば、その安全保障に関する所掌事務の遂行に著しい支障を与えるおそれがあるため、本法においては、

①(ⅰ)イ若しくはロの業務又は(ⅱ)公益上特に必要があると認められるこれらに準ずる行為において当該特定秘密を利用する場合であり、

②提供先において当該特定秘密を保護するために必要な措置が講じられ、かつ、

③我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがないと認められる

場合に提供するものとしている。

(2)　柱書「第四条第五項、第六条から前条まで及び第十八条第四項後段に規定するもののほか（中略）次に掲げる場合に限り」

本法では特定秘密を保有する行政機関の長等がこれを提供できる場合を規定していることから、行政機関の長は、

○　第４条第５項に基づき通じて 30 年を超えて有効期間を延長する場合の内閣への提示

○　第６条から第９条までの規定に基づく安全保障上の必要による提供

○　第 18 条第４項後段に基づく内閣総理大臣への特定秘密である情報を含む資料の提出

以外には、本項に基づく場合に限って特定秘密を提供することを定めたものである。

(3)　柱書「提供するものとする」

政府原案では「提供することができる」としていたが、衆議院における与野党協議により修正された。

国会に対する特定秘密の提供をめぐり、国会において必要な保護措置が講じられた場合、原則として、「我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがない」と認められ、国会に特定秘密を提供することとなるが、「提供することができる」との規定は、特定秘密の提供が行政機関の長の裁量であるかのような誤解を与えるものであったため、「提供するものとする」と修正し、行政機関の長による特定秘密の提供が義務であることを明確にしている。

(4) 第１号

本項各号においては、行政機関の長が、本項に基づき特定秘密を提供する場合を列挙している。各号列記の考え方は、第１号に行政機関の長が、提供の都度、上記(1)の①から③までの提供の要件を満たしているか否かを判断する場合を規定しており、第２号から第４号までにおいては、法律上、特定秘密を含む文書等を提示することが義務付けられ、かつ、当該文書等が提供先から第三者に開示されないことが担保されている（したがって、行政機関の長が、提供の都度、要件を充足しているか判断する余地のない）、いわゆるインカメラ審査において、特定秘密を提供することが想定される場合を規定している。

ア 「次に掲げる業務」

(ｱ)「イ 各議院又は各議院の委員会若しくは参議院の調査会が（中略）行う審査又は調査であって（中略）公開しないこととされたもの」

国会の本会議又は委員会若しくは参議院の調査会の審査又は調査であって、秘密会とされる場合を規定している。

国会法（昭和22年法律第79号）第104条では、行政機関は、報告又は記録の提出を求められたときは、その求めに応じなければならない（第１項）としつつ、一方で、その求めに応じないときは、その理由を疎明しなければならず（第２項）、さらに、国家の重大な利益に悪影響を及ぼす旨の内閣の声明があった場合には報告又は記録の提出をする必要がないとされており（第３項）、かかる報告又は記録に特定秘密が含まれる場合、その性格に鑑みれば、これを公開する形で提供することは、国家の重大な利益に悪影響を及ぼすものとして、最終的には声明を出すことになるものと、通常、考えられる。

しかしながら本法は、国会において特定秘密を保護するために必要な措置（下記エ参照）が講じられることとなれば、行政機関の長は、我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがないと認められない

ごく一部の例外（下記カ参照）を除き、国家の重大な利益に悪影響を及ぼすものではないとして、国会法第104条第3項に基づく声明を出すことなく、国会の求めに応じ、秘密会に特定秘密を提供することとするものである。したがって、本号に基づき特定秘密を提供するに当たっては、提供の要件を満たす必要があるが、本法は、憲法第62条の適用を変更するものではなく、むしろ同条に規定されるいわゆる国政調査権に資するものである。

(イ)「ロ　刑事事件の捜査又は公訴の維持であって、刑事訴訟法（中略）第三百十六条の二十七第一項（中略）の規定により裁判所に提示する場合のほか、当該捜査又は公訴の維持に必要な業務に従事する者以外の者に当該特定秘密を提供することがないと認められるもの」

刑事事件の捜査又は公訴の維持であって、当該捜査又は公訴の維持に必要な業務に従事する警察等の捜査機関の職員、検察官等以外の者に当該特定秘密を提供することがない場合を規定している。

刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）においては、公務員若しくは公務員であった者本人又は当該公務所から職務上の秘密に関するものであることを申し立てたときは、当該監督官庁の承諾がなければ押収することができない（第103条、第222条第1項）との規定があり、行政機関の長は、裁判所や捜査機関に対し、特定秘密の押収を拒むことが可能である[1]。

一方で、特定秘密の漏えい事件等の捜査において、捜査機関が漏えい等の対象となった特定秘密の内容を承知していなければ、例えば、被疑者の具体的な漏えい行為等を特定するための取調べを有効に行う

---

[1] なお、「公務員又は公務員であった者が保管し、又は所持する物」（刑事訴訟法第103条）に当たらない物件を捜査機関が押収した後に当該押収物件に特定秘密に該当する情報が含まれていることが判明したとき、当該情報は捜査機関が当該特定秘密を保有する行政機関の長から提供を受けたものに当たらないため、当該情報を含む押収物件の送致を始めとした取扱いに、本法律上の制約はない。

また、「公務員又は公務員であった者が保管し、又は所持する物」（刑事訴訟法第103条）に当たる物件に特定秘密に該当する情報が含まれていた（職務上の秘密に関するものであった）場合であって当該監督官庁が押収を承諾したとき、被押収者は「公務員又は公務員であった者」であって当該監督官庁（特定秘密を保有する行政機関の長）ではないと解される。この場合、当該情報は捜査機関が当該特定秘密を保有する行政機関の長から提供を受けたものに当たらないため、当該情報を含む押収物件の送致を始めとした取扱いに、本法律上の制約はない。

ことができないなどの支障があり、捜査の遂行のために、捜査機関の求めに応じ特定秘密を提供することが必要と認められる場合がある。このような場合には、特定秘密を使用等する職員の範囲を制限したり、特定秘密が記録された文書等の管理について特段の配慮をしたりするなど、行政機関から提供された特定秘密を保護するための措置が捜査機関において講じられることを要件として、捜査機関に特定秘密が提供される必要がある。

また、この種の秘密漏えい事件の刑事裁判においては、いわゆる外形立証の方法がとられており、秘密の内容そのものを明らかにしないまま[2]実質秘性を立証することが通例である[3]が、検察官が特定秘密の内容を承知していなければ、有罪を確信して公訴を提起することができず、あるいは、有効な外形立証を行うことができないなどの支障があり、公訴の提起及び維持のために、検察官の求めに応じ特定秘密を提供することが必要と認められる場合がある。このような場合には、検察官において、裁判所に特定秘密を含む証拠の取調べを請求しないこととするほか、特定秘密を保護するための措置が検察官において講じられることを要件として、検察官に特定秘密が提供される必要がある。

なお、刑事訴訟法第316条の27第1項（同条第3項及び同法第316条の28第2項において準用する場合を含む。）の規定により、公判前整理手続又は期日間整理手続において裁判所が特定秘密を含む証拠の提示を命じる場合があり得るが、提示（提供）を受けた裁判所は何人

---

[2] これまでの秘密漏えい事件に関する実務を踏まえれば、特定秘密の漏えい等の事件の逮捕状や起訴状等においては、例えば「○○に関する特定秘密が記録された文書を漏らし」などと記載することにより、逮捕の理由が被疑者に告知され、また、被告人に対し防御権の範囲が明示されることになると考えられる。

[3] 本法違反の罪を問う裁判は、公開で行われることとなり、対審も公開される。また、公判廷で明らかにされた証拠に基づき裁判がなされるものである。

これまでも秘密漏えい事件の刑事裁判において、立証責任を全うしつつ、かつ、秘密の内容が明らかになることを防止するために、秘密にする実質的理由として当該秘密文書等の立案・作成過程、秘指定を相当とする具体的理由等を明らかにすることにより、実質秘性を立証する、いわゆる外形立証の方法がとられている。

このようなこれまでの裁判例に照らせば、個別事件における判断は裁判官の自由心証によるものではあるものの、一般論として、特定秘密の漏えい事件においても、外形立証の方法により、当該特定秘密の内容そのものを明らかにせず、特定秘密性を立証することが可能であると考えられる。

にも当該証拠の閲覧又は謄写をさせることができない旨規定されている（刑事訴訟法第316条の27第1項後段）。したがって、かかる検察官による裁判所への提示のほか、当該捜査又は公訴の維持に必要な業務に従事する者以外の者に当該特定秘密を提供することがないと認められ、その他所要の保護措置が講じられている場合には、裁判所以外の第三者に開示される懸念はないと考えられる。[4]。

---

[4] 特定秘密を含む証拠に係る刑事訴訟法第316条の26に基づく証拠開示決定については、検察官において特定秘密を明らかにすることができない理由を疎明することにより、これを回避できる可能性が高いものと考えられるが、仮に証拠開示決定がなされて、これが確定した場合には、

○　基本的に、開示を受けた弁護人や被告人に対し当該特定秘密を保護することを求めることはできないものと認められ、非公知性を維持することが困難となる

○　裁判所が、インカメラ審査を行った上で、当該特定秘密を秘匿する必要性はこれを開示する必要性に及ばないものと判断したのであり、そのような司法の判断が行われた以上、行政機関の長としても、特段の秘匿の必要性があるとは言い難い

ことなどから、行政機関の長は、当該証拠開示決定の理由を踏まえて、第4条第7項に基づき特定秘密の指定を解除することとなり、検察官は、その解除を待って、当該証拠を被告人・弁護人に開示することとなる。

なお、この場合、裁判所は法令に基づき特定秘密の開示を命じるものであり、刑法第35条の正当業務行為に該当するため、当該裁判所の裁判官が特定秘密の漏えい行為の教唆罪（第25条）として処罰されることはない。

また、刑事訴訟手続においては、刑事訴訟規則（昭和23年最高裁判所規則第32号）第192条に基づき、証拠書類又は証拠物等の提示を命じられる場合があるが、かかる提示命令については、公判前整理手続又は期日間整理手続におけるインカメラ審査のための提示命令とは異なり、第三者に開示されないことが担保されていない（もっとも、実際には、公判前（期日間）整理手続が整備された現行の刑事訴訟法において、同整理手続における証拠開示をめぐる攻防を経ることなく、あえて裁判所が刑事訴訟規則第192条に基づく証拠提示命令を行った上で、これを被告人側に開示することはほとんど想定されないと考えられる。）。特定秘密を含む証拠についてかかる提示命令がなされた場合にも、法令の明文上、裁判所が提示された証拠を被告人側に開示することを禁じておらず、仮に裁判所が開示をした場合には、当該開示は刑事訴訟法又は刑事訴訟規則上、正当な行為であり、本法の罰則等の対象となるものではない。なお、仮に裁判所が被告人側に開示した場合には、刑事訴訟法第316条の26に基づく証拠開示決定がなされた場合と同様、非公知性を維持することが困難となることから、行政機関の長は、第4条第7項に基づき特定秘密の指定を解除することになり、検察官は、その解除を待って、当該証拠を裁判所に提示することとなる。

以上を踏まえて、刑事訴訟法第316条の27第1項の規定により提示する場合のほか、当該捜査又は公訴の維持に必要な業務に従事する警察官、検察官等以外の者に当該特定秘密を提供することがないと認められる刑事事件の捜査に限って、特定秘密の保護措置を講じ、かつ、我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがないと認めたときは特定秘密を提供することができることとしている。

なお、「捜査又は公訴の維持に必要な業務に従事する者」には、例えば、特定秘密の漏えい事件の捜査に直接に従事する都道府県警察の職員のみならず、当該捜査を指導調整する警察庁の職員を含み、また、文書の鑑定等に従事する都道府県警察の科学捜査研究所の職員等も含まれる。

イ　「公益上特に必要があると認められるこれら（同号イ又はロ）に準ずる業務」

上記アに「準ずる業務」としては、まず、法律の規定において検査や調査のために資料等の提出を求めることができる旨規定されている業務が考えられる。例えば、会計検査院法（昭和22年法律第73号）第25条では、会計検査院の実地検査を受けるものは、これに応じなければならないとされ、また、同法第26条では、検査の際は帳簿、書類その他の資料若しくは報告の提出の求めに応じなければならないとされている。また、国家公務員法第17条、第87条及び第91条ではそれぞれ、人事院が行う人事行政に関する調査、勤務条件に関する行政措置要求の調査、及び不利益処分の不服申立てについての調査について規定し、第100条第4項で、この場合等の職員の守秘義務と秘密の公表に関する所轄庁の長の許可の規定を全面的に排除している。したがって、これらの検査等は「公益上特に必要があると認められるこれらに準ずる業務」に該当すると言える。

また、上記のような法律上の明文規定はないが、提供を受ける者がその業務を行う上で特定秘密の提供を受ける必要があると認められるもので「公益上特に必要があると認められるこれらに準ずる業務」に該当するものとして特定秘密を提供する場合としては、例えば、自衛隊法の治安出動の要請などの際に、内閣総理大臣と都道府県知事との間で間接侵略の可能性など、措置決定前に、機微な情報を共有する場合などが考えられる。

ウ　「当該特定秘密を利用し、又は知る者の範囲を制限すること、当該業務以外に当該特定秘密が利用されないようにすること」

下記エ又はオの提供先において提供を受けた特定秘密を保護するために必要なものとして「附則第十条の規定に基づいて国会において定める措置」又は「政令で定める措置」の例示である。

エ　「当該特定秘密（中略）を保護するために必要なものとして、イに掲げる業務にあっては附則第十条の規定に基づいて国会において定める措置」

本号に基づく提供の要件の１つとして、上記ア(ｱ)の国会の秘密会に特定秘密を提供する場合における特定秘密の保護措置について規定している。

政府原案においては、このような場合における保護措置についても、他の場合におけるものと同様、政令で定めることとしていたが、衆議院における与野党協議により、国会の秘密会に特定秘密を提供する場合については本法附則第 10 条に基づいて国会において定めることとされた。

オ　「当該特定秘密（中略）を保護するために必要なものとして（中略）政令で定める措置」

本号に基づく提供の要件の１つとして、国会の秘密会に特定秘密を提供する場合以外の場合における特定秘密の保護措置について政令において定めることを規定している。

カ　「我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがない」

本号に基づく提供の要件の１つとして、当該提供により、我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがないことを規定している。

国会等の提供先において必要な保護措置が講じられた場合、原則として、特定秘密を提供することとなるが、例えば、外国の情報機関から提供された情報であって、第三者に提供することについて、提供者の承諾が得られていない情報等、我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがあると判断せざるを得ない場合など、例外的な場合には、特定秘密を提供しないときがあると考える。

(5)　第２号「民事訴訟法（中略）第二百二十三条第六項の規定により裁判所に提示する場合」

民事訴訟におけるインカメラ審査において特定秘密を提供する場合について規定している。

民事訴訟手続において、裁判所は、公務員又は公務員であった者を証人として職務上の秘密について尋問する場合には、当該監督官庁の承認を得なければならないとされており（民事訴訟法（平成８年法律第 109 号）第 191 条第１項）、その場合、証人は証言を拒むことができ（第 197 条第１項第１号）、また、これらの者に鑑定人として職務上の秘密について意見

を述べさせる場合についても、第 216 条により第 191 条第 1 項及び第 197 条第 1 項第 1 号が準用され、監督官庁の承認を要するとともに、鑑定人は鑑定を拒むことができるとされている。

また、文書提出命令の申立てがあったときは、公務員の職務上の秘密に関する文書について、当該文書が民事訴訟法第 220 条第 4 号ロの「公務員の職務上の秘密に関する文書でその提出により公共の利益を害し、又は公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれがあるもの」に該当するときは、文書提出命令の対象とされていない。

裁判所は、当該文書提出命令の申立てに係る文書が民事訴訟法第 220 条第 4 号イからニまでに掲げる文書（公務員の職務上の秘密に関する文書でその提出により公共の利益を害し、又は公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれがあるもの（同号ロ）等）のいずれかに該当するかどうかの判断をするため必要があると認めるときは、文書の所持者にその提示をさせることができるとされているが、この場合、何人も、その提示された文書の開示を求めることができないとされている（民事訴訟法第 223 条第 6 項）。

したがって、文書提出命令の申立てがなされた場合であって、裁判所が、民事訴訟法第 223 条第 6 項の規定により、特定秘密が記録された文書について行政機関に提示を求めた場合は、当該特定秘密は同項の規定により保護されることが担保されていることから、当該行政機関の長はこれを提示、すなわち提供することになる。

なお、裁判所は、公務員の公務上の秘密に関する文書について民事訴訟法第 220 条第 4 号に掲げる文書であることを原因とする文書提出命令の申立てがあった場合、当該文書が同号ロに掲げる文書に該当するかどうかについて、監督官庁の意見を聞かなければならず（同法第 223 条第 3 項本文）、監督官庁が、当該文書の提出により国の安全が害されるおそれ等の同条第 4 項各号に掲げるおそれがあることを理由として当該文書が同法第 220 条第 4 号に掲げる文書に該当する旨の意見を述べたときは、裁判所は、その意見について相当の理由があると認めるに足りない場合に限り、文書の提出を命ずることができる（同法第 223 条第 4 項）とされている。したがって、特定秘密が記載された文書について、裁判所に文書の提出命令の申立てがされた場合、裁判所が民事訴訟法第 220 条第 4 号ロに掲げる文書に該当するとの監督官庁の意見に相当の理由があると認めるに足りないと判断したときに限り、当該文書について文書提出命令が出されることになると考えられる（なお、6 頁注 4 参照）。その場合、訴訟の当事者である行政機関の長が当該命令に従わなかったときは，裁判所は当該文書の記載に関する相手方の主張を真実と認めることができるとされ（第 224 条第 1 項），

削除: と監督官庁が意見を述べた

削除: したがって、民事訴訟手続において、特定秘密の指定を解除することなくこれを訴訟当事者に提供することは、通常想定されない。

削除: 一方、

削除:

削除: その可能性は低いものと認められるものの、

削除: 行政機関

削除: ないと認め、

コメント [m1]: 刑事訴訟（6 頁）については、正当業務行為に該当するため、裁判官は特定秘密の漏えい行為の教唆罪として処罰されることはないとの記載があるので、平仄の観点から、民事においてもそのように記載するのが望ましいのではないか。

削除: た

コメント [m2]: 文書の所持者が必ず行政機関の長であるとは限らないのではないか。他の箇所も同じ。

訴訟の当事者ではない行政機関の長が当該命令に従わなかったときは，裁判所は決定で20万円以下の過料に処するとされており（第225条第１項），行政機関の長においては，特定秘密の指定を解除して当該命令に従うという選択肢か，特定秘密の指定を解除せず当該命令に従わないことにより上記の不利益を甘受するという選択肢のいずれかを選ぶこととなる。

⑹　第３号「情報公開・個人情報保護審査会設置法（中略）第九条第一項の規定により情報公開・個人情報保護審査会に提示する場合」

情報公開・個人情報保護審査会によるインカメラ審査において特定秘密を提供する場合について規定している。

特定秘密が記録されている行政文書についても、情報公開法の適用を受け、開示・不開示の判断は、情報公開法に基づいて行われるが、特定秘密は、その性質上、通常、情報公開法上の不開示情報に該当し、不開示と判断されることが想定される。

そして、当該不開示決定について不服申立てがあったときは、行政機関の長は、情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならないとされ（情報公開法第18条）、情報公開・個人情報保護審査会は調査審議において必要があると認めるときは、諮問庁に対し、行政文書の提示を求めることができるとされている（情報公開・個人情報保護審査会設置法（平成15年法律第60号）第９条第１項）。この場合においては、何人も、その提示された行政文書の開示を求めることができないとされている（同項）。

したがって、情報公開・個人情報保護審査会設置法第９条第１項の規定により、特定秘密を含む行政文書等の提示を求められた場合は、当該特定秘密は同項の規定により保護されることが担保されていることから、当該行政機関の長はこれを提示、すなわち提供することになる。

⑺　第４号「会計検査院情報公開・個人情報保護審査会に提示する場合」

情報公開・個人情報保護審査会設置法第９条第１項の規定が会計検査院法第19条の４において読み替えて準用され、会計検査院情報公開・個人情報保護審査会が、会計検査院長の諮問に応じ、情報公開法に基づく開示決定等についての不服申立てについて調査審議することとされていることから、第３号とは別途規定している。

コメント [m3]: 民訴法の観点から事実誤認があるというわけではないが、刑事訴訟に関しては（６頁）、裁判所の証拠開示命令が確定した場合、そのような司法の判断が行われた以上、行政機関の長としても特段の秘匿の必要があるとはいいがたいとして、法第４条第７項に基づき指定を解除して、検察官は開示するとされているが、民事においても同様の理由が当てはまると考えられ、両者の平仄を合わせるべきであると考える。
また、この表現では、国（の機関）が金銭さえ支払えば裁判所の命令に従わなくても良いと指摘している印象を与えるような表現であることからも、現在の表現は相当でないと考える。

第10条第２項　警察本部長による公益上の必要による特定秘密の提供

（その他公益上の必要による特定秘密の提供）
第十条
２　警察本部長は、第七条第三項の規定による求めに応じて警察庁に提供する場合のほか、前項第一号に掲げる場合（当該警察本部長が提供しようとする特定秘密が同号ロに掲げる業務において利用するものとして提供を受けたものである場合以外の場合にあっては、同号に規定する我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがないと認めることについて、警察庁長官の同意を得た場合に限る。）、同項第二号に掲げる場合又は都道府県の保有する情報の公開を請求する住民等の権利について定める当該都道府県の条例（当該条例の規定による諮問に応じて審議を行う都道府県の機関の設置について定める都道府県の条例を含む。）の規定で情報公開・個人情報保護審査会設置法第九条第一項の規定に相当するものにより当該機関に提示する場合に限り、特定秘密を提供することができる。

１　趣旨

本項は、警察本部長が、特定秘密を提供する場合について定めるものである。

２　内容

(1)　「第七条第三項の規定による求めに応じて警察庁に提供する場合のほか」

警察本部長は、第７条第３項の規定による求めに応じて警察庁に提供する場合以外には、本項に基づく場合に限って特定秘密を提供することができることを定めたものである。

(2)　「当該警察本部長が提供しようとする特定秘密が同号ロに掲げる業務において利用するものとして提供を受けたものである場合以外の場合にあっては、（本条第１項第１号）に規定する我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがないと認めることについて、警察庁長官の同意を得た場合に限る」

都道府県警察が特定秘密を保有するのは、①第５条第２項に基づき保有する場合、②第７条に基づき警察庁長官から提供を受けた場合、及び③本条第１項第１号ロに基づき特定秘密の漏えい等の刑事事件の捜査において行政機関の長から提供を受けた場合である。

このうち、③の場合については、提供に当たって、当該行政機関の長が、捜査又は公訴の維持に必要な業務に従事する者に特定秘密を提供することを前提に提供を行っており、例えば、捜査のため都道府県警察から検察庁に特定秘密を提供することも当然に予定されたものであることから、改めて、我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがあるかどうか判断する必要はない。

他方、①及び②の場合については、いまだそのような判断は行われておらず、かつ、そのような判断は、国内外の関係機関と情報交換を行い、全国警察の関連情報を集約し、分析評価を行っている警察庁のみが適切な判断を行うことができると考えられる。このため、③以外の場合により都道府県警察が保有する特定秘密を、第10条第1項第1号に掲げる場合に警察本部長が提供するときには、我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがないと認めることについて、警察庁長官の同意を得た場合に限ることとした。

(3) 「都道府県の保有する情報の公開を請求する住民等の権利について定める当該都道府県の条例（中略）の規定で情報公開・個人情報保護審査会設置法第九条第一項の規定に相当するものにより当該機関に提示する場合」

都道府県の情報公開条例に基づき、都道府県の情報公開審査会等におけるインカメラ審理において、特定秘密を提供する場合について規定したものである。

(4) 「当該条例の規定による諮問に応じて審議を行う都道府県の機関の設置について定める都道府県の条例」

都道府県の情報公開審査会等の設置根拠が情報公開条例以外の場合を想定して規定したものである。

第10条第３項　適合事業者による公益上の必要による特定秘密の提供

（その他公益上の必要による特定秘密の提供）
第十条
３　適合事業者は、第八条第三項の規定による求めに応じて行政機関に提供する場合のほか、第一項第一号に掲げる場合（同号に規定する我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがないと認めることについて、当該適合事業者が提供しようとする特定秘密について指定をした行政機関の長の同意を得た場合に限る。）又は同項第二号若しくは第三号に掲げる場合に限り、特定秘密を提供することができる。

１　趣旨

本項は、適合事業者が、特定秘密を提供する場合について定めるものである。

２　内容

(1)　「第八条第三項の規定による求めに応じて行政機関に提供する場合のほか」

適合事業者は、第８条第３項の規定による求めに応じて行政機関に提供する場合以外には、本項に基づく場合に限って特定秘密を提供することができることを定めたものである。

(2)　「（本条第１項第１号）に規定する我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがないと認めることについて、当該適合事業者が提供しようとする特定秘密について指定をした行政機関の長の同意を得た場合に限る」

我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがないか否かの判断を適合事業者が行うことは不可能であり、そのような判断は指定をした行政機関が行うことが適当であると考えられるため、適合事業者は、指定をした行政機関の長の同意を得た場合に限り、提供できることとしている。

(3)　「第三号に掲げる場合」

適合事業者となる業者としては、武器等の製造等を行う民間企業が考えられるが、これら企業が情報公開・個人情報保護審査会に特定秘密を提供することは想定されない。しかしながら、民間企業の他にも、例えば、情報通信研究機構や宇宙航空研究開発機構の独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)に基づく独立行政法人等(第２条第１項）が、情報収集衛星の研究開発、製造等の委託を受け、情報収集衛星の画像、暗号等に関する特定秘密を保有する場合があり得、これら

の場合には、当該独立行政法人等は、当該特定秘密が記録された同法に規定する法人文書（第２条第２項）を保有し、同法に基づき、これに対する開示決定等に関して異議申立てがあった場合には、情報公開・個人情報保護審査会に諮問することがあり得る。そのような場合を念頭において、本項では、本条第１項第３号に掲げる場合における特定秘密の提供を規定している。

事　務　連　絡
平成26年６月23日
内閣官房特定秘密保護法施行準備室

警察庁担当官　殿

警察庁質問への回答について

標記について、下記のとおり質問を提出いたします。

記

1　特定秘密の保護に関する法律第11条第７号の政令で定める者として、都道府県公安委員会委員が規定される理由及び方面公安委員会委員が規定されない理由について教示されたい。

（回答）特定秘密保護法（平成25年法律第108号。以下「本法」という。）第11条第７号の政令で定める者は、これまでの国会における議論等を踏まえ、合議制の機関を構成する職であって、就任について国会等の同意によることを必要とするもののうち、特定秘密の取扱いの業務を行う見込みが高いと考えられるものとすることとした。

本法上、都道府県警察においては、警察庁長官が指定をした場合において当該指定に係る特定秘密で都道府県警察が保有するものがあるときに警察庁長官が保有させること（本法第５条第３項）又は警察庁の所掌事務のうち本法別表に掲げる事項に係るものを遂行するために特定秘密を利用させる必要があると警察庁長官が認めた場合において警察庁長官が提供すること（本法第７条第１項）を通じて、特定秘密の取扱いの業務を行うこととされている。

これらの場合において、都道府県公安委員会は、例えば、警察法第60条第１項に基づき他の都道府県警察に対する援助の要求をする場合において重要防護施設の警備状況等について把握するなど、個々の特定秘密についてを取り扱うことが具体的に見込まれるため、規定することとした。他方、方面公安委員会については、都道府県公安委員会とは異なり、上記のような法令の規定に基づきその権限に属させられた事務をつかさどることとはされておらず、これらの場合において個々の特定秘密を取り扱うことが具体的に見込まれるわけではないため、規定しないこととした。

2014年 6月24日 法務省 →

第10条第1項　行政機関の長による公益上の必要による特定秘密の提供

（その他公益上の必要による特定秘密の提供）

第十条　第四条第五項、第六条から前条まで及び第十八条第四項後段に規定するもののほか、行政機関の長は、次に掲げる場合に限り、特定秘密を提供するものとする。

一　特定秘密の提供を受ける者が次に掲げる業務又は公益上特に必要があると認められるこれらに準ずる業務において当該特定秘密を利用する場合（次号から第四号までに掲げる場合を除く。）であって、当該特定秘密を利用し、又は知る者の範囲を制限すること、当該業務以外に当該特定秘密が利用されないようにすることその他の当該特定秘密を利用し、又は知る者がこれを保護するために必要なものとして、イに掲げる業務にあっては附則第十条の規定に基づいて国会において定める措置、イに掲げる業務以外の業務にあっては政令で定める措置を講じ、かつ、我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがないと認めたとき。

イ　各議院又は各議院の委員会若しくは参議院の調査会が国会法（昭和二十二年法律第七十九号）第百四条第一項（同法第五十四条の四第一項において準用する場合を含む。）又は議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律（昭和二十二年法律第二百二十五号）第一条の規定により行う審査又は調査であって、国会法第五十二条第二項（同法第五十四条の四第一項において準用する場合を含む。）又は第六十二条の規定により公開しないこととされたもの

ロ　刑事事件の捜査又は公訴の維持であって、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）第三百十六条の二十七第一項（同条第三項及び同法第三百十六条の二十八第二項において準用する場合を含む。）の規定により裁判所に提示する場合のほか、当該捜査又は公訴の維持に必要な業務に従事する者以外の者に当該特定秘密を提供することがないと認められるもの

二　民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第二百二十三条第六項の規定により裁判所に提示する場合

三　情報公開・個人情報保護審査会設置法（平成十五年法律第六十号）第九条第一項の規定により情報公開・個人情報保護審査会に提示する場合

四　会計検査院法（昭和二十二年法律第七十三号）第十九条の四において読み替えて準用する情報公開・個人情報保護審査会設置法第九条第一項の規定により会計検査院情報公開・個人情報保護審査会に提示する場合

1　趣旨

本条は、行政機関の長が、我が国の安全保障以外の公益上の必要により、特定秘密を提供する場合について定めるものである。

2　内容

(1)　見出し「その他公益上の必要による特定秘密の提供」

特定秘密を提供する必要がある場合は安全保障上の必要によるときに限られるものではなく、国会での審議、犯罪の捜査、裁判、情報公開、許認可手続等のために安全保障以外の公益上の必要により、国会、捜査機関、裁判所、他の行政機関、地方公共団体等の機関等に特定秘密を提供することが必要となる場合があり得る。

そして、安全保障以外の公益上の必要があると認められる業務において使用する場合には、反復・継続して特定秘密を取り扱う可能性が高くない中で、これらの機関等の職員等に一律に適性評価を行わせるのは困難としても、提供する行政機関にとっては、当該特定秘密が漏えいすれば、その安全保障に関する所掌事務の遂行に著しい支障を与えるおそれがあるため、行政機関の長は、本項において列挙した場合にのみ、安全保障以外の公益上の必要により特定秘密を提供することとしたものである。

削除: 本法においては、
①(ⅰ)イ若しくはロの業務又は(ⅱ)公益上特に必要があると認められるこれらに準ずる行為において当該特定秘密を利用する場合であり、
②提供先において当該特定秘密を保護するために必要な措置が講じられ、
かつ、
③我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがないと認められる
場合に提供するものとしている。

(2)　柱書「第四条第五項、第六条から前条まで及び第十八条第四項後段に規定するもののほか（中略）次に掲げる場合に限り」

本法では特定秘密を保有する行政機関の長等がこれを提供できる場合を規定していることから、行政機関の長は、

- ○　第４条第５項に基づき通じて 30 年を超えて有効期間を延長する場合の内閣への提示
- ○　第６条から第９条までの規定に基づく安全保障上の必要による提供
- ○　第 18 条第４項後段に基づく内閣総理大臣への特定秘密である情報を含む資料の提出

以外には、本項に基づく場合に限って特定秘密を提供することを定めたものである。

(3)　柱書「提供するものとする」

政府原案では「提供することができる」としていたが、衆議院における与野党協議により修正された。

国会に対する特定秘密の提供をめぐり、国会において必要な保護措置が講じられた場合、原則として、「我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがない」と認められ、国会に特定秘密を提供することとなるが、「提供することができる」との規定は、特定秘密の提供が行政機関の長の裁量

であるかのような誤解を与えるものであったため、「提供するものとする」と修正し、行政機関の長による特定秘密の提供が義務であることを明確にしている。

(4) 第１号

本項各号においては、行政機関の長が、本項に基づき特定秘密を提供する場合を列挙している。各号列記の考え方は、第１号においては、行政機関の長が、提供の都度、①イ若しくはロの業務又は公益上特に必要があると認められるこれらに準ずる業務において当該特定秘密を利用する場合であり、②提供先において当該特定秘密を保護するために必要な措置が講じられ、③我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがないと認められるという要件を満たしているか否かを判断する場合を規定しており、第２号から第４号までにおいては、法律上、特定秘密を含む文書等を提示することが義務付けられ、かつ、当該文書等が提供先から第三者に開示されないことが担保されている（したがって、行政機関の長が、提供の都度、要件を充足しているか判断する余地のない）、いわゆるインカメラ審査において、特定秘密を提供することが想定される場合を規定している。

削除: 上記(1)の①から③までの提供の

ア 「次に掲げる業務」

(ｱ)「イ 各議院又は各議院の委員会若しくは参議院の調査会が（中略）行う審査又は調査であって（中略）公開しないこととされたもの」

国会の本会議又は委員会若しくは参議院の調査会の審査又は調査であって、秘密会とされる場合を規定している。

国会法（昭和22年法律第79号）第104条では、行政機関は、報告又は記録の提出を求められたときは、その求めに応じなければならない（第１項）としつつ、一方で、その求めに応じないときは、その理由を疎明しなければならず（第２項）、さらに、国家の重大な利益に悪影響を及ぼす旨の内閣の声明があった場合には報告又は記録の提出をする必要がないとされており（第３項）、かかる報告又は記録に特定秘密が含まれる場合、その性格に鑑みれば、これを公開する形で提供することは、国家の重大な利益に悪影響を及ぼすものとして、最終的には声明を出すことになるものと、通常、考えられる。

しかしながら本法は、国会において特定秘密を保護するために必要な措置（下記エ参照）が講じられることとなれば、行政機関の長は、我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがないと認められないごく一部の例外（下記カ参照）を除き、国家の重大な利益に悪影響を及ぼすものではないとして、国会法第104条第３項に基づく声明を出すことなく、国会の求めに応じ、秘密会に特定秘密を提供することと

するものである。したがって、本号に基づき特定秘密を提供するに当たっては、提供の要件を満たす必要があるが、本法は、憲法第62条の適用を変更するものではなく、むしろ同条に規定されるいわゆる国政調査権に資するものである。

(イ)「ロ　刑事事件の捜査又は公訴の維持であって、刑事訴訟法（中略）第三百十六条の二十七第一項（中略）の規定により裁判所に提示する場合のほか、当該捜査又は公訴の維持に必要な業務に従事する者以外の者に当該特定秘密を提供することがないと認められるもの」

刑事事件の捜査又は公訴の維持であって、当該捜査又は公訴の維持に必要な業務に従事する警察等の捜査機関の職員、検察官等以外の者に当該特定秘密を提供することがない場合を規定している。

刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）においては、公務員若しくは公務員であった者本人又は当該公務所から職務上の秘密に関するものであることを申し立てたときは、当該監督官庁の承諾がなければ押収することができない（第103条、第222条第1項）との規定があり、行政機関の長は、裁判所や捜査機関に対し、特定秘密の押収を拒むことが可能である[1]。

一方で、特定秘密の漏えい事件等の捜査において、捜査機関が漏えい等の対象となった特定秘密の内容を承知していなければ、例えば、被疑者の具体的な漏えい行為等を特定するための取調べを有効に行うことができないなどの支障があり、捜査の遂行のために、捜査機関の求めに応じ特定秘密を提供することが必要と認められる場合がある。このような場合には、特定秘密を使用等する職員の範囲を制限したり、

---

[1] なお、「公務員又は公務員であった者が保管し、又は所持する物」（刑事訴訟法第103条）に当たらない物件を捜査機関が押収した後に当該押収物件に特定秘密に該当する情報が含まれていることが判明したとき、当該情報は捜査機関が当該特定秘密を保有する行政機関の長から提供を受けたものに当たらないため、当該情報を含む押収物件の送致を始めとした取扱いに、本法律上の制約はない。

また、「公務員又は公務員であった者が保管し、又は所持する物」（刑事訴訟法第103条）に当たる物件に特定秘密に該当する情報が含まれていた（職務上の秘密に関するものであった）場合であって当該監督官庁が押収を承諾したとき、被押収者は「公務員又は公務員であった者」であって当該監督官庁（特定秘密を保有する行政機関の長）ではないと解される。この場合、当該情報は捜査機関が当該特定秘密を保有する行政機関の長から提供を受けたものに当たらないため、当該情報を含む押収物件の送致を始めとした取扱いに、本法律上の制約はない。

特定秘密が記録された文書等の管理について特段の配慮をしたりするなど、行政機関から提供された特定秘密を保護するための措置が捜査機関において講じられることを要件として、捜査機関に特定秘密が提供される必要がある。

また、この種の秘密漏えい事件の刑事裁判においては、いわゆる外形立証の方法がとられており、秘密の内容そのものを明らかにしないまま[2]実質秘性を立証することが通例である[3]が、検察官が特定秘密の内容を承知していなければ、適切に公訴を提起することができず、あるいは、有効な外形立証を行うことができないなどの支障があり、公訴の提起及び維持のために、検察官の求めに応じ特定秘密を提供することが必要と認められる場合がある。このような場合には、検察官において、裁判所に特定秘密を含む証拠の取調べを請求しないこととするほか、特定秘密を保護するための措置が検察官において講じられることを要件として、検察官に特定秘密が提供される必要がある。

削除: 有罪を確信して

なお、刑事訴訟法第316条の27第1項（同条第3項及び同法第316条の28第2項において準用する場合を含む。）の規定により、公判前整理手続又は期日間整理手続において裁判所が特定秘密を含む証拠の提示を命じる場合があり得るが、提示（提供）を受けた裁判所は何人にも当該証拠の閲覧又は謄写をさせることができない旨規定されている（刑事訴訟法第316条の27第1項後段）。したがって、かかる検察官による裁判所への提示のほか、当該捜査又は公訴の維持に必要な業務に従事する者以外の者に当該特定秘密を提供することがないと認め

---

[2] これまでの秘密漏えい事件に関する実務を踏まえれば、特定秘密の漏えい等の事件の逮捕状や起訴状等においては、例えば「○○に関する特定秘密が記録された文書を漏らし」などと記載することにより、逮捕の理由が被疑者に告知され、また、被告人に対し防御権の範囲が明示されることになると考えられる。

[3] 本法違反の罪を問う裁判は、公開で行われることとなる。また、公判廷で明らかにされた証拠に基づき裁判がなされるものである。

削除: り、対審も公開され

これまでも秘密漏えい事件の刑事裁判において、立証責任を全うしつつ、かつ、秘密の内容が明らかになることを防止するために、秘密にする実質的理由として当該秘密文書等の立案・作成過程、秘指定を相当とする具体的理由等を明らかにすることにより、実質秘性を立証する、いわゆる外形立証の方法がとられている。

このようなこれまでの裁判例に照らせば、個別事件における判断は裁判官の自由心証によるものではあるものの、一般論として、特定秘密の漏えい事件においても、外形立証の方法により、当該特定秘密の内容そのものを明らかにせず、特定秘密性を立証することが可能であると考えられる。

られ、その他所要の保護措置が講じられている場合には、裁判所以外の第三者に開示される懸念はないと考えられる[4]。

以上を踏まえて、刑事事件の捜査又は公訴の維持の業務において特定秘密を利用する捜査機関及び検察官に対しては、刑事訴訟法第 316 条の 27 第 1 項の規定により裁判所に提示する場合のほか、当該捜査又は公訴の維持に必要な業務に従事する警察官、検察官等以外の者に当該特定秘密を提供することがないと認められる場合に限って、特定秘密の保護措置を講じ、かつ、我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがないと認めたときは、特定秘密を提供することができることとしている。

なお、「捜査又は公訴の維持に必要な業務に従事する者」には、例えば、特定秘密の漏えい事件の捜査に直接に従事する都道府県警察の職員のみならず、当該捜査を指導調整する警察庁の職員を含み、また、

---

[4] 特定秘密を含む証拠に係る刑事訴訟法第 316 条の 26 に基づく証拠開示決定については、検察官において特定秘密を明らかにすることができない理由等を疎明することにより、証拠開示決定に至らない場合も考えられるが、仮に証拠開示決定がなされて、これが確定した場合には、

○　基本的に、開示を受けた弁護人や被告人に対し当該特定秘密を保護することを求めることはできないものと認められ、非公知性を維持することが困難となる

○　裁判所が、インカメラ審査を行った上で、当該特定秘密を秘匿する必要性はこれを開示する必要性に及ばないものと判断したのであり、そのような司法の判断が行われた以上、行政機関の長としても、特段の秘匿の必要性があるとは言い難い

ことなどから、行政機関の長は、当該証拠開示決定の理由を踏まえて、第 4 条第 7 項に基づき特定秘密の指定を解除することとなり、検察官は、その解除を待って、当該証拠を被告人・弁護人に開示することとなる。

そして、裁判所による法令に基づく訴訟行為については、刑法第 35 条の正当行為として違法性が阻却され、犯罪は成立しないところ、上記の場合における裁判所の証拠開示決定も、刑法第 35 条の正当行為に該当するため、当該裁判所の裁判官が特定秘密の漏えい行為の教唆罪（第 25 条）として処罰されることはない。

なお、仮に、検察官の手持ち証拠である特定秘密を含む証拠について、刑事訴訟規則（昭和 23 年最高裁判所規則第 32 号）第 192 条に基づく証拠提示命令がなされて、これが確定した場合には、通常、刑事訴訟法第 316 条の 26 に基づく証拠開示決定の場合と同様、非公知性を維持することが困難となることから、行政機関の長は、第 4 条第 7 項に基づき特定秘密の指定を解除することとなり、検察官は、その解除を待って、当該証拠を裁判所に提示することとなる。

削除: 。

削除: 刑事事件の捜査

削除: これを回避できる可能性が高いものと

削除: なお

削除: こ

削除: 、

削除: は法令に基づき特定秘密の開示を命じるものであり

削除: 業務

削除: また、刑事訴訟手続においては、裁判所が刑事訴訟規則（昭和 23 年最高裁判所規則第 32 号）第 192 条に基づき、証拠書類又は証拠物等の提示を命じられ、または，訴訟指揮権（刑事訴訟法２９４条）に基づき証拠開示を命じる場合があるところが、かかる提示命令については、公判前整理手続又は期日間整理手続におけるインカメラ審査のための提示命令とは異なり、第三者に開示されないことが担保されていない（もっとも、実際には、公判前（期日間）整理手続が整備された現行の刑事訴訟法において、同整理手続における証拠開示をめぐる攻防を経ることなく、あえて裁判所が訴訟指揮権等に基づいて証拠開示を命じる刑事訴訟規則第 192 条に基づく証拠提示命令を行った上で、これを被告人側に開示することはあまりほとんど想定されないと考えられる。）、。特定秘密を含む証拠について裁判所がかかる提示命令を出し、がなされた場合にも、法令の明文上、裁判所が提示された証拠を被告人側に開示することを禁じておらず、仮に裁判所が開示をした場合には、または訴訟指揮権に基づき証拠開示を命じた場合、当該提示命令開示又は開示命令は、刑事訴訟法又は刑事訴訟規則上、正当な行為であり、前記同様，当該裁判所の裁判官が特定秘密の漏えい行為の教唆罪（第・条）として処罰されることはない本法の罰則等の対象となるものではない。なお、仮に裁判所が提示命令又は訴訟指揮権に基づく証拠開示命令 ... [1]

文書の鑑定等に従事する都道府県警察の科学捜査研究所の職員等も含まれる。

イ　「公益上特に必要があると認められるこれら（同号イ又はロ）に準ずる業務」

上記アに「準ずる業務」としては、まず、法律の規定において検査や調査のために資料等の提出を求めることができる旨規定されている業務が考えられる。例えば、会計検査院法（昭和 22 年法律第 73 号）第 25 条では、会計検査院の実地検査を受けるものは、これに応じなければならないとされ、また、同法第 26 条では、検査の際は帳簿、書類その他の資料若しくは報告の提出の求めに応じなければならないとされている。また、国家公務員法第 17 条、第 87 条及び第 91 条ではそれぞれ、人事院が行う人事行政に関する調査、勤務条件に関する行政措置要求の調査、及び不利益処分の不服申立てについての調査について規定し、第 100 条第４項で、この場合等の職員の守秘義務と秘密の公表に関する所轄庁の長の許可の規定を全面的に排除している。したがって、これらの検査等は「公益上特に必要があると認められるこれらに準ずる業務」に該当すると言える。

また、上記のような法律上の明文規定はないが、提供を受ける者がその業務を行う上で特定秘密の提供を受ける必要があると認められるもので「公益上特に必要があると認められるこれらに準ずる業務」に該当するものとして特定秘密を提供する場合としては、例えば、自衛隊法の治安出動の要請などの際に、内閣総理大臣と都道府県知事との間で間接侵略の可能性など、措置決定前に、機微な情報を共有する場合などが考えられる。

ウ　「当該特定秘密を利用し、又は知る者の範囲を制限すること、当該業務以外に当該特定秘密が利用されないようにすること」

下記エ又はオの提供先において提供を受けた特定秘密を保護するために必要なものとして「附則第十条の規定に基づいて国会において定める措置」又は「政令で定める措置」の例示である。

エ　「当該特定秘密（中略）を保護するために必要なものとして、イに掲げる業務にあっては附則第十条の規定に基づいて国会において定める措置」

本号に基づく提供の要件の１つとして、上記ア(ｱ)の国会の秘密会に特定秘密を提供する場合における特定秘密の保護措置について規定している。

政府原案においては、このような場合における保護措置についても、他の場合におけるものと同様、政令で定めることとしていたが、衆議院における与野党協議により、国会の秘密会に特定秘密を提供する場合については本法附則第10条に基づいて国会において定めることとされた。

オ　「当該特定秘密（中略）を保護するために必要なものとして（中略）政令で定める措置」

本号に基づく提供の要件の１つとして、国会の秘密会に特定秘密を提供する場合以外の場合における特定秘密の保護措置について政令において定めることを規定している。

カ　「我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがない」

本号に基づく提供の要件の１つとして、当該提供により、我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがないことを規定している。

国会等の提供先において必要な保護措置が講じられた場合、原則として、特定秘密を提供することとなるが、例えば、外国の情報機関から提供された情報であって、第三者に提供することについて、提供者の承諾が得られていない情報等、我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがあると判断せざるを得ない場合など、例外的な場合には、特定秘密を提供しないときがあると考える。

(5)　第２号「民事訴訟法（中略）第二百二十三条第六項の規定により裁判所に提示する場合」

民事訴訟におけるインカメラ審査において特定秘密を提供する場合について規定している。

民事訴訟手続において、公務員の職務上の秘密に関する文書について民事訴訟法（平成８年法律第109号）220条第４号に掲げる場合であることを文書の提出義務の原因とする文書提出命令の申立てがあった場合、裁判所は当該文書が同号ロ（公務員の職務上の秘密に関する文書でその提出により公共の利益を害し、又は公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれがあるもの）に掲げる場合に該当するかどうかについて監督官庁の意見を聴かなければならず（民事訴訟法第223条第３項）、監督官庁が、当該文書の提出により民事訴訟法第223条第４項各号に掲げるおそれ（①国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ、②犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ）を理由として、当該文書が民事訴訟法第220条第４号ロに該当するとの意見を述べたときは、裁判所は、その意見について相当の理由があると認めるに足りない場合を除き、文書の提出を命ずることは

削除: 裁判所は、公務員又は公務員であった者を証人として職務上の秘密について尋問する場合には、当該監督官庁の承認を得なければならないとされており（民事訴訟法（平成８年法律第109号）第191条第１項）、その場合、証人は証言を拒むことができ（第197条第１項第１号）、また、これらの者に鑑定人として職務上の秘密について意見を述べさせる場合についても、第216条により第191条第１項及び第197条第１項第１号が準用され、監督官庁の承認を要するとともに、鑑定人は鑑定を拒むことができるとされている。また、

削除: ときは

削除: 公務員の職務上の秘密に関する文書について

削除: の「公務員の職務上の秘密に関する文書でその提出により公共の利益を害し、又は公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれがあるもの」

削除: 監督官庁が

削除: 令

削除: の対象とされてい

できないとされている（民事訴訟法第223条第4項）。したがって、民事訴訟手続において、特定秘密の指定を解除することなくこれを訴訟当事者に提供することは、通常想定されない。

一方、裁判所は、当該文書提出命令の申立てに係る文書が民事訴訟法第220条第4号イからニまでに掲げる文書（公務員の職務上の秘密に関する文書でその提出により公共の利益を害し、又は公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれがあるもの（同号ロ）等）のいずれかに該当するかどうかの判断をするため必要があると認めるときは、文書の所持者にその提示をさせることができるとされているが、この場合、何人も、その提示された文書の開示を求めることができないとされている（民事訴訟法第223条第6項）。

したがって、文書提出命令の申立てがされた場合であって、裁判所が、民事訴訟法第223条第6項の規定により、特定秘密が記録された文書について行政機関に提示を求めた場合は、当該特定秘密は同項の規定により保護されることが担保されていることから、当該行政機関の長はこれを提示、すなわち提供することになる。

なお、その可能性は低いものと認められるものの、裁判所が民事訴訟法第220条第4号ロに掲げる文書に該当するとの監督官庁の意見に相当の理由があると認めるに足りないと判断し、文書の提出を命じた場合において[5]、①訴訟の当事者が国であり、当該文書の所持者である国（監督官庁である行政機関の長）が当該命令に従わなかったときは、裁判所は当該文書の記載に関する相手方の主張を真実と認めることができるとされ（第224条第1項）、②訴訟の当事者が国ではなく、第三者である国（行政機関の長）が当該命令に従わなかったときは、裁判所は決定で20万円以下の過料に処するとされており（第225条第1項）[6]、行政機関の長においては、文書提出命令がされた以上、当該命令の理由を踏まえて第4条7項に基づき特定秘密の指定を解除して当該命令に従うという選択肢か、特定秘密の指定を解除せず当該命令に従わないという選択肢のいずれかを選ぶこととなる。

削除: な
削除: 行政機関
削除: 認め
削除: 令が出され
削除: る
削除: ,
削除: ,
削除: い
削除: ,
削除: ,
削除: ,
削除: ,
削除: 業務

[5] なお、この場合、裁判所は法令に基づき特定秘密の開示を命じるものであり、刑法第35条の正当行為に該当するため、当該裁判所の裁判官が特定秘密の漏えい行為の教唆罪（第25条）として処罰されることはない。

[6] もっとも、過料は国又は地方公共団体が私人又は私法人に対して科することを予定したものであるから、国又は地方公共団体は民事訴訟法225条の「第三者」に当たらないとする見解もある（斎藤秀夫ほか編『［第2版］注解民事訴訟法（8）』141頁以下参照）。

(6) 第３号「情報公開・個人情報保護審査会設置法（中略）第九条第一項の規定により情報公開・個人情報保護審査会に提示する場合」

情報公開・個人情報保護審査会によるインカメラ審査において特定秘密を提供する場合について規定している。

特定秘密が記録されている行政文書についても、情報公開法の適用を受け、開示・不開示の判断は、情報公開法に基づいて行われるが、特定秘密は、その性質上、通常、情報公開法上の不開示情報に該当し、不開示と判断されることが想定される。

そして、当該不開示決定について不服申立てがあったときは、行政機関の長は、情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならないとされ（情報公開法第 18 条）、情報公開・個人情報保護審査会は調査審議において必要があると認めるときは、諮問庁に対し、行政文書の提示を求めることができるとされている（情報公開・個人情報保護審査会設置法（平成 15 年法律第 60 号）第９条第１項）。この場合においては、何人も、その提示された行政文書の開示を求めることができないとされている（同項）。

したがって、情報公開・個人情報保護審査会設置法第９条第１項の規定により、特定秘密を含む行政文書等の提示を求められた場合は、当該特定秘密は同項の規定により保護されることが担保されていることから、当該行政機関の長はこれを提示、すなわち提供することになる。

(7) 第４号「会計検査院情報公開・個人情報保護審査会に提示する場合」

情報公開・個人情報保護審査会設置法第９条第１項の規定が会計検査院法第 19 条の４において読み替えて準用され、会計検査院情報公開・個人情報保護審査会が、会計検査院長の諮問に応じ、情報公開法に基づく開示決定等についての不服申立てについて調査審議することとされていることから、第３号とは別途規定している。

第10条第２項　警察本部長による公益上の必要による特定秘密の提供

（その他公益上の必要による特定秘密の提供）
第十条
２　警察本部長は、第七条第三項の規定による求めに応じて警察庁に提供する場合のほか、前項第一号に掲げる場合（当該警察本部長が提供しようとする特定秘密が同号ロに掲げる業務において利用するものとして提供を受けたものである場合以外の場合にあっては、同号に規定する我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがないと認めることについて、警察庁長官の同意を得た場合に限る。）、同項第二号に掲げる場合又は都道府県の保有する情報の公開を請求する住民等の権利について定める当該都道府県の条例（当該条例の規定による諮問に応じて審議を行う都道府県の機関の設置について定める都道府県の条例を含む。）の規定で情報公開・個人情報保護審査会設置法第九条第一項の規定に相当するものにより当該機関に提示する場合に限り、特定秘密を提供することができる。

１　趣旨

本項は、警察本部長が、特定秘密を提供する場合について定めるものである。

２　内容

(1)　「第七条第三項の規定による求めに応じて警察庁に提供する場合のほか」

警察本部長は、第７条第３項の規定による求めに応じて警察庁に提供する場合以外には、本項に基づく場合に限って特定秘密を提供することができることを定めたものである。

(2)　「当該警察本部長が提供しようとする特定秘密が同号ロに掲げる業務において利用するものとして提供を受けたものである場合以外の場合にあっては、（本条第１項第１号）に規定する我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがないと認めることについて、警察庁長官の同意を得た場合に限る」

都道府県警察が特定秘密を保有するのは、①第５条第２項に基づき保有する場合、②第７条に基づき警察庁長官から提供を受けた場合、及び③本条第１項第１号ロに基づき特定秘密の漏えい等の刑事事件の捜査において行政機関の長から提供を受けた場合である。

このうち、③の場合については、提供に当たって、当該行政機関の長が、捜査又は公訴の維持に必要な業務に従事する者に特定秘密を提供することを前提に提供を行っており、例えば、捜査のため都道府県警察から検察官に特定秘密を提供することも当然に予定されたものであることから、改めて、我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがあるかどうか判断する必要はない。

削除: 庁

他方、①及び②の場合については、いまだそのような判断は行われておらず、かつ、そのような判断は、国内外の関係機関と情報交換を行い、全国警察の関連情報を集約し、分析評価を行っている警察庁のみが適切な判断を行うことができると考えられる。このため、③以外の場合により都道府県警察が保有する特定秘密を、第10条第1項第1号に掲げる場合に警察本部長が提供するときには、我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがないと認めることについて、警察庁長官の同意を得た場合に限ることとした。

⑶ 「都道府県の保有する情報の公開を請求する住民等の権利について定める当該都道府県の条例（中略）の規定で情報公開・個人情報保護審査会設置法第九条第一項の規定に相当するものにより当該機関に提示する場合」

都道府県の情報公開条例に基づき、都道府県の情報公開審査会等におけるインカメラ審理において、特定秘密を提供する場合について規定したものである。

⑷ 「当該条例の規定による諮問に応じて審議を行う都道府県の機関の設置について定める都道府県の条例」

都道府県の情報公開審査会等の設置根拠が情報公開条例以外の場合を想定して規定したものである。

第10条第３項　適合事業者による公益上の必要による特定秘密の提供

（その他公益上の必要による特定秘密の提供）
第十条
３　適合事業者は、第八条第三項の規定による求めに応じて行政機関に提供する場合のほか、第一項第一号に掲げる場合（同号に規定する我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがないと認めることについて、当該適合事業者が提供しようとする特定秘密について指定をした行政機関の長の同意を得た場合に限る。）又は同項第二号若しくは第三号に掲げる場合に限り、特定秘密を提供することができる。

１　趣旨

本項は、適合事業者が、特定秘密を提供する場合について定めるものである。

２　内容

(1)　「第八条第三項の規定による求めに応じて行政機関に提供する場合のほか」

適合事業者は、第８条第３項の規定による求めに応じて行政機関に提供する場合以外には、本項に基づく場合に限って特定秘密を提供することができることを定めたものである。

(2)　「（本条第１項第１号）に規定する我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがないと認めることについて、当該適合事業者が提供しようとする特定秘密について指定をした行政機関の長の同意を得た場合に限る」

我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがないか否かの判断を適合事業者が行うことは不可能であり、そのような判断は指定をした行政機関が行うことが適当であると考えられるため、適合事業者は、指定をした行政機関の長の同意を得た場合に限り、提供できることとしている。

(3)　「第三号に掲げる場合」

適合事業者となる業者としては、武器等の製造等を行う民間企業が考えられるが、これら企業が情報公開・個人情報保護審査会に特定秘密を提供することは想定されない。しかしながら、民間企業の他にも、例えば、情報通信研究機構や宇宙航空研究開発機構の独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）に基づく独立行政法人等（第２条第１項）が、情報収集衛星の研究開発、製造等の委託を受け、情報収集衛星の画像、暗号等に関する特定秘密を保有する場合があり得、これら

の場合には、当該独立行政法人等は、当該特定秘密が記録された同法に規定する法人文書（第２条第２項）を保有し、同法に基づき、これに対する開示決定等に関して異議申立てがあった場合には、情報公開・個人情報保護審査会に諮問することがあり得る。そのような場合を念頭において、本項では、本条第１項第３号に掲げる場合における特定秘密の提供を規定している。

また、刑事訴訟手続においては、裁判所が刑事訴訟規則（昭和 23 年最高裁判所規則第 32 号）第 192 条に基づき、証拠書類又は証拠物等の提示を命じられ、または，訴訟指揮権（刑事訴訟法２９４条）に基づき証拠開示を命じる場合があるところが、かかる提示命令については、公判前整理手続又は期日間整理手続におけるインカメラ審査のための提示命令とは異なり、第三者に開示されないことが担保されていない（もっとも、実際には、公判前（期日間）整理手続が整備された現行の刑事訴訟法において、同整理手続における証拠開示をめぐる攻防を経ることなく、あえて裁判所が訴訟指揮権等に基づいて証拠開示を命じる刑事訴訟規則第 192 条に基づく証拠提示命令を行った上で、これを被告人側に開示することはあまりほとんど想定されないと考えられる。）、。特定秘密を含む証拠について裁判所がかかる提示命令を出し、がなされた場合にも、法令の明文上、裁判所が提示された証拠を被告人側に開示することを禁じておらず、仮に裁判所が開示をした場合には、または訴訟指揮権に基づき証拠開示を命じた場合、当該提示命令開示又は開示命令は、刑事訴訟法又は刑事訴訟規則上、正当な行為であり、前記同様，当該裁判所の裁判官が特定秘密の漏えい行為の教唆罪（第・条）として処罰されることはない本法の罰則等の対象となるものではない。なお、仮に裁判所が提示命令又は訴訟指揮権に基づく証拠開示命令を出した被告人側に開示した場合には、刑事訴訟法第 316 条の 26 に基づく証拠開示決定がなされた場合と同様、非公知性を維持することが困難となる（刑事訴訟規則第１９２条にかかる提示命令については，公判前整理手続又は期日間整理手続におけるインカメラ審査のための提示命令とは異なり，第三者に開示されないことが担保されていないため）ことから、行政機関の長は、第４条第７項に基づき特定秘密の指定を解除することになり、検察官は、その解除を待って、当該証拠を裁判所に提示し，または，被告人・弁護人に開示することとなる。

2014年6月26日　準備室 → 各省庁

H26.6.25

逐条解説への各省コメント

項目	質問・意見	回答
第1条 2(3)ア	(P6、下から12、3行目) 「本条においては、これら4分野に関する情報を我が国の安全保障に関する情報【と総括して】規定している。」 を 「本条においては、これら4分野に関する情報を我が国の安全保障に関する情報【のうち特に秘匿することが必要であるものとして】規定している。」 に修正願いたい。 【理由】 これら4分野が我が国の安全保障に関する情報の全てではないため、無用の誤解を生じさせないよう、表現を修正するもの。	「総称」と修正して反映しました。
第1条 2(3)ア	(P7、下から1行目) 「我が国及び国民の安全の確保が【まず】含まれる【が、この他にも、】」 を 「我が国及び国民の安全の確保が含まれる【とともに、】」 に修正願いたい。 【理由】 価値中立的な表現に修正するもの。	修正しました。
第3条第1項 2(3)ア	同一の内容に係る情報の取扱いが、各行政機関により異なるのを防ぐため、第20条に基づく関係行政機関の協力について具体的な担保措置が必要と考えるが、それを示す予定はあるか。	逐条の修正はしませんでした。
第3条第1項 2(4)	特定秘密に該当する情報をブログに掲載したり、ツイートしたりするなどインターネット上に公開した場合であっても、早期に削除するなどの措置を採り閲覧者がいなかった場合、非公知性が失われないという認識でよいのか。	逐条の修正はしませんでした。
第3条第1項 2(4) (P18)	「当該情報と同一性を有する情報が報道機関、(中略)との要件を満たさず、特定秘密の指定は解除されることとなる。」の記載部分については、先般、運用基準素案の叩き台に対する意見等において述べたとおりであり、この点につき、引き続き検討を願いたい。	指摘も踏まえ、修正しました。
第3条第2項及び第3項 2(2)ア	特定秘密に該当する情報の「範囲を明らかにするため」、行単位や段落単位で特定秘密である旨の表示をするべきではないか。	逐条の修正はしませんでした。
第4条第1項～第6項 2(2)ア (P26)	「有効期間経過時に」とあるが、延長の判断は当該有効期間が経過する前に行う必要があるため、「有効期間が経過する前に」に修正を願いたい。	指摘も踏まえ、修正しました。
第4条第1項～第6項 2(3)イ(イ) (P30)	「30年にわたって特定秘密として指定を継続してきた文書であることを踏まえると」とあるが、特定秘密は文書に対して指定するものではないため、「30年にわたって特定秘密として指定された情報が記録された文書であることを踏まえると」が適切であると考える。	指摘も踏まえ、修正しました。

第5条第1項 2(4)	「政令で定める措置」とあるため、政令に具体的に規定する必要があると考えるが、今後、政令の解説も逐条解説に盛り込む予定はあるか。その場合「特定秘密の保護上必要な措置」について具体的に記載するべきと考える。	逐条の修正はしませんでした。
第5条第2項及び第3項 2(1)	(P36、2(1)1行目) 「諸外国や国内の関係機関と情報交換を行う、国の警察機関としての警察庁の性格から、他の行政機関から特定秘密の提供を受ける警察機関として警察庁のみを規定し、さらに、」 を削除願いたい。 【理由】 法10条を踏まえると、「他の行政機関から特定秘密の提供を受ける警察機関として警察庁のみを規定し」と言い切ることはできないのではないか。 また、あえて当該箇所を明記しなくとも、意味は通るのではないかと考えられる。	指摘も踏まえ、修正しました。
第5条第2項及び第3項 2(2)	第5条第2項及び第3項の解説2(2)中「警察法(昭和29年法律第162号)上、公共の安全と秩序の維持に当たるものであり、同一の所掌事務を遂行しているものといえ」を「警察法(昭和29年法律第162号)上、公共の安全と秩序の維持に当たるという同一の責務を負っているものであり」に改められたい。 【理由】 警察庁の所掌事務と都道府県警察の所掌事務は同一とはいえない(警察法第17条及び第36条第2項)一方で、責務については、いずれも、同法第2条に規定する責務を負っているため。	指摘も踏まえ、修正しました。
第5条第2項及び第3項 2(5)	第5条第2項及び第3項の解説2(5)中「一般に」から「とされているが、」までを削り、「本法においても」を「本法において」に改められたい。 【理由】 特定秘密の保護に関する法律第5条第3項の「指示」の用語については、警察法第61条の3第1項に倣って用いられていると解されるが、同項の「指示」については、警察法第16条第2項の「指揮監督」を具体化するものであり、「指揮又は命令」より弱いものとは解されていないところであり、また、特定秘密の保護に関する法律第5条第3項において「指示」の用語を用いる理由として、あえて「指揮又は命令」や「勧告」との法律上の強弱の違いについて触れる必要性が認められないため。	指摘も踏まえ、修正しました。
第5条第4項～第6項 2(1) (P39)	契約に基づき、適合事業者に特定秘密を保有させる場合の具体例について記載されているが、「武器等の試験を行わせる場合や武器の部品等の物件を製造させる場合であって、試験結果が生じ、又は物件が製造されると同時に保護を与えなければならないときに」の事例では、行政機関が保有する武器等を提供し実施させた試験の結果を適合事業者が保有したり、製造等に必要な例えば仕様書等を提供し製造させた武器を適合事業者が保有する場合といった契約事例を指すものと思われる。 このような契約事例は、第8条で想定されるものと理解しており、第5条に係る解説の例として適切ではないものと考えるので、より適切な例の記載について検討をお願いしたい。	法案作成時の法制局との検討においても当該事例を用いて説明してきた経緯があるため、現状を維持させていただきました。

第5条第4項～第6項 2(4) (P39、(※P49(3)も同様))	「これを締結すれば、下請け業者のように(中略)特定秘密を保有させることができる」とあるが、行政機関と直接的な製造等の契約関係にない下請業者に保有させる場合でも、当該取扱いに係る契約は、行政機関と下請業者との間で、特定秘密に係る契約を直接締結する必要があるものと考えるので、この点をよりわかりやすく表すため、「行政機関と物件の製造又は役務の提供について直接の契約関係にない下請業者に特定秘密を保有させる必要がある場合にも、当該特定秘密の取扱いに関する秘密保護契約は、当該下請業者と直接締結する必要がある」といった記載に修正していただくようご検討をお願いしたい。	指摘も踏まえ、修正しました。
第7条 2(3)	第7条の解説2(3)中「公共の安全と秩序の維持に当たるものであり」から「同一の所掌事務を遂行しているものといえ」までを「公共の安全と秩序の維持に当たるという同一の責務を負っているものであり」に改められたい。 【理由】 1の理由に同じ。	指摘も踏まえ、修正しました。
第8条 2(6)	第3項には「行政機関の長は～当該適合事業者に対し、当該特定秘密の提供を求めることができる。」と規定されているが、行政機関の長が当該特定秘密の「返還」を求める場合は、同項を適用することになるのか。	逐条の修正はしませんでした。
第10条第1項 2(4)イ	「内閣総理大臣と都道府県知事との間で間接侵略や原発テロの可能性など」との記載があるが、「間接侵略」の説明を付したほうがよいのではないか。	逐条の修正はしませんでした。
第10条第1項 2(4)イ	(P58、イ、下から2行目) 「や原発テロ」を削除願いたい。 【理由】 原発テロに関して必ずしも治安出動するわけではなく、無用の誤解を生じさせないよう、表現を修正したもの。 なお、「間接侵略」は、自衛隊法の治安出動の規定に明記されてるため、残している。	指摘も踏まえ、修正しました。
第10条第1項 2(4)ウ	(P58、ウ、2段落目) 「なお、特定秘密を利用する者には、特定秘密の提供の目的である業務を行う者であり、例えば、捜査のために提供を受けた都道府県警察の捜査に従事する職員がこれに該当する。また、特定秘密を知る者とは、特定秘密の提供の目的である業務の遂行上の必要から当該特定秘密を知ることとなる者であり、上記の例であれば、当該捜査について、これを指導調整する警察庁の職員が該当する。」 を削除願いたい。 【理由】 こうした整理は、立法時になされていたのか。また、あえて言及しなくとも、文意に影響はないかと考える。	指摘も踏まえ、修正しました。
第10条第3項 2(3)	内閣衛星情報センターにおいては、「解像度」を特定秘密とするか否かをなお検討中であることから、「･･･情報収集衛星の画像、解像度、暗号等に関する特定秘密･･･」は、「･･･情報収集衛星の画像、暗号等に関する特定秘密･･･」に改めていただきたい。	指摘も踏まえ、修正しました。

第11条 2(1)	「外国情報機関等～」の段落の記述は、「1　趣旨」に記載したほうがよいのではないか。	逐条の修正はしませんでした。
第11条　2(1)	「特定秘密の取扱いの業務」を解説するにあたって、第5条第1項の解説2(3)の「特定秘密の取扱い」についても参照させたほうがよいのではないか。	指摘も踏まえ、修正しました。
第11条 2(5)ア	行政機関の長が適正評価を要しない理由について、アのような記述振りでは十分ではないと考えられる。当該理由は適正評価を要する事務次官等についても言い得ることであり、かえって事務次官等が適正評価を要する理由を十分に説明できなくなるのではないか。	逐条の修正はしませんでした。
第11条 2(5)ウ	第11条の解説2(5)ウ第1段落において、「内閣官房副長官及び副大臣」を以降「内閣官房副長官等」と表記することにしていることから、第2段落1行目についても表記を揃えるべきではないか。	指摘も踏まえ、修正しました。
第11条 2(5)エ	内閣人事局の設置に伴い、内閣総理大臣補佐官に関する内閣法の規定が改正されているため、それを反映させるべきではないか。	指摘も踏まえ、修正しました。
第12条第1項 2(1)	特定秘密の保護について、確かに最終的な責任は行政機関の長に帰せられるとしても、現実に特定秘密を取り扱っている事業者にも責任はあるものと考えられるため、そのような記載にしたほうがよいのではないか。	指摘も踏まえ、修正しました。
第12条第1項 2(2)ア	「『当該行政機関の職員』等として『特定秘密の取扱いの業務を新たに行うことが見込まれることとなった者』」の解説に、採用予定者も追加するべきではないか。（運用基準案の協議時には「採用予定者を含む」との記載があったため。）	逐条の修正はしませんでした。
第12条第2項 2(2)キ	「返済能力を超える債務を抱えているなど自ら進んで秘密を漏らす動機となり得る事情等を勘案して」とあるが、これは調査の対象となる事実があることをもって判断するようにも解釈できるため、「返済能力を超える債務を抱えている場合であってもその背景や事情等を勘案するなどして、評価対象者が～」といったような記述にするべきではないか。	指摘も踏まえ、修正しました。
第12条第3項及び第4項 2(1)イ 第12条第3項及び第4項 2(2)	「より適切に対応することが可能」との記載にとどめるのではなく、個人情報の保護に関する法律の要請との兼ね合いについて記述したほうがよいのではないか（92ページの下から6行目からの記述についても同様。）。	逐条の修正はしませんでした。
第12条第3項及び第4項 2(2)	「評価対象者以外の上司」は、「評価対象者の上司」という表現振りでよいのではないか。	指摘も踏まえ、修正しました。
第13条 2(1)　第1段落	「所与の目的」という表現は曖昧であるため、「行政機関の長が、取得した個人情報に基づいて適正評価を実施したことを～」との表現振りでよいのではないか。	指摘も踏まえ、修正しました。
第13条 2(1)　第2段落	結果等の通知が必要な理由としては、「本人のプライバシーに関する情報を利用して適正評価を実施したため」との説明で十分と考えられるので、第2段落は不要ではないか。	逐条の修正はしませんでした。
第13条 2(1)　第3段落	「特定秘密の取扱いの業務を行うことのない職へ『転任』」という表現は直接的であるため、95ページの下から12行目にあるように、「特定秘密の取扱いを要しない他の業務に従事」といった表現振りでよいのではないか。	逐条の修正はしませんでした。

第15条 2(1)	(P102) 「その実施は、特定秘密について指定を行った者が行うことが必要である。」 を 「その実施は、【原則として、】特定秘密について指定を行った者が行うことが必要である。」 に修正願いたい。 【理由】 趣旨を明確化するため。	下記の指摘を踏まえ、削除
第15条 2(1)	第15条の解説2(1)中「適性評価は、行政機関の長が」から「しかしながら、」まで及び「さらに、全国の都道府県警察において」から「おそれがある。」までを削り、「同一の水準の適性評価を行うことが可能であり、さらに」を「同一の水準の適性評価を行うことが可能であるほか」に改められたい。 【理由】 逐条解説において、適性評価を行う者が警察庁長官ではない理由を殊更に示す必要性は認められず、警察本部長が適性評価を行う理由を端的に説明することで十分と考えられるため。	指摘も踏まえ、修正しました。
第16条 2(1) 第4段落	「このような情報を懲戒処分のために、利用・提供を禁止することとする場合」とあるが、「このような情報を、懲戒処分のために利用・提供を禁止することとする場合」ではないか。	指摘も踏まえ、修正しました。
第23条 2(3)エ (P124)	「自衛隊の任務遂行への支障といういわば中間的な段階に着目し、同法の他の罰則とのバランスも考慮して」とあるが、ここでいう「いわば中間的な段階に着目」の趣旨が不明確であるため、「自衛隊の任務遂行への支障という点に着目し、同法の他の罰則とのバランスも考慮して」への修正をお願いしたい。	指摘も踏まえ、修正しました。
附則第1条 2	「防衛秘密制度の創設に係る改正自衛隊法」の公布日は平成13年11月2日ではないのか。	指摘も踏まえ、修正しました。
附則第5条 2 (P147)	「また、別表第1号に関する解説1で述べたとおり、」とあるが、当該解説部分は、後述されている(160頁)ものであるため、「また、別表第1号に関する解説1で述べているとおり、」が適切であると考える。	指摘も踏まえ、修正しました。
附則第9条 1 附則第10条 1	第18条の解説1には、第1項及び第2項が法の公布日に施行されている旨記載されていることから、附則第9条及び第10条についてもその旨を記載するべきではないか。	指摘も踏まえ、修正しました。
別表第1号 2(1)ア (P160)	自衛隊の運用においては、米軍との連携が必要となることが当然想定されることから、「自衛隊の運用に係る命令、行動状況その他の運用状況や運用実態をいう。」を「自衛隊の運用に係る命令、行動状況その他の運用状況や運用実態をいう。(自衛隊が米軍と共同して行うものを含む。)」へ修正して頂くようご検討をお願いしたい。	本項目においては「自衛隊の運用」という用語の意味を説明しており、あえて米軍に言及する必要性はなく、違和感もあることから、現案を維持しました。
別表第1号 2(1)エ (P161)	「相手国が我が国を効果的に侵攻することが可能になり」とあるが、「相手国が我が国を効果的に侵攻するための計画を策定することが可能になり」に修正願いたい。	指摘も踏まえ、修正しました。

別表第1号 2(3)イ	第2段落について、含まれる事項のイメージを明確にするため、次のように具体例を挿入願いたい。(※この記述は、旧特別秘密の保護に関する法律案の逐条解説において用いられている。) 【照会案】 なお、この事項には、防衛省の情報の収集整理に関する能力の他に、防衛省に防衛に関する情報を提供する他の行政機関や外国の政府等の能力が含まれる。 【修正案】 なお、この事項には、防衛省の情報の収集整理に関する能力の他に、防衛省に防衛に関する情報を提供する他の行政機関や外国の政府等の能力が含まれ、情報収集衛星システムの撮像能力等の性能もこれに該当し得る。	指摘も踏まえ、修正しました。
別表第1号 2(7)ア 第2段落	内閣衛星情報センターにおいては、「暗号」に暗号鍵の配送方式も含めて管理しており、「…具体的には暗号のアルゴリズムと鍵を意味する。」を「…具体的には暗号のアルゴリズムと鍵及び鍵配送方式を意味する。」に改めていただきたい。	指摘も踏まえ、修正しました。
別表第1号 2(7)ア 第3段落	第3段落は、次のように修正し、特定秘密の指定権者が防衛大臣に限られず、これまで「防衛秘密」とは必ずしもされていなかった暗号についても含まれることを明確にしていただきたい。 【照会案】 「防衛の用に供する暗号」とは、自衛隊の作戦行動等の際に用いる暗号を意味する。 【修正案】 「防衛の用に供する暗号」とは、自衛隊の作戦行動等の際に用いる暗号を含む我が国の政府が用いるために作成された暗号(外国の政府等から提供されたものにあっては当該外国の政府等において本法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるものに限り、民生用のものを除く。)を意味する。 【理由】 別表第1号に関する解説1において、「第1号は…防衛秘密となり得る事項を限定的に規定している改正前の自衛隊法別表第4に掲げられている事項を継承するものである。」としている。一方、運用基準(案)Ⅱ1(1)「別表第1号(防衛に関する事項)」トでは、広く、「我が国の政府が用いるために作成された暗号(外国の…を除く。)」としていることから、当該文言を補い、従来の「防衛秘密」の暗号に限定されない記述とするのが適当である。	逐条の修正はしませんでした。
別表第1号 2(7)イ (P165)	「収集対象となる情報に係る保全強化等の対抗措置を講ずることが可能となる」とあるが、わかりにくい表現となっているため、例えば「自衛隊が収集対象としている情報について、収集を防ぐための措置を講ずることが可能となる」といった記載が適切ではないかと考える。	逐条の修正はしませんでした。

別表第1号 2(10)ア (P166)	「防衛の用に供する施設」には、建築物及びこれに付帯する設備は含まれるが、当該建築物に必然的に設置される例えば受電設備のようなもの以外の機材は含まないものと考える。 従って、「例えば電気回路、通信回路若しくは警備システム等を含む。」を「例えば電気回路、通信回路若しくは警備システム等(武器、弾薬航空機その他の防衛の用に供する物を除く。)を含む。」に修正をお願いしたい。 また、防衛の用に含まれないものを明らかにするため、文末に「他方、自衛隊が所有している宿舎又は厚生施設等の施設は、「防衛の用に供する施設」には含まれない。」を追加するようお願いしたい。	指摘も踏まえ、修正しました。
別表第1号 2(10)イ (P167)	意味を明確化するため、「施設の構造、材質等をいう。」を「施設の構造(内部的な組立及び材質)又は当該施設に求められている強度をいう。」に修正をお願いしたい。	指摘も踏まえ、修正しました。
別表第2号 2(4)イ	記載内容を一層明確にするため、別表第1号に関する解説2(3)イと同様に、文末に次のような「なお書」を挿入していただきたい。(※この記述は、旧特別秘密の保護に関する法律案の逐条解説において用いられている。) なお、この事項には、外務省の情報の収集整理に関する能力の他に、外務省に安全保障等に関する情報を提供する他の行政機関や外国の政府等の能力が含まれ、情報収集衛星システムの撮像能力等の性能もこれに該当し得る。	逐条の修正はしませんでした。
別表第2号 2(4)イ(P172) 別表第3号 2(3)イ(P175)	「…解説2(3)ア参照。」は「…解説2(3)イ参照。」の誤記ではないか。	指摘も踏まえ、修正しました。
別表第2号 2(5)ア、イ (P173)	(5)ア「外交の用に供する暗号」のうち「暗号」について,「…通信内容を秘匿するための手段…」との解説があるが,この記述だと,あたかも当該目的のみに暗号が使用されているようにも読み取れるところ,その他の目的(例えば,保存)でも暗号を使用する場合が考えられることから,例えば「…通信内容等…」とすることも一案と思料する。 但し,本件「暗号」の解説は,別表中の全ての同様の記述に関係するものであるから,他省庁意見も踏まえた上で,適切な解説となるよう検討いただきたい(当方として,修正に拘るものではない)。 仮に上記(5)アが修正された場合,(5)イについても,文脈を合わせた修正とする必要があると思料する。 例えば「…通信内容等…」と修正された場合は,「…,相手国は,傍受等した内容を解読し,…。」とするなど。	指摘も踏まえ、修正しました。

その他	「「公務員又は公務員であった者が保管し、又は所持する物」(刑事訴訟法第103条)に当たらない物件を捜査機関が押収した後に当該押収物件に特定秘密に該当する情報が含まれていることが判明したとき、当該情報は捜査機関が当該特定秘密を管理する行政機関の長から提供を受けたものに当たらないため、当該情報を含む押収物件の送致を始めとした取扱いに、本法律上の制約はない」こと及び「「公務員又は公務員であった者が保管し、又は所持する物」(刑事訴訟法第103条)に当たる物件に特定秘密に該当する情報が含まれていた(職務上の秘密に関するものであった)場合であって当該監督官庁が押収を承諾したとき、被押収者は「公務員又は公務員であった者」であって当該監督官庁(特定秘密を管理する行政機関の長)ではないと解される。この場合、当該情報は捜査機関が当該特定秘密を管理する行政機関の長から提供を受けたものに当たらないため、当該情報を含む押収物件の送致を始めとした取扱いに、本法律上の制約はない」ことを、逐条解説において記載されたい。 【理由】 本件については、法令協議の際、いずれも貴室から「貴見のとおり」という回答を得ている上、当課から「国会における説明、本法律の逐条解説への明記等により、当該条文についての有権解釈を公の場で明らかにすることとされたい。」との意見を提出しているところ、貴室から「必要な書きぶりについて、今後、相談させていただきたい。」という回答を得ている。	指摘も踏まえ、修正しました。
その他	(レイアウトについて) 本文と脚注の間に線を引くなど明確に区別できるようにするべきではないか。	逐条の修正はしませんでした。
その他	本件には直接関係ないところではあるが、特定秘密の取扱いに関する各省統一基準を示していただきたい。 これまでのところ、特定秘密を含む電子データの管理についての基準も、また、特定秘密を含む電磁的記録媒体やサーバ装置等への秘区分の表記の要否、及び、その管理についての基準も示されておらず、いざ法が施行されてもインフラが対応できないことが予想されるところ、現在検討中と思われる統一基準について、できるだけ早い段階で示していただきたい。	逐条の修正はしませんでした。

2014年6月26日　準備室→防

事　務　連　絡
平成26年6月25日
特定秘密保護法施行準備室

防衛省　担当官　殿

特定秘密の保護に関する法律【逐条解説】について

標記について、下記のとおり回答を提出いたします。

1　18頁　(4)
「当該情報と同一性を有する情報が報道機関、（中略）との要件を満たさず、特定秘密の指定は解除されることとなる。」の記載部分については、先般、運用基準素案の叩き台に対する意見等において述べたとおりであり、この点につき、引き続き検討をお願いします。

御指摘を踏まえ、所要の修正をさせていただきました。

2　26頁　ア
「有効期間経過時に」とありますが、延長の判断は当該有効期間が経過する前に行う必要があるため、「有効期間が経過する前に」に修正をお願いします。

御指摘を踏まえ、所要の修正をさせていただきました。

3　30頁　(イ)
「30年にわたって特定秘密として指定を継続してきた文書であることを踏まえると」とありますが、特定秘密は文書に対して指定するものではないため、「30年にわたって特定秘密として指定された情報が記録された文書であることを踏まえると」が適切であると考えます。

御指摘を踏まえ、所要の修正をさせていただきました。

4　39頁　(1)
契約に基づき、適合事業者に特定秘密を保有させる場合の具体例について記載されていますが、「武器等の試験を行わせる場合や武器の部品等の物件を製造させる場合であって、試験結果が生じ、又は物件が製造されると同時に保護を与えなければならないときに」の事例では、行政機関が保有する武器等を提供し実施させた試験の結果を適合事業者が保有したり、製造等に必

要な例えば仕様書等を提供し製造させた武器を適合事業者が保有する場合といった契約事例を指すものと思われます。

このような契約事例は、第８条で想定されるものと理解しており、第５条に係る解説の例として適切ではないものと考えますので、より適切な例の記載についてご検討をお願いします。

御指摘の部分については、法案作成時から、このような例示を示しつつ法制局とも検討を行ってきたものであるため、例示として、現案を維持させていただきます。

5　39頁　(4)　(49頁　(3)も同様)

「これを締結すれば、下請け業者のように（中略）特定秘密を保有させることができる」とありますが、行政機関と直接的な製造等の契約関係にない下請業者に保有させる場合でも、当該取扱いに係る契約は、行政機関と下請業者との間で、特定秘密に係る契約を直接締結する必要があるものと考えますので、この点をよりわかりやすく表すため、「行政機関と物件の製造又は役務の提供について直接の契約関係にない下請業者に特定秘密を保有させる必要がある場合にも、当該特定秘密の取扱いに関する秘密保護契約は、当該下請業者と直接締結する必要がある」といった記載に修正して頂きますようご検討をお願いします。

御指摘を踏まえ、所要の修正をさせていただきました。

6　124頁　エ

「自衛隊の任務遂行への支障といういわば中間的な段階に着目し、同法の他の罰則とのバランスも考慮して」とありますが、ここでいう「いわば中間的な段階に着目」の趣旨が不明確であるため、「自衛隊の任務遂行への支障という点に着目し、同法の他の罰則とのバランスも考慮して」への修正をお願いします。

御指摘を踏まえ、所要の修正をさせていただきました。

7　147頁　2

「また、別表第１号に関する解説１で述べたとおり、」とありますが、当該解説部分は、後述されている（160 頁）ものであるため、「また、別表第１号に関する解説１で述べているとおり、」が適切であると考えます。

御指摘を踏まえ、所要の修正をさせていただきました。

8　160頁　イ

自衛隊の運用においては、米軍との連携が必要となることが当然想定され

ることから、「自衛隊の運用に係る命令、行動状況その他の運用状況や運用実態をいう。」を「自衛隊の運用に係る命令、行動状況その他の運用状況や運用実態をいう。（自衛隊が米軍と共同して行うものを含む。）」へ修正して頂くようご検討をお願いいたします。

本項目においては「自衛隊の運用」という用語の意味を説明しており、あえて米軍に言及する必要性はなく、違和感もあることから、現案を維持させていただきます。

９　161 頁　　(1)エ

「相手国が我が国を効果的に侵攻することが可能になり」とありますが、「相手国が我が国を効果的に侵攻するための計画を策定することが可能になり」に修正をお願いします。

御指摘を踏まえ、所要の修正をさせていただきました。

１０　165 頁　　(7)イ

「収集対象となる情報に係る保全強化等の対抗措置を講ずることが可能となる」とありますが、わかりにくい表現となっているため、例えば「自衛隊が収集対象としている情報について、収集を防ぐための措置を講ずることが可能となる」といった記載が適切ではないかと考えます。

御指摘を踏まえ、所要の修正をさせていただきました。

１１　166 頁　　(10)ア

「防衛の用に供する施設」には、建築物及びこれに付帯する設備は含まれますが、当該建築物に必然的に設置される例えば受電設備のようなもの以外の機材は含まないものと考えます。

従って、「例えば電気回路、通信回路若しくは警備システム等を含む。」を「例えば電気回路、通信回路若しくは警備システム等（武器、弾薬航空機その他の防衛の用に供する物を除く。）を含む。」に修正をお願いします。

また、防衛の用に含まれないものを明らかにするため、文末に「他方、自衛隊が所有している宿舎又は厚生施設等の施設は、「防衛の用に供する施設」には含まれない。」を追加して頂きますようお願いします。

御指摘を踏まえ、所要の修正をさせていただきました。

１２　167 頁　　(10)イ

意味を明確化するため、「施設の構造、材質等をいう。」を「施設の構造（内部的な組立及び材質）又は当該施設に求められている強度をいう。」に修正をお願いします。

御指摘を踏まえ、所要の修正をさせていただきました。

（以上）

2014年6月26日
各省送付

特定秘密の保護に関する法律

【逐条解説】

（未定稿）

内閣官房

特定秘密保護法施行準備室

目次

第１章　総則（第１条・第２条） 44
第１条　目的 55
第２条　行政機関 1010
第２章　特定秘密の指定等（第３条―第５条） 1414
第３条第１項　特定秘密の指定 1515
第３条第２項及び第３項　指定の記録と特定秘密の表示等 2121
第４条第１項～第６項　特定秘密の有効期間 2424
第４条第７項　解除 3232
第５条第１項　行政機関における特定秘密の保護措置 3434
第５条第２項及び第３項　都道府県警察における特定秘密の保護措置 . 3636
第５条第４項～第６項　適合事業者における特定秘密の保護措置 3838
第３章　特定秘密の提供（第６条―第 10 条） 4141
第６条　他の行政機関への特定秘密の提供 4242
第７条　都道府県警察への特定秘密の提供 4646
第８条　適合事業者への特定秘密の提供 4848
第９条　外国の政府又は国際機関への特定秘密の提供 5050
第 10 条第１項　行政機関の長による公益上の必要による特定秘密の提供5252
第 10 条第２項　警察本部長による公益上の必要による特定秘密の提供646463626362
第 10 条第３項　適合事業者による公益上の必要による特定秘密の提供666665646564
第４章　特定秘密の取扱者の制限（第 11 条） 686867666766
第 11 条　特定秘密の取扱者の制限 696968676867
第５章　適性評価（第 12 条―第 17 条） 757574737473
第 12 条第１項　行政機関の長による適性評価の実施 767675747574
第 12 条第２項　適性評価の調査事項 828280798180
第 12 条第３項及び第４項　適性評価の手続 929290899190
第 13 条　適性評価の結果等の通知 959593929493
第 14 条　行政機関の長に対する苦情の申出等 10010098979998
第 15 条　警察本部長による適性評価の実施等 1031031011001021101
第 16 条　適性評価に関する個人情報の利用及び提供の制限1061061041031051104
第 17 条　権限又は事務の委任 11011010810710910 8
第６章　雑則（第 18 条―第 22 条） 11211211010911111 0
第 18 条　特定秘密の指定等の運用基準等 1131131111101121111
第 19 条　国会への報告等 1171171151141161115
第 20 条　関係行政機関の協力 1181181161151171116
第 21 条　政令への委任 1191191171161181117

第22条　この法律の解釈適用 120120118117119118
第7章　罰則（第23条—第27条） **123123121120122121**
第23条　漏えい罪 124124122121123122
第24条　不正取得罪 131131129128130129
第25条　共謀罪、教唆罪及び煽動罪 138138136135137136
第26条　自首減免 141141139138140139
第27条　国外犯処罰 142142140139141140
附則 **144144142141143142**
附則第1条　施行期日 145145143142144143
附則第2条　経過措置 146146144143145144
附則第3条　施行後五年を経過した日の翌日以後の行政機関147147145144146145
附則第4条　自衛隊法の一部改正 148148146145147146
附則第5条　自衛隊法の一部改正に伴う経過措置 149149147146148147
附則第6条　自衛隊法の一部改正に伴う罰則に関する経過措置151151149148150149
附則第7条　内閣法の一部改正 153153151150152151
附則第8条　政令への委任 155155153152154153
附則第9条　指定及び解除の適正の確保 156156154153155154
附則第10条　国会に対する特定秘密の提供及び国会におけるその保護措置の在り方 161161159158160159
別表第1号　防衛に関する事項 162162160159161160
別表第2号　外交に関する事項 170170168167169168
別表第3号　特定有害活動の防止に関する事項 176176174173175174
別表第4号　テロリズムの防止に関する事項 179179177176178177

別添1　特定秘密の指定・解除・有効期間
別添2　我が国の安全保障上の必要による特定秘密の提供における行政機関の長の同意について
別添3　本法、国家公務員法、改正前の自衛隊法及びMDA秘密保護法の罰則の比較

第１章

総則
（第１条・第２条）

第１条　目的

（目的）

第一条　この法律は、国際情勢の複雑化に伴い我が国及び国民の安全の確保に係る情報の重要性が増大するとともに、高度情報通信ネットワーク社会の発展に伴いその漏えいの危険性が懸念される中で、我が国の安全保障（国の存立に関わる外部からの侵略等に対して国家及び国民の安全を保障することをいう。以下同じ。）に関する情報のうち特に秘匿することが必要であるものについて、これを適確に保護する体制を確立した上で収集し、整理し、及び活用することが重要であることに鑑み、当該情報の保護に関し、特定秘密の指定及び取扱者の制限その他の必要な事項を定めることにより、その漏えいの防止を図り、もって我が国及び国民の安全の確保に資することを目的とする。

１　趣旨

本条は、本法の目的を明らかにするものである。

２　内容

(1)　「国際情勢の複雑化に伴い我が国及び国民の安全の確保に係る情報の重要性が増大する」

本法の制定に至る状況の認識を明らかにするものである。

冷戦期の米ソ両陣営の二極構造が終焉し、一部の国が新たに影響力を増大させるなど、国家間の関係が多様化するとともに、国際テロ、大量破壊兵器の拡散等の新たな課題が生じている。

このように複雑化する国際情勢の下では、国家又は非国家の主体による国及び国民の安全を脅かす活動を予見することが困難となるため、これらの活動に関する情報を収集・整理・活用するとともに、我が国及び国民の安全を守るための情報が我が国の脅威となる国や国際テロ組織等に漏えいすることのないようその保護を図りつつ友好国等と共有することが、我が国及び国民の安全の確保のために一層重要となっている。

なお、「我が国及び国民の安全」については、下記(5)参照。

(2)　「高度情報通信ネットワーク社会の発展に伴いその漏えいの危険性が懸念される」

上記(1)と並んで、本法の制定に至る状況の認識を明らかにするものである。

外国情報機関等から工作を受けた公務員による情報漏えい事案は従来から発生していることに加え、近年においては、高度情報通信ネットワーク

社会の発展に伴い、各行政機関において膨大なデジタルデータが作成されている中、標的型サイバー攻撃の脅威といった新たな脅威が発生しており、政府の保有する情報がネットワーク上に掲出されれば、極めて短期間に広がるおそれがあるなど、ひとたび情報が漏えいすると、その被害は甚大なものとなる。

このように、本法の制定は、⑴で述べた情報の重要性の増大と、情報漏えいの危険性の懸念を背景としている。

⑶ 「我が国の安全保障（国の存立に関わる外部からの侵略等に対して国家及び国民の安全を保障することをいう。以下同じ。）に関する情報のうち特に秘匿することが必要であるものについて、これを適確に保護する体制を確立した上で収集し、整理し、及び活用することが重要であること」

本法制定の必要性を明らかにするものである。

ア 「我が国の安全保障（国の存立に関わる外部からの侵略等に対して国家及び国民の安全を保障することをいう。以下同じ。）に関する情報」

平成 23 年８月にとりまとめられた秘密保全のための法制の在り方に関する有識者会議の報告書は、「特別秘密」（注：報告書では、本法の「特定秘密」に相当するものを「特別秘密」と呼称。）として取り扱うべき事項について、①国の安全、②外交、③公共の安全及び秩序の維持の３分野を対象とすることが適当であるとしている。報告書を踏まえ、その後の立法化作業のための検討の中で、本法の対象とすべき秘密の範囲として真に必要なものを抽出・検討したところ、本法の別表に規定する「防衛に関する事項」、「外交に関する事項」、「特定有害活動の防止に関する事項」及び「テロリズムの防止に関する事項」の４分野を対象とすることとし、本条においては、これら４分野に関する情報を我が国の安全保障に関する情報と総称[o21]~~と総括~~して規定している。

すなわち、我が国の安全保障に関する情報は、我が国が講ずる措置等の手の内に関する情報や、我が国が有する能力等に関する情報を含むところ、これらの情報を入手することができれば、その間隙をついたり、対抗措置を講じたりして我が国が効果的な措置を講ずることができなくすることができることから、我が国に脅威となり得る外国やテロ組織等が入手を図ろうとする情報であり、常に漏えいの危険に晒されている。また、仮に、一般の秘密と同程度の管理しか行われない状態が続けば、我が国が協力国等から安全保障に関する情報を得ることが困難となり、安全保障を確保するための我が国自身の能力が低下するばかりでなく、国際的な協力・連携が阻害されることによって我が国と協力国に共通して脅威となり得る国家やテロ組織を利することとなり、我が国の安全保

障に大きな影響をもたらすことになる。このため、本法では、我が国の安全保障に関する情報について、厳格な保護措置の対象とすることとしている。

ここで、安全保障とは、一般に、外部からの侵略等の脅威に対して国家及び国民の安全を保障することを意味するとされている（浅野貴博君提出「我が国の安全保障戦略と環太平洋経済連携協定（ＴＰＰ）の関係等に関する質問主意書」（内閣衆質179第26号））。本法の政府原案においては、括弧書きの定義は置かずに、単に「安全保障」と規定し、一般的な意味における安全保障を指すものとしていたところである。

しかしながら、本条は、衆議院における与野党（自由民主党、公明党、日本維新の会及びみんなの党をいう。以下同じ。）協議により、国の存立に関わる外部からの侵略等に対して国家及び国民の安全を保障することをいう。」との文言が追加されて「安全保障」が法律上定義され、かつ、「国の存立に関わる」との文言によって、本法にいう「安全保障」は一般的な意義における安全保障よりも限定的なものとする修正が行われた。

ここにいう「国家及び国民の安全」を更に明確化すると、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「情報公開法」という。）第５条第３号及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号。以下「行政機関個人情報保護法」という。）第10条第２項第１号において、「国の安全」との文言が用いられており、本法の「安全保障」の定義における「国家及び国民の安全」も情報公開法及び行政機関個人情報保護法でいうところの「国の安全」と異なるところはない。その意義は「国家の構成要素である国土、国民及び統治体制が害されることなく平和で平穏な状態に保たれていること、すなわち、国としての基本的な秩序が平穏に維持されている状態」をいい、具体的には、「直接侵略及び間接侵略に対し、独立と平和が守られていること、国民の生命が国外の脅威等から保護されていること、国の存立基盤としての基本的な政治方式及び経済・社会秩序の安定が保たれていることなどが考えられる」とされている（総務省行政管理局編「詳解情報公開法」60・61頁、総務省行政管理局編「解説行政機関等個人情報保護法」35頁）。

したがって、本法にいう「安全保障」には、外部からの侵略に対する我が国の防衛や、外国の政府との交渉、協力等による我が国及び国民の安全の確保が~~まず~~含まれるとともに[o22]~~が、この他にも~~、

○　外国の情報機関が防衛装備品の性能や外交交渉の対処方針に関する特定秘密を始めとした政府が管理する情報等を不正な方法で入手する場合や、我が国に対して害意を有する外国が我が国に対して使用されれば甚大な被害を生じるおそれのある大量破壊兵器関連物資を不正な取引により入手する場合

○　9.11同時多発テロのような大規模な破壊を伴うものはもとより、政府高官の暗殺や無差別爆弾テロといったテロ活動が行われる場合

には、国としての基本的な秩序の平穏が脅かされることになるため、後述の特定有害活動やテロリズムによる被害の発生・拡大の防止も本法にいう「安全保障」に含まれる。

本法にいう「安全保障」の範囲はあくまでも国としての基本的な秩序の平穏に関するものに限られ、例えば、サイバー攻撃により金融システムや水道等の重要インフラが機能しなくなるような事態が発生すれば「国家及び国民の安全」が害されたと言い得るが、個々の国民や企業が経済的な利益を逸失したり、犯罪行為の被害に遭ったりしたからといって、直ちに「国家及び国民の安全」が害されたことにはならない。

また、自然災害や事故への対処に関する情報については、当該情報そのものが、その漏えいが我が国の安全保障に著しく支障を与えるおそれがあるものとして特定秘密に指定されることはない。これは、人為的に発生するものではない自然災害等に関する情報は、その漏えいを防止したとしても、発生を防止できるものでなく、また、外国やテロ組織等が関係情報を入手したとしても、対抗措置が講じられ、自然災害等への対処に直ちに支障が生じるといった性格のものではないからである。

イ　我が国の安全保障に関する「情報」

第3条第1項に関する解説2(3)イ(ア)参照。

ウ　我が国の安全保障に関する情報のうち特に秘匿することが必要であるものを「収集し、整理し、及び活用する」

上記(3)でも触れているとおり、政府において安全保障に関する情報を収集・整理・活用する重要性が増大している中、政府部内で情報共有が促進されるためには、秘密保護に関する共通ルールの確立が必要である。特に、平成25年12月4日に発足した国家安全保障会議の審議をより効果的に行うためにも、秘密保全に関する法制が整備されていることが必要である。

また、外国との情報共有は情報が各国において保全されることを前提に行われるものであることに鑑みても、秘密保全に関する法制の整備は喫緊の課題であり、本法は、このような必要性の下、制定された。

(4) 我が国の安全保障に関する情報のうち特に秘匿することが必要であるものの「保護に関し、特定秘密の指定及び取扱者の制限その他の必要な事項を定める」

本法の規定内容を要約したものである。

(5) 「我が国及び国民の安全の確保に資すること」

本法の窮極の目的が「我が国及び国民の安全」の確保に資することにある旨を明らかにするものである。

なお、武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号。以下「武力攻撃事態対処法」という。）や情報公開法等の他の立法例には「国及び国民の安全」と規定されているが、本法では、「外国」という語も数多く用いているため、本法の他の箇所も含め「国及び国民の安全」の「国」が我が国を指すことを明確にするため、「我が国」と規定している。

また、「国」には抽象的な意味のほか領土や国民も含むものと解されているが、武力攻撃事態対処法において、「国民の保護」を強調するためにあえて「国民」という用語を用いている（同法第1条）ところ（礒崎陽輔「武力攻撃事態対処法の読み方」9頁）、本法も国民の安全の確保を重視する観点から、あえて「国民」を明示して規定している。

第２条　行政機関

（定義）
第二条　この法律において「行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。
一　法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関
二　内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関（これらの機関のうち、国家公安委員会にあっては警察庁を、第四号の政令で定める機関が置かれる機関にあっては当該政令で定める機関を除く。）
三　国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第三条第二項に規定する機関（第五号の政令で定める機関が置かれる機関にあっては、当該政令で定める機関を除く。）
四　内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十六条第二項の機関並びに内閣府設置法第四十条及び第五十六条（宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。）の特別の機関で、警察庁その他政令で定めるもの
五　国家行政組織法第八条の二の施設等機関及び同法第八条の三の特別の機関で、政令で定めるもの
六　会計検査院

１　趣旨

本条は、本法における「行政機関」の定義を設けるものである。

２　内容

(1)　本法における「行政機関」の範囲及び単位に関する考え方

本法における「行政機関」は、情報公開法、行政機関個人情報保護法及び公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号。以下「公文書管理法」という。）に規定する「行政機関」と同様の範囲及び単位のものとしているところ、その考え方は以下のとおりである。

ア　「行政機関」の範囲

情報公開法においては、政府の諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにするべく、国政を執行するすべての行政機関を同法の適用対象とするため、第２条第１項に規定する範囲を「行政機関」としたものであり（詳解情報公開法17頁）、行政機関個人情報保護法第２条第１項及び公文書管理法第２条第１項においても、同様の趣旨から同法の「行政機関」の範囲を情報公開法と同一としている（「改訂逐条解説公文書

管理法・施行令」９・10頁、総務省行政管理局編「解説行政機関等個人情報保護法」10頁）。

本法は、政府が、安全保障に関する情報のうち特に秘匿することが必要であるものについて、これを適確に保護する体制を確立した上で収集し、整理し、及び活用することが重要であることに鑑み、当該情報の保護に関し、特定秘密の指定及び取扱者の制限その他の必要な事項を定めるものであることから、情報公開法、行政機関個人情報保護法及び公文書管理法と同様に、すべての行政機関を範囲に含めることとしている。

イ　「行政機関」の単位

情報公開法においては、行政文書の開示請求は府、省、委員会又は庁が処理するべきこととされるが、施設等機関（国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第８条の２）及び特別の機関（同法第８条の３）の中には、その置かれている行政機関からの独立性や組織の実態に即し、これを独立の対象機関とすることが適当なものがあり得ることから、これらの機関のうち政令で定めるものについては、その置かれている行政機関から分離し、独立の対象機関とするとの情報公開法制の確立に関する意見（行政改革委員会行政情報公開部会平成８年12月16日）を受け、情報公開法第２条第１項第４号及び第５号において、施設等機関及び特別の機関のうち、その置かれている行政機関からの独立性や組織の実態に即し、同法上の「行政機関」として、府、省、委員会及び庁と同様に扱うことが適当なものを政令で定め、「行政機関」とすることができるとされている（詳解情報公開法20・21頁）。このような考え方については、行政機関個人情報保護法第２条第１項第４号及び第５号及び公文書管理法第２条第１項第４号及び第５号においても同様である（解説行政機関等個人情報保護法11頁、改訂逐条解説公文書管理法・施行令11～12頁）。すなわち、情報公開法、行政機関個人情報保護法及び公文書管理法においては、他の行政機関からの独立性や組織の実態をメルクマールとし、府、省、委員会及び庁レベルの行政機関を、情報公開、個人情報保護及び公文書管理の各事務を行う「行政機関」の基本的な単位としているものと考えられる。

本法と情報公開法、行政機関個人情報保護法、公文書管理法は、それぞれ秘密の保護、情報公開、個人情報の取扱い、公文書管理と、規律する分野は異なるものの、行政機関が保有する情報の取扱いに係るものであることは共通しており、特定秘密として指定される情報も、通常は、文書にそれが記録され、管理されるものであることから、特定秘密の指定、情報公開法に基づく開示・不開示の判断、文書管理という一連の取

扱いを、同一の行政機関の長が、秘密の保護と国民への説明責任を果たすという観点から行うことが重要である。このため、本法における「行政機関」についても情報公開法、行政機関個人情報保護法、公文書管理法の「行政機関」と同様のものとしている。

⑵　各号に規定される行政機関（平成26年４月１日現在）

ア　第１号

○　「法律の規定に基づき内閣に置かれる機関」として、内閣官房、内閣法制局、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部、都市再生本部、構造改革特別区域推進本部、知的財産戦略本部、地球温暖化対策推進本部、地域再生本部、郵政民営化推進本部、中心市街地活性化本部、道州制特別区域推進本部、総合海洋政策本部、宇宙開発戦略本部、総合特別区域推進本部、復興庁、原子力防災会議、国家安全保障会議、国土強靱化推進本部、社会保障制度改革推進本部

○　「法律の規定に基づき内閣の所轄の下に置かれる機関」として、人事院

イ　第２号

○　内閣府

○　宮内庁

○　「内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関（これらの機関のうち、国家公安委員会にあっては警察庁を、第四号の政令で定める機関が置かれる機関にあっては当該政令で定める機関を除く。）」として、公正取引委員会、国家公安委員会、特定個人情報保護委員会、金融庁、消費者庁

ウ　第３号

「国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第三条第二項に規定する機関（第五号の政令で定める機関が置かれる機関にあっては、当該政令で定める機関を除く。）」として、総務省、公害等調整委員会、消防庁、法務省、公安審査委員会、公安調査庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、文化庁、厚生労働省、中央労働委員会、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、資源エネルギー庁、特許庁、中小企業庁、国土交通省、観光庁、気象庁、運輸安全委員会、海上保安庁、環境省、原子力規制委員会、防衛省

エ　第４号

○　警察庁

情報公開法、行政機関個人情報保護法及び公文書管理法のいずれも警察庁を政令で規定しているところ、本法は第５条第２項等に警察庁

が「行政機関」であることを前提とした規定を設けているため、法律で規定している。

○　警察庁を法律で規定した結果、「内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十六条第二項の機関並びに内閣府設置法第四十条及び第五十六条（宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。）の特別の機関で、」「政令で定めるもの」は現時点で想定されない。

オ　第５号

「国家行政組織法第八条の二の施設等機関及び同法第八条の三の特別の機関で、政令で定めるもの」として、情報公開法等と同様、検察庁が想定される。

カ　第６号

会計検査院。会計検査院については、内閣に対し独立の地位を有するものの、国の収入支出の決算の検査を行うに当たり対象機関の保有する特定秘密を取り扱うことが想定されるため、情報公開法等と同じく本法の適用対象とすることとしている。

⑶　その他

独立行政法人については、国が自ら主体となって直接に実施する必要のない事務を実施する機関であって、特定秘密を国から独立して保有することが想定されないため、行政機関には含めないこととしているが、適合事業者（第５条第４項から第６項まで及び第８条）として本法の適用対象となり得る。さらに、地方公共団体についても、第 10 条に基づき提供を受けた場合を除き、特定秘密を指定したり保有したりすることが想定されないため行政機関には含めないこととしたが、都道府県警察については、警察庁の所掌事務を遂行する上で警察庁長官の指示を受けて特定秘密の取扱いの業務を行うことが想定されるため、一定の範囲で本法の適用対象とすることとしている。

第２章

特定秘密の指定等
（第３条－第５条）

第３条第１項　特定秘密の指定

（特定秘密の指定）
第三条　行政機関の長（当該行政機関が合議制の機関である場合にあっては当該行政機関をいい、前条第四号及び第五号の政令で定める機関（合議制の機関を除く。）にあってはその機関ごとに政令で定める者をいう。第十一条第一号を除き、以下同じ。）は、当該行政機関の所掌事務に係る別表に掲げる事項に関する情報であって、公になっていないもののうち、その漏えいが我が国の安全保障に著しい支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの（日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和二十九年法律第百六十六号）第一条第三項に規定する特別防衛秘密に該当するものを除く。）を特定秘密として指定するものとする。ただし、内閣総理大臣が第十八条第二項に規定する者の意見を聴いて政令で定める行政機関の長については、この限りでない。

１　趣旨

第３条第１項は、特定秘密の指定の要件について定めるものである。

２　内容

(1)　「行政機関の長（中略）は、当該行政機関の所掌事務に係る別表に掲げる事項に関する情報であって、公になっていないもののうち、その漏えいが我が国の安全保障に著しい支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの（中略）を特定秘密として指定するものとする。」

特定秘密は、本法の附則第４条の規定による改正前の自衛隊法（昭和29年法律第165号。以下単に「改正前の自衛隊法」という。）上の防衛秘密と同様、実質秘（「非公知の事実であって、実質的にもそれを秘密として保護するに値すると認められるもの」（最高裁昭和53年５月31日決定））の中から特定秘密に該当するものを抽出・明確化するための手段として、行政機関の長による特定秘密の指定という制度を導入しており、指定に当たっては、

①別表該当性
②非公知性
③特段の秘匿の必要性

の３要件を充足することを要することとしている。すなわち、まず、指定の裁量の幅を狭めるために類型的に秘匿の必要性が高いと認められる事項を限定列挙した別表各号に該当するものに関する情報に指定の対象を絞っ

た上で、実質秘のうち、特段の秘匿の必要性があるもののみに更に絞り込んで、特定秘密に指定するものである。

したがって、上記の３要件を満たし、行政機関の長が指定をしたものが特定秘密となる。

なお、第18条において、政府は、我が国の安全保障に関する情報の保護等に関し優れた識見を有する者の意見を聴いた上で、特定秘密の指定に関し、統一的な運用を図るための基準を閣議決定により定めるものとされており、内閣の下にある行政機関の長は、当該基準に従って指定を行うこととなる。また、行政機関の長は、同条第４項に基づき、特定秘密の指定について改善すべき旨の内閣総理大臣の指示に服することとなる。

⑵　「行政機関の長（当該行政機関が合議制の機関である場合にあっては当該行政機関をいい、前条第四号及び第五号の政令で定める機関（合議制の機関を除く。）にあってはその機関ごとに政令で定める者をいう。第十一条第一号を除き、以下同じ。）」

本項は、第２条に規定された行政機関の単位ごとに特定秘密の保護を行うことを前提に、保護の対象となる特定秘密について、各行政機関の長が指定を行うこととしている。

なお、行政機関の中には、その任務・所掌事務の内容に鑑み、その意思決定を構成員の全会一致又は多数決にかからしめて判断の適正化を図る合議制の機関が存在するが、特定秘密の指定に係る不適切な判断は我が国及び国民の安全の確保や国民の知る権利に悪影響を及ぼす可能性があり、指定に当たっては適正な判断が強く求められるため、本項は、合議制の行政機関については、特定秘密の指定に係る意思決定を当該行政機関自体に行わせることとしている。

⑶　「当該行政機関の所掌事務に係る別表に掲げる事項に関する情報であって」

特定秘密の指定の要件の１つである別表該当性について定めるものである。

ア　「当該行政機関の所掌事務に係る」

ある情報の別表該当性や特段の秘匿の必要性は、当該情報を所掌する行政機関の長でなければ判断できないと考えられる。例えば、ある機械部品に関する計測値が、防衛の用に供する武器の性能を示し、本法の別表第１号チに該当するか否か、また、これが特段の秘匿の必要性を有するものであるか否かは、分担管理事務を所掌する行政機関の長の中では防衛大臣でなければ判断できないと考えられる。また、仮に当該情報が特定秘密に指定されるものであれば、当該情報を所掌する行政機関の長

がその保護について第一義的な責任を負うべきである。このため、本項において、行政機関の長が特定秘密に指定することができる情報を当該行政機関の所掌事務に係るものに限定することとしている。

したがって、例えば、ある行政機関が、他の行政機関の所掌事務に係る情報であって、特定秘密として保護すべきではないかと思われるものを入手した場合には、当該情報を入手した行政機関の長は、自ら指定をするのではなく、関係行政機関の協力について定めた第20条に基づき、当該他の行政機関に連絡するなどの適切な対応をとることが期待される。

ただし、ある文書中のある記載内容が、複数の行政機関の所掌事務に係る情報である場合には、当該記載内容を複数の行政機関がそれぞれの所掌事務の観点から特定秘密に指定することはあり得るが、その場合にも、第20条に基づき、関係行政機関が協力して適切な対応をとることとなる。

イ　「別表に掲げる事項に関する情報」

(ｱ) 指定の対象

特定秘密の指定の対象は、情報であり、個々の文書、物件ではない。したがって、特定秘密の指定の効果は、個々の文書や物件にとどまるものではなく、情報を記録又は化体する媒体の異同にかかわらず、客観的に同一性があるものすべてに及ぶものである。すなわち、特定秘密の指定の対象たる情報は、句読点、助詞、助動詞その他の表現上の異同や、媒体、表現形式によって影響を受けるものではなく、内容が同一であるか否かによって判断される。これは、特定秘密の指定を受けた情報において、秘匿を要する本質は、その内容にあるのであって、その表現形式や媒体による影響を受けるものではないからである。この点については、防衛秘密の指定の対象である「事項」と同様である。

なお、秘匿の必要性に照らして内容が同一であると考えられる限り、現存しないが、将来出現することが確実かつ完全に特定し得る情報や、複数の情報を集合的に捉えたものも、本項で特定秘密の指定の対象となる情報であるといえる。例えば、適合事業者に武器の試験を行わせる場合に、試験結果が生ずれば直ちにこれを特定秘密として保護させることができるようにする必要があるのであれば、当該試験結果をあらかじめ特定秘密に指定して第５条第４項に基づき適合事業者に通知をしておくことも可能である。また、当該試験の結果に複数の計測値があるときに、これらすべての計測値が当該武器の性能を示すものであるため秘匿の必要性があるのであれば、特定秘密の指定の対象は、個々の計測値である必要はなく、例えば、「○○ミサイルの△△性能

を示す××試験の計測値」といった情報をあらかじめ指定をしても差し支えない。

(イ) 「事項」と「情報」

防衛秘密制度においては、防衛秘密の指定の対象は「事項」と規定していたが、「事項」は個々の秘密の内容そのものとそれらを一定のまとまりで捉えた秘密の類型とのいずれの意味をも持ち得るものであるため、本法においては、両者の区別が明確となるよう、指定、提供、保護等の対象となる個々の特定秘密の内容そのものを「情報」と、別表に規定される特定秘密の類型を防衛秘密制度と同様に「事項」と、条文上書き分けることとしている。これを受け、本項においては「別表に掲げる事項に関する情報」との表現を用いているが、「関する」との文言により、防衛秘密制度に比して別表に掲げる事項との関係で秘密の範囲が変わるわけではない。

(4) 「公になっていないもの」

特定秘密の指定の要件の１つである非公知性、つまり、不特定多数の人に知られていない状態であることを規定するものである。

「公になっていないもの」との概念は、公にされたか否かとは別個の概念と解すべきであり、例えば、特定秘密に該当する情報を壁新聞に掲載して公道の傍らの掲示板に掲示する行為は、特定秘密を公にした行為であるが、たまたま警察官がこれを早期に発見して撤去し、誰の目にも触れなかった場合には、当該情報は「公にされた」ものの、いまだ「公になっていないもの」として、非公知性の要件は失われないものと解される。他方、例えば、当該情報と同一性を有する情報が、報道機関、外国の政府その他のものにより公表されていると~~認める~~認定する[o23]場合には、たとえ我が国の政府により公表されていなくても、「公になっていないもの」との要件を満たさず、特定秘密の指定は解除されることとなる。

(5) 「その漏えいが我が国の安全保障に著しい支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの」

特定秘密の指定の要件の１つである特段の秘匿の必要性について定めるものであり、ここでいう「特に秘匿することが必要であるもの」は、改正前の自衛隊法第 96 条の２第１項の「特に秘匿することが必要であるもの」と同じであり、単なる秘匿の必要性だけでなく、秘匿度が通常以上に高いものであることをいう（平成 13 年 10 月 25 日外交防衛委員会における中谷防衛庁長官答弁）。このような必要性がある場合としては、例えば、その情報が漏えいすれば、防衛、外国の政府等との交渉又は協力、特定有害活動の防止、テロリズムの防止その他安全保障のために我が国が実施する措

置に対して、その間隙をつかれたり、対抗措置を講じられたりして、我が国が効果的な措置を講ずることができなくなるおそれや、外国の政府その他のものとの信頼関係が著しく損なわれ、今後、情報収集や協力ができなくなるおそれなどがあるため、特に秘匿することが必要である場合が考えられる。

(6) 「日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和二十九年法律第百六十六号）第一条第三項に規定する特別防衛秘密に該当するものを除く。」

日米相互援助協定等に伴う秘密保護法(昭和29年法律第166号。以下「MDA秘密保護法」という。）上の特別防衛秘密は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定（昭和29年条約第6号。以下「日米相互防衛援助協定」という。）等に基づいて米国から供与された装備品等に係る秘密という限られた情報について、本法で規定する秘匿の必要性の観点からは別個の観点で、日米相互防衛援助協定等に基づく必要な措置として保護されるものであって、本法上の特定秘密とは性格を異にしている。

このため、特別防衛秘密の保護については、引き続き、MDA 秘密保護法によることとすることが適当であると考えられることから、本法においては、改正前の自衛隊法第96条の2第1項と同様に、MDA秘密保護法第1条第3項に規定する特別防衛秘密に該当する情報を特定秘密として指定する情報から除くこととしている。

(7) 「ただし、内閣総理大臣が第十八条第二項に規定する者の意見を聴いて政令で定める行政機関の長については、この限りでない。」

衆議院における与野党協議により、特定秘密を指定できる行政機関について、第18条第2項に規定する我が国の安全保障に関する情報の保護等に関し優れた識見を有する者の意見を聴いて定める政令で限定することを可能とするよう追加する修正が行われた。当該修正は、特定秘密の範囲が際限なく拡大することを防止し、本法の適正な運用を確保するための一つの仕組みとして理解されている。

なお、本項に基づき政令で定める行政機関の長については、特定秘密の指定をすることはできないこととなるものの、本法でいう行政機関には該当し、第2章以外の部分については適用対象となることから、特定秘密について我が国の安全保障上の必要による特定秘密の提供を受けることや適性評価を実施することは可能である。

【平成25年11月28日　参・国家安全保障に関する特別委員会】

○東徹君　じゃ、次の質問に移らせていただきますけれども、当初政府から示されました法律案では、特定秘密の指定権限を有する行政機関の長の範囲について限定はされていませんでした。これでは政

府は何でも秘密にできてしまうというほかならず、福島県の地方公聴会でも意見が出されたように、原発事故が起きた際、きちんと県民がその状況を知らなかったというような事態が今後も生ずるのではないか、政府に対する不信感が募ってきているということなんですね。だからこそ、与党に対して指定秘密を指定する行政機関の長の範囲を限定するよう修正協議を行ってきたところであります。

本修正案の附則第三条におきましては、特定秘密を指定する権限を有する行政機関の長の範囲に限定する際に有識者の意見を聴いてというふうに規定をされ、有識者の意見を聴くものというふうにされており、一定の限定は掛かるものの、ちょっとこれでは不十分ではないのかなというふうに思います。国民の不信感を払拭するために、まずはこの法案を広く国民にも理解してもらえる法案とすることが大事というふうに考えます。

この法案の条文上、特定秘密を指定する権限を有する行政機関の長の範囲を内閣官房長官、外務大臣、防衛大臣、そういったところに限定することができないのかどうか、もう一度改めてお聞きしたいと思います。

○副大臣（岡田広君）　お答えをいたします。

特定秘密の指定権者を内閣官房長官、外務大臣、防衛大臣に限定した場合、現在、安全保障に関する情報の収集に当たっている警察庁や公安調査庁において適切な保全措置を講じることができないと考えております。新たに設置される予定の国家安全保障会議の審議をより効果的に行うためにも、三大臣に限らず、安全保障に関し特に秘匿することが必要なものについては各行政機関において指定できるようにするなど、秘密保全に関する共通ルールを確立する必要があると考えます。

また、ただいま東委員御指摘のように、特定秘密とは無縁の行政機関の長を当初から除外すべきではないかということに関しましては、維新との政党間協議によりまして衆議院での修正がなされ、法案第三条にただし書を追加し、内閣総理大臣が有識者の意見を聴いて政令で定める行政機関の長を特定秘密の指定権者から除外することとしたほか、附則第三条により、法律の施行後五年間特定秘密を保有したことがない機関として政令で定めたものについては、内閣総理大臣が有識者会議の意見を聴いて行政機関の定義から除外することができる仕組みを設けております。以上です。

第３条第２項及び第３項　指定の記録と特定秘密の表示等

（特定秘密の指定）
第三条
２　行政機関の長は、前項の規定による指定（附則第五条を除き、以下単に「指定」という。）をしたときは、政令で定めるところにより指定に関する記録を作成するとともに、当該指定に係る特定秘密の範囲を明らかにするため、特定秘密である情報について、次の各号のいずれかに掲げる措置を講ずるものとする。
一　政令で定めるところにより、特定秘密である情報を記録する文書、図画、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。以下この号において同じ。）若しくは物件又は当該情報を化体する物件に特定秘密の表示（電磁的記録にあっては、当該表示の記録を含む。）をすること。
二　特定秘密である情報の性質上前号に掲げる措置によることが困難である場合において、政令で定めるところにより、当該情報が前項の規定の適用を受ける旨を当該情報を取り扱う者に通知すること。
３　行政機関の長は、特定秘密である情報について前項第二号に掲げる措置を講じた場合において、当該情報について同項第一号に掲げる措置を講ずることができることとなったときは、直ちに当該措置を講ずるものとする。

１　趣旨

第３条第２項及び第３項は、行政機関の長が、特定秘密の指定をしたときに、指定に関する記録を作成するとともに、指定をした特定秘密の範囲を明らかにするために講ずる措置について定めるものである。

２　内容

(1)　第２項「政令で定めるところにより指定に関する記録を作成する（中略）ものとする」

第３条第１項に関する解説２(3)イ(ｱ)で述べたとおり、特定秘密の指定の対象は情報であり、特定秘密に指定された情報であるか否かは句読点、助詞、助動詞その他の表現上の異同や、媒体、表現形式によって影響を受けるものではなく、内容が同一であるか否かによって判断されることから、かかる内容の同一性と指定が行われた事実を行政機関の長が明らかにし、これを把握するとともに、有効期間の設定、解除その他当該特定秘密の保護のために必

要な措置を可能とするため、行政機関の長は、指定をしたときには、指定に関する記録を作成するものとしている。

(2) 第２項「当該指定に係る特定秘密の範囲を明らかにするため、特定秘密である情報について、次の各号のいずれかに掲げる措置を講ずるものとする。」

ア 「当該指定に係る特定秘密の範囲を明らかにするため」

本法は、特定秘密を本法に定める厳格な保護の対象とし、その漏えい等に国家公務員法（昭和22年法律第120号）等に基づく守秘義務違反よりも重い罰則を科すものであることから、指定をされた情報とそれ以外の情報を明確に区別できるようにすることは、特定秘密を適確に保護する観点からも、また、開示できる文書を公開すること等により政府の有するその諸活動を国民に説明する責務を全うする観点からも、極めて重要である。このため、行政機関の長は、指定をしたときには、特定秘密である情報について、特定秘密の表示（第１号）又は当該情報を取り扱う者への通知（第２号）を行うものとしている。

なお、防衛秘密制度においては、改正前の自衛隊法第96条の２第２項第１号又は第２号に定める標記又は通知が指定の要式行為とされ、これらの措置を講じたことをもって指定行為は完了するものとされていたが、本項第１号及び第２号の措置はそのような要式行為としての性格を有するものではなく、指定行為は、行政機関の長が指定をしたとき、実際には、行政機関の長が、当該行政機関の決裁手続に従い、指定の決裁文書に決裁をしたときに完了することとなる。

イ 第１号「特定秘密である情報を記録する文書、図画、電磁的記録（中略）若しくは物件又は当該情報を化体する物件」

「文書」とは、文字その他の符号をもって一定の情報を表示した書類等の物件であり、「図画」とは、形象を表示した物件で、写真、設計図、映画のフィルム等を含むものである。また、「電磁的記録」とは、サーバー等の記憶媒体上になされた記録そのものを指し、「（特定秘密である情報を記録する）物件」とは、文書及び図画を除いたあらゆる物件のことであり、録音テープ、フロッピーディスク、デジタル情報を蓄積している電子機器等を含む。本法では、特定秘密が記録された電磁的記録がUSBメモリー等の外部記録媒体に記録されている場合には、電磁的記録そのものに表示の記録をするほか、当該外部記録媒体に表示をすることがあることから、文書、図画、電磁的記録に加え、「（特定秘密である情報を記録する）物件」を明示することとしている。

ウ 第１号「特定秘密である情報を記録する（中略）電磁的記録」及び「電磁的記録にあっては、当該表示の記録を含む。」

「表示」とは、外部へあらわし示すこと、又は図表にして示すことをいう（新村出編「広辞苑」第６版 2,395 頁）とされているが、電磁的記録に表示をした場合、特定秘密の表示もまた電磁的記録であり、当該特定秘密たる電磁的記録が記録媒体に保存されている状態では認識できない、すなわち外部へあらわし示されていないが、これがその用に供される際等に電子計算機等の画面に表示された場合には、認識できるものとなり、当該特定秘密の指定に係る特定秘密の範囲を明らかにすることができる。このため、特定秘密の表示に、電磁的記録にあっては当該表示の記録を含ませることとしている。

エ　第１号「政令で定めるところにより」

政令においては、表示の方法等を規定する。

オ　第２号「特定秘密である情報の性質上前号に掲げる措置によることが困難である場合」

ある情報が有体物に記録され、又は化体されている場合には、物理的には特定秘密の表示を行うことが可能であるが、特定秘密の指定の対象はあくまでも情報であるため、特定秘密の表示を行うことができない場合が存在する。

例えば、ある情報が有体物に記録され又は化体されている場合であっても、当該物件が小さすぎて表示を付すスペースがない場合など、物理的に表示をすることが困難である場合があるが、これに限らず、第５条第４項に基づき適合事業者に特定秘密を保有させるときのように、現存しないが、将来出現することが確実かつ完全に特定し得る情報で、出現すると同時に保護を与えなければならない場合には、「特定秘密である情報の性質上前号に掲げる措置によることが困難である場合」として、通知により特定秘密の範囲を明確にすることとしている。

カ　第２号「政令で定めるところにより」

政令においては、通知の方法等を規定する。

⑶　第３項「当該情報について同項第一号に掲げる措置を講ずることができることとなったときは、直ちに当該措置を講ずるものとする」

上記⑵オで述べたとおり、第２項第２号に基づく通知は、同項第１号に基づく特定秘密の表示によることが困難な場合に行うものであり、特定秘密の範囲を明らかにする方法としては特定秘密の表示による方が、当該情報を見たときに直ちにそれが特定秘密であることを認識することができるため、優れていると考えられることから、これが可能となった場合には直ちに特定秘密の表示を行うものとすることとしている。

第４条第１項～第６項　特定秘密の有効期間

（指定の有効期間及び解除）

第四条　行政機関の長は、指定をするときは、当該指定の日から起算して五年を超えない範囲内においてその有効期間を定めるものとする。

２　行政機関の長は、指定の有効期間（この項の規定により延長した有効期間を含む。）が満了する時において、当該指定をした情報が前条第一項に規定する要件を満たすときは、政令で定めるところにより、五年を超えない範囲内においてその有効期間を延長するものとする。

３　指定の有効期間は、通じて三十年を超えることができない。

４　前項の規定にかかわらず、政府の有するその諸活動を国民に説明する責務を全うする観点に立っても、なお指定に係る情報を公にしないことが現に我が国及び国民の安全を確保するためにやむを得ないものであることについて、その理由を示して、内閣の承認を得た場合（行政機関が会計検査院であるときを除く。）は、行政機関の長は、当該指定の有効期間を、通じて三十年を超えて延長することができる。ただし、次の各号に掲げる事項に関する情報を除き、指定の有効期間は、通じて六十年を超えることができない。

一　武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物（船舶を含む。別表第一号において同じ。）

二　現に行われている外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。以下同じ。）の政府又は国際機関との交渉に不利益を及ぼすおそれのある情報

三　情報収集活動の手法又は能力

四　人的情報源に関する情報

五　暗号

六　外国の政府又は国際機関から六十年を超えて指定を行うことを条件に提供された情報

七　前各号に掲げる事項に関する情報に準ずるもので政令で定める重要な情報

５　行政機関の長は、前項の内閣の承認を得ようとする場合においては、当該指定に係る特定秘密の保護に関し必要なものとして政令で定める措置を講じた上で、内閣に当該特定秘密を提示することができる。

６　行政機関の長は、第四項の内閣の承認が得られなかったときは、公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）第八条第一項の規定にかかわらず、当該指定に係る情報が記録された行政文書ファイル等（同法第五条第五項に規定する行政文書ファイル等をいう。）の保存期間の満了とともに、これを国立公文書館等（同法第二条第三項に規定する国立公文書館等をいう。）に移管しなければならない。

1　趣旨

特定秘密はこれを厳格に保護する必要があるが、一方で、無制限に特定秘密が指定されたり、特定秘密の指定が解除された後に、特定秘密が記録された行政文書等が不適切に廃棄されたりし、国民が後に何が特定秘密として指定をされていたかを検証することができないような事態は適切ではない。そこで、本条では、有効期間に関する詳細な規定を設けることとしている。

2　内容

(1)　第１項

ア　「行政機関の長は、指定をするときは（中略）有効期間を定めるものとする」

本法においては、特定秘密の指定の理由を欠くに至った場合には、指定を行った行政機関の長に対し、速やかに指定の解除を行うことを法律上義務付けることとしている（第４条第７項参照）。

しかしながら、別表該当性、非公知性、特段の秘匿の必要性という特定秘密の指定の要件のうち、特に特段の秘匿の必要性については、秘密を取り巻く諸情勢を踏まえた専門的・技術的判断を要する。例えば、ある自衛隊の装備品の性能（例えば空対空ミサイルの性能）に関する情報の秘匿の必要性については、当該装備品に用いられている技術水準の進展のみならず、諸外国が保有する対抗手段の能力（例えば、戦闘機の運動性、ステルス性等）等の様々な情勢を踏まえて判断する必要がある。また、他国の政府から信頼関係に基づき入手した国際テロ組織の動向に関する情報の秘匿の必要性を判断するに当たっては、相手国政府における当該情報の取扱い状況も勘案する必要がある。

このように、特定秘密の解除には各種情報を収集した上で総合的かつ高度な判断を要するところ、特定秘密は、その漏えいを防止するため、取扱者を限定するなど厳格に管理されており、そのアクセスが限られている。このため、特定秘密の指定の理由に仮にも漏れが生じることがないよう、特定秘密ごとに指定の理由の再検証を行うまでの有効期間を設定し、定期的にこれを確認することを法律上義務付けることとしている。

イ　「当該指定の日から起算して五年を超えない範囲内において」

特定秘密の指定の有効期間については、個々の情報に応じて特定秘密の特質が異なり、これに伴い指定の理由の再検証のために適切な期間も異なることから、法律で一律の期間を規定することは適切ではない。しかしながら、あまりに長期の有効期間が設定される場合には、指定の速やかな解除の義務付けを補足するという有効期間設定の趣旨にもとるこ

ととなるため、本法では、有効期間満了時に要件を満たす場合には更新することを可能としつつ、設定できる有効期間に上限を設けることとしている。

そして、その上限として規定する期間については、特定秘密の対象分野の中で、防衛分野において中長期にわたる装備品の取得や更新を含めた防衛態勢の構築を期間を定めて計画的に行うことを制度化しており、その見積りや計画の多くが５年ごとに作成されるものであることから、特定秘密の有効期間の上限を５年とすることとしている。

⑵　第２項

ア　「行政機関の長は（中略）有効期間を延長するものとする。」

有効期間~~経過~~満了[o24]時に指定の理由を確認した結果、なお指定の理由が認められた場合に、当該指定の有効期間を延長することにより当該指定を維持させるものである。

イ　「政令で定めるところにより、」

政令においては、延長に係る措置等を規定する。

⑶　第３項～第６項

第３項から第６項までの規定は、政府原案における第３項が、衆議院における与野党協議により修正されたものである。

ア　政府原案

政府原案においては、公文書管理法において行政文書の保存期間の当初の設定期間は原則として最長で30年とされていること、諸外国における行政文書の国立公文書館等への移管の期間の目安が30年とされていることなどから、特定秘密の指定は30年が原則であるとの基本的な考え方の下で、指定の有効期間が通じて30年を超えることとなるときは、指定を行った行政機関の長が指定の要件を満たしているか否か確認するだけではなく、内閣として指定を延長することの適否を承認することとしていた。これは、情報公開法第１条及び公文書管理法第１条にも規定されているとおり、政府は、「その諸活動を」「国民に説明する責務」を有していることを踏まえ、特定秘密の指定が長期間にわたって継続している場合には、その指定をした行政機関の長の判断だけにかからしめるのではなく、内閣として、より高次の立場から指定を継続することの適否を検証する機会を設けることが適切であると考えられるからである。

【政府原案】
（指定の有効期間及び解除）
第四条
３　行政機関（会計検査院を除く。）の長は、前項の規定により指

定の有効期間を延長しようとする場合において、当該延長後の指定の有効期間が通じて三十年を超えることとなるときは、政府の有するその諸活動を国民に説明する責務を全うする観点に立っても、なお当該指定に係る情報を公にしないことが現に我が国及び国民の安全を確保するためにやむを得ないものであることについて、その理由を示して、内閣の承認を得なければならない。この場合において、当該行政機関の長は、当該指定に係る特定秘密の保護に関し必要なものとして政令で定める措置を講じた上で、内閣に当該特定秘密を提供することができる。

イ　衆議院における与野党協議による修正

(ｱ) 第３項及び第４項について

指定の有効期間の上限を原則として 30 年とすることを規定している。その上で、通じて 30 年を超えた有効期間の延長は、内閣の承認にかからしめることとされた。

さらに、30 年を超えて延長した場合であっても、各号に規定した一定の情報を除き、通じて 60 年を超えることができないこととされた。

当該修正は、特定秘密が恣意的に拡大することを抑止するために設けられたものと理解されている。

なお、内閣の承認の下で指定の有効期間が 30 年を超えて延長された後も、５年を超えない範囲内においてその有効期間を定め、さらに延長する場合にはその都度、第４項に基づき内閣の承認を得なければならない。（なお、特定秘密の指定・解除・有効期間については別添１参照）

【平成 25 年 11 月 29 日　参・国家安全保障に関する特別委員会】

○井上哲士君　そこで、四党の修正案提案者にお聞きするんですが、この修正では指定の有効期限の上限を原則六十年とされました。報道を見ている限り、協議の中で維新の会やみんなの党から六十年という提案はされていないようなんですが、修正協議の中で一体誰が六十年ということを言われたのか、そしてなぜ五十年でも七十年でもなく六十年になったのか、それぞれお答えいただきたいと思います。

○衆議院議員（桜内文城君）　お答えします。

この有効期間の延長の上限についてでありますけれども、私ども、元々最初の政府案におきまして問題視しておりましたのが、三十年を原則上限とするという文言であったんですけれども、そこから内閣の承認があれば無限に延長できるというような制度の

立て付けになっておりましたので、それはさすがにいかぬだろうということで、何かしら上限を設けるべきだということを主張いたしました。

その際、特に六十年ということによほど意味があるわけではありませんけれども、三十年というのがまず原則とすれば、そこから毎年五年ごとに内閣の承認を得て延ばしていくとしても、普通に考えましてやはり倍が、倍の六十年というものが上限にふさわしいのではないかということで、そこは与党との話合いの中で今回六十年を、延長する場合であっても六十年を上限とするというふうな形になっていった次第でございます。

そして、その際、私どもの方は、単にその上限を設ける、政府案が無限に延長できるという立て付けだったものですから、上限が必要だということと併せて政府に修正案として申入れをいたしましたのが、三十年を超えて延長した場合に内閣の承認が得られなかった場合、あるいは有効期間がその後やってきてそれで指定が解除される場合、いずれもこれはやはりそのまま国立公文書館に移管されずに廃棄されるものがあってはいけないと、やはり検証に堪える、歴史的な意味でも検証に堪えるものとする必要があるということで、全て公文書館に移管するというふうな形の修正をお出しいたしまして、これは与野党で合意したところでございます。

○井上哲士君　つまり、維新の会が六十年を提案したという理解でいいんですか。

○衆議院議員（桜内文城君）　上限を設けろということがメーンの主張でありまして、その年限が五十年なのか六十年なのかというところは与野党の話合いの中で出てきた数字です。ちなみに、そのときに私の記憶では、与野党で話合いをする中で、アメリカの例を取れば七十五年が一応の上限になっているという例を聞きまして、それよりも短いものにしようというふうな修正協議の中身であったと記憶しております。

○井上哲士君　各党そういう認識でよろしいんでしょうか。今のでいいますと誰が提案したのかよく分からないのですが、いかがでしょうか。

○衆議院議員（大口善徳君）　今、桜内委員がおっしゃったように、アメリカの方は二十五年、それから五十年超、七十五年超と、こういう節目節目があります。それで、例えば、スパイの場合です、

要するに人的な情報源の場合ですね、今三十歳としたならば三十年後は六十歳で御存命なわけですよね。さらに、六十年後であってもこれは御存命の場合があると、あるいはその家族があるということで、やはり人的な情報源というものは、これは例外は認めざるを得ないんですね。ですから、アメリカも七十五年超の場合も認めているんです。

そういうことで、三十年でまず区切ると。三十年を超えた場合は内閣の承認が必要であると。その場合は、そして六十年で更に絞ると。三十年、三十五年、ずっと五年ずつ内閣の承認を必要とする。六十年になりますと、これは七項目なんですが、これ、私が質問しまして、総理も答弁していただきましたけれども、三十年の段階でもこの七項目を基本とするという形でやらさせていただいています。

いずれにしましても、半永久的に延びるということはいかがなものかと、こういう御指摘があって、維新の会さんからそういうお話もありましたので、それを踏まえて、アメリカの制度も踏まえてやらせていただいたと。ちなみに、イギリスは百年超というような基準もございます。以上です。

【平成25年12月5日　参・国家安全保障に関する特別委員会】

○和田政宗君　これは、修正合意した政党同士で必ずやるという固い決意を国民の皆様にも示したいというふうに私は思っております。

本法案の修正議決、これ衆議院のものでございますけれども、秘密の期限について、六十年で原則指定解除となりますけれども、七項目の例外が設けられました。しかしながら、例外については行政の裁量で拡大解釈のおそれがあります。更に絞り込むべきと考えますが、いかがでしょうか。

○政府参考人（鈴木良之君）　お答えします。

特定秘密の指定の有効期間を通じて六十年を超えて延長しようとする場合、当該特定秘密の指定を延長しようとする行政機関の長がその該当性を判断した上で内閣の承認を得ることとなり、例外が恣意的に拡大解釈されるおそれはないものと考えております。

また、例外的に六十年を超えて特定秘密の指定を延長することができる場合として、暗号や人的情報源に関する情報等に加えま

して、これらに準ずるもので政令に定める重要な情報を規定をしておりますが、例外的に六十年を超えて延長できる場合についての規定であることに鑑みまして、同規定は極めて限定的に解すべきと考えておりまして、また現時点ではこれに該当するものは想定しておりません。

○和田政宗君　ちょっと、政治家の発言として、そして大臣の発言として聞きたいんですが、同じ質問、大臣いかがでしょうか。

○国務大臣（森まさこ君）　今審議官の方でお答えをさせていただいたとおりでございますけれども、五年以内のものが三十年、三十年で原則公文書館に移管、そしてその後の六十年の場合の七項目でございますけれども、これはしっかりと内閣の承認を得てまいりますので、例外が恣意的に拡大解釈されるおそれはないものというふうに考えております。

そして、具体的に絞り込むべきではないかというような御意見でございますけれども、これは極めて限定的に解すべきと考えておりますし、これについても有識者会議の皆様の御意見を聴いてしっかりと適正に運用をしてまいりたいと思います。

(ｲ) 第５項について

通じて 30 年を超えた有効期間の延長について内閣の承認を得るために、有効期間の延長の承認を求める閣議において、閣議室で当該特定秘密が記録された文書等を回覧することを予定している。このため、当該特定秘密を保有する行政機関が一定の保護措置を講じた上で、内閣に特定秘密を提示することができる旨を定めるものである。

(ｳ) 第６項について

特定秘密が記録されている行政文書についても、公文書管理法の適用を受け、特定秘密の指定が解除され、当該行政文書の保存期間が満了した場合に、歴史公文書等に該当するものは、国立公文書館等に移管されることとなる。

さらに、本法では、30 年を超えて有効期間を延長することについて内閣の承認が得られなかった場合には、当該指定に係る情報が記録された行政文書ファイル等を、保存期間満了後に国立公文書館等に移管することとされた。

30 年にわたって特定秘密~~としてに~~指定された情報が記録され~~を継続してき~~た文書であることを踏まえると、当該特定秘密~~を~~が記録~~した~~された文書は、通常、歴史公文書等に該当するものと考えられる。その上で、当該修正により、内閣の承認を得られなかった場合、関係文

書を国立公文書館等に移管するとあえて明記したのは、不承認の結果、特定秘密としていた情報が明らかになることをおそれた行政機関が、恣意的な判断でこれを廃棄することを防止することにあると理解されている。

さらに、当該修正の趣旨に鑑みると、30年を超える長期間にわたって特定秘密~~としてに~~指定された情報が記録され~~を継続してき~~た文書について、自ら指定を解除する場合にも、全て歴史公文書等として国立公文書館等に移管することが必要と考えられる。[o25]

第４条第７項　解除

（指定の有効期間及び解除）
第四条
７　行政機関の長は、指定をした情報が前条第一項に規定する要件を欠くに至ったときは、有効期間内であっても、政令で定めるところにより、速やかにその指定を解除するものとする。

１　趣旨

本項は、指定を行った行政機関の長に対し、指定の理由を欠くに至った場合には速やかに指定を解除して、その外形を除去する義務を課すものである。

２　内容

(1)　「行政機関の長は、指定をした情報が前条第一項に規定する要件を欠くに至ったときは（中略）速やかにその指定を解除するものとする」

指定後に非公知性又は特段の秘匿の必要性を欠くに至った場合、何らの措置を待つまでもなく当然に指定の効力は消滅することになる。しかしながら、仮に効力消滅後も外形上指定が継続した場合、必要以上に秘匿されることとなり、国民の知る権利との関係で問題が生じ、ひいては本法制に対する国民の信頼が損なわれるおそれがある。そこで、特定秘密の指定の理由を欠くに至ったときは、指定の外形の除去が確実かつ速やかに行われることを確保するため、指定を行った行政機関の長に対し、速やかに指定の解除を行うことを法律上義務付けることとしている。

なお、改正前の自衛隊法には、防衛秘密の指定の解除制度は設けられていないが、指定の要件を欠くに至ったときは速やかに標記の抹消等の措置を講ずることとされており（自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第113条の12）、実質的には解除と同等の制度が設けられている。

(2)　「有効期間内であっても」

第４条第１項から第６項までの規定に関する解説２(1)アで述べたとおり、特定秘密の有効期間は、特定秘密の指定の理由に仮にも漏れが生じることがないよう定期的にこれを確認することを法律上義務付けることとしたものであり、有効期間内であれば指定の理由を欠いても指定を継続することを許容するものではない。上記(1)のとおり、指定の理由を欠くに至った場合、何らの措置を待つまでもなく当然に指定の効力は消滅することになるのであって、その場合には、有効期間内でも指定を解除し、指定の外形を除去すべきことは当然である。しかしながら、本項では、このことを確認

的に規定し、指定の理由を欠いた場合に指定の解除が確実かつ速やかに行われるよう万全を期することとしている。

(3) 「政令で定めるところにより」

政令においては、解除に係る措置等を規定する。

第５条第１項　行政機関における特定秘密の保護措置

（特定秘密の保護措置）

第五条　行政機関の長は、指定をしたときは、第三条第二項に規定する措置のほか、第十一条の規定により特定秘密の取扱いの業務を行うことができることとされる者のうちから、当該行政機関において当該指定に係る特定秘密の取扱いの業務を行わせる職員の範囲を定めることその他の当該特定秘密の保護に関し必要なものとして政令で定める措置を講ずるものとする。

１　趣旨

本項は、行政機関の長が、指定をしたときに、当該行政機関において講ずる特定秘密の保護措置について定めるものである。

２　内容

⑴　「第三条第二項に規定する措置のほか」

第３条第２項に定める特定秘密を明確化するための措置は、指定された特定秘密の範囲を明らかにするという独自の意義を持つと同時に、これにより特定秘密の保護にも資するものであることから、本項においても「のほか」と規定するものである。

⑵　「第十一条の規定により特定秘密の取扱いの業務を行うことができることとされる者のうちから、当該行政機関において当該指定に係る特定秘密の取扱いの業務を行わせる職員の範囲を定めること」

下記⑷の「特定秘密の保護に関し必要なものとして政令で定める措置」の例示であり、特定秘密ごとに、指定の都度、その取扱いの業務を行わせる職員の範囲を指定することを⑷の政令で規定する。

⑶　「特定秘密の取扱いの業務」

「特定秘密の取扱い」とは、特定秘密である情報を記録する文書、図画、電磁的記録若しくは物件又は当該情報を化体する物件の作成、運搬、交付、保管、廃棄その他の取扱い及び特定秘密の伝達に係る事務をいい、「業務」とは、人の社会生活上の地位に基づいて反復・継続される行為をいう。

本法においては、行政機関、都道府県警察及び適合事業者において安全保障上の必要により特定秘密が取り扱われる際には、特定秘密の取扱いの業務として行われることを前提として特定秘密の取扱者の制限や罰則に関する規定を置いており、特定秘密の取扱いの業務を行う者は、特定秘密を取り扱うこと自体を担当業務とされれば、特定秘密を取り扱うことの頻度、

程度や、特定秘密を取り扱うことが常態的であることは必ずしも必要とされるものではない。

(4) 「当該特定秘密の保護に関し必要なものとして政令で定める措置」

政令においては、上記(2)で述べたとおり、本項で例示されている、特定秘密の取扱いの業務を行わせる職員の範囲を定めること以外の特定秘密の保護上必要な措置を規定する。

第５条第２項及び第３項　都道府県警察における特定秘密の保護措置

（特定秘密の保護措置）
第五条
２　警察庁長官は、指定をした場合において、当該指定に係る特定秘密（第七条第一項の規定により提供するものを除く。）で都道府県警察が保有するものがあるときは、当該都道府県警察に対し当該指定をした旨を通知するものとする。
３　前項の場合において、警察庁長官は、都道府県警察が保有する特定秘密の取扱いの業務を行わせる職員の範囲その他の当該都道府県警察による当該特定秘密の保護に関し必要なものとして政令で定める事項について、当該都道府県警察に指示するものとする。この場合において、当該都道府県警察の警視総監又は道府県警察本部長（以下「警察本部長」という。）は、当該指示に従い、当該特定秘密の適切な保護のために必要な措置を講じ、及びその職員に当該特定秘密の取扱いの業務を行わせるものとする。

１　趣旨

第５条第２項及び第３項は、警察庁長官が指定をした場合において、当該指定に係る特定秘密で都道府県警察が保有するものがあるときの措置について定めるものである。

２　内容

⑴　第２項「警察庁長官は」

~~本法においては、諸外国や国内の関係機関と情報交換を行う、国の警察機関としての警察庁の性格から、他の行政機関から特定秘密の提供を受ける警察機関として警察庁のみを規定し、さらに、~~特定秘密の指定については[o26]~~も~~、国内外の関係機関と情報交換を行い、全国警察の関連情報を集約し、分析評価を行っている警察庁のみが適切な判断を行うことができると考えられることから、都道府県警察が収集した情報を含め、警察庁長官が警察における特定秘密の指定を行うこととしている。

⑵　第２項「指定をした場合において、当該指定に係る特定秘密（第七条第一項の規定により提供するものを除く。）で都道府県警察が保有するものがあるとき」

本項は、警察庁長官が、都道府県警察から提供を受けた情報について指定をしたときを念頭に置いたものである。

都道府県警察は行政機関たる警察庁とは別の機関であるが、両者は、国の警察機関であるか、都道府県の警察機関であるかの差異はあるものの、いずれも、

警察法（昭和 29 年法律第 162 号）上、公共の安全と秩序の維持に当たるものであり、という同一の責務を負っているものであり[o27]所掌事務を遂行しているものといえ、同一の行政機関において上下関係にある部局と同様に、当該情報は都道府県警察においても秘匿の必要性があることに変わりはない。したがって、本条第２項及び第３項において警察庁長官は、都道府県警察から提供を受けた情報について指定をしたときは、当該都道府県警察に対して指定した旨を通知するとともに、当該特定秘密の保護に関し必要な事項を指示することとし、当該都道府県警察において、当該指示に従い、保護の措置を講ずることを定めることとしている。

⑶　第３項「都道府県警察が保有する特定秘密の取扱いの業務を行わせる職員の範囲」

下記⑷の「当該都道府県警察による当該特定秘密の保護に関し必要なものとして政令で定める事項」の例示であり、警察庁長官は、特定秘密の取扱いの業務を行わせる提供先の都道府県警察の職員の範囲等について指示することを⑷の政令で規定する。

⑷　第３項「当該都道府県警察による当該特定秘密の保護に関し必要なものとして政令で定める事項」

政令においては、上記⑶で述べたとおり、本項で例示されている、特定秘密の取扱いの業務を行わせる職員の範囲を定めること以外の特定秘密の保護上必要な措置を規定する。

⑸　第３項「当該都道府県警察に指示する」

例えば、具体的なテロ計画（特定秘密）を警察庁が入手した場合、警察庁長官は、テロ計画の未然防止のために講ずる警備実施や関係者の追跡等の措置について、警察法第 16 条第２項に基づき、関係都道府県警察を指揮監督することとなるが、これに伴い特定秘密の保護のための措置についても、必要な指揮監督を都道府県警察に行うこととなる。このような指揮監督を具体化するものとして、本項において、警察庁長官は、当該特定秘密の保護に関し必要な事項について、「当該都道府県警察に指示するものとする」ことを規定している。

一般に、「指示」とは、ある機関が関係の機関又は者に対して、その所掌事務に関する方針、基準、手続、規則、計画等を示し、これらを実施させることをいい、法律的には指揮又は命令よりは、言わば弱く、また軽く、勧告よりは、言わば強く、また重い場合に用いられる（吉国一郎ほか共編「法令用語辞典（第９次改訂版）」（以下「法令用語辞典」という。）342・343 頁）とされているが、本法において[o28]も、特定秘密の保護に関し講ずる措置は、あくまで都道府県警察の責務として行う事務であることから、「命令」ではなく「指示」という用語を用いている。

第５条第４項～第６項　適合事業者における特定秘密の保護措置

（特定秘密の保護措置）

第五条

４　行政機関の長は、指定をした場合において、その所掌事務のうち別表に掲げる事項に係るものを遂行するために特段の必要があると認めたときは、物件の製造又は役務の提供を業とする者で、特定秘密の保護のために必要な施設設備を設置していることその他政令で定める基準に適合するもの（以下「適合事業者」という。）との契約に基づき、当該適合事業者に対し、当該指定をした旨を通知した上で、当該指定に係る特定秘密（第八条第一項の規定により提供するものを除く。）を保有させることができる。

５　前項の契約には、第十一条の規定により特定秘密の取扱いの業務を行うことができることとされる者のうちから、同項の規定により特定秘密を保有する適合事業者が指名して当該特定秘密の取扱いの業務を行わせる代表者、代理人、使用人その他の従業者（以下単に「従業者」という。）の範囲その他の当該適合事業者による当該特定秘密の保護に関し必要なものとして政令で定める事項について定めるものとする。

６　第四項の規定により特定秘密を保有する適合事業者は、同項の契約に従い、当該特定秘密の適切な保護のために必要な措置を講じ、及びその従業者に当該特定秘密の取扱いの業務を行わせるものとする。

１　趣旨

第５条第４項から第６項までの規定は、行政機関の長が指定をした場合において、適合事業者に、当該指定に係る特定秘密を保有させることができること及びその場合の措置について定めるものである。

２　内容

(1)　第４項「行政機関の長は、指定をした場合において（中略）契約に基づき、当該適合事業者に対し、当該指定をした旨を通知した上で、当該指定に係る特定秘密（第八条第一項の規定により提供するものを除く。）を保有させることができる」

第３条第１項に関する解説２(3)イ(ｱ)で述べたとおり、本法においては、現存しないが、将来出現することが確実かつ完全に特定し得る情報も、特定秘密の指定の対象となる情報となる。第５条第４項は、このような情報について、契約に基づき、適合事業者（下記(3)参照）に、指定をした旨を通知した上で、保有させることができる旨規定するものである。具体的に

は、適合事業者に、武器等の試験を行わせる場合や武器の部品等の物件を製造させる場合であって、試験結果が生じ、又は物件が製造されると同時に保護を与えなければならないときに、直ちにこれを特定秘密として保護させることができるようにする必要があるときを念頭に置いている。このような場合、行政機関は、指定をした時点において、当該特定秘密に係る情報を保有しておらず、また、当該行政機関から適合事業者への特定秘密の提供もないことから、特定秘密を保有する行政機関の長が、契約に基づき、適合事業者に当該特定秘密を提供する場合について規定した第８条とは別途、規定を設けることとしたものである。

⑵　第４項「その所掌事務のうち別表に掲げる事項に係るものを遂行するために特段の必要があると認めたとき」

本項に基づき、特定秘密を適合事業者に保有させることができる場合について定めるものである。

「特段の必要がある」とは、特定秘密を適合事業者に保有させなければ、当該行政機関の所掌事務の遂行が立ち行かないような、いわば非代替性が認められることをいう。

⑶　第４項「物件の製造又は役務の提供を業とする者で、特定秘密の保護のために必要な施設設備を設置していることその他政令で定める基準に適合するもの（以下「適合事業者」という。）」

本法で特定秘密を保有させ又は提供することができる行政機関及び都道府県警察以外の事業者の基準について定めるものである。

⑷　第４項「契約に基づき」

ここでいう「契約」は、行政機関と適合事業者との間で、第５項に規定する特定秘密の保護に関し必要な事項について定める、いわば秘密保護契約であり、行政機関と物件の製造又は役務の提供について直接の契約関係にない下請業者に特定秘密を保有させる必要がある場合にも、当該特定秘密の取扱いに関する秘密保護契約は、当該下請業者と直接締結する必要があるこれを締結すれば、下請業者のように行政機関との間で物件の製造又は役務の提供について直接の契約関係にない適合事業者にも、特定秘密を保有させることができる[1-29]。

⑸　第５項「第十一条の規定により特定秘密の取扱いの業務を行うことができることとされる者のうちから、同項の規定により特定秘密を保有する適合事業者が指名して当該特定秘密の取扱いの業務を行わせる代表者、代理人、使用人その他の従業者（以下単に「従業者」という。）の範囲」

下記⑹の「当該適合事業者による当該特定秘密の保護に関し必要なものとして政令で定める事項」の例示であり、特定秘密の取扱いの業務を行わ

せる提供先の適合事業者の従業者の範囲を定めることを本項の契約で定めることを⑹の政令で規定する。

⑹　第５項「当該適合事業者による当該特定秘密の保護に関し必要なものとして政令で定める事項」

政令においては、上記⑸で述べたとおり、本項で例示されている、特定秘密の取扱いの業務を行わせる従業者の範囲を定めること以外の特定秘密の保護上必要な措置を規定する。

第３章

特定秘密の提供
（第６条－第 10 条）

第６条　他の行政機関への特定秘密の提供

（我が国の安全保障上の必要による特定秘密の提供）

第六条　特定秘密を保有する行政機関の長は、他の行政機関が我が国の安全保障に関する事務のうち別表に掲げる事項に係るものを遂行するために当該特定秘密を利用する必要があると認めたときは、当該他の行政機関に当該特定秘密を提供することができる。ただし、当該特定秘密を保有する行政機関以外の行政機関の長が当該特定秘密について指定をしているとき（当該特定秘密が、この項の規定により当該保有する行政機関の長から提供されたものである場合を除く。）は、当該指定をしている行政機関の長の同意を得なければならない。

２　前項の規定により他の行政機関に特定秘密を提供する行政機関の長は、当該特定秘密の取扱いの業務を行わせる職員の範囲その他の当該他の行政機関による当該特定秘密の保護に関し必要なものとして政令で定める事項について、あらかじめ、当該他の行政機関の長と協議するものとする。

３　第一項の規定により特定秘密の提供を受ける他の行政機関の長は、前項の規定による協議に従い、当該特定秘密の適切な保護のために必要な措置を講じ、及びその職員に当該特定秘密の取扱いの業務を行わせるものとする。

１　趣旨

本条は、行政機関の長が、我が国の安全保障上の必要により、他の行政機関に特定秘密を提供することができること及びその手続その他の事項について定めるものである。

２　内容

(1)　第１項「特定秘密を保有する行政機関の長は」

本条に基づき、特定秘密を他の行政機関の長に提供する主体について定めるものであり、「特定秘密を保有する」とあるとおり、行政機関の長が自ら指定した特定秘密を提供する場合のみならず、当該行政機関が他の行政機関の長から提供を受けた特定秘密を第三者たる他の行政機関に提供する場合も含む。ただし、後者の場合については下記(3)参照。

(2)　第１項「他の行政機関が我が国の安全保障に関する事務のうち別表に掲げる事項に係るものを遂行するために当該特定秘密を利用する必要があると認めたとき」

本条に基づき、安全保障上の必要により特定秘密を他の行政機関の長に提供することができる場合について定めるものである。

防衛秘密制度について規定する改正前の自衛隊法においては、防衛省・自衛隊の秘密を保護するため、同省を中心とした防衛秘密の保護について規定し、自衛隊の任務遂行上特段の必要がある場合に限り他の行政機関の職員に防衛秘密の取扱いの業務を行わせることができることとしていた。しかしながら、我が国の安全保障に関する情報のうち特に秘匿することが必要であるものについて、その取扱いについての政府の共通のルールを定めるものであるという本法の性格から、本法では、本条により、安全保障上の必要により行政機関相互間で特定秘密を提供できることとし、特定秘密の政府内における共有と活用が円滑に行われるようにしている。

本項においては、この安全保障上の必要を「他の行政機関が我が国の安全保障に関する事務のうち別表に掲げる事項に係るものを遂行するために当該特定秘密を利用する必要がある」と規定している。これは、提供先となる他の行政機関が、その安全保障に関する所掌事務を遂行するため、当該特定秘密を利用する必要がある場合のことであり、本項では、更に「（前略）のうち別表に掲げる事項に係るもの」として、このような所掌事務をより限定・明確化している。

このような安全保障上の必要により提供を受けた場合、提供を受けた他の行政機関も、その安全保障に関する所掌事務を遂行するために、その職員に当該特定秘密を反復・継続して取り扱わせる必要があり、また、このような取扱いの業務を行う職員は外国の情報機関等の諜報活動の対象となる可能性が高いと考えられる。このため、本法においては、下記⑸以下に述べるとおり、提供を受けた他の行政機関においても、特定秘密を取り扱う職員を適性評価を受けた者のみに制限するなど特定秘密の保護に関し必要な措置を講ずることとしている。これにより、特定秘密を提供する行政機関にとって、提供の手順と提供後に講じられる保護措置が明らかとなり、特定秘密の共有と活用が促進されるものと考えられる。

なお、本項においては、「（前略）認めたとき」としており、提供する行政機関の長が、提供先となる他の行政機関が、その安全保障に関する所掌事務を遂行するため、当該特定秘密を利用する必要があるか否かを判断することとしている。

⑶　第１項「ただし、当該特定秘密を保有する行政機関以外の行政機関の長が当該特定秘密について指定をしているとき（中略）は、当該指定をしている行政機関の長の同意を得なければならない」

行政機関の長が、他の行政機関の長から提供を受けた特定秘密を第三者たる他の行政機関に提供する場合には、指定をした行政機関の長が当該特定秘密の保護について第一義的な責任を負うことから、その同意を得るこ

ととするものである。すなわち、行政機関Aの長が、その指定に係る特定秘密を、直接又は行政機関X、Y、Z・・・（X、Y、Z・・・のいずれも特定秘密に指定していない場合）を介して、行政機関Bに提供し、当該特定秘密を行政機関Bの長が行政機関Cに提供する場合、行政機関Bの長は行政機関Aの長の同意を得る必要がある。

(4) 第１項「当該特定秘密を保有する行政機関以外の行政機関の長が当該特定秘密について指定をしているとき（当該特定秘密が、この項の規定により当該保有する行政機関の長から提供されたものである場合を除く。）」

本規定中の括弧書きは、行政機関Aの長が、その指定に係る特定秘密aを行政機関Bに提供したところ、これを行政機関Bの長も特定秘密bに指定をした場合、その後、行政機関Aの長が特定秘密aかつbを行政機関Cにも提供するときには、行政機関Aの長は、特定秘密bの指定をした行政機関Bの長の同意を得る必要はないことを定めるものである。すなわち、本規定でいう「当該保有する行政機関」は行政機関Aを、「当該特定秘密を保有する行政機関以外の行政機関」は行政機関Bを、「当該特定秘密」は特定秘密aかつbを、それぞれ指す。

第３条第１項に関する解説２(3)アで述べたとおり、ある文書中のある記載内容が、複数の行政機関の所掌事務に係る情報である場合には、当該記載内容を複数の行政機関がそれぞれの所掌事務の観点から特定秘密に指定することはあり得るところ、特定秘密が複数の行政機関の間を流通し、かつ、そのうちのいくつかの行政機関がそれぞれの所掌事務の観点から重ねて指定をした場合、当該特定秘密を新たに他の行政機関に提供するには指定をしたすべての行政機関の長の同意を得なければならないとすれば、各行政機関の長は、自らが指定をした特定秘密を提供した後、他のどの行政機関が特定秘密に指定しているのか把握した上で、指定をしたすべての行政機関の長の同意を得なければならず、事務が繁雑となって、行政機関間での特定秘密の共有を阻害することになりかねない。このため、このような場合には、自らが特定秘密に指定する以前に指定をしていた行政機関の長の同意を得れば足りるものとすることが合理的であると考えられるため、本規定中の括弧書きを置くこととしている（なお、提供に際して他の行政機関の長の同意が必要な場合の説明については別添２参照）。

(5) 第２項「当該特定秘密の取扱いの業務を行わせる職員の範囲」

下記(6)の「当該他の行政機関による当該特定秘密の保護に関し必要なものとして政令で定める事項」の例示であり、特定秘密の提供を受けた行政機関において当該特定秘密の取扱いの業務を行わせる職員の範囲を指定することを(6)の政令で規定する。

⑹　第２項「当該他の行政機関による当該特定秘密の保護に関し必要なものとして政令で定める事項」

政令においては、上記⑸で述べたとおり、本項で例示されている、特定秘密の取扱いの業務を行わせる職員の範囲を定めること以外の特定秘密の保護上必要な措置を規定する。

⑺　「前項の規定による協議に従い、当該特定秘密の適切な保護のために必要な措置を講じ、及びその職員に当該特定秘密の取扱いの業務を行わせるものとする。」

本条に基づき提供された特定秘密は、提供を受けた行政機関において、改めて指定をされることなく、直ちに特定秘密として取り扱われることとなる。

第７条　都道府県警察への特定秘密の提供

第七条　警察庁長官は、警察庁が保有する特定秘密について、その所掌事務のうち別表に掲げる事項に係るものを遂行するために都道府県警察にこれを利用させる必要があると認めたときは、当該都道府県警察に当該特定秘密を提供することができる。

２　前項の規定により都道府県警察に特定秘密を提供する場合については、第五条第三項の規定を準用する。

３　警察庁長官は、警察本部長に対し、当該都道府県警察が保有する特定秘密で第五条第二項の規定による通知に係るものの提供を求めることができる。

１　趣旨

本条は、警察庁長官が、その所掌事務の遂行上必要がある場合に、都道府県警察に特定秘密を提供することができること及びその手続その他の事項について定めるものである。

２　内容

⑴　第１項「警察庁長官は」

第５条第２項及び第３項に関する解説２⑴参照。

⑵　第１項「警察庁が保有する特定秘密」

警察庁長官が自ら指定した特定秘密を提供する場合のみならず、警察庁が他の行政機関の長から提供を受けた特定秘密を含む点については、第６条第１項と同じである。

⑶　第１項「その所掌事務のうち別表に掲げる事項に係るものを遂行するために都道府県警察にこれを利用させる必要があると認めたとき」

本条に基づき、安全保障上の必要により特定秘密を都道府県警察に提供することができる場合について定めるものである。

本項は、第６条第１項の規定と規定振りが異なっているが、これは、第５条第２項及び第３項に関する解説２⑵で述べたとおり、警察庁と都道府県警察とは、警察法上、公共の安全と秩序の維持に当たるという同一の責務を負っているものであり[o210]~~ものであり、同一の行政機関において上下関係にある部局と同様に、同一の所掌事務を遂行しているものといえ~~、特定秘密の指定も警察庁の所掌事務のうち別表に掲げる事項に係るものを遂行するためのものであり、提供を受ける都道府県警察の観点からその必要性を判断する必要がないから、「他の行政機関が我が国の安全保障に関する事務のうち」と規定する必要がないためである。

(4) 第２項

第５条第２項及び第３項に関する解説２(3)から(5)参照。

(5) 第３項

本法では、特定秘密を保有する行政機関の長等がこれを提供できる場合を規定していることから、警察庁長官が、都道府県警察が保有する情報を特定秘密に指定し、第５条第２項に基づき警察本部長に通知した場合に、当該特定秘密の提供を求めることができ、この場合には、当該都道府県警察は当該特定秘密を警察庁に提供することができる旨を定めるものである（第 10 条第２項に関する解説参照）。

第８条　適合事業者への特定秘密の提供

第八条　特定秘密を保有する行政機関の長は、その所掌事務のうち別表に掲げる事項に係るものを遂行するために、適合事業者に当該特定秘密を利用させる特段の必要があると認めたときは、当該適合事業者との契約に基づき、当該適合事業者に当該特定秘密を提供することができる。ただし、当該特定秘密を保有する行政機関以外の行政機関の長が当該特定秘密について指定をしているとき（当該特定秘密が、第六条第一項の規定により当該保有する行政機関の長から提供されたものである場合を除く。）は、当該指定をしている行政機関の長の同意を得なければならない。

２　前項の契約については第五条第五項の規定を、前項の規定により特定秘密の提供を受ける適合事業者については同条第六項の規定を、それぞれ準用する。この場合において、同条第五項中「前項」とあるのは「第八条第一項」と、「を保有する」とあるのは「の提供を受ける」と読み替えるものとする。

３　第五条第四項の規定により適合事業者に特定秘密を保有させている行政機関の長は、同項の契約に基づき、当該適合事業者に対し、当該特定秘密の提供を求めることができる。

１　趣旨

本条は、行政機関の長が、その所掌事務の遂行上必要がある場合に、適合事業者に特定秘密を提供することができること及びその手続その他の事項について定めるものである。

２　内容

(1)　第１項「特定秘密を保有する」

行政機関の長が自ら指定した特定秘密を提供する場合のみならず、当該行政機関が他の行政機関の長から提供を受けた特定秘密を含む点については、第６条第１項と同じである。

(2)　第１項「その所掌事務のうち別表に掲げる事項に係るものを遂行するために、適合事業者に当該特定秘密を利用させる特段の必要があると認めたとき」

本条に基づき、安全保障上の必要により特定秘密を適合事業者に提供することができる場合について定めるものである。

本項は、第６条第１項の「他の行政機関が我が国の安全保障に関する事務のうち別表に掲げる事項に係るもの」との規定と規定振りが異なっているが、これは、適合事業者への特定秘密の提供は、特定秘密を保有する行

政機関の所掌事務のうち別表に掲げる事項に係るものを遂行するためのものであり、提供を受ける適合事業者の観点からその必要性を判断する必要がないことから「他の行政機関が我が国の安全保障に関する事務のうち」と規定する必要がないためである。

また、本項で「特段の必要がある」と規定しているのは、第５条第４項と同様、特定秘密を適合事業者に保有させなければ、当該行政機関の所掌事務の遂行が立ち行かないような、いわば非代替性が認められることをいい、印刷や製本のように、当該行政機関で行うことが可能である場合は、「特段の必要」がないということになる。

⑶　第１項「契約に基づき」

第５条第４項の「契約」と同じく、秘密保護契約であり、行政機関と物件の製造又は役務の提供について直接の契約関係にない下請業者に特定秘密を保有させる必要がある場合にも、当該特定秘密の取扱いに関する秘密保護契約は、当該下請業者と直接締結する必要がある~~これを締結すれば、下請業者のように行政機関との間で物件の製造又は役務の提供について直接の契約関係にない適合事業者にも、特定秘密を提供することができる[o.211]~~。

⑷　第１項「ただし（中略）同意を得なければならない。」

第６条に関する解説２⑶参照。

⑸　第２項

第５条第４項～第６項に関する解説２⑸及び⑹参照。

⑹　第３項

第７条第３項と同様、本法では、特定秘密を保有する行政機関等がこれを提供できる場合を規定していることから、第５条第４項に基づき、行政機関の長が、適合事業者に特定秘密を保有させた場合に、当該特定秘密の提供を求めることができ、この場合には、当該適合事業者は当該特定秘密を行政機関に提供することができる旨を定めるものである。

第９条　外国の政府又は国際機関への特定秘密の提供

第九条　特定秘密を保有する行政機関の長は、その所掌事務のうち別表に掲げる事項に係るものを遂行するために必要があると認めたときは、外国の政府又は国際機関であって、この法律の規定により行政機関が当該特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置を講じているものに当該特定秘密を提供することができる。ただし、当該特定秘密を保有する行政機関以外の行政機関の長が当該特定秘密について指定をしているとき（当該特定秘密が、第六条第一項の規定により当該保有する行政機関の長から提供されたものである場合を除く。）は、当該指定をしている行政機関の長の同意を得なければならない。

１　趣旨

本条は、行政機関の長が、我が国の安全保障上の必要により、外国の政府又は国際機関（以下「外国の政府等」という。）に特定秘密を提供することができることを定めるものである。

２　内容

⑴　「特定秘密を保有する行政機関の長」

行政機関の長が自ら指定した特定秘密を提供する場合のみならず、当該行政機関が他の行政機関の長から提供を受けた特定秘密を含む点については、第６条第１項と同じである。

⑵　「その所掌事務のうち別表に掲げる事項に係るものを遂行するために必要があると認めたとき」

本条に基づき、安全保障上の必要により特定秘密を外国の政府等に提供することができる場合について定めるものである。

本項は、第６条第１項の「他の行政機関が我が国の安全保障に関する事務のうち別表に掲げる事項に係るもの」との規定と規定振りが異なっているが、これは、外国の政府等への特定秘密の提供の場合、安全保障上の必要により提供するものであるか否かは、行政機関の長が当該特定秘密を提供する目的によって判断すべきものであるためである。

⑶　「この法律の規定により行政機関が当該特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置を講じているもの」

特定秘密は、安全保障に関する情報のうち特に秘匿することが必要であるものであり、本法に定める厳格な保護の対象とされ、その漏えい等に国家公務員法等に基づく守秘義務違反よりも重い罰則を科されるものであることから、外国の政府等に提供した場合にもこれが適確に保護されること

が確保されるよう、行政機関の長が特定秘密を提供することができる外国の政府等を、第５条第１項、第 11 条等に基づき行政機関が講ずることとされている措置に相当する措置を講じているものに限定するものである。

外国の政府等に特定秘密を提供するに当たり、このような措置が当該外国の政府等において講じられることを確認する方法としては、まず、「秘密軍事情報の保護のための秘密保持の措置に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との協定」を始めとする、近年我が国がいくつかの国と締結している秘密保護協定により提供する方法が考えられる。秘密保護協定においては、秘密情報の提供を受ける締約国政府において、これを提供する締約国政府により与えられている保護と実質的に同等の保護を与えること等を約していることから、これにより提供する場合には、本法の規定により行政機関が講ずる保護措置に相当する措置が外国の政府等においても講じられると認めることができる。

また、秘密保護協定による場合以外であっても、特定秘密を提供する行政機関の長が、当該外国の政府等における秘密保護制度を知悉した上で、当該外国の政府等との間で、当該特定秘密について、本法の規定により行政機関が講ずる保護措置に相当する措置を講ずることを書面等により確認する方法によって提供することも考えられる。

(4) 「ただし（中略）同意を得なければならない。」

第６条に関する解説２(3)参照。

第10条第1項　行政機関の長による公益上の必要による特定秘密の提供

（その他公益上の必要による特定秘密の提供）

第十条　第四条第五項、第六条から前条まで及び第十八条第四項後段に規定するもののほか、行政機関の長は、次に掲げる場合に限り、特定秘密を提供するものとする。

一　特定秘密の提供を受ける者が次に掲げる業務又は公益上特に必要があると認められるこれらに準ずる業務において当該特定秘密を利用する場合（次号から第四号までに掲げる場合を除く。）であって、当該特定秘密を利用し、又は知る者の範囲を制限すること、当該業務以外に当該特定秘密が利用されないようにすることその他の当該特定秘密を利用し、又は知る者がこれを保護するために必要なものとして、イに掲げる業務にあっては附則第十条の規定に基づいて国会において定める措置、イに掲げる業務以外の業務にあっては政令で定める措置を講じ、かつ、我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがないと認めたとき。

イ　各議院又は各議院の委員会若しくは参議院の調査会が国会法（昭和二十二年法律第七十九号）第百四条第一項（同法第五十四条の四第一項において準用する場合を含む。）又は議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律（昭和二十二年法律第二百二十五号）第一条の規定により行う審査又は調査であって、国会法第五十二条第二項（同法第五十四条の四第一項において準用する場合を含む。）又は第六十二条の規定により公開しないこととされたもの

ロ　刑事事件の捜査又は公訴の維持であって、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）第三百十六条の二十七第一項（同条第三項及び同法第三百十六条の二十八第二項において準用する場合を含む。）の規定により裁判所に提示する場合のほか、当該捜査又は公訴の維持に必要な業務に従事する者以外の者に当該特定秘密を提供することがないと認められるもの

二　民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第二百二十三条第六項の規定により裁判所に提示する場合

三　情報公開・個人情報保護審査会設置法（平成十五年法律第六十号）第九条第一項の規定により情報公開・個人情報保護審査会に提示する場合

四　会計検査院法（昭和二十二年法律第七十三号）第十九条の四において読み替えて準用する情報公開・個人情報保護審査会設置法第九条第一項の規定により会計検査院情報公開・個人情報保護審査会に提示する場合

1　趣旨

本条は、行政機関の長が、我が国の安全保障以外の公益上の必要により、特定秘密を提供する場合について定めるものである。

2　内容

(1)　見出し「その他公益上の必要による特定秘密の提供」

特定秘密を提供する必要がある場合は安全保障上の必要によるときに限られるものではなく、国会での審議、犯罪の捜査、裁判、情報公開、許認可手続等のために安全保障以外の公益上の必要により、国会、捜査機関、裁判所、他の行政機関、地方公共団体等の機関等に特定秘密を提供することが必要となる場合があり得る。

そして、安全保障以外の公益上の必要があると認められる業務において使用する場合には、反復・継続して特定秘密を取り扱う可能性が高くない中で、これらの機関等の職員等に一律に適性評価を行わせるのは困難としても、提供する行政機関にとっては、当該特定秘密が漏えいすれば、その安全保障に関する所掌事務の遂行に著しい支障を与えるおそれがあるため、行政機関の長は、本項において列挙した場合にのみ、安全保障以外の公益上の必要により特定秘密を提供することとしたものである~~本法においては、~~

~~①公益上「特に」必要があり、~~

~~②提供先において当該特定秘密を保護するために必要な措置が講じられ、かつ、~~

~~③我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがないと認められる場合に提供するものとしている~~。

(2)　柱書「第四条第五項、第六条から前条まで及び第十八条第四項後段に規定するもののほか（中略）次に掲げる場合に限り」

本法では特定秘密を保有する行政機関の長等がこれを提供できる場合を規定していることから、行政機関の長は、

○　第４条第５項に基づき通じて 30 年を超えて有効期間を延長する場合の内閣への提示

○　第６条から第９条までの規定に基づく安全保障上の必要による提供

○　第 18 条第４項後段に基づく内閣総理大臣への特定秘密である情報を含む資料の提出

以外には、本項に基づく場合に限って特定秘密を提供することを定めたものである。

(3)　柱書「提供するものとする」

政府原案では「提供することができる」としていたが、衆議院における与野党協議により修正された。

国会に対する特定秘密の提供をめぐり、国会において必要な保護措置が講じられた場合、原則として、「我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがない」と認められ、国会に特定秘密を提供することとなるが、「提供することができる」との規定は、特定秘密の提供が行政機関の長の裁量であるかのような誤解を与えるものであったため、「提供するものとする」と修正し、行政機関の長による特定秘密の提供が義務であることを明確にしている。

(4) 第１号

本項各号においては、行政機関の長が、本項に基づき特定秘密を提供する場合を列挙している。各号列記の考え方は、第１号においては、行政機関の長が、提供の都度、①イ若しくはロの業務又は公益上特に必要があると認められるこれらに準ずる業務において当該特定秘密を利用する場合であり、②提供先において当該特定秘密を保護するために必要な措置が講じられ、③我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがないと認められるという~~行政機関の長が、提供の都度、上記(1)の①から③までの提供の~~要件を満たしているか否かを判断する場合を規定しており、第２号から第４号までにおいては、法律上、特定秘密を含む文書等を提示することが義務付けられ、かつ、~~これらを~~当該文書等が提供先から第三者に開示されないことが担保されている~~以外に開示してはならない旨定められている~~（したがって、行政機関の長が、提供の都度、要件を充足しているか判断する余地のない）、いわゆるインカメラ審査において、特定秘密を提供することが想定される場合を規定している。

ア 「次に掲げる業務」

(ｱ)「イ 各議院又は各議院の委員会若しくは参議院の調査会が（中略）行う審査又は調査であって（中略）公開しないこととされたもの」

国会の本会議又は委員会若しくは参議院の調査会の審査又は調査であって、秘密会とされる場合を規定している。

国会法（昭和 22 年法律第 79 号）第 104 条では、行政機関は、報告又は記録の提出を求められたときは、その求めに応じなければならない（第１項）としつつ、一方で、その求めに応じないときは、その理由を疎明しなければならず（第２項）、さらに、国家の重大な利益に悪影響を及ぼす旨の内閣の声明があった場合には報告又は記録の提出をする必要がないとされており（第３項）、かかる報告又は記録に特定秘密が含まれる場合、その性格に鑑みれば、これを公開する形で提

供することは、国家の重大な利益に悪影響を及ぼすものとして、最終的には声明を出すことになるものと、通常、考えられる。

しかしながら本法は、国会において特定秘密を保護するために必要な措置（下記エ参照）が講じられることとなれば、行政機関の長は、我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがないと認められないごく一部の例外（下記カ参照）を除き、国家の重大な利益に悪影響を及ぼすものではないとして、国会法第104条第3項に基づく声明を出すことなく、国会の求めに応じ、秘密会に特定秘密を提供することとするものである。したがって、本号に基づき特定秘密を提供するに当たっては、提供の要件を満たす必要があるが、本法は、憲法第62条の適用を変更するものではなく、むしろ同条に規定されるいわゆる国政調査権に資するものである。

(イ)「ロ　刑事事件の捜査又は公訴の維持であって、刑事訴訟法（中略）第三百十六条の二十七第一項（中略）の規定により裁判所に提示する場合のほか、当該捜査又は公訴の維持に必要な業務に従事する者以外の者に当該特定秘密を提供することがないと認められるもの」

刑事事件の捜査又は公訴の維持であって、当該捜査又は公訴の維持に必要な業務に従事する警察等の捜査機関の職員、検察官等以外の者に当該特定秘密を提供することがない場合を規定している。

刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）においては、公務員若しくは公務員であった者本人又は当該公務所から職務上の秘密に関するものであることを申し立てたときは、当該監督官庁の承諾がなければ押収することができない（~~第222条第1項により準用される~~第103条、第222条第1項）との規定があり、行政機関の長は、裁判所や捜査機関に対し、特定秘密が記録された文書等の押収を拒むなど、~~刑事事件の捜査や公判等の刑事訴訟手続において、捜査機関、検察官、裁判所等に特定秘密を提供しない~~ことが可能である[1]。

[1] なお、「公務員又は公務員であった者が保管し、又は所持する物」（刑事訴訟法第103条）に当たらない物件を捜査機関が押収した後に当該押収物件に特定秘密が含まれていることが判明したとき、当該特定秘密は捜査機関が当該特定秘密を保有する行政機関の長から提供を受けたものに当たらないため、当該情報を含む押収物件の送致を始めとした取扱いに、本法律上の制約はない。ただし、押収後に当該押収物件に特定秘密が含まれていることが判明した場合には、刑事訴訟法第103条に基づき、秘密である旨の申立てがなされ、監督官庁の承諾を得られなかったときは、当該差押えは無効となり、差押対象物件は、当該公務員等に返還されなければならない。

一方で、特定秘密の漏えい事件等の捜査において、捜査機関が漏えい等の対象となった特定秘密の内容を承知していなければ、例えば、被疑者の具体的な漏えい行為等を特定するための取調べを有効に行うことができないなどの支障があり、捜査の遂行のために、捜査機関の求めに応じ特定秘密を提供することが~~公益上特に~~必要~~である~~と認められる場合がある。~~したがって、~~このような場合には、~~捜査に特定秘密が使用されることを認めつつ、特定秘密の保護を図る必要がある。そのためには、~~特定秘密を使用等する職員の範囲を制限したり、特定秘密が記録された文書等の管理について特段の配慮をしたりするなど、行政機関から提供された特定秘密を保護するための措置が捜査機関において講じられることを要件として、捜査機関に特定秘密が提供される必要がある。

また、この種の秘密漏えい事件の刑事裁判においては、いわゆる外形立証の方法がとられており、~~特定~~秘密の内容そのものを明らかにしないまま[2]実質秘性を立証することが通例である[3]が、検察官が特定秘

また、「公務員又は公務員であった者が保管し、又は所持する物」（刑事訴訟法第 103 条）に当たる物件に特定秘密が含まれていた（職務上の秘密に関するものであった）場合であって当該監督官庁が押収を承諾したとき、被押収者は「公務員又は公務員であった者」であって当該監督官庁（特定秘密を保有する行政機関の長）ではないと解される。この場合、当該特定秘密は捜査機関が当該特定秘密を保有する行政機関の長から提供を受けたものに当たらないため、当該特定秘密を含む押収物件の送致を始めとした取扱いに、本法律上の制約はない。

[2] これまでの秘密漏えい事件に関する実務を踏まえれば、特定秘密の漏えい等の事件の逮捕状や起訴状等においては、例えば「○○に関する特定秘密が記録された文書を漏らし」などと記載することにより、逮捕の理由が被疑者に告知され、また、被告人に対し防御権の範囲が明示されることになると考えられる。

[3] 本法違反の罪を問う裁判は、公開で行われることとな~~り、対審も公開され~~る。また、公判廷で明らかにされた証拠に基づき裁判がなされるものである。

これまでも秘密漏えい事件の刑事裁判において、立証責任を全うしつつ、かつ、秘密の内容が明らかになることを防止するために、秘密にする実質的理由として当該秘密文書等の立案・作成過程、秘指定を相当とする具体的理由等を明らかにすることにより、実質秘性を立証する、いわゆる外形立証の方法がとられている。

このようなこれまでの裁判例に照らせば、個別事件における判断~~実質秘性を認めるか否か~~は裁判官の自由心証によるものではあるものの、一般論として、特定秘密の漏えい事件においても、外形立証の方法により、当該特定秘密の内

密の内容を承知していなければ、適切に公訴を提起することができず、あるいは、有効な外形立証を行うことができないなどの支障があり、公訴の提起及び維持のために~~この方法により有効に立証が行われるには~~、検察官の求めに応じ特定秘密を提供することが~~特に~~必要と認められる場合がある。~~このような場合には~~り得、~~これにあたっても~~、検察官において、裁判所に~~が~~特定秘密を含む証拠の取調べを請求しない~~公判廷において証拠として公開することとはしない~~こととするほか、特定秘密を保護するための措置が検察官において講じられることを要件として、検察官に特定秘密が提供される必要がある。

~~ただし~~なお、刑事訴訟法第316条の27第1項（同条第3項及び同法第316条の28第2項において準用する場合を含む。）の規定により、公判前整理手続又は期日間整理手続~~におけるインカメラ審査~~において裁判所が特定秘密を含む証拠の提示を命じる場合があり得るが、提示（提供）を受けた~~このような場合であっても、~~裁判所は何人にも当該証拠の閲覧又は謄写をさせることができない旨規定されている（刑事訴訟法第316条の27第1項後段）。

したがって、かかる検察官による裁判所への提示のほか、当該捜査又は公訴の維持に必要な業務に従事する者以外の者に当該特定秘密を提供することがないと認められ、その他所要の保護措置が講じられている場合には、裁判所以外の第三者に開示される懸念はないと考えられる~~以外の第三者に提供することがないことは同項の規定上明らかであるので、捜査機関及び検察官が、同項の場合のほか、当該特定秘密を提供しないことが確認されるのであれば、捜査機関、検察及び裁判所以外に開示される懸念はないものと考えられる~~[4]。

容そのものを明らかにせず、特定秘密性を立証することが可能であると考えられる。

~~なお、特定秘密保護法違反の罪の公判において、外形立証により、当該特定秘密の内容そのものを明らかにすることなく有罪立証を行う方法がとられるとしても、検察官の側で合理的な疑いを容れない程度の証明をしなければならない立証責任を負っていることは言うまでもなく、立証が不十分であった場合には、被告人は無罪となるため、被告人の防御権が侵害されるものではない。~~

[4] 特定秘密を含む証拠に係る刑事訴訟法第316条の26に基づく証拠開示決定については、検察官において特定秘密を明らかにすることができない理由を疎明することにより、証拠開示決定に至らない場合も~~これを回避できる可能性が高いものと~~考えられるが、仮に証拠開示~~方が一、特定秘密を記録する文書等について同~~決定が~~な出~~され~~て、これが確定し~~た場合には、

○　基本的に、証拠としての開示を受けたであるから、弁護人や被告人に対し当該特定秘密を保護することを求めることはできないものと認められ、非公知性を維持することが困難不可能となること

○　裁判所が、インカメラ審査を行った上で、当該特定秘密を秘匿する必要性はこれを開示する必要性に及ばないものと判断したのであり、そのような司法の判断が行われた以上、行政機関の長としても、特段の秘匿の必要性があるとは言い難い

ことなどから、行政機関の長は、当該証拠開示決定の理由を踏まえて、第4条第7項に基づき特定秘密の指定を解除することとなり、検察官は、その解除を待って、当該証拠を被告人・弁護人に開示する第4条第7項に基づき特定秘密の指定を解除して対応することとなる。

そしてなお、この場合、裁判官判所によるは法令に基づく訴訟行為についてはき特定秘密の開示等を命じ求めるものであり、刑法第35条の正当業務行為として違法性が阻却されに該当するため、犯罪は成立しないところ、上記の場合における裁判所の証拠開示決定も、刑法第35条の正当行為に該当するため、当該裁判所の裁判官が特定秘密の漏えい行為の教唆罪（第25条）として処罰されることはない。

なお、仮に、検察官の手持ち証拠である特定秘密を含む証拠について、刑事訴訟規則（昭和23年最高裁判所規則第32号）第192条に基づく証拠提示命令がなされて、これが確定した場合には、通常、刑事訴訟法第316条の26に基づく証拠開示決定の場合と同様、非公知性を維持することが困難となることから、行政機関の長は、第4条第7項に基づき特定秘密の指定を解除することとなり、検察官は、その解除を待って、当該証拠を裁判所に提示することとなる。また、刑事訴訟手続においては、裁判長による訴訟指揮権（刑事訴訟法第294条）の一環として、又は刑事訴訟規則（昭和23年最高裁判所規則第32号）第192条に基づき、証拠書類又は証拠物等の提示を命じられる場合があるが、これらのかかる提示命令については、公判前整理手続又は期日間整理手続におけるインカメラ審査でののための提示命令とは異なり、第三者に開示されないことが担保されていない公判廷において行われるものである（もっとも、実際には、公判前（期日間）整理手続が整備された現行の刑事訴訟法において、同整理手続における証拠開示をめぐる攻防を経るよることなく、あえて裁判所が刑事訴訟規則第192条等に基づく証拠提示命令を行った上で、裁判官がこれを被告人側に開示することはほとんど想定されないと考えられる。）。すなわち、特定秘密を含む証拠記録する文書等について刑事訴訟規則第192条に基づく提示これらの命令がなされた場合にも、法令の明文上、裁判官判所が被告人等に対して提示された証拠を被告人側に開示することを禁じておらず、仮に裁判官判所が開示をした場合には、当該開示は、刑法第35条の刑事訴訟法又は刑事訴訟規則上、正当な行為に該当しであり、本法の罰則等の制限の対象となるものではない。なお、仮に裁判官判所が被告人側に当該証拠を開示した場合には、刑事訴訟法第316条の26に基づく証拠開示決定が出されたなされた場合と同様、非公知性を維持することが困難となることから、行政機関の長は、第4条第7項に

以上を踏まえてそこで、刑事事件の捜査又は公訴の維持の業務において特定秘密を利用する捜査機関及び検察官に対しては、刑事訴訟法第316条の27第1項の規定により裁判所に提示する場合のほか、当該捜査又は公訴の維持に必要な業務に従事する警察官、検察官等以外の者に当該特定秘密を提供することがないと認められる場合刑事事件の捜査に限って、特定秘密の保護措置を講じ、かつ、我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがないと認めたときは、特定秘密を提供することができることとしている。

なお、「捜査又は公訴の維持に必要な業務に従事する者」には、例えば、特定秘密の漏えい事件の捜査に直接に従事する都道府県警察の職員のみならず、当該捜査を指導調整する警察庁の職員を含み、また、文書の鑑定等に従事する都道府県警察の科学捜査研究所の職員等も含まれる。

イ　「公益上特に必要があると認められるこれら（同号イ又はロ）に準ずる業務」

上記アに「準ずる業務」としては、まず、法律の規定において検査や調査のために資料等の提出を求めることができる旨規定されている業務が考えられる。例えば、会計検査院法（昭和22年法律第73号）第25条では、会計検査院の実地検査を受けるものは、これに応じなければならないとされ、また、同法第26条では、検査の際は帳簿、書類その他の資料若しくは報告の提出の求めに応じなければならないとされている。また、国家公務員法第17条、第87条及び第91条ではそれぞれ、人事院が行う人事行政に関する調査、勤務条件に関する行政措置要求の調査、及び不利益処分の不服申立てについての調査について規定し、第100条第4項で、この場合等の職員の守秘義務と秘密の公表に関する所轄庁の長の許可の規定を全面的に排除している。したがって、これらの検査等は「公益上特に必要があると認められるこれらに準ずる業務」に該当すると言える。

また、上記のような法律上の明文規定はないが、提供を受ける者がその業務を行う上で特定秘密の提供を受ける必要があると認められるもので「公益上特に必要があると認められるこれらに準ずる業務」に該当す

基づき特定秘密の指定を解除することになり、検察官は、その解除を待って、当該証拠を裁判所に提示して対応することとなる。

したがって、行政機関の長が第10条第1項第1号ロに基づき特定秘密を捜査機関に提供する際には、上記のように特定秘密を解除せざるを得ないおそれがあり得ることも勘案した上で、提供の可否を判断することになる。

るものとして特定秘密を提供する場合としては、例えば、自衛隊法の治安出動の要請などの際に、内閣総理大臣と都道府県知事との間で間接侵略~~や原発テロ~~の[o212]可能性など、措置決定前に、機微な情報を共有する場合などが考えられる。

ウ　「当該特定秘密を利用し、又は知る者の範囲を制限すること、当該業務以外に当該特定秘密が利用されないようにすること」

下記エ又はオの提供先において提供を受けた特定秘密を保護するために必要なものとして「附則第十条の規定に基づいて国会において定める措置」又は「政令で定める措置」の例示である。

~~なお、特定秘密を利用する者には、特定秘密の提供の目的である業務を行う者であり、例えば、捜査のために提供を受けた都道府県警察の捜査に従事する職員がこれに該当する。また、特定秘密を知る者とは、特定秘密の提供の目的である業務の遂行上の必要から当該特定秘密を知ることとなる者であり、上記の例であれば、当該捜査について、これを指導調整する警察庁の職員が該当する[o213]。~~

エ　「当該特定秘密（中略）を保護するために必要なものとして、イに掲げる業務にあっては附則第十条の規定に基づいて国会において定める措置」

本号に基づく提供の要件の１つとして、上記ア(ｱ)の国会の秘密会に特定秘密を提供する場合における特定秘密の保護措置について規定している。

政府原案においては、このような場合における保護措置についても、他の場合におけるものと同様、政令で定めることとしていたが、衆議院における与野党協議により、国会の秘密会に特定秘密を提供する場合については本法附則第 10 条に基づいて国会において定めることとされた。

オ　「当該特定秘密（中略）を保護するために必要なものとして（中略）政令で定める措置」

本号に基づく提供の要件の１つとして、国会の秘密会に特定秘密を提供する場合以外の場合における特定秘密の保護措置について政令において定めることを規定している。

カ　「我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがない」

本号に基づく提供の要件の１つとして、当該提供により、我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがないことを規定している。

国会等の提供先において必要な保護措置が講じられた場合、原則として、特定秘密を提供することとなるが、例えば、外国の情報機関から提供[o214]された情報であって、第三者に提供することについて、提供者

の承諾が得られていない~~しないことを前提に得ている~~情報等、我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがあると判断せざるを得ない場合など、例外的な場合には、特定秘密を提供しないときがあると考える。

⑸　第２号「民事訴訟法（中略）第二百二十三条第六項の規定により裁判所に提示する場合」

民事訴訟におけるインカメラ審査において特定秘密を提供する場合について規定している。

民事訴訟手続において、裁判所は、公務員又は公務員であった者を証人として職務上の秘密について尋問する場合には、当該監督官庁の承認を得なければならないとされており（民事訴訟法（平成８年法律第 109 号）第 191 条第１項）、その場合、証人は証言を拒むことができ（第 197 条第１項第１号）、また、これらの者に鑑定人として職務上の秘密について意見を述べさせる場合についても、第 216 条により第 191 条第１項及び第 197 条第１項第１号が準用され、監督官庁の承認を要するとともに、鑑定人は鑑定を拒むことができるとされている。

また、文書提出命令の申~~し~~立てがあったときは、公務員の職務上の秘密に関する文書について、当該文書が民事訴訟法第 220 条第４号ロの「公務員の職務上の秘密に関する文書でその提出により公共の利益を害し、又は公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれがあるもの」に該当する~~と監督官庁が意見を述べた~~[o215]ときは、文書提出命令の対象とされていない。~~したがって、民事訴訟手続において、特定秘密の指定を解除することなく、これを訴訟当事者に提供することは、通常、想定されない。~~[o216]

~~一方、~~[o217]裁判所は、当該文書提出命令の申立てに係る文書が民事訴訟法第 220 条第４号イからニまでに掲げる文書（公務員の職務上の秘密に関する文書でその提出により公共の利益を害し、又は公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれがあるもの（同号ロ）等）のいずれかに該当するかどうかの判断をするため必要があると認めるときは、文書の所持者にその提示をさせることができるとされているが、この場合、何人も、その提示された文書の開示を求めることができないとされている（民事訴訟法第 223 条第６項）。

したがって、文書提出命令の申立てがなされた場合であって、裁判所が、民事訴訟法第 223 条第６項の規定により、特定秘密が記録された文書について行政機関に提示を求めた場合は、当該特定秘密は同項の規定により保護されることが担保されていることから、当該行政機関の長はこれを提示、すなわち提供することになる。

なお、裁判所は、公務員の公務上の秘密に関する文書について民事訴訟法第220条第4号に掲げる文書であることを原因とする文書提出命令の申立てがあった場合、当該文書が同号ロに掲げる文書に該当するかどうかについて、監督官庁の意見を聞かなければならず（同法第223条第3項本文）、監督官庁が、当該文書の提出により国の安全が害されるおそれ等の同条第4項各号に掲げるおそれがあることを理由として当該文書が同法第220条第4号に掲げる文書に該当する旨の意見を述べたときは、裁判所は、その意見について相当の理由があると認めるに足りない場合に限り、文書の提出を命ずることができる（同法第223条第4項）とされている。したがって、特定秘密が記載された文書について、裁判所に文書の提出命令の申立てがされた場合、[o218]~~その可能性は低いものと認められるものの、~~裁判所が民事訴訟法第220条第4号ロに掲げる文書に該当するとの監督官庁[o219]~~行政機関~~の意見に相当の理由があると認めるに足りないと判断したときに限り、当該文書について~~ないと認め、~~[o220]文書提出命令が出されることになると考えられる~~（なお、2(4)ア(イ)脚注4参照）~~[5]。なお、~~その~~た[o221]~~場合、~~訴訟の当事者である行政機関の長等[o222]が当該命令に従わなかったときは、裁判所は当該文書の記載に関する相手方の主張を真実と認めることができるとされ（第224条第1項）、訴訟の当事者ではない行政機関の長等[o223]が当該命令に従わなかったときは、裁判所は決定で20万円以下の過料に処するとされている~~おり~~（第225条第1項）ところ、~~行政機関の長等[o224]においては、、特定秘密の指定を解除して当該命令に従うという選択肢か、、特定秘密の指定を解除せず当該命令に従わないことにより上記の不利益を甘受する[o225]という選択肢のいずれかを選ぶこととなる[o226]~~通常、行政機関の長は、当該命令の理由を踏まえて、第4条第7項に基づき特定秘密の指定を解除することとなるものと考えられる~~行政機関は特定秘密の指定を解除して、当該文書の提出を行うこととなり、仮に、文書提出命令に従わない場合には、当事者として当該文書の記載に関する相手方の主張が真実と認められることとなる（第224条第1項）~~。

(6) 第3号「情報公開・個人情報保護審査会設置法（中略）第九条第一項の規定により情報公開・個人情報保護審査会に提示する場合」

情報公開・個人情報保護審査会によるインカメラ審査において特定秘密を提供する場合について規定している。

---

[5] なお、この場合、裁判所は法令に基づき特定秘密の開示を命じるものであり、刑法第35条の正当行為に該当するため、当該裁判所の裁判官が特定秘密の漏えい行為の教唆罪（第25条）として処罰されることはない。

特定秘密が記録されている行政文書についても、情報公開法の適用を受け、開示・不開示の判断は、情報公開法に基づいて行われるが、特定秘密は、その性質上、通常、情報公開法上の不開示情報に該当し、不開示と判断されることが想定される。

そして、当該不開示決定について不服申立てがあったときは、行政機関の長は、情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならないとされ（情報公開法第18条）、情報公開・個人情報保護審査会は調査審議において必要があると認めるときは、諮問庁に対し、行政文書の提示を求めることができるとされている（情報公開・個人情報保護審査会設置法（平成15年法律第60号）第９条第１項）。この場合においては、何人も、その提示された行政文書の開示を求めることができないとされている（同項）。

したがって、情報公開・個人情報保護審査会設置法第９条第１項の規定により、特定秘密を含む行政文書等の提示を求められた場合は、当該特定秘密は同項の規定により保護されることが担保されていることから、当該行政機関の長はこれを提示、すなわち提供することになる。

(7) 第４号「会計検査院情報公開・個人情報保護審査会に提示する場合」

情報公開・個人情報保護審査会設置法第９条第１項の規定が会計検査院法第19条の４において読み替えて準用され、会計検査院情報公開・個人情報保護審査会が、会計検査院長の諮問に応じ、情報公開法に基づく開示決定等についての不服申立てについて調査審議することとされていることから、第３号とは別途規定している。

第10条第２項　警察本部長による公益上の必要による特定秘密の提供

（その他公益上の必要による特定秘密の提供）
第十条
２　警察本部長は、第七条第三項の規定による求めに応じて警察庁に提供する場合のほか、前項第一号に掲げる場合（当該警察本部長が提供しようとする特定秘密が同号ロに掲げる業務において利用するものとして提供を受けたものである場合以外の場合にあっては、同号に規定する我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがないと認めることについて、警察庁長官の同意を得た場合に限る。）、同項第二号に掲げる場合又は都道府県の保有する情報の公開を請求する住民等の権利について定める当該都道府県の条例（当該条例の規定による諮問に応じて審議を行う都道府県の機関の設置について定める都道府県の条例を含む。）の規定で情報公開・個人情報保護審査会設置法第九条第一項の規定に相当するものにより当該機関に提示する場合に限り、特定秘密を提供することができる。

１　趣旨

本項は、警察本部長が、特定秘密を提供する場合について定めるものである。

２　内容

⑴　「第七条第三項の規定による求めに応じて警察庁に提供する場合のほか」

警察本部長は、第７条第３項の規定による求めに応じて警察庁に提供する場合以外には、本項に基づく場合に限って特定秘密を提供することができることを定めたものである。

⑵　「当該警察本部長が提供しようとする特定秘密が同号ロに掲げる業務において利用するものとして提供を受けたものである場合以外の場合にあっては、（本条第１項第１号）に規定する我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがないと認めることについて、警察庁長官の同意を得た場合に限る」

都道府県警察が特定秘密を保有するのは、①第５条第２項に基づき保有する場合、②第７条に基づき警察庁長官から提供を受けた場合、及び③本条第１項第１号ロに基づき特定秘密の漏えい等の刑事事件の捜査において行政機関の長から提供を受けた場合である。

このうち、③の場合については、提供に当たって、当該行政機関の長が、捜査又は公訴の維持に必要な業務に従事する者に特定秘密を提供することを前提に提供を行っており、例えば、捜査のため都道府県警察から検察庁

に特定秘密を提供することも当然に予定されたものであることから、改めて、我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがあるかどうか判断する必要はない。

他方、①及び②の場合については、未いまだそのような判断は行われておらず、かつ、そのような判断は、国内外の関係機関と情報交換を行い、全国警察の関連情報を集約し、分析評価を行っている警察庁のみが適切な判断を行うことができると考えられる。このため、③以外の場合により都道府県警察が保有する特定秘密を、第10条第1項第1号に掲げる場合に警察本部長が提供するときには、我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがないと認めることについて、警察庁長官の同意を得た場合に限ることとした。

⑶ 「都道府県の保有する情報の公開を請求する住民等の権利について定める当該都道府県の条例（中略）の規定で情報公開・個人情報保護審査会設置法第九条第一項の規定に相当するものにより当該機関に提示する場合」

都道府県の情報公開条例に基づき、都道府県の情報公開審査会等におけるインカメラ審理において、特定秘密を提供する場合について規定したものである。

⑷ 「当該条例の規定による諮問に応じて審議を行う都道府県の機関の設置について定める都道府県の条例」

都道府県の情報公開審査会等の設置根拠が情報公開条例以外の場合を想定して規定したものである。

第10条第３項　適合事業者による公益上の必要による特定秘密の提供

（その他公益上の必要による特定秘密の提供）
第十条
３　適合事業者は、第八条第三項の規定による求めに応じて行政機関に提供する場合のほか、第一項第一号に掲げる場合（同号に規定する我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがないと認めることについて、当該適合事業者が提供しようとする特定秘密について指定をした行政機関の長の同意を得た場合に限る。）又は同項第二号若しくは第三号に掲げる場合に限り、特定秘密を提供することができる。

１　趣旨

本項は、適合事業者が、特定秘密を提供する場合について定めるものである。

２　内容

(1)　「第八条第三項の規定による求めに応じて行政機関に提供する場合のほか」

適合事業者は、第８条第３項の規定による求めに応じて行政機関に提供する場合以外には、本項に基づく場合に限って特定秘密を提供することができることを定めたものである。

(2)　「（本条第１項第１号）に規定する我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがないと認めることについて、当該適合事業者が提供しようとする特定秘密について指定をした行政機関の長の同意を得た場合に限る」

我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがないか否かの判断を適合事業者が行うことは不可能であり、そのような判断は指定をした行政機関が行うことが適当であると考えられるため、適合事業者は、指定をした行政機関の長の同意を得た場合に限り、提供できることとしている。

(3)　「第三号に掲げる場合」

適合事業者となる業者としては、武器等の製造等を行う民間企業が考えられるが、これら企業が情報公開・個人情報保護審査会に特定秘密を提供することは想定されない。しかしながら、民間企業の他にも、例えば、情報通信研究機構や宇宙航空研究開発機構の独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）に基づく独立行政法人等（第２条第１項）が、情報収集衛星の研究開発、製造等の委託を受け、情報収集衛星の画像、~~解像度、~~暗号[o227]等に関する特定秘密を保有する場合があり得、これらの場合には、当該独立行政法人等は、当該特定秘密が記録

された同法に規定する法人文書（第２条第２項）を保有し、同法に基づき、これに対する開示決定等に関して異議申立てがあった場合には、情報公開・個人情報保護審査会に諮問することがあり得る。そのような場合を念頭において、本項では、本条第１項第３号に掲げる場合における特定秘密の提供を規定している。

第４章

特定秘密の取扱者の制限
（第 11 条）

第 11 条　特定秘密の取扱者の制限

第十一条　特定秘密の取扱いの業務は、当該業務を行わせる行政機関の長若しくは当該業務を行わせる適合事業者に当該特定秘密を保有させ、若しくは提供する行政機関の長又は当該業務を行わせる警察本部長が直近に実施した次条第一項又は第十五条第一項の適性評価（第十三条第一項（第十五条第二項において準用する場合を含む。）の規定による通知があった日から五年を経過していないものに限る。）において特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められた者（次条第一項第三号又は第十五条第一項第三号に掲げる者として次条第三項又は第十五条第二項において読み替えて準用する次条第三項の規定による告知があった者を除く。）でなければ、行ってはならない。ただし、次に掲げる者については、次条第一項又は第十五条第一項の適性評価を受けることを要しない。

一　行政機関の長
二　国務大臣（前号に掲げる者を除く。）
三　内閣官房副長官
四　内閣総理大臣補佐官
五　副大臣
六　大臣政務官
七　前各号に掲げるもののほか、職務の特性その他の事情を勘案し、次条第一項又は第十五条第一項の適性評価を受けることなく特定秘密の取扱いの業務を行うことができるものとして政令で定める者

1　趣旨

本法では、特定秘密の漏えいを防止するため、特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏えいするおそれがないと認められた職員のみに特定秘密の取扱いの業務を行わせ、これ以外の者を特定秘密の取扱いの業務を行う者からあらかじめ除外する適性評価制度を導入することとしている。

本条は、特定秘密の取扱いの業務は、適性評価により特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められた者でなければ行ってはならない旨を規定するとともに、例外的に、適性評価を受けることなく、特定秘密の取扱いの業務を行うことができる者を定めている。

2　内容

(1)「特定秘密の取扱いの業務」

「特定秘密の取扱いの業務」とは、①行政機関の職員が、安全保障上の必要により、当該行政機関の長が指定した特定秘密を取り扱う場合、及び②行政機関の職員若しくは都道府県警察の職員又は適合事業者の従業者~~又は都道府県警察の職員~~が、我が国の安全保障上の必要により提供を受けた特定秘密を取り扱う場合がある。~~なお、~~（特定秘密の取扱いの業務については第５条第１項に関する解説２(3)も参照。）

外国情報機関等が秘密を入手しようとする場合、行政機関に所属する職員の職務内容や役職から入手を企図する秘密にアクセスすることができると認められる者を選定し、組織的かつ計画的な工作を行うのが通例であり、実際に過去の情報漏えい事件の多くは、外国情報機関等からの働き掛けに応じて秘密を漏えいしたものである。そこで、本法では特定秘密~~を取り扱うことが予定され、また、そ~~の取扱い~~が~~を反復・継続して行う、取扱いの業務を行う場合~~する者のみ~~を適性評価の対象とし、特定秘密の漏えいの防止を図ることとしている[o228]。~~なお[o229]、特定秘密の取扱いの業務については第５条第１項に関する解説２(3)も参照。~~

(2) 「当該業務を行わせる行政機関の長若しくは当該業務を行わせる適合事業者に当該特定秘密を保有させ、若しくは提供する行政機関の長又は当該業務を行わせる警察本部長が直近に実施した次条第一項又は第十五条第一項の適性評価」

第12条第１項及び第15条第１項参照。

(3) 「第十三条第一項（第十五条第二項において準用する場合を含む。）の規定による通知があった日から五年を経過していないものに限る。」

第12条第１項参照。

(4) 「次条第一項第三号又は第十五条第一項第三号に掲げる者として次条第三項又は第十五条第二項において読み替えて準用する次条第三項の規定による告知があった者を除く。」

ひとたび適性評価により特定秘密を漏らすおそれがないと認められた者であっても、引き続き当該おそれがないと認めることについて疑いを生じさせる事情がある者として適性評価の対象となる者については、引き続きこの者に特定秘密の取扱いの業務を行わせることは特定秘密の漏えいの防止を徹底する観点から適当ではない。したがって、第12条第１項第３号及び第15条第１項第３号に掲げる者に該当するものとして告知した者については、特定秘密の取扱いの業務を行わせることはできないこととしている。

(5) 「ただし、次に掲げる者については、次条第一項又は第十五条第一項の適性評価を受けることを要しない。」

本条は、各号に定める者については、それぞれ次の理由から、例外的に適性評価を受けることなく、特定秘密の取扱いの業務を行うことができることとしている。

なお、各号に定める者については、特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないかどうかの観点から評価を行う適性評価の対象とはしていないが、漏えい行為に関する罰則については、他の職員等と同様に適用される。

ア　行政機関の長（第１号）[o230]

行政機関の長には、国務大臣をもって充てられる場合のほか国務大臣以外の国家公務員をもって充てられる場合（内閣法制局長官、宮内庁長官、警察庁長官、検事総長等）がある。いずれの場合であっても、行政機関の長は、当該行政機関の事務を統括し、その所掌事務を遂行しているところ、仮に、適性評価の結果、行政機関の長が特定秘密を漏らすおそれがないと認められなかった場合、当該行政機関の長は、その所掌事務遂行のために必要な特定秘密の取扱いの業務を行うことができず、必要な職責を果たすことが困難となる。そもそも、本法においては、特定秘密の指定や適性評価等について、行政機関の長がこれを実施することとしており、このような行政機関の長の職責の重大性から、その任命に当たっては、特定秘密の取扱いの業務を行う蓋然性を考慮することが合理的に期待される。したがって、行政機関の長については、適性評価の対象とすることは適当でない。

ところで、本法では、行政機関の長について、第３条第１項で「行政機関の長（当該行政機関が合議制の機関である場合にあっては当該行政機関をいい、（略）第十一条第一号を除き、以下同じ。）」と規定し、行政機関が合議制の機関である場合にあっては、当該行政機関自体を行政機関の長としている。これは、合議制の機関は、その任務・所掌事務の内容に鑑み、その意思決定を構成員の全会一致又は多数決にかからしめて判断の適正化を図るものであるところ、特定秘密の指定や適性評価の実施についても同様であるからである。

一方、特定秘密の取扱いの業務を行うことができる者を定める本条各号では、適性評価を受けることなく特定秘密の取扱いの業務を行うことができる自然人たる「者」を定めるものであることから、合議制の「機関」は論理的に含まれ得ない。したがって、本条第１号に規定する行政

機関の長とは、各省大臣、各委員会の委員長及び各庁の長官となり[6]、合議制の機関については、各委員会の委員長、人事院総裁、会計検査院長が行政機関の長となる。

なお、これらの者を除く合議制の機関を構成する者についても、適性評価を経ずに特定秘密の取扱いの業務を行う必要があることから、本条第７号に規定する「職務の特性その他の事情を勘案し、（中略）適性評価を受けることなく特定秘密の取扱いの業務を行うことができるものとして政令で定める者」として、政令で定めることを予定している。

イ　国務大臣（第２号）

内閣総理大臣及び内閣総理大臣により任命された国務大臣で組織される内閣において、内閣の意思決定その他の活動は閣議によることとされ（内閣法（昭和 22 年法律第５号）第４条第１項）、内閣は、行政権の行使について、国会に対し連帯して責任を負うとされている（憲法第 66 条第３項）。閣議においては、内閣の重要政策に関する基本的な方針その他の案件が議題となり、特定秘密の取扱いの業務を行うことが当然に想定されるところであり、また、30 年を超える指定の延長に際して内閣に承認を得る際には、閣議に出席する国務大臣は特定秘密に触れることとなるため、仮に、適性評価の結果、国務大臣が特定秘密を漏らすおそれがないと認められず、特定秘密の取扱いの業務を行うことができないこととなった場合、当該国務大臣は当該閣議に参画することができず、内閣が連帯して責任を負うことができない事態が生じる。また、このような国務大臣の職責の重大性から、内閣総理大臣は国務大臣を任命するに当たって、特定秘密の取扱いの業務を行う蓋然性を考慮することが合理的に期待される。

したがって、国務大臣を適性評価の対象とすることは適当ではない。

ウ　内閣官房副長官及び副大臣（第３号及び第５号）

内閣官房副長官及び副大臣（以下「内閣官房副長官等」という。）は、それぞれ、内閣官房長官、大臣が不在の場合にあらかじめその命を受け、その職務を代行することとされており（内閣法第 14 条第３項、国家行政組織法第 16 条第３項）、仮に、適性評価の結果、内閣官房副長官等が特

---

6 国家行政組織法（昭和 23 年法律第 120 号）第 10 条は、「行政機関の長の権限」として「各省大臣、各委員会の委員長及び各庁の長官は、その機関の事務を統括し、職員の服務について、これを統督する。」と定めている。また、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 58 号）は、「行政機関の長」の定義は設けていないが、「行政機関の長」とは、各省大臣、委員長及び長官等とされている。

定秘密を漏らすおそれがないと認められず、特定秘密の取扱いの業務を行うことができないこととなった場合、当該内閣官房副長官等は、それぞれ内閣官房長官、大臣の職務を代行することができず、代行すべき国務大臣の職責を果たすことができないおそれがある。

また、このような内閣官房副長官等~~及び副大臣~~の[o231]職責の重大性から、これらの者を任命するに当たって、特定秘密の取扱いの業務を行う蓋然性を考慮することが合理的に期待される。

したがって、内閣官房副長官等を適性評価の対象とすることは適当ではない。

エ　内閣総理大臣補佐官（第４号[o232]）

内閣総理大臣補佐官は、内閣法第 22~~20~~ 条第２項において、「内閣総理大臣の命を受け、国家として戦略的に推進すべき基本的な施策その他の内閣の重要政策のうち特定のものに係る内閣総理大臣の行う企画及び立案について、内閣総理大臣を補佐する~~内閣の重要政策に関し、内閣総理大臣に進言し、及び内閣総理大臣の命を受けて、内閣総理大臣に意見を具申する~~」と規定され、内閣総理大臣のブレーンとして、内閣の重要政策に関し、内閣総理大臣の思考及び判断を助けるものとされている。したがって、その職務は内閣総理大臣との一体性が強く、職務の遂行に当たっては内閣総理大臣の直接の指揮監督を受け、また、取り扱う内容は内閣の重要政策であることが前提となっており、仮に、適性評価により特定秘密を漏らすおそれがないと認められず特定秘密の取扱いの業務を行うことができないこととなった場合、内閣総理大臣に対する補佐を十分に全うすることができなくなる。

また、内閣総理大臣補佐官の任免は、内閣総理大臣の申出により、内閣において行う（内閣法第 22~~20~~ 条第 5 ~~4~~ 項）とされており、上記のような内閣総理大臣補佐官の職責の重大性から、内閣総理大臣は、内閣総理大臣補佐官の任命の申出を行うに当たって、特定秘密の取扱いの業務を行う蓋然性を考慮することが合理的に期待される。

したがって、内閣総理大臣補佐官を適性評価の対象とすることは適当ではない。

オ　大臣政務官（第６号）

大臣政務官は、特定の政策及び企画に参画することとされており、大臣政務官は、大臣及び副大臣と共に、意思決定を行うなど当該行政機関

の運営に責任を有している[7]。これら三者は特定秘密を共有することが当然に想定されるところであり、仮に、適性評価の結果、大臣政務官が特定秘密を漏らすおそれがないと認められず、特定秘密の取扱いの業務を行うことができないこととなった場合、当該大臣政務官は当該行政機関における意思決定に参画することができず、当該行政機関の運営に支障が生じるおそれがある。

また、このような大臣政務官の職責の重大性から、大臣政務官を任命するに当たって、特定秘密の取扱いの業務を行う蓋然性を考慮することが合理的に期待される。

したがって、大臣政務官を適性評価の対象とすることは適当ではない。

カ　職務の特性その他の事情を勘案し、適性評価を受けることなく特定秘密の取扱いの業務を行うことができるものとして政令で定める者（第７号）

適性評価を受けることなく特定秘密の取扱いの業務を行うことができるものとして政令で定める者としては、合議制の機関を構成する職であって、就任について国会の両院の同意によることを必要とするもの等を想定している。

---

7 これに対し、事務次官は、政務三役の意思決定に基づき行われる政策の実施、個別の行政執行等の事務責任者とされている（「衆議院議員柿沢未途（みんな）提出事務次官の役割に関する質問に対する答弁書について（内閣衆質 173 第 35 号）」）。

第５章

適性評価
（第 12 条－第 17 条）

第 12 条第 1 項　行政機関の長による適性評価の実施

（行政機関の長による適性評価の実施）

第十二条　行政機関の長は、政令で定めるところにより、次に掲げる者について、その者が特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないことについての評価（以下「適性評価」という。）を実施するものとする。

一　当該行政機関の職員（当該行政機関が警察庁である場合にあっては、警察本部長を含む。次号において同じ。）又は当該行政機関との第五条第四項若しくは第八条第一項の契約（次号において単に「契約」という。）に基づき特定秘密を保有し、若しくは特定秘密の提供を受ける適合事業者の従業者として特定秘密の取扱いの業務を新たに行うことが見込まれることとなった者（当該行政機関の長がその者について直近に実施して次条第一項の規定による通知をした日から五年を経過していない適性評価において、特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められた者であって、引き続き当該おそれがないと認められるものを除く。）

二　当該行政機関の職員又は当該行政機関との契約に基づき特定秘密を保有し、若しくは特定秘密の提供を受ける適合事業者の従業者として、特定秘密の取扱いの業務を現に行い、かつ、当該行政機関の長がその者について直近に実施した適性評価に係る次条第一項の規定による通知があった日から五年を経過した日以後特定秘密の取扱いの業務を引き続き行うことが見込まれる者

三　当該行政機関の長が直近に実施した適性評価において特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められた者であって、引き続き当該おそれがないと認めることについて疑いを生じさせる事情があるもの

1　趣旨

(1)　適性評価制度

前章の第 11 条において特定秘密の取扱いの業務は、適性評価により特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められた者でなければ行ってはならない旨規定しているが、第５章では、第 12 条以下、適性評価の実施手続等について規定している。適性評価は、特定秘密の取扱いの業務を新たに行うことが見込まれることとなった職員等について、行政機関の長又は警察本部長が実施することとなるが、適性評価のための調査では、評価対象者のプライバシーに関わる情報を取得するこ

とから、適性評価の実施に当たって、あらかじめ、評価対象者に対し、調査事項等を告知した上で、その同意を得て実施することとしている。また、調査事項を法律上明記して限定しており、例えば、個人の思想・信条や適法な政治活動や労働組合等の活動について調査してはならないこととなる。さらに、適性評価の結果や適性評価の実施に当たって取得する個人情報を、本法に規定する懲戒事由等に該当する疑いがある場合を除き、特定秘密の保護以外の目的のために利用・提供してはならないとしている。

さらには、こうした適性評価制度の運用がプライバシーに配慮して行われるよう、本法第18条第2項に規定する有識者の意見を聴いた上で、適性評価の実施に関する基準を作成するとともに、適性評価の実施状況は、国会等に報告、公表されることとなっている。また、本法では、第22条第1項において、国民の基本的人権を不当に侵害するようなことがあってはならないと明示しており、適性評価の実施に当たっても、国民の基本的人権を不当に侵害することがないようにする必要がある。

(2) 本項の趣旨

本項は、行政機関の長が実施する適性評価の対象となる者を

○ 当該行政機関の職員又は適合事業者の従業者として特定秘密の取扱いの業務を新たに行うことが見込まれることとなった者（第1号）

○ 当該行政機関の職員又は適合事業者の従業者として、特定秘密の取扱いの業務を現に行い、かつ、当該行政機関の長がその者について直近に実施した適性評価に係る通知があった日から5年を経過した日以後特定秘密の取扱いの業務を引き続き行うことが見込まれる者（第2号）

○ 当該行政機関の長が直近に実施した適性評価において特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められた者であって、引き続き当該おそれがないと認めることについて疑いを生じさせる事情があるもの（第3号）

と規定するものである。

2 内容

(1) 「行政機関の長は（中略）実施するものとする。」 [o233]

本項は、第一に、行政機関の職員又は適合事業者の従業者（以下「職員等」という。）について適性評価を実施する者が当該行政機関の長である旨を規定している。

本法では、その漏えいが我が国の安全保障に著しく支障を与えるおそれがある情報を特定秘密として指定し、これを保護するための措置として、特定秘密の取扱いの業務を行う者に対する適性評価を実施することとして

いる。適性評価は、職員等について特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏えいするおそれがないかどうか評価し、そのおそれがないと認められた職員等のみが特定秘密の取扱いの業務を行うことができることとして、特定秘密の漏えいの防止を図~~ろうとす~~るものであり、行政機関の長が指定した特定秘密を保護するための措置の一環と位置付けられる。~~したがって、適性評価の実施は、特定秘密について指定を行った行政機関の長が行うことが適当である。~~

また、適合事業者における特定秘密の取扱いの業務は、当該特定秘密を保有する行政機関の所掌事務遂行上特段の必要がある場合に、物件の製造又は役務の提供を業とする者と行政機関との契約に基づく一時的なものであり、特定秘密の保護の責任が当該特定秘密を提供する行政機関の長にあることに変わりはない。したがって、特定秘密を取り扱わせる行政機関の長が適合事業者の従業者を含む職員等の適性評価を実施することとしている。

なお、適合事業者が複数の行政機関と契約を締結する場合、各行政機関の長が、それぞれ自ら提供する特定秘密の取扱いの業務を行うこととなる従業者についての適性評価を実施することとなる。

警察本部長による都道府県警察の職員についての適性評価の実施については、第15条第1項参照。

⑵　「次に掲げる者」

本項は、第二に、行政機関の長が適性評価を実施する者として次の3者を規定している。

ア　職員等として特定秘密の取扱いの業務を新たに行うことが見込まれることとなった者（第1号）

「特定秘密の取扱いの業務を新たに行うことが見込まれる」とは、直ちに取扱いの業務を行うべき個別具体の必要性が生じている状況のほか、職員等が配置されたポストにおけるこれまでの取扱いの業務の実態その他の事情に照らして、取扱いの業務を行う蓋然性が認められる状況も含まれる。本号では、「当該行政機関の職員」等として「特定秘密の取扱いの業務を新たに行うことが見込まれることとなった者」が適性評価の対象とされており、出向、併任により、当該行政機関の職員[o234]等として特定秘密の取扱いの業務を新たに行うことが見込まれることとなった者が含まれる。

なお、括弧書により、「当該行政機関の長がその者について直近に実施して次条第一項の規定による通知をした日から五年を経過していない適性評価において、特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏ら

すおそれがないと認められた者であって、引き続き当該おそれがないと認められるもの」を本号から除いているが、本号から除かれる者としては、例えば、特定秘密の取扱いの業務を行っていた職員が取扱いの業務を行わない職に異動し、その後、再び取扱いの業務を行う職に転任することとなったが、その間、同一の行政機関等において勤務し続けている場合がある。これは、現に取扱いの業務を行っているか否かにかかわらず、当該行政機関等において、人事管理情報等に基づいて、適性評価の調査事項に関する当該職員の変化を一定程度把握することが可能であると考えられるからである。一方、適性評価を実施した行政機関の職員でなくなり、他の行政機関の職員となった者等については、本号括弧書には該当せず、当該者については、改めて適性評価を実施することになる。

イ　職員等として、特定秘密の取扱いの業務を現に行い、かつ、当該行政機関の長がその者について直近に実施した適性評価に係る通知があった日から５年を経過した日以後特定秘密の取扱いの業務を引き続き行うことが見込まれる者（第２号）

適性評価については、下記ウのとおり、直近の適性評価の実施時期にかかわらず、再度適性評価を実施することを可能としているが、必ずしも、全ての者に状況の変化があり、随時に適性評価がなされるとは限られず、定期的な見直し期間を設定しない場合、長期間にわたって適性評価がなされないままとなる者が生じる可能性が否定できない。

したがって、本法では、行政機関の長が適性評価の見直しを行うまでの期間を設定し、評価対象者の行動や状況の変化にかかわりなく、定期的に適性評価を実施することを法律上義務付け、これにより適性評価が適時適切に見直されるよう措置している。

適性評価の定期的な見直しの期間の設定に当たっては、適性評価制度の実効性を確保する必要があることはもちろんであるが、これをあまりに短くすることは、適性評価を実施する行政機関に相当の負担を強いることとなることから、そのバランスを考慮する必要がある。諸外国においては、最も秘匿性の高いレベルの秘密情報の取扱者に係る適性評価について、概ね５年以内に適性の見直しを行うこととなっている。

これらのことから、適性評価は、長くとも５年以内に定期的な見直しを行うこととしている。

ウ　当該行政機関の長が直近に実施した適性評価において特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められた者であって、引き続き当該おそれがないと認めることについて疑いを生じさせる事情があるもの（第３号）

本条第２項で規定する調査事項は、評価対象者の日常の行動や活動に密接に関わるものであり、日々変化することも予想されることから、適性評価により特定秘密を漏らすおそれがないと認められた者であっても、状況の変化がみられ、適性評価を改めて行う必要があると認められる場合には、随時これを行うことができるようにすることが適当である。

そこで、本項第３号では、適性評価を実施した後に「引き続き当該おそれがないと認めることについて疑いを生じさせる事情がある」者について、当該評価対象者の状況の変化に応じ、改めて適性評価を実施することを可能とし、併せて、第11条において本項第３号に該当し、評価対象者となる者の特定秘密の取扱いの業務の制限について規定し、特定秘密の漏えいの防止に万全を期することとしている。

第３号に掲げる者は、直近に実施された適性評価において特定秘密を漏らすおそれがないと認められた者である点において第２号に掲げる者と同様であるが、引き続き当該おそれがないと認めることについて疑いを生じさせる事情があることから、適性評価の実施に当たっては、その旨を評価対象者に告知することとし（第12条第３項第３号）、この告知があった者は、特定秘密の取扱いの業務を行ってはならないものとしている（第11条柱書）。

⑶　本項各号の関係

職員等が特定秘密の取扱いの業務を新たに行うことが見込まれることとなった場合には、本項第１号により、一方、特定秘密の取扱いの業務を現に行っており適性評価から５年経過後も引き続きこれを行うことが見込まれる場合には、同項第２号により、適性評価を実施することとなる。したがって、職員等が特定秘密の取扱いの業務を行う場合には、通常、第１号又は第２号のいずれかの適性評価を受けることとなる。

一方、第３号による適性評価は、直近に実施された適性評価において特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められた者について、引き続き当該おそれがないと認めることについて疑いを生じさせる事情がある場合に実施するものである。

例えば、第１号に基づく適性評価を実施し、特定秘密を漏らすおそれがないと認められた後、実際に特定秘密の取扱いの業務に就く前に、又は取扱いの業務に就いた以降に、疑いを生じさせる事情があると判明した場合には、第１号ではなく第３号に該当し、その者が特定秘密の取扱いの業務を行うためには、第３号に基づく適性評価が必要となる。また、第２号に基づく適性評価を実施し、特定秘密を漏らすおそれがないと認められ、現

に特定秘密の取扱いの業務を行っている場合で、当該者に疑いを生じさせる事情がある場合についても、第３号に基づく適性評価が必要となる。

第12条第２項　適性評価の調査事項

第十二条

２　適性評価は、適性評価の対象となる者（以下「評価対象者」という。）について、次に掲げる事項についての調査を行い、その結果に基づき実施するものとする。

一　特定有害活動（公になっていない情報のうちその漏えいが我が国の安全保障に支障を与えるおそれがあるものを取得するための活動、核兵器、軍用の化学製剤若しくは細菌製剤若しくはこれらの散布のための装置若しくはこれらを運搬することができるロケット若しくは無人航空機又はこれらの開発、製造、使用若しくは貯蔵のために用いられるおそれが特に大きいと認められる物を輸出し、又は輸入するための活動その他の活動であって、外国の利益を図る目的で行われ、かつ、我が国及び国民の安全を著しく害し、又は害するおそれのあるものをいう。別表第三号において同じ。）及びテロリズム（政治上その他の主義主張に基づき、国家若しくは他人にこれを強要し、又は社会に不安若しくは恐怖を与える目的で人を殺傷し、又は重要な施設その他の物を破壊するための活動をいう。同表第四号において同じ。）との関係に関する事項（評価対象者の家族（配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。）、父母、子及び兄弟姉妹並びにこれらの者以外の配偶者の父母及び子をいう。以下この号において同じ。）及び同居人（家族を除く。）の氏名、生年月日、国籍（過去に有していた国籍を含む。）及び住所を含む。）

二　犯罪及び懲戒の経歴に関する事項

三　情報の取扱いに係る非違の経歴に関する事項

四　薬物の濫用及び影響に関する事項

五　精神疾患に関する事項

六　飲酒についての節度に関する事項

七　信用状態その他の経済的な状況に関する事項

１　趣旨

本項は、行政機関の長が適性評価を実施する場合に、評価対象者本人について調査を実施すべき事項を規定し、これらの事項の調査の結果に基づいて評価を実施すべき旨を定めている。

２　内容

(1)　特定秘密を漏えいするおそれと調査事項

特定秘密の取扱いの業務を行う者がこれを漏えいするおそれは、

○　職員等が自発的に特定秘密を漏えいするおそれ

○　職員等が働き掛けを受けた場合に影響を排除できずに特定秘密を漏えいするおそれ

○　職員等が意図せず（過失により）特定秘密を漏えいするおそれ

の３つに分類することができると考えられる。

上記のそれぞれのおそれを示唆するものとして、調査を実施すべき事項として次のものが考えられる。

ア　職員等が自発的に特定秘密を漏えいするおそれ

職員等の行動又は職員等が置かれた状況から、特定秘密を漏えいすることにより得られる利益が、特定秘密を漏えいすることによる不利益に比べ大きいと考えられる者は、自発的に特定秘密を漏えいするおそれがあると評価し得る。

例えば、テロ活動に自ら関与したり、テロ組織を支援している者は、自発的に特定秘密を漏えいするおそれが高いことは言うまでもない。また、借入金が多額の場合、情報入手を企図する外国情報機関等から資金提供を誘因として、情報提供を求められる可能性があり、逆に収入に比して多額の消費を行っている場合には、特定秘密の漏えいによって当該原資等が得られた可能性が否定できない。したがって、これらの事情があるか否かを確認する事項として、特定有害活動及びテロリズムとの関係に関する事項や信用状態その他の経済的な状況に関する事項といった事項を調査することとしている。

イ　職員等が働き掛けを受けた場合に影響を排除できずに特定秘密を漏えいするおそれ

職員等が自発的に特定秘密を漏えいする事情がなくとも、情報入手を企図する外国情報機関等が、特定秘密の漏えいの働き掛けを行った場合に、職員等がこれを排除できず、秘密を漏えいせざるを得なくなる場合がある。

例えば、配偶者の本国に所在する家族に危害を及ぼす、あるいは外国に職員等が有する資産が不利益を被る可能性を示唆するなどし、外国情報機関等が漏えいを働き掛けることが考えられる。これら状況にあるか否かを確認するためには、評価対象者の家族又は同居人の国籍や住所を含め、評価対象者が外国とどのような関係を有しているかを、また、これを基に、評価対象者本人が不当な働き掛けを受けるおそれがあるか否か、あるいは、現に働き掛けを受けていないかを調査する必要がある。

このため、特定有害活動及びテロリズムとの関係に関する事項について調査することとしている。

ウ　職員等が意図せず（過失により）特定秘密を漏えいするおそれ

特定秘密の漏えいを防止するためには、常に、その保護について規定する各種の規範を理解し、自己を律して特定秘密の保護を適切かつ確実に行う必要があるところ、これを期待できない者に特定秘密の取扱いの業務を行わせれば、たとえ本人に故意がなくとも漏らしてしまうことになりかねない。

具体的には、規範意識が欠落していること、合理的な行動をとるべく自己を律して行動することができないこと、注意力が不足していることなどが、行動又は状況に具現している者については特定秘密を漏らすおそれがないとは認められないものと考えられることから、犯罪及び懲戒の経歴に関する事項、情報の取扱いに係る非違の経歴に関する事項、薬物の濫用及び影響に関する事項、精神疾患に関する事項、飲酒についての節度に関する事項、信用状態その他の経済的な状況に関する事項といった事項を調査することとしている。

(2)　特定秘密を漏えいするおそれと調査事項

本法では、行政機関の長が適性評価を実施する場合に、評価対象者本人について調査をすべき事項として以下の事項を規定している。適性評価は、あらかじめ本法に規定する調査事項について調査を行う旨告知した上で、評価対象者の同意を得て実施するものである。したがって、本法に規定する調査事項以外の事項について調査を行ってはならず、例えば、評価対象者の思想信条や、適法な政治活動や労働組合等の活動について調査してはならない。

なお、適性評価は、調査事項について調査した結果に基づき実施することとされており、調査により明らかとなった当該評価対象者の個別具体的な事情を十分に考慮して、総合的に判断する必要がある。

ア　特定有害活動（公になっていない情報のうちその漏えいが我が国の安全保障に支障を与えるおそれがあるものを取得するための活動、核兵器、軍用の化学製剤若しくは細菌製剤若しくはこれらの散布のための装置若しくはこれらを運搬することができるロケット若しくは無人航空機又はこれらの開発、製造、使用若しくは貯蔵のために用いられるおそれが特に大きいと認められる物を輸出し、又は輸入するための活動その他の活動であって、外国の利益を図る目的で行われ、かつ、我が国及び国民の安全を著しく害し、又は害するおそれのあるものをいう。別表第三号において同じ。）及びテロリズム（政治上その他の主義主張に基づ

き、国家若しくは他人にこれを強要し、又は社会に不安若しくは恐怖を与える目的で人を殺傷し、又は重要な施設その他の物を破壊するための活動をいう。同表第四号において同じ。）との関係に関する事項（評価対象者の家族（配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。）、父母、子及び兄弟姉妹並びにこれらの者以外の配偶者の父母及び子をいう。以下この号において同じ。）及び同居人（家族を除く。）の氏名、生年月日、国籍（過去に有していた国籍を含む。）及び住所を含む。）

「特定有害活動及びテロリズムとの関係」は、次の３つの場合が考えられる。

第１は、評価対象者が特定有害活動やテロリズムそのものを自ら行ったり、自らは特定有害活動やテロリズムを行ってはいないものの、支援を行ったりするなど特定有害活動やテロリズムに関わったと認められる場合である。評価対象者自身が特定有害活動やテロリズムに関わったことが認められる場合、再び特定有害活動やテロリズムの実行のために、特定秘密を漏らすおそれが高い。

第２は、評価対象者が特定有害活動やテロリズムを行う団体の構成員となっていたり、特定有害活動やテロリズムを行う団体~~や個人~~を支援していると認められる場合である。特定有害活動やテロリズムを行う団体等として、例えば、外国情報機関等やテロ組織が考えられるが、これら団体等は、外国情報機関等であれば我が国の防衛計画や安全保障政策に関する重要事項を、また、テロ組織であればテロ活動を実行するために重要防護施設の警備実施状況といった特定秘密を入手しようと企図しており、評価対象者がこれら団体等の構成員である場合は当然のこと、これら団体等を支援している者である場合には、特定秘密を取り扱ったときに、自発的にこれら団体等に対して、特定秘密を漏らすおそれが高い。支援の形態としては、当該団体等が、特定有害~~の~~活動やテロリズムを行っていることを認識しながら、当該団体等の活動を容易にするために[o235]~~に密接に関わっている場合はもとより、~~金銭的な支援を行っている場合や活動拠点を提供する場合など様々な形態が考えられる。

第３は、特定有害活動やテロリズムを行う団体又は個人から、特定秘密の漏えいについての働き掛けを受けた場合に、特定秘密を漏えいせざるを得ない程度に評価対象者が団体等の影響を受けるおそれがあると認められる場合である。団体等が影響力を行使する形態としては、例えば、団体等が多大の金銭の提供を行う、配偶者の本国に居住する親族に対し危害を及ぼす可能性を示唆するなど様々な形態が考えられる。

また、特定有害活動やテロリズムを行う団体又は個人から、特定秘密の漏えいについての働き掛けを受けた場合に、特定秘密を漏えいせざるを得ない程度に評価対象者が団体等の影響を受けるおそれがあると認められるかどうかについては、評価対象者本人の行動や活動を調査するだけでは、その端緒を得ることは難しいと言わざるを得ないことから、評価対象者との関わりが深い直近の家族及び同居人について、最小限度の事項、具体的には、氏名、生年月日、国籍及び住所を調査し、評価対象者について、外国の情報機関等による働き掛けがないかを調査するための参考とすることとしている。これは、評価対象者の家族等に外国籍の者や帰化歴がある者がいる場合には、これらの者が当該評価対象者と密接な関係にあることを利用して、当該外国や原籍国の情報機関等が当該評価対象者に特定有害活動やテロリズムへの関与を働き掛ける可能性も否定できないためである。

なお、「特定有害活動」については下記(3)、「テロリズム」については下記(4)参照。

イ　犯罪及び懲戒の経歴に関する事項

「犯罪及び懲戒の経歴」とは、評価対象者が過去に罪を犯し、有罪の判決（刑の言渡し又は刑の免除の言渡し）を受けた経歴及び懲戒処分を受けた経歴をいい、「犯罪及び懲戒の経歴に関する事項」として、評価対象者が過去に罪を犯し、有罪の判決を受けたことがあるか又は懲戒処分を受けたことがあるか、ある場合には、罪を犯した、又は懲戒処分を受けた時期、動機、背景等を調査することが考えられる。なお、懲戒に関する経歴については、国家公務員法や地方公務員法（昭和25年法律第261号）による懲戒処分をいい、訓戒や注意処分等のいわゆる監督上の措置はこれに含まれない。

特定秘密の取扱いの業務を行う者としてその保護のための措置を適切かつ確実に講ずることが求められるところ、犯罪又は懲戒の経歴があるという事実は、評価対象者の規範を遵守する意識や注意力が十分でないかもしれないことを強く示唆すると考えられることから、こうした事実が見受けられる者が特定秘密の取扱いの業務を行った場合、本人にその意図がなくても特定秘密を漏らすおそれが高いと評価し得る。

ウ　情報の取扱いに係る非違の経歴に関する事項

「情報の取扱いに係る非違の経歴」とは、故意・過失を問わず職場の服務規程、文書管理規則その他の規則における情報やシステムの管理に関する部分に違反し、指導監督上の措置（訓告、厳重注意等）[o336]~~監督上の注意・指導~~を受けた経歴をいい、「情報の取扱いに係る非違の経

歴に関する事項」として、評価対象者が指導監督上の措置~~注意・指導~~を受けたことがあるか、ある場合には、当該違反事実を起こした時期、動機、背景等を調査することが考えられる。

特定秘密の取扱いの業務を行う者として、その保護のための措置を適切かつ確実に講ずることが求められるところ、評価対象者の秘密情報の取扱いに関する各種の規範の遵守状況は、評価対象者の情報保護に対する意識及び注意力の有無を直接的に表しており、犯罪や懲戒に至らなくとも、例えば、

○　適正な手続によらず秘密情報を複製すること。
○　認められていない記録媒体に情報を保存すること。
○　秘密情報を示唆する内容をブログ、電子掲示板その他のウェブサイトに掲載し、又は投稿すること。

といった行動が見受けられる者が特定秘密の取扱いの業務を行った場合、本人にその意図がなくても特定秘密を漏らすおそれが高いと評価し得る。

エ　薬物の濫用及び影響に関する事項

本項目は、評価対象者が、所持・使用等が禁止されている薬物を濫用したこと~~のみならず~~、疾病の治療のための~~ために処方された~~薬物を用量を守らず~~医師の指示に従わず~~に服用した~~する~~ことがあるか~~など~~を調査することが考えられる。

特定秘密の取扱いの業務を行う者として、その保護のための措置を適切かつ確実に講ずることが求められるところ、違法薬物を濫用したり、疾病の治療のための~~処方された~~薬物を定められた用量を著しく超えて~~医師の指示に従わずに~~服用したりする場合には、評価対象者の規範を遵守する意識や自己を律して行動する能力が十分でないかもしれないことを示唆していることから、このような薬物の濫用及び影響が見受けられる者が特定秘密の取扱いの業務を行った場合、本人にその意図がなくても特定秘密を漏らすおそれがあると評価し得る。

~~なお、処方された薬物を医師の指示に従わずに服用すること等があるという事実をもって直ちに特定秘密を漏らすおそれがないとは認められないと判断するわけではなく、薬物の濫用及び影響の背景・理由、疾病の治療の見通し等を踏まえ、必要な場合には専門医の所見を求めながら、評価対象者が特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがあるか否かを個別具体的に判断することとなる。~~

オ　精神疾患に関する事項

本項目では、具体的には、アルコール依存症、統合失調症等の精神疾

患により自己の行為の是非を判別し、若しくはその判別に従って行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈しているかを調査することが考えられる。

特定秘密の取扱いの業務を行うものとして、特定秘密の保護のための措置を適切かつ確実に講ずることが求められるところ、一定の精神疾患の症状が見られたりするという事実は、自己を律して行動する能力が十分でない状態に陥るかもしれないことを示唆しており、本人にその意図がなくても特定秘密を漏らすおそれがあると評価し得る。

なお、本調査の結果、精神疾患があることをもって直ちに特定秘密を漏らすおそれがないと認められないと判断するものではないことは言うまでもなく、精神疾患の具体的症状、その後の治療の経過、再発の可能性等を踏まえ、必要な場合には専門医の所見を求めながら、評価対象者が特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがあるか否かを個別具体的に判断することとなる。

カ　飲酒についての節度に関する事項

本項目では、飲酒を原因として、くり返し、けんか等の他人との人間関係に悪影響を与える行動や業務に支障をきたす行動をとったことがあるかなどを調査することが考えられる。

特定秘密の取扱いの業務を行う者として、その保護のための措置を適切かつ確実に講ずることが求められるところ、飲酒により、けんか等の対人トラブルを起こすなどの問題をくり返し起こしているという事実は、評価対象者の自己を律して行動する能力が十分でないかもしれないことを示唆していることから、こうした事実が見受けられる者が特定秘密の取扱いの業務を行った場合、本人にその意図がなくても特定秘密を漏らすおそれがあると評価し得る。

なお、飲酒を原因として、トラブルを起こした事実があることをもって直ちに特定秘密を漏らすおそれがないと認められないと判断するわけではなく、こうした事実を踏まえ、飲酒の回数や量を抑えるなど自己を律する行動をとることができているかなどについて個別具体的に判断することとなる。

キ　信用状態その他の経済的な状況に関する事項

本項目は、評価対象者に住宅、車両及び耐久消費財の購入並びに教育といった一般的な目的とは異なる借入れがあるか、金銭債務の不履行があるか、自己の資力に照らし不相応な金銭消費があるか、過去に自己破産したことがあるか等を調査することが考えられる。

過去の情報漏えい事案には、経済的な事情を動機とするものがあった

ことに鑑みると、住宅や車両の購入といった一般的な目的とは異なる目的で多額の債務を抱えている者は、特定秘密を漏らすおそれがあると評価し得る。また、自己の資力に照らし不相応な金銭消費がみられる場合は、特定秘密の漏えいにより不正な収入を得ている可能性も否定できない。

さらに、特定秘密の取扱いの業務を行う者として、その保護のための措置を適切かつ確実に講ずることが求められるところ、金銭債務の不履行があったり、自己の債務に照らし不相応な金銭消費が見られるという事実は、評価対象者の規範を遵守する意識や注意力が十分でないかもしれないことや、自己を律して行動できないかもしれないことを示唆すると考えられることから、こうした事実が見受けられる者が特定秘密の取扱いの業務を行った場合、本人にその意図がなくても特定秘密を漏らすおそれがあると評価し得る。

なお、調査の対象となる事実があることをもって直ちに特定秘密を漏らすおそれがないと認められないと判断するわけではなく、~~返済能力を超える債務を抱えている~~場合であってもその背景や理由事情等を勘案するなどして、~~など自ら進んで秘密を漏らす動機となり得る事情等を勘案して~~[o237]、評価対象者が特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏えいするおそれがあるか否かを個別具体的に判断することとなる。

(3) 特定有害活動の定義

本法では、「公になっていない情報のうちその漏えいが我が国の安全保障に支障を与えるおそれがあるものを取得するための活動、核兵器、軍用の化学製剤若しくは細菌製剤若しくはこれらの散布のための装置若しくはこれらを運搬することができるロケット若しくは無人航空機又はこれらの開発、製造、使用若しくは貯蔵のために用いられるおそれが特に大きいと認められる物を輸出し、又は輸入するための活動その他の活動であって、外国の利益を図る目的で行われ、かつ、我が国及び国民の安全を著しく害し、又は害するおそれのあるもの」を特定有害活動と定義している。

ア 「公になっていない情報のうちその漏えいが我が国の安全保障に支障を与えるおそれがあるものを取得するための活動」であって、「外国の利益を図る目的で行われ、かつ、我が国及び国民の安全を著しく害し、又は害するおそれのあるもの」

いわゆる諜報活動のことであり、その取得の対象となる情報としては、主として政府の保有する情報で国及び国民の安全を確保する観点から保護すべきものが想定されるが、民間が保有する機微な情報でその漏

えいが国及び国民の安全の確保に支障を与えるおそれがあるもの、例えば、大量破壊兵器関連の技術情報も含まれ得る。

イ　「核兵器、軍用の化学製剤若しくは細菌製剤若しくはこれらの散布のための装置若しくはこれらを運搬することができるロケット若しくは無人航空機又はこれらの開発、製造、使用若しくは貯蔵のために用いられるおそれが特に大きいと認められる物を輸出し、又は輸入するための活動」であって、「外国の利益を図る目的で行われ、かつ、我が国及び国民の安全を著しく害し、又は害するおそれのあるもの」

いわゆる大量破壊兵器関連物資の不正取引のことであり、大量破壊兵器（核兵器、生物兵器及び化学兵器）及びその運搬手段としてのミサイル並びにこれらの関連物資の国際的な取引のうち、我が国を含む国際社会において定められた枠組に反するものをいう。これらの物資については、その無秩序な拡散が、我が国を含む国際社会の平和と安全にとって脅威であることから、いくつかの国際的枠組によってその国際的取引が制限されている。

ウ　「その他の活動」であって、「外国の利益を図る目的で行われ、かつ、我が国及び国民の安全を著しく害し、又は害するおそれのあるもの」

「特定有害活動」として、いわゆる諜報活動及び大量破壊兵器関連物資の不正取引を具体的に列挙しているが、外国の利益を図る目的で行われ、かつ、我が国及び国民の安全を著しく害し、又は害するおそれのある活動は、これらに尽きるものではなく、様々なものが考えられる。例えば、

○　北朝鮮による拉致問題にみられるような、外国の工作機関が日本人を拉致する活動

○　外国における騒乱や戦乱において、国外の在留邦人の避難を妨害する活動

○　我が国において反乱団体その他の非合法活動を行う団体を組織し、又はこれらの団体に資金や兵器等を援助する活動

○　脅迫、贈賄等の不当な手段を用いて、政府高官に、公務において一定の行動をとらせる活動

等の我が国及び国民の安全を著しく害し、又は害するおそれのある活動を外国の関係機関が自国の利益を図るために行うことが想定されるが、これら様々な活動は、時々の国際情勢等の状況に応じてなされたり、また、我が国政府の対応の裏をかくべく、予想外の活動がなされることが想定されることから、あらかじめこれらの活動をすべて本法に規定しておくことは困難である。このため、本法では、「その他の活動」として

規定している。

(4) テロリズムの定義

本法において「テロリズム」とは、政治上その他の主義主張に基づき、
①国家若しくは他人にこれを強要し、
又は
②社会に不安若しくは恐怖を与える
目的で
㋐人を殺傷し、
又は
㋑重要な施設その他の物を破壊する
ための活動をいい、人の殺傷又は重要な施設等の破壊活動であることがその要件となる。

従来から政府は、質問主意書に対する答弁等において、一般には、「テロリズム」とは、特定の主義主張に基づき、国家等にその受入れ等を強要し、又は社会に恐怖等を与える目的で行われる人の殺傷行為等をいう、と説明している。第12条第2項第1号においては、「テロリズム」を「政治上その他の主義主張に基づき、国家若しくは他人にこれを強要し、又は社会に不安若しくは恐怖を与える目的で人を殺傷し、又は重要な施設その他の物を破壊するための活動」と定義しているが、これは、この政府答弁における「特定の主義主張」、「国家等」、「その受入れ等を強要」、「恐怖等」及び「人の殺傷行為等」の意味するところを明確にするため、それぞれ、「政治上その他の主義主張」、「国家若しくは他人」、「これを強要」、「不安若しくは恐怖」及び「人を殺傷し、又は重要な施設その他の物を破壊するための活動」と厳密に規定したものである。

第12条第３項及び第４項　適性評価の手続

第十二条 ３　適性評価は、あらかじめ、政令で定めるところにより、次に掲げる事項を評価対象者に対し告知した上で、その同意を得て実施するものとする。 一　前項各号に掲げる事項について調査を行う旨 二　前項の調査を行うため必要な範囲内において、次項の規定により質問させ、若しくは資料の提出を求めさせ、又は照会して報告を求めることがある旨 三　評価対象者が第一項第三号に掲げる者であるときは、その旨 ４　行政機関の長は、第二項の調査を行うため必要な範囲内において、当該行政機関の職員に評価対象者若しくは評価対象者の知人その他の関係者に質問させ、若しくは評価対象者に対し資料の提出を求めさせ、又は公務所若しくは公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

１　趣旨

第３項は、適性評価の実施に当たり、あらかじめ評価対象者に対し告知した上でその同意を得ることとする旨及び評価対象者に告知すべき事項として、

○　第２項各号に掲げる事項について調査を行うこと

○　本人や関係者に質問し、本人に資料の提出を求め、又は公務所若しくは公私の団体に照会して報告を求めることがあること

○　第１項第３号に該当する者として適性評価を実施しようとする場合は、その旨

を定めるものである。

第４項は、行政機関の長が、第２項の調査を実施するため、必要な範囲内において、当該行政機関の職員に評価対象者若しくは評価対象者の知人その他の関係者に質問させ、若しくは評価対象者に対し資料の提出を求めさせ、又は公務所若しくは公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる旨を定めるものである。

２　内容

(1)　第３項　「評価対象者に対し告知した上で、その同意を得て実施」

調査の実施に当たっては、評価対象者本人から、本法に規定する調査事項について申告等させることとしており、その際には、適性評価の実施目的や調査事項について評価対象者が理解し、同意することが前提となる。

仮に、評価対象者の明示的な同意を得ないまま、行政機関の長等が関係者に質問し、又は公務所や公私の団体に照会して個人情報を取得することとなれば、評価対象者は自らについて調査が行われることを知ることができないことから、調査について不安を感じ、適性評価制度そのものに不信感を抱くおそれがあり、その結果、適性評価制度の円滑な実施に支障が生じかねない。加えて、行政機関の長等が関係者に質問し、公務所や公私の団体に対し照会を行ったとしても、評価対象者が明示的に同意していなければ、質問を受けた関係者や照会を受けた公務所や公私の団体がこれに応じることをためらうことも見込まれ、やはり適性評価の円滑な実施が確保できなくなるおそれもある。

以上のことから、適性評価の円滑な実施とその実効性を確保するためには、適性評価の実施を評価対象者の明示的な同意に係らしめることが必要であると考えられる。

なお、諸外国の適性評価においても、その手続の開始に当たって評価対象者の同意を取得することとしている。

各事項を告知した上で、同意を得ることとしている趣旨は、次のとおりである。

ア　第２項各号に掲げる事項について調査を実施すること（第１号）

同意を取得することとした理由に鑑みると、同意を有意なものとするためには、適性評価に当たって、本法に規定する範囲で個人情報を取得し（評価対象者本人が提供するもの及び関係者への質問や公務所又は公私の団体への照会により取得したものを含む。）、これに基づいて適性評価が実施されることを評価対象者が認識した上で同意がなされる必要がある。

イ　本人や関係者に質問し、本人に資料の提出を求め、又は公務所若しくは公私の団体に照会して報告を求めることがあること（第２号）

上記アに加え、評価対象者本人の同意があることにより、質問を受けた関係者や照会を受けた公務所又は公私の団体が回答するに当たって、評価対象者の同意があることを前提に、より適切に対応することが可能[o238]となる。

ウ　第１項第３号に該当する者として適性評価を実施しようとすること（第３号）

第１項第３号に該当する場合、評価対象者に特定秘密の取扱いの業務を行わせないという措置（第 11 条本文括弧書）を講ずる必要があり、評価対象者本人においても、特定秘密の取扱いの業務を行うことのないよう、評価対象者本人に第１項第３号に該当していることを告知する必要

がある。

⑵　第４項「第二項の調査を行うため必要な範囲内において、当該行政機関の職員に評価対象者若しくは評価対象者の知人その他の関係者に質問させ、若しくは評価対象者に対し資料の提出を求めさせ、又は公務所若しくは公私の団体に照会して必要な事項の報告を求める」

適性評価のための調査は、評価対象者から質問票の提出を受けた上で、面接等により評価対象者から説明を受けたり、質問票に記載された事項を確認する必要がある場合等に評価対象者から資料の提出を受けたりすることが考えられるが、行政機関の長が正確かつ必要十分な情報を把握し、かつ、適正に評価するためには、評価対象者~~以外~~の[o239]上司等に対し質問を行ったり、医師等の専門家の所見を必要とする場合も想定される。このため、本法では、行政機関の長が、調査に必要な範囲内において当該行政機関の職員をして職場の上司や同僚といった評価対象者をよく知る関係者に質問させたり、公務所又は信用情報機関、医療機関といった公私の団体に照会し、報告を求めることができることとしている。本法の規定により、報告を求められた公務所等は罰則等によりこれを強制されることはないが、原則として、報告すべき義務を負うものと解される。また、本人の同意を得ていることを示した上で、照会が行われることになるので、公務所等が本人の同意があるにもかかわらず回答しないことはないものと考えられる。

なお、「公務所」とは、国家機関のほか地方公共団体の機関をいい、「公私の団体」とは、学校、病院、商工会議所、会社、組合等社会的機能を営む団体が広く含まれる。

第 13 条　適性評価の結果等の通知

（適性評価の結果等の通知）

第十三条　行政機関の長は、適性評価を実施したときは、その結果を評価対象者に対し通知するものとする。

2　行政機関の長は、適合事業者の従業者について適性評価を実施したときはその結果を、当該従業者が前条第三項の同意をしなかったことにより適性評価が実施されなかったときはその旨を、それぞれ当該適合事業者に対し通知するものとする。

3　前項の規定による通知を受けた適合事業者は、当該評価対象者が当該適合事業者の指揮命令の下に労働する派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第二条第二号に規定する派遣労働者をいう。第十六条第二項において同じ。）であるときは、当該通知の内容を当該評価対象者を雇用する事業主に対し通知するものとする。

4　行政機関の長は、第一項の規定により評価対象者に対し特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められなかった旨を通知するときは、適性評価の円滑な実施の確保を妨げない範囲内において、当該おそれがないと認められなかった理由を通知するものとする。ただし、当該評価対象者があらかじめ当該理由の通知を希望しない旨を申し出た場合は、この限りでない。

1　趣旨

本条は、適性評価を実施した場合において、行政機関の長が評価対象者や適合事業者に対し行う適性評価の結果の通知や、特定秘密を漏らすおそれがないと認められなかった旨を通知する場合に行う理由の通知について定めるものである。

2　内容

(1)　第１項「適性評価を実施したときは、その結果を評価対象者に対し通知する」

第１項は、行政機関の長は、適性評価を実施したときは、特定秘密を漏らすおそれがないと認められたかどうかの結果を評価対象者に通知しなければならない旨を定めるものである。

適性評価は、行政機関の長がその職員や適合事業者の従業者に特定秘密の取扱いの業務を行わせようとしたことを契機として、評価対象者本人が通常把握されることを想定していないプライバシーに関わる情報について

も行政機関の長が取得する制度であり、適性評価の実施に当たってこれらの情報を取得することについて評価対象者の明示的な同意をあらかじめ取得することとしていることに鑑みると、行政機関の長が~~、取得した個人情報に基づいて~~所与の目的~~行政機関の長が、取得した情報に基づいて適性評価を実施したこと~~[o240]を~~達成したことを~~評価対象者との関係において外形的に明らかにする必要がある。

また、特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められたとの結果を評価対象者に通知しないこととした場合、特定秘密を漏らすおそれがないと認められた評価対象者は、行政機関の長から何ら通知を受けることなく特定秘密の取扱いの業務を行うこととなるが、評価対象者は、適切な手続に基づいて特定秘密の取扱いの業務を行っていないのではないかとの不安や疑念を抱く可能性がある。[o241]

さらに、適性評価の結果、特定秘密を漏らすおそれがないと認められなかった場合には、行政機関の長は、評価対象者を特定秘密の取扱い~~を要しない他の業務に従事~~の業務を行うことのない職へ転任させたり[o242]するなど、特定秘密の取扱いの業務を行うことのないよう必要な措置を講じることとなるが、仮に特定秘密を漏らすおそれがないと認められなかったとの結果を評価対象者に通知しないこととした場合、評価対象者は、これらの措置がなぜ行われたのか理解できず、混乱が生じるおそれがある。

したがって、適性評価制度を円滑に実施するためには、評価対象者が特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないかどうかについて行政機関の長がどのような判断を行ったのかを評価対象者本人が知ることができる仕組を整備することが必要不可欠であることから、本法では、行政機関の長が、適性評価を実施したときは、特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められたかどうかの結果を評価対象者に通知しなければならない旨規定している。

⑵　第２項「適合事業者の従業者について適性評価を実施したときはその結果を、当該従業者が前条第三項の同意をしなかったことにより適性評価が実施されなかったときはその旨を、それぞれ当該適合事業者に対し通知する」

第２項は、行政機関の長は、評価対象者が適合事業者の従業者であるときは、適性評価の結果又は適性評価の実施に同意しなかったことにより適性評価が実施されなかったときはその旨（以下これらを「適性評価の結果等」という。）を当該適合事業者に通知しなければならない旨を定めるものである。

これは、適合事業者自身が、自らの従業者のうち特定秘密を漏らすおそ

れがないと認められた者を把握していなければ、誰に特定秘密の取扱いの業務を行わせるかを判断できないからである。

⑶　第３項「前項の規定による通知を受けた適合事業者は、当該評価対象者が当該適合事業者の指揮命令の下に労働する派遣労働者（中略）であるときは、当該通知の内容を当該評価対象者を雇用する事業主に対し通知する」

第３項は、評価対象者が適合事業者の指揮命令下に労働する派遣労働者である場合に、前項の規定による通知を受けた適合事業者は、当該通知の内容を、当該評価対象者を雇用する事業主（以下「派遣元事業主」という。）に対し通知するものとする旨を定めている。

適合事業者は、特定秘密に係る物件の製造等を行うに当たり、自ら雇用する者のみならず、派遣労働者に特定秘密の取扱いの業務を行わせる場合があり得るが、そのような場合、当該派遣労働者については適合事業者の従業者として適性評価が実施される。そして、適性評価の結果等は、第２項の規定により適性評価を実施した行政機関の長から適合事業者に通知されることとなるが、派遣労働者の適性評価の結果等は、派遣元事業主においても、特定秘密の保護を図る一環としてこれを当然に把握する必要がある。

すなわち、労働者派遣契約の締結に当たっては、派遣労働者が従事する業務の内容を定めることとされているが（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号）第 26 条第１項第１号）、当該業務内容には、業務に必要とされる能力、行う業務等を具体的に記載することが必要とされていると解されており、派遣労働者に特定秘密を取り扱わせることも明示されるものと考えられ、派遣元事業主は、派遣労働者の適性評価の結果等を把握した上で、適合事業者に当該派遣労働者を派遣したり、必要に応じ、特定秘密の取扱いを要しない他の業務に従事させたりする必要がある。また、将来、適性評価を行った同一の行政機関の特定秘密を取り扱うこととなる業務に派遣労働者を従事させる場合には、既に行った適性評価の結果等を利用し、派遣の可否を判断する必要もある。

このように、派遣元事業主に対しても、自らの雇用する派遣労働者の適性評価の結果等が通知される必要があるが、適性評価を受けるべき派遣労働者とその派遣元事業主の双方を知り得る立場にあるのは、適合事業者であり、本法においては、行政機関の長から適性評価の結果等の通知を受けた適合事業者が、当該通知に係る派遣労働者を雇用する派遣元事業主に通知を行うこととしている。

(4) 第４項「第一項の規定により評価対象者に対し特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められなかった旨を通知するときは、適性評価の円滑な実施の確保を妨げない範囲内において、当該おそれがないと認められなかった理由を通知するものとする。ただし、当該評価対象者があらかじめ当該理由の通知を希望しない旨を申し出た場合は、この限りでない。」

第４項は、評価対象者に対し特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められなかった旨を通知するときは、行政機関の長は、適性評価の円滑な実施の確保を妨げない範囲内において、その理由を通知するものとし、その例外として、評価対象者があらかじめ理由の通知を希望しない旨の申出をした場合にはこれを通知しないこととすることを定めるものである。

これは、仮に、特定秘密を漏らすおそれがないと認められなかったという結果のみを通知することとした場合、評価対象者には、その理由が明らかでなく、適性評価制度に対する不信感が生じることになりかねないことから、適性評価制度の信頼性を確保するため、特定秘密を漏らすおそれがないと認められなかった理由を評価対象者に通知することとしたものである。ただし、特定秘密を漏らすおそれがないと認められなかった評価対象者のうち、あらかじめその理由の通知を希望しないものについては、当該理由を通知しなかったとしても制度の円滑な実施を妨げることとはならないことから、こうした者には理由の通知を要しないこととしている。

一方で、理由の通知は、適性評価の円滑な実施の確保を妨げない範囲内において行うこととされている。例えば、特定秘密を漏らすおそれがあると認められなかった理由が具体的に通知された場合、適性評価制度の詳細な評価基準を推測することが事実上可能となることがあり得る。評価基準が明らかとなれば、特定秘密を漏らすリスクがあることを隠そうとする者を利することにもなりかねず、適性評価制度の円滑な実施の確保に支障が生じる可能性がある。また、適性評価制度においては、行政機関の長が評価対象者の知人その他の関係者に質問したり、公務所又は公私の団体に対して照会して報告を求めたりすることがあるが、こうした質問や照会によって得られる情報の中には、情報源を明らかにしないことを条件に得られるものもあり、当該情報源等を明らかにすれば、以後質問や照会に対する協力が得られず、適性評価制度の円滑な実施の確保の妨げとなることもある。

したがって、理由の通知は、適性評価の円滑な実施の確保を妨げない範囲内において行うことが必要となる。

なお、第２項において、評価対象者が適合事業者の従業者である場合には、行政機関の長は、適性評価の結果等を当該適合事業者に通知しなければならないとしているが、評価対象者が特定秘密を漏らすおそれがないと認められなかった理由については、適合事業者が、その従業者のうち誰に特定秘密の取扱いの業務を行わせるかを判断する上で必要のないものであることから、適合事業者に通知することとはされていない。

第 14 条　行政機関の長に対する苦情の申出等

（行政機関の長に対する苦情の申出等）
第十四条　評価対象者は、前条第一項の規定により通知された適性評価の結果その他当該評価対象者について実施された適性評価について、書面で、行政機関の長に対し、苦情の申出をすることができる。
2　行政機関の長は、前項の苦情の申出を受けたときは、これを誠実に処理し、処理の結果を苦情の申出をした者に通知するものとする。
3　評価対象者は、第一項の苦情の申出をしたことを理由として、不利益な取扱いを受けない。

1　趣旨

本条は、適性評価の結果その他実施された適性評価について評価対象者がすることができる、苦情の申出等について定めるものである。

2　内容

(1)　第１項及び第２項「評価対象者は、（中略）適性評価の結果その他当該評価対象者について実施された適性評価について、書面で、行政機関の長に対し、苦情の申出をすることができる」、「行政機関の長は、（中略）苦情の申出を受けたときは、これを誠実に処理し、処理の結果を苦情の申出をした者に通知するものとする」

第１項は、評価対象者は第 13 条第１項の規定により通知された適性評価の結果その他当該評価対象者について実施された適性評価について、書面で、行政機関の長に対し、苦情の申出をすることができる旨、第２項は、行政機関の長は、苦情の申出を受けたときは、これを誠実に処理し、申出の内容に応じた処理の結果を苦情の申出をした者に通知しなければならない旨を定めるものである。

適性評価は、特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないかどうかを評価するものに過ぎず、職員の任用について人事評価又はその他の能力の実証等に基づいて行わなければならないことを規定する国家公務員法等の「能力」に該当するものではない。また、適性評価は、評価対象者の権利義務を変動させるものでもないことから、適性評価は「処分その他の公権力の行使」には該当しない[8]。したがって、行政機関の長又

8 特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められたとしても、実際にいつどのような特定秘密の取扱いの業務を行うこととなるかは、行政機関の長、警察本部長又は適合事業者が判断するのであって、この判断と独立して当該者が自由に特定秘密の取扱いの業務を行う資格や権利が

は警察本部長が実施した適性評価の結果、評価対象者が特定秘密を漏らすおそれがないと認められなかったとしても、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の不服申立て又は行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の取消訴訟の対象とはならない。

一方で、適性評価の結果、特定秘密を漏らすおそれがないと認められなかった場合、行政機関の長は、その職員に特定秘密の取扱いの業務を行わせることはできず、これによってその職務の遂行に支障が生じるときは、適切な時期に特定秘密の取扱いの業務を行うことのない職に転任させるといった措置を講じることが想定される。このように、適性評価の結果は、職員に事実上の影響を与えることが否定できないが、行政不服審査法等の対象とならないことから、適性評価制度の実効的かつ円滑な実施を担保するためには、適性評価に対する職員の苦情に弾力的に対応できる一定の措置を講ずる必要がある。

また、

○　適性評価は、評価対象者本人が通常把握されることを想定していないプライバシーに関わる情報についても行政機関の長が取得する制度であることから、本人の理解を得て円滑に実施する必要があること

○　適性評価の実施側と評価対象者の間において、事実関係の認識等に齟齬が生じることも考えられ、苦情の申出を受け、必要に応じ、適性評価の判断について行政機関の長が再検討することも必要と考えられることから、苦情に対応するための仕組を設けることは、適性評価の結果及び理由の通知と相まって、適性評価制度の実効的かつ円滑な実施を担保することに寄与するものと考えられる。

そこで、適性評価の結果その他当該評価対象者について実施された適性評価について、苦情の申出制度を設けている。

⑵　第３項「評価対象者は、第一項の苦情の申出をしたことを理由として、不利益な取扱いを受けない。」

付与されるわけではない。逆に、特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められなかったとしても、資格や権利を失うわけではない。

また、特定秘密は、行政機関の所掌事務の遂行のために取扱いの業務を行う必要性が生じるものであり、本法制においては行政機関の長、警察本部長又は適合事業者が特定秘密の保護のために必要な措置を講ずるとしており、特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められたことをもって評価対象者に個別具体的な義務が課されるわけでもない。逆に、特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められなかったとしても、個別・具体的な義務が解除されるわけでもない。

第３項は、評価対象者が、苦情の申出をしたことを理由として不利益な取扱いを受けない旨を定めるものである。

本法においては、前項の規定により、適性評価の実効的かつ円滑な実施を担保するため、行政機関の長が評価対象者の苦情に対して適切に対応する制度を設けることとしているが、仮に、苦情を申し出たことによって、行政機関の長や適合事業者が、苦情を申し出た評価対象者に対し、免職・解雇、降任、減給等の処分や、訓告、厳重注意、自宅待機命令、不利益な配置変更等の人事上の差別的取扱いの作為又は不作為、専ら雑務に従事させるなど就業環境を害することといった不利益な取扱いをすることになれば、評価対象者が苦情を申し出ることをためらうことになり、本法において評価対象者の苦情に適切に対応する制度を設けた趣旨を没却することになる。

そこで、評価対象者が苦情の申出をしたことによって不利益な取扱いを受けない旨を規定している。

第15条　警察本部長による適性評価の実施等

（警察本部長による適性評価の実施等）

第十五条　警察本部長は、政令で定めるところにより、次に掲げる者について、適性評価を実施するものとする。

一　当該都道府県警察の職員（警察本部長を除く。次号において同じ。）として特定秘密の取扱いの業務を新たに行うことが見込まれることとなった者（当該警察本部長がその者について直近に実施して次項において準用する第十三条第一項の規定による通知をした日から五年を経過していない適性評価において、特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められた者であって、引き続き当該おそれがないと認められるものを除く。）

二　当該都道府県警察の職員として、特定秘密の取扱いの業務を現に行い、かつ、当該警察本部長がその者について直近に実施した適性評価に係る次項において準用する第十三条第一項の規定による通知があった日から五年を経過した日以後特定秘密の取扱いの業務を引き続き行うことが見込まれる者

三　当該警察本部長が直近に実施した適性評価において特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められた者であって、引き続き当該おそれがないと認めることについて疑いを生じさせる事情があるもの

2　前三条（第十二条第一項並びに第十三条第二項及び第三項を除く。）の規定は、前項の規定により警察本部長が実施する適性評価について準用する。この場合において、第十二条第三項第三号中「第一項第三号」とあるのは、「第十五条第一項第三号」と読み替えるものとする。

1　趣旨

本項は、警察本部長が実施する適性評価の対象となる者を

○　当該都道府県警察の職員として特定秘密の取扱いの業務を新たに行うことが見込まれることとなった者（第１号）

○　当該都道府県警察の職員として、特定秘密の取扱いの業務を現に行い、かつ、当該警察本部長がその者について直近に実施した適性評価に係る通知があった日から５年を経過した日以後特定秘密の取扱いの業務を引き続き行うことが見込まれる者（第２号）

○　当該警察本部長が直近に実施した適性評価において特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められた者であって、引き続き当該おそれがないと認めることについて疑いを生じさせる事情が

あるもの（第３号）

と規定し、行政機関の長による適性評価の実施等について定めた第 12 条から第 14 条（第 12 条第１項並びに第 13 条第２項及び第３項を除く。）の規定を準用する旨及び準用に当たって所要の読替えを行う旨を定めるものである。

２　内容

(1)　第１項「警察本部長は、（中略）次に掲げる者について、適性評価を実施するものとする。」

本項は、都道府県警察職員についての適性評価は、当該都道府県警察の警察本部長が実施することを定めるものである。

~~適性評価は、行政機関の長が、特定秘密の保護を図るため、指定した特定秘密について、これを保護するための措置の一環として位置付けられることから、その実施は、特定[o243]秘密について指定を行った者が行うことが必要である。~~

~~この点、警察関係の特定秘密の指定は、警察庁長官がこれを行うこととしており、警察庁長官が指定した特定秘密の取扱いの業務を行う都道府県警察の職員の適性評価は警察庁長官が実施するべきであるとの考えもあり得るところである。~~

~~しかしながら、~~警察法では、都道府県警察は、都道府県の区域につき警察法第２条の責務に任じるとされ（警察法第 36 条第２項）、警察職務の遂行は都道府県警察が行うものとする一方で、国の警察機関たる国家公安委員会及び警察庁が国の公安に関する警察運営をつかさどるなどとされ（警察法第５条、第 17 条）、テロ計画の未然防止やテロリストの検挙といった警察の責務を果たすために、警察庁長官が特定秘密を都道府県警察に提供し、提供を受けた当該都道府県警察は当該特定秘密の取扱いの業務を継続して行うことが警察法上も予定されており、都道府県警察における特定秘密の取扱いの業務は、適合事業者の場合のような一時的なものとは異なっている。

また、警察本部長の判断や措置が、国家的視野に基づき、また、国及び国民の安全を守る観点から見ても不合理なものとならないことは、警察本部長の国家公務員法上の位置付けや任免によっても担保されている。すなわち、警察本部長や警備部門を統括する警備部長等の警視正以上の警察官は、国家的視野から警察事務を遂行することを確保するため、国家公務員とされており（警察法第 56 条第１項）、その任免も、国家公安委員会が行う（警察法第 49 条第１項、第 50 条第１項）こととされている。

~~さらに、全国の都道府県警察において適性評価の対象となる者が多数い~~

~~ることを鑑みると、その適性評価に関する事務を警察庁が行うことは実務上大きな困難を伴い、また、個々の適性の判断に当たっても、全国の職員を対象とすることから適切な考慮が行われないおそれがある。~~

このように、都道府県警察は、特定秘密の指定を行うことはないものの、都道府県警察自体が特定秘密の取扱いの業務を行うことが予定されており、また、警察本部長が、警察庁長官の指揮監督の下に、国家公務員として都道府県警察を統括する責任者としての立場にあることに鑑みると、警察本部長は、警察庁長官が行う適性評価と同一の水準の適性評価を行うことが可能であるほかり、~~さらに~~、都道府県警察の職員の実態をより把握し得るのは警察本部長であることから、その職員の適性評価は警察本部長が行うことが適当である。

したがって、都道府県警察の職員の適性評価については、警察本部長を実施権者とすることとしている。

なお、警察本部長の適性評価については、警察本部長が自ら実施することは必ずしも適当とは考えられないことから、警察本部長が国家公務員であり、その任免も国家公安委員会が行うことに鑑み、警察庁長官が実施することとしている（第12条第1項第1号）。

⑵　第２項「前三条（第十二条第一項並びに第十三条第二項及び第三項を除く。）の規定は、前項の規定により警察本部長が実施する適性評価について準用する。この場合において、第十二条第三項第三号中「第一項第三号」とあるのは、「第十五条第一項第三号」と読み替えるものとする。」

警察本部長が行う適性評価について、第12条から第15条までを準用することを定めたものである。ただし、適性評価の対象者について規定する第12条第1項は準用の対象から除外している。また、行政機関の長と異なり、警察本部長は、適合事業者に特定秘密の取扱いの業務を行わせることは想定されないことから、適合事業者や派遣元事業主に対する適性評価の結果等の通知について規定する第13条第２項及び第３項を準用の対象から除外している。

第16条　適性評価に関する個人情報の利用及び提供の制限

（適性評価に関する個人情報の利用及び提供の制限）

第十六条　行政機関の長及び警察本部長は、特定秘密の保護以外の目的のために、評価対象者が第十二条第三項（前条第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の同意をしなかったこと、評価対象者についての適性評価の結果その他適性評価の実施に当たって取得する個人情報（生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。以下この項において同じ。）を自ら利用し、又は提供してはならない。ただし、適性評価の実施によって、当該個人情報に係る特定の個人が国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第三十八条各号、同法第七十五条第二項に規定する人事院規則の定める事由、同法第七十八条各号、第七十九条各号若しくは第八十二条第一項各号、検察庁法（昭和二十二年法律第六十一号）第二十条各号、外務公務員法（昭和二十七年法律第四十一号）第七条第一項に規定する者、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第三十八条第一項各号、第四十二条各号、第四十三条各号若しくは第四十六条第一項各号、同法第四十八条第一項に規定する場合若しくは同条第二項各号若しくは第三項各号若しくは地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第十六条各号、第二十八条第一項各号若しくは第二項各号若しくは第二十九条第一項各号又はこれらに準ずるものとして政令で定める事由のいずれかに該当する疑いが生じたときは、この限りでない。

2　適合事業者及び適合事業者の指揮命令の下に労働する派遣労働者を雇用する事業主は、特定秘密の保護以外の目的のために、第十三条第二項又は第三項の規定により通知された内容を自ら利用し、又は提供してはならない。

1　趣旨

本条は、行政機関の長及び警察本部長が、特定秘密の保護以外の目的のために、一定の場合を除き、適性評価の結果や適性評価の実施に当たって取得する評価対象者の個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない旨、適合事業者及び派遣元事業主が、特定秘密の保護以外の目的のために、行政機関の長から通知された内容を自ら利用し、又は提供してはならない旨を定めるものである。

2　内容

(1)　第１項「特定秘密の保護以外の目的のために、評価対象者が第十二条第三項（前条第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の同意をしなかったこと、評価対象者についての適性評価の結果その他適性評価の実施に当たって取得する個人情報（生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。以下この項において同じ。）を自ら利用し、又は提供してはならない。ただし、適性評価の実施によって、当該個人情報に係る特定の個人が国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第三十八条各号、同法第七十五条第二項に規定する人事院規則の定める事由、同法第七十八条各号、第七十九条各号若しくは第八十二条第一項各号、検察庁法（昭和二十二年法律第六十一号）第二十条各号、外務公務員法（昭和二十七年法律第四十一号）第七条第一項に規定する者、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第三十八条第一項各号、第四十二条各号、第四十三条各号若しくは第四十六条第一項各号、同法第四十八条第一項に規定する場合若しくは同条第二項各号若しくは第三項各号若しくは地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第十六条各号、第二十八条第一項各号若しくは第二項各号若しくは第二十九条第一項各号又はこれらに準ずるものとして政令で定める事由のいずれかに該当する疑いが生じたときは、この限りでない。」

第１項は、行政機関の長及び警察本部長が、特定秘密の保護以外の目的のために、本法又は政令で定める場合を除き、適性評価に関する個人情報を、自ら利用し、又は提供してはならない旨を定めている。

行政機関個人情報保護法第８条第１項は、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することを禁止しているが、その例外として、同条第２項において、例えば、「行政機関が法令の定める所掌事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき」には、本来の利用目的以外に保有個人情報を利用することなどが認められている。

適性評価において取得される個人情報は、通常の人事管理上保有される個人情報以外にも、精神疾患や経済的な状況といったプライバシーに関わるものを含んでおり、慎重な取扱いが求められるところ、上記のように例外的にせよ、目的外の利用・提供が認められるとすれば、評価対象者は自らの個人情報が、特定秘密の保護以外の目的のために、例えば人事評価等において利用・提供されるのではないかといった懸念を払拭できず、適性

評価の実施に当たって、また、実施後も不信感や不安感を抱くおそれがある。また、こうしたプライバシーに関わる情報を取得して行う適性評価の実施について同意をしなかったこと又はこのような情報を取得した上で評価した適性評価の結果についても、目的外の利用・提供が認められれば同様の懸念が生じる。

そこで、本法においては、適性評価の実施に当たって取得する個人情報等について、行政機関個人情報保護法第８条第２項よりも、更に目的外利用・提供の範囲を制限し、特定秘密の保護以外の目的での利用・提供を禁止することとしており、本項は、行政機関個人情報保護法第８条第２項の特則と位置付けられる。

ただし、適性評価において調査する事項には、国家公務員法等に規定する欠格条項、分限処分又は懲戒処分（以下「懲戒処分等」という。）の対象となる事由と関係を有する事項があることから、適性評価のために行う調査において、評価対象者について懲戒処分等に該当する事由が明らかになることも想定される。このような情報を、懲戒処分等のために、利用・提供することも禁止することとする場合、行政機関の長及び警察本部長において、懲戒処分等に該当する事由の存在を認識しながら、何らの措置を取ることができず、結果として職務を遂行することについての適格性を欠く者をその職位にとどまらせるという不合理な事態が生じることとなる。したがって、適性評価の実施によって、本項又は本項に基づく政令に列挙する懲戒処分等に該当する疑いが生じたときに限って、個人情報の利用・提供が例外的に認められている。

なお、本項は、行政機関個人情報保護法第８条第２項の特則であり、同条第１項に規定する「法令に基づく場合」には、利用目的以外の保有個人情報の利用・提供が可能であることに留意する必要がある。また、本項の対象となる個人情報は、適性評価の実施に当たって取得する個人情報であり、行政機関の長が適性評価の実施以前から保有していた人事管理のための情報等はこれに含まれない。

⑵　第２項「適合事業者及び適合事業者の指揮命令の下に労働する派遣労働者を雇用する事業主は、特定秘密の保護以外の目的のために、第十三条第二項又は第三項の規定により通知された内容を自ら利用し、又は提供してはならない。」

第２項は、適合事業者及び派遣元事業主が、特定秘密の保護以外の目的で、適性評価の結果等を自ら利用し、又は提供してはならない旨を定めている。

第13条第２項及び第３項の規定により、適合事業者や派遣元事業主は、

適性評価の結果や適性評価の実施に同意をしなかったことが通知されることとなるが、これらの情報について目的外の利用・提供が可能となれば、評価対象者が適性評価制度自体に対して不信感・不安感を抱くおそれがあることは前述のとおりであり、適合事業者及び派遣元事業主においてもこれを慎重に取り扱う必要がある。このため、本項では、適合事業者や派遣元事業主が適性評価の結果等を特定秘密の保護以外の目的のために利用・提供することを禁止している。

第17条　権限又は事務の委任

（権限又は事務の委任）
第十七条　行政機関の長は、政令（内閣の所轄の下に置かれる機関及び会計検査院にあっては、当該機関の命令）で定めるところにより、この章に定める権限又は事務を当該行政機関の職員に委任することができる。

1　趣旨

本条は、行政機関の長は、第５章に定める権限又は事務を当該行政機関の職員に委任することができる旨を定めるものである。

2　内容

本条は、適性評価の効率的な実施を図るため、行政機関の長の適性評価に関する権限又は事務を当該行政機関の職員に委任することができることとするものである。

なお、内閣の所轄の下に置かれる機関である人事院及び会計検査院については、政令ではなく当該機関の命令（人事院規則、会計検査院規則）で委任を受ける職員の範囲が定められる。

行政機関の長が、当該行政機関の職員に委任することができる権限又は事務とは以下のとおりである。本条の規定により委任を受けた職員は、自らの名によって受任した権限又は事務を行うことになる。

(1)　権限

当該行政機関の職員に評価対象者若しくは評価対象者の知人その他の関係者に質問させ、若しくは評価対象者に対し資料の提出を求めさせ、又は公務所若しくは公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めること（第12条第４項）

(2)　事務

○　適性評価を実施すること（第12条第１項）

○　適性評価を実施するに当たり本法に規定する調査事項について調査を行うこと（第12条第２項）

○　適性評価を実施するに当たり本法に規定する調査事項について調査を行うことなどを評価対象者に対し告知した上で、その同意を得ること（第12条第３項）

○　適性評価の結果を評価対象者に対し通知すること（第13条第１項）

○　適合事業者の従業者に対して適性評価を実施したときはその結果を、当該従業者が同意をしなかったことにより適性評価が実施されなかったときはその旨を、それぞれ当該適合事業者に対し通知すること（第13

条第２項）

○　評価対象者に対し特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められなかった旨を通知するとき、当該おそれがないと認められなかった理由を通知すること（第13条第４項）

○　苦情の申出を受けたとき、これを誠実に処理し、処理の結果を苦情の申出をした者に通知すること（第14条第２項）

第６章

雑則
（第 18 条ー第 22 条）

第 18 条　特定秘密の指定等の運用基準等

（特定秘密の指定等の運用基準等）

第十八条　政府は、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し、統一的な運用を図るための基準を定めるものとする。

2　内閣総理大臣は、前項の基準を定め、又はこれを変更しようとするときは、我が国の安全保障に関する情報の保護、行政機関等の保有する情報の公開、公文書等の管理等に関し優れた識見を有する者の意見を聴いた上で、その案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

3　内閣総理大臣は、毎年、第一項の基準に基づく特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況を前項に規定する者に報告し、その意見を聴かなければならない。

4　内閣総理大臣は、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関し、その適正を確保するため、第一項の基準に基づいて、内閣を代表して行政各部を指揮監督するものとする。この場合において、内閣総理大臣は、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施が当該基準に従って行われていることを確保するため、必要があると認めるときは、行政機関の長（会計検査院を除く。）に対し、特定秘密である情報を含む資料の提出及び説明を求め、並びに特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施について改善すべき旨の指示をすることができる。

1　趣旨

本条は、政府が、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し、統一的な運用を図るための基準を定めること等について定めるものである。

なお、第 18 条第 1 項及び第 2 項（変更に係る部分を除く。）は、附則第 1 条により、本法の公布の日（平成 25 年 12 月 13 日）から施行されている。

2　内容

(1)　第 1 項「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し、統一的な運用を図るための基準を定める」

特定秘密の指定と解除は、本法に規定する要件に基づき行われることとなり、また、適性評価についても、本法に規定する調査事項について、本法に規定する手続を経て行われる。しかしながら、特定秘密の指定と解除、適性評価は、原則として、各行政機関の長が行うこととされていることから、基準を定めることにより、政府一体となって統一的な運用を図ることが求められる。また、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施

については、特定秘密の保護のみならず、国民の知る権利及びその保障に資する報道又は取材の自由、政府の有するその諸活動を国民に説明する責務、適性評価の評価対象者のプライバシーの保護などの観点からも特に重要であるため、本法においては、その統一的な運用を図るため、政府が基準（以下「運用基準」という。）を定めることとしている。

⑵　第２項「我が国の安全保障に関する情報の保護、行政機関等の保有する情報の公開、公文書等の管理等に関し優れた識見を有する者の意見を聴いた上で、」

⑴の運用基準の重要性に鑑み、これを定め、又はこれを変更しようとするときは、我が国の安全保障に関する情報の保護、行政機関等の保有する情報の公開、公文書等の管理等に関し優れた識見を有する者、すなわちこれら各分野の外部の有識者の意見を聴くこととしたものである。

内閣総理大臣が外部の有識者の意見を聴く場として、「情報保全諮問会議」を開催することとされ（「情報保全諮問会議の開催について」平成26年１月14日内閣総理大臣決裁）、その第１回会合が、平成26年１月17日に開催された。

⑶　第２項「その案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。」

衆議院における与野党協議の結果、内閣総理大臣が運用基準案を作成し、閣議の決定を求めなければならないこと（政府原案では、運用基準は、政府が作成することとしていた）と修正された。

【政府原案】

（特定秘密の指定等の運用基準）

第十八条　政府は、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し、統一的な運用を図るための基準を定めるものとする。

２　（略）

⑷　第３項及び第４項

衆議院における与野党協議の結果、

○　内閣総理大臣は、毎年、特定秘密の指定等の実施状況を有識者に報告し、その意見を聴かなければならないこと

○　内閣総理大臣は、運用基準に基づいて行政各部を指揮監督し、必要があると認めるときは、行政機関の長に対し、特定秘密の提出等を求め、特定秘密の指定等について改善すべき旨の指示をすることができることが追加された。

なお、内閣総理大臣は、内閣法第６条により、閣議にかけて決定した方針に基づいて、行政各部を指揮監督することとされているところ、第４項

の行政各部に対する指揮監督は、閣議の決定を経た運用基準に基づいて行われることとなる。

国会審議において、第４項に基づき、特定秘密の指定・解除等について、内閣総理大臣がチェック機関としての役割を果たすことに資する組織として、閣議決定により、内閣官房にインテリジェンスコミュニティーの事務次官級を中核とする、保全監視委員会（仮称）を、本法の施行までに設置することとしている。

【平成25年12月４日　参・国家安全保障に関する特別委員会】

○佐藤正久君　（略）その有識者会議の意見を踏まえて、総理は、特定秘密の指定、解除等が基準に従って行われていることを確保するため、特定秘密の指定等について改善すべき旨の指示をすることができるとなっておりますが、このチェックの実効性、これを確保するためにどのような措置を講ずるお考えか聞きたいと思います。よろしくお願いします。

○内閣総理大臣（安倍晋三君）　そこは極めて重要な点だろうと、このように思うわけでございます。

まず、先ほど申し上げましたこの情報保全諮問会議、まずは専門家の皆さん、有識者の皆さんがしっかりと秘密の指定、そして解除、管理等についてルールを決めるわけでございます。そして、この情報保全諮問会議、仮称ではありますが、そこに総理大臣はしっかりと毎年毎年これを報告をするわけであります。（略）

そこで、この諮問会議にしっかりと毎年毎年報告をし、その上で、この諮問会議が意見を付して、内閣が国会に毎年報告するわけであります。これは今までにはなかったルールであります。

こういうことをしっかりとやっていくことによってまさにチェックがしっかりと利いていくということになるわけでありますが、同時に、そのために、このチェックをしていく上において、特定秘密の指定、解除等について内閣総理大臣がチェック機関としての役割を果たすことに資する組織として、米国省庁間上訴委員会を参考としつつ、閣議決定により、内閣官房にインテリジェンスコミュニティーの事務次官級を中核とする、仮称ではありますが、保全監視委員会を本法案の施行までに設置をいたします。

保全監視委員会では、具体的には、各行政機関による特定秘密の指定、解除の状況や適性評価の実施状況についてチェックすることなどを想定しているところでございます。（発言する者あり）

○佐藤正久君　それと同時に関心が高いのが、衆議院の委員会でも

ありました、米国の情報保全監督局のような新たな第三者的機関を設置すべきとの考えを総理は披露されました。

設けるとすれば、どのような機関をイメージされて、いつまでに、例えばこの法律の施行までに設ける考えなのか、それについてお考えを、第三者的機関についてお考えをお願いします。

○内閣総理大臣（安倍晋三君）　ただいま申し上げましたように、まさにこれはしっかりと第三者機関、第三者的機関がチェックをする。このチェックをしていく上において、そして国会との関係もあるわけでございます。最初、繰り返しになりますが、まず初めには、指定あるいは解除の規則等については、専門家の意見を反映させてその規則を作るわけであります。現在ではその規則はありません。しかし、今度この法律が施行されれば、その規則をしっかりと実施される前に作っていくということでございます。

その上において、保全監視委員会がまさに総理大臣がチェックするための機能を果たすわけでございまして、その上で、チェックをしたものについて総理大臣が更にその報告を受け、そしてそれを先ほど申し上げました情報保全諮問会議に報告をし、そして諮問会議が意見を付して国会に報告をすると、こういうことになっているわけでございまして、我々としては、しっかりと法律が施行されるまでにそうしたものをつくっていく考えでございます。

第19条　国会への報告等

（国会への報告等）
第十九条　政府は、毎年、前条第三項の意見を付して、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について国会に報告するとともに、公表するものとする。

1　趣旨

本条は、政府が毎年、第18条第3項の有識者の意見を付して、特定秘密の指定及び解除並びに適性評価の実施の状況について国会に報告し、公表するものとすることを定めるものである。

2　内容

本条は、衆議院における与野党協議により追加されたものである。

第18条第3項が、内閣総理大臣は、毎年、第一項の基準に基づく特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況を有識者に報告し、その意見を聴かなければならない旨規定し、本法の運用状況を外部の有識者が監視することとしているところ、本条は、特定秘密の指定・解除等について、これに対する有識者の意見を含め、国会に報告することにより、本法の運用状況について、国会の関与を明らかにし、民主的統制を確保することとしている。

第 20 条　関係行政機関の協力

（関係行政機関の協力）
第二十条　関係行政機関の長は、特定秘密の指定、適性評価の実施その他この法律の規定により講ずることとされる措置に関し、我が国の安全保障に関する情報のうち特に秘匿することが必要であるものの漏えいを防止するため、相互に協力するものとする。

1　趣旨

本条は、関係行政機関の長が、本法の規定により講ずることとされる措置に関し、相互に協力するものとすることを定めるものである。

2　内容

(1)　「関係行政機関の長は、特定秘密の指定、適性評価の実施その他この法律の規定により講ずることとされる措置に関し（中略）相互に協力するものとする」

本法では、特定秘密の指定と解除、適性評価の実施は各行政機関の長が実施することとしているが、各行政機関における統一的な運用を図るため、第 18 条第１項において運用基準を定めることとしている。また、本法では、行政機関の長は、自ら保有する特定秘密を安全保障上の必要から他の行政機関に提供する旨の規定が置かれている。しかしながら、行政機関の長が他の行政機関と関係する場合は、これらに尽きるものではないため、関係行政機関の長は、特定秘密の指定、適性評価の実施その他この法律の規定により講ずることとされる措置に関し、相互に協力するものとした。具体的には、ある行政機関が、他の行政機関の所掌事務に係る情報であって、特定秘密として保護すべきではないかと思われるものを入手した場合（第３条第１項に関する解説２(3)ア参照）や、ある行政機関において特定秘密の取扱いの業務に従事していた職員が、他の行政機関に出向し、当該他の行政機関においても特定秘密の取扱いの業務に従事することとなるため、当該他の行政機関の長が適性評価を実施する場合等における協力が想定される。

(2)　「我が国の安全保障に関する情報のうち特に秘匿することが必要であるものの漏えいを防止するため」

第１条の「我が国の安全保障（中略）に関する情報のうち特に秘匿することが必要であるもの（中略）の漏えいの防止を図り」と同義であり、関係行政機関の長は、本法の目的を達成するため相互に協力すべきものであることを示したものである。

第21条　政令への委任

（政令への委任）
第二十一条　この法律に定めるもののほか、この法律の実施のための手続その他この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

1　趣旨

本条は、本法各条に委任規定を持たない事項であって本法の実施に必要なものについて、政令で定めることを規定するものである。

2　内容

政令には、法律の具体的な委任に基づいてその委任の範囲内で法律の所管事項を定める委任命令と、法律の規定を実施するために必要な事項を定める実施命令があるが、本条は、本法に関する実施命令について規定したものである。

本法の規定を実施するために必要な事項としては、各条ごとの必要性から当該条文に政令への委任を明記しているもの以外にも、法全体の実施に関する事項であって政令で定めるべきものがあり得ることから、本条を置いたものである。

第 22 条　この法律の解釈適用

（この法律の解釈適用）

第二十二条　この法律の適用に当たっては、これを拡張して解釈して、国民の基本的人権を不当に侵害するようなことがあってはならず、国民の知る権利の保障に資する報道又は取材の自由に十分に配慮しなければならない。

2　出版又は報道の業務に従事する者の取材行為については、専ら公益を図る目的を有し、かつ、法令違反又は著しく不当な方法によるものと認められない限りは、これを正当な業務による行為とするものとする。

1　趣旨

本条は、本法の拡張解釈を禁止し、また、国民の知る権利の保障に資する報道又は取材の自由に十分に配慮しなければならないこととするとともに、出版又は報道の業務に従事する者の取材行為は、法令違反等と認められない限りは、正当な業務行為とすることを規定し、本法の解釈適用の準則を示すものである。

2　内容

(1)　第１項「この法律の適用に当たっては、これを拡張して解釈して、国民の基本的人権を不当に侵害するようなことがあってはならず」

本法では、秘密の指定、適性評価制度及び罰則について、適切な運用の確保を図るために必要な制度設計を行っているものの、個々の特定秘密そのものを条文に規定することは不可能であり、罰則についても、漏えいの教唆罪や不正取得罪は、一定の要件を充たす場合は、行政機関や適合事業者以外の者も処罰対象になり得、更に適性評価制度は新たに導入されるものであることから、MDA 秘密保護法第７条と同様の規定を本法に置き、政府として本法の適切な運用に万全を期すべきことを明らかにすることとしたものである。

(2)　第１項「この法律の適用に当たっては（中略）国民の知る権利の保障に資する報道又は取材の自由に十分に配慮しなければならない」

本法は、

○　その漏えいが我が国の安全保障に著しく支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要である事項を特定秘密として指定し、厳正な保全措置を講ずること

○　特定秘密の漏えいの教唆罪や特定秘密を欺罔等により取得する行為を処罰することとしていること

などから、本法は、国民の権利利益の中でも、「国民の知る権利」~~と、~~「報道の自由」及び「取材の自由」との関係で緊張関係が生じる可能性がある。特に、「報道の自由」は、「報道機関の報道は、民主主義社会において、国民が国政に関与するにつき、重要な判断の資料を提供し、国民の「知る権利」に奉仕するものである。したがって、思想の表明の自由とならんで、事実の報道の自由は、表現の自由を規定した憲法21条の保障のもとにあることはいうまでもない」(最高裁昭和44年11月26日大法廷決定)とされ、国会においても、「真実を報道することは憲法21条で認める表現の自由に属する」(昭和47年4月5日衆議院予算委員会における高辻正巳内閣法制局長官)と答弁されており、報道の自由は憲法第21条の表現の自由の一環として位置付けられている。また、「取材の自由」についても、「このような報道機関の報道が正しい内容をもつためには、報道の自由とともに、報道のための取材の自由も、憲法21条の精神に照らし、十分尊重に値するものといわなければならない」(最高裁昭和44年11月26日大法廷決定)とされている。したがって、本法の罰則が拡張して解釈され、政府の保有する様々な情報を入手しようとする報道機関の正当な活動が制限されるようなことは許されるものではない。このため、本法には、「この法律の適用に当たっては、これを拡張して解釈して、国民の基本的人権を不当に侵害するようなことがあってはならず、国民の知る権利の保障に資する報道又は取材の自由に十分に配慮しなければならない。」と特に明記している。

⑶　第２項「出版又は報道の業務に従事する者の取材行為」

「出版又は報道の業務に従事する者」とは、~~文書・図画を印刷してこれを販売・頒布することは~~不特定かつ多数の者に対して客観的事実を事実として知らせることや、これに基づいて意見又は見解を述べることを職業その他社会生活上の地位に基づき、継続して行う者をいい、~~う。「報道の業務に従事する者」は、具体的には、放送機関、新聞社、通信社、雑誌社の記者に限られるものではなく、例えば、個人の~~フリーのジャーナリスト~~ランスの記者~~もこれに含まれる。また、政党や宗教団体等の機関誌については、通常、報道に該当し、出版又は報道の業務に従事する者の取材行為として処罰対象になるものではない。学術的研究に従事する者の調査行為等については、当該研究者が不特定かつ多数の者に対して客観的事実を事実として知らせることや、これに基づいて意見又は見解を述べることを職業その他社会生活上の地位に基づき継続して行う場合は、「出版又は報道の業務に従事する者の取材行為」に該当する。~~フリーランスのネット配信事業者、外国の通信社の従業員も、通常、「報道の業務に従事する者」~~

~~に該当する。また、出版とは、文書・図画を印刷してこれを販売・頒布することをいい、出版社は、報道機関に含まれる。~~

~~団体等の機関誌の発行については、限定した会員等のみに配布される機関誌等は「不特定」とはみられないが、名目は「会員制」となっていても、加入や脱退が自由であり、会員としての資格が当該機関誌等の購読のみによるような場合については、実際上は不特定の者への頒布であると考えられることから、「報道」に該当するものと考えられる。~~

⑷　第２項「専ら公益を図る目的を有し、かつ、法令違反又は著しく不当な方法によるものと認められない限りは、これを正当な業務による行為とするものとする」

報道機関による通常の取材行為は、本法の処罰対象となるものではない。このことは、「報道機関が公務員に対し根気強く執拗に説得ないし要請を続けることは、それが真に報道の目的からでたものであり、その手段・方法が法秩序全体の精神に照らし相当なものとして社会観念上是認されるものである限りは、実質的に違法性を欠き正当な業務行為」であるとされている最高裁決定(外務省秘密漏えい事件最高裁決定(昭和53年５月31日))からも明らかである。

本法では、こうした最高裁決定の趣旨を踏まえ、出版又は報道の業務に従事する者の取材行為については、「専ら公益を図る目的を有し、かつ、法令違反又は著しく不当な方法によるものと認められない限り」、すなわち通常の取材行為である限りは、刑法第35条の正当な業務による行為に該当し、処罰対象とならないことを、より明確に規定している。

例えば、報道関係者による、①夜討ち朝駆け、②複数回、頻繁にわたるメール、電話、直接の接触、③個人的関係などに伴うコミュニケーション又は飲食、④たまたま入室可能な状態となっていた部屋に入り、閲覧可能となっている状態のパソコン画面あるいは紙媒体の特定秘密を閲覧、⑤裏向きで机上に放置されている情報を裏返して閲覧、写真撮影を行うこと、⑥省エネモードになっているパソコンをワンタッチすることで起動して、パスワード等の設定されていないデータを閲覧、⑦特定秘密取扱業務者の関係者及び周辺者に対する取材、⑧特定秘密取扱業務者に関係の深い部局担当者への取材、⑨特定秘密を知得しているであろう政治家への取材、⑩特定秘密取扱業務者の家族への取材、⑪適合事業者への取材等は、処罰対象とはならない（平成25年年11月12日衆・国家安全保障に関する特別委員会における森国務大臣答弁。）。

第７章

罰則
（第 23 条ー第 27 条）

第 23 条　漏えい罪

第二十三条　特定秘密の取扱いの業務に従事する者がその業務により知得した特定秘密を漏らしたときは、十年以下の懲役に処し、又は情状により十年以下の懲役及び千万円以下の罰金に処する。特定秘密の取扱いの業務に従事しなくなった後においても、同様とする。 2　第四条第五項、第九条、第十条又は第十八条第四項後段の規定により提供された特定秘密について、当該提供の目的である業務により当該特定秘密を知得した者がこれを漏らしたときは、五年以下の懲役に処し、又は情状により五年以下の懲役及び五百万円以下の罰金に処する。第十条第一項第一号ロに規定する場合において提示された特定秘密について、当該特定秘密の提示を受けた者がこれを漏らしたときも、同様とする。 3　前二項の罪の未遂は、罰する。 4　過失により第一項の罪を犯した者は、二年以下の禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。 5　過失により第二項の罪を犯した者は、一年以下の禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。

1　趣旨

本条は、特定秘密の取扱いの業務に従事する者（以下「取扱業務者」という。）及び取扱業務者以外の者であって、第４条第５項、第９条、第 10 条又は第 18 条第４項後段の規定により提供された特定秘密を当該提供の目的である業務により知得したもの（以下「業務知得者」という。）による故意の漏えい、同未遂及び過失による漏えいを処罰するものである。

なお、本法と国家公務員法等の他の法律の罰則の比較については、別添３参照。

2　内容

(1)　特定秘密の漏えいの処罰についての基本的な考え方

~~犯罪は、社会生活上の利益を侵害するために何らかの強制措置を必要とする高度に有害な行為であるが、刑法においては、高度に有害な行為のうち刑罰という制裁に相当する性質を有するものだけを対象とする（大谷實「刑法講義総論」新版第４版 73 頁）。また、このような当罰的行為は違法で有責な行為をいうが、当罰的な行為がすべて犯罪として処罰できるのではなく、国家は、謙抑主義の要請から、当罰的行為のうち真に処罰の必要のある行為のみを抽出して犯罪とし、これに刑罰を科すのである（刑法講義総論 73・74 頁）から、犯罪の重さの程度は違法の程度と責任非難の程度~~

~~によって決定されることになる。ここでいう違法とは、法秩序に違反することをいい、責任とは行為者の非難が可能であるという行為の性質をいう（刑法講義総論73頁）。このように犯罪の重さは、違法の程度と責任非難の程度によって決定されることになるから、科しうる刑の範囲についても違法の程度と責任非難の程度の両者を考慮して決定すべきことになる。~~

~~この責任非難の程度については、より具体的に、一定の法的義務の違反と捉えられるべきものもあるとも解されている（大塚仁ほか編「大コンメンタール刑法」（以下「大コンメ」という。）第2版第2巻12頁）。~~本法において~~も~~、取扱業務者、業務知得者及びこれらいずれにも該当しない知得者の間では、その身分に応じて、特定秘密の保護に関して求められる責任の有無及び程度~~負う法的義務~~が異なるため、~~特定秘密を知得した者について、~~処罰の有無と処罰する場合の法定刑に差異を設けている。

⑵　他罪との関係

行政機関又は都道府県警察の職員が特定秘密を故意に漏えいした場合、本項又は第２項の漏えい罪が成立するほか、国家公務員法等の守秘義務違反罪が成立することがあるところ、その場合、両罪~~者~~は観念的競合（刑法第54条第１項前段）の関係に立つものと考えられる~~として処断されることになる~~。

⑶　第１項

ア　「特定秘密の取扱いの業務に従事する者」

第５条第１項に関する解説２(3)で述べた「特定秘密の取扱いの業務」に従事する者であり、具体的には、

○　特定秘密の指定をした行政機関の長及び当該行政機関の職員

○　第６条第１項に基づき特定秘密の提供を受けた行政機関の長及び当該行政機関の職員

○　第５条第２項の通知を受け、又は第７条第１項に基づき特定秘密の提供を受けた都道府県警察の都道府県公安委員会の委員、警察本部長及び職員

○　第５条第４項に基づき特定秘密を保有し、又は第８条第１項に基づき特定秘密の提供を受けた適合事業者の従業者

であって、特定秘密の取扱いの業務に従事するものである。

取扱業務者は、特定秘密を我が国の安全保障上の必要により取り扱うものであることから、特定秘密を厳格に保全することがその職務上特に強く求められる。したがって、取扱業務者による特定秘密の漏えいは、他の者による場合と比べ、法的非難が大きく、最も重い法定刑（下記エ参照）を科すこととしている。

イ　「知得した」

MDA 秘密保護法に規定する「知得」と同義であり、無形的な事項すなわちある事実又は情報を知っている状態をいう（町田充「防衛秘密保護法解説」50 頁）。

ウ　「漏らした」

MDA 秘密保護法に規定する「漏らす」と同義であり、特定秘密たる情報を口頭、電話、放送等により告知し、若しくは文書、図画、電信等によって伝達し、又は特定秘密たる情報を含む文書、図画、物件を交付することであり、相手方をして了知させることを必要とせず、知り得る状態に置いたことをもって足りる（防衛秘密保護法解説 46 頁）。

エ　「十年以下の懲役に処し、又は情状により十年以下の懲役及び千万円以下の罰金に処する」

特別防衛秘密を取り扱うことを業務とする者による故意の漏えい罪（MDA 秘密保護法第３条第１項第３号）及び営業秘密の故意の開示等の罪（不正競争防止法（平成５年法律第 47 号）第 21 条第１項第４号ないし第６号）の法定刑がいずれも 10 年以下の懲役であることとのバランスに鑑み、取扱業務者による故意の漏えい罪の法定刑も 10 年以下の懲役とすることとしている。

この点、改正前の自衛隊法は、漏えいがもたらす影響として、自衛隊の任務遂行への支障という点~~いわば中間的な段階~~に[o244]着目し、同法の他の罰則とのバランスも考慮して防衛秘密を取り扱うことを業務とする者による漏えい罪の法定刑を５年以下の懲役としているが、本法は、国及び国民の安全の確保に対する脅威という漏えい行為の本質的な性格に着目するものであり、その結果として改正前の自衛隊法と異なる法定刑を定めることに合理性は認められると考えられる。

また、過去の秘密漏えい事案においては金銭的対価を伴うものが少なくないため、罰金刑を任意的に併科することとし、現行法上 10 年以下の懲役に対する選択的併科刑としての罰金刑は 1,000 万円以下とするのが~~最も~~一般的であることから、本法もそれに倣うこととしている。

オ　「特定秘密の取扱いの業務に従事しなくなった後においても、同様とする」

~~本法~~本項の罰則の目的は、取扱業務者~~又は業務知得者~~から特定秘密が流出することを阻止することにあり、いったん本法に基づき業務により特定秘密を知得してその保全下に置いた者であれば、その後の漏えい行為はたとえそれが当該業務を離れた後のものであっても本法により処罰すべきであるため、そのような漏えい行為を処罰することとしている。

他方、行政機関若しくは都道府県警察の職員又は適合事業者の従業者が業務によりある情報を知得した後に当該業務を離れ、又は退職し、その後に当該情報に対して特定秘密の指定があった場合、当該者は一度も取扱業務者~~又は業務知得者~~として当該特定秘密をその保全下に置いていないため、その後の漏えい行為は本法による処罰の対象とはならない。ただし、この場合、特定秘密の指定はなくても、国家公務員法等の秘密に該当しているときは、行政機関又は都道府県警察の職員による漏えい行為は、国家公務員法等により処罰され得る。

(4) 第２項

ア 「第四条第五項、第九条、第十条又は第十八条第四項後段の規定により提供された特定秘密について、当該提供の目的である業務により当該特定秘密を知得した者」

取扱業務者以外の者であって、本法に基づき提供された特定秘密を当該提供の目的である業務により知得したものである。すなわち、ここでいう提供は、

○ 行政機関の長が、指定の有効期間を通じて三十年を超えて延長することについて内閣の承認を得ようとする場合において、内閣に当該特定秘密を提示するとき（第４条第５項）

○ 行政機関の長が、外国の政府等に特定秘密を提供する場合（第９条）

○ 行政機関の長、警察本部長又は適合事業者が、安全保障上の必要以外の公益上の必要により特定秘密を提供する場合（第 10 条）

○ 行政機関の長が、内閣総理大臣の求めに応じ、特定秘密である情報を含む資料の提出をする場合（第 18 条第４項後段）

における特定秘密の提供である。

これらの業務知得者が漏えいした場合であっても、特定秘密の性質から、我が国の安全保障に与える影響は取扱業務者による漏えいと異なるところはない。他方、法的非難の程度については、業務知得者~~これらの者~~も、所定の保護措置が講ぜられたことを前提に~~を講ずると認められる場合に限って特定秘密の~~提供された特定秘密を知得した者であり~~受けることができ~~、これを保全~~保護~~する義務を有するものの、~~取扱業務者については本法に規定される保護のための厳格な措置を講ずることが求められることを始め、平素の業務において常に特定秘密を保護する義務を有するのに対し、業務知得者は、~~特定秘密の提供を受けることにより初めて、その~~保護~~保全義務を負うこととなるという点において、平素の業務において常に特定秘密を保全する義務を有している取扱業務者と比較して、特定秘密~~であるから、これ~~を漏えいした場合の法的非難は低いもの

と言わざるを得ない。したがって、業務知得者が特定秘密を漏えいした場合については、国家公務員法等の一般的な守秘義務（その違反に対する罰則は１年以下の懲役等）よりも重い法定刑を科すものの、取扱業務者よりも軽い法定刑（下記ウ参照）を科すこととした。

なお、改正前の自衛隊法においては、防衛秘密を取り扱うことを業務とする者以外の者による漏えい行為を処罰の対象としていない。しかしながら、防衛省・自衛隊の秘密を保護するために同省を中心とした秘密保護について定めた防衛秘密制度とは異なり、本法は、我が国の安全保障に関する情報のうち特に秘匿することが必要であるものについて、その取扱いについての政府の共通のルールを定めるものであり、取扱業務者以外の者が特定秘密を知得することとなる場合も含め、特定秘密を保有する行政機関の長等がこれを提供できる場合を規定するとともに、提供された特定秘密の保護措置を講ずべきことを定めている。したがって、取扱業務者以外にも、本法に基づき業務により特定秘密を知得する者がいるのであれば、それらの者による漏えい行為も本法の処罰対象とすることが適当であり、業務知得者を処罰対象としている。

イ　「知得した」及び「漏らした」

上記(3)イ及びウ参照。

ウ　「五年以下の懲役に処し、又は情状により五年以下の懲役及び五百万円以下の罰金に処する」

自由刑については、取扱業務者による故意の漏えい罪の法定刑を 10 年以下の懲役としたことを踏まえ、MDA 秘密保護法とのバランスに鑑み、５年以下の懲役とすることとしている。

罰金刑については、現行法上５年以下の懲役に対する選択的併科刑としての罰金刑は 500 万円以下とするのが~~最も~~一般的であることから、本法もそれに倣うこととしている。

エ　「第十条第一項第一号ロに規定する場合において提示された特定秘密について、当該特定秘密の提示を受けた者がこれを漏らしたときも、同様とする」

第 10 条第１項第１号は、「特定秘密の提供を受ける者」の「業務」に必要があると認められる場合であって特定秘密の提供を受けるときについて定めているところ、同号ロの規定に基づき提供を受ける者は捜査を行う警察等の捜査機関又は公訴の維持を担当する検察官であり、裁判所が直接提供を受けることはない。しかしながら、当該特定秘密を検察官が刑事訴訟法第316条の27第１項の規定により裁判所に提示することがあるところ、これにより提示された特定秘密を知得した裁判官及び裁判

所職員による漏えい行為についても本法の処罰対象とすることが必要であることに変わりなく、これらの者を処罰対象としたものである。

オ　業務に従事しなくなった後の処罰について

本項には、第１項の「特定秘密の取扱いの業務に従事しなくなった後においても、同様とする」に相当する規定を置いていないが、これは、本項では、漏えい行為の主体を「当該提供の目的である業務に従事する者」とせず、「当該提供の目的である業務により当該特定秘密を知得した者」と規定しており、当該者が当該業務に従事しなくなった後に漏えいをした場合にも処罰されることが明らかであり、そのような場合の処罰について別途規定する必要がないためである。

(5)　第３項

国家公務員法では秘密の漏えい行為の未遂は処罰対象とされていないが、本法では、故意の漏えい行為の未遂は、特定秘密の漏えいの危険を現実化させる悪質性の高い行為であり、処罰対象とすることが適当であるため、これを罰することとしている。

「未遂」とは、漏えいの実行に着手したが、相手方に知り得る状態に至らなかった場合であり、この実行の着手時期については、行為の様態や客体等を踏まえ、個別具体的な事例に則して判断する必要があるが、例えば、特定秘密を記録した文書を郵送のため投函したものの、直後に検挙されて当該文書が相手方に到達しなかった場合などが想定される。

(6)　第４項

取扱業務者による過失漏えいを罰するものである。

特定秘密の性格に照らせば、過失による漏えいであっても、我が国及び国民の安全の確保に大きな影響を及ぼすことは、故意による場合と変わりがない。そして、本法に基づき業務により特定秘密を知得した者は、その業務に応じ、特定秘密を厳格に保護し漏えいを防ぐ責任を有していると考えられるから、国家公務員法では過失による秘密の漏えいは処罰対象とされていないが、本法では、このような者に対して、漏えいを防ぐ注意義務を認め、過失による漏えいを処罰することとしている。

「過失により」とは、漏えいの認識~~又は認容~~のないまま不注意により~~一定の作為・不作為を行い、~~漏えいの結果を引き起こした場合であり、例えば~~、不注意により特定秘密であることを失念して当該特定秘密に係る情報を自己以外の者に告知した場合~~、特定秘密が記録された文書を公園のベンチに置き忘れ、自己以外の者が知得するに至った場合などが想定される。

法定刑のうち自由刑については、取扱業務者による故意の漏えい罪の法定刑を10年以下の懲役としたことを踏まえ、MDA秘密保護法におけるバラ

ンスを参考にして、~~5年~~2年以下の~~懲役~~禁錮とすることとしている。

罰金刑については、1年以下の禁錮に対する選択刑との均衡を図る必要があることから、MDA 秘密保護法におけるバランスを参考にして、~~現行法上5年以下の懲役に対する選択的併科刑としての罰金刑は~~500~~万円以下とするのが最も一般的であることから、本法もそれに倣うこととし~~ている。

(7) 第5項

業務知得者による過失漏えいを罰するものである。

当該行為を処罰対象とすること及び「過失により」の意義については上記(6)参照。

法定刑のうち自由刑については、取扱業務者による過失漏えい罪の法定刑を2年以下の禁錮としたことを踏まえ、MDA 秘密保護法とのバランスに鑑み、1年以下の禁錮とすることとしている。

罰金刑については、1年以下の禁錮に対する選択刑としての罰金~~額~~刑は、現行法上30万円以下とするのが~~最も~~一般的であることから、本法もそれに倣うこととしている。

(8) その他の者の処罰について

以上に対して、本法では、取扱業務者と業務知得者のいずれにも該当しない特定秘密の知得者（例えば、取扱業務者又は業務知得者に対する~~正当な~~取材活動により特定秘密を知得した者や、特定秘密が記録された文書等が含まれた物件の拾得等により特定秘密を知得した者等）については、漏えいの処罰の対象としていない。そもそも、これらの者が特定秘密にふれるのは、取扱業務者又は業務知得者が特定秘密を故意又は過失により漏えいしたとき等の例外的な場合に限られ、これにふれた者が、取扱業務者又は業務知得者~~提供者~~と同様に特定秘密~~の保護~~を保全する~~行う~~ことを前提にこれを知得したものとは言えないことから、その者に守秘義務（~~保護~~保全のための法的義務）を課すことはできず、したがって、その者による更なる漏えい行為を法的非難の対象として処罰することとはしない。もっとも、これらの者が取扱業務者又は業務知得者に働き~~掛~~かけるなどして特定秘密を不正に入手した場合には、これを提供した取扱業務者又は業務知得者~~公務員~~に~~対す~~よる漏えいの教唆罪又はその手段によっては不正取得罪が成立し得る上~~、また、本法においては~~、取扱業務者~~及び~~又は業務知得者に~~よる漏えいに~~ついても漏えい罪が成立し得る~~処罰される~~ことから、その段階において特定秘密の漏えいを抑止することができるものと考えられる。

第 24 条　不正取得罪

第二十四条　外国の利益若しくは自己の不正の利益を図り、又は我が国の安全若しくは国民の生命若しくは身体を害すべき用途に供する目的で、人を欺き、人に暴行を加え、若しくは人を脅迫する行為により、又は財物の窃取若しくは損壊、施設への侵入、有線電気通信の傍受、不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）その他の特定秘密を保有する者の管理を害する行為により、特定秘密を取得した者は、十年以下の懲役に処し、又は情状により十年以下の懲役及び千万円以下の罰金に処する。

2　前項の罪の未遂は、罰する。

3　前二項の規定は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用を妨げない。

1　趣旨

本条は、外国の利益若しくは自己の不正の利益を図り、又は我が国の安全若しくは国民の生命若しくは身体を害すべき用途に供する目的で、本条に定める不正な方法により特定秘密を取得した者を処罰するものである。

2　内容

(1)　不正取得の処罰についての基本的な考え方

特定秘密の保全状態からの流出には、取扱業務者又は業務知得者による漏えい行為の処罰では抑止できない取得行為を原因とする場合がある。

まず、取扱業務者等に対する欺罔により適法な伝達と誤信させ、あるいは暴行・脅迫により~~その反抗を抑圧して~~特定秘密を取得する場合には、働き掛けの対象となった取扱業務者等には漏えいの故意がないなど、漏えい行為の処罰が困難な場合がある。また、財物の窃取、不正アクセス又は特定秘密の管理場所への侵入等、管理を害する行為を手段として特定秘密を直接取得する場合には、漏えい行為が介在しないため、漏えい行為の処罰ではこれを抑止できない。

これらの不正取得行為は、国家公務員法では処罰対象とされていないが、特定秘密を保全状態から流出させる点で、違法の程度が取扱業務者又は業務知得者による漏えい行為と同様であると認められる行為であり、取扱業務者又は業務知得者によるものでないということのみをもって処罰の対象とならないとすれば、特定秘密の保護を目的とする本法の趣旨を損ねることになる。

なお、改正前の自衛隊法における防衛秘密については、外部者による不正取得行為を処罰の対象としていないが、自衛隊内部の規律を直接的な目的としている自衛隊法とは異なり、本法は特定秘密の漏えいの防止を目的としていることから、その保全状態を脅かす外部者による不正取得行為も処罰の対象とすることが適当であると考えられる。

⑵　第１項

ア　「外国の利益若しくは自己の不正の利益を図り、又は我が国の安全若しくは国民の生命若しくは身体を害すべき用途に供する目的で」

衆議院における与野党協議により追加され、不正取得行為の目的を限定することとされた。これにより、例えば、真に報道目的で不正取得行為を行ったとしても本条では処罰されないこととなった。

【平成25年11月29日　参・国家安全保障に関する特別委員会】

○仁比聡平君　もう一つ、その修正案にかかわって、今日会議録をもう一回読んで問題があればまた伺いますから、ちょっと別の点で伺いたいんですけど、刑罰適用の関係なんですよ。二十四条、新しい、これによって不正取得罪が目的犯とされたわけですよね。この目的犯の目的が「外国の利益若しくは自己の不正の利益を図り、又は我が国の安全若しくは国民の生命若しくは身体を害すべき用途に供する目的」というふうになっているんですが、これ、一体どういう意味なんですかね。

先ほど、前の質疑で、スパイ防止を目的とするというふうに森大臣答弁されたんですが、それならそう書きゃいいんだけど、そう書いていないでしょう。どういう目的なんですか、これ、構成要件の意味というのは。

○衆議院議員（大口善徳君）　スパイ等の目的ということですね。それで、これは修正協議で維新の会さんの方から、やはりこのスパイ目的のあるものについてはもうしっかり罰すべきだと、こういう御提案があったんですよ。要するに、国際社会の標準からすると、外国の利益を得る目的という場合は、この手段が、取得行為自体が違法でない場合においてもスパイ目的であれば、特定秘密を取得した場合これはもう罰すべきだと、これがまあ一つの世界標準だと、こういうお話があったんです。

ただ、私どもは、そうではなくて、それでは、これ逆提案なんですが、もうこの取得行為につきましてはスパイ等の目的がなければもう罰しないと。ですから、手段が、例えば暴行であればこれは暴行罪、傷害罪、それから施設への侵入だとこれは住居侵入

罪、あるいは不正アクセスの場合ですと不正アクセス防止法違反と、こういうふうに手段でもう罰すればいいと。ですから、こういう目的がなければ、その取得行為についてですね、たとえ違法な取得行為であってもこれは罰しない。その違法な手段において、ただ住居侵入とか器物損壊とかそういうもので罰しようと、こういう形で、目的犯という形で絞らせていただいたわけです。

それで、外国の利益若しくは自己の不正の利益を図り、又は我が国の安全若しくは国民の生命若しくは身体を害すべき用途の目的という形で、違法目的に絞ってこの取得行為というものを限定をさせていただいたわけでございます。

○仁比聡平君　限定したって何かしきりにおっしゃるんですけど、この「害すべき用途に供する」ってどういう意味なんですか。

○衆議院議員（大口善徳君）　ですから、特定秘密のこの情報を、例えば外国の利益を図るという場合は外国にその利益を提供すると、あるいは、自己の不正な利益ということはその特定秘密のその情報というものを自分の利益を図るために提供すると、こういうような目的ですね。

ですから、逆に言えば、報道目的等のために違法な手段でやった場合は罰せられないということです、この取得行為ではね。

イ　「人を欺き（中略）その他の特定秘密を保有する者の管理を害する行為」

本項の不正取得行為の規定ぶりについては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第70条の個人番号を保有する者の管理を害する行為により個人番号を取得した者に対する罰則や、不正競争防止法第21条第1項第1号の営業秘密の保有者の管理を害する行為により営業秘密を取得した者に対する罰則において、情報等を取得する行為について違法性が高いものを列挙する方法を取っている最近の立法例に倣い、特に違法性の高い行為を列挙して規定している。

具体的には、本項においては、番号法第70条及び不正競争防止法第21条第1項第1号と同様に、「人を欺き、人に暴行を加え、若しくは人を脅迫する行為」を規定するとともに、特定秘密を「保有する者の管理を害する行為」（以下「管理侵害行為」という。）を規定している。

ここで、管理侵害行為については、番号法第70条及び不正競争防止法第21条第1項第1号においては、「財物の窃取」、「施設への侵入」、

「不正アクセス行為(不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成十一年法律第百二十八号)第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。)」を例示しつつ、「その他の(個人番号を)保有(する)者の管理を害する行為」と規定している。これは、今後の情報通信技術等の急速な進歩によって可能となるハイテクを用いた悪質な手口にも適切に対応できるよう、限定列挙ではない形で規定したものである(経済産業省知的財産政策室「逐条解説不正競争防止法(平成23・24年改正版)」(以下「逐条解説不競法」という。)185頁)とされるところ、本項においても、これに倣い、管理侵害行為を、一定の例示を置いた上で「その他の特定秘密を保有する者の管理を害する行為」と規定している。

他方、本法においては、特定秘密の保護は国民の知る権利との関係で、処罰の対象となる不正取得行為の構成要件がより明確なものとなるようにする必要がある。そこで、本法においては、番号法第70条及び不正競争防止法第21条第1項第1号において例示されている「財物の窃取」、「施設への侵入」、「不正アクセス行為」に、特定秘密を取得するために用いられるおそれがあり、かつ、他の法律によっても処罰される悪質な行為であることが明らかである「財物の(中略)損壊」及び「有線電気通信を傍受する行為」を例示として追加し、これらの行為による特定秘密の取得が処罰の対象となることを例示するとともに、番号法等とは異なった手段を用いて特定秘密の入手を図ることが想定される本法の管理侵害行為を具体的に明らかにすることとしている。

ウ　「人を欺き、人に暴行を加え、若しくは人を脅迫する行為」

不正競争防止法第21条第1項第1号「詐欺等行為(人を欺き、人に暴行を加え、又は人を脅迫する行為をいう。)」と同義であり、刑法上の詐欺罪、強盗罪、恐喝罪の実行行為である、欺罔行為、暴行、脅迫に相当する(逐条解説不競法178頁)ものである。欺罔行為等により特定秘密を記録する文書等の占有を得る場合のほか、特定秘密を口頭で聞き出す場合なども含まれる。

エ　「財物の窃取」

有体物の占有という管理に対する侵害行為を処罰の対象とするものであり、不正競争防止法第21条第1項第1号「財物の窃取」と同義であって、刑法上の窃盗罪の実行行為に相当するものである(逐条解説不競法184頁)。

オ　「財物の(中略)損壊」

刑法第261条の器物損壊罪の実行行為に相当するものである。例えば、内部者等の施設に入ることを許された者による、保管庫の錠を破壊して

特定秘密が記録された文書や図画の写真を撮影する行為や、電気器具のプラグの差し込み口（コンセント）の一部を破壊し、内部に盗聴器を設置する行為が含まれる。

カ　「施設への侵入」

施設における保管という管理に対する侵害行為を処罰の対象とするものであり、不正競争防止法第21条第1項第1号「施設への侵入」と同義であって、刑法上の建造物侵入罪の実行行為に相当するものである（逐条解説不競法179頁）。

「施設」とは、物的設備のほか、それを動かしていく人及びこれらによって運営される事業活動の全体を指す（法令用語辞典347頁）。

キ　「有線電気通信の傍受」

「有線電気通信」とは、送信の場所と受信の場所との間の線条その他の導体を利用して、電磁的方式により、符号、音響又は影像を送り、伝え、又は受けることを（有線電気通信法（昭和28年法律第96号）第2条第1項）、また、「傍受」とは、現に行われている他人間の電気通信について、その内容を知るため、当該電気通信の当事者のいずれの同意も得ないで、これを受けることをいうとされており（犯罪捜査のための通信傍受に関する法律（平成11年法律第136号）第2条第2項）、本法においてもこれと同義である。有線通信は、通信手段ないし通信内容の伝達経路そのものが閉鎖的性質を有し、通信の秘密を保持するのにふさわしいものであって、当事者も秘密が保持されるものと期待しており（法務省刑事局「犯罪捜査のための通信傍受に関する法律の解説」39頁）、有線電気通信法においても有線電気通信の秘密を侵した者は処罰される（有線電気通信法第9条及び第14条）。例えば、特定秘密を保管する施設外において有線電気通信を傍受する行為が含まれる。

ク　「不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）」

不正競争防止法第21条第1項第1号と同様、不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）第2条第4項に定義される「不正アクセス行為」を意味し、具体的には、ネットワーク（電気通信回線）に接続されたコンピュータについて、ネットワークを通じて他人の識別符号又は~~指令を入力して、~~アクセス制限機能による特定利用の制限を免れることができる情報~~又は~~若しくは指令を入力して、アクセス制限機能による当該コンピュータの利用制限を免れ、その制限されている利用を実行し~~うる~~得る状態にさせる行為である（逐条解説不競法185頁）。

ケ　「その他の特定秘密を保有する者の管理を害する行為」

「財物の窃取若しくは損壊」、「施設への侵入」、「有線電気通信の傍受」、「不正アクセス行為」に類する管理侵害行為をいい、上記イで述べたとおり、今後の情報通信技術等の急速な進歩によって可能となるハイテクを用いた悪質な手口にも適切に対応できるよう、限定列挙ではない形で規定したものであるが、現時点でも、例えば、住居侵入に当たらない場合であって、施設の管理者の同意を得ずに特定秘密を取り扱う会議室に盗聴器を置き、特定秘密を取得する行為や、行政機関の高官の秘書が、特定秘密が記録された文書が保管されている金庫の鍵を開け、在中しているその文書を取り出し、その場で写真に納めて特定秘密を取得する行為などが考えられる。

コ　「取得した」

不正競争防止法における営業秘密の「取得」と同じであり、自己又は第三者が、特定秘密を知得すること（再現可能な状態で記憶すること）又は特定秘密が化体された有体物（特定秘密を記録する記録媒体等又は特定秘密が化体された物件）を占有することをいう（逐条解説不競法 186 頁）。

サ　「十年以下の懲役に処し、又は情状により十年以下の懲役及び千万円以下の罰金に処する」

特別防衛秘密の探知・収集罪（MDA 秘密保護法第３条第１項第１号）及び営業秘密の取得罪（不正競争防止法第 21 条第１項第１号）の法定刑がいずれも 10 年以下の懲役であることとのバランスに鑑み、特定秘密の不正取得罪の法定刑も 10 年以下の懲役とすることとしている。

また、不正取得罪は金銭的対価を得る目的で敢行されることが類型的に想定されるため、罰金刑を任意的に併科することとし、現行法上 10 年以下の懲役に対する選択的併科刑としての罰金刑は 1,000 万円以下とするのが最も一般的であることから、本法もそれに倣うこととしている。

(3)　第２項

不正取得行為は漏えい行為と同様に特定秘密を漏えいさせる高い危険性を有することから、同行為の未遂も処罰することが適当であるため、本法ではこれを罰することとしている。

「未遂」とは、不正取得行為の実行に着手したが、取得するには至らなかった場合であり、例えば、特定秘密を記録した文書等を強取しようとして特定秘密の取扱いの業務に従事する者に暴行を加えたが、当該特定秘密を記録した文書等を奪えなかった~~業務者が逃亡した~~場合などが想定される。

(4)　第３項

不正取得罪（未遂も含む。以下本項に関する解説において同じ。）が成立する場合、詐欺罪（刑法第246条第1項）、暴行罪（同第208条）、脅迫罪（同第222条）、恐喝罪（同第249条第1項）、強盗罪（同第236条第1項）、窃盗罪（同第235条）、建造物侵入罪（同第130条）、建造物損壊罪（同第260条）、器物損壊罪（同第261条）、有線電気通信法違反の罪（同法第14条、第9条）、不正アクセス行為の禁止等に関する法律違反の罪(同法第11条、第3条)の構成要件にも該当することがあるところ、本項は、本条の罰則がこれらの罪の罰則の適用を排除するものではなく、不正取得罪と別個にこれらの罪が成立し、観念的競合（刑法第54条第1項前段）として最も重い刑により処断されることを明らかにするとともに、不正取得罪がこれらの罪の特別減軽類型になるものではないことを明らかにするものである。したがって、不正取得罪と強盗罪が成立する場合、強盗罪の刑である5年以上の有期懲役により処断されることになる。本項と同様の規定は、不正競争防止法第21条第7項及び割賦販売法第49条の2第4項にも置かれている。

第 25 条　共謀罪、教唆罪及び煽動罪

第二十五条　第二十三条第一項又は前条第一項に規定する行為の遂行を共謀し、教唆し、又は煽動した者は、五年以下の懲役に処する。 2　第二十三条第二項に規定する行為の遂行を共謀し、教唆し、又は煽動した者は、三年以下の懲役に処する。

1　趣旨

本条は、故意の漏えい行為又は不正取得行為（以下「漏えい行為等」という。）の共謀、教唆及び煽動を罰するものである。

2　内容

(1)　漏えい行為等の共謀、教唆及び処罰についての基本的な考え方

その漏えいが我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがある特定秘密は、ひとたび漏えいが発生すると、我が国及び国民の安全に及ぼす影響は甚大であり、その漏えいを未然に防止するためには、刑罰による抑止を図る必要がある。共謀、教唆、煽動は、特定秘密の漏えいの結果をもたらす危険性の大きい行為であることから、本法の処罰対象とし、特定秘密の漏えいの未然防止を図ることとしている。

(2)　「共謀」

改正前の自衛隊法第 122 条第４項の「共謀」及び刑法第 78 条の「陰謀」と同義であり、２人以上の者が漏えい行為等の実行を具体的に計画して、合意することをいう。必ずしも、実行の細部にわたることを要しないが、漏えい行為等の実行についての抽象的、一般的な合意をするだけでは足りない（大コンメ第２版第６巻 38 頁）。

取扱業務者又は業務知得者ではない者のみで漏えい行為を共謀した場合、特定秘密の流出の現実的危険性に乏しいため、本罪は成立しない。

漏えい行為等~~漏えい行為や不正取得行為~~の共謀をした者がそれらの行為等を実行した場合、本罪は漏えい罪又は不正取得罪に吸収される（大コンメ第２版第６巻 39 頁）。

(3)　「教唆」

改正前の自衛隊法第 122 条第４項の「教唆」及び MDA 秘密保護法第５条第３項の「教唆」と同じく独立教唆のことであり、漏えい行為等~~の行為~~を実行させる目的をもって、人に対して、当該行為を実行する決意を新たに生じさせるに足る慫慂行為をすることをいう（大コンメ第２版第５巻 523 頁）。

独立教唆は、教唆とは異なり、被教唆者によるが漏えい行為等の行為を実行の着手したことを要さない。また、教唆行為、すなわち人に漏えい等の行為等を実行する決意を生ぜしめるに適した行為があれば、それだけで独立犯としての教唆が成立し、その教唆の結果、被教唆者が漏えい等の行為等を実行する決意を抱くに至ったことも要しない（大コンメ第２版第５巻 524 頁）。

なお、MDA 秘密保護法及び日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法（昭和 27 年法律第 138 号）（以下「刑事特別法」という。）においては、特別防衛秘密及び合衆国軍隊の機密の漏えい行為等の独立教唆について、「教唆された者が教唆に係る犯罪を実行した場合において、刑法総則に定める教唆の規定の適用を排除するものではない。」旨を規定している（MDA 秘密保護法第５条第４項、刑事特別法第７条第３項）。しかしながら、刑法総則の規定は特別の規定がない限り他の法令の罪についても適用されるのであって（刑法第８条）、上記規定は注意規定に過ぎずすぎず、独立教唆を規定する改正前の自衛隊法を含む他の法令の多くが同様の規定を置いていないことも踏まえ、本法では規定していない。

(4) 「煽動」

改正前の自衛隊法第 122 条第４項の「煽動」及び MDA 秘密保護法第５条第３項の「せん動」と同義であり、漏えい等の行為等を実行させる目的をもって、人に対して、当該行為を実行する決意を生ぜしめ又は既に生じている決意を助長させるような勢のある刺激を与えることをいう（大コンメ第２版第５巻 525 頁）。

客観的に人に実行を決意させるか既存の決意を助長させるような性質の刺激を与えれば成立し、実際に決意を生ぜしめたか、あるいは、決意を助長させたことを必要とせず、煽動の内容たる意思表示が相手方の認識又は了解し得べき状態に置かれることをもって足り、相手方が現実に認識又は了解することを必要としない。また、煽動の相手方は、特定少数者では足りず、不特定又は多数人であることを要する（大コンメ第２版第５巻 526 頁）。

(5) 第１項「五年以下の懲役に処する」

取扱業務者による故意の漏えい行為を対象とする共謀・教唆・煽動は、業務知得者による故意の漏えい行為を対象とする共謀・教唆・煽動と比べ、法益侵害の危険が高いと考えられるため、より重い法定刑を定めることとしている。

そして、取扱業務者による故意の漏えい罪及び不正取得罪の法定刑のうちの自由刑を10年以下の懲役としたことを踏まえ、MDA秘密保護法とのバランスに鑑み、５年以下の懲役とすることとしている。

⑹　第２項「三年以下の懲役に処する」

取扱業務者による故意の漏えい行為を対象とする共謀・教唆・煽動の法定刑を５年以下の懲役としたことを踏まえ、MDA 秘密保護法とのバランスに鑑み、３年以下の懲役とすることとしている。

第 26 条　自首減免

第二十六条　第二十三条第三項若しくは第二十四条第二項の罪を犯した者又は前条の罪を犯した者のうち第二十三条第一項若しくは第二項若しくは第二十四条第一項に規定する行為の遂行を共謀したものが自首したときは、その刑を減軽し、又は免除する。

1　趣旨

本条は、自首による刑の必要的減免を規定したものである。

2　内容

(1)　自首減免についての基本的な考え方

取扱業務者又は業務知得者による特定秘密の保全状態からの流出という結果が発生する前の自首を促し、実害の発生を未然に防止することができるよう、刑法第 42 条第 1 項の特則として自首による刑の必要的減免を規定したものであり、改正前の自衛隊法第 122 条第 5 項と同趣旨の規定である。

(2)　「第二十三条第三項若しくは第二十四条第二項の罪を犯した者又は前条の罪を犯した者のうち第二十三条第一項若しくは第二項若しくは第二十四条第一項に規定する行為の遂行を共謀したもの」

故意の漏えい行為の未遂罪（第 23 条第 3 項）、不正取得行為の未遂罪（第 24 条第 2 項）及び取扱業務者若しくは業務知得者による故意の~~漏えい行為又は不正取得行為（以下「~~漏えい行為等~~」という。）~~の共謀罪（第 25 条）である。

漏えい行為等の教唆罪及び煽動罪（第 25 条）については、教唆も煽動も特定秘密の保全状態からの流出という結果が発生する前の行為ではあるものの、被教唆者又は被煽動者が漏えい行為等を実行するとしないとにかかわらず処罰することとした同条の趣旨に鑑み、本条の対象とはしていない。

(3)　「自首」

刑法第 42 条第 1 項の「自首」と同義であり、~~犯人が誰であるかが捜査機関に発覚する前に、~~犯人が自発的に捜査機関に自己の犯罪事実を申告し、その訴追を求める意思表示をいう。

第 27 条　国外犯処罰

第二十七条　第二十三条の罪は、日本国外において同条の罪を犯した者にも適用する。 2　第二十四条及び第二十五条の罪は、刑法第二条の例に従う。

1　趣旨

本条は、漏えい罪、不正取得罪、共謀罪、教唆罪及び煽動罪の国外犯処罰について定めたものである。

2　内容

(1)　国外犯処罰についての基本的な考え方

特定秘密の保護を徹底するためには、漏えい等に係る国外犯処罰規定を設けることが適当であると考えられるところ、本法が特定秘密の漏えいの防止を目的とするものであり、その保全状態を脅かす行為であれば処罰の対象とするのが適当であることから、~~すべて~~全ての者の国外犯を処罰対象とする保護主義を採用するのが本法の目的に合致すると考えられる。

また、「国際法上一般には、とくに外国人の国外犯のうち、内乱、外患誘致、通謀利敵または破壊活動など、内国の安全、領土保全または政治的独立を害する『政治的基本秩序を害する罪』（外国人に対し刑罰をもって規制するのもやむをえないという事情があれば、スパイ活動、外交・領事機関での偽証、出入国管理法令・関税法違反に関する共同謀議も含む）」（山本草二「国際法（新版）」236 頁）が保護主義の適用対象となると解釈されているところ、本法の特定秘密は、我が国の安全保障に関する情報のうち特に秘匿することが必要であるものであり、その漏えいが国及び国民の安全を害するものであるため、特定秘密の漏えい行為~~漏えいや不正取得行為~~等に保護主義を適用することは国際法上も許容されるものと考えられる。

そこで、保護主義を採用し、~~すべて~~全ての者の国外犯を処罰することとしたのが本条である。

なお、改正前の自衛隊法においては、防衛秘密の漏えいについて日本国民以外の者による国外犯が現実的には想定し難いことから、日本国民の国外犯のみを処罰対象とする属人主義を採用するにとどまっているが（改正前の自衛隊法第 122 条第 6 項）、本法における特定秘密は、防衛のみならず外交、特定有害活動の防止及びテロリズムの防止の分野にまで秘密の範囲を拡大するものであり、我が国の在外公館において外交に関する特定秘密を取り扱うことが見込まれることも踏まえると、日本国民以外の者によ

る国外犯が敢行される事態が現実的なものとして十分想定されると考えられる。

⑵　第１項「日本国外において同条の罪を犯した者にも適用する」

第23条の罪は、取扱業務者又は業務知得者による漏えい行為を処罰するものであり、犯罪主体が限定されているところ、刑法第２条は、日本国外において当該罪を犯した「全ての者」に適用することとする国外犯規定であるため、そもそも犯罪主体が限定されている第23条の罪については、「刑法第二条の例に従う」と規定するのではなく~~身分犯であり、すべての者の国外犯を処罰する刑法第２条の規定では空振りが多くなるため~~、「日本国外において同条の罪を犯した者にも適用する」と規定することとした~~している~~。

⑶　第２項「刑法第二条の例に従う」

第24条及び第25条の罪は、何人についても成立し得る罪~~非身分犯~~であることから~~り~~、日本国外において当該罪を犯した「~~すべて~~全ての者」に適用~~の国外犯を処罰~~することとする~~しても空振りは生じないため~~に、「刑法第二条の例に従う」と規定することとした~~している~~。

附則

附則第１条　施行期日

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第十八条第一項及び第二項（変更に係る部分を除く。）並びに附則第九条及び第十条の規定は、公布の日から施行する。

１　趣旨

本条は、本法の施行期日について規定するものである。

２　内容

本法を円滑に施行するためには、政令及び統一的な運用を図るための基準の制定、各行政機関における内部規則の作成等を行う必要があり、防衛秘密制度の創設に係る改正自衛隊法が公布の日（平成~~25~~13年~~12~~11月~~13~~2日）から起算して１年以内に施行していることを踏まえ、本条は、公布の日から起算して１年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとしている。

ただし、衆議院における修正により、特定秘密の指定等の運用基準の策定に係る第18条第１項及び第２項、指定及び解除の適正の確保に係る附則第９条並びに国会に対する特定秘密の提供及び国会におけるその保護措置の在り方に係る附則第10条の規定は、公布の日から施行することとされた。これは、運用基準の策定や特定秘密の指定等について独立した公正な立場において検証し、及び監察することのできる新たな機関の設置等については、本法の施行までに行うことが必要であることから、公布の日から施行されることとなったものである。

附則第２条　経過措置

附　則

（経過措置）

第二条　この法律の公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日の前日までの間においては、第五条第一項及び第五項（第八条第二項において読み替えて準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定の適用については、第五条第一項中「第十一条の規定により特定秘密の取扱いの業務を行うことができることとされる者のうちから、当該行政機関」とあるのは「当該行政機関」と、同条第五項中「第十一条の規定により特定秘密の取扱いの業務を行うことができることとされる者のうちから、同項の」とあるのは「同項の」とし、第十一条の規定は、適用しない。

１　趣旨

本条は、本法の経過措置について規定するものである。

２　内容

本法が施行されてから、各行政機関が特定秘密の取扱いの業務を行う職員等に対する適性評価を一通り完了するまでには相応の期間が必要となることを踏まえると、第 11 条の規定を他の規定と同時に施行した場合、行政機関の事務の遂行に支障が生じることになる。このため、第 11 条の規定については、他の規定よりも適用が開始される時期を遅らせることとし、その具体的時期は、特定秘密の取扱いの業務を行う職員等が最も多い防衛省が職員等に対する適性評価を一通り完了するのに必要と考えられる期間を踏まえ、公布の日（平成 25 年 12 月 13 日）から起算して２年を超えない範囲内において政令で定めることとしている。

附則第３条　施行後五年を経過した日の翌日以後の行政機関

附　則

（施行後五年を経過した日の翌日以後の行政機関）

第三条　この法律の施行の日（以下「施行日」という。）から起算して五年を経過した日の翌日以後における第二条の規定の適用については、同条中「掲げる機関」とあるのは、「掲げる機関（この法律の施行の日以後同日から起算して五年を経過する日までの間、次条第一項の規定により指定された特定秘密（附則第五条の規定により防衛大臣が特定秘密として指定をした情報とみなされる場合における防衛秘密を含む。以下この条において単に「特定秘密」という。）を保有したことがない機関として政令で定めるもの（その請求に基づき、内閣総理大臣が第十八条第二項に規定する者の意見を聴いて、同日後特定秘密を保有する必要が新たに生じた機関として政令で定めるものを除く。）を除く。）」とする。

１　趣旨

本条は、施行日から起算して５年を経過した日の翌日以降における第２条の規定の適用について定めるものであり、本法施行後５年の間に、特定秘密を保有したことがない機関として政令で定めるものを第２条で規定する行政機関から除くこと、その請求に基づき、内閣総理大臣が第 18 条第２項に規定する有識者の意見を聴いて、特定秘密を保有する必要が新たに生じた機関として政令で定めるものは第２条で規定する行政機関に含まれることを規定するものである。

２　内容

衆議院における与野党協議により追加されたものであり、特定秘密を指定する行政機関を限定することにより、特定秘密の恣意的な指定を防止し、本法の適正な運用を確保するための一つの仕組みとして理解されている。行政機関の限定については、本条のほか、本則第３条第１項ただし書に規定されているが、本条は、本法の施行状況を５年間確認した上で、特定秘密を指定したり、提供を受けたりした実績のない行政機関を本法でいう行政機関から除外するものであり、本条に基づいて除外された行政機関については本法の適用対象とはならないこととなり、特定秘密について我が国の安全保障上の必要による特定秘密の提供を受けることや、特定秘密の取扱いの業務を行う者について行う適性評価を実施することもできないこととなる。ただし、一度除外された行政機関についても、情勢の変化等により、特定秘密を指定したり、提供を受けたりすることとなることも想定されることから、そのような場合には、政令により、改めて本則第２条の行政機関に追加することができることとされている。

附則第４条　自衛隊法の一部改正

附　則

（自衛隊法の一部改正）

第四条　自衛隊法の一部を次のように改正する。

目次中「自衛隊の権限等（第八十七条―第九十六条の二）」を「自衛隊の権限（第八十七条―第九十六条）」に、「第百二十六条」を「第百二十五条」に改める。

第七章の章名を次のように改める。

第七章　自衛隊の権限

第九十六条の二を削る。

第百二十二条を削る。

第百二十三条第一項中「一に」を「いずれかに」に、「禁こ」を「禁錮」に改め、同項第五号中「めいていして」を「酩酊して」に改め、同条第二項中「ほう助」を「幇助」に、「せん動した」を「煽動した」に改め、同条を第百二十二条とする。

第百二十四条を第百二十三条とし、第百二十五条を第百二十四条とし、第百二十六条を第百二十五条とする。

別表第四を削る。

１　趣旨

本条は、本法の施行に伴い自衛隊法の一部について所要の改正を行うものである。

２　内容

⑴　防衛秘密に関する規定の削除（第 96 条の２、第 122 条及び別表第４の削除）

防衛秘密制度を本法の特定秘密制度に移行させることに伴い、防衛秘密に関する規定である自衛隊法第 96 条の２、第 122 条及び別表第４を削除するものである。

⑵　その他の規定の整備（目次、第７章の章名等の改正、用語用字の改正）

防衛秘密に関する規定の削除に伴う規定の整備として、自衛隊法の目次及び第７章の章名について所要の改正を行うとともに、同法第 123 条以降の条を繰り上げ、本条による改正の機会に同法第 123 条第１項及び第２項の用語と用字について、その内容を変更することなく最新のものに改めるものである。

附則第５条　自衛隊法の一部改正に伴う経過措置

附　則

（自衛隊法の一部改正に伴う経過措置）

第五条　次条後段に規定する場合を除き、施行日の前日において前条の規定による改正前の自衛隊法（以下この条及び次条において「旧自衛隊法」という。）第九十六条の二第一項の規定により防衛大臣が防衛秘密として指定していた事項は、施行日において第三条第一項の規定により防衛大臣が特定秘密として指定をした情報と、施行日前に防衛大臣が当該防衛秘密として指定していた事項について旧自衛隊法第九十六条の二第二項第一号の規定により付した標記又は同項第二号の規定によりした通知は、施行日において防衛大臣が当該特定秘密について第三条第二項第一号の規定によりした表示又は同項第二号の規定によりした通知とみなす。この場合において、第四条第一項中「指定をするときは、当該指定の日」とあるのは、「この法律の施行の日以後遅滞なく、同日」とする。

１　趣旨

本条は、本法の施行に伴い防衛秘密に関する経過措置について規定するものである。なお、罰則に関する経過措置は次条に定める。

２　内容

改正前の自衛隊法第 96 条の２第１項に規定されていた防衛秘密として防衛大臣が指定をする際の要件は、第３条第１項に規定される特定秘密として防衛大臣が指定をする際の要件に包含されるものであり、また、別表第１号に関する解説１で~~述べた~~述べる[o245]とおり、同号に掲げる事項は改正前の自衛隊法別表第４に掲げられていた事項を継承するものであることから、防衛秘密制度を本法の特定秘密制度に円滑に移行させるため、本法の施行日の前日において改正前の自衛隊法第 96 条の２第１項の規定により防衛秘密として指定されている事項については、施行日において防衛大臣が特定秘密として指定した情報とみなすこととするとともに、改正前の自衛隊法第 96 条の２第２項第１号又は第２号の規定による標記又は通知については、施行日において防衛大臣が当該特定秘密について第３条第２項第１号又は第２号の規定によりした表示又は通知とみなすこととしている。

ただし、本条の規定により特定秘密とみなされる防衛秘密には有効期間が定められていないことから、防衛大臣が本法の施行の日以後遅滞なく施行日から起算して５年を超えない範囲内においてその有効期間を定めることとしている。

なお、指定の有効期間の起算日は施行の日となるが、施行日一日で有効期間を定める作業ができないおそれがあることから、有効期間の設定は、施行の日以後遅滞なく行うこととしている。

また、その他の自衛隊法の一部改正に伴い必要な経過措置については、附則第８条に基づく政令により定めることとなる。

附則第６条　自衛隊法の一部改正に伴う罰則に関する経過措置

附　則

第六条　施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。旧自衛隊法第百二十二条第一項に規定する防衛秘密を取り扱うことを業務とする者であって施行日前に防衛秘密を取り扱うことを業務としなくなったものが、その業務により知得した当該防衛秘密に関し、施行日以後にした行為についても、同様とする。

１　趣旨

本条は、本法の施行に伴い防衛秘密の漏えい行為に係る自衛隊法に規定する罰則が廃止されることから、罰則に関する経過措置について規定するものである。

２　内容

(1)　「施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による」

本法の施行に伴う自衛隊法の一部改正により防衛秘密の漏えい行為に係る罰則が廃止されることから、本法の施行前に行われた防衛秘密の漏えい行為については、改正前の自衛隊法における防衛秘密の漏えい行為に係る罰則を適用することとするものである。

(2)　「旧自衛隊法第百二十二条第一項に規定する防衛秘密を取り扱うことを業務とする者であって施行日前に防衛秘密を取り扱うことを業務としなくなったものが、その業務により知得した当該防衛秘密に関し、施行日以後にした行為についても、同様とする」

防衛秘密を取り扱うことを業務とする者が本法施行後も引き続き当該防衛秘密を取り扱うことを業務とする場合、本法施行時に附則第５条の規定により当該防衛秘密が特定秘密にみなされる結果、当該者は「特定秘密の取扱いの業務に従事する者」（第23条第１項）に該当することとなり、当該者がその業務により知得した防衛秘密に関する本法施行後の当該者による漏えい行為及びその他の者による共謀・教唆・煽動行為等については本法の罰則が適用されることになる。

それに対し、防衛秘密を取り扱うことを業務とする者が本法施行前に防衛秘密を取り扱うことを業務としなくなった場合、本法施行時に附則第５条の規定により当該防衛秘密が特定秘密にみなされても、当該者は「特定秘密の取扱いの業務に従事する者」又は「特定秘密の取扱いの業務に従事しなくなった」（同項）者のいずれにも該当せず、当該者がその業務によ

り知得した防衛秘密に関する本法施行後の当該者による漏えい行為及びその他の者による共謀・教唆・煽動行為については本法の罰則が適用されないと解される。そこで、本条は、このような行為について改正前の自衛隊法の罰則を適用することとするものである。

附則第７条　内閣法の一部改正

附　則 （内閣法の一部改正） 第七条　内閣法（昭和二十二年法律第五号）の一部を次のように改正する。 第十七条第二項第一号中「及び内閣広報官」を「並びに内閣広報官及び内閣情報官」に改める。 第二十条第二項中「助け、」の下に「第十二条第二項第二号から第五号までに掲げる事務のうち特定秘密（特定秘密の保護に関する法律（平成二十五年法律第百八号）第三条第一項に規定する特定秘密をいう。）の保護に関するもの（内閣広報官の所掌に属するものを除く。）及び」を加える。

１　趣旨

本条は、特定秘密の保護に関する行政各部の施策の統一保持上必要な企画・立案及び総合調整に関する事務を内閣情報官に掌理させるため、内閣法（昭和 22 年法律第５号）について所要の改正を行う旨を定めるものである。

２　内容

(1)　本法に基づく特定秘密の保護に関する行政各部の施策の統一性保持上必要な企画・立案及び総合調整に関する事務を内閣官房が所掌することについて

本法において、特定秘密の指定等の個別の事務は各行政機関が行うが、新たな漏えいの脅威に対応するための法令改正、特定秘密の指定・解除、適性評価の評価基準等の統一の運用基準の作成等の政府全体として行うことが必要となる企画・立案及び総合調整の事務が発生すると見込まれるところ、これを内閣の事務を助ける事務（内閣補助事務）として行う必要がある。

(2)　内閣官房において本法に基づく特定秘密の保護に関する行政各部の施策の統一性保持上必要な企画・立案及び総合調整に関する事務を所掌すべき者

本法の施行に伴って発生する事務を処理するためには、特定秘密の取扱いに係る高度に専門的な知見を要するところ、このような知見を有する者は、内閣官房においては内閣情報官をおいて他にない。そもそも情報業務においては、知る必要のある者のみに秘密情報に対するアクセスを可能とするとともに、そのような者に当該情報が確実に共有されることが肝要であるところ、内閣情報官は、平素から常に本法の対象となる安全保障に関

する事項のうち特に秘匿を要するものに接しており、その専門的知見を活かして、特定秘密の保護と情報の収集調査が相互に阻害することがないよう、本法の施行に伴う運用基準の作成や様々な総合調整を適切に行うことが可能である。

(3) 内閣法の一部を改正する必要性

これまでも、内閣情報官が事務を掌理する内閣情報調査室が、カウンターインテリジェンス機能の強化に関する基本方針(平成19年8月9日カウンターインテリジェンス推進会議決定)の施行に関する連絡調整を行うなど、内閣情報官は、内閣法第12条第2項第6号に掲げる「関する事務」として、政府における安全保障に関する重要な秘密を保護するための措置について一定の役割を果たしてきた。

しかしながら、これらの措置は、あくまで国家公務員法等の各法に基づく守秘義務を法的な基盤とし、いわば関係省庁の申し合わせにより行ってきたものであり、内閣情報調査室が行ってきた業務も、このような関係省庁の一つとして、庶務を行ってきたものにすぎない。

これに対して、本法は、特定秘密の保護に関する共通のルールを法律で定めるものであり、その施行に伴って発生する事務は、これまでのいわば関係省庁の申し合わせとして行う措置の庶務とは性格を異にした、企画・立案及び総合調整に関する事務であることから、これを現行の内閣法によっては内閣情報官が所掌することができると解することは困難であると考えられる。このため、上記(2)で述べたとおり、当該事務は内閣情報官が所掌することがふさわしいことから、内閣法第20条第2項を改正し、内閣情報官が本法の施行に伴って発生する企画・立案及び総合調整に関する事務を所掌することとするものである。

(4) 内閣情報官が所掌する事務

本法に基づく特定秘密の保護に関する行政各部の施策の統一保持上必要な企画・立案及び総合調整に関する事務として、例えば、以下のような企画・立案及び総合調整の事務が発生すると考えられる。

ア　技術の進展等に伴う新たな漏えいの脅威に対応するための法律又は政令の改正(内閣法第12条第2号)

イ　漏えい事案が発生した場合における特定秘密の管理徹底のための政府方針の閣議決定(内閣法第12条第3号)

ウ　特定秘密の指定・解除、適性評価等の統一的な運用基準の作成・変更(内閣法第12条第4号)

エ　運用に当たって生じた法令や運用基準の解釈上の疑義への対応(内閣法第12条第5号)

附則第８条　政令への委任

附　則 （政令への委任） 第八条　附則第二条、第三条、第五条及び第六条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

１　趣旨

本条は、附則第２条、第３条、第５条及び第６条に規定するもののほか、本法の施行に関し必要な経過措置について、政令で定めることを規定するものである。

２　内容

本法の施行に関し必要な経過措置として、附則第２条、第３条、第５条及び第６条に規定するもの以外に、防衛秘密を本法の特定秘密制度に移行させるために必要な経過措置で政令で定めるべきものがあり得ることから、本条を規定するものである。

附則第９条　指定及び解除の適正の確保

附　則

（指定及び解除の適正の確保）

第九条　政府は、行政機関の長による特定秘密の指定及びその解除に関する基準等が真に安全保障に資するものであるかどうかを独立した公正な立場において検証し、及び監察することのできる新たな機関の設置その他の特定秘密の指定及びその解除の適正を確保するために必要な方策について検討し、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

１　趣旨

政府は、特定秘密の指定・解除について、独立した公正な立場において検証し、及び監察することのできる新たな機関の設置等について検討し、その結果に基づいて所要の措置を講ずることを定めるものである。

なお、附則第９条は、附則第１条により、本法の公布の日（平成 25 年 12 月 13 日）から施行されている。

２　内容

衆議院における与野党協議により追加されたものであり、本法の適正な運用を確保するための仕組みと理解されている。本条の解釈については、平成 25 年 12 月５日に自由民主党、公明党、日本維新の会及びみんなの党が以下の合意をしている。

合意事項

自由民主党、公明党、日本維新の会及びみんなの党は、特定秘密保護法案に関する実務者による協議の結果、下記の項目の合意に至ったことを確認する。

記

１．附則９条に基づき設置する『独立した公正な立場において検証し、及び監察することのできる新たな機関』とは、18 条４項に基づく『行政各部に対する内閣総理大臣の指揮監督』とは全く異なるものである。附則９条の立法趣旨は、18 条４項とは別途、特定秘密の指定及びその解除等の適正を確保するため、独立性の高い第三者機関を設置すべきということにある。

２．従って、総理答弁で表明された内閣官房『保全監視委員会』の設置は、あくまでも 18 条４項に基づくものであって、附則９条に基づき

設置する『独立した公正な立場において検証し、及び監察することのできる新たな機関』とは異なるものである。

3．本法案成立後、施行までに、附則９条の『独立した公正な立場において検証し、及び監察することのできる新たな機関』として、内閣府に情報保全監察に関する機関を政令（または立法措置が必要な場合には立法）により設置する。

4．上記機関の所掌事務としては、内閣府設置法３条、４条３項及び本法案附則９条に基づき、以下に掲げるものを規定する。

①各行政機関による個別の特定秘密の指定及び解除の適否を検証及び監察し、不適切なものについては是正を求めること。

②各行政機関による個別の特定秘密の有効期間の設定及び延長の適否を検証及び監察し、不適切なものについては是正を求めること。

③特定秘密の指定等の状況を含む、各行政機関による特定秘密の記録された行政文書の管理を検証及び監察し、不適切なものについては是正を求めること。

④特定秘密の指定等の状況を踏まえつつ、各行政機関による特定秘密の記録された行政文書の廃棄の可否を判断すること。

⑤特定秘密の有効期間の延長等の状況を含む、各行政機関による特定秘密の記録された行政文書の保存期間の設定を検証及び監察し、不適切なものについては是正を求めること。

⑥特定秘密の指定解除後の国立公文書館等への移管を検証及び監察し、不適切なものについては是正を求めること。さらに、上記機関よりも高度の独立性を備えた機関への移行についても、内閣府設置法（49 条～64 条）等の改正の検討を進める。

5．政府から特定秘密の提供を受ける場合における国会での特定秘密の保護に関する方策についての附則 10 条の規定に基づく検討に当たっては、特定秘密を取り扱う関係行政機関の在り方及び特定秘密の運用の状況等について審議し及びこれを監視する委員会その他の組織を国会に置くこと、国会において特定秘密の提供を受ける際の手続その他国会における特定秘密の保護措置全般について早急に検討を加え、本法施行までに結論を得るものとする。

以上

この合意事項を踏まえ、政府は、施行までに、本条による検討に基づき、内閣府に独立公文書管理監（仮称）及び情報保全監察室（仮称）を設置する旨、さらにその上で、政令又は立法措置が必要な場合には立法により、できる限り早期に情報保全監察室（仮称）を局へ格上げする旨答弁している。

【平成25年12月5日　参・国家安全保障に関する特別委員会】

○室井邦彦君　（略）まず、四党協議で、本法案成立後、施行までに、附則九条の独立した公正な立場において検証する、そして監察することのできる新たな機関として、内閣府に情報保全監察に関する機関を政令により設置することが確認されたとのことでありますが、政府としていかに新たな機関を設置しようとしているのか、これは官房長官にお聞きをしたいと思います。

○国務大臣（菅義偉君）　政府としては、四党協議の結論に従いまして、本法案成立後、施行までに、まずは内閣府に二十人規模のお尋ねをいただいた情報保全監察室、仮称を設置をし、業務を開始することとしたいと考えます。さらに、その上で、政令又は立法措置が必要な場合には、立法により、できる限り早期に情報保全監察室を局へ格上げすることをお約束をいたします。

　独立性の高い第三者機関を設置をする必要があると承知しており、したがって、情報保全監察室、仮称の所掌事務として、例えば各行政機関による個別の特定秘密の指定及び解除の適否を検証及び監察し、不適切なものについて是正を求めること、各行政機関による個別の特定秘密の有効期間の設定及び延長の適否を検証及び監察をし、不適切なものについては是正を求めること等、独立した公正な立場において検証し、及び監察することのできる新たな機関としての業務を想定をいたしております。

○室井邦彦君　第二問。四党協議によれば、上記機関よりも高度の独立性を備えた機関への移行についても……（発言する者あり）ちょっと黙っておいて。内閣府設置法等の改正の検討を進める、このことが確認されたとのことだが、例えば公正取引委員会と同様、高度の独立性を備えた機関に移行するのかどうか。

○国務大臣（菅義偉君）　附則第九条の、独立した公正な立場において検証し、及び監察をすることのできる新たな機関とは、法的にも高度の独立性を備えた機関であるべきと考えています。

　したがって、内閣府に設置される情報保全監察に関する機関の実際の業務遂行の在り方等を検証しつつ、（略）法的にも高度の独立性を備えた機関への移行について内閣府設置法等の改正の検討を進めて

まいりたいと考えます。

【平成26年3月6日　参・予算委員会】
○国務大臣（森まさこ君）　政府としては、特定秘密保護法附則第九条に規定する新たな機関として、総理が御答弁申し上げましたとおり、本法の施行までに、内閣府に審議官級の独立公文書管理監（仮称）と、その下に二十人規模の情報保全監察室（仮称）を設置し、業務を開始することになっております。さらに、その上で、政令又は立法措置が必要な場合には立法により、できる限り早期に情報保全監察室（仮称）を局へ格上げすることをさきの臨時国会においてもお約束したところでございます。

また、修正案提案者は国会審議において以下のとおり答弁している。

【平成25年12月4日　参・国家安全保障に関する特別委員会】
○衆議院議員（桜内文城君）　この附則九条に基づいて設置いたします独立した公正な立場において検証し、及び監察することのできる新たな機関は、委員御指摘のとおり、本法案十八条四項に基づく行政各部に対する内閣総理大臣の指揮監督とは全く別物であると考えております。そして、今日、今ほど総理が御答弁された内閣官房に設置されるであろう保全監視委員会とも別物でございます。

附則九条の立法趣旨は、委員も御指摘になりましたけれども、本法案の十八条四項に基づき内閣総理大臣又はその直属のスタッフである内閣官房が特定秘密の指定及び解除に関する基準を作成し、行政各部の運用を指揮監督する以上、内閣総理大臣又は内閣官房によるチェックは自己監査にすぎず、決して独立した公正な立場において検証し、及び監察するものとは認められないことから、特定秘密の指定及びその解除等の適正を確保するため、別途独立性の高い第三者機関の設置が必要不可欠ということになります。

以上に鑑みれば、附則九条に基づき設置する独立した公正な立場において検証し、及び監察することのできる新たな機関については、その検討に当たっては、有識者の御意見を伺うとともに、諸外国の制度、特に米国の省庁間上訴委員会や情報保全監察局を参考としつつ、本法案成立後、施行までに設置すべきものと考えております。

具体的には、米国情報保全監察局と同等の独立性と権能を有する内閣府情報保全監察局を政令により設置することを検討していきたいと考えております。その所掌事務としては、内閣府設置法三条、四条

三項及び本法案附則九条に基づき、最低限以下に掲げるものを想定しております。

一、各行政機関による個別の特定秘密の指定及び解除の適否を検証及び監察し、不適切なものについては是正を求めること。二、各行政機関による個別の特定秘密の有効期間の設定及び延長の適否を検証及び監察し、不適切なものについては是正を求めること。三、特定秘密の指定等の状況を含む各行政機関による特定秘密の記録された行政文書の管理を検証及び監察し、不適切なものについては是正を求めること。四、特定秘密の指定等の状況を踏まえつつ、各行政機関による特定秘密の記録された行政文書の廃棄の可否を判断すること。五、特定秘密の有効期間の延長等の状況を含む各行政機関による特定秘密の記録された行政文書の保存期間の設定を検証及び監察し、不適切なものについては是正を求めること。六、特定秘密の指定解除後の国立公文書館等への移管を検証及び監察し、不適切なものについては是正を求めること。

これに加えて、米国省庁間上訴委員会と同等の独立性と権能を有する独立行政委員会として、例えば内閣府情報保全監察委員会の設置についても、本法案成立後、施行までに具体的な検討を進めてまいりたいと考えております。

検討の結果、内閣府設置法等の改正を必要とするのであれば、しっかりと法的措置を講ずることとし、より独立性の高い第三者機関の設置を実現してまいりたいと考えております。

附則第 10 条　国会に対する特定秘密の提供及び国会におけるその保護措置の在り方

附　則

（国会に対する特定秘密の提供及び国会におけるその保護措置の在り方）

第十条　国会に対する特定秘密の提供については、政府は、国会が国権の最高機関であり各議院がその会議その他の手続及び内部の規律に関する規則を定める権能を有することを定める日本国憲法及びこれに基づく国会法等の精神にのっとり、この法律を運用するものとし、特定秘密の提供を受ける国会におけるその保護に関する方策については、国会において、検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

1　趣旨

国会に対する特定秘密の提供については、政府は、国会が国権の最高機関であり各議院が規則を定める権能を有することを定める日本国憲法及びこれに基づく国会法等の精神にのっとり、この法律を運用するものとし、特定秘密の提供を受ける国会における特定秘密の保護に関する方策については、国会において、検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとすることを定めるものである。

なお、附則第 10 条は、附則第 1 条により、本法の公布の日（平成 25 年 12 月 13 日）から施行されている。

2　内容

本条は、衆議院における与野党協議により追加されたものである。政府が本法を運用する際には、国会が国権の最高機関であり各議院がその会議その他の手続及び内部の規律に関する規則を定める権能を有することを定める日本国憲法等の精神にのっとることを明記するとともに、本則第 10 条において、衆議院における与野党協議により、特定秘密の保護のための措置は国会において定めるものとされたことから、本条は、特定秘密の提供を受ける国会におけるその保護に関する方策について、国会において検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることを定めることとされた。

別表第１号　防衛に関する事項

別表（第三条、第五条―第九条関係）

一　防衛に関する事項

イ　自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究

ロ　防衛に関し収集した電波情報、画像情報その他の重要な情報

ハ　ロに掲げる情報の収集整理又はその能力

ニ　防衛力の整備に関する見積り若しくは計画又は研究

ホ　武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物の種類又は数量

ヘ　防衛の用に供する通信網の構成又は通信の方法

ト　防衛の用に供する暗号

チ　武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のものの仕様、性能又は使用方法

リ　武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のものの製作、検査、修理又は試験の方法

ヌ　防衛の用に供する施設の設計、性能又は内部の用途（へに掲げるものを除く。）

１　趣旨

本法の別表は、第３条第１項に基づき行政機関の長が特定秘密の指定をするに当たり、その裁量の幅を狭めるために、類型的に秘匿の必要性が高いと認められる事項を限定列挙したものである。第１号は防衛に関する事項について定めるものであり、防衛秘密となり得る事項を限定的に規定している改正前の自衛隊法別表第４に掲げられている事項を継承するものである。

２　内容

(1)　「イ　自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究」

ア　「自衛隊の運用」

「自衛隊の運用」とは、自衛隊の運用に係る命令、行動状況その他の運用状況や運用実態をいう。

また、本号の対象は、防衛出動時における自衛隊の運用が対象となるのは当然であるが、それに限られるものではない。

イ　「（自衛隊の運用）に関する見積り若しくは計画」

自衛隊の運用に関する計画、及び当該計画を作成するために必要又は有用な内外の諸情勢その他の事項に関する分析評価又は予測をいう。

なお、第１号イ（及びニ）の「計画」が内外の諸情勢等に関する緻密な「見積り」に基づいて作成され、両者に一体性が認められることから、

見積りと計画が本号では規定されている。一方、第２号ロでは「方針」を、第３号イ及び第４号イでは「計画」を規定しているが、「見積り」についての規定はない。これは、これら方針や計画が、それぞれ安全保障情勢、テロ情勢等を踏まえて作成されるものの、安全保障情勢、テロ情勢等に関する「見積り」との一体性が必ずしも強いものとはいえないためであるが、これらの情勢に関する見積りについても、それぞれ第２号ハ、第３号ロ及び第４号ロにより別途、指定の対象となり得る。

ウ　「（自衛隊の運用に関する）研究」

自衛隊の効率的かつ効果的な運用に資すること等を目的として行う運用に関する各種の研究をいう。

エ　特定秘密の対象とする必要性

これらの事項に関する情報が漏えいした場合、自衛隊の具体的な対処要領や活動状況等、自衛隊の運用の態勢、関心事項等の手の内が明らかになることから、相手国が我が国を効果的に侵攻するための計画を策定する[o246]ことが可能になり、我が国の防衛に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項については、特定秘密の対象となり得る事項とする必要がある。

⑵　「ロ　防衛に関し収集した電波情報、画像情報その他の重要な情報」

ア　「情報」

第３条第１項に関する解説２⑶イ(ｱ)で述べたとおり、本法においては、指定、提供、保護等の対象となる個々の特定秘密の内容は「情報」と規定され、別表に規定される特定秘密の類型は「事項」と規定されているが、別表第１号ロ並びに後述の第２号ハ、第３号ロ及び第４号ロに規定する「情報」は、後者の「事項」、すなわち特定秘密の指定の対象となり得る事項の１つの類型である。

イ　「防衛に関し収集した電波情報」

防衛に関して収集した通信情報（COMINT）、電子情報（ELINT）及び宇宙飛翔体情報（TELINT）をいう。

ウ　「（防衛に関し収集した）画像情報」

防衛に関して、人工衛星、航空機、ヘリコプター等を利用して地表面等の観測や撮像を行った結果として得た画像情報及び当該画像情報を処理・分析して得られる情報をいう。

エ　「（防衛に関し収集した）その他の重要な情報」

「電波情報」や「画像情報」と同等程度に重要と判断されるその他の情報をいう。

オ　特定秘密の対象とする必要性

これらの事項に関する情報が漏えいした場合、

① 収集対象となる情報に係る保全強化等の対抗措置が講じられ、じ後必要な情報を入手することが困難となる

② 情報の提供国等との信頼関係を損なうために、じ後必要な情報を入手することが困難となる

③ いかなる情報を情勢判断の指標等として収集整理しているかが明らかになり、情報操作を施され、不適切な情報を信頼することになったり、情報業務の間隙をつかれたりする

こととなり、我が国を防衛するために適時に適切な対応をとることができず、我が国の防衛に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項については、特定秘密の対象となり得る事項とする必要がある。

⑶ 「ハ ロに掲げる情報の収集整理又はその能力」

ア 「情報の収集整理」

「防衛に関し収集した電波情報、画像情報その他の重要な情報」の収集整理に関する活動状況、態勢及び方法等をいう。ここで、「活動状況」とは、どこで、何を対象に情報の収集整理を行っているのか等、情報業務の実施状況をいい、「態勢」とは、情報の収集整理を行っている部局の組織、定員、器材等をいう。また、「方法」とは、情報の収集整理の対象となる各個別目標に対していかなる資源を割り当て、どのような手法・技法を用いて情報の収集整理を行っているのか等、情報業務の実施に係る要領、技術、手法等をいう。

イ 「（情報の収集整理）の能力」

能力的にどのような情報を収集整理することができるか、及びどのような情報を収集整理することができないかをいう。具体的には、電波情報の場合には、自衛隊が情報を収集整理することが可能又は不可能な通信網等、画像情報の場合には、自衛隊が情報を収集整理することが可能又は不可能な地域、場所等が挙げられる。

なお、この事項には、防衛省の情報の収集整理に関する能力の他に、防衛省に防衛に関する情報を提供する他の行政機関や外国の政府等の能力が含まれ、情報収集衛星システムの撮像能力等の性能もこれに該当し得[o247]る。

ウ 特定秘密の対象とする必要性

これらの事項に関する情報が漏えいした場合、

① 収集対象となる情報に係る保全強化等の対抗措置が講じられ、じ後必要な情報を入手することが困難となる

② 情報の提供国等との信頼関係を損なうために、じ後必要な情報を入

手することが困難となる

③　いかなる情報を情勢判断の指標等として収集整理しているかが明らかになり、情報操作を施され、不適切な情報を信頼することになったり、情報業務の間隙をつかれたりする

こととなり、適時に適切な対応をとることができず、我が国の防衛に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項については、特定秘密の対象となり得る事項とする必要がある。

(4)　「ニ　防衛力の整備に関する見積り若しくは計画又は研究」

ア　「防衛力」

侵略を排除する国家の意思と能力を表すものとして、侵略を未然に防止し、万一侵略を受けた場合にはこれを排除する機能を有するものであり、自衛隊の部隊の規模や編成、装備品等の種類や数量等、我が国を防衛する上で必要な人的、物的その他の能力の総体をいう。

イ　「防衛力の整備」

現在の防衛力の問題点、将来の国際情勢や軍事科学技術等の動向等を踏まえ、部隊の改編、装備品等の整備等により我が国及び国民の安全を確保するために適切な防衛力を構築又は維持することをいう。

ウ　「防衛力の整備に関する見積り若しくは計画」

防衛力の整備を行うために作成する計画及び当該計画を作成するために必要又は有用な内外の諸情勢等に関する分析評価又は予測をいう。防衛力の効率的かつ効果的な整備のためには、そのための計画が必要であるが、当該計画を作成する上で内外の諸情勢に関する緻密な見積りが必要であることから、本号は計画と見積りを一体的に規定している。

エ　「（防衛力の整備に関する）研究」

現在の防衛力の問題点、将来の国際情勢や軍事科学技術の動向等に関する分析を踏まえた将来の防衛力の在り方の検討に資する研究をいう。

オ　特定秘密の対象とする必要性

これらの事項に関する情報が漏えいした場合、現在の我が国の防衛力の問題点に加えて、将来的な防衛力の方向性が明らかになることから、相手国が我が国の防衛力の弱点をつく効果的な作戦の遂行や軍事力の構築を行うことが可能になり、我が国の防衛に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項については、特定秘密の対象となり得る事項とする必要がある。

なお、本号に該当する事項は、現在の我が国の防衛力の問題点や将来の防衛力の方向性を明らかにする内容を含み得るため、特定秘密の対象となり得ると考えられるが、多額の予算を必要とする防衛力の整備につ

いて国民の理解を得る観点等から、防衛力の整備に関する計画の概要については、中期的な観点から防衛力を整備するための政府の方針である「中期防衛力整備計画」や各年度の予算において公表されている。

⑸ 「ホ　武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物の種類又は数量」

ア　「武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物」

「防衛の用に供する」とは、自衛隊の作戦行動等（作戦行動及び情報収集、物資の輸送・補給、装備品等の修理等の作戦行動に密接な関連を有する諸活動をいう。以下同じ。）に用いることを意味する。「防衛の用に供する物」としては、具体的には、例示されている武器、弾薬、航空機の他に、船舶を含み（第４条第４項第１号参照）、また、これらと同等の保護に値するものである、車両、~~液体燃料、~~[p.248]装備品の構成部品、プログラムが記録された電子部品等がこれに該当する。

イ　「防衛の用に供する物の種類又は数量」

各部隊等や各機関若しくは自衛隊が全体として保有している装備品等の種類又は数量をいう。

ウ　特定秘密の対象とする必要性

これらの事項に関する情報が漏えいした場合、個別の部隊等又は自衛隊全体の戦闘能力や継戦能力等が明らかになることから、相手国が自衛隊の部隊等の弱点を踏まえた作戦を実施することが可能となり、我が国の防衛に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項については、特定秘密の対象となり得る事項とする必要がある。

⑹ 「ヘ　防衛の用に供する通信網の構成又は通信の方法」

ア　「防衛の用に供する通信網の構成」

「防衛の用に供する」については上記⑸ア参照。

自衛隊の作戦行動等の際に用いる通信網の拠点、経路又はその容量等をいう。

イ　「防衛の用に供する通信の方法」

有線・無線を問わず自衛隊が発受する防衛の用に供する通信の方法をいう。

ウ　特定秘密の対象とする必要性

これらの事項に関する情報が漏えいした場合、相手国が通信内容を傍受することが容易となり、自衛隊の作戦行動等の詳細が明らかになるおそれがあること、また、相手国が通信網を破壊することにより自衛隊の通信を妨害することが可能になることから、我が国の防衛に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項については、特定秘密の対象となり得る事項とする必要がある。

(7) 「ト　防衛の用に供する暗号」

ア　「防衛の用に供する暗号」

「防衛の用に供する」については上記(5)ア参照。

「暗号」とは、通信内容等[o249]を秘匿するための手段をいい、具体的には暗号のアルゴリズム、~~と~~鍵等を意味する。

「防衛の用に供する暗号」とは、自衛隊の作戦行動等の際に用いる暗号を意味する。

イ　特定秘密の対象とする必要性

これらの事項に関する情報が漏えいした場合、相手国は、傍受した自衛隊の通信内容を解読し、自衛隊の作戦行動等の詳細を知ること、また、収集対象となる情報に係る保全強化等の対抗措置を講ずることが可能となることから、我が国の防衛に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項については、特定秘密の対象となり得る事項とする必要がある。

(8) 「チ　武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のものの仕様、性能又は使用方法」

ア　「武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物」

上記(5)ア参照。

イ　「仕様」

装備品等の形状、構造、品質等をいう。

ウ　「性能」

装備品等がその目的に従って使用された場合に発揮する特性や能力をいう。

エ　「使用方法」

装備品等の物理的な操作方法のみならず、その装備品等の本来の目的にかなった最も有効適切な操作方法をいう。

オ　特定秘密の対象とする必要性

これらの事項に関する情報が漏えいした場合、装備品等が発揮し得る能力等が明らかになり、相手国が対抗措置を講ずることが可能となるため、我が国の防衛に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項については、特定秘密の対象となり得る事項とする必要がある。

研究開発段階にある装備品等についても、その仕様、性能又は使用方法が漏えいした場合、近い将来において自衛隊が作戦行動等に使用される蓋然性が高い装備品等が発揮し得る能力等が明らかになるため、装備品等とあわせて本号の対象と含めることとしている。

⑼　「リ　武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のものの製作、検査、修理又は試験の方法」

ア　「武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物」

上記⑸ア参照。

イ　「製作の方法」

装備品等又はそれらに用いられる部品、システム等を製作するために必要な知識又は技術をいう。

ウ　「検査の方法」

装備品等若しくはそれらに用いられる部品、システム等を検査するために必要な知識若しくは技術又は当該検査の評価基準若しくは結果として得られるデータをいう。

エ　「修理の方法」

装備品等若しくはそれらに用いられる部品、システム等を修理するために必要な知識若しくは技術又は当該修理の結果として得られるデータをいう。

オ　「試験の方法」

装備品等若しくはそれらに用いられる部品、システム等の試験を行うために必要な知識若しくは技術又は当該試験の評価基準若しくは結果として得られるデータをいう。

カ　特定秘密の対象とする必要性

これらの事項に関する情報が漏えいした場合、装備品等が発揮し得る能力等が明らかになり、相手国が対抗措置を講ずることが可能となるため、我が国の防衛に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項については、特定秘密の対象となり得る事項とする必要がある。

研究開発段階にある装備品等についても、その製作、検査、修理又は試験の方法が漏えいした場合、近い将来において自衛隊が作戦行動等に使用される蓋然性が高い装備品等が発揮し得る能力等が明らかになるため、装備品等と併せて本号の対象と含めることとしている。

⑽　「ヌ　防衛の用に供する施設の設計、性能又は内部の用途（へに掲げるものを除く。）」

ア　「防衛の用に供する施設」

「防衛の用に供する」については上記⑸ア参照。

自衛隊の作戦行動等の際に用いる施設（土地、建物及びその付属施設をいう。建物及びその付属施設の用途に従って当然に存在する若しくはその効用を増す器材等、例えば電気回線、通信回線若しくは警備システム等（武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供するものを除く。）を

含む。）をいい、具体的には、作戦行動の際に指揮所として使用される施設等が挙げられる。なお、自衛隊が所有している宿舎又は厚生施設等の施設は、含まれない。

イ　「設計」

防衛の用に供する施設の構造（内部的な組立て及び材質）又は当該施設に求められている強度、~~材質等~~をいう。

ウ　「性能」

防衛の用に供する施設がその用途に従って使用された場合に実際に発揮される特性、強度又は能力（施設の設計目的が達成されているか）をいう。

エ　「内部の用途」

防衛の用に供する施設の内部、例えば、ある区画（部屋）がいかなる目的で使用されているかをいう。

オ　特定秘密の対象とする必要性

これらの事項に関する情報が漏えいした場合、防衛の用に供する施設の防護能力等が明らかになることから、相手国が当該施設の弱点を踏まえた作戦を実施することが可能となり、我が国の防衛に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項については、特定秘密の対象となり得る事項とする必要がある。

別表第２号　外交に関する事項

別表（第三条、第五条―第九条関係）

二　外交に関する事項

イ　外国の政府又は国際機関との交渉又は協力の方針又は内容のうち、国民の生命及び身体の保護、領域の保全その他の安全保障に関する重要なもの

ロ　安全保障のために我が国が実施する貨物の輸出若しくは輸入の禁止その他の措置又はその方針（第一号イ若しくはニ、第三号イ又は第四号イに掲げるものを除く。）

ハ　安全保障に関し収集した国民の生命及び身体の保護、領域の保全若しくは国際社会の平和と安全に関する重要な情報又は条約その他の国際約束に基づき保護することが必要な情報（第一号ロ、第三号ロ又は第四号ロに掲げるものを除く。）

ニ　ハに掲げる情報の収集整理又はその能力

ホ　外務省本省と在外公館との間の通信その他の外交の用に供する暗号

１　趣旨

本号は、外交に関する事項として総称される、外国の政府等との交渉又は協力その他安全保障のために我が国が実施する措置に関して類型的に秘匿の必要性が高いと認められる事項を限定列挙したものである。

２　内容

(1)　「イ　外国の政府又は国際機関との交渉又は協力の方針又は内容のうち、国民の生命及び身体の保護、領域の保全その他の安全保障に関する重要なもの」

ア　「交渉又は協力」

「交渉」とは、様々な問題について話し合いを通じて相互の利益の調整を行うことをいい、「協力」とは、同一の目的に向かって何らかの形で調整しながら行動することをいう。

イ　「方針又は内容」

「方針」とは、外国の政府等との交渉又は協力において我が国が達成すべき目標及びそれらを実現するための方策である。また、「内容」とは、安全保障に関する外国の政府等との交渉の過程や協力の具体的内容に関する事項である。

ウ　「国民の生命及び身体の保護、領域の保全その他の安全保障に関する重要なもの」

安全保障に関する「外国の政府又は国際機関との交渉又は協力の方針又は内容」であっても、通常、協議日程、議題、結果概要等は特段の秘匿の必要性があるものではない。そこで、外国の政府等との「交渉又は協力の方針又は内容のうち」、「安全保障に関する重要なもの」と規定することにより、類型的に秘匿の必要性が高いと認められる事項を列挙することとしている本法別表の趣旨により沿ったものとし、また、例示として「国民の生命及び身体の保護」及び「領域の保全」を規定することにより、「安全保障に関する重要なもの」の具体的内容を明らかにすることとしたものである。

エ　特定秘密の対象とする必要性

これらの事項に関する情報のうち、

① 外国の政府等との交渉の方針に関する情報が漏えいした場合、我が国の安全保障に係る交渉の手の内が明らかになるため、関係国が対抗措置や妨害措置を講ずることが可能となり、我が国の利益の実現が困難になる可能性がある

② 外国の政府等との交渉の内容に関する情報が漏えいした場合、交渉過程の詳細が明らかになることにより、交渉相手国との信頼関係が損なわれ、率直な意見交換を行うことが困難になるなど、その後の当該交渉相手国との交渉に支障が生じる。また、交渉過程が第三国にも明らかになるため、今後行われる第三国との同種の交渉においても我が国が望ましい結果を得ることが困難になる可能性がある

③ 外国の政府等との協力の方針又は内容に関する情報が漏えいした場合、当該協力の手の内が明らかになるため、関係国が対抗措置や妨害措置を講ずることが可能となり、当該外国の政府等との信頼関係が損なわれ、その後の安全保障に係る協力が困難になる可能性がある

このため、我が国の安全保障に関する外国の政府等と交渉又は協力に重大な支障を来す可能性があり、これらの事項については、特定秘密の対象となり得る事項とする必要がある。

(2) 「ロ　安全保障のために我が国が実施する貨物の輸出若しくは輸入の禁止その他の措置又はその方針（第一号イ若しくはニ、第三号イ又は第四号イに掲げるものを除く。）」

ア　「貨物の輸出若しくは輸入」

イの「安全保障のために我が国が実施する（中略）措置」の例示である。

イ　「安全保障のために我が国が実施する（中略）措置又はその方針」

安全保障に関して我が国として独自に講ずる様々な措置又はその方針である。

本事項は、例えば、国際連合安全保障理事会の決議（以下「安保理決議」という。）に基づき外国に対して制裁措置を講ずる場合などにおいて、本号イの外国の政府等との協力の方針又は内容との間で事項に重複する部分があるかのようにも見える。例えば、一定の物資の輸出禁止を加盟国に求める安保理決議を受けて、我が国においても当該物資の輸出を禁止した場合、協力国から情報を得て当該物資の我が国を経由した密輸出を防止するための措置を講ずれば、当該措置は安保理決議に基づく輸出禁止に抜け穴が生じないようにするための協力であると同時に、我が国の輸出禁止の実効性を確保するための措置でもあり得る。

しかしながら、本号イの外国の政府等との協力に関する事項は、我が国の政府と外国の政府等とが様々な対応を一致して、又は役割分担の下に実施するに際して、それらの対応の総合的な実効性を確保すべく、我が国の政府と外国の政府等との間で信頼関係を維持し、協力の手の内が明らかになることを防止するために秘匿すべき事項である一方、ロの安全保障のために我が国が実施する措置に関する事項は、外国の政府等と協力して行う場合だけでなく、我が国が単独で実施する場合も含め、我が国が実施する措置そのものの実効性を確保すべく、当該措置の手の内が明らかになることを防止するために秘匿すべき事項である。したがって、上記の例に見られるように、我が国の対応が同号イとロのいずれにも該当する場合があるとしても、これら各号に規定している事項には概念的な重複があるわけではない。

なお、本事項において第１号イ及びニ、第３号イ並びに第４号イで「計画」又は「研究」と規定している事項に相当する事項、すなわち、安全保障のために我が国が実施する措置について、とるべき措置の手順等を事前に作成したもので計画に相当するものや、様々な事態を想定して効率的かつ効果的に措置を講ずるための検討で研究に相当するものを、本事項においては措置の「方針」と規定している。これは、安全保障を実現するために外国の政府等との交渉又は協力以外で国が講ずる措置は、例えば他国を非難する声明の発出、禁輸措置等多岐にわたるため、必ずしもこれらの措置の「計画若しくは研究」と規定することが適切ではないためである。

ウ　「（第一号イ若しくはニ、第三号イ又は第四号イに掲げるものを除く。）」

第１号イ、同号ニ、第３号イ又は第４号イに該当する情報の中には、

「安全保障のために我が国が実施する（中略）措置又はその方針」にも該当し得るものがあるが、これらは、その性格から「外交に関する事項」とするよりも、第１号イ若しくはニ、第３号イ又は第４号イに掲げる事項として取り扱うことが適切であると考えられる。このため、これらについては本事項から除くこととしている。

エ　特定秘密の対象とする必要性

これらの事項に関する情報が漏えいした場合、安全保障のために我が国が講ずる措置の手の内が明らかになるため、関係国等が対抗措置や妨害措置を講ずることが可能となる。このため、当該措置の実施に重大な支障を来す可能性があり、これらの事項については、特定秘密の対象となり得る事項とする必要がある。

⑶　「ハ　安全保障に関し収集した国民の生命及び身体の保護、領域の保全若しくは国際社会の平和と安全に関する重要な情報又は条約その他の国際約束に基づき保護することが必要な情報（第一号ロ、第三号ロ又は第四号ロに掲げるものを除く。）」

ア　「情報」

別表第１号に関する解説２⑵ア参照。

イ　「安全保障に関し収集した（中略）重要な情報」

安全保障に関し外務省本省、在外公館、内閣の重要政策に関する情報の収集調査等を所掌する内閣官房その他の行政機関が収集した情報のうち、重要なものをいう。

ウ　「国民の生命及び身体の保護、領域の保全若しくは国際社会の平和と安全に関する」

本事項は、政府原案では「安全保障に関し収集した条約その他の国際約束に基づき保護することが必要な情報その他の重要な情報」と規定されていたが、衆議院における与野党協議により、「重要な情報」を「国民の生命及び身体の保護、領域の保全若しくは国際社会の平和と安全に関する」ものに限定して規定し、「安全保障に関し収集した（中略）条約その他の国際約束に基づき保護することが必要な情報」との例示については別途規定する（下記エ参照）よう、修正された。

エ　「安全保障に関し収集した（中略）条約その他の国際約束に基づき保護することが必要な情報」

安全保障に関し収集した情報であって、秘密保護協定（第９条に関する解説２⑶参照）等の国際約束に基づき提供され、保護することが必要なものである。

オ　「（第一号ロ、第三号ロ又は第四号ロに掲げるものを除く。）」

第１号ロ、第３号ロ又は第４号ロに該当する情報の中には、「安全保障に関し収集した（中略）重要な情報又は条約その他の国際約束に基づき保護することが必要な情報」にも該当し得るものがあるが、これらは、その性格から「外交に関する事項」とするよりも、第１号ロ、第３号ロ又は第４号ロに掲げる事項として取り扱うことが適切であると考えられる。このため、これらについては本事項から除くこととした。

カ　特定秘密の対象とする必要性

これらの事項に関する情報が漏えいした場合、

①　収集対象となる情報に係る保全強化等の対抗措置が講じられ、じ後必要な情報を入手することが困難となる

②　情報の提供国等との信頼関係を損なうために、じ後必要な情報を入手することが困難となる

③　いかなる情報を情勢判断の指標等として収集整理しているかが明らかになり、情報操作を施され、不適切な情報を信頼することになったり、情報業務の間隙をつかれたりする

こととなり、我が国が適時に適切な対応をとることができず、我が国の安全保障に関する外国の政府等との交渉若しくは協力又は安全保障のために我が国が実施する措置に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項については、特定秘密の対象となり得る事項とする必要がある。

(4)　「ニ　ハに掲げる情報の収集整理又はその能力」

ア　「情報の収集整理」

本号ハに掲げる情報の収集整理に関する活動状況、態勢及び方法等をいう。「活動状況」、「態勢」及び「方法」については別表第１号に関する解説２(3)ア参照。

イ「（情報の収集整理）の能力」

意義については別表第１号に関する解説２(3)~~ア~~イ参照。

ウ　特定秘密の対象とする必要性

これらの事項に関する情報が漏えいした場合、

①　収集対象となる情報に係る保全強化等の対抗措置が講じられ、じ後必要な情報を入手することが困難となる

②　情報の提供国等との信頼関係を損なうために、じ後必要な情報を入手することが困難となる

③　いかなる情報を情勢判断の指標等として収集整理しているかが明らかになり、情報操作を施され、不適切な情報を信頼することになったり、情報業務の間隙をつかれたりする

こととなり、我が国が、外国の政府等と交渉若しくは協力を行い、又は安全保障上の措置を講ずる際に、適時に適切な対応をとることができず、安全保障に関する外国の政府等との交渉若しくは協力又は安全保障のために我が国が実施する措置に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項については、特定秘密の対象となり得る事項とする必要がある。

⑸ 「ホ　外務省本省と在外公館との間の通信その他の外交の用に供する暗号」

ア　「外交の用に供する暗号」

「暗号」については別表第１号に関する解説２⑺ア参照。

「外交の用に供する暗号」とは、外交に係る諸活動の際に用いる暗号を意味する。

イ　特定秘密の対象とする必要性

これらの事項に関する情報が漏えいした場合、相手国は、傍受した通信内容を解読し、我が国の外国の政府等との交渉若しくは協力又は安全保障上の措置の手の内等の詳細を知ること等が可能となり、また、他国との信頼関係が損なわれることから、安全保障に関する外国の政府等との交渉若しくは協力又は安全保障のために我が国が実施する措置に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項については、特定秘密の対象となり得る事項とする必要がある。

別表第３号　特定有害活動の防止に関する事項

別表（第三条、第五条―第九条関係）
三　特定有害活動の防止に関する事項
イ　特定有害活動による被害の発生若しくは拡大の防止（以下この号において「特定有害活動の防止」という。）のための措置又はこれに関する計画若しくは研究
ロ　特定有害活動の防止に関し収集した国民の生命及び身体の保護に関する重要な情報又は外国の政府若しくは国際機関からの情報
ハ　ロに掲げる情報の収集整理又はその能力
ニ　特定有害活動の防止の用に供する暗号

１　趣旨

本号は、特定有害活動の防止に関して類型的に秘匿の必要性が高いと認められる事項を限定列挙したものである。

２　内容

(1)　「イ　特定有害活動による被害の発生若しくは拡大の防止（以下この号において「特定有害活動の防止」という。）のための措置又はこれに関する計画若しくは研究」

ア　「（特定有害活動の防止）のための措置」

特定有害活動への適切な対処を確保するため、治安機関がとるべき措置をいう。

イ　「（特定有害活動の防止のための措置）に関する計画」

アの「措置」の手順等をまとめた計画をいう。

ウ　「（特定有害活動の防止のための措置）に関する（中略）研究」

アの「措置」の効率的かつ効果的な対処に資すること等を目的として行う研究をいう。

エ　特定秘密の対象とする必要性

これらの事項に関する情報が漏えいした場合、特定有害活動に対処する治安機関の能力、態勢又は関心事項が明らかになることから、外国の情報機関等が治安機関の手の内を踏まえた効果的な攻撃を実施することが可能となり、我が国における特定有害活動の防止に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項については、特定秘密の対象となり得る事項とする必要がある。

(2)　「ロ　特定有害活動の防止に関し収集した国民の生命及び身体の保護に関する重要な情報又は外国の政府若しくは国際機関からの情報」

ア　「情報」

別表第１号に関する解説２⑵ア参照。

イ　「特定有害活動の防止に関し収集した（中略）重要な情報」

特定有害活動の防止に関し警察庁等の治安機関、内閣の重要政策に関する情報の収集調査等を所掌する内閣官房その他の行政機関が収集した情報のうち、重要なものをいう。

ウ　「国民の生命及び身体の保護に関する」

本事項は、政府原案では「特定有害活動の防止に関し収集した外国の政府又は国際機関からの情報その他の重要な情報」と規定されていたが、衆議院における与野党協議により、「重要な情報」を「国民の生命及び身体の保護に関する」ものに限定して規定し、「特定有害活動の防止に関し収集した（中略）外国の政府若しくは国際機関からの情報」との例示については別途規定する（下記エ参照）よう、修正された。

エ　「特定有害活動の防止に関し収集した（中略）外国の政府若しくは国際機関からの情報」

特定有害活動の防止に関し収集した情報であって、外国の情報機関や治安関係の国際機関等から提供された情報である。

オ　特定秘密の対象とする必要性

これらの事項に関する情報が漏えいした場合、

① 収集対象となる情報に係る保全強化等の対抗措置が講じられ、じ後必要な情報を入手することが困難となる

② 情報の提供国等との信頼関係を損なうため、じ後必要な情報を入手することが困難となる

③ いかなる情報を情勢判断の指標等として収集整理しているかが明らかになり、情報操作を施され、不適切な情報を信頼することになったり、情報業務の間隙をつかれたりする

こととなり、適時に適切な対応をとることができず、我が国の特定有害活動の防止に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項については、特定秘密の対象となり得る事項とする必要がある。

⑶　「ハ　ロに掲げる情報の収集整理又はその能力」

ア　「情報の収集整理」

本号ロに掲げる情報の収集整理に関する活動状況、態勢及び方法等をいう。「活動状況」、「態勢」及び「方法」については別表第１号に関する解説２⑶ア参照。

イ　「（情報の収集整理）の能力」

意義については別表第１号に関する解説２⑶エイ参照。

ウ　特定秘密の対象とする必要性

これらの事項に関する情報が漏えいした場合、

① 収集対象となる情報に係る保全強化等の対抗措置が講じられ、じ後必要な情報を入手することが困難となる

② 情報の提供国等との信頼関係を損なうために、じ後必要な情報を入手することが困難となる

③ いかなる情報を情勢判断の指標等として収集整理しているかが明らかになり、情報操作を施され、不適切な情報を信頼することになったり、情報業務の間隙をつかれたりする

こととなり、適時に適切な対応をとることができず、我が国の特定有害活動の防止に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項については、特定秘密の対象となり得る事項とする必要がある。

(4) 「ニ　特定有害活動の防止の用に供する暗号」

ア　「特定有害活動の防止の用に供する暗号」

「暗号」については別表第１号に関する解説２(7)ア参照。

「特定有害活動の防止の用に供する暗号」とは、特定有害活動の防止に係る諸活動の際に用いる暗号を意味する。

イ　特定秘密の対象とする必要性

これらの事項に関する情報が漏えいした場合、相手方は、傍受した通信内容を解読し、特定有害活動に対処する治安機関の活動等の詳細を知ることが可能となり、また、収集対象となる情報に係る保全強化等の対抗措置を講ずることが可能となることから、我が国の特定有害活動の防止に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項については、特定秘密の対象となり得る事項とする必要がある。

別表第４号　テロリズムの防止に関する事項

別表（第三条、第五条―第九条関係）

四　テロリズムの防止に関する事項

イ　テロリズムによる被害の発生若しくは拡大の防止（以下この号において「テロリズムの防止」という。）のための措置又はこれに関する計画若しくは研究

ロ　テロリズムの防止に関し収集した国民の生命及び身体の保護に関する重要な情報又は外国の政府若しくは国際機関からの情報

ハ　ロに掲げる情報の収集整理又はその能力

ニ　テロリズムの防止の用に供する暗号

１　趣旨

本号は、テロリズムの防止に関して類型的に秘匿の必要性が高いと認められる事項を限定列挙したものである。

２　内容

(1)　「イ　テロリズムによる被害の発生若しくは拡大の防止（以下この号において「テロリズムの防止」という。）のための措置又はこれに関する計画若しくは研究」

ア　「（テロリズムの防止）のための措置」

テロリズムへの適切な対処を確保するため、治安機関がとるべき措置をいう。

イ　「（テロリズムの防止のための措置）に関する計画」

アの「措置」の手順等をまとめた計画をいう。

ウ　「（テロリズムの防止のための措置）に関する（中略）研究」

アの「措置」の効率的かつ効果的な対処に資すること等を目的として行う研究をいう。

エ　特定秘密の対象とする必要性

これらの事項に関する情報が漏えいした場合、テロリズムに対処する治安機関の能力、態勢又は関心事項が明らかになることから、外国の情報機関等が治安機関の手の内を踏まえた効果的な攻撃を実施することが可能となり、我が国におけるテロリズムの防止に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項については、特定秘密の対象となり得る事項とする必要がある。

(2)　「ロ　テロリズムの防止に関し収集した国民の生命及び身体の保護に関する重要な情報又は外国の政府若しくは国際機関からの情報」

ア　「情報」

別表第１号に関する解説２(2)ア参照。

イ　「テロリズムの防止に関し収集した（中略）重要な情報」

テロリズムの防止に関し警察庁等の治安機関、内閣の重要政策に関する情報の収集調査等を所掌する内閣官房その他の行政機関が収集した情報のうち、重要なものをいう。

ウ　「国民の生命及び身体の保護に関する」

本事項は、政府原案では「テロリズムの防止に関し収集した外国の政府又は国際機関からの情報その他の重要な情報」と規定されていたが、衆議院における与野党協議により、「重要な情報」を「国民の生命及び身体の保護に関する」ものに限定して規定し、「テロリズムの防止に関し収集した（中略）外国の政府若しくは国際機関からの情報」との例示については別途規定する（下記エ参照）よう、修正された。

エ　「テロリズムの防止に関し収集した（中略）外国の政府若しくは国際機関からの情報」

テロリズムの防止に関し収集した情報であって、外国の情報機関や治安関係の国際機関等から提供された情報である。

オ　特定秘密の対象とする必要性

これらの事項に関する情報が漏えいした場合、

① 収集対象となる情報に係る保全強化等の対抗措置が講じられ、じ後必要な情報を入手することが困難となる

② 情報の提供国等との信頼関係を損なうため、じ後必要な情報を入手することが困難となる

③ いかなる情報を情勢判断の指標等として収集整理しているかが明らかになり、情報操作を施され、不適切な情報を信頼することになったり、情報業務の間隙をつかれたりする

こととなり、適時に適切な対応をとることができず、我が国のテロリズムの防止に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項については、特定秘密の対象となり得る事項とする必要がある。

(3)　「ハ　ロに掲げる情報の収集整理又はその能力」

ア　「情報の収集整理」

本号ロに掲げる情報の収集整理に関する活動状況、態勢及び方法等をいう。「活動状況」、「態勢」及び「方法」については別表第１号に関する解説２(3)ア参照。

イ　「（情報の収集整理）の能力」

意義については別表第１号に関する解説２(3)イ参照。

ウ　特定秘密の対象とする必要性

これらの事項に関する情報が漏えいした場合、

① 収集対象となる情報に係る保全強化等の対抗措置が講じられ、じ後必要な情報を入手することが困難となる

② 情報の提供国等との信頼関係を損なうために、じ後必要な情報を入手することが困難となる

③ いかなる情報を情勢判断の指標等として収集整理しているかが明らかになり、情報操作を施され、不適切な情報を信頼することになったり、情報業務の間隙をつかれたりする

こととなり、適時に適切な対応をとることができず、我が国のテロリズムの防止に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項については、特定秘密の対象となり得る事項とする必要がある。

(4)　「ニ　テロリズムの防止の用に供する暗号」

ア　「テロリズムの防止の用に供する暗号」

「暗号」については別表第１号に関する解説２(7)ア参照。

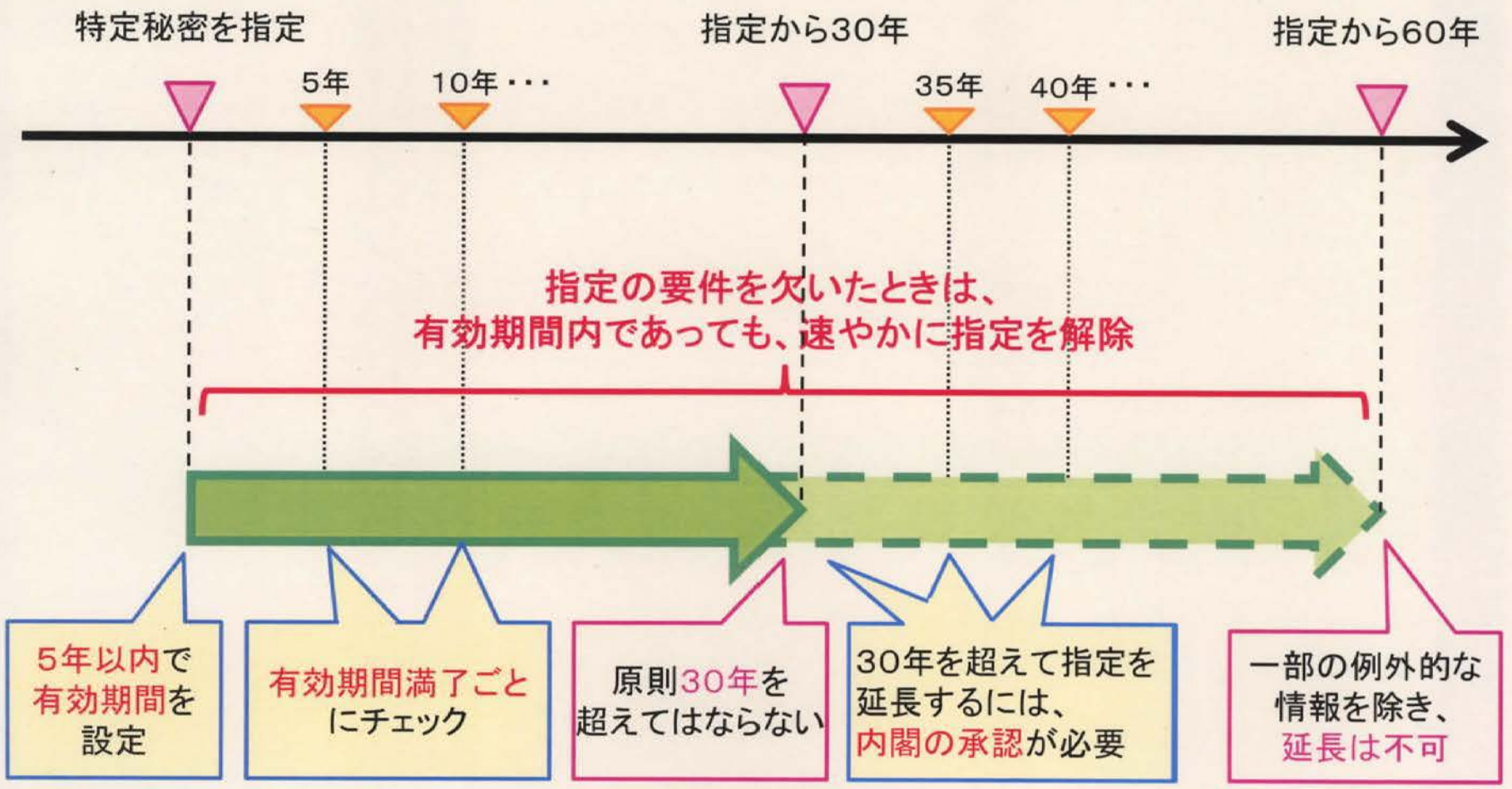
「テロリズムの防止の用に供する暗号」とは、テロリズムの防止に係る諸活動の際に用いる暗号を意味する。

イ　特定秘密の対象とする必要性

これらの事項に関する情報が漏えいした場合、相手方は、傍受した通信内容を解読し、テロリズムに対処する治安機関の活動等の詳細を知ることが可能となり、また、収集対象となる情報に係る保全強化等の対抗措置を講ずることが可能となることから、我が国のテロリズムの防止に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項については、特定秘密の対象となり得る事項とする必要がある。

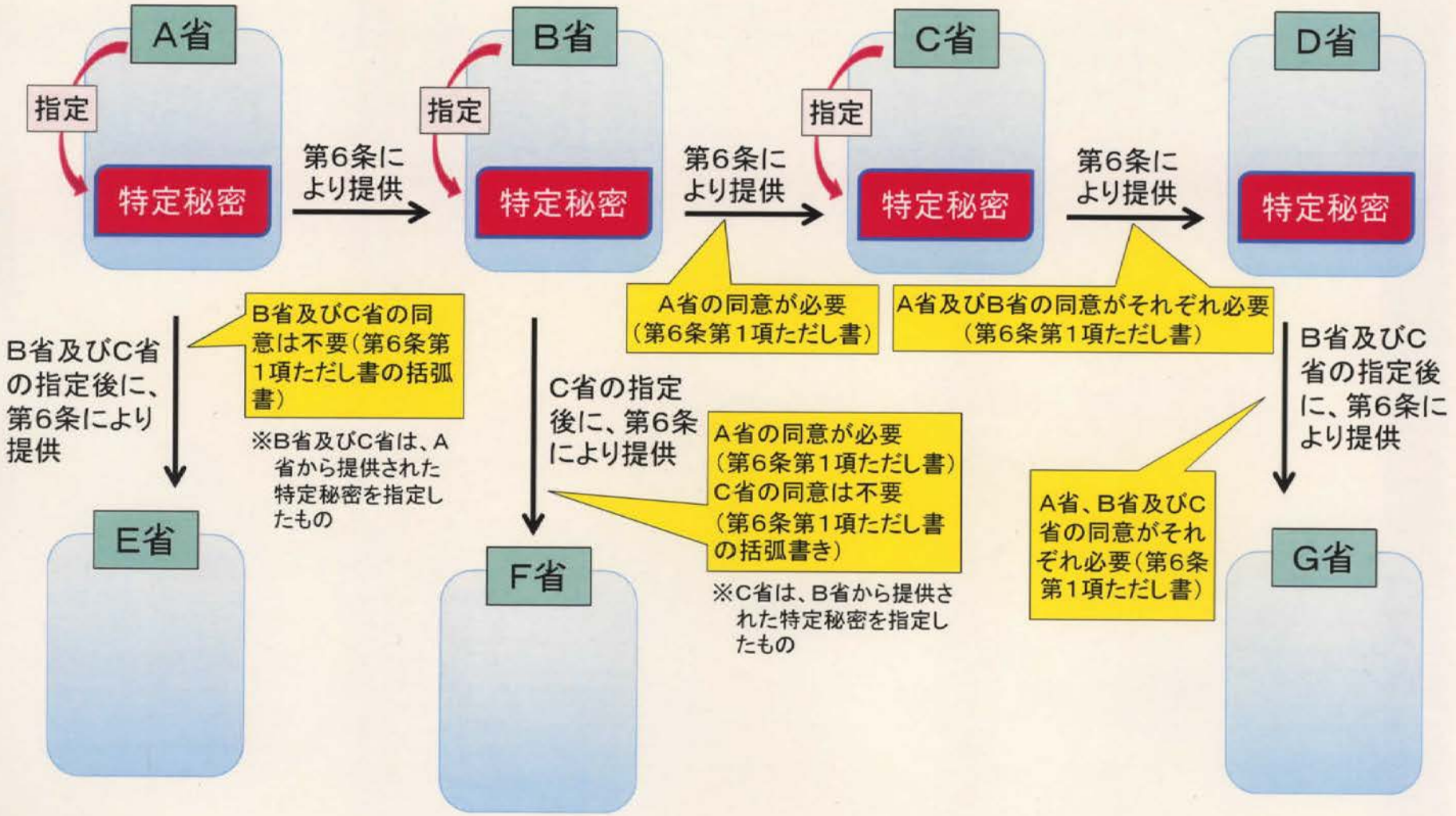
別添1

特定秘密の指定・解除・有効期間



別添2

我が国の安全保障上の必要による特定秘密の提供における行政機関の長の同意について



別添３

本法、国家公務員法、改正前の自衛隊法及びＭＤＡ秘密保護法の罰則の比較

	本法	国家公務員法	改正前の自衛隊法	ＭＤＡ秘密保護法
取扱業務者による漏えい（故意）	10年以下の懲役（又は情状により10年以下の懲役及び1千万円以下の罰金）　（第23条第1項）	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金（第100条第1項、第109条第12号） ※「職員」による「職務上知り得た秘密」の漏えいを処罰。「職務上知り得た秘密」は、職員が職務の執行に関連して知り得た秘密のすべてをいい、職員が担当している職務に直接関係する秘密、すなわち「職務上の秘密」のほか、担当職務外の秘密であっても職務の遂行に関連して知り得たものが含まれる（「逐条国家公務員法」832頁）。	5年以下の懲役（第122条第1項）	10年以下の懲役（第3条第1項第3号） ※「わが国の安全を害する目的をもつて」漏えいした者は取扱業務者以外の者も処罰（第2号）。
業務知得者による漏えい（故意）	5年以下の懲役（又は情状により5年以下の懲役及び500万円以下の罰金）　（第23条第2項）		―	5年以下の懲役（第3条第2項） ※ 業務知得者以外の者も処罰。
未遂処罰の有無	○（第23条第3項）	―	○（第122条第2項）	○（第3条第3項）
取扱業務者による漏えい（過失）	2年以下の禁錮又は50万円以下の罰金（第23条第4項）	―	1年以下の禁錮又は3万円以下の罰金（第122条第3項）	2年以下の禁錮又は5万円以下の罰金（第4条第1項）
業務知得者による漏えい（過失）	1年以下の禁錮又は30万円以下の罰金　（第23条第5項）	―	―	1年以下の禁錮又は3万円以下の罰金　（第4条第2項）
取得行為	10年以下の懲役（又は情状により10年以下の懲役及び1千万円以下の罰金）　（第24条第1項） ※　外国の利益若しくは自己の不正の利益を図り、又は我が国の安全若しくは国民の生命若しくは身体を害すべき用途に供する目的に限る。	―	―	10年以下の懲役（第3条第1項第1号） ※　探知・収集行為を処罰。 ※　「不当な方法で」行う場合のほか、「わが国の安全を害すべき用途に供する目的をもつて」行う場合を処罰。
未遂処罰の有無	○（第24条第2項）	―	―	○（第3条第3項）
共謀 独立教唆 煽動	5年以下の懲役　（第25条第1項） ※　取扱業務者による漏えい及び取得行為の共謀、独立教唆、煽動。 3年以下の懲役　（第25条第2項） ※ 業務知得者による漏えいの共謀、独立教唆、煽動。	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金（第111条） ※　第109条第12号に掲げる行為（秘密の漏えい）を企て、命じ、故意にこれを容認し、そそのかし又はそのほう助をした者を処罰。	3年以下の懲役（第122条第4項） ※ 取扱業務者による漏えいの共謀、独立教唆、煽動。	5年以下の懲役（第5条第1項、第3項） ※　第3条第1項の罪の陰謀、教唆、せん動。 3年以下の懲役（第5条第2項、第3項） ※　第3条第2項の罪の陰謀、教唆、せん動。

※ＭＤＡ秘密保護法：「日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法」

平成26年6月11日

関係省庁各位

平素より大変お世話になっております。

これまで関係省庁及び情報保全諮問会議の委員よりいただいた、運用基準の素案の叩き台への御意見を踏まえ、運用基準の素案の叩き台の改訂版を作成しましたので、お送りいたします（5月下旬から6月上旬にいただいた委員の先生及び関係省庁のコメント及び反映状況も併せて同封いたします。）。

ショートノーティスにて恐縮ですが、コメントは、6月20日（金）までにいただければと思います。

また、今回いただくコメントを踏まえ、次回お送りする資料は、情報保全諮問会議において議論する素案の最終編成の段階に入っておりますところ、可能な限り具体的な修文コメントの形で御意見いただければ幸いです。

なお、政令・運用基準の策定については、以下のスケジュールを予定しているところ、予め御承知置きいただければ幸いです。

引き続き、御協力の程よろしくお願いいたします。

【スケジュール案】

6月第2週	**関係省庁に運用基準の素案の叩き台（改訂版）を送付**
6月20日	運用基準の叩き台（改訂版）及び施行令（仮称）素案の叩き台についての関係省庁のコメント締め切り
6月23日の週	関係省庁に運用基準・施行令素案（案）を送付

※　上記スケジュール案については、進捗等によって変更がありうるところ、予めご理解いただければ幸いです。

内閣官房特定秘密保護法施行準備室
内閣参事官　神原（かんばら）　紀之
東京都千代田区永田町１－６－１
電話番号：[redacted]
ＦＡＸ：０３－３５９２－２３０７

平成２６年　　月　　日

省・庁　　課・室

１．　特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準（素案の叩き台（改訂版））へのコメント

（例）

Ⅳ　適性評価の実施　５　調査の実施　(4)　評価対象者に対する面接等

●

２．　その他

情報保全諮問会議委員関係者限り

（素案の叩き台（改訂版））目次

Ⅰ　基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
1　策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
2　特定秘密保護法の運用に当たって留意すべき事項・・・・・・・・・・・・1
(1)　拡張解釈の禁止並びに国民の基本的人権及び報道・取材の自由の尊重・1
(2)　公文書管理法と情報公開法の適正な運用・・・・・・・・・・・・・・・2
3　特定秘密を取り扱う者等の責務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2

Ⅱ　特定秘密の指定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
1　指定の要件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
(1)　別表該当性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
(2)　非公知性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
(3)　特段の秘匿の必要性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
(4)　特に遵守すべき事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9
(5)　実施体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9
2　指定手続・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
3　指定の有効期間の設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
4　関係行政機関の協力・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11

Ⅲ　特定秘密の指定の有効期間の満了・延長・解除等・・・・・・・・・・・11
1　指定の有効期間の満了・延長・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
(1)　指定時又は延長時に定めた有効期間が満了する場合・・・・・・・・・11
(2)　指定の有効期間の満了・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
(3)　有効期間の延長の周知等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
(4)　通じて30年を超えて延長する場合・・・・・・・・・・・・・・・・・12
2　指定の解除・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
(1)　指定の理由の点検等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
(2)　解除の周知等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
(3)　特定秘密の表示の抹消・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
(4)　指定の解除の表示・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
3　指定が解除され、又は指定の有効期間が満了した特定秘密が記録された
行政文書で保存期間が満了したものの取扱い・・・・・・・・・・・・・・13
(1)　指定の有効期間が通じて30年を超える特定秘密・・・・・・・・・・13
(2)　指定の有効期間が通じて30年以下の特定秘密・・・・・・・・・・・13

Ⅳ　適性評価の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14

1　適性評価の実施に当たっての基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・14
2　実施体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14
(1)　適性評価実施責任者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14
(2)　適性評価実施担当者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15
(3)　関与の制限・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15
(4)　留意事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15
3　評価対象者の選定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15
(1)　名簿の提出・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15
(2)　行政機関の長の承認・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16
(3)　留意事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16
4　適性評価の実施についての告知と同意・・・・・・・・・・・・・・・17
(1)　評価対象者に対する告知・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17
(2)　同意の手続・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17
(3)　不同意の場合の措置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・18
(4)　同意の取下げ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・18
5　調査の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・18
(1)　評価対象者による質問票の記載と提出・・・・・・・・・・・・・・18
(2)　上司等に対する質問等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・19
(3)　人事管理情報等による確認・・・・・・・・・・・・・・・・・・・19
(4)　評価対象者に対する面接等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・19
(5)　公務所又は公私の団体に対する照会・・・・・・・・・・・・・・・20
(6)　留意事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・20
6　評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・21
(1)　評価の基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・21
(2)　評価の際に考慮する要素・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・21
7　結果等の通知・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・21
(1)　評価対象者への結果及び理由の通知・・・・・・・・・・・・・・・21
(2)　適合事業者への結果の通知・・・・・・・・・・・・・・・・・・・22
8　苦情の申出とその処理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・22
(1)　苦情の処理のための体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・22
(2)　苦情の申出・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・23
(3)　苦情の処理の手続・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・23
(4)　苦情処理結果の通知・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・23
(5)　留意事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・23
9　適性評価実施後の措置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・24
(1)　行政機関の職員が特定秘密保護第12条第1項第3号に該当する可能性
がある場合の措置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・24

(2)　適合事業者の従業者が特定秘密保護法第12条第１項第３号に該当する可能性がある場合の措置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・24
10　適性評価に関する個人情報等の管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・25
(1)　適性評価記録簿の作成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・25
(2)　行政機関における個人情報等の管理・・・・・・・・・・・・・・・・・25
(3)　適合事業者等における個人情報等の管理・・・・・・・・・・・・・・・26
(4)　適性評価に関する個人情報の利用及び提供の制限・・・・・・・・・・26
11　研修・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・26
12　適性評価の実施に関する関係行政機関の協力・・・・・・・・・・・・・26
13　警察本部長による適性評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・27
14　特定秘密保護法の公布の日から２年を超えない範囲内において政令で定める日の前日までの特定秘密の取扱いに関する経過措置・・・・・・・・27

Ⅴ　特定秘密の指定・解除及び適性評価の実施の適正を確保するための措置等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・27
１　内閣官房及び内閣府の任務並びにその他の行政機関の協力・・・・・・27
２　内閣総理大臣による指揮監督・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・28
３　特定秘密の指定等及び特定行政文書ファイル等の管理の検証・監察・是正・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・28
(1)　内閣府独立公文書管理監（仮称）による検証・監察・是正・・・・・28
(2)　行政機関の長による特定秘密指定管理簿の写しの提出等・・・・・・28
４　特定秘密の指定等及び特定行政文書ファイル等の管理等の適正に関する通報・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・30
(1)　通報の処理の枠組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・30
(2)　通報の処理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・31
(3)　通報者の保護等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・32
５　特定秘密保護法第18条第２項に規定する者及び国会への報告　・・・・33
(1)　内閣総理大臣への報告等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・33
(2)　特定秘密保護法第18条第２項に規定する者への報告　・・・・・・・34
(3)　国会への報告及び公表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・34
６　その他の遵守すべき事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・34

Ⅵ　本運用基準の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・34

【別添様式】
別添１　　適性評価の実施に当たってのお知らせ（告知書）　・・・・・35
別添２－１　適性評価の実施についての同意書　・・・・・・・・・・・・46

別添２－２　公務所又は公私の団体への照会等についての同意書 ・・・・47
別添３　適性評価の実施についての不同意書 ・・・・・・・・・・・・48
別添４　適性評価の実施についての同意の取下書 ・・・・・・・・・・49
別添５　質問票（適性評価） ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・50
別添６　調査票（適性評価） ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・75
別添７　適性評価のための照会書 ・・・・・・・・・・・・・・・・・78
別添８　適性評価実施担当者指定証 ・・・・・・・・・・・・・・・・79
別添９－１　適性評価結果等通知書（本人用） ・・・・・・・・・・・80
別添９－２　適性評価結果等通知書（適合事業者用） ・・・・・・・・・83
別添10　特定秘密の保護に関する誓約書 ・・・・・・・・・・・・・・85
別添11　苦情処理結果通知書 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・89

情報保全諮問会議委員関係者限り

特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準（素案の叩き台（改訂版））

Ⅰ　基本的な考え方

1　策定の趣旨

特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号。以下「特定秘密保護法」という。）の統一的な運用を図るため、特定秘密保護法第18条第1項の規定に基づき、「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準」（仮称）（以下「本運用基準」という。）を定める。

行政機関の長を始め、特定秘密保護法の運用に関わる者は、本運用基準が定める内容に従って統一的に~~い、政府一体となって効果的かつ効率的に~~特定秘密保護法を運用し、特定秘密の漏えいの防止を~~もって我が国及び国民の安全の確保を~~図るものとする。

なお、本運用基準における用語の定義は、特定秘密保護法又は特定秘密の保護に関する~~特定秘密保護~~法律施行令（仮称）（平成26年政令第○○号。以下「施行令」という。）の定めるところによる。

2　特定秘密保護法の運用に当たって留意すべき事項

(1)　拡張解釈の禁止並びに国民の基本的人権及び報道・取材の自由の尊重

特定秘密保護法は、第22条第1項及び第2項において、その適用に当たっては、これを拡張して解釈して、国民の基本的人権を不当に侵害するようなことがあってはならず、国民の知る権利の保障に資する報道又は取材の自由に十分に配慮しなければならないこと等を定めている。当該規定は、行政機関等における解釈適用の準則、すなわち、特定秘密保護法の解釈適用に当たるすべての者が従わなくてはならない基準である。~~り、~~特定秘密保護法の~~運用~~解釈適用に当たる~~に関わる~~すべての者は、当該規定の内容を十分に理解し、以下の点に留意しなければならない。

ア　特定秘密保護法が定める各規定を拡張して解釈してはならないこと。
特に、特定秘密保護法第3条第1項、第4条及び別表各号については、この点についてより留意し、本運用基準Ⅱ1、Ⅱ3（1）、Ⅲ1（1）等の規定に従って、必要最小限の情報を必要最低限の期間に限って特定秘密として指定するものとすること。

イ　憲法に規定する国民の基本的人権を不当に侵害することのないよう~~、十分~~に~~配慮~~すること。

ウ　出版又は報道の業務に従事する者と接触する際には、特定秘密保護法第22条第1項及び第2項の規定を遵守し、報道又は取材の自由に十分に配

注：網掛け部分は、施行令の規定に従い変更する可能性あり。

慮すること。

(2) 情報公開法と公文書管理法と情報公開法の適正な運用

行政機関の保有する~~特定秘密が記録された~~行政文書（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「情報公開法」という。）第2条第2項に規定する行政文書をいう。）は~~について~~、~~情報公開法と~~公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号。以下「公文書管理法」という。）に基づき管理され、また、情報公開法に基づく開示請求がされた場合には~~が適用されることは~~、情報公開法第5条各号に掲げる不開示情報を除き、開示されることとなる。

特定秘密が記録された~~他の~~行政文書についても、~~と異なることはない~~公文書管理法や情報公開法の適用を受けることは、他の行政文書と異なることはない。すなわち、特定秘密が記録された行政文書についても、特定秘密の指定が解除され、又は指定の有効期間が満了し、当該行政文書の保存期間が満了した場合に、歴史公文書等（公文書管理法第2条第6項に規定する歴史公文書等をいう。以下同じ。）に該当するものは、国立公文書館等に移管されることとなる。また、情報公開法に基づく開示請求がされた場合には、情報公開法に基づき、行政機関の長が開示・不開示の決定を行うこととなる。特定秘密に係る部分は、その性格から、情報公開法第5条各号に掲げる不開示情報に該当するものと判断されると考えられるが、その決定に当たっては、情報公開法上の不開示情報に該当するか否かについて厳格に判断する必要がある。

特定秘密保護法の運用に関わる者は、これらの点について十分に理解した上で、特定秘密保護法だけではなく、~~これら~~公文書管理法と情報公開法~~と公文書管理法~~についても~~の~~適正な運用を徹底し、国民への説明責務を全うしなければならない。

3 特定秘密を取り扱う者等の責務~~心構え~~

(1) 特定秘密を取り扱う者は、特定秘密保護法、施行令、本運用基準及び各種関連規程の内容を十分に理解し、これらが定める特定秘密の保護のための措置を適~~的~~確に講じ~~、特定秘密の漏えいを防止し~~なければならない。

(2) 特定秘密を取り扱う者は、自身が特定秘密の漏えいの働き掛けを受ける対象となり得ることを十分に認識し、施行令第13条第2項に基づき実施される特定秘密の保護に関する教育を受講するなどして規範意識を常に高く保~~特定秘密を取り扱う者として自覚ある行動をとら~~たなければならない。

(3) 特定秘密を取り扱う者は、特定秘密の漏えいの働き掛けを受けた場合又はその兆候を認めた場合には、上司その他の適当な者~~等~~へ報告するなど、適切に~~対応~~対処するものとする。

注：網掛け部分は、施行令の規定に従い変更する可能性あり。

(4)　(1)から(3)までについては、特定秘密を取り扱わなくなった者~~後~~に~~つお~~いても、特定秘密を取り扱う者の責務に鑑み、同様に考えるものとする。

Ⅱ　特定秘密の指定

1　指定の要件

特定秘密保護法第３条第１項は、行政機関の長が指定する特定秘密について、以下の３つの要件を規定している。

- 当該行政機関の所掌事務に係る特定秘密保護法別表に掲げる事項に関する情報であること（別表該当性）
- 公になっていない情報であること（非公知性）
- その漏えいが我が国の安全保障に著しい支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要である情報であること（特段の秘匿の必要性）

行政機関の長が指定しようとする情報が、この３つの要件に該当するか否かを判断するに当たっての基準は以下のとおりとする。

(1)　別表該当性

別表該当性の判断は、以下~~に~~のとおり別表に掲げる事項のそれぞれの内容を具体的に示した~~掲げる~~事項の細目~~を参考として~~に該当するか否かにより行うものとする。なお、事項の細目に該当する情報のすべてが特定秘密に指定され得るわけではなく、当該情報のうち、後述の非公知性及び特段の秘匿の必要性の要件を満たすもののみが特定秘密に指定される。

【別表第１号（防衛に関する事項）】

イ　自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究

a　自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究（これらについての検討を行うための方針を含む。以下同じ。）のうち、以下に掲げる事項に関するもの（ｂに掲げるものを除く。）

(a)　自衛隊の訓練又は演習

(b)　自衛隊による情報収集・警戒監視活動((c)に掲げるものを除く。)

(c)　自衛隊法（昭和 29 年法律第 165 号）に規定する防衛出動、治安出動、自衛隊の施設等の警護出動その他の我が国の安全を確保するための自衛隊の行動

b　自衛隊及びアメリカ合衆国（以下「米国」という。）の軍隊（以下「米軍」という。）の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究（同国において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるものに限る。）

注：網掛け部分は、施行令の規定に従い変更する可能性あり。

ロ　防衛に関し収集した電波情報、画像情報その他の重要な情報

a　電波情報、画像情報その他情報収集手段を用いて収集した情報（bに掲げるものを除く。）

b　外国の政府又は国際機関（以下「外国の政府等」という。）から提供された情報（当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるものに限る。）

c　a又はbを分析して得られた情報

ハ　ロに掲げる情報の収集整理又はその能力

ロaからcまでに掲げる事項に関する情報の収集若しくは分析の対象、計画、方法、情報源、実施状況又は能力（イa(b)に掲げるものを除く。）

ニ　防衛力の整備に関する見積り若しくは計画又は研究

a　防衛力の整備のために行う国内外の諸情勢に関する見積り又はこれに対する我が国の防衛若しくは防衛力の整備に関する方針

b　防衛力の整備のために行う防衛力の能力の見積り又はこれに基づく研究

c　自衛隊及び米軍の防衛力の整備に関する見積り若しくは計画又は研究

ホ　武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物（船舶を含む。チ及びリにおいて同じ。）の種類又は数量

武力攻撃事態その他の緊急事態への自衛隊の対処に際して自衛隊の部隊が装備する武器、弾薬、航空機その他の物の種類又は数量のうち当該部隊が当該事態に対処する能力を推察できるもの

ヘ　防衛の用に供する通信網の構成又は通信の方法

自衛隊の部隊の間での通信に使用する通信網の構成又は通信の方法（外国の政府等から提供されたものにあっては当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるものに限る。）

ト　防衛の用に供する暗号

我が国の政府が用いるために作成された暗号（外国の政府等から提供されたものにあっては当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるものに限る。また、民生用のものを除く。）

チ　武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のものの仕様、性能又は使用方法

a　自衛隊の潜水艦、航空機、センサー、電子戦機器、誘導武器、情報

注：網掛け部分は、施行令の規定に従い変更する可能性あり。

収集機器又はこれらの物の研究開発段階のものの仕様、性能又は使用方法（bに掲げるものを除く。）

b　武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のものの仕様、性能又は使用方法のうち外国の政府等から提供されたもの（当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるものに限る。）

リ　武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のものの製作、検査、修理又は試験の方法

a　自衛隊の潜水艦、航空機、センサー、電子戦機器、誘導武器、情報収集機器又はこれらの物の研究開発段階のものの製作、検査、修理又は試験の方法（bに掲げるものを除く。）

b　武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のものの製作、検査、修理又は試験の方法のうち外国の政府等から提供されたもの（当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるものに限る。）

ヌ　防衛の用に供する施設の設計、性能又は内部の用途（へに掲げるものを除く。）

防衛の用に供する施設の構造その他の設計上の情報、施設の能力に関する情報又は内部の用途（外国の政府等から提供されたものにあっては、当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるものに限る。）

【別表第２号（外交に関する事項）】

イ　外国の政府又は国際機関との交渉又は協力の方針又は内容のうち、国民の生命及び身体の保護、領域の保全その他の安全保障に関する重要なもの

a　外国の政府等との交渉又は協力の方針又は内容のうち、以下に掲げる事項に関するもの（bに掲げるものを除く。）

(a)　国民の生命及び身体の保護

(b)　領域の保全

(c)　海洋及び上空等における権益の確保

(d)　国際社会の平和と安全の確保（我が国及び国民の安全に重大な影響を与えるものに限る。~~また り~~、(a)から(c)までに掲げるものを除く。）

注：網掛け部分は、施行令の規定に従い変更する可能性あり。

b　外国の政府等との協力の方針又は内容のうち、当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるもの

ロ　安全保障のために我が国が実施する貨物の輸出若しくは輸入の禁止その他の措置又はその方針（第１号イ若しくはニ、第３号イ又は第４号イに掲げるものを除く。）

a　我が国が実施する以下の措置の方針（ｂに掲げるものを除く。）

(a)　外国人の本邦への入国の禁止若しくは制限又は邦人の外国への渡航の自粛の要請

(b)　貨物の輸出若しくは輸入の禁止又は制限

(c)　資産の移転の禁止又は制限

(d)　航空機の乗り入れ若しくは船舶の入港の禁止又は制限

(e)　(b)の貨物を積載した船舶の検査

(f)　外国の政府等に対して我が国が講ずる外交上の措置（我が国及び国民の安全に重大な影響を与えるものに限る。また~~り~~、(a)から(e)までに掲げるものを除く。）

b　領域の保全のために我が国の政府が講ずる措置又はその方針

ハ　安全保障に関し収集した国民の生命及び身体の保護、領域の保全若しくは国際社会の平和と安全に関する重要な情報又は条約その他の国際約束に基づき保護することが必要な情報（第１号ロ、第３号ロ又は第４号ロに掲げるものを除く。）

a　電波情報、画像情報その他情報収集手段を用いて収集した情報（ｂに掲げるものを除く。）

b　外国の政府等から提供された情報（当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるものに限る。）

c　ａ又はｂを分析して得られた情報

ニ　ハに掲げる情報の収集整理又はその能力

ハａからｃまでに掲げる事項に関する情報の収集若しくは分析の対象、計画、方法、情報源、実施状況又は能力

ホ　外務省本省と在外公館との間の通信その他の外交の用に供する暗号

我が国の政府が用いるために作成された暗号（外国の政府等から提供されたものにあっては当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるものに限る。また~~り~~、民生用のものを除く。）

【別表第３号（特定有害活動の防止に関する事項）】

注：網掛け部分は、施行令の規定に従い変更する可能性あり。

イ　特定有害活動による被害の発生若しくは拡大の防止（以下この号において「特定有害活動の防止」という。）のための措置又はこれに関する計画若しくは研究

a　特定有害活動の防止のための措置又はこれに関する計画若しくは研究のうち、以下に掲げる事項に関するもの（bに掲げるものを除く。）

(a)　緊急事態の対処に係る部隊の戦術

(b)　重要施設や要人等に対する警戒警備

(c)　サイバー攻撃の防止

(d)　大量破壊兵器関連物資の不正取引の防止

b　特定有害活動の防止のために外国の政府等と協力して実施する措置又はこれに関する計画若しくは研究のうち、当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるもの

ロ　特定有害活動の防止に関し収集した国民の生命及び身体の保護に関する重要な情報又は外国の政府若しくは国際機関からの情報

a　電波情報、画像情報その他情報収集手段を用いて収集した情報（bに掲げるものを除く。）

b　外国の政府等から提供された情報（当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるものに限る。）

c　a又はbを分析して得られた情報

ハ　ロに掲げる情報の収集整理又はその能力

ロaからcまでに掲げる事項に関する情報の収集若しくは分析の対象、計画、方法、情報源、実施状況又は能力

ニ　特定有害活動の防止の用に供する暗号

我が国の政府が用いるために作成された暗号（外国の政府等から提供されたものにあっては、当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるものに限る。また~~り~~、民生用のものを除く。）

【別表第4号（テロリズムの防止に関する事項）】

イ　テロリズムによる被害の発生若しくは拡大の防止（以下この号において「テロリズムの防止」という。）のための措置又はこれに関する計画若しくは研究

a　テロリズムの防止のための措置又はこれに関する計画若しくは研究のうち、以下に掲げる事項に関するもの（bに掲げるものを除く。）

(a)　緊急事態の対処に係る部隊の戦術

注：網掛け部分は、施行令の規定に従い変更する可能性あり。

(b)　重要施設や要人等に対する警戒警備

(c)　サイバー攻撃の防止

b　テロリズムの防止のために外国の政府等と協力して実施する措置又はこれに関する計画若しくは研究のうち、当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるもの

ロ　テロリズムの防止に関し収集した国民の生命及び身体の保護に関する重要な情報又は外国の政府若しくは国際機関からの情報

a　電波情報、画像情報その他情報収集手段を用いて収集した情報（bに掲げるものを除く。）

b　外国の政府等から提供された情報（当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるものに限る。）

c　a又はbを分析して得られた情報

ハ　ロに掲げる情報の収集整理又はその能力

ロaからcまでに掲げる事項に関する情報の収集若しくは分析の対象、計画、方法、情報源、実施状況又は能力

ニ　テロリズムの防止の用に供する暗号

我が国の政府が用いるために作成された暗号（外国の政府等から提供されたものにあっては、当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるものに限る。また~~り~~、民生用のものを除く。）

(2)　非公知性

非公知性の判断は、現に不特定多数の人に知られていないか~~どうか~~否かにより行うものとする。当該情報と同一性を有する情報が報道機関、外国の政府その他の者により公表されていると認定~~め~~する場合には、たとえ我が国の政府により公表されていなくても、本要件を満たさない。

(3)　特段の秘匿の必要性

特段の秘匿の必要性の判断は、当該情報の漏えいにより、

・　安全保障のために我が国が実施する施策、取組等に関し、これらの計画、方針、措置その他の手の内やこれらのための我が国の能力が露見し、対抗措置が講じられ、我が国に対する攻撃が容易となったり、外国の政府等との交渉が困難となったりすることとなる

・　外国の政府その他の者との信頼関係や我が国の秘密保護に関する信用が著しく損なわれ、今後の情報収集活動等、当該外国の政府等との安全保障協力等が滞る~~に支障が生じる~~

注：網掛け部分は、施行令の規定に従い変更する可能性あり。

など~~の~~我が国の安全保障に著しい支障を与える事態が生じ~~、我が国の安全保障に著しい支障を与え~~るおそれがあるか否かにより行うものとする。

(4) 留意事項特に遵守すべき事項

特定秘密を指定するに当たって、行政機関の長は、以下の点~~に特に留意するものとする~~を遵守しなければならない。

ア　３つの要件の該当性の判断は、厳格に行~~うこと~~い、特定秘密として保護すべき情報が漏れなく指定されるとともに、当該情報以外の情報が指定される情報に含まれないようにすること。

イ　公益通報の通報対象事実その他の行政機関による法令違反の隠蔽を目的として、指定してはならないこと。

ウ　国民に対する政府の説明責任を不当に妨げることのないよう、指定される情報の範囲が明確になるよう努めること。

(5) 実施体制

行政機関の長は、行政機関の長以外の当該行政機関の職員のうちから、我が国の安全保障に関する事務のうち特定秘密保護法別表に掲げる事項に係るものを所掌する国家行政組織法（昭和 23 年法律第 120 号）第７条の官房、局、部若しくは委員会の事務局若しくは事務総局の長、同法第８条の２の施設等機関の長、同法第８条の３の特別の機関の長、同法第９条の地方支分部局の長又はこれらに準ずる者を特定秘密管理者に指名し、特定秘密の指定及び解除並びにその保護に関する業務を管理するために必要な以下に掲げる措置を行わせるものとする。

ア　施行令第４条の規定による特定秘密指定管理簿の備付け

イ　施行令第５条、第８条、第９条第１項第１号、第 10 条第１号、第 12 条第１項第１号及びⅡ２(5)の規定による特定秘密指定管理簿への記載又は記録

ウ　特定秘密保護法第３条第２項第１号の規定による特定秘密の表示

エ　特定秘密保護法第３条第２項第２号の規定による通知

オ　Ⅱ２(6)の規定による周知

カ　特定秘密保護法第３条第３項の規定による同条第２項第１号に掲げる措置

キ　施行令第９条第１項の規定による措置及びⅢ１(2)アの規定による周知等

ク　施行令第 10 条の規定による措置及びⅢ１(3)の規定による周知

ケ　施行令第 12 条第１項の規定による措置及びⅢ２(2)の規定による周知等

コ　施行令第 13 条の規定による措置

注：網掛け部分は、施行令の規定に従い変更する可能性あり。

サ　上記アからコまでに掲げるもののほか、特定秘密の指定及び解除並びにその保護に関する業務を管理するために必要な措置

2　指定手続

(1)　行政機関及び都道府県警察の職員は、特定秘密に指定すべきと考えられる情報を知ったときには、直ちに当該情報が~~を~~特定秘密に指定~~するためのされるよう関係職員に通報するなどの~~措置をとるものとする。

(2)　行政機関の長は、指定する際には、書面又は電磁的記録により、当該指定に係る特定秘密である情報を他の情報と区別することができ、かつ、特定秘密として取り扱うことを要しないように要約する（当該要約した内容を以下「要約」という。）とともに、当該情報~~が指定の要件を充足していると判断する~~の指定の理由を記述する（当該記述した内容を以下「指定の理由~~要件充足性の記述~~」という。）ものとする。指定の理由の中には、当該情報が指定の要件を充足していると判断する理由を明記することとする。

(3)　要約は、必要に応じ、「（○○を含む。）」、「（○○を除く。）」と記すことなどにより、当該指定に係る情報の範囲が明確になるようにするものとする。また、毎年度作成する計画や継続的に収集する情報等、行政機関が当該指定に係る情報を異なる時期に複数回保有することが想定される場合には、指定の有効期間を定める趣旨に鑑み、要約は、例えば「平成○○年度○○計画」、「情報収集衛星により平成○○年度中に入手した衛星画像情報」、「平成○○年度中の○○国との間の○○に関する交渉の内容」と期間を区切るなどして、適切に管理できるよう記すものとする。

(4)　特定秘密に指定する情報が~~、外国の政府等との交渉の終了~~、災害時の住民の避難等国民の生命及び身体を保護する観点からの公表の必要性、外国の政府等との交渉の終了その他の一定の条件が生じた場合に指定を解除すべき情報である場合には、当該条件を~~要件充足性の記述~~指定の理由の中で明らかにするものとする。

(5)　特定秘密指定管理簿には、施行令第~~5~~5条第~~1~~1号から第~~5~~5号までに掲げる事項のほか、指定の整理番号及び~~要件充足性の記述を記載し~~当該指定に係る特定秘密の保護に関する業務を管理する特定秘密管理者の官職を記載し、又は記録するものとする。

(6)　特定秘密管理者は、特定秘密の指定がされたときは、行政機関の長の命を受けて、特定秘密保護法第３条第２項第１号又は同項第２号に定める措置を行うほか、当該指定をした旨並びに当該指定に係る施行令第５条第１号、第２号及び第４号に掲げる事項を当該行政機関において当該指定に係る特定秘密の取扱いの業務に従事する職員（当該指定について特定秘密保護法第３条第２項第２号の通知を受けた者を除く。）に周知するものとす

注：網掛け部分は、施行令の規定に従い変更する可能性あり。

る。

3　指定の有効期間の設定

(1)　行政機関の長は、特定秘密保護法第４条第１項に基づく特定秘密の指定の有効期間として、特定秘密に指定される情報に係る諸情勢が変化すると考えられる期間を勘案し、指定の理由~~要件充足性~~を見直すに当たって適切であると考えられる最も短い期間を定めるものとする。例えば、

・　定期的に策定される計画の策定に必要な資料にあっては、当該計画の次の計画が策定されるまでの間（毎年策定する計画の場合には２年等）

・　情報通信技術の動向に密接に関係する情報にあっては、一般に当該技術の進展に応じた年数（３年等）

・　外国の政府の政策に密接に関係する要人の動向に関する情報にあっては、当該国の指導者の任期（４年等）

と定めることが考えられるが、行政機関の長は、有効期間の基準を定めることが可能な情報についてはこれを定めるなどにより、統一的な運用を図るものとする。

(2)　行政機関の長は、現に行われている外国の政府との交渉の方針等、有効期間を年数により設定することが困難である場合は、有効期間を５年とした上で、特定秘密の指定を解除する条件を指定の理由~~要件充足性~~の記述の中で明らかにするよう努めるものとする。

4　関係行政機関の協力

複数の行政機関が保有する文書、図面、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。）又は物件に記録又は化体された情報を、そのうちの一つ又は複数の行政機関の長が特定秘密に指定する場合には、関係行政機関が協議の上、それぞれの行政機関の長が特定秘密に指定するなどにより、当該特定秘密の保護を図るものとする。

Ⅲ　特定秘密の指定の有効期間の満了・延長・解除等

1　指定の有効期間の満了・延長

(1)　指定時又は延長時に定めた有効期間が満了するした場合

行政機関の長は、有効期間を延長するときには、指定の理由~~要件充足性~~を点検する。時の経過に伴い指定の理由~~要件充足性の記述~~に係る特段の秘匿の必要性を巡る状況が変化しているにもかかわらず有効期間を延長するときは、書面又は電磁的記録により、その判断の理由を明らかにしておくものとする。特に、以下のアからオまでに掲げる事項に関する特定秘密（外国の政府等から提供されたものを除く。）について、当該アからオまでに

注：網掛け部分は、施行令の規定に従い変更する可能性あり。

掲げるときを経過した後、有効期間を延長するときには、慎重に判断するものとする。

ア　計画又は見積りのうち、対象期間が定められているもの　当該対象期間が満了したとき

イ　情報収集活動の手法又は能力　これらのものを活用しなくなったとき

ウ　暗号　当該暗号を使用しなくなったとき

エ　防衛の用に供する物（船舶を含む。）、通信網若しくは通信の方法又は施設　これらのものを使用しなくなったとき

オ　外国の政府等との交渉に不利益を及ぼすおそれのある情報　当該交渉が終了したとき

(2)　指定の有効期間の満了

ア　有効期間の満了の周知等

特定秘密管理者は、指定の有効期間が満了したときは、行政機関の長の命を受けて、施行令第９条第１項に規定する措置を行うほか、当該指定の有効期間が満了した旨を当該行政機関において当該特定秘密の取扱いの業務に従事する職員（当該指定の有効期間の満了について施行令第９条第１項第３号の通知を受けた者を除く。）に周知するとともに、特定秘密の指定の有効期間が満了したか否かを確認することができるようにするものとする。

イ　特定秘密の表示の抹消

施行令第９条第１項第２号の特定秘密の表示の抹消は、特定秘密の表示に、赤色の二重線を付すことその他これに準ずる方法によりするものとする。

ウ　有効期間の満了の表示

施行令第９条第１項第２号の有効期間の満了の表示は、特定秘密の表示の傍らの見やすい箇所にするものとする。

(3)　有効期間の延長の周知等

特定秘密管理者は、特定秘密の指定の有効期間が延長されたときは、行政機関の長の命を受けて、施行令第10条に規定する措置を行うほか、当該特定秘密の指定の有効期間を延長した旨、延長後の有効期間及びその満了する年月日を当該行政機関において当該特定秘密の取扱いの業務に従事する職員（当該指定の有効期間の延長について施行令第10条第２号の通知を受けた者を除く。）に周知するものとする。

(42)　通じて30年を超えて延長する場合

特定秘密保護法第４条第４項の規定により通じて30年を超えて指定の有効期間を延長することについて、内閣が承認するか否かの判断は、~~ができ~~

注：網掛け部分は、施行令の規定に従い変更する可能性あり。

~~る~~当該特定秘密~~が~~は、同項各号に掲げる事項に関する情報であることを基本と~~する~~し、慎重に行うものとする。

2　指定の解除

(1)　指定の理由~~要件充足性~~の点検等

行政機関の長は、~~平素から~~その指定に係る特定秘密の取扱いの業務に従事する行政機関の職員に、当該特定秘密の指定の理由~~要件充足性~~を点検させ、その実施年月日を書面又は電磁的記録に記載又は記録させるとともに、指定の要件を充足していないと認めたときには、速やかに指定を解除するものとする。

(2)　解除の周知等通知

特定秘密管理者~~行政機関の長~~は、特定秘密の指定が~~を~~解除され~~し~~たとき~~時~~には、行政機関の長の命を受けて、施行令第12条に規定する措置を行うほか、当該特定秘密の指定を解除した旨及びその年月日を当該行政機関において当該特定秘密の取扱いの業務に従事する職員（当該指定の解除について施行令第12条第1項第3号の通知を受けた者を除く。）に周知する~~施行令第○条第○号、第○号又は第○号の規定に基づき、指定が解除された旨の表示、通知等を行う~~とともに、特定秘密の取扱いの業務に従事していた者が、その取り扱っていた特定秘密の指定が解除されたか否かを確認することができるようにするものとする。

(3)　特定秘密の表示の抹消

施行令第12条第1項第2号の特定秘密の表示の抹消は、Ⅲ1(2)イの要領によりするものとする。

(4)　指定の解除の表示

施行令第12条第1項第2号の指定の解除の表示は、特定秘密の表示の傍らの見やすい箇所にするものとする。

3　指定が解除され、又は指定の有効期間が満了した特定秘密が記録された行政文書で保存期間が満了したものの取扱い

(1)　指定の有効期間が通じて30年を超える特定秘密

行政機関の長は、指定の有効期間が通じて30年を超える特定秘密であって、その指定が解除され、又は指定の有効期間が満了したものが記録された行政文書のうち、保存期間が満了したものは、公文書管理法第8条第1項の規定に関わらず、歴史公文書等として国立公文書館等に移管するものとする。

(2)　指定の有効期間が通じて30年以下~~未満~~の特定秘密

ア　行政機関の長は、指定の有効期間が通じて30年以下~~未満~~の特定秘密であって、その指定が解除され、又は指定の有効期間満了したものが記録

注：網掛け部分は、施行令の規定に従い変更する可能性あり。

された行政文書のうち、保存期間が満了したものは、公文書管理法第８条に基づき、歴史公文書等については国立公文書館等に移管し、又は、歴史公文書等に該当しないもの（例えば、正本・原本以外の写しの文書）については内閣総理大臣の同意を得て廃棄する。

イ　行政機関の長は、アの行政文書のうち、指定の有効期間が通じて25年を超える~~以上の~~特定秘密が記録されたものについては、当該行政文書に長期間にわたり特定秘密に指定された情報が記録されていることを踏まえ、万が一にも歴史公文書等を廃棄することの無いよう、当該行政文書が歴史資料として重要なものでないかどうか特に慎重に判断するものとする。

Ⅳ　適性評価の実施

１　適性評価の実施に当たっての基本的な考え方

適性評価は、評価対象者のプライバシーに関わるものであることから、そのプライバシーの保護に十分に配慮しなければならない。したがって、評価対象者の選定に当たっては、~~特定秘密の取扱いの業務の円滑な遂行に十分に留意しつつ、必要以上に評価対象者を選定しない~~過不足なく必要な者に範囲を限って行うように~~配慮~~しなければならない。

適性評価の調査は、特定秘密保護法第12条第２項各号に掲げる事項以外の事項について行ってはならず、例えば、評価対象者の思想信条、適法な政治活動及び労働組合の活動について調査することは厳に慎み、仮に調査の過程で調査事項に関係しない情報を取得した場合には、これを記録してはならない。また、適性評価は、特定秘密の取扱いの業務を行った際に特定秘密を漏らすおそれがないことについての評価であり、人事評価又はその他の能力の実証を行うものではなく、人事評価のために適性評価の結果を利用等してはならない。

適性評価に関わる者は、「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」と規定する憲法第14条を遵守するとともに、国民の基本的人権を不当に侵害することのないよう~~、十分に配慮~~にしなければならない。

２　実施体制

(1)　適性評価実施責任者

行政機関の長は、適性評価を実施するため、官房長、局長又はこれに準ずる者を適性評価実施責任者に指定し、適性評価の実施に関する事務を総括させる。

注：網掛け部分は、施行令の規定に従い変更する可能性あり。

(2) 適性評価実施担当者

適性評価実施責任者は、適性評価を実施するに当たって、適性評価実施担当者を指定し、適性評価の実施に必要な事務を行わせる。

(3) 関与の制限

行政機関の長、適性評価実施責任者、適性評価実施担当者又は適性評価実施責任者の上司その他の当該行政機関の長が指定する者以外の者は、適性評価に関する事務に関与することができない。ただし、特定秘密保護法第12条第4項の規定による質問に回答し若しくは同項の規定による照会に対し必要な事項を報告する場合、若しくは適性評価の実施に関する事務に必要な連絡を取り次ぐ場合、又は苦情の申出に対応するため必要な場合は、この限りでない。

(4) 留意事項

適合事業者の従業者の適性評価を実施するに当たり、当該適合事業者に対し、評価対象者との間の書類の受渡しその他の連絡の取次ぎを依頼することは差し支えないが、適合事業者が取次ぎを行う際には、評価対象者が記載した書類の内容等適合事業者に通知されない情報が評価対象者の意に反して当該適合事業者の知るところとならないようにしなければならない。

3 評価対象者の選定

(1) 手続名簿の提出

ア 特定秘密管理者は、行政機関の職員について、特定秘密の取扱いの業務を行わせる~~特定秘密保護法第12条第1項各号に掲げる者について、適性評価が実施される~~必要があると認めるときは、当該職員~~(採用予定者を含む。)~~の氏名、生年月日、所属する部署、役職名及び特定秘密保護法第12条第1項各号のいずれに該当するかを記載し、又は記録した名簿を作成し、同項第3号に該当すると認める者にあっては該当すると認める理由を明らかにして適性評価実施責任者に提出する。

イ 特定秘密保護法第5条第4項又は特定秘密保護法第8条第1項に規定する契約に基づき特定秘密を保有し、又は提供される適合事業者は、その従業者について、特定秘密の取扱いの業務を行わせる~~特定秘密保護法第12条第1項第1号若しくは第2号に掲げる者、又は9(2)イの特定秘密保護法第12条第1項第3号に該当すると認める旨の通知があった者について、適性評価が実施される~~必要があると認めるときは、当該従業者~~(採用予定者を含む。以下「評価対象従業者」という。)~~について、その氏名、生年月日、所属する部署、役職名、派遣労働者であるときはその旨及び特定秘密保護法第12条第1項各号のいずれに該当するかを記載

注：網掛け部分は、施行令の規定に従い変更する可能性あり。

し、又は記録した名簿を作成し、これを当該特定秘密に係る特定秘密管理者に提出する。

ウ　イにより名簿の提出を受けた特定秘密管理者は、名簿に登載された者のうち特定秘密の取扱いの業務を行わせる~~適性評価が実施される~~必要があると認める者について、その氏名、生年月日、所属する部署、役職名、派遣労働者であるときはその旨及び特定秘密保護法第12条第1項各号のいずれに該当するかを記載し、又は記録した名簿を作成し、同項第3号に該当すると認める者にあっては該当すると認める理由を明らかにしてこれを適性評価実施責任者に提出する。この場合において、当該特定秘密管理者は、特定秘密の取扱いの業務を行わせる必要がないと認め、名簿に登載しない者があるときは、その旨を適合事業者に通知する。

エ　ア、イ又はウの名簿に記載し、又は記録した事項に変更があるときは、当該名簿を提出した者は遅滞なくこれを当該名簿の提出を受けた者に通知する。

(2) 行政機関の長の承認

~~エ~~ア　(1)ア又はウにより名簿の提出を受けた適性評価実施責任者は、名簿に登載された者について、特定秘密保護法第12条第1項各号のいずれかに該当するものとして適性評価を実施する必要があると認めるときは、適性評価を実施することについて行政機関の長の承認を得なければならない。

~~オ~~イ　適性評価実施責任者は、~~行政機関の長の~~アの承認を得た~~か否かをときは、その旨を~~名簿を提出した特定秘密管理者に通知~~し、~~する。~~通知を受けた~~この場合において、特定秘密管理者は、(1)ウの名簿に登載された者に係る~~評価対象従業者についての~~通知があるときは、当該~~評価対象者に係る~~通知の内容を適合事業者に通知する。

~~カ　ア、イ又はウの名簿に記載し、又は記録した事項に変更があるときは、当該名簿を提出した者は遅滞なくこれを適性評価実施責任者に通知する。~~

(32) 留意事項

~~ア　行政機関の職員又は適合事業者の従業者として新規に採用することを予定している者について適性評価を実施する必要があるときは、その者に対する採用内定の通知を行った後に実施するものとし、この場合には、(1)ア、イ又はウの名簿に新規採用者である旨を明記するものとする。~~

~~イ~~ア　適合事業者の従業者についての適性評価は、当該適合事業者と行政機関との契約後等~~その他~~当該従業者が特定秘密の取扱いの業務を行うことが見込まれることとなった後に実施するものとする。

~~ウ~~イ　特定秘密保護法第12条第1項第1号に規定する「当該行政機関の長

注：網掛け部分は、施行令の規定に従い変更する可能性あり。

がその者について直近に実施して次条第１項の規定による通知をした日から５年を経過していない適性評価において、特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められた者であって、引き続き当該おそれがないと認められるもの」として適性評価を実施する必要がない者は、以下に掲げる者であって、当該行政機関の長が直近に実施した適性評価に係る結果の通知から５年を経過していないものとする。ただし、特定秘密保護法第 12 条第１項第３号に掲げる者を除く。

(ｱ)　特定秘密の取扱いの業務を行っていた当該行政機関の職員で、特定秘密の取扱いの業務を行わないこととなった後、再び特定秘密の取扱いの業務を行うことが見込まれることとなったが、その間当該行政機関で勤務し続けている者（当該行政機関での勤務には、併任による当該行政機関以外における勤務及び当該行政機関が警察庁である場合の都道府県警察における警察本部長としての勤務を含む。）

(ｲ)　当該行政機関と適合事業者との契約に基づき保有し、又は提供された特定秘密の取扱いの業務を行っていた当該適合事業者の従業者で、特定秘密の取扱いの業務を行わないこととなった後、当該行政機関と当該適合事業者との他の契約に基づき保有し、又は提供された特定秘密の取扱いの業務を行うことが見込まれることとなったが、その間当該適合事業者で勤務し続けている者（当該適合事業者での勤務には、併任による当該適合事業者以外における勤務を含む。）

4　適性評価の実施についての告知と同意

(1)　評価対象者に対する告知

特定秘密保護法第 12 条第３項の告知は、評価対象者に別添１の「適性評価の実施に当たってのお知らせ（告知書）」を交付することにより行うものとする。

(2)　同意の手続

ア　特定秘密保護法第 12 条第３項の同意は、評価対象者が必要事項を記載した別添２－１の「適性評価の実施についての同意書」及び別添２－２の「公務所又は公私の団体への照会等についての同意書」（以下これらを「同意書」という。）の提出を受けることにより得るものとする。

イ　適性評価実施担当者は、同意書の提出の後に適性評価のための調査を開始するものとする。ただし、５(1)ア及びイの質問票及び資料については、同意書と同時に提出を受けて差し支えない。

ウ　特定秘密保護法第 13 条第４項の理由の通知を希望しない旨の申出は、評価対象者が別添２－１の「適性評価の実施についての同意書」に必要事項を記載することにより行うものとする。なお、理由の通知について

注：網掛け部分は、施行令の規定に従い変更する可能性あり。

の希望は、適性評価の結果の通知が行われるまでの間、理由の通知についての希望を変更しようとする者が、その氏名、生年月日、所属する部署、役職名及び連絡先並びに理由の通知についての希望の変更内容を記載した書面を適性評価実施担当者に提出することにより、これを~~により~~変更することができるものとする。

(3) 不同意の場合の措置

ア 適性評価実施担当者は、評価対象者から別添３の「適性評価の実施についての不同意書」が提出されるなど、評価対象者の同意を得られなかったときは、その旨を行政機関の長に報告する。

イ 行政機関の長は、適合事業者の従業者についてア~~評価対象従業者の同意を得られなかった旨~~の報告を受けたときは、適合事業者に対して、当該~~評価対象~~従業者の同意を得られなかったことにより適性評価を実施しなかった旨を別添９－２の「適性評価結果等通知書（適合事業者用）」により通知する。

ウ イの通知を受けた適合事業者は、当該通知に係る~~評価対象~~従業者が派遣労働者であるときは、当該通知の内容を当該~~評価対象~~従業者を雇用する事業主に通知する。

(4) 同意の取下げ

ア 特定秘密保護法第12条第３項の同意は、同意書を提出した後から適性評価の結果を通知されるまでの間、別添４の「適性評価の実施についての同意の取下書」（以下「同意の取下書」という。）の提出により、これを取り下げることができるものとする。

イ アにより同意の取下書の提出があったときは、適性評価実施担当者は、その旨を行政機関の長に報告する。

ウ 行政機関の長は、適合事業者の従業者についてイ~~評価対象従業者から同意の取下書が提出された旨~~の報告を受けたときは、適合事業者に対して、当該~~評価対象~~従業者の同意が取り下げられたことにより適性評価の手続を中止した旨を別添９－２の「適性評価結果等通知書（適合事業者用）」により通知するとともに、当該通知に係る~~評価対象~~従業者が派遣労働者であるときは、当該通知の内容を当該~~評価対象~~従業者を雇用する事業主に通知するよう適合事業者に求めるものとする。

５ 調査の実施

(1) 評価対象者による質問票の記載と提出

ア 適性評価実施担当者は、適性評価の実施に同意した評価対象者に対し、必要事項を記載した別添５の「質問票（適性評価）」（以下「質問票」という。）の提出を求めるものとする。

注：網掛け部分は、施行令の規定に従い変更する可能性あり。

イ　適性評価実施担当者は、評価対象者に質問票の提出を求める際に、適性評価に必要な範囲内で、旅券の写し等資料の提出を求めることができる。

ウ　適性評価実施担当者は、質問票が具体的に、漏れなく、かつ、正確に記載されるよう、また、適性評価の結果が通知されるまでの間に質問票に記載した事項に変更が生じたときには、速やかに届出がなされるよう評価対象者に求めるものとする。

(2)　上司等に対する質問等

ア　適性評価実施担当者は、評価対象者の上司、人事担当課の職員等の中から評価対象者の職務の遂行状況等についてよく知る~~者~~と認める者を選定し、この者に対して、別添６の「調査票（適性評価）」（以下「調査票」という。）の提出を求めるものとする。この場合において、当該上司等は、調査票に記載~~入~~すべき内容について評価対象者に確認してはならない。

イ　アのほか、適性評価実施担当者は、質問票や調査票に記載された事項について疑問点が生じ、これを確認するなど必要があるときは、評価対象者の上司、同僚その他の知人（以下「関係者」という。）に対し、評価対象者に関する質問を行うことができる。

ウ　関係者に質問を行うに当たっては、適性評価の趣旨及び当該関係者への質問が評価対象者の適性評価のために行われるものである旨を説明し、当該関係者への質問が、当該関係者についての調査であるとの誤解を与えることのないよう~~に~~しなければならない~~配意する~~。

エ　適性評価実施担当者は、関係者から聴取した情報について~~は~~、当該関係者の求めがない限り、当該~~その~~情報の提供者が評価対象者の知るところとなる可能性がある旨を説明し、当該~~関係者が~~情報を明らかにすることにより、当該関係者が特定されるおそれがあるか否かを確認する。~~提供したことを評価対象者に明らかにしないことを求めるかどうか確認する。~~

(3)　人事管理情報等による確認

適性評価実施担当者は、質問票に記載された事項等について疑問点が生じ、これを確認するなど必要があるときは、当該行政機関内の部署、適合事業者、過去に評価対象者を雇用していた事業者等に対し、評価対象者に関する情報（以下「人事管理情報等」という。）の報告を求めることができる。

(4)　評価対象者に対する面接等

適性評価実施担当者は、質問票に記載された事項等についての疑問点が生じ、これを確認するなど必要があるときは、評価対象者本人に対する面

注：網掛け部分は、施行令の規定に従い変更する可能性あり。

接を実施する。この場合において、評価対象者本人であることを確認するため必要があるときは、身分証明書の提示を求めることができる。

また、評価対象者に質問した事項を確認するなど必要があるときは、評価対象者に資料の提出を求めることができる。

(5) 公務所又は公私の団体に対する照会

ア 適性評価実施担当者は、評価対象者について保有し、又は調査により収集した情報のみによっては質問票に記載された事項等についての疑問点が解消されず、これを確認するなど必要があるときは、公務所又は公私の団体に照会して必要な報告を求めるものとする。~~この場合において特に~~、行政機関以外への照会については、調査のための補完的な措置として、必要最小限となるよう~~に配意~~しなければならない。

イ 照会に当たっては、別添７の「適性評価のための照会書」（以下「照会書」という。）に公印を押印し、これを照会先に交付することにより行うものとする。ただし、照会先において照会書の交付を要しないとした場合は、この限りでない。

ウ 照会先の求めがあったときは、評価対象者が提出した別添２－２の「公務所又は公私の団体への照会等についての同意書」の写しを提示し、又は交付するものとする。

(6) 留意事項

ア 調査は、質問票及び調査票に記載された事項について、必要に応じ、人事管理情報等と照合するとともに、評価対象者に面接を実施するなどして、疑問点、矛盾点その他の事実を明らかにすべき事項がないかどうか確認することを基本とし、これにより疑問点等が解消されない場合等に、公務所等への照会を行うものとする。ただし、調査を適切に実施するため必要があるときは、これらの手続の順序を入れ替えて実施することを妨げない。

~~ア~~イ 適性評価実施担当者は、適性評価のための調査に従事する者であることを明らかにするため、別添８の「適性評価実施担当者指定証」を携帯し、評価対象者、評価対象者の関係者、照会先の担当者等に対し~~から求められたときは~~、これを提示するものとする。

~~イ (2)から(5)の手続については、必要に応じ、その順序を入れ替えて実施しても差し支えない。~~

ウ 行政機関の長は、以下に掲げるときは、直ちに適性評価の手続を中止する。この場合において、適性評価実施担当者は、評価対象者に対し、適性評価の手続を中止した旨を別添９－１の「適性評価結果等通知書（本人用）」により通知するものとする。

注：網掛け部分は、施行令の規定に従い変更する可能性あり。

(ア)　評価対象者から４(4)アにより適性評価の実施についての同意の取下げがあったとき

(イ)　評価対象者が特定秘密の取扱いの業務を行うことが見込まれなくなったとき

6　評価

(1)　評価の基本的な考え方

行政機関の長は、５の調査の結果を基に、評価対象者が特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないかどうか~~ことについて~~、以下の視点から、評価対象者の個別具体的な事情を十分に考慮して、総合的に判断するものとする。この場合において、調査を尽くしてもなお、評価対象者が特定秘密を漏らすおそれがないと認めることについて疑念が残る場合には、特定秘密の漏えいを防止し、もって我が国及び国民の安全を確保する特定秘密保護法の目的に鑑み、特定秘密を漏らすおそれがないと認められないと判断するものとする。

ア　情報を自ら漏らすような活動に関わることがないか

イ　情報を漏らすよう働き掛けを受け~~る~~た場合に、これに応じるおそれが高い状態にあるか~~おそれが高いか~~

ウ　情報を適正に管理することができるか

~~ウ~~エ　規範を遵守して行動することができるか

~~エ~~オ　自己を律して行動することができるか

~~オ~~カ　職務の遂行に必要な注意力を有しているか

~~カ~~キ　職務に対し誠実に取り組むことができるか

(2)　評価の際に考慮する要素

行政機関の長は、評価を実施するに当たり、調査により判明した事実について、以下の要素を考慮するものとする。

ア　特定秘密保護法第12条第２項各号に掲げる事項についての評価対象者の行動又は状態（以下「対象行動等」という。）の性質、程度及び重大性

イ　対象行動等の背景及び理由

ウ　対象行動等の頻度及び時期

エ　対象行動等があったときの評価対象者の年齢

オ　対象行動等に対する自発的な関与の程度

カ　対象行動等がなくなり、又は再び生ずる可能性

7　結果等の通知

(1)　評価対象者への結果及び理由の通知

ア　行政機関の長が評価対象者について特定秘密を漏らすおそれがないと

注：網掛け部分は、施行令の規定に従い変更する可能性あり。

評価したときは、当該評価対象者に対し、別添９－１の「適性評価結果等通知書（本人用）」により、その結果を通知するものとする。

イ　行政機関の長が評価対象者について特定秘密を漏らすおそれがないとは認められないと評価したときは、当該評価対象者に対し、別添９－１の「適性評価結果等通知書（本人用）」により、その結果及び当該おそれがないと認められなかった理由を通知するものとする。ただし、当該評価対象者が理由の通知を希望していないときは、理由を通知しないものとするこの限りでない。

ウ　理由の通知に当たっては、その理由が本人の申告に基づく事実によるものであるときには当該事実を示すなど、適性評価の円滑な実施の確保を妨げない範囲内において、具体的にこれを行うものとする。

エ　調査の過程において、評価対象者の関係者から情報の提供者を明らかにしないことを条件に情報を入手した場合等情報の提供者を明らかにすることができない場合には、理由の通知によって当該提供者が特定されることのないよう十分に配慮しなければならない。

オ　適性評価実施担当者は、アにより結果を通知する際に、評価対象者が特定秘密の取扱いの業務を行うこととなった場合に当たり、特定秘密の保護のための法令及び関係規程を遵守し、特定秘密の保護に努め、これを漏らさないことを誓約することを明らかにするとともに特定秘密を漏らさないこと、９(1)アに掲げる事情が生じた場合にこれを遅滞なく特定秘密管理者行政機関の長に申し出ること及び、評価対象者が適合事業者の従業者である場合に適合事業者が当該評価対象者について９(1)アに掲げる事情が生じたと認めるときにこれを特定秘密管理者行政機関の長に報告すること等について、確認同意することを明らかにするため、評価対象者から別添10の「特定秘密の保護に関する誓約書」を徴するものとする。

(2)　適合事業者への結果の通知

適性評価実施担当者は、適合事業者の評価対象従業者について行政機関の長が評価を行った場合、当該評価対象従業者を指名した適合事業者に対し、別添９－２の「適性評価結果等通知書（適合事業者用）」により、その結果を通知する。

８　苦情の申出とその処理

(1)　苦情の処理のための体制

ア　行政機関の長は、適性評価についての苦情の申出を受け、これを誠実に処理するため、苦情受理窓口を設けるとともに、官房長、局長又はこれに準ずる者を苦情処理責任者に指定する。

注：網掛け部分は、施行令の規定に従い変更する可能性あり。

イ　苦情の申出があったときは、苦情処理責任者は速やかに当該苦情の概要を行政機関の長に報告するとともに、苦情処理担当者を指定する。この場合において、苦情処理責任者は、適性評価のための調査に直接従事した職員を苦情処理担当者に指定しないものとする。

(2)　苦情の申出

ア　苦情の申出は、適性評価の結果の通知を受けた評価対象者が、その氏名、生年月日、所属する部署、役職名及び連絡先並びに具体的な苦情の内容を記載した書面を苦情受理窓口に提出することにより行うものとする。

イ　行政機関の長、適合事業者及び派遣労働者を雇用する事業主は、当該苦情申出者について、苦情の申出をしたことを理由として、解雇、減給、降格、懲戒処分、自宅待機命令、不利益な配置の変更、労働契約内容の変更の強要、昇進又は昇格の人事考課において不利益な評価を行うこと、専ら雑務に従事させるなど就業環境を害することなどの不利益な取扱いをしてはならない。

(3)　苦情の処理の手続

ア　苦情処理担当者は、苦情について調査を行い、その結果及び処理の方針を苦情処理責任者に報告する。

イ　~~この場合において、~~苦情処理担当者は、必要に応じ、苦情申出者、適性評価実施担当者その他の必要と認め~~られ~~る者に質問し、又は苦情申出者及び適性評価実施担当者に資料の提出を求めることができる。

ウ　苦情処理責任者は、調査の結果及び処理の方針を行政機関の長に報告し、その承認を得なければならない。

(4)　苦情処理結果の通知

ア　苦情処理担当者は、(3)ウに掲げる行政機関の長の承認を得た後、苦情申出者に対し、別添11の「苦情処理結果通知書」により、苦情についての処理の結果を通知する。

イ　苦情の処理の結果、改めて適性評価を行う必要があると認め~~られ~~る場合には、苦情処理責任者はその旨を適性評価実施責任者に通知する。

ウ　イの場合、適性評価実施責任者は適性評価実施担当者を指定して、改めて適性評価を実施する。

(5)　留意事項

特定秘密保護法第14条第1項に規定する苦情の申出は、適性評価の結果、調査方法等、評価対象者について実施された適性評価に関して、当該評価対象者が行うことができる。評価対象者以外からの適性評価に関する苦情については、特定秘密保護法第14条に規定する苦情には当たらないが、苦

注：網掛け部分は、施行令の規定に従い変更する可能性あり。

情受理窓口においてこれを受理し、苦情処理手続に準じて、これを誠実に処理するものとする。

9　適性評価実施後の措置

(1)　行政機関の職員が特定秘密保護法第 12 条第１項第３号に該当する可能性がある場合の措置

ア　特定秘密の取扱いの業務を行う行政機関の職員の上司等は、当該職員について以下の事情がある~~生じた~~と認めた場合には~~ときは~~、これを当該職員が取扱いの業務を行う特定秘密に係る特定秘密管理者に報告するものとする。

(ｱ) ~~-~~外国籍の者と結婚した場合その他外国との関係に大きな変化があったこと

(ｲ) ~~犯~~罪を犯して検挙されたこと

(ｳ) 懲戒処分の対象となる行為をし~~行っ~~たこと

(ｴ) 情報の取扱いに関する規則に違反したこと

(ｵ) 違法な薬物の所持、使用等薬物の違法又は不適切な取扱いを行ったこと

(ｶ) 自己の行為の是非を判別し、若しくはその判別に従って行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈していると疑われる状況に陥ったこと

(ｷ) 飲酒により、けんか等の対人トラブルを引き起こしたり、業務上の支障を生じさせたりしたこと

(ｸ) 裁判所から給与の差押命令が送達されるなど経済的な問題を抱えていると疑われる状況に陥ったこと

(ｹ) 特定秘密を漏らすおそれがないと認めることについて疑義が生じたこと

イ　アの報告を受けた特定秘密管理者は、当該報告に係る事情が、特定秘密保護法第 12 条第１項第３号に規定する「引き続き当該おそれがないと認めることについて疑いを生じさせる事情」に該当すると認めるときは、当該職員が特定秘密の取扱いの業務を行うことのないよう必要な措置を講じなければならない。この場合において、当該職員に特定秘密の取扱いの業務を行わせる必要があるときは、改めて当該職員についての適性評価を実施しなければならない。

(2)　適合事業者の従業者が特定秘密保護法第12条第１項第３号に該当する可能性がある場合の措置

ア　行政機関の長は、以下に掲げる事項について、契約で定めるものとする。

注：網掛け部分は、施行令の規定に従い変更する可能性あり。

(ｱ) 特定秘密保護法第５条第４項又は特定秘密保護法第８条第１項に規定する契約に基づき特定秘密を保有し、又は提供される適合事業者は、当該契約により特定秘密の取扱いの業務を行う従業者について(1)アの事情がある~~生じた~~と認めた場合には~~ときは~~、これを契約先の行政機関における当該特定秘密に係る~~の~~特定秘密管理者に報告すること

(ｲ) 従業者が派遣労働者である場合、適合事業者は、当該従業者について(1)アの事情がある~~生じた~~と認めた場合にこれが当該従業者を雇用する事業主から当該適合事業者に報告が行われるよう必要な措置を講ずること

(ｳ) イの通知を受けた場合に、適合事業者は、当該通知に係る従業者が特定秘密の取扱いの業務を行うことのないよう必要な措置を講ず~~じ~~ること

イ　ア(ｱ)の報告を受けた特定秘密管理者は、当該報告に係る事情が、特定秘密保護法第 12 条第１項第３号に掲げる事情に該当すると認めるときは、その旨を適合事業者に通知する。

10　適性評価に関する個人情報等の管理

(1)　適性評価記録簿の作成

適性評価実施責任者は、評価対象者ごとに、その適性評価の実施に当たって作成又は取得した文書その他の情報を整理した適性評価記録簿を作成する。

(2)　行政機関における個人情報等の管理

ア　適性評価記録簿の管理は、公文書管理法等文書管理に関する法令及び規程に基づき、適切に行う。

イ　適性評価記録簿に含まれる個人情報の管理については、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 58 号）及び同法第６条の規定に基づき各行政機関が定める個人情報の適切な管理のための規程による。

ウ　適性評価実施責任者は、評価対象者に対して特定秘密保護法第 13 条第１項の規定による適性評価の結果を通知した日又は評価対象者に対して適性評価の手続を中止する旨通知した日のいずれかに属する年度の翌年度の４月１日から起算して 10 年が経過するまでの期間、適性評価記録簿を保存するものとする。ただし、評価対象者から適性評価の実施についての不同意書又は同意の取下書が提出された場合の適性評価記録簿の保存期間については、当該提出がなされた日の属する年度の翌年度の４月１日から起算して３年間とする。~~適性評価記録簿の保存期間は、以下に掲げるいずれかの日の属する年度の翌年度の４月１日から起算して 10 年~~

注：網掛け部分は、施行令の規定に従い変更する可能性あり。

~~間とする。~~

~~(ｱ) 評価対象者に対して特定秘密保護法第 13 条第１項の規定による適性評価の結果を通知した日~~

~~(ｲ) 評価対象者から別添９－２の「適性評価の実施についての不同意書」の提出を受けた日~~

~~(ｳ) 評価対象者に対して適性評価の手続を中止する旨通知した日~~

エ　保存期間を経過した適性評価記録簿は、関係法令及び規程に従い、廃棄等するものとする。

(3)　適合事業者等における個人情報等の管理

行政機関の長は、適合事業者及び適合事業者の指揮命令の下に労働する派遣労働者を雇用する事業主が、行政機関の長又は適合事業者から提供された評価対象者についての適性評価の結果及び評価対象者が同意しなかったことについて、これが適切に管理されるよう、上記(2)に準じて必要な措置を講ずることについて、契約で定めるものとする。

(34)　適性評価に関する個人情報の利用及び提供の制限

行政機関の長、適合事業者及び適合事業者の指揮命令の下に労働する派遣労働者を雇用する事業主は、次に掲げる場合を除き、評価対象者が適性評価の実施の同意をしなかったこと、適性評価の結果その他適性評価の実施に当たって取得する個人情報を特定秘密の保護以外の目的のために利用し、又は提供してはならない。

ア　国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）第 100 条第４項、刑事訴訟法（昭和 23 年法律第 131 号）第 197 条第２項等の法令に基づく場合

イ　特定秘密保護法第16条第１項ただし書又は施行令第22~~０~~条に規定する場合

11　研修

適性評価実施責任者は、適性評価実施担当者に対し、適性評価の適正な実施を確保するために必要な知識及び技能を習得させ、並びにこれを向上させるために必要な研修を定期的に行うものとする。なお、必要な場合に、当該研修を随時に実施することを妨げるものではない。

12　適性評価の実施に関する関係行政機関の協力

関係行政機関の長は、~~適性評価のための調査の実施に当たって、~~評価対象者についての照会があった場合に必要な事項の報告を行い、また、出向又は併任により他の行政機関において勤務することとなった職員の適性評価の実施に当たって必要な情報提供を行うなど、適性評価の実施のために相互に協力するものとする。

なお、行政機関の長は、他の行政機関の職員及び他の行政機関が契約する

注：網掛け部分は、施行令の規定に従い変更する可能性あり。

適合事業者の従業者についての適性評価の調査を代行してはならない。

13　警察本部長による適性評価

警察本部長による適性評価については、本運用基準に準じて実施するものとする。この場合において、「特定秘密管理者」とあるのは、施行令第13条第1項第2号~~施行令第○条第○号~~に規定する「特定秘密の保護に関する業務を管理する者」と読み替えるものとする。

14　特定秘密保護法の公布の日から２年を超えない範囲内において政令で定める日の前日までの特定秘密の取扱いに関する経過措置

行政機関の長は、特定秘密保護法の公布の日から２年を超えない範囲内において政令で定める日の前日までの特定秘密の取扱いの業務を行う者について、特定秘密に指定された情報の取扱いの業務を特定秘密保護法の施行前に行っていた者又は適性評価により特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められた者のいずれかに限るよう努めるものとする。

V　特定秘密の指定・解除等及び適性評価の実施の適正を確保するための措置等

1　内閣官房及び内閣府の任務並びにその他の行政機関の協力

(1)　内閣官房は、特定秘密保護法の適正な運用の確保についての自らの責任を十分に認識し、内閣法第12条第２号から第５号までの規定に基づき、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の適正を確保するための事務を行う。

(2)　(1)に定める事務の公正かつ能率的な遂行を図るため、内閣官房に保全監視委員会（仮称）を置く。委員会の構成その他必要な事項は、別に内閣総理大臣が定めるものとする。

(3)　内閣府は、内閣官房とは別の立場から、いずれの行政機関にも偏ることなく判断することの重要性を十分に認識し、内閣府設置法第●条の規定に基づき、特定秘密の指定及びその解除の適正を確保するための事務（指定の有効期間の設定及び延長に関連するもの並びに行政文書ファイル管理簿（公文書管理法第７条第１項に規定する行政文書ファイル管理簿をいう。）に記載された行政文書ファイル等（公文書管理法第５条第５項に規定する行政文書ファイル等をいう。４(1)ア(オ)及び(カ)において同じ。）のうち特定秘密が記録されたもの（以下「特定行政文書ファイル等」という。）の管理に関連するものを含む。）を行う。

(4)　行政機関は、(1)及び(3)に定める事務に関し、内閣官房及び内閣府にそれぞれ協力するものとする。

注：網掛け部分は、施行令の規定に従い変更する可能性あり。

2 ~~1~~ 内閣総理大臣による指揮監督

内閣官房保全監視委員会（仮称）は、内閣総理大臣が特定秘密保護法第18条第4項に基づき、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関し、その適正を確保するため、行政各部を指揮監督するに当たり、行政機関の長に対し、特定秘密である情報を含む資料の提出及び説明を求め~~ることができる。~~ることができ、必要があると認めるときは是正を求めるものとする。

3 ~~2~~ 特定秘密の指定等及び特定行政文書ファイル等の管理の検証・監察・是正

(1) 内閣府独立公文書管理監（仮称）による特定秘密の指定等の検証・監察・是正

ア~~ウ~~ 内閣府独立公文書管理監（仮称）（内閣府独立公文書管理監（仮称）が指定する内閣府の職員（参考）を含む。以下同じ。）は、特定秘密の指定若しくはその解除又は指定の有効期間の設定若しくは延長（以下「特定秘密の指定等」という。）及び特定行政文書ファイル等の管理が特定秘密保護法及び施行令の規定並びに本運用基準Ⅰから Ⅲまで（以下「特定秘密保護法等」という。）に従って行われているかどうか検証し、監察するものとする。

（参考）内閣府訓令で内閣府に情報保全監察室（仮称）を設置し、その室員を指定することを検討しています。

イ~~エ~~ ~~ウの場合において、~~内閣府独立公文書管理監（仮称）は、必要があると認めるときは、行政機関の長に対し、特定秘密である情報を含む資料の提出又は説明を求め、又は実地調査をすることができる。

ウ~~キ~~ 内閣府独立公文書管理監（仮称）は、検証又は監察の結果、行政機関の長による特定秘密の指定等又は特定行政文書ファイル等の管理が特定秘密保護法等に従って行われていないと認めるときは、当該特定秘密の指定等をし、又は当該特定行政文書ファイル等を保有する~~た~~行政機関の長に対し、当該特定秘密の指定の解除、当該特定行政文書ファイル等の適正な管理その他の是正を求めるものとする。

(2) 行政機関の長による特定秘密指定管理簿の写しの提出等

ア 行政機関の長は、(1)アに定める検証及び監察の実施に資するため、次に掲げる事務を行うものとする。

(ｱ) ~~ア 行政機関の長は、~~特定秘密を指定し、施行令第5●条に基づき特定秘密指定管理簿に必要な事項を記載し若しくは記録したとき、又は、特定秘密の指定の有効期間を延長し、若しくは指定を解除し、施行令第10●条若しくは第12●条第1項に基づき、それぞれ特定秘密指定管

注：網掛け部分は、施行令の規定に従い変更する可能性あり。

理簿に必要な事項を記載し若しくは記録したときは、速やかに、内閣府独立公文書管理監（仮称）~~（内閣府独立公文書管理監（仮称）が指定する内閣府の職員を含む。以下同じ。）~~に、当該指定に関する特定秘密指定管理簿の写しを提出する~~ものとする~~。

(ｲ) ~~ア~~ ~~行政機関の長は、行政文書ファイル等（公文書管理法第５条第５項に規定する行政文書ファイル等をいう。４(1)ア(ｴ)及び(ｵ)において同じ。）のうち特定秘密が記録されたもの（以下「~~特定行政文書ファイル等~~」という。）~~の管理について、毎年１回、次に掲げる事項その他の特定行政文書ファイル等の管理に資する事項を、内閣府独立公文書管理監（仮称）に報告する~~ものとする~~。

a~~(ｱ)~~ 特定行政文書ファイル等の名称

b~~(ｲ)~~ 特定行政文書ファイル等の保存場所

c~~(ｳ)~~ 特定行政文書ファイル等の保存期間

d~~(ｴ)~~ 特定行政文書ファイル等の保存期間が満了したときの措置

(ｳ) ~~イ~~ ~~行政機関の長は、特定秘密の指定若しくはその解除又は有効期間の設定若しくは延長（以下「~~特定秘密の指定等~~」という。）について又は特定行政文書ファイル等の管理に関し~~、不適切な事案があると行政機関の長が認めた~~発生した~~場合又は発生したおそれがある場合~~には、速やかに内閣府独立公文書管理監（仮称）に報告する~~ものとする~~。

イ~~ｵ~~ 行政機関の長は、(1)イ~~ｴ~~による求めがあったときは、特定秘密保護法第10条第１項の規定により、内閣府独立公文書管理監（仮称）に特定秘密を提供するものとする。~~この場合において、内閣府独立公文書管理監（仮称）は、あらかじめ当該行政機関の長と協議して定めるところに従い、当該特定秘密を利用する職員の範囲を制限することその他の内閣府独立公文書管理監（仮称）による当該特定秘密の保護のために必要な措置を講じなければならない。~~

ウ~~ｶ~~ 行政機関の長は、当該特定秘密の提供が我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがないと認められないとしてイ~~ｴ~~による求めに応じないときは、その理由を内閣府独立公文書管理監（仮称）に疎明しなければならない。

エ~~ﾀ~~ 行政機関の長は、(1)ウ~~ｷ~~の求めがあったときは、適切な措置を講じた上で、当該措置について内閣府独立公文書管理監（仮称）に報告するものとする。

~~**(2) 特定行政文書ファイル等の管理の検証・監察・是正**~~

~~イ 行政機関の長は、特定行政文書ファイル等の管理について、不適切な~~

注：網掛け部分は、施行令の規定に従い変更する可能性あり。

~~事案が発生した場合又は発生したおそれがある場合には、速やかに内閣府独立公文書管理監（仮称）に報告するものとする。~~

~~ウ　内閣府独立公文書管理監（仮称）は、特定行政文書ファイル等の管理が特定秘密保護法等に従って行われているかどうか検証し、監察するものとする。~~

~~エ　ウの場合において、内閣府独立公文書管理監（仮称）は、必要があると認めるときは、行政機関の長に対し、特定秘密である情報を含む資料の提出若しくは説明を求め、又は実地調査をすることができる。~~

~~オ　行政機関の長は、エによる求めがあったときは、特定秘密保護法第10条第1項の規定により、内閣府独立公文書管理監（仮称）に特定秘密を提供するものとする。この場合において、内閣府独立公文書管理監（仮称）は、あらかじめ当該行政機関の長と協議して定めるところに従い、当該特定秘密を利用する職員の範囲を制限することその他の内閣府独立公文書管理監（仮称）による当該特定秘密の保護のために必要な措置を講じなければならない。~~

~~カ　行政機関の長は、当該特定秘密の提供が我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがないと認められないとしてエによる求めに応じないときは、その理由を内閣府独立公文書管理監（仮称）に疎明しなければならない。~~

~~キ　内閣府独立公文書管理監（仮称）は、検証又は監察の結果、行政機関の長による特定行政文書ファイル等の管理が特定秘密保護法等に従って行われていないと認めるときは、当該特定行政文書ファイル等を保有する行政機関の長に対し、特定行政文書ファイル等の適正な管理その他の是正を求めるものとする。~~

~~ク　行政機関の長は、キの求めがあったときは、適切な措置を講じた上で、当該措置について内閣府独立公文書管理監（仮称）に報告するものとする。~~

4~~3~~　特定秘密の指定等及び特定行政文書ファイル等の管理等の適正に関する通報

(1)　通報の処理の枠組み

内閣府独立公文書管理監（仮称）及び行政機関の長は、特定秘密の取扱いの業務を行う者若しくは行っていた者又は特定秘密保護法第4条第5項、第9条、第10条若しくは第18条第4項後段の規定により提供された特定秘密について、当該提供の目的である業務により当該特定秘密を知得した者（以下「取扱業務者等」という。）が、特定秘密の指定等又は特定行政文書ファイル等の管理が特定秘密保護法等に従って行われていないと

注：網掛け部分は、施行令の規定に従い変更する可能性あり。

思料する場合に行う通報を受け付け、処理するため、窓口（以下「通報窓口」という。）を設置し、公表するものとする。

(2) 通報の処理

ア 行政機関に対する通報

(ｱ) 取扱業務者等は、特定秘密の指定等又は特定行政文書ファイル等の管理が特定秘密保護法等に従って行われていないと思料するときは、当該特定秘密の指定等又は当該特定行政文書ファイル等の管理に係る行政機関の通報窓口に対し、その旨の通報をすることができる。この場合において、取扱業務者等は、特定秘密である情報を特定秘密として取り扱うことを要しないように要約して通報するなどし、特定秘密を漏らしてはならない。

(ｲ) 行政機関の長は、通報を受理した場合、調査の必要性を十分に検討し、調査を行う場合はその旨及び着手の時期を、調査を行わない場合はその旨及び理由を、当該通報を行った者（以下「通報者」という。）に対し、遅滞なく通知するものとする。ただし、適正な調査の遂行に支障がある場合はこの限りではない。

(ｳ) 行政機関の長は、調査を行う場合は~~、通報者が特定されないよう十分に配慮しつつ~~、遅滞なく必要な調査を行うものとする。

(ｴ) 行政機関の長は、調査の結果、特定秘密の指定等又は特定行政文書ファイル等の管理が特定秘密保護法等に従って行われていないことが明らかになったときは、速やかに当該特定秘密の指定の解除、当該特定行政文書ファイル等の適正な管理その他の適切な措置を講ずるものとする。

(ｵ) 行政機関の長は、調査の結果を遅滞なく通報者に対し通知するものとする。

(ｶ) 行政機関の長は、通報を処理したときは、その内容を内閣府独立公文書管理監（仮称）に報告するものとする。

イ 内閣府独立公文書管理監（仮称）に対する通報

(ｱ) 取扱業務者等は、特定秘密の指定等又は特定行政文書ファイル等の管理が特定秘密保護法等に従って行われていないと思料するときは、内閣府独立公文書管理監（仮称）の通報窓口に対し、その旨の通報をすることができる。この場合において、取扱業務者等は、特定秘密である情報を特定秘密として取り扱うことを要しない範囲内で要約して通報するなどし、特定秘密を漏らしてはならない。

(ｲ) (ｱ)に定める通報は、ア(ｲ)において調査を行わない旨の通知又は同(ｵ)の通知を受けた後でなければ、行うことができない。

注：網掛け部分は、施行令の規定に従い変更する可能性あり。

(ｳ) 内閣府独立公文書管理監（仮称）は、通報を受理した場合~~、通報者が特定されないよう十分に配慮しつつ~~、遅滞なく必要な調査を行うものとする。

(ｴ) 通報を受理した内閣府独立公文書管理監（仮称）は、必要があると認めるときは、(ｲ)の通知に係る行政機関の長に対し、特定秘密である情報を含む資料の提出若しくは説明を求め、又は実地調査をすることができる。

(ｵ) 行政機関の長は、(ｴ)による求めがあったときは、特定秘密保護法第10条第1項の規定に基づき、内閣府独立公文書管理監（仮称）に特定秘密を提供するものとする。~~この場合において、内閣府独立公文書管理監（仮称）は、あらかじめ当該行政機関の長と協議して定めるところに従い、当該特定秘密を利用する職員の範囲を制限することその他の内閣府独立公文書管理監（仮称）による当該特定秘密の保護のために必要な措置を講じなければならない。~~

(ｶ) 行政機関の長は、当該特定秘密の提供が我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがないと認められないとして(ｴ)による求めに応じないときは、その理由を内閣府独立公文書管理監（仮称）に疎明しなければならない。

(ｷ) 内閣府独立公文書管理監（仮称）は、特定秘密の指定等又は特定行政文書ファイル等の管理が特定秘密保護法等に従って行われていないと認めるときは、当該特定秘密の指定等をし、又は特定行政文書ファイル等を保有する~~の管理を行った~~行政機関の長に対し、当該特定秘密の指定の解除、当該特定行政文書ファイル等の適正な管理その他の是正を求めるものとする。

(ｸ) 行政機関の長は、(ｷ)の求めがあったときは、適切な措置を講じた上で、当該措置について内閣府独立公文書管理監（仮称）に報告するものとする。

(ｹ) 独立公文書管理監（仮称）は、調査の結果を遅滞なく通報者に対し通知するものとする。

(3) 通報者の保護等

ア 行政機関の長及び内閣府独立公文書管理監（仮称）は、通報を処理するに当たり、通報者が特定されないよう適切な措置を講じなければならない。

~~イ~~ウ 行政機関の長は、通報者に対し、通報をしたことを理由として不利益な取扱いをしてはならない。

~~ウ~~イ 行政機関の長は、通報者に対し、通報をしたことを理由として懲戒

注：網掛け部分は、施行令の規定に従い変更する可能性あり。

処分その他不利益な取扱い等を行った職員があるときは、その職員に対し、懲戒処分その他適切な措置をとるものとする。正当な理由なく、通報に関する秘密を漏らした職員についても同様とする。

エ~~ウ~~　行政機関の長及び内閣府独立公文書管理監（仮称）は、通報の処理に係る記録を作成し、適切な保存期間を定めた上で~~、通報者が特定されないよう十分に配慮して~~、当該記録を関係資料とともに適切な方法で管理しなければならない。

5~~4~~　特定秘密保護法第18条第２項に規定する者及び国会への報告

(1)　内閣総理大臣への報告等

ア　行政機関の長は、毎年１回、(ｱ)から(ｼ)までに掲げる事項を内閣官房保全監視委員会（仮称）に、(ｱ)から(ｷ)まで及び(ｼ)に掲げる事項を内閣府独立公文書管理監（仮称）に報告するものとする。

(ｱ)　当該行政機関の長が指定をした特定秘密の件数及び過去１年に新たに指定をした特定秘密の件数（Ⅱ１(1)に規定する事項の細目ごと。(ｲ)及び(ｳ)において同じ。）

(ｲ)　過去１年に特定秘密の指定の有効期間の延長をした件数

(ｳ)　過去１年に特定秘密の指定を解除した件数

(ｴ)　指定が解除され、又は指定の有効期間が満了した当該指定に係る情報が記録された行政文書ファイル等を過去１年に国立公文書館等に移管した件数

(ｵ)　指定が解除され、又は指定の有効期間が満了した当該指定に係る情報が記録された行政文書ファイル等を過去１年に廃棄した件数

(ｶ)　過去１年に廃棄した特定行政文書ファイル等の件数

(ｷ)　過去１年に処理した３の通報の件数

(ｸ)　過去１年に適性評価を実施した件数（警察庁長官にあっては、警察本部長が実施した適性評価の件数を含む。(ｹ)及び(ｺ)において同じ。）

(ｹ)　過去１年に適性評価の評価対象者が特定秘密保護法第12条第３項（特定秘密保護法第15条第２項で準用する場合を含む。）の同意をしなかった件数

(ｺ)　過去１年に申出のあった特定秘密保護法第14条（特定秘密保護法第15条第２項で準用する場合を含む。）の苦情の件数

(ｻ)　過去１年に行った適性評価に関する改善事例

(ｼ)　その他参考となる事項

イ　内閣官房保全監視委員会（仮称）は、アの報告に加え、必要があると認めるときは、行政機関の長に対し、特定秘密である情報を含む資料の提出又は説明を求めることができる。

注：網掛け部分は、施行令の規定に従い変更する可能性あり。

ウ　内閣府独立公文書管理監（仮称）は、内閣官房保全監視委員会（仮称）に対し、ア(ｱ)から(ｷ)まで及び(ｼ)に掲げる事項に関し、行政機関の長による特定秘密の指定等及び特定行政文書ファイル等の管理についての意見を述べることができる。

エ　内閣官房保全監視委員会（仮称）は、アからウまでに定める報告、説明及び意見を取りまとめ、国民に分かりやすい形で取りまとめた概要を付して、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況を内閣総理大臣に報告するものとする。

オ　内閣府独立公文書管理監（仮称）は、毎年１回、特定秘密の指定等及び特定行政文書ファイル等の管理の適正を確保するため内閣府独立公文書管理監（仮称）及び行政機関の長がとった措置の概要を内閣総理大臣に報告するとともに、公表するものとする。

(2)　特定秘密保護法第 18 条第２項に規定する者への報告

内閣総理大臣は、毎年１回、(1)エの状況を特定秘密保護法第 18 条第２項に規定する者に報告し、その意見を聴かなければならない。

(3)　国会への報告及び公表

内閣総理大臣は、毎年１回、(2)の意見を付して、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況を国会に報告するとともに、公表するものとする。

６　その他の遵守すべき事項

(1)　２、３(1)イ、４(2)イ(ｴ)又は５(1)イに基づき特定秘密の提供を受けた内閣官房保全監視委員会（仮称）又は内閣府独立公文書管理監（仮称）は、当該特定秘密を提供した行政機関の長とあらかじめ協議して定めるところに従い、当該特定秘密を利用する職員の範囲を制限することその他の当該特定秘密の保護のために必要な措置を講じなければならない。

(2)　内閣官房保全監視委員会（仮称）は、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の適正を確保するために必要な専門的技術的知識及び能力の向上に努めなければならない。

(3)　内閣府独立公文書管理監（仮称）は、特定秘密の指定及びその解除の適正を確保するために必要な専門的技術的知識及び能力の向上に努めなければならない。

Ⅵ　本運用基準の見直し

政府は、特定秘密保護法の運用状況を踏まえつつ、必要に応じて、本運用基準について見直しを行うものとする。

注：網掛け部分は、施行令の規定に従い変更する可能性あり。

別添１

平成○○年○月○日

○○省○○局○○課　○○　○○　様

○○大臣　○○　○○

適性評価の実施に当たってのお知らせ（告知書）

あなたは、特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号。以下「特定秘密保護法」といいます。）に基づいて実施される適性評価の対象者となりました。特定秘密保護法では、特定秘密保護法に定められた事項をあなたにお知らせし、あなたの同意~~を~~が得られた場合に適性評価を実施することとされています。適性評価の実施に同意するか否かは、あなたが自由に決めることができます。このお知らせをよく読んで、適性評価の実施に同意するか否かを判断してください。

１　適性評価を実施する趣旨

(1) 特定秘密保護法は、安全保障上の秘匿性の高い情報の漏えいを防止し、国と国民の安全を確保することを目的としており、我が国の安全保障に関し特に秘匿することが必要な情報について、特定秘密として指定し、その漏えいを防止するため、これを取り扱う者を制限したり、これを漏えいした場合の罰則を規定するなどのルールを定めています。

(2) 適性評価は、特定秘密保護法に基づき、

ア　特定秘密の取扱いの業務（以下「取扱業務」といいます。）を新たに行うことが見込まれることとなった者（特定秘密保護法第12条第１項第１号）

イ　~~［あなたが所属している／あなたを雇用する事業者が契約している／あなたの派遣先の事業者が契約している］~~行政機関の保有する特定秘密について、取扱業務を現に行い、かつ、直近に実施された適性評価の結果が通知された日から５年を経過した後も、取扱業務を行うことが見込まれる者（特定秘密保護法第12条第１項第２号）

ウ ~~［あなたが所属している／あなたを雇用する事業者が契約している／あなたの派遣先の事業者が契約している］~~行政機関の長が直近に実施した適性評価において取扱業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められた者であって、引き続き特定秘密を漏らすおそれがないと認めることについて疑いを生じさせる事情があるもの（特定秘密保護法第12条第１項第３号）

に対して行うもので、~~あなたが~~取扱業務を行った場合に特定秘密を漏らすおそれがないことについて評価を行います。

(3) 特定秘密保護法では、適性評価の結果、取扱業務を行った場合に特定秘密を漏らすおそれがないと認められた人でなければ、取扱業務を行うことができないとされています。

(4) あなたについて適性評価を行う者は、~~［あなたが所属している／あなたを雇用する事業者が契約している／あなたの派遣先の事業者が契約している］、行政機関の長である~~○○大臣となります（詳細は特定秘密保護法第11条から第17条までを御覧ください。）。

(5) 今般あなたが適性評価の対象者となったのは、あなたが、特定秘密保護法第12条第１項第３号に掲げる者に該当すると認めたためです。特定秘密保護法第11条により、あなたは、この告知を受けて以降、取扱業務を行うことができなくなります。ただし、あなたの同意があり、今後実施する適性評価において、取扱業務を行った場合に特定秘密を漏らすおそれがないと認められたときは、再び、取扱業務を行うことができます。

※該当する場合に記載

2 適性評価で調査する事項

適性評価においては、特定秘密保護法に定められた次に掲げる事項~~を~~について調査します。

(1) 特定有害活動（注１）及びテロリズム（注２）との関係に関する事項

特定有害活動やテロリズムを実行したことや関与したこと、特定有害活動やテロリズムを行う団体のメンバーだったことがある、あるいは、現在もメンバーであることや、こうした団体を支援すること、外国との関係を含め、こうした団体からの働き掛けを受けた場合に協力せざるを得ない関

係になっていないかについて調査します。

なお、外国との関係があることをもって、直ちに特定秘密を漏らすおそれがないと認められないと判断するものではありません。

また、あなたの家族や同居人についても、その氏名、生年月日、国籍及び住所に限り調査します。これは、あなたに対する外国の情報機関等からの働き掛けの有無を確認する上での参考とするためであり、これらの事項以外の事項について調査することはありません。

(2) 犯罪及び懲戒の経歴に関する事項

過去に罪を犯し、有罪の判決（執行猶予が付いているものも含みます。）を受けたことがあるか、又は職業上の懲戒処分を受けたことがあるかについて調査します。

(3) 情報の取扱いに係る非違の経歴に関する事項

使用してはならないとされている記録媒体に情報を保存したり、必要な手続を経ずに文書を複写したり、職務に関連した事項をインターネット上のサイトに公表するなどして、文書やシステムの管理に関する規則等に違反し、上司から監督上の指導や注意を受けたことがあるかについて調査します。

(4) 薬物の濫用及び影響に関する事項

所持や使用等が禁止されている薬物を所持したり使用したりしたことがあるかや、疾病の治療のために処方された薬物を用量を守らずに服用したことがあるかについて調査します。なお、処方された薬物を用量を守らずに服用したことがあることをもって、直ちに特定秘密を漏らすおそれがないと認められないと判断されるものではありません。

(5) 精神疾患に関する事項

アルコール依存症、統合失調症等の精神疾患により自己の行為の是非を判別し、若しくはその判別に従って行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈しているかについて調査します。なお、精神疾患に関し、治療やカウンセリングを受けたことがあることは、評価に何ら影響を及ぼすものではなく、その事実があることをもって、特定秘密を漏らすおそれがないと認められないと判断されることはありません。

(6) 飲酒についての節度に関する事項

飲酒を原因として、けんか等のトラブルを引き起こしたり、業務上の支障を生じさせたことがあるかについて調査します。なお、飲酒を原因とし

て、トラブルを引き起こした事実があることをもって直ちに特定秘密を漏らすおそれがないと認められないと判断されることはありません。

(7) 信用状態その他の経済的な状況に関する事項

住宅、車両及び耐久消費財の購入並びに教育といった一般的な目的とは異なる借入れがあるか、金銭債務の不履行があるか、自己の資力に照らし不相応な金銭消費があるかなど、経済的な状況について調査します。こうした事実があることをもって、直ちに特定秘密を漏らすおそれがないと認められないと判断されるものではありません。

（注１）特定有害活動とは、

○　公になっていない情報のうちその漏えいが我が国の安全保障に支障を与えるおそれがあるものを取得するための活動

○　① 核兵器、② 軍用の化学製剤や細菌製剤、③ ②の散布のための装置、④ ①～③を運搬することができるロケットや無人航空機、⑤ ①～④の開発や製造、使用、貯蔵のために用いられるおそれが特に大きいと認められる物の輸出や輸入のための活動

○　その他の活動（例えば、日本人の拉致等の活動があります。）

であって、外国の利益を図る目的で行われ、かつ、我が国や国民の安全を著しく害する活動や害するおそれのある活動をいいます。

（注２）テロリズムとは、政治上その他の主義主張に基づき、国家や他人にこれを強要する目的や社会に不安や恐怖を与える目的で、人を殺傷したり、重要な施設その他の物を破壊するための活動をいいます。

~~また、(1)の事項に関連して、あなたの家族や同居人の氏名、生年月日、国籍（過去に有していた国籍を含みます。）、住所に限って調査します。~~

3　調査の方法

(1) あなたが記入した質問票（適性評価）を基に、２で列挙した事項について調査します。この調査~~を行うために必要な範囲内で~~においては、適性評価の実施を担当する職員（以下「適性評価実施担当者」といいます。）が、あなたやあなたの上司や同僚等の知人その他の関係者に対し、面談等により、質問票等に記載された事項について疑問点が生じこれを確認等するため、あなたに関する質問を行うことがあります。

(2) また、あなたに資料の提出を求めたり、公務所や公私の団体（例えば、医療機関、信用情報機関があります。）に照会して必要な事項の報告（例

えば、あなたの精神疾患の具体的症状や、借入れの状況があります。）を求めたりすることがあります。その際、公務所や公私の団体に対し、適性評価を実施するために必要なあなたに関する情報を回答してもらうことについて、あなたが同意していることを明らかにするため、あなたが提出した「公務所又は公私の団体への照会等についての同意書」~~（別添２－２）~~の写しを提示又は交付することがあります。

(3) なお、質問票への回答のほか、今回の調査において聞かれたことに対しては、あなたの知る限りの事実を具体的に、漏れなくかつ正確に答えてください。回答を求められた事項に関して回答を拒否したり、虚偽の回答をしたりするなど、調査に必要な協力をしなかった場合には、適性評価の結果に影響を及ぼすことがあります。

4　評価

上記の調査結果を基に、○○大臣は、あなたが取扱業務を行った場合に特定秘密を漏らすおそれがないかどうか評価を行います。

評価に当たっては、個別具体的な事情を十分に考慮して、総合的に評価することとなります。

評価の結果、特定秘密を漏らすおそれがないと認められなかった場合には、取扱業務を行うことはできません。

5　結果・理由の通知

評価結果は、書面であなたにお知らせします。

特定秘密を漏らすおそれがないと認められなかった場合には、適性評価の円滑な実施の確保を妨げない範囲内で、その理由についてもお知らせします。

ただし、あなたが理由の通知を希望しない場合はお知らせしません。

なお、理由の通知の希望の有無は、「適性評価の実施についての同意書」~~（別添２－１）~~を提出した後でも変更できます。この場合には、理由の通知の希望について変更があった旨と変更後の理由の通知の希望の有無を書面でお知らせいただくこととなります。

また、今回の適性評価に関してあなたを雇用する事業者［と派遣先の事業者］に対して~~も~~は、~~［派遣先の事業者を通じて］評価~~適性評価が実施された場合にはその結果が、あなたが同意しなかったことにより適性評価が

実施されなかった場合には~~の結果は~~その旨が通知されます。ただし、~~これを~~事業者に対しては、~~その~~あなたに通知~~は適性評価の結果のみであ~~される場合とは異なり、特定秘密を漏らすおそれがないと認められなかった場合の理由~~や調査によって判明した事柄については~~は通知されません。また、調査によって判明した事柄について通知されることもありません。

【なお、今回あなたは、特定秘密保護法第12条第１項第３号に掲げる者として適性評価の対象者となっており、その旨についてもあなたを雇用する事業者［と派遣先の事業者］に対して通知されます。※特定秘密保護法第12条第１項第３号に該当する場合に記載】

※従業者の場合に記載

6　苦情の申出

通知された適性評価の結果その他あなたについて実施された適性評価については、書面で、○○大臣に対し苦情の申出をすることができます。この苦情を申し出たことにより、あなたが不利益な取扱いを受けることはありません。

7　適性評価の実施に当たって取得する個人情報の取扱い

あなたが適性評価の実施に同意しなかったこと、適性評価の結果、その他適性評価の実施に当たって取得する個人情報について、適性評価を実施した○○大臣や事業者が、特定秘密の保護以外の目的のために、自ら利用したり、他の行政機関等に提供したりすることはありません（適性評価は、特定秘密の取扱いの業務を行った際に特定秘密を漏らすおそれがないことについての評価であり、人事評価又はその他の能力の実証を行うものではなく、人事評価のために適性評価の結果を用いることはありません。）。

ただし、法令に基づく場合のほか、適性評価を実施した結果、あなたが懲戒処分等の対象となる疑いが生じた場合は、この限りではありません。

※行政機関の職員の場合に記載

~~また、今回の適性評価に関してあなたを雇用する事業者［と派遣先の事業者］に対しては、適性評価が実施された場合にはその結果が、あなたが同意しなかったことにより適性評価が実施されなかった場合にはその旨が~~

~~通知されます。ただし、事業者に対しては、あなたに通知される場合とは異なり、特定秘密を漏らすおそれがないと認められなかった場合の理由は通知されません。また、調査によって判明した事柄について通知されることもありません。~~

~~【なお、今回あなたは、特定秘密保護法第12条第1項第3号に掲げる者として適性評価の対象者となっており、その旨についてもあなたを雇用する事業者［と派遣先の事業者］に対して通知されます。※特定秘密保護法第12条第1項第3号に該当する場合に記載】~~

~~※従業者の場合に記載~~

この告知書を読んだ上で、あなたを対象とする適性評価を実施することに同意する場合は「適性評価の実施についての同意書」~~（別添２－１）~~と「公務所又は公私の団体への照会等についての同意書」~~（別添２－２）~~を、同意しない場合は「適性評価の実施についての不同意書」~~（別添３）~~を提出してください。

上記の２つの同意書~~（別添２－１及び別添２－２）~~を提出した場合には、あなたを対象とする適性評価の手続が開始されることとなります。なお、同意は、同意書を提出した後から適性評価の結果を通知されるまでの間、いつでも取り下げることができます。この場合には、下記の適性評価実施担当者に連絡の上、適性評価の実施についての同意を取り下げることを書面（「適性評価の実施についての同意等の取下書」~~（別添４）~~）で提出していただきます。

不同意書~~（別添３）~~を提出した場合など、あなたの同意が得られなかった場合には、適性評価を実施しません。また、同意を取り下げた場合には、適性評価の手続を中止します。ただし、いずれの場合であっても、あなたは取扱業務に従事することができません。このため、あなたが現在配置されているポストにおいて取扱業務を行っていたり、取扱業務を行うことが予定されている場合、取扱業務が予定されないポストにあなたが配置換となることなどもあります。

また、あなたが適性評価に同意しなかったことにより適性評価が実施されなかったことは、あなたを雇用する事業者［と、あなたの派遣先の事業者］に対しても通知されます。

同意書~~（別添２－１及び別添２－２）~~又は不同意書~~（別添３）~~のどちらかに記入の上、適性評価の実施に同意した場合は同意書（２種類）~~（別添２－１及び別添２－２）と~~、必要事項を記入した質問票及び別に資料の提出が求められているときはその資料を、同意しない場合は不同意書~~（別添３）~~を別添の封筒に入れて封をし、平成○○年○月○日までに、［あなたが所属している／あなたの会社が契約している／あなたの派遣先の事業者が契約している］行政機関の適性評価実施担当者に提出してください。

＜担当＞
○○省○○局○○課
電　話
E-mail

○特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号）（抄）

第十一条　特定秘密の取扱いの業務は、当該業務を行わせる行政機関の長若しくは当該業務を行わせる適合事業者に当該特定秘密を保有させ、若しくは提供する行政機関の長又は当該業務を行わせる警察本部長が直近に実施した次条第１項又は第15条第１項の適性評価（第13条第１項（第15条第２項において準用する場合を含む。）の規定による通知があった日から５年を経過していないものに限る。）において特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められた者（次条第１項第３号又は第15条第１項第３号に掲げる者として次条第３項又は第15条第２項において読み替えて準用する次条第３項の規定による告知があった者を除く。）でなければ、行ってはならない。ただし、次に掲げる者については、次条第１項又は第15条第１項の適性評価を受けることを要しない。

一～七　（略）

（行政機関の長による適性評価の実施）

第十二条　行政機関の長は、政令で定めるところにより、次に掲げる者について、その者が特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないことについての評価（以下「適性評価」という。）を実施するものとする。

一　当該行政機関の職員（当該行政機関が警察庁である場合にあっては、警察本部長を含む。次号において同じ。）又は当該行政機関との第５条第４項若しくは第８条第１項の契約（次号において単に「契約」という。）に基づき特定秘密を保有し、若しくは特定秘密の提供を受ける適合事業者の従業者として特定秘密の取扱いの業務を新たに行うことが見込まれることとなった者（当該行政機関の長がその者について直近に実施して次条第１項の規定による通知をした日から５年を経過していない適性評価において、特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められた者であって、引き続き当該おそれがないと認められるものを除く。）

二　当該行政機関の職員又は当該行政機関との契約に基づき特定秘密を保有し、若しくは特定秘密の提供を受ける適合事業者の従業者として、特定秘密の取扱いの業務を現に行い、かつ、当該行政機関の長がその者について直近に実施した適性評価に係る次条第１項の規定による通知があった日から５年を経過した日以後特定秘密の取扱いの業務を引き続き行うことが見込まれる者

三　当該行政機関の長が直近に実施した適性評価において特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められた者であって、引き続き当該おそれがないと認めることについて疑いを生じさせる事情があるもの

２　適性評価は、適性評価の対象となる者（以下「評価対象者」という。）について、次に掲げる事項についての調査を行い、その結果に基づき実施するものとする。

一　特定有害活動（公になっていない情報のうちその漏えいが我が国の安全保障に支障を与えるおそれがあるものを取得するための活動、核兵器、軍用の化学製剤若しくは細菌製剤若しくはこれらの散布のための装置若しくはこれらを運搬することができるロケット若しくは無人航空機又はこれらの開発、製造、使用若しくは貯蔵のために用いられるおそれが特に大きいと認められる物を輸出し、又は輸入するための活動その他の活動であって、外国の利益を図る目的で行われ、かつ、我が国及び国民の安全を著しく害し、又は害するおそれのあるものをいう。別表第３号において同じ。）及びテロリズム（政治上その他の主義主張に基づき、国家若しくは他人にこれを強要し、又は社会に不安若しくは恐怖を与える目的で人を殺傷し、又は重要な施設その他の物を破壊するための活動をいう。同表第４号において同じ。）との関

係に関する事項（評価対象者の家族（配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。）、父母、子及び兄弟姉妹並びにこれらの者以外の配偶者の父母及び子をいう。以下この号において同じ。）及び同居人（家族を除く。）の氏名、生年月日、国籍（過去に有していた国籍を含む。）及び住所を含む。）

二　犯罪及び懲戒の経歴に関する事項

三　情報の取扱いに係る非違の経歴に関する事項

四　薬物の濫用及び影響に関する事項

五　精神疾患に関する事項

六　飲酒についての節度に関する事項

七　信用状態その他の経済的な状況に関する事項

3　適性評価は、あらかじめ、政令で定めるところにより、次に掲げる事項を評価対象者に対し告知した上で、その同意を得て実施するものとする。

一　前項各号に掲げる事項について調査を行う旨

二　前項の調査を行うため必要な範囲内において、次項の規定により質問させ、若しくは資料の提出を求めさせ、又は照会して報告を求めることがある旨

三　評価対象者が第１項第３号に掲げる者であるときは、その旨

4　行政機関の長は、第２項の調査を行うため必要な範囲内において、当該行政機関の職員に評価対象者若しくは評価対象者の知人その他の関係者に質問させ、若しくは評価対象者に対し資料の提出を求めさせ、又は公務所若しくは公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

（適性評価の結果等の通知）

第十三条　行政機関の長は、適性評価を実施したときは、その結果を評価対象者に対し通知するものとする。

2　行政機関の長は、適合事業者の従業者について適性評価を実施したときはその結果を、当該従業者が前条第３項の同意をしなかったことにより適性評価が実施されなかったときはその旨を、それぞれ当該適合事業者に対し通知するものとする。

3　前項の規定による通知を受けた適合事業者は、当該評価対象者が当該適合事業者の指揮命令の下に労働する派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第２条第２号に規定する派遣労働者をいう。第16条第２項において同じ。）であるときは、当該通知の内容を当該評価対象者を雇用する事業主に対し通知するものとする。

4　行政機関の長は、第１項の規定により評価対象者に対し特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められなかった旨を通知するときは、適性評価の円滑な実施の確保を妨げない範囲内において、当該おそれがないと認められなかった理由を通知するものとする。ただし、当該評価対象者があらかじめ当該理由の通知を希望しない旨を申し出た場合は、この限りでない。

（行政機関の長に対する苦情の申出等）

第十四条　評価対象者は、前条第１項の規定により通知された適性評価の結果その他当該評価対象者について実施された適性評価について、書面で、行政機関の長に対し、苦情の申出をすることができる。

2　行政機関の長は、前項の苦情の申出を受けたときは、これを誠実に処理し、処理の結果を苦情の申出をした者に通知するものとする。

3　評価対象者は、第１項の苦情の申出をしたことを理由として、不利益な取扱いを受けない。

（警察本部長による適性評価の実施等）

第十五条　警察本部長は、政令で定めるところにより、次に掲げる者について、適性評価を実施するものとする。

一　当該都道府県警察の職員（警察本部長を除く。次号において同じ。）として特定秘密の取扱いの業務を新たに行うことが見込まれることとなった者（当該警察本部長がその者について直近に実施して次項において準用する第13条第１項の規定による通知をした日から５年を経過していない適性評価において、特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められた者であって、引き続き当該おそれがないと認められるものを除く。）

二　当該都道府県警察の職員として、特定秘密の取扱いの業務を現に行い、かつ、当該警察本部長がその者について直近に実施した適性評価に係る次項において準用する第13条第１項の規定による通知があった日から５年を経過した日以後特定秘密の取扱いの業務を引き続き行うことが見込まれる者

三　当該警察本部長が直近に実施した適性評価において特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められた者であって、引き続き当該おそれがないと認めることについて疑いを生じさせる事情があるもの

２　前３条（第12条第１項並びに第13条第２項及び第３項を除く。）の規定は、前項の規定により警察本部長が実施する適性評価について準用する。この場合において、第12条第３項第３号中「第１項第３号」とあるのは、「第15条第１項第３号」と読み替えるものとする。

（適性評価に関する個人情報の利用及び提供の制限）

第十六条　行政機関の長及び警察本部長は、特定秘密の保護以外の目的のために、評価対象者が第12条第３項（前条第２項において読み替えて準用する場合を含む。）の同意をしなかったこと、評価対象者についての適性評価の結果その他適性評価の実施に当たって取得する個人情報（生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。以下この項において同じ。）を自ら利用し、又は提供してはならない。ただし、適性評価の実施によって、当該個人情報に係る特定の個人が国家公務員法（昭和22年法律第120号）第38条各号、同法第75条第２項に規定する人事院規則の定める事由、同法第78条各号、第79条各号若しくは第82条第１項各号、検察庁法（昭和22年法律第61号）第20条各号、外務公務員法（昭和27年法律第41号）第７条第１項に規定する者、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第38条第１項各号、第42条各号、第43条各号若しくは第46条第１項各号、同法第48条第１項に規定する場合若しくは同条第２項各号若しくは第３項各号若しくは地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号、第28条第１項各号若しくは第２項各号若しくは第29条第１項各号又はこれらに準ずるものとして政令で定める事由のいずれかに該当する疑いが生じたときは、この限りでない。

２　適合事業者及び適合事業者の指揮命令の下に労働する派遣労働者を雇用する事業主は、特定秘密の保護以外の目的のために、第13条第２項又は第３項の規定により通知された内容を自ら利用し、又は提供してはならない。

（権限又は事務の委任）

第十七条　行政機関の長は、政令（内閣の所轄の下に置かれる機関及び会計検査院にあっては、当該機関の命令）で定めるところにより、この章に定める権限又は事務を当該行政機関の職員に委任することができる。

別添２－１

適性評価の実施についての同意書

１　私は、○○大臣が私について特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号。以下「特定秘密保護法」といいます。）第12条第１項に規定する適性評価を実施するに当たり、~~平成○○年○月○日~~、適性評価の実施に当たってのお知らせ（告知書）の交付を受け、次に掲げる事項について告知を受けました。

(1)　適性評価において、○○大臣が、特定秘密保護法第12条第２項各号に掲げる事項（①特定有害活動及びテロリズムとの関係に関する事項、②犯罪及び懲戒の経歴に関する事項、③情報の取扱いに係る非違の経歴に関する事項、④薬物の濫用及び影響に関する事項、⑤精神疾患に関する事項、⑥飲酒についての節度に関する事項、⑦信用状態その他の経済的な状況に関する事項）について調査すること。

(2)　○○大臣が(1)の調査を行うため必要な範囲内において、○○省の職員に私若しくは私の知人その他の関係者に質問させ、若しくは私に資料の提出を求めさせ、又は公務所若しくは公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることがあること。

〔(3)　特定秘密保護法第12条第１項第３号に該当する者として適性評価を実施しようとすること。　※該当する場合に記載〕

２　私は、１に掲げる事項の告知を受けた上で、次に掲げる事項に同意します。

(1)　○○大臣が私について適性評価を実施すること。

(2)　(1)の適性評価のため、特定秘密保護法第12条第２項各号に掲げる事項について調査を行うこと。

(3)　○○大臣が(2)の調査を行うため必要な範囲内において、○○省の職員に私若しくは私の知人その他の関係者に質問させ、若しくは私に資料の提出を求めさせ、又は公務所若しくは公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることがあること。

(4)　(3)の場合において、私が、質問に対して可能な限り正確かつ誠実に答え、また、求められた資料を迅速にかつ可能な限り提出するなど、調査に対して必要な協力を行うこと。

平成　　年　　月　　日

氏名　　印

※　氏名については、自署又は記名押印してください。

下記事項についても記載してください。

※　適性評価の結果、特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められなかった場合に、理由の通知を受けることを希望しない場合には、以下のチェック欄にチェックをしてください。

□　今回の適性評価の結果、仮に、私が特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと~~は~~認められ~~ず、その旨通知されることとなった~~なかった場合には、その理由の通知を受けることを希望しません。

別添２－２

公務所又は公私の団体への照会等についての同意書

私は、○○大臣が私について特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号。以下「特定秘密保護法」といいます。）第12条第１項に規定する適性評価を実施するに当たり、次に掲げる事項に同意し、この同意書を提出します。

１　私についての適性評価において、○○大臣が特定秘密保護法第12条第２項各号に掲げる事項について調査を行うため、特定秘密保護法第12条第４項の規定に基づき、○○省の職員が、私、私の知人その他の関係者に質問すること及びこの場合において、当該関係者が必要な事項を当該職員に回答すること。

２　私についての適性評価において、○○大臣が特定秘密保護法第12条第２項各号に掲げる事項について調査を行うため、特定秘密保護法第12条第４項の規定に基づき、国及び地方の行政機関、信用情報機関、医療機関その他の公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めること及びこの場合において、これらの公務所又は公私の団体が私の個人情報を含む必要な事項を報告すること。

３　１又は２の場合に、この同意書の写しを照会先等に提示又は交付して、私の同意があった旨を明らかにすること。

平成　　年　　月　　日

氏名　　印

※　氏名については、自署又は記名押印してください。

別添３

適性評価の実施についての不同意書

１　私は、○○大臣が私について特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号。以下「特定秘密保護法」といいます。）第12条第１項に規定する適性評価を実施するに当たり、~~平成○○年○月○日~~、適性評価の実施に当たってのお知らせ（告知書）の交付を受け、次に掲げる事項について告知を受けました。

(1)　適性評価において、○○大臣が、特定秘密保護法第12条第２項各号に掲げる事項（①特定有害活動及びテロリズムとの関係に関する事項、②犯罪及び懲戒の経歴に関する事項、③情報の取扱いに係る非違の経歴に関する事項、④薬物の濫用及び影響に関する事項、⑤精神疾患に関する事項、⑥飲酒についての節度に関する事項、⑦信用状態その他の経済的な状況に関する事項）について調査すること。

(2)　○○大臣が(1)の調査を行うため必要があると認めるときは、○○省の職員に私若しくは私の知人その他の関係者に質問させ、若しくは私に資料の提出を求めさせ、又は公務所若しくは公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることがあること。

（(3)　特定秘密保護法第12条第１項第３号に該当する者として適性評価を実施しようとすること。　※該当する場合に記載）

２　私は、○○大臣が私について適性評価を実施することに同意しなかった場合、特定秘密の取扱いの業務に従事できないことについて理解しています。

また、私が特定秘密の取扱いの業務に従事できない結果、特定秘密の取扱いの業務が予定されないポストに配置換となること等があることについても理解しています。

（さらに、○○大臣から私を雇用する事業者［と派遣先の事業者］に対し、私が適性評価を実施することに同意しなかったことにより、適性評価が実施されなかった旨の通知がなされることについても理解しています。
※従業者の場合に記載）

３　私は、○○大臣が私について適性評価を実施することに同意しません。

平成　　年　　月　　日

氏名　　印

※　氏名については、自署又は記名押印してください。

別添４

平成○○年○月○日

○○大臣　殿

○○　○○　　印

適性評価の実施についての同意の取下書

私は、平成　　年　　月　　日付けで「適性評価の実施についての同意書」を、平成　　年　　月　　日付けで「公務所又は公私の団体への照会等についての同意書」を提出しましたが、これら同意を取り下げます。

※　氏名については、自署又は記名押印してください。

質問票（適性評価）

○○省

はじめに

1　この質問票（適性評価）は、適性評価の実施に同意した場合に記載するものです。この質問票（適性評価）を記載する前に、「適性評価の実施に当たってのお知らせ（告知書）」~~（別添１）~~をよく読んで、適性評価の実施に同意するか否かあなたが判断してください。

2　あなたを対象とする適性評価を実施することに同意する場合には、~~この質問票（適性評価）で求められている事項の全てに記載し、~~「適性評価の実施についての同意書」~~（別添２－１）~~及び「公務所又は公私の団体への照会等についての同意書」~~（別添２－２）とともに、~~に記載した上で、この質問票（適性評価）で求められている事項の全てに記載してください。記載を終えた２つの同意書と質問票（適性評価）は、別添の封筒に入れて封をし、~~［あなたが所属している／あなたの会社が契約している／あなたの派遣先の事業者が契約している］~~あなたについての適性評価を実施する行政機関の適性評価実施担当者に提出してください。

3　あなたを対象とする適性評価を実施することに同意しない場合には、「適性評価の実施についての不同意書」~~（別添３）~~に必要事項を記載して、別添の封筒に入れて封をし、~~［あなたが所属している／あなたの会社が契約している／あなたの派遣先の事業者が契約している］~~行政機関の適性評価実施担当者に提出してください。この質問票（適性評価）は、あなたが自由に処分してかまいません。

記載要領

※　質問票（適性評価）に記載する際は、黒色又は青色のボールペン又は万年筆を用い（書いた文字を容易に消すことができる筆記具は使用不可）、誤記を修正する場合は、取り消し線（２本線）を引いた上押印又は署名してください。

※　電子計算機を用いて記載することもできますが、署名欄については、自署するか又は記名押印してください。

※　質問票（適性評価）に記載を求められている事項は、全て記載してください。

※　質問票（適性評価）には、あなたが知る限りの事実をできるだけ具体的に、漏れなく、かつ、正確に記載してください。事実関係の確認ができない事項については、「不明」と記載してください。

　記載に不備がある場合には、適性評価実施担当者から連絡することがあります。

　正当な理由なく、記載すべき事項に記載がしない場合や虚偽の記載をしたことが確認された場合には、適性評価の結果に影響を及ぼすことがあります。

※　各質問項目について、記載スペースが足りない場合は、ページ下の余白部分を利用して記載してください。電子計算機を用いて記載する場合は、回答欄を増やすなどしても差し支えありません。

※　記載した質問票（適性評価）を提出する際は、後日の質問等に答えるために、複写するなどして控えをとっておいてもかまいません。

今回の適性評価について不明な点がある場合には、○○省○○局○○課

（TEL　　／E-mail　　）

までお問合せください

該当する項目をチェックしてください。

種別　**□ 国の行政機関の職員**　**□ 都道府県警察の職員**　**□ 左記以外の方**

職員番号、認識番号等あなたの勤務先において個人を特定する番号：

階級：

※　別途この欄に記載を求められていない限り、記載は不要です。

1　適性評価の対象となる方の氏名等

今後、面接等の際に、本人確認の書類等の提示や提出を求めることがあります。また、この欄に記載した学校や事業者等に問い合わせることがあります。

(1)
ふりがな
氏名：
※　本名を記載してください。
※アルファベットでの記載も可能です。

(2)
大・昭・平　　年　　月　　日生（　　歳）
※　本質問票を記載した日における年齢を記載してください。

(3)
男
・
女

(4)
旧姓や通称（帰化前の姓名を含みます。）がある場合は以下について記載してください。

ふり　がな
旧姓・通称：

使用期間：　大・昭・平　年　月～大・昭・平　年　月

ふり　がな
旧姓・通称：

使用期間：　大・昭・平　年　月～大・昭・平　年　月

(5)
ふりがな
現住所：

(6)
ふりがな
本籍地：

(7)
勤務先名（所属部署名まで）、所在地及び電話番号を記載してください。

勤務先名：

所 在 地：

電話番号：

あなたが派遣労働者である場合は、派遣元事業主名、所在地及び電話番号を記載してください。

派遣元事業主名：
所　在　地：

電 話 番 号　：

(8)
日本国籍を有していますか。
□ 有している　□ 有していない

(9)
帰化歴がありますか。　□ ある　□ ない

⇩

帰化歴がある場合は以下について記載してください。

帰化年月日：　大・昭・平　年　月　日
元国籍名　：
帰化時の住所：

(10)
外国籍を有している、又は有していたことがありますか。
□ 有している　□ 有していた　□ 有していない

⇩

外国籍を有している、又は有していた場合は以下について記載してください。

国籍名／元国籍名

有していた期間（有していた場合のみ）

：　大・昭・平　年　月～大・昭・平　年　月

1　適性評価の対象となる方の氏名等（続き）

(11)
在留カードを保有している場合は以下について記載してください。

番　号：

在留期間の満了日：平成　　年　　月　　日

(12)
保有する連絡手段を全て記載してください。

電　話
- 職　場：　　（内線　　）
- 自　宅：
- 携帯電話：

メールアドレス
- 職　場：
- 自　宅：
- 携帯電話：

⇨ あなたへの連絡が必要な場合に、あなたが希望する連絡手段を左記のうちから選んで記載してください（極力希望した連絡手段により連絡を行いますが、場合によっては他の手段によることもあり得ます。）

(13)
＜経歴＞

a　~~中学卒業後~~過去10年以内に、現在の勤務先で雇用されるまでの間に、職歴がありますか（派遣労働者として、これまでに複数の派遣先で勤務したとしても、派遣元事業主について記載すれば足ります。自営業の場合も含みます。アルバイトについても職歴に含まれますが、１月未満の短期のものは除きます。）。

□ ある　　□ ない

⇩

職歴がある場合、過去10年以内の中学卒業後からの職歴について記載してください。
「離職理由」欄については、「定年退職」などと記載してください。離職理由が解雇等あなたの望まないものであった場合には、なぜ離職することになったのか詳しく記載してください。
出向~~や派遣~~によって離職した場合には、記載する必要はありません。

	勤務先名称	所在地（外国に所在する場合は国名も記載）	電話番号
①			
	離職理由		
②	勤務先名称	所在地（外国に所在する場合は国名も記載）	電話番号
	離職理由		
③	勤務先名称	所在地（外国に所在する場合は国名も記載）	電話番号
	離職理由		
④	勤務先名称	所在地（外国に所在する場合は国名も記載）	電話番号
	離職理由		
⑤	勤務先名称	所在地（外国に所在する場合は国名も記載）	電話番号
	離職理由		

1　適性評価の対象となる方の氏名等（続き）

（(13)の続き）

b　~~中学卒業後~~過去10年以内に、現在の勤務先で雇用されるまでの間に、高等学校、高等専門学校、専修学校、大学、大学院等に通学したことがありますか。　□ ある　□ ない

通学したことがある場合、過去10年以内~~の~~に通学した学校名等（中学校以前を除く。）について記載してくだ

	学校名	学部・学科名	所在地（外国に所在する場合は国名も記載）	
①				
	電話番号	在籍期間		備考
		平　年　月～平　年　月		卒業・修了 中退
②	学校名	学部・学科名	所在地（外国に所在する場合は国名も記載）	
	電話番号	在籍期間		備考
		平　年　月～平　年　月		卒業・修了 中退
③	学校名	学部・学科名	所在地（外国に所在する場合は国名も記載）	
	電話番号	在籍期間		備考
		平　年　月～平　年　月		卒業・修了 中退

中退したことがある場合は、その理由について学歴ごとに記載してください。

番号： 理由：	番号： 理由：

（書き切れない項目については以下の余白に記載してください。）

2　家族・同居人の氏名等

本項目では、あなたの家族（配偶者、父母、子及び兄弟姉妹並びにこれらの者以外の配偶者の父母~~並びに~~及び子）及び同居人の氏名、生年月日、国籍及び住所について記載します。これら調査事項として明記されている以外の事項について調査することはありません。

これらを調査するのは、あなたに対する外国の情報機関等からの働き掛けの有無を確認する参考とするためです。

(1)　配偶者

ア　現在、配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある人を含みます。）がいますか。

□　婚姻関係にある人がいる　　□　婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある人がいる　　□　いない

⇩　⇩

婚姻関係にある人がいる場合や婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある人がいる場合は、その人について以下の項目を記載してください。

イ

ふりがな
氏名：

※　本名を記載してください。
※　アルファベットでの記載も可能です。

ウ

大・昭・平　　年　　月　　日生（　　歳）

※　本質問票を記載した日における年齢を記載してください。

エ

旧姓や通称（帰化前の姓名を含みます。）がある場合は以下について記載してください。

ふり　がな
旧姓・通称：

使用期間：　大・昭・平　年　月～大・昭・平　年　月

ふり　がな
旧姓・通称：

使用期間：　大・昭・平　年　月～大・昭・平　年　月

オ　現住所は、あなたと異なる場合のみ詳細を記載し、あなたと同居している場合は、「同居」と記載してください。

ふりがな
現住所：

カ

日本国籍を有していますか。

□　有している　　□　有していない

キ

帰化歴がありますか。　□　ある　　□　ない

⇩

帰化歴がある場合は以下について記載してください。

帰化年月日：　大・昭・平　年　月　日
元国籍名　：
帰化時の住所：

ク

外国籍を有している、又は有していたことがありますか。

□　有している　□　有していた　□　有していない

⇩　⇩

外国籍を有している、又は有していた場合は以下について記載してください。

国籍名／元国籍名

有していた期間（有していた場合のみ）

：　大・昭・平　年　月～大・昭・平　年　月

（書き切れない項目については以下の余白に記載してください。）

2　家族・同居人の氏名等（続き）

(2)　父母・子等

あなたの父母、子、兄弟姉妹とあなたの配偶者の父母、子（あなたの子を除きます。）について、以下の項目を記載してください。ただし、死亡している場合は、ウに「死亡」と記載するとともに、オからケまでに生前の状況について記載してください。

ここでの「あなたの父母、子、兄弟姉妹」には、あなたの養父母、養子、異父母兄弟姉妹が含まれ、「配偶者の父母、子」には、あなたの配偶者の養父母、養子が含まれます。

1　あなたの父
2　あなたの母
3　あなたの子
4　あなたの兄弟姉妹
5　配偶者の父
6　配偶者の母
7　配偶者の子

※　以下の「ア　番号」欄に該当する番号を記載してください。

①

ア　番号

イ　ふりがな　氏名：
※　本名を記載してください。
※　アルファベットでの記載も可能です。

ウ　大・昭・平　年　月　日生（　歳）
※　本質問票を記載した日における年齢を記載してください。

エ　男・女

オ　旧姓や通称（帰化前の姓名を含みます。）がある場合は以下について記載してください。

ふりがな　旧姓・通称：

使用期間：　大・昭・平　年　月～大・昭・平　年　月

カ　現住所は、あなたと異なる場合のみ詳細を記載し、あなたと同居している場合は、「同居」と記載してください。

ふりがな　現住所：

キ　日本国籍を有していますか。
□　有している　　□　有していない

ク　帰化歴がありますか。□　ある　　□　ない

⇩

帰化歴がある場合は以下について記載してください。

帰化年月日：　大・昭・平　年　月　日

元国籍名　：

帰化時の住所：

ケ　外国籍を有している、又は有していたことがありますか。
□　有している　　□　有していた　　□　有していない

⇩

外国籍を有している、又は有していた場合は以下について記載してください。

国籍名／元国籍名

有していた期間（有していた場合のみ）

：　大・昭・平　年　月～大・昭・平　年　月

②

ア　番号

イ　ふりがな　氏名：
※　本名を記載してください。
※　アルファベットでの記載も可能です。

ウ　大・昭・平　年　月　日生（　歳）
※　本質問票を記載した日における年齢を記載してください。

エ　男・女

オ　旧姓や通称（帰化前の姓名を含みます。）がある場合は以下について記載してください。

ふりがな　旧姓・通称：

使用期間：　大・昭・平　年　月～大・昭・平　年　月

カ　現住所は、あなたと異なる場合のみ詳細を記載し、あなたと同居している場合は、「同居」と記載してください。

ふりがな　現住所：

キ　日本国籍を有していますか。
□　有している　　□　有していない

ク　帰化歴がありますか。□　ある　　□　ない

⇩

帰化歴がある場合は以下について記載してください。

帰化年月日：　大・昭・平　年　月　日

元国籍名　：

帰化時の住所：

ケ　外国籍を有している、又は有していたことがありますか。
□　有している　　□　有していた　　□　有していない

⇩

外国籍を有している、又は有していた場合は以下について記載してください。

国籍名／元国籍名

有していた期間（有していた場合のみ）

：　大・昭・平　年　月～大・昭・平　年　月

2　家族・同居人の氏名等（続き）

（(2)の続き）

③

ア 番号	イ ふりがな 氏名： ※ 本名を記載してください。 ※ アルファベットでの記載も可能です。	ウ 大・昭・平　年　月　日生（　歳） ※ 本質問票を記載した日における年齢を記載してください。	エ 男・女

オ
旧姓や通称（帰化前の姓名を含みます。）がある場合は以下について記載してください。
ふり　がな
旧姓・通称：
使用期間：　大・昭・平　年　月～大・昭・平　年　月

カ　現住所は、あなたと異なる場合のみ詳細を記載し、あなたと同居している場合は、「同居」と記載してください。
ふりがな
現住所：

キ
日本国籍を有していますか。
□ 有している　□ 有していない

ク
帰化歴がありますか。□ ある　□ ない
⇩
帰化歴がある場合は以下について記載してください。
帰化年月日：大・昭・平　年　月　日
元国籍名　：
帰化時の住所：

ケ
外国籍を有している、又は有していたことがありますか。
□ 有している　□ 有していた　□ 有していない
⇩
外国籍を有している、又は有していた場合は以下について記載してください。
国籍名／元国籍名
有していた期間（有していた場合のみ）
：　大・昭・平　年　月～大・昭・平　年　月

④

ア 番号	イ ふりがな 氏名： ※ 本名を記載してください。 ※ アルファベットでの記載も可能です。	ウ 大・昭・平　年　月　日生（　歳） ※ 本質問票を記載した日における年齢を記載してください。	エ 男・女

オ
旧姓や通称（帰化前の姓名を含みます。）がある場合は以下について記載してください。
ふり　がな
旧姓・通称：
使用期間：　大・昭・平　年　月～大・昭・平　年　月

カ　現住所は、あなたと異なる場合のみ詳細を記載し、あなたと同居している場合は、「同居」と記載してください。
ふりがな
現住所：

キ
日本国籍を有していますか。
□ 有している　□ 有していない

ク
帰化歴がありますか。□ ある　□ ない
⇩
帰化歴がある場合は以下について記載してください。
帰化年月日：大・昭・平　年　月　日
元国籍名　：
帰化時の住所：

ケ
外国籍を有している、又は有していたことがありますか。
□ 有している　□ 有していた　□ 有していない
⇩
外国籍を有している、又は有していた場合は以下について記載してください。
国籍名／元国籍名
有していた期間（有していた場合のみ）
：　大・昭・平　年　月～大・昭・平　年　月

（書き切れない項目については以下の余白に記載してください。）

2　家族・同居人の氏名等（続き）

（(2)の続き）

⑤

ア 番号

イ ふりがな 氏名：
※　本名を記載してください。
※　アルファベットでの記載も可能です。

ウ 大・昭・平　年　月　日生（　歳）
※　本質問票を記載した日における年齢を記載してください。

エ 男・女

オ 旧姓や通称（帰化前の姓名を含みます。）がある場合は以下について記載してください。
ふりがな 旧姓・通称：
使用期間：　大・昭・平　年　月～大・昭・平　年　月

カ　現住所は、あなたと異なる場合のみ詳細を記載し、あなたと同居している場合は、「同居」と記載してください。
ふりがな 現住所：

キ 日本国籍を有していますか。
□ 有している　□ 有していない

ク 帰化歴がありますか。□ ある　□ ない
⇩
帰化歴がある場合は以下について記載してください。
帰化年月日：大・昭・平　年　月　日
元国籍名　：
帰化時の住所：

ケ 外国籍を有している、又は有していたことがありますか。
□ 有している　□ 有していた　□ 有していない
⇩
外国籍を有している、又は有していた場合は以下について記載してください。
国籍名／元国籍名
有していた期間（有していた場合のみ）
：　大・昭・平　年　月～大・昭・平　年　月

⑥

ア 番号

イ ふりがな 氏名：
※　本名を記載してください。
※　アルファベットでの記載も可能です。

ウ 大・昭・平　年　月　日生（　歳）
※　本質問票を記載した日における年齢を記載してください。

エ 男・女

オ 旧姓や通称（帰化前の姓名を含みます。）がある場合は以下について記載してください。
ふりがな 旧姓・通称：
使用期間：　大・昭・平　年　月～大・昭・平　年　月

カ　現住所は、あなたと異なる場合のみ詳細を記載し、あなたと同居している場合は、「同居」と記載してください。
ふりがな 現住所：

キ 日本国籍を有していますか。
□ 有している　□ 有していない

ク 帰化歴がありますか。□ ある　□ ない
⇩
帰化歴がある場合は以下について記載してください。
帰化年月日：大・昭・平　年　月　日
元国籍名　：
帰化時の住所：

ケ 外国籍を有している、又は有していたことがありますか。
□ 有している　□ 有していた　□ 有していない
⇩
外国籍を有している、又は有していた場合は以下について記載してください。
国籍名／元国籍名
有していた期間（有していた場合のみ）
：　大・昭・平　年　月～大・昭・平　年　月

（書き切れない項目については以下の余白に記載してください。）

2　家族・同居人の氏名等（続き）

（(2)の続き）

⑦

ア 番号

イ ふりがな 氏名：
※　本名を記載してください。
※　アルファベットでの記載も可能です。

ウ 大・昭・平　年　月　日生（　歳）
※　本質問票を記載した日における年齢を記載してください。

エ 男・女

オ 旧姓や通称（帰化前の姓名を含みます。）がある場合は以下について記載してください。
ふり がな
旧姓・通称：
使用期間：　大・昭・平　年　月～大・昭・平　年　月

カ　現住所は、あなたと異なる場合のみ詳細を記載し、あなたと同居している場合は、「同居」と記載してください。
ふりがな
現住所：

キ 日本国籍を有していますか。
□ 有している　□ 有していない

ク 帰化歴がありますか。□ ある　□ ない
⇩
帰化歴がある場合は以下について記載してください。
帰化年月日：大・昭・平　年　月　日
元国籍名　：
帰化時の住所：

ケ 外国籍を有している、又は有していたことがありますか。
□ 有している　□ 有していた　□ 有していない
⇩
外国籍を有している、又は有していた場合は以下について記載してください。
国籍名／元国籍名
有していた期間（有していた場合のみ）
：　大・昭・平　年　月～大・昭・平　年　月

⑧

ア 番号

イ ふりがな 氏名：
※　本名を記載してください。
※　アルファベットでの記載も可能です。

ウ 大・昭・平　年　月　日生（　歳）
※　本質問票を記載した日における年齢を記載してください。

エ 男・女

オ 旧姓や通称（帰化前の姓名を含みます。）がある場合は以下について記載してください。
ふり がな
旧姓・通称：
使用期間：　大・昭・平　年　月～大・昭・平　年　月

カ　現住所は、あなたと異なる場合のみ詳細を記載し、あなたと同居している場合は、「同居」と記載してください。
ふりがな
現住所：

キ 日本国籍を有していますか。
□ 有している　□ 有していない

ク 帰化歴がありますか。□ ある　□ ない
⇩
帰化歴がある場合は以下について記載してください。
帰化年月日：大・昭・平　年　月　日
元国籍名　：
帰化時の住所：

ケ 外国籍を有している、又は有していたことがありますか。
□ 有している　□ 有していた　□ 有していない
⇩
外国籍を有している、又は有していた場合は以下について記載してください。
国籍名／元国籍名
有していた期間（有していた場合のみ）
：　大・昭・平　年　月～大・昭・平　年　月

（書き切れない項目については以下の余白に記載してください。）

2　家族・同居人の氏名等（続き）

(3)　同居人

現在、(1)（配偶者）及び(2)（父母・子等）に記載した者人以外の人で、あなたと同居している人がいますか。

「同居」とは、同一の住居で日常生活を共にしている状態を指しますが、家計は別でも食事を共にしているなど共同生活の実態がある場合はこれに含まれます（ただし、企業等の独身寮や社員寮は含まれません。）。

同一の家屋であっても、中が壁等で仕切られており、家計、炊事等を一切別個にしていて全くの別世帯とみなされるものは含まれません。

□ いる　　□ いない

⇩

いる場合は、その人について以下の項目を記載してください。

①

ア　ふりがな 氏名：

※　本名を記載してください。
※　アルファベットでの記載も可能です。

イ　大・昭・平　年　月　日生（　歳）

※　本調査票を記載した日における年齢を記載してください。

ウ　男・女

エ　旧姓や通称（帰化前の姓名を含みます。）がある場合は以下について記載してください。

ふりがな 旧姓・通称：

使用期間：　大・昭・平　年　月～大・昭・平　年　月

オ　日本国籍を有していますか。

□ 有している　□ 有していない

カ　帰化歴がありますか。　□ ある　□ ない

⇩

帰化歴がある場合は以下について記載してください。

帰化年月日：　大・昭・平　年　月　日

元国籍名　：

帰化時の住所：

キ　外国籍を有している、又は有していたことがありますか。

□ 有している　□ 有していた　□ 有していない

⇩　⇩

外国籍を有している、又は有していた場合は以下について記載してください。

国籍名／元国籍名：

有していた期間（有していた場合のみ）

：　大・昭・平　年　月～大・昭・平　年　月

②

ア　ふりがな 氏名：

※　本名を記載してください。
※　アルファベットでの記載も可能です。

イ　大・昭・平　年　月　日生（　歳）

※　本調査票を記載した日における年齢を記載してください。

ウ　男・女

エ　旧姓や通称（帰化前の姓名を含みます。）がある場合は以下について記載してください。

ふりがな 旧姓・通称：

使用期間：　大・昭・平　年　月～大・昭・平　年　月

オ　日本国籍を有していますか。

□ 有している　□ 有していない

カ　帰化歴がありますか。　□ ある　□ ない

⇩

帰化歴がある場合は以下について記載してください。

帰化年月日：　大・昭・平　年　月　日

元国籍名　：

帰化時の住所：

キ　外国籍を有している、又は有していたことがありますか。

□ 有している　□ 有していた　□ 有していない

⇩　⇩

外国籍を有している、又は有していた場合は以下について記載してください。

国籍名／元国籍名：

有していた期間（有していた場合のみ）

：　大・昭・平　年　月～大・昭・平　年　月

⇩

3　特定有害活動及びテロリズムとの関係

特定有害活動とは、
○　公になっていない情報のうちその漏えいが我が国の安全保障に支障を与えるおそれがあるものを取得するための活動
○　① 核兵器、② 軍用の化学製剤や細菌製剤、③ ②の散布のための装置、④ ①～③を運搬することができるロケットや無人航空機、⑤ ①～④の開発や製造、使用、貯蔵のために用いられるおそれが特に大きいと認められる物の輸出や輸入のための活動
○　その他の活動（例えば、上記に類する日本人の拉致等の活動があります。）
であって、外国の利益を図る目的で行われ、かつ、我が国や国民の安全を著しく害する活動や害するおそれのある活動をいいます。

テロリズムとは、政治上その他の主義主張に基づき、国家や他人にこれを強要する目的や社会に不安や恐怖を与える目的で、人を殺傷したり、重要な施設その他の物を破壊するための活動をいいます。

本項目では、特定有害活動やテロリズムを実行したことや~~関与~~支援したこと、特定有害活動やテロリズムを行う団体のメンバーだったことがある、あるいは、現在もメンバーであることや、こうした団体を支援~~する~~したことがある、あるいは、現在も支援していること、外国との関係を含め、こうした団体から働き掛けを受けた場合に協力せざるを得ない関係になっていないかについて質問します。

なお、外国との関係について、あなたが記載した事項によって、直ちにあなたが、特定有害活動やテロリズムとの関係を有し、特定秘密を漏らすおそれがあると判断されるわけではありません。

(1)　特定有害活動との関係

a　外国の利益を図るための活動であって、我が国や国民の安全を著しく害する活動や害するおそれのある活動を行ったことがありますか。

□　はい　　□　いいえ

⇩

「はい」と答えた場合は、以下の項目を記載してください。

該当期間	あなたが行った活動の具体的内容
昭・平　年　月～昭・平　年　月	

活動を行った理由

b　aに掲げる活動を行う~~ことを目的とする~~団体のメンバーだったことがある、あるいは、現在、メンバーですか。

□　はい　　□　いいえ

⇩

「はい」と答えた場合は、以下の項目を記載してください。

該当期間	団体の名称	団体の所在地
昭・平　年　月～昭・平　年　月		

団体の設立目的・団体の主な活動

あなたと団体との関わり・あなたがメンバーだった／メンバーである理由

（書き切れない項目については以下の余白に記載してください。）

3　特定有害活動及びテロリズムとの関係（続き）

（(1)の続き）

c　aに掲げる活動を行う~~ことを目的とする~~団体や個人を支援したことがある、あるいは、現在、支援していますか。

□　はい　　□　いいえ

⇩

「はい」と答えた場合は、以下の項目を記載してください。

該当期間	団体の名称・個人の氏名	団体の所在地・個人の住所
昭・平　年　月～昭・平　年　月		

団体の設立目的・団体、個人の主な活動

あなたと団体、個人との関わり・あなたが支援した／支援している理由

(2)　テロリズムとの関係

a　政治上その他の主義主張を他人に強要する~~ため~~目的や社会に不安や恐怖を与える~~ために~~目的で、人を殺傷したり、破壊するための活動を行ったことがありますか。

□　はい　　□　いいえ

⇩

「はい」と答えた場合は、以下の項目を記載してください。

該当期間	あなたが行った活動の具体的内容
昭・平　年　月～昭・平　年　月	

活動を行った理由

b　aに掲げる活動を行う~~ことを目的とする~~団体のメンバーだったことがある、あるいは、現在、メンバーですか。

□　はい　　□　いいえ

⇩

「はい」と答えた場合は、以下の項目を記載してください。

該当期間	団体の名称	団体の所在地
昭・平　年　月～昭・平　年　月		

団体の設立目的・団体の主な活動

あなたと団体との関わり・あなたがメンバーだった／メンバーである理由

（書き切れない項目については以下の余白に記載してください。）

3　特定有害活動及びテロリズムとの関係（続き）

((2)の続き)

c　aに掲げる活動を行う~~ことを目的とする~~団体や個人を支援したことがある、あるいは、現在、支援していますか。

□　はい　　□　いいえ

⇩

「はい」と答えた場合は、以下の項目を記載してください。

該当期間	団体の名称・個人の氏名	団体の所在地・個人の住所
昭・平　年　月～昭・平　年　月		

団体の設立目的・団体、個人の主な活動

あなたと団体、個人との関わり・あなたが支援した／支援している理由

(3)　過去10年以内に、日本の国内外を問わず、繰り返し連絡を取ったり、会ったりしている外国政府若しくはその関係機関の職員又はこれらの機関の関係者（日本人を含みます。）がいますか（業務上必要と認められる場合を除きます。）。

□　いる　　□　いない

⇩

いる場合は、その人について以下の項目を記載してください。

~~相手~~氏名	相手国名	相手機関名

その人と連絡等を取っている期間	その人との連絡等の頻度	その人との連絡等の場所・方法
平成　年　月～平成　年　月		

連絡等の目的・連絡等の具体的内容

(4)　過去10年以内に、来日する外国人（2(1)～(3)において回答したあなたの家族や同居人を除きます。）に対し、身元の保証、住居の提供（観光旅行等短期間の滞在において自宅に宿泊させる場合は除きます。）その他の援助を行ったことがありますか。

□　ある　　□　ない

⇩

ある場合は、その人について以下の項目を記載してください。

氏名	国籍	来日目的

来日期間	現住所
平成　年　月～平成　年　月	

援助の具体的内容・援助した理由

3　特定有害活動及びテロリズムとの関係（続き）

(5)　過去10年以内に、2(1)～(3)（配偶者、父母・子等、同居人）及び3(3)、(4)（外国政府等関係者、援助を行った外国人）に記載した人以外の人であって、~~過去10年において~~、あなたに経済的な援助を~~受けたことがある~~行ったり、経済的な援助以外に便宜を図っ~~てもらったことがあるたり~~、繰り返し飲食接待を~~受けたことがあることなどを理由に~~行ったりすることにより、あなたの業務に影響を及ぼす可能性のある外国人がいますか。

□　いる　　□　いない

⇩

いる場合は、その人について以下の項目を記載してください。

①

氏名	国籍	居住国	職業

その人との関係（職業上・プライベート・その他(具体的に)）

その人と連絡を取っている期間	その人との連絡頻度	その人との連絡手段（対面、電話、手紙等）
平成　年　月～平成　年　月		

②

氏名	国籍	居住国	職業

その人との関係（職業上・プライベート・その他(具体的に)）

その人と連絡を取っている期間	その人との連絡頻度	その人との連絡手段（対面、電話、手紙等）
平成　年　月～平成　年　月		

(6)　過去10年以内に、国内外において、外国政府の職員や外国人から、助言の依頼や、顧問就任の依頼といった何らかの依頼を受けたり、転職や仕事の誘いを持ちかけられたことがありますか（職務上の関係を有する人から、あなたの職務の一環として~~求められる~~助言等の依頼を受けた場合を除きます。）。

□　ある　　□　ない

⇩

ある場合は、その職員や外国人について、以下の項目を記載してください。
不明な~~時候事項~~がある場合は、「不明」と記載してください。

氏名	国籍	所属先

依頼や誘いを受けた時期	依頼や誘いを受けた場所
平成　年　月	

依頼や誘いの具体的内容

（書き切れない項目については以下の余白に記載してください。）

3　特定有害活動及びテロリズムとの関係（続き）

(7)　~~あなたは~~外国に所在する金融機関に口座を保有していますか（ただし、在外公館での勤務に伴い、手当の受取りなど、在勤地での生活のために開設した口座や、過去10年以上取引実績のない預金口座（いわゆる休眠預金口座）を除きます。）。

□　保有している　　□　保有していない

⇩

保有している場合は、以下の項目を記載してください。

	外国の国名	金融機関名	保有の理由	評価額（円建て）
①				
②				
③				

(8)　~~あなたは~~外国に不動産を保有していますか

□　保有している　　□　保有していない

⇩

保有している場合は、以下の項目を記載してください。

	不動産の種類（マンション・土地等）	取得時期	所在地（国名も記載）
①		昭・平　　年　　月	
	資産評価額	保有するに至った理由	
②	不動産の種類（マンション・土地等）	取得時期	所在地（国名も記載）
		昭・平　　年　　月	
	資産評価額	保有するに至った理由	

(9)　外国政府機関から、教育、医療、社会福祉等に関し、何らかの給付（奨学金、年金等）や免除を受けたことがありますか。

□　ある　　□　ない

⇩

ある場合は、以下の項目を記載してください。

給付・免除の類型	給付・免除の提供国	提供された給付・免除の具体的内容

提供期間	給付・免除を提供された理由
昭・平　　年　　月～昭・平　　年　　月	

⇩

3　特定有害活動及びテロリズムとの関係（続き）

(10)　~~あなたは~~外国政府が発行した旅券を保有している、又は保有していたことがありますか。

□　現在保有している　　□　過去に保有していた　　□　保有していない

⇩

現在保有している場合は、以下の項目を記載してください。

旅券上の氏名	旅券発行国	旅券番号	旅券発行日
			昭・平　　年　　月

(11)　過去10年以内に、海外に居住又は渡航（職務上の出張や、在外公館に勤務する職員がその公館に届け出た上で第三国に渡航した場合を除きます。）をしたことがありますか（同一目的地に複数回渡航した場合は、一つの欄にまとめて記入してもかまいません。）。

□　ある　　□　ない

⇩

ある場合は、以下の項目を記載してください。

	居住又は渡航国・都市名	居住又は渡航の期間	居住又は渡航の目的
①		平成　年　月～平成　年　月	
②		平成　年　月～平成　年　月	
③		平成　年　月～平成　年　月	
④		平成　年　月～平成　年　月	
⑤		平成　年　月～平成　年　月	
⑥		平成　年　月～平成　年　月	
⑦		平成　年　月～平成　年　月	
⑧		平成　年　月～平成　年　月	
⑨		平成　年　月～平成　年　月	
⑩		平成　年　月～平成　年　月	
⑪		平成　年　月～平成　年　月	
⑫		平成　年　月～平成　年　月	

⇩

4　犯罪及び懲戒の経歴

本項目のうち、犯罪の経歴については、あなたが過去に~~犯~~罪を犯し、有罪の判決（執行猶予が付いているものも含みます。）を受けたことがあるかを記載します。ただし、少年審判の結果として受けた処分については、本項目には含まれません。
また、懲戒の経歴については、職業上の懲戒処分に限定され、学校教育法上の懲戒は含まれません。

(1)　~~犯~~罪を犯し、有罪の判決を受けたことがありますか。

□ ある　　□ ない

⇩

ある場合は、以下の項目を記載してください。
なお、国外での犯罪の経歴については、「管轄裁判所名」欄に国名も記載してください。

	罪名	犯罪行為の時期	犯罪行為の動機と具体的内容	
①		昭・平　年　月　日		
	判決日	判決内容		管轄裁判所名
	昭・平　年　月　日			
②	罪名	犯罪行為の時期	犯罪行為の動機と具体的内容	
		昭・平　年　月　日		
	判決日	判決内容		管轄裁判所名
	昭・平　年　月　日			

(2)　職業上の懲戒処分を受けたことがありますか。

□ ある　　□ ない

⇩

ある場合は、以下の項目を記載してください。

	懲戒処分の対象となった行為の時期	懲戒処分の対象となった行為の動機と具体的な内容
①	昭・平　年　月	
	懲戒処分の時期	懲戒処分の内容
	昭・平　年　月	
②	懲戒処分の対象となった行為の時期	懲戒処分の対象となった行為の動機と具体的な内容
	昭・平　年　月	
	懲戒処分の時期	懲戒処分の内容
	昭・平　年　月	

（書き切れない項目については以下の余白に記載してください。）

5　情報の取扱いに係る非違の経歴

使用してはならないとされている記録媒体に情報を保存したり、必要な手続を経ずに文書を複写したり、職務に関連した事項をインターネット上のサイトに公表するなどして、文書やシステムの管理に関する規則等に違反し、あなたの上司から監督上の指導や注意を受けたことがありますか（情報の取扱いに係る懲戒処分を受けた場合は、4(2)に記載してください。）。

□　ある　　□　ない

⇩

ある場合は、以下の項目を記載してください。

①	非違行為の時期	非違行為の動機と具体的な内容
	昭・平　　年　　月	
	注意・指導の時期	注意・指導の内容
	昭・平　　年　　月	
②	非違行為の時期	非違行為の動機と具体的な内容
	昭・平　　年　　月	
	注意・指導の時期	注意・指導の内容
	昭・平　　年　　月	

（書き切れない項目については以下の余白に記載してください。）

6　薬物の濫用及び影響

本項目においては、所持や使用等が禁止されている薬物を所持したり使用したことがあるかや、疾病の治療のための薬物を用量を守らずに服用したことがあるかを記載してください。記載内容について確認を要するなど、必要な場合には、医療機関等に照会することがあります。
なお、有罪の判決を受けたり、懲戒処分を受けたりしたものについては、4に記載してください。

(1)　麻薬若しくは向精神薬、大麻、あへん若しくはけしがら又は覚せい剤を違法に所持又は使用したことがありますか。

□　ある　　□　ない

⇩

ある場合は、以下の項目を記載してください。

薬物名	当該行為の具体的内容	行った期間
		昭・平　年　月～昭・平　年　月

当該行為の頻度	当該行為を行った理由	一回の使用量
日・週に　回		

(2)　いわゆる脱法ドラッグを違法に所持又は使用したことがありますか。

□　ある　　□　ない

⇩

ある場合は、以下の項目を記載してください。

薬物名	当該行為の具体的内容	行った期間
		昭・平　年　月～昭・平　年　月

当該行為の頻度	当該行為を行った理由	一回の使用量
日・週に　回		

(3)　トルエン若しくは酢酸エチル、トルエン若しくはメタノールを含有するシンナー（塗料の粘度を減少させるために使用される有機溶剤をいいます。）、接着剤、塗料又は閉そく用若しくはシーリング用の充てん料を違法に所持又は使用したことがありますか。

□　ある　　□　ない

⇩

ある場合は、以下の項目を記載してください。

薬物名	当該行為の具体的内容	行った期間
		昭・平　年　月～昭・平　年　月

当該行為の頻度	当該行為を行った理由	一回の使用量
日・週に　回		

（書き切れない項目については以下の余白に記載してください。）

6　薬物の濫用及び影響（続き）

(4)　医師により処方された薬物を処方せんに記載された用量を著しく超えて、又は処方せんを必要としない薬物をその直接の容器若しくは直接の被包に記載された用量を著しく超えて、~~医療目的以外の目的で~~服用したことがありますか。

なお、薬物依存症である場合は、7に記載してください。

□ ある　　□ ない

⇩

ある場合は、以下の項目を記載してください。

服用薬物名	薬物の影響による具体的症状	服用期間
		昭・平　年　月～昭・平　年　月

処方機関名称	処方機関所在地	処方者氏名

7　精神疾患

本項目においては、精神疾患に関し、治療又はカウンセリングを受けたことがあるかを記載しますが、治療又はカウンセリングを受けたことがあるとの事実をもって特定秘密を漏らすおそれがあると判断されることはありません。必要な場合には、医療機関等に照会した上で、具体的な症状や治療の経過、再発の可能性等を踏まえ、特定秘密を漏らすおそれがないかどうか判断されます。

10年前から現在までの間に、統合失調症、躁うつ病、薬物依存症、アルコール依存症その他の精神疾患に関し、治療又はカウンセリングを受けたことがありますか。

□ ある　　□ ない

⇩

ある場合は、以下の項目を記載してください。

受診先名称	受診先所在地	受診期間
		昭・平　年　月～昭・平　年　月

治療者氏名	症状	受診後の状態

（書き切れない項目については以下の余白に記載してください。）

8　飲酒についての節度

10年前から現在までの間に、飲酒を原因として、けんか等のトラブルを引き起こしたり、業務上の支障を生じさせたことがありますか。
なお、アルコール依存症によるものについては、７で記載してください。

□ ある　　□ ない

⇩

ある場合は、以下の項目を記載してください。

	当該時期	具体的内容
①	平成　　年　　月	
②	平成　　年　　月	
③	平成　　年　　月	

（書き切れない項目については以下の余白に記載してください。）

9　信用状態その他の経済的な状況

(1)　現在、以下の目的以外での借入れがありますか。
　a　住宅、車両又は耐久消費財の購入
　b　教育

□　ある　　□　ない

ある場合は、以下の項目を記載してください。

	債権者名	債権者所在地	債務残高
①			
	債務返済額	完済予定時期	当該債務の内容及びこれを有するに至った理由
	（1年・1月）に　　円	平成　年　月	
②	債権者名	債権者所在地	債務残高
	債務返済額	完済予定時期	当該債務の内容及びこれを有するに至った理由
	（1年・1月）に　　円	平成　年　月	
③	債権者名	債権者所在地	債務残高
	債務返済額	完済予定時期	当該債務の内容及びこれを有するに至った理由
	（1年・1月）に　　円	平成　年　月	

(2)　過去10年以内に、国税や保険料、家賃等の支払を滞納している、又は滞納したことがありますか。
なお、滞納により催告を受け、指定された期限までに支払った場合を除きます。

□　現在滞納している　　□　過去に滞納していた　　□　滞納していない

現在滞納している、又は過去に滞納していた場合は、以下の項目を記載してください。

	滞納している／滞納していたもの	滞納時期（いつから）	滞納時期（いつまで。滞納中の場合は空欄）	滞納金額
①		平成　年　月	平成　年　月	円
	滞納している／滞納していた理由			
②	滞納している／滞納していたもの	滞納時期（いつから）	滞納時期（いつまで。滞納中の場合は空欄）	滞納金額
		平成　年　月	平成　年　月	円
	滞納している／滞納していた理由			

9　信用状態その他の経済的な状況（続き）

(3)　過去10年以内に、自己破産をしたことがありますか。

□ ある　　□ ない

⇩

ある場合は、以下の項目を記載してください。

破産宣告日	免責日	原因となった債務内容
平成　年　月　日	平成　年　月　日	

(4)　過去10年以内に、支払の不備・与信上の問題により、クレジットカードの使用を停止させられたことがありますか。

なお、決済口座の残高不足等により催告を受け、指定された期限までに支払った場合を除きます。

□ ある　　□ ない

⇩

ある場合は、以下の項目を記載してください。

停止時期	具体的内容とその理由
平成　年　月	

(5)　過去10年以内に、民事執行手続を受けたことがありますか。

□ ある　　□ ない

⇩

ある場合は、以下の項目を記載してください。

受けた時期	具体的内容とその理由
平成　年　月	

(6)　過去10年以内に、賃金・給付金・資産を差し押さえられたことがありますか。

□ ある　　□ ない

⇩

ある場合は、以下の項目を記載してください。

差押時期	具体的内容とその理由
平成　年　月	

（書き切れない項目については以下の余白に記載してください。）

その他適性評価手続のために必要な情報

○　過去の適性評価の経歴

(1)　過去に、特定秘密保護法に基づく適性評価を受けたことがありますか。

□　ある　　□　ない

⇩

ある場合は、以下の項目を記載してください。

複数ある場合は、最も新しいものについて記載してください。

評価結果の通知を受けた時期	評価した行政機関の長	行政機関の担当部署
平成　　年　　月		

評　価　結　果

□　適性あり　　□　適性なし

(2)　過去に、特定秘密保護法に基づく適性評価の対象となったものの同意をしなかった、又は同意の取下げをしたことがありますか。

□　同意をしなかった　　□　同意の取下げをした　　□　いずれもなし

⇩

~~ある~~同意をしなかった、又は同意の取下げをした場合は、以下の項目を記載してください。

複数ある場合は、最も新しいものについて記載してください。

適性評価実施の告知を受けた時期	告知した行政機関の長	行政機関の担当部署
平成　　年　　月		

（書き切れない項目については以下の余白に記載してください。）

上記記載事項は、私が知る限りの事実を具体的に、漏れなく、かつ正確に記載したものです。

適性評価の結果が通知されるまでの間に、上記記載事項に変更が生じた場合には、直ちに申し出ます。

平成　　年　　月　　日　　氏名　　印

別添６

平成○○年○月○日

調査票（適性評価）

＿＿＿

調査事項	該当~~の有無（いずれかに○~~すると認められる場合に✓印を~~つけ~~記載してください。~~）~~	内　容
○　特定有害活動及びテロリズムとの関係① 評価対象者が、外国の利益を図るための活動であって、我が国や国民の安全を著しく害する活動や害するおそれのある活動を行ったことが認められること	~~該当あり／該当なし~~	
評価対象者が、上記の活動を行う~~ことを目的とする~~団体のメンバーだった、又は、現在メンバーであることが認められること	~~該当あり／該当なし~~	
評価対象者が、上記の活動を行う~~ことを目的とする~~団体や個人を支援したことがある、又は、現在支援していることが認められること	~~該当あり／該当なし~~	
○　特定有害活動及びテロリズムとの関係② 評価対象者が、政治上その他の主義主張を他人に強要する~~ため~~目的や社会に不安や恐怖を与える~~ために~~目的で、人を殺傷したり、破壊するための活動を行ったことが認められること	~~該当あり／該当なし~~	
評価対象者が、上記の活動を行う~~ことを目的とする~~団体のメンバーだった、又は、現在メンバーであることが認められること	~~該当あり／該当なし~~	
評価対象者が、上記の活動を行う~~ことを目的とする~~団体や個人を支援したことがある、又は、現在支援していることが認められること	~~該当あり／該当なし~~	
○　特定有害活動及びテロリズムとの関係③ 評価対象者に、業務以外で繰り返し連絡を取ったり、会ったりしている外国政府関係者~~その他や~~外国人がいることが認められること	~~該当あり／該当なし~~	
○　犯罪や懲戒の経歴 評価対象者が、~~犯~~罪を犯し、有罪の判決を受けたことがある、又は、職業上の懲戒処分を受けたことがあると認められること	~~該当あり／該当なし~~	
○　情報の取扱いに係る非違の経歴 評価対象者が、文書やシステムの管理に関する規則等に違反し、~~［あなたを含む］~~評価対象者の上司から監督上の指導や注意が行われたことがあると認められること	~~該当あり／該当なし~~	

調査項目	該当~~の有無（いずれかに○~~すると認められる場合に✓印を~~⇒は~~記載してください。~~）~~	内　容
○　薬物の濫用及び影響 評価対象者が、薬物を濫用しており、若しくは濫用していたと認められること、又は薬物を~~医療以外の目的で~~その処方に従わず大量に摂取しており、若しくは摂取していたと認められること	~~該当あり／該当なし~~	
○　精神疾患 評価対象者が、表見上、自己の行為の是非を判別し、若しくはその判別に従って行動する能力を失い、若しくは著しく低下させる症状を呈していると疑われる状況にある又はあったと認められること	~~該当あり／該当なし~~	
○　飲酒についての節度 評価対象者が、飲酒を原因として、けんか等のトラブルを引き起こしたり、業務上の支障を生じさせたことがあると認められること	~~該当あり／該当なし~~	
○　信用状態その他の経済的な状況 評価対象者に、住宅、車両若しくは耐久消費財の購入若しくは教育の目的以外の目的での借入れがある又はあったと認められること	~~該当あり／該当なし~~	
評価対象者に、何らかの金銭債務の不履行がある又はあったと認められること	~~該当あり／該当なし~~	
評価対象者が、自己の資力に照らして不相応な金銭消費がある又はあったと認められること	~~該当あり／該当なし~~	

別添７

平成○○年○月○日
※文書発信番号

○○　○○　殿

○○大臣　○○　○○

適性評価のための照会書

特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号）第12条第１項に規定する適性評価を実施するため調査する必要があるので、下記の事項につき回答願いたく、同条第４項の規定に基づき照会します。

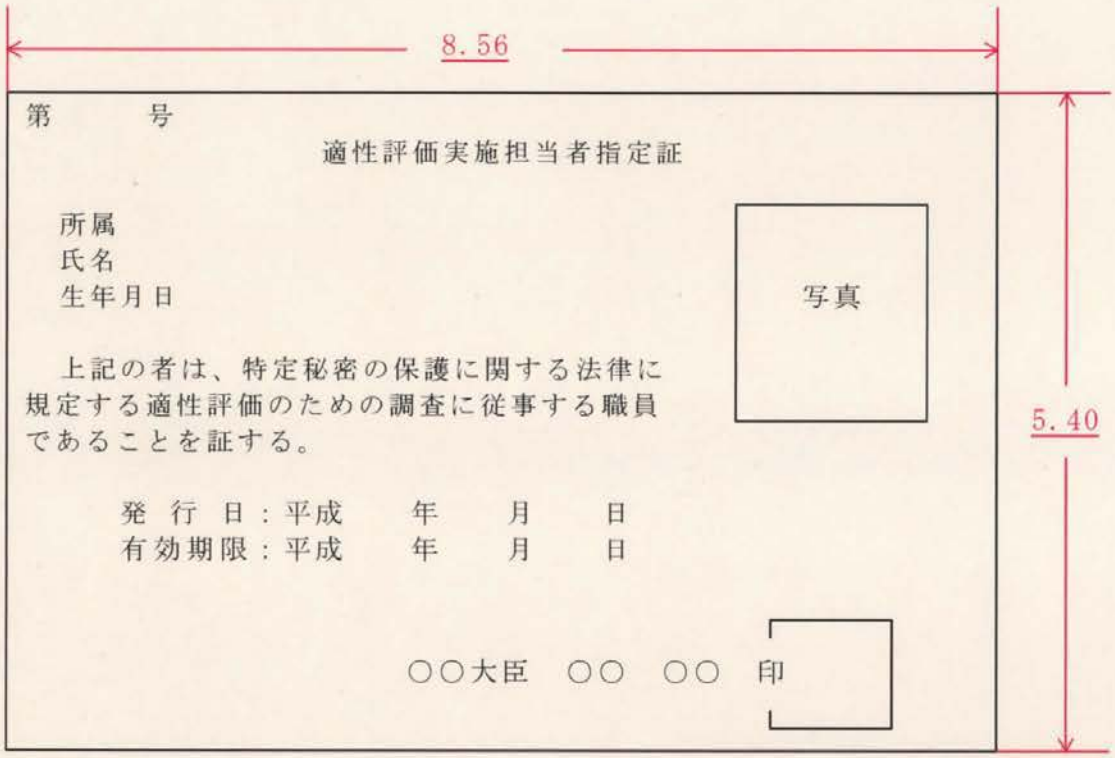
記

照　会　事　項

【問合せ先】
○○省○○局○○課
住所　　（電話　　）

別添８

１　適性評価実施担当者指定証（表面）



２　適性評価実施担当者指定証（裏面）

注　意　事　項

１　この指定証は、適性評価の対象となる者（以下「評価対象者」という。）及び評価対象者の知人その他の関係者への質問、評価対象者への資料の要求並びに公務所及び公私の団体への照会の際に、必ず携帯し、これ~~らの者の求めがあったときは、~~を提示すること。

２　この指定証は、他人に貸与又は譲渡してはならない。

３　適性評価実施担当者でなくなったときは、この指定証を速やかに○○大臣に返納すること。

備考　図示の長さの単位は、センチメートルとする。

別添９－１

平成○○年○月○日

○○　○○　様

○○大臣　○○　○○

適性評価結果等通知書（本人用）

今回あなたについて実施した適性評価について、特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号。以下「特定秘密保護法」といいます。）第13条第１項の規定により、以下のとおりその結果を通知します。【なお、この結果は、［あなたを雇用する事業者／あなたを雇用する事業者とあなたの派遣先の事業者］に対しても通知されます。※従業者の場合に記載】

＜適性評価の結果＞

あなたは、特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められました。

※　別添の「特定秘密の保護に関する誓約書」の内容をよく読み~~、これを提出する場合には~~、必要事項を記載の上、同封の封筒に入れて封をし、適性評価実施担当者に提出してください。

※　この適性評価の結果その他あなたについて実施された今回の適性評価について苦情がある場合は、特定秘密保護法第14条第１項の規定により、書面で、○○大臣に対し、苦情の申出をすることができます。苦情の申出をする場合には、あなたの氏名、生年月日、所属する部署、役職名及び連絡先並びに具体的な苦情の内容を記載した書面を以下の苦情受理窓口に提出してください。苦情の申出について~~の~~問い合わせや御相談は、~~相談したい場合には、~~以下の窓口に~~お~~願いします~~相談してください~~。

なお、苦情の申出をしたことを理由として、あなたに対して不利益な取扱いを行うことは特定秘密保護法で禁止されています。

＜苦情~~申出~~受理窓口＞

○○省○○局○○課

住所

電話

別添９－１

平成○○年○月○日

○○　○○　様

○○大臣　○○　○○

適性評価結果等通知書（本人用）

今回あなたについて実施した適性評価について、特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号。以下「特定秘密保護法」といいます。）第13条第１項の規定により、以下のとおりその結果を通知します。【なお、この結果~~（認められなかった理由を除きます。）~~は、［あなたを雇用する事業者／あなたを雇用する事業者とあなたの派遣先の事業者］に対しても通知されます（認められなかった理由や、調査により判明した事柄は通知されません。）。※従業者の場合に記載】

＜適性評価の結果＞

あなたは、特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められませんでした。

＜認められなかった理由＞

※　この適性評価の結果その他あなたについて実施された今回の適性評価について苦情がある場合は、特定秘密保護法第14条第１項の規定により、書面で、○○大臣に対し、苦情の申出をすることができます。苦情の申出をする場合には、あなたの氏名、生年月日、所属する部署、役職名及び連絡先並びに具体的な苦情の内容を記載した書面を以下の苦情受理窓口に提出してください。苦情の申出についての問い合わせや御相談~~したい場合には~~は、以下の窓口にお願いします~~相談してください~~。

なお、苦情の申出をしたことを理由として、あなたに対して不利益な取扱いを行うことは特定秘密保護法で禁止されています。

＜苦情~~申出~~受理窓口＞

○○省○○局○○課

住所

電話

別添９－１

平成○○年○月○日

○○　○○　様

○○大臣　○○　○○

適性評価結果等通知書（本人用）

あなたについての適性評価の手続は、以下の理由により中止されましたので、その旨通知します。【なお、この旨は、［あなたを雇用する事業者／あなたを雇用する事業者とあなたの派遣先の事業者］に対しても通知されます。※従業者の場合に記載】

＜中止の理由＞

［あなたから「適性評価の実施についての同意の取下書」が提出されたため／あなたが特定秘密の取扱いの業務を行うことが見込まれなくなったため］

別添９－２

平成○○年○月○日

~~○○株式会社代表取締役社長~~
○○　○○　様

○○大臣　○○　○○

適性評価結果等通知書（適合事業者用）

貴社の従業者に係る適性評価について、特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号。以下「特定秘密保護法」といいます。）第13条第２項の規定に~~基づき~~より、~~以下のとおり~~その結果を通知します。

~~以下の~~別表に記載されている者について適性評価を実施した結果は、同表の~~の~~結果欄のとおりです。

~~ふりがな 氏名~~	~~生年月日~~	~~部署（派遣労働者であるときは、その旨）~~	~~結果~~

~~＊　結果欄には、特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められた場合には「適性あり」と、当該おそれがないと認められなかった場合は「適性なし」と、特定秘密保護法第12条第３項の同意が得られなかったため適性評価が実施されなかった場合は「実施せず」と、同意が取り下げられたため適性評価の手続を中止した場合は「中止」と記載しています。~~

（なお、~~上記の~~別表に記載されている者が貴社の指揮命令の下に労働する派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第２条第２号に規定する派遣労働者をいう。）であるときは、適性評価の結果を、当該者を雇用する事業主に通知してください。
※当該者が派遣労働者である場合に記載）

＜問合せ先＞
○○省○○局○○課
住所
電話

別表

ふりがな 氏　名	生年月日	部署（派遣労働者であるときは、その旨）	結果

＊　結果欄には、特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められた場合には「適性あり」と、当該おそれがないと認められなかった場合は「適性なし」と、特定秘密保護法第12条第３項の同意が得られなかったため適性評価が実施されなかった場合は「実施せず」と、同意が取り下げられたため適性評価の手続を中止した場合は「中止」と記載しています。

別添10

特定秘密の保護に関する誓約書

私は、平成　　年　　月　　日付け「適性評価結果等通知書（本人用）」により適性評価の実施結果の通知を受けました。私は、別紙の書面を読んだ上で、以下に掲げる事項について確認し、今後、特定秘密の取扱いの業務を行うに当たり、特定秘密の保護のための法令及び関係規程を遵守し、特定秘密の保護に努め、これを漏らさないことを誓約します。

(1)　特定秘密の取扱いの業務を行うこととなった場合に、特定秘密を漏らさなかったときは、故意・過失を問わず罰せられることがあること

(2)　特定秘密に係る文書の紛失又は等特定秘密の漏えい又若しくは漏えいのおそれがあると認められる事情が生じた場合には、遅滞なく○○大臣【※特定秘密管理者の役職名を記載】に報告するとともに、必要な調査に協力すること

(3)　「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準」（平成26年○月○日閣議決定）Ⅳ９(1)アに掲げる事情が生じた場合に、遅滞なく○○大臣【※特定秘密管理者の役職名を記載】に申し出ること

[(4)　私について、「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準」（平成26年○月○日閣議決定）Ⅳ９(1)アに掲げる事情が生じた場合に、［私を雇用する事業者が【※特定秘密管理者の役職名を記載】に報告すること／私を雇用する事業者が私の派遣先の事業者に報告すること及び私の派遣先の事業者］が○○大臣【※特定秘密管理者の役職名を記載】に報告すること］

※従業者の場合に記載

平成　　年　　月　　日

氏名　　印

※　氏名については、自署又は記名押印してください。

別紙

1　特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号。以下「特定秘密保護法」といいます。）では、適性評価により、特定秘密の取扱いの業務を行った場合に特定秘密を漏らすおそれがないと認められた人でなければ、特定秘密の取扱いの業務を行うことができないこととされています。

今回実施された適性評価により、あなたは特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められましたが、今後、特定秘密の取扱いの業務を行うこととなったときは、特定秘密の保護のための法令及び関係規程を遵守し、特定秘密の保護に努めなければなりません。

あなたが特定秘密の取扱いの業務により知得した特定秘密を漏らした場合には、故意・過失を問わず、特定秘密保護法第23条により罰せられることがあります（以下の条文を参照してください。）。

特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号）（抄）

第二十三条　特定秘密の取扱いの業務に従事する者がその業務により知得した特定秘密を漏らしたときは、十年以下の懲役に処し、又は情状により十年以下の懲役及び千万円以下の罰金に処する。特定秘密の取扱いの業務に従事しなくなった後においても、同様とする。

2　第四条第五項、第九条、第十条又は第十八条第四項後段の規定により提供された特定秘密について、当該提供の目的である業務により当該特定秘密を知得した者がこれを漏らしたときは、五年以下の懲役に処し、又は情状により五年以下の懲役及び五百万円以下の罰金に処する。第十条第一項第一号ロに規定する場合において提示された特定秘密について、当該特定秘密の提示を受けた者がこれを漏らしたときも、同様とする。

3　前二項の罪の未遂は、罰する。

4　過失により第一項の罪を犯した者は、二年以下の禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。

5　過失により第二項の罪を犯した者は、一年以下の禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。

第二十七条　第二十三条の罪は、日本国外において同条の罪を犯した者にも適用する。

2　略

2　今回あなたについて実施された適性評価は、あなたが質問票等により申告した事実等に基づいて行われました。

今後、以下に掲げる事情（「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準」Ⅳ 9 (1)アに掲げる事情）が生じた場合には、遅滞なく【※特定秘密管理者の役職名を記載】~~特定秘密管理者~~に、以下の窓口を通じて申し出てください。その申出内容に~~ついて~~より、~~○○大臣~~あなたが特定秘密保護法第12条第１項第３号に該当すると判断~~したとき~~されることとなった場合には、特定秘密の取扱いの業務を行うに当たって、改めて適性評価が実施されることとなります。

(1) 外国籍の者と結婚した場合その他外国との関係に大きな変化があったこと

(2) ~~犯~~罪を犯して検挙されたこと

(3) 懲戒処分の対象となる行為を~~行った~~したこと

(4) 情報の取扱いに関する規則に違反したこと

(5) 違法な薬物の所持、使用等薬物の違法又は不適切な取扱いを行ったこと~~が明らかになったこと~~

(6) 自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈していると疑われる状況に陥ったこと

(7) 飲酒により、けんか等の対人トラブルを引き起こしたり、業務上の支障を生じさせたりしたこと

(8) 裁判所から給与の差押命令が送達されるなど経済的な問題を抱えている~~ことが明らかになった~~と疑われる状況に陥ったこと

(9) ~~その他~~特定秘密~~の漏えい~~を~~防止するための評価対象者の取組に~~漏らすおそれがないと認めることについて疑義が生じたこと

また、［あなたの上司等／あなたを雇用する事業者／あなたの派遣先の事業者］が、あなたについて上記の事情が生じたことを把握した場合には、これを【※特定秘密管理者の役職名を記載】~~特定秘密管理者~~に報告することとなります。その場合にも、~~○○大臣~~あなたが特定秘密保護法第12条第１項第３号に該当すると判断~~したとき~~されることとなった場合には、特定秘密の取扱いの業務を行うに当たって、改めて適性評価が実施されることとなります。

＜申出窓口＞
○○省○○局○○課

住所
電話

別添11

平成○○年○月○日

○○　○○　様

○○大臣　○○　○○

苦情処理結果通知書

平成　　年　　月　　日付けで申出のありました苦情について、これを処理した結果は下記のとおりですので、特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号）第14条第２項の規定により通知します。

記

（結果を記載）

運用基準の素案の叩き台への情報保全諮問会議委員からのコメントと反映状況

平成26年6月10日時点

番号	事項	条文	コメント	反映状況
Ⅰ　基本的な考え方				
1	策定の趣旨		情報連携の前提として統一的な制度運用は不可欠の前提である。秘匿性の高い情報について行政機関相互で提供し合う必要が生じる場面があり得るから、管理運用基準を統一しておく必要がある。 (案)では、「政府一体となって」とあるが、そのような認識が各行政機関(の長)にあるのだろうか。「政府」の範囲、「一体」の意味をどう考えるのか。この文言がなくても、行政組織の相互連携の必要性はわかるのではないか。 「もって・・・図るものとする。」は不要ではないか。適正な情報連携は行政機関相互の連携に不可欠なことであり、「もって」以下に結び付ける必要はない。	● 御指摘を踏まえ、修正いたしました。 ● 詳細については、1を御参照下さい。
2	特定秘密保護法の運用に当たって留意すべき事項		「秘匿性の極めて高い情報」の範囲が恣意的に広げてはいけないこと、広げないことを、対外的に明らかにすべきである。曖昧に広くなることは国民主権の考え方に反する。 秘密の指定は類型的作業として行えるが、指定解除は個別に判断しなければならないので、秘密指定を意識的に抑制しないと、秘密の量は増える一方になる。秘密の範囲が広がり増えることにより厳格な管理が困難になり、漏えい等のリスクが高くなり、漏えい・改ざん・消滅などの防止のためのコストが高くなる。 国家公務員法・地方公務員法の守秘義務違反よりも法定刑が遥かに重いことからしても、極めて限定されたものにする必要がある。特定秘密が急増するのではないかという不信感に対応するには、秘密の指定を意識的に最小限化するとともに、秘密指定期間もより短くする必要がある。	● 御指摘を踏まえ、本運用基準において定める事項に従って、必要最小限の情報を必要最低限の期間に限って特定秘密として指定するよう、明記することとしました。 ● 詳細については、2の(1)のアを御参照下さい。
(1)	拡張解釈の禁止並びに国民の基本的人権及び報道・取材の自由の尊重		2(1)の「準則」は、一般的な法律用語としては、規則に準じるという意味であろう。ここでは、そうではなく大原則であるとか基本であるという趣旨を明確にしなければならない。用語について検討すべきである。	● 「準則」とは、「準拠すべき法則の定め」(学陽書房「法令用語辞典　第9次改訂版」)のことをいい、「準拠」とは「ある行為又は処分をするについて特定の基準にのっとること」(同上)をいうとされています。 本法の第22条の規定は、正に、行政機関の長等が本法を解釈適用する際の特定の基準であることから、「準則」と表現しても法令用語上問題はないものと解されます。また、国会においても、第22条が解釈適用の準則である旨答弁しているところです。 ● 他方で、第22条の趣旨を明確にしなければならないというのは、委員の御指摘のとおりであることから、第22条が特定秘密保護法の解釈適用に当たる当事者全てが従わなくてはならない基準である旨明記することとしました。 ● 詳細については、2の(1)柱書を御参照下さい。

番号	事項	条文	コメント	反映状況
			「十分に配慮しなければならない」は、具体的にどのようになるのか。 イ、ウで「十分な配慮」は具体的にどのように捜査の仕方に表れるのか。例えば、通常の捜索差押許可状では対象物を広めに書いているが、報道機関に対して本法違反を理由に捜索差押をする場合、対象物を必要最小限に限定することになるか。事件の背景や関係者を詳しく知ろうとすれば、パソコンや携帯電話などの情報機器を押収して、その全データを取得し内容を検討することになるのではないか。これを行うとすると、当該事件に関係の無い情報を大量に取得することになり、かつ、以後、捜査機関が自由に使えるようになる。このようなことはやむを得ないのか。	● 第22条第1項は、解釈適用に当たる全ての者が従わなくてはならない基準であることを明記することとしました。 ● また、第22条第1項の趣旨は、基本的人権や報道又は取材の自由に十分に配慮した上で、特定秘密保護法の各規定を解釈又は適用することにあることから、その旨明記することとしました。 ● なお、具体的な捜査方法については、特定秘密保護法ではなく、刑事訴訟法等に従って行われるものであることから、本運用基準において何らかの規定を置くことは適当ではないと考えます。
(2)	情報公開法と公文書管理法の適正な運用		秘密保護法と情報公開法と公文書管理法の相互関係を説明しておくべきではないか。すなわち、公的情報はすべて公文書管理法の対象となり、公的情報は原則として情報公開請求の対象になる。特定秘密は不開示事由該当情報の一部である。 特定秘密の最小限化の原則の考え方からすれば、不開示事由該当性の判断も慎重に行うべきものとし、公開情報と特定秘密の間で量も内容も不明な情報が拡大することを抑制する必要がある。	● 御指摘を踏まえ、行政機関の保有する行政文書が公文書管理法に基づき管理され、それと同時に、情報公開法に基づく開示請求があった場合には、一部不開示情報を除き、開示されること、特定秘密保護法の運用に関わる者は、特定秘密保護法のみならず、公文書管理法や情報公開法についても適正な運用を徹底する必要があること等について明記しました。
3	特定秘密を取り扱う者の心構え		3では、義務規定と倫理規定とが混在している。(1)は義務規定で、(2)は倫理規定である。(3)は職務上の忠実義務が背景にあるため、「対応」というよりは「対処」とすべきであろう。(4)の「同様とする」は、説明が足りないのではないか。義務は残るが倫理の部分は残らないのであろう。「特定秘密を取り扱う者の責務に鑑み、同様に考えるものとする」など表現を検討すべきである。	● 御指摘を踏まえ、修正いたしました。 ● 詳細については、3を御参照ください。 ● なお、修正案では、(1)だけではなく、(2)及び(3)についても「同様に考えるものとする。」としております。これは、特定秘密を取り扱わなくなった後であっても、外部から漏えいの働き掛けを受ける可能性は排除できず、特定秘密を取り扱ったことのある者として自覚ある行動をとる必要があり、また、働き掛けを受けた場合には、例えば、元の職場の上司等へ報告することなどが考えられるためです。 ● また、規定順について、大原則である義務規定を(1)とし、(2)と(3)の順番については、まず働き掛けを受けることがあること、そしてその次に働き掛けを受けた後の対処方法を規定する方が流れがよりよいと考えております。
			「心構え」では弱い。義務であることを明記すべきである。 「漏えい」だけを問題にすることは、秘密保全の目的に反する。	● 御指摘を踏まえ、3の表題を「特定秘密を取り扱う者の責務」と修正することとしました。
			(1)について 原案では、漏えい防止だけをすればよいと限定してしまっている。漏えい以外にも問題とすべき場合はあるのであるから、それらを明示的に排除するのは秘密保全の考え方に反する。「的確に講じなければならない。」とすべきである。	● 御指摘を踏まえ、文末を「措置を適確に講じなければならない」と修正することとしました。

番号	事項	条文	コメント	反映状況
			(2)について 取扱者の危険は、漏えいを働きかけられる場合だけではない。漏えい、改ざん、消滅などを過失・無過失のうちに行ってしまうこともあり得る。 「自覚ある行動」は抽象的な精神論。実効性がない。リスクを下げる客観的な対策を講じる必要があり、それを義務づけ、実行しているか否かをチェックするべきである。	● 「自覚ある行動」をとるようにするためにとるべき方策の1つとして、現在施行令に基づき実施される特定秘密の保護に関する教育の受講を例示することとしました。 ● また、「自覚ある行動」は不明瞭な精神論との御指摘を踏まえ、当該箇所を修正することとしました。 ● 詳細については、3の(2)を御参照下さい。
			(3)について 上司に危険(杜撰な管理、働き掛けを受ける兆候など)が伺われる場合、部下は当該上司に報告することはできない。どうすればよいか。内部告発の問題になる場合もあり得るが、そこまでに至らない場合もある。	● 御指摘を踏まえ、上司だけではなく、報告するに足る適当な者へ報告する旨記載することとしました。 ● 詳細については、3の(3)を御参照下さい。
π 特定秘密の指定				
1	指定の要件	第3条第1項及び別表		
(1)	別表該当性	別表	「別表該当性の判断は、以下に掲げる事項の細目を参考として行うものとする」とのことであるが、「参考として行う」の意味するところを明記してはいかがか。細目にあてはまるものはすべからく別表に該当する、というわけではない、と理解しているが、そのことを細目全般について明らかにしていただきたい。	● 御指摘の趣旨を踏まえ修正しました。なお、事項の細目は別表に掲げる各事項を可能な限り具体的に示したものであり、事項の細目に該当するものは、すべて別表に該当するものと考えております。
			細目を可能な限り具体的に記載いただいたとのことであるが、より具体化・限定化・明確化をしてはいかがか。	

番号	事項	条文	コメント	反映状況
			(1)別表記載事項よりも細目のほうが広く見受けられるものもあるが、より具体的・限定的にしてはいかがか。 一部例を挙げると、 「ロ　防衛に関し収集した電波情報、画像情報その他の重要な情報」の細目が 「a　電波情報、画像情報その他情報収集手段を用いて収集した情報」とされており、ロの記載事項よりも限定がなされていないようにも思われる。 「ト　防衛の用に供する暗号」の細目が、 「わが国の政府が用いるために作成された暗号」とされており、同様。 「ロ　安全保障のために我が国が実施する貨物の輸出若しくは輸入の禁止その他の措置又はその方針」の細目 「a我が国が実施する以下の措置の方針」 「ハ　安全保障に関し収集した国民の生命及び身体の保護、領域の保全若しくは国際社会の平和と安全に関する重要な情報、、、」の細目 「a電波情報、画像情報その他情報収集手段を用いて収集した情報」 その他細目についても同様。	●　事項の細目は、別表事項の内容を具体的に示しているものであり、別表第1号関係ロの「防衛に関し」「重要な情報」や、同「防衛の用に供する」は、当然に事項の細目にもかかっており(他の事項の細目も同様)、「イ、ロ、ハ・・・」と記載している別表事項の部分とこれらの部分の下に「a、b、c・・・」「(a)、(b)、(c)・・・」と記載している事項の細目の部分を合わせて判断することとなりますので、別表事項よりも広くなるものではないことを御理解いただければ幸いです。 ●　なお、 ・　別表第1号ロの事項の細目aは、別表の「重要な情報」の1つとして、「情報収集手段を用いて収集した情報」を具体的に示したものです。 ・　別表第1号トの事項の細目は、「我が国の政府が用いるために作成された」とし、また、括弧書きで「民生用のものを除く」としているとおり、防衛の用に供する暗号の中でも、民間でも広く用いられているような暗号は当てはまらない旨を明確にしています。 ・　別表第2号ロの事項の細目aは、別表の「その他の措置(中略)の方針」のうち、別表に例示された貨物の輸出入の禁止の方針以外の措置の方針として、いかなる措置の方針が別表に該当するかを(a)から(f)までに具体的に示しています。 ・　別表第2号ハの事項の細目aは、別表の「重要な情報」の1つとして、「電波情報、画像情報その他情報収集手段を用いて収集した情報」を具体的に示したものです。
			(2)別表記載事項に該当しない範囲を明示してはいかがか。 例えば、自衛隊に関する情報は全て別表記載事項に該当する、暗号に関する情報は全て別表記載事項に該当する、というわけではないのであれば、該当しない範囲を明示してはいかがか。 素人目には、自衛隊に関する情報が全て別表記載事項に該当するようにも思われる。	●　御指摘の趣旨を踏まえ、Ⅱ1(1)の柱書きの記述を修正しました。御指摘のように別表事項に該当しない範囲を網羅的に示すことは困難ですが、別表該当性は事項の細目に該当するか否かにより判断することとすることにより、事項の細目に該当しないものは別表にも該当しないことが明らかになっていると考えます。
			(3)別表に用いられている用語の定義をしてはいかがか。 別表に用いられている用語、例えば「防衛力」「防衛の用に供する」「特定有害活動の防止に関し」「テロリズムの防止に関し」などについて、運用基準で定義を明確にしてはいかがか。 現在作成されている逐条解説においても明示してはいかがか。	●　「防衛力」と「防衛の用に供する」については、運用基準で定義を設けた場合、冗長となるきらいがあるため、逐条解説において解説を記述したいと考えております。 ●　また、「特定有害活動の防止」と「テロリズムの防止」についても、法律に「特定有害活動」「テロリズム」の定義が置かれ(第12条第2項第1号)、これらの「防止」が何であるかも別表第3号及び第4号で明らかになっていますので、逐条解説において解説を記述したいと考えております。
			別表第1号トの括弧書きの記載ぶりについて、「～に限り、～を除く」という表現は並列か。誤解を招く表現である。	●　国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律等の法律等において多数規定例はありますが、御指摘を踏まえ、「～に限る。また、～を除く」と修正しました。

番号	事項	条文	コメント	反映状況
			テロで緊急事態というのは想像がしやすいが、特定有害活動の緊急事態というのは、まさにマスコミ等の主張のとおりデモも含まれるという誤解を招くのではないか。必要だというのは分かるが、解釈が広がりやすい表現である。	● 別表の「特定有害活動」は、法第12条第2項第1号の定義を前提としていることから、特定有害活動とは諜報活動、大量破壊兵器関連物質の不正取引、拉致等を指し、デモは含まれません。 ● なお、デモも含まれるのではないかという主張は、特定有害活動ではなく、テロリズムに含まれるのではないかとの問題提起を受けることもありますが、デモは、法令の範囲内で行われる限り、言論の自由の表れであり、また、法第12条第2項第1号の「テロリズム」の定義を踏まえれば、テロリズムに含まれることはありません。 ● 「特定有害活動」、「テロリズム」については、逐条解説においても解説を記述することとしております。
			別表該当事項であっても全てが特定秘密となるわけではない旨の記述を加えた方が良いのではないか。	● 御指摘を踏まえ、追記しました。
			「テロリズム」の定義がよく分からない。本法では、テロリズムについて定義されているが、昨今、マスコミにおいても「テロ」という言葉が多用されており、例えば、ボストンマラソンの事件について、CNN等はテロとは報道していないものを日本のマスコミはテロとして報道しているように、テロリズムの範囲がどんどん広がっていってしまうのではないか。	● 巷間においては、多義的に用いられている例もあると承知していますが、本法においては、テロリズムについて「政治上その他の主義主張に基づき、国家若しくは他人にこれを強要し、又は社会に不安若しくは恐怖を与える目的で人を殺傷し、又は重要な施設その他の物を破壊するための活動」と定義しており、御指摘のようにテロリズムの範囲が広がるということはありません。 ● なお、逐条解説においても解説を記述することとしております。
			「細目を参考として」では、あくまで参考に過ぎないので、際限なく広がることになりかねない。「細目の範囲内で」「細目の基準により」のようにすべきである。	● 御指摘を踏まえ、修正しました。
			(1)別表第1号・ニについて 防衛予算は大きく、公開度が低いこと、関連事業者が少ないことから、(官製)談合が起こりやすい環境がある。「見積り」の情報公開は談合の防止、発見にとって有効である。談合防止のために一定の情報公開が必要である。秘密指定を広げれば広げるほど談合が容易になる。どのように限定するのか。	● ここでいう「見積り」とは、調達等の契約時の価格の見積りではなく、時の経過とともに周辺国の軍事力がどのように変化するか、また、これを踏まえて我が国の防衛力をどのように推移させていく必要があるかといった、防衛力の能力を見積もるものであり、談合とは関係ありません。
			(1)別表第1号・ニについて 防衛力の「能力」は対外的にアピールした方が対立国や対立集団を牽制できることになる面もあるが、アピールと高度の秘匿性はどのように使い分けるのか。	● 御指摘のとおり、防衛力(装備品)の能力は抑止力又は透明性を確保するために一定の情報を公開することは重要ですが、我が国の防衛の手の内や能力を示し、他国による対抗手段の構築を容易にするような情報等はなお秘匿する必要があります。 ● なお、いずれにせよ、特定秘密に指定するか否かは別表該当性のみならず、非公知性と特段の秘匿の必要性を踏まえて判断することとなります。
			(1) 別表第1号・ホについて 「能力を推察できる」ことを問題視しているが、できるようにした方が国防上効果的ということもあるのではないか。	

番号	事項	条文	コメント	反映状況
			(1) 別表第1号・チについて 「研究開発段階のもの」に、大学や民間企業で行っているロボット開発を含めることになるのか。介護用ロボットは軍事用にも使える。民間用に開発して来たものを、ある時期から特定秘密に指定することがあり得ることを想定しておくべきか。公になっているか否かによるのか。	● 大学や民間企業が独自に保有しているノウハウ等の情報が特定秘密の指定の対象となることはありません。
			(1) 別表第1号・ヌについて 「防衛の用に供する施設」とは、もともと防衛用としてつくられた施設を指すのか、もともとはそうではなかった施設を防衛の用に供するようになった場合も含むのか。公になっているか否かによるのか。	● 通常は防衛用に作られた施設ですが、いずれにせよ、特定秘密に指定するか否かは別表該当性のみならず、非公知性と特段の秘匿の必要性を踏まえて判断することとなります。
			(1)別表第2号ロについて これらは公表事項ではないのか。	● a(a)から(f)までの措置については、これらが講じられれば公になるものも多いかもしれませんが、これらの「方針」の段階では秘匿すべきものもあります。また、bについては、外国公船への対応方針及び対応状況等が秘匿すべきものとして考えられます。
			(1)別表第3号・イについて (c)サイバー攻撃対策の必要は特定有害活動に限定した問題ではない。防衛、外交、その他の行政でも同じではないのか。	● 御指摘のとおりですが、例えば、防衛のためのサイバー対策については、第1号イの事項の細目aに該当し得、また、サイバー対策についての外国の政府等との交渉や協力についても、第2号イの事項の細目aに該当し得ると考えます。
			(1)別表第3号・ロについて 「重要な情報」とそうでない情報はどのように分類されるのか。客観的な基準をある程度設けないと、恣意的になるか、単なる先例踏襲主義に陥りかねない。	● 運用基準のaからcまでに掲げる情報を基準とします。
			(1)別表第3号・ロについて 「情報収集手段を用いて」とはどういう意味か。	● 情報収集機器等情報収集のために政府が保有する能力、ノウハウ等を用いてという意味です。
			(1)別表第4号・イについて (c)サイバー攻撃対策の必要はテロリズムに限定した問題ではない。防衛、外交、その他の行政でも同じではないのか。	● 御指摘のとおりですが、例えば、防衛のためのサイバー対策については、第1号イの事項の細目aに該当し得、また、サイバー対策についての外国の政府等との交渉や協力についても、第2号イの事項の細目aに該当し得ると考えます。
			(1)別表第4号・イについて 「テロリズム」は国際組織と国内組織が考えられるが、後者は「テロリズム」に分類する必要がないのではないか。後者への対応は国内の犯罪対策や地域での治安対応の問題として対応すれば足り、「テロリズム」という分類をする必要はないのではないか。	● 法第12条第2項第1号における「テロリズム」の定義を踏まえれば、我が国及び国民の安全に対する危険性や防止措置等を秘匿する必要性といった点において、国際テロ組織とそれ以外の組織によるテロリズムを別表の事項の細目において区別する理由は見い出し難いと考えます。

番号	事項	条文	コメント	反映状況
			(1)別表第4号・イについて 「テロリズムによる被害の発生若しくは拡大の防止」とあるが、現在の我が国にそのような危険な存在があるのか。	● 別表の事項の各項目は、現時点での危険性の有無や高低を示すものではなく、高度の保全を要する情報を類型化したものです。例えば、第1号の「防衛に関する事項」の各項目についても、情報保全の必要性は、現在の我が国が侵略を受ける危険性の有無に左右されるものではありません。 ● なお、以前お答えしたとおり、平成7年に発生した地下鉄サリン事件にもみられるように、「テロリズムによる被害の発生若しくは拡大」の危険性は依然として日本国内にも存在しているといえます。
			(1)別表第4号・イについて 現在、日本国内に「テロリズム」に関連する団体はあるか。どのような団体がこれに該当するか。日本共産党は太平洋戦争後、暴力革命を目指していると目された時期があったとされるが、いまでもそのような団体として「テロリズム」に関連する団体と目されているのか。	● 現在日本国内に存在する「「テロリズム」に関連する団体」としては、例えば、オウム真理教が挙げられます。 ● また、御指摘の日本共産党についてですが、特定秘密保護法にいうテロリズムは法第12条第2項第1号で定義されているところ(「政治上その他の主義主張に基づき、国家若しくは他人にこれを強要し、又は社会に不安若しくは恐怖を与える目的で人を殺傷し、又は重要な施設その他の物を破壊する ための活動」)、一般論として言えば、政党の正当な活動が本法のテロリズムの定義に該当することはありません。
(2)	非公知性	第3条第1項	「非公知性の判断は、現に不特定多数の人に知られていないかどうかにより行う」としているが、「不特定多数」と「特定多数」もある。いずれも、取扱者の管理から外に出てしまっている点では同じ。「現に不特定多数の人に知られていないかどうか」をどのように判断するのか。	● 御指摘の「不特定多数」とは、「不特定かつ多数」を意味しますが、実際に非公知性の判断をするに当たっては、当該情報の内容に応じ、これを知る必要がある者、実際にこれを知っている者、当該時点までの当該情報の管理の様態等の要素を勘案して個別具体的に行うことになると考えられます。 ● なお、本法の下で、米国における再指定のように、一度非公知性が失われた情報の指定や再指定を制度化することは困難ではないかと考えます。
			アメリカにおいては、再機密指定の制度があり、一度機密指定を解除した情報であっても、当該情報を知る者の範囲が特定でき、機密指定の状態に修復可能なものについて、再機密指定できる。この考えを参考に、非公知性の基準は、秘密として指定された状態への修復可能性で判断すべきであると考える。	
			非公知性判断は、「不特定多数」の人に知られていないかどうかによるとのことであるが、「不特定多数」の意味するところは、「不特定または多数」ということか、または「不特定かつ多数」ということか。その点を運用基準において明らかにしてはいかがか。	
			1(2)について、外国等で適当な発表がなされた場合、非公知性がなくなることになるのか。「同一性を有する情報が報道機関、外国の政府その他の者により公表された場合、その公表主体及びその内容が信用性があると認められる場合には」と修正してはどうか。「認める」との語が、情報の中身をそのとおりであると認めるということも含まれる表現なのかがよく分からない。より良い修文ができればそれでも良いが、検討いただきたい。	● 御指摘を踏まえ修正しました。

番号	事項	条文	コメント	反映状況
			「当該情報と同一性を有する情報が報道機関・・・により公表されていると認められる場合」とあるが、報道機関に漏えいしている場合であって、未だ報道機関が公表していない段階は非公知性の要件を欠いていないということか。	● 指定の要件を充足性しているか否かは個別具体的な状況に即して判断することになると考えます。
(3)	特段の秘匿の必要性	第3条第1項	1(3)の1つめの・は、情報の中身、対象を長々と書いているにすぎない。当該情報の漏えいにより、我が国の安全保障上、他国政府が対抗措置を講じたり、攻撃を加えたり、脅威となるようなことを行ったりといった、我が国の安全保障に著しい支障を与えるおそれを具体的に記述すべきである。 2つめの・は、情報の提供を受けた相手国との信頼関係が損なわれることに加え、第三国との信頼関係にも影響する話でもある。相手国との信頼関係の低下と日本の信用低下を書き分けるべきである。 また、「などの事態が生じ、我が国の安全保障に著しい支障を与えるおそれ」というが、現在の案文では、「対抗措置が講じられる」「事態が生じ」となってしまう。「事態が生じるおそれ」があることが正確に表現されていない。全般の記述について整理すべきである。	● 御指摘を踏まえ修正しました。
			「我が国の能力が露見し、対抗措置が講じられる」とあるが、露見の内容程度、高じられる対抗措置の深刻の程度が考慮されるべきである。 「支障が生じる」では広過ぎる。「回復しがたい重大な支障が生じることが明らかであること」と限定すべきである。	● 御指摘を踏まえ、修正しました。
			安全保障上の秘密であることからして、ときの政府の内政上の都合は考慮されないことを明記すべきである。	● 御指摘の「政府の内政上の都合」が何を指すのかが必ずしも明らかではありませんが、「我が国の安全保障に著しい支障を与える事態が生じるおそれがあるか否か」により判断するとして、安全保障上の考慮により判断するべきことを明確化しています。
(4)	留意事項		「イ 公益通報の対象事実その他の行政機関による法令違反の隠蔽を目的として、指定してはならない」 とのことであるが、「目的」の有無にかかわらず、「公益通報の対象事実」を指定してはならないとしたほうがよいのではないか。 また、当初より、公益通報者の「保護」について運用基準に盛り込めるように検討されていくとのことであったので、通報者が公益通報者保護法等により保護されること(内部告発が適法であること)を明記すべきではないか。	● 公益通報者保護法上、公益通報の対象事実は、犯罪となる行為又は行政命令に従わないと罰則が科される行為に限定されており、行政の法令違反行為は、原則として公益通報の対象事実に該当しないので、このような表現としました。 ● また、指定の要件を充足しない指定がなされていることについては、公益通報者保護法上の公益通報の対象事実にはなり得ませんが、本運用基準Ⅴ3において、特定秘密の指定等及び特定行政文書ファイル等の管理に関する通報について規定しており、その中で、通報者の保護についても規定しているところです。
			1(4)ウに「努めている」との語があるが、「努める」、「配慮する」、「すべき」のランク付けがきちんとなされているのか確認したい。ランク付けをきちんと行い、一貫して記述すべきである。	● 本運用基準においては、留意すべき事項を訓示的に示す用語として、「努めること」、「配慮すること」の2つを用いておりますが、「努めること」については主体的に実施する事項について留意すべきこととして示し、また、「配慮すること」については発生するおそれのある影響や懸念事項について留意すべき旨を示しておりまして、統一的に用いております。

番号	事項	条文	コメント	反映状況
			1(4)エとして(アの前でも良いが)、「指定すべきものを適切に指定しなければならない」や「いやしくも指定に漏れがあってはならない」といったようなことを明示的に記述するかどうか検討すべきである。	● 御指摘を踏まえ、修正しました。
			「留意」ではなく、義務付けとすべきである。	● 御指摘を踏まえ、修正しました。
			秘密保護法では、制度上(建前上)の指定者と実際上(実質上)の指定者が異なる。実質的に秘密指定をする者の前任者と後任者は行政組織内において先輩と後輩の関係になっていることが日常的にあり得る。後任者は前任者が行った違法な秘密指定を解除申請しにくい。このような秘密指定を確認したときには解除申請する義務を負うとすべきである。	● Ⅲの2の(1)で「行政機関の長は、定期的に、その指定に係る特定秘密の取扱いの業務に従事する行政機関の職員に(中略)指定の要件を充足していないと認めたときには、速やかに指定を解除する」としています。
2	指定手続	第3条第2項	特定秘密取扱者に限らず、一般職員も対象とすることを意識して記載しているが、具体的な内容を記載しないと職員が困るのではないか。	● 御指摘を踏まえ修正いたしました。
			先日来、情報の記録保存・破棄についての具体的な内容はご検討いただいているとのことであるが、保存期間終了以前の破棄が禁止されることによって恣意的な秘密指定が防止される効果も考慮し、保存期間を指定期間よりも長くすべき旨定めてはいかがか。	● 指定の有効期間については特定秘密保護法に基づいて、保存期間については公文書管理法に基づいてそれぞれ設定されることになります。正本・原本以外の写しの文書や分析資料の基となった断片情報等、秘密保全及び公文書の管理の観点から、長期間保存する必要のない、あるいは長期間の管理が現実的に困難な文書も多いのが実状であり、一概に保存期間を指定の有効期間よりも長くすることは困難です。
			2(2)の「要件充足性」との語は不適切である。「要件充足性」とは「指定の理由」のことではないか。(4)の「当該条件を要件充足性の記述の中で明らかにする」という書き振りは、「当該条件を指定の理由の中に明示しておくこととする」とすべきではないか(その他の「要件充足性」についても「指定の理由」に修正すべきとの御指摘)。	● 御指摘を踏まえ修正しました。
			(2)について 「指定の条件を充足していると判断する理由」はどのような記述になるのか。類型的形式的だと、単なる記号になってしまう。指定解除の判断情報になることからすると、具体的に記述しておく必要がある。	● 指定の3要件、特に特段の秘匿の必要性について、当該情報が漏えいした場合にどのような安全保障上の支障が生ずるおそれがあるのかを明確に記述することとなります。
			(4)について 「交渉の終了」とはどういうことか。「交渉」の単位をどう捉えるか。「終了」をどう捉えるか。実際に交渉をしている時間、数日間交渉するような場合はその期間、一定の課題について定期的・不定期的に交渉している場合はその期間など、捉え方によっては外交交渉には終了がないということにもなりかねない。長期間、交渉の存在や内容を国民に秘匿しておくことは好ましくない。相手国ではさっさと議会や国民に説明しているということが起こり得ないでもない。	● 外国の政府等との交渉は多様であることから、交渉の単位と終了時点をどのように捉えるかを一概に申し上げることは困難ですが、このような情報は、当該特定秘密ごとに、指定時に作成される要約又は指定の理由の中で明らかにされることとなると考えられます。
3	指定の有効期間の設定	第4条第1項	各行政機関の内規に取扱い基準を設けるように運用基準で規定していくことは考えていないのか。個別の特定秘密につき指定の都度その有効期間を考えるのか。	● 御指摘を踏まえを修正しました。

番号	事項	条文	コメント	反映状況
			本当に「最も短い期間」となっているかはどのような仕組みでチェックするのか。	● 一義的には各行政機関の長が責任を持ってチェックすることになりますが、内閣府独立公文書管理監(仮称)が特定秘密の指定等の検証・監察等を行う中で、御指摘の事項についてもチェックをすることになります。
			今回、基本的考え方とともに期間の例について具体的に記載をいただいたとのことであるが、今後の運用基準案のご検討に応じて、別表記載事項及び細目ごとの基本的考え方及び期間の例について具体的に記載をしてはいかがか。	● 事項の細目ごとに有効期間の設定の基準を記述することも検討しましたが、実際には、同じ事項の細目の中でも比較的短期間の有効期間を設定できるものもあれば、5年とすべきものもあると考えられることから、事項の細目ごとに基準を記述することは困難であり(仮に記述するとすれば、すべて「5年」となってしまう)、今回の素案の叩き台のような記述の方式をとることとしたものです。
			(1)について 当該情報の秘密指定期間として必要な最短の期間を設定することを義務付け、それ以上の延長が実際に必要になった場合には延長で対応する。 「特定有害活動」「テロリズム」に個人情報が含まれている場合があるとすると、指定期間や指定の要件はどのように考えるのか。	● 通常は、当該個人情報が人的情報源に関するものである場合には、指定の有効期間の延長が重ねられ、長期間にわたって特定秘密として保護されることとなると考えられます。
4	関係行政機関の協力			
Ⅲ 特定秘密の指定の解除等				
1	指定の有効期間の延長	第4条第2項から第4項		
(1)	指定時又は延長時に定めた有効期間が満了した場合	第4条第6項	高度の秘匿性は、時と深く関係している。重大な諸事情が重なって、一時的に例外的に高度の秘匿性を維持し、当該情報を知っている者だけの利用・判断に委ねるものであるから、高度の秘匿性を認めたときと比べて、諸事情に変化が生じた時点になったら、高度の秘匿性を維持する必要がなくなったという判断(指定解除)が速やかに実行されるべきである。「時の経過」は指定解除にとって重要な要素である。 秘密指定期間が満了するときは自動的に解除することを原則とすることを明示しておくべきである。	● 法律上、指定の有効期間が満了したときに、これを延長しなければ、当該情報は自動的に特定秘密でなくなります。この際、指定の外形の除去等の講ずべき措置については、施行令及び本運用基準Ⅲ1(2)に規定することとしました。
			1(1)の「特段の秘匿の必要性が変化している」場合は、そもそも延長ではなく再指定することになるのではないか。ここでいう秘匿の必要性の変化というのは、事情の変化のことであり、延長は、秘匿の必要性が期間として延びた際に行うものだと理解している。指定の更新なのか、指定の延長なのか、新たな指定なのか整理が必要である。	● 御指摘を踏まえ修正しました。 ● なお、特段の秘匿の必要性を巡る状況が変化した際に、新たな指定を行うこととすると、同一の情報であるにも関わらず解除・再指定を行うことにより、延長に内閣の承認を得るまでの期間である通算30年の積算をやり直すことが可能となってしまうこと、また、解除・再指定時の表示・表示の抹消等の事務が煩瑣になること等の理由から、当該情報に係る特段の秘匿の必要性が別の理由をもって認められるのであれば、当該特定秘密の指定の有効期間を延長することをもって対応することが望ましいと考えます。このような方式でも、有効期間を延長する際には、指定時と同様に行政機関の長が、指定の理由を点検し、当該特段の秘匿の必要性を巡る状況が変化した旨を書面又は電磁的記録により明記することになります。
			1(1)のイ、ウ、エで、「活用」と「使用」が混在しているが、整理すべきである。	● 用例を踏まえ、「手法又は能力」は「活用」するもの、「物」は「使用」するものと書き分けております。

番号	事項	条文	コメント	反映状況
			1(1)のオで「当該交渉が終了したとき」と書き切っていいのか。交渉が覆ったり、新たな交渉を仕掛けてきたといった場合はどうするのか。これらは、オにあるおそれが残っている状態といえるのではないか。情報公開法に関連規定があったと思うので調べて合わせた書き振りにしていただきたい。様々なケースを考えていただきたい。	● 御指摘のような場合には、慎重に指定の理由を点検した上で、有効期間の延長又は新たな指定をすることが可能であるため、原案を維持したいと考えております。
(2)	通じて30年を超えて延長する場合	第4条第4項	この最後に「同項各号に掲げる事項に関する情報であることを基本とする。」とあるが、この「基本とする」という表現は、法第4条第4項第7号の書きぶりと比較しても緩すぎるように思われる。 もう少し限定されるような表現に直して頂ければありがたい。	● 法第4条第4項各号は、指定の有効期間が通じて60年を超える場合の規定であるため、指定の有効期間が通じて30年を超える場合はこれら以外にもあると言わざるを得ませんが、他方で、国会ではこれまで「30年を超える指定の延長についても、内閣の承認がなされる場合は、(法第4条第4項各号に掲げられた)7つの事項に関する情報である場合に限ることを基本とする」と答弁したため、このような表現とした経緯があります。このような経緯及び御指摘を踏まえ修正しました。
			(2)の「基本とする」という表現は、法第4条第4項各号に掲げる事項以外も認めるように聞こえ、指摘をいちばん受けるところではないか。状況によっては同項第1号から第6号に掲げる事項に関する情報と明記した上で、それ以外にこれに準ずるものは政令で定める旨規定した上で、「基本とする」という表現を使うというなら分かる。	
2	指定の解除	第4条第7項	一定の条件が生じた場合に指定を解除すべき情報である場合には、当該条件を要件充足性の記述の中で明らかにするかたちをとるとのことであるが、行政機関の長の判断による記述に任せるだけではなく、災害時に地域住民の避難に資する情報については秘密指定を解除すること等、解除すべき場合について一定程度具体的に運用基準においても明示すべきではないか。	● 御指摘の趣旨を踏まえⅡ2(4)の記述を追加しました。
(1)	指定の要件充足性の点検等		「平素から・・・点検させ」は抽象的な掛け声では無意味である。具体的な制度にして、平素から点検することを実行させ、実行しているか否かがわかるようにしておく必要がある。	● 御指摘の趣旨を踏まえた上、特定秘密指定管理簿の記載スペースの関係から、点検年月日を書面又は電磁的記録に別途記載又は記録することとしました。
			秘密指定の要件充足性の点検を平素より行う(Ⅲ2(1))とのことであるので、特定秘密管理簿において、点検実施時期及び結果を記載することとしてはいかがか。	
(2)	解除の通知	第4条第4項	通知はだれ宛に行うのか。 通知先では、秘密指定解除があったことを当該文書に表記するのかしないのか。	● 当該特定秘密の取扱いに従事する職員に通知し、当該特定秘密が記録等された文書等について、特定秘密の表示を抹消し、解除の表示を行うこととします。
			過去に従事していた者は、当該文書を持っていることはないはずだが、内容をある程度記憶している可能性はある。これらの者は異動や退職などにより、指定解除の事実を知らない。30年経過したような場合でも、これらの個々人にも通知するのか。	● 通知をすることは困難と考えられますが、担当部局において問い合わせに答えられるようにするなど、特定秘密の取扱いの業務に従事していた者が、その取り扱っていた特定秘密の指定が解除されたか否かを確認することができるようにするものとしています。
3	指定が解除された特定秘密が記録された行政文書で保存期間が満了したものの取扱い	第4条第6項	特定秘密が記録された行政文書のうち、歴史資料として重要であるとはいえない場合について具体例を示してはいかがか。	● 御指摘の趣旨を踏まえて修正しました。
(1)	指定の有効期間が通じて30年を超える特定秘密			
(2)	指定の有効期間が通じて30年未満の特定秘密			
Ⅳ 適性評価の実施				

番号	事項	条文	コメント	反映状況
1	適性評価の実施に当たっての基本的な考え方		1の「必要以上」との語は、数の問題であるため「過不足なく必要な者に範囲を限って」などと修正すべきである。	● 御指摘のとおり修正しました。
			1の「組合活動」との語は正確でない。公務員であれば「職員団体」であろうし、企業体であれば「労働組合」であろう。	● 御指摘を踏まえ、「労働組合の活動」に修正しました。なお、本文は例示であるため、公務員の場合においても読み替えて解釈できるものと考えます。
			1で「人事評価のために適性評価の結果を利用等してはならない」としているが、調査対象者に渡す文書(告知書等)にも、人事評価で不利益になることはない旨きちんと記述すべきである。	● 御指摘を踏まえ、告知書(7「適性評価の実施に当たって取得する個人情報の取扱い)に記載を追加しました。
			漏えい防止だけが問題なのではないから、漏えいだけに絞り込んで考えるべきではない。情報の適正な管理という考え方に立てば、漏えい防止も含まれる。 情報の適正な管理のために必要なルールを設定し、そのルールを実行しているか否かに重点を置くべきである。ルールの遵守状況が不良であれば、1号乃至7号に問題がなくても、取扱をさせるべきではない。	● 御指摘のとおり、情報の適正な管理は重要と考えており、6(1)の評価の視点に、「情報を適正に管理することができるか」を追加しました。
			「必要以上に評価対象者を選定しない」とは、多くの候補者から少数者を選ぶという方法を採用すべきではないという意味か。適性のハードルをどれほど高くするかにかかっている。職場の限られた者の中から選ぶとなれば、ハードルを低くせざるを得なくなる。ハードルの高さ(低さ)は多くの対象者について当てはめることで相当程度客観化できるようになる。職員が少ない職場ではハードルが低くなり、職員が多い職場ではハードルが低くなるというのはおかしい。結局、適正な管理を実行させることに支障があることが明らかな者やこれに近い者を排除するということになるのではないか。	● 趣旨を明確にするため、「過不足なく必要な者に範囲を限って行う」に修正しました。
			「適法な政治活動及び組合活動について調査することは厳に慎み、仮に調査の過程で調査事項に関係しない情報を取得した場合には、これを記録してはならない。」とあるが、これは本人のプライバシー保護が目的であるから、これを実効あるものにするには、本人の開示請求と訂正・抹消請求権が認められる必要がある。	● 適性評価で取得する情報についても、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の適用を受け、同法に基づいて、適性評価を実施した行政機関に対し、保有個人情報の開示請求を行うことが可能です。
2	実施体制		適性評価の手続でもたつくことは許されないので、効率性を考えると補助的作業は企業を経由して行った方が良いかもしれない。複数の実効性のある方法を用意した上で、適宜選択して実施することにすれば良いのではないか。なお、適合事業者が手続に関わる場合でも、評価の中身自体には関わらないということはしっかり確保する必要がある。	● 御指摘を踏まえ、(4)留意事項に記載を追加しました。
(1)	適性評価実施責任者	第12条第1項及び第15条第1項		
(2)	適性評価実施担当者			
(3)	関与の制限		当該行政機関以外の者が関与することがないこと、警察が他の省庁の職員や民間の従業員について調査することはないことを明記すべきである。	● 御指摘を踏まえ、12「適性評価の実施に関する関係行政機関の協力」に記載を追加しました。
3	評価対象者の選定	第12条		

番号	事項	条文	コメント	反映状況
(1)	手続		3(1)のアの「適性評価が実施される必要があると認めるとき」は、評価対象者の絞り込みの話であり、エの「適性評価を実施する必要があると認めるとき」は、第12条各号の要件該当性についてふるいにかけるという話であろう。そのように書き分けるべきである。	● 御指摘を踏まえ、記載を整理しました。
(2)	留意事項			
4	適性評価の実施についての告知と同意	第12条第3項		
(1)	評価対象者に対する告知			
(2)	同意の手続		別添2－1では、同意対象が曖昧である。 (1) の①乃至⑦は抽象的過ぎる。 (2)「必要な範囲内」「私の知人その他の関係者」「公務所若しくは公私の団体」「必要な事項」の範囲が不明。	● 同意書において調査事項等について詳細な説明を行うことは困難ですが、御指摘を踏まえ、告知書に関連の記載を追加しました。
			別添2－2では、同意対象が曖昧である。 1の「私の知人その他の関係者」の具体的な範囲、「質問」事項が不明である。 2の「国及び地方の行政機関、信用情報機関、医療機関その他の公務所又は公私の団体」の具体的な範囲、「必要な事項」が不明である。 本人が適性評価実施者や自分の周囲の者に対して不信感を抱くことにならないか。	● 同意書において調査事項等について詳細な説明を行うことは困難ですが、御指摘を踏まえ、不信感を抱くことのないよう告知書に更に記載を追加しました。
(3)	不同意の場合の措置		(3)不同意の場合と(4)同意の取下げのウの記載ぶりが違うのはなぜか。	● 不同意の場合の派遣労働者を雇用する事業主に対する通知の手続については、法第13条第3項によってすでに規定されておりますが、同意の取下げについては法律で規定されていないことから、書き分けを行っています。
(4)	同意の取下げ			
5	調査の実施	第12条第4項		
(1)	評価対象者による質問票の記載と提出		イについて ここでは、「必要な範囲内で資料の提出を求めることができる」とされているが、行政機関による個別の運用がずれないように、この資料につき、一定の例示をしたらよいと考える。確か、国会における大臣答弁でパスポートの写しの提出を挙げられていたように記憶している。	● 御指摘を踏まえ、「旅券の写し等資料の提出を求めることができる」と修正しました。
(2)	上司等に対する質問等		5(2)の上司等への質問について、「職務の遂行についてよく知る者と認める者」とあるが、職務の遂行について知っておけば足りるのか。また、「知る者」、「認める者」とは何か。	● 御指摘を踏まえ、「職務の遂行状況等についてよく知ると認める者」に修正しました。

番号	事項	条文	コメント	反映状況
			アについて 別添6では、該当の有無について選択肢が「該当あり／該当なし」となっているが、どちらとも断定しない、「不知（知らない）」ということもあり得る。そのような選択肢を設けなくてよいのか。 「対象者に確認してはならない。」となっているのは、対象者に確認することで却って誤った回答になってしまうおそれがあることを考慮したものであろうが、誤解や思い込みで「該当あり／該当なし」の判断を誤っていることがあり得る。このような事態はどのように回避するのか。	● 御指摘を踏まえ、該当があると認める場合に、チェックをすることとしました。 ● なお、評価に当たっては、上司等からの調査票の回答のみをもって直ちに適性の判断を行うのではなく、評価対象者への面接、関係者に対する質問等から得られた情報を基に、評価対象者の個別具体的な事情を十分に考慮して総合的に判断することになります。
			イについて 質問票と調査票では、「特定有害活動」「テロリズム」の説明内容が異なっているが、解釈ないし理解の仕方で混乱を生じることはないか。	● 御指摘を踏まえ、質問票と調査票の表現を修正しました。
			ウについて 質問事項、回答を求める詳細さの限度を定めておく必要があるのではないか。詳細になればなるほどいいと考えると、必要以上の個人情報を収集してしまうことになる。回答する側もどの程度回答すればよいのか判断しにくい。	● 御指摘のような限度を定めることは困難と考えますが、質問は5(2)イにおいて「質問票や調査票に記載された事項について疑問点が生じ、これを確認するなど必要があるときは」に限られています。
			エについて 「評価対象者に明らかにしないことを求め」られたとしても、常に明らかにしないというわけには行かない。誤った内容の情報を提供された場合、問題の的確な処理が難しくなる可能性がある。本人に苦情申出権があることからしても、一定程度の内容説明は必要になるのではないか。	● 御指摘のとおり、入手した情報を評価対象者に示す場合も想定されることを踏まえ、その判断の参考とするために確認を行うこととする旨、記載を修正しました。
(3)	人事管理情報等による確認			
(4)	評価対象者に対する面接等			
(5)	公務所又は公私の団体に対する照会		アについて 「行政機関以外への照会については」ということは、行政機関への照会では、補完的である必要もなく、必要最小限でなくてもよいということか。 過剰に個人情報を収集しないことを明らかにしてよいのであれば、「調査のための補完的な措置として、必要最小限となるようするものとする。」でよいのではないか。	● 民間企業等の負担に鑑み、確認的に記載したものですが、より趣旨が明らかになるように記載を修正しました。

番号	事項	条文	コメント	反映状況
			ウについて 別添2－2では、照会先が「私の知人その他の関係者」「公務所又は公私の団体」と不特定になっており、質問事項も「必要な事項」と不特定になっていることからすると、照会先からすると、自分について本人の同意があるかどうか判断できない。質問事項についても不明であるし、どの程度回答してよいかも不明である。個別に補充調査が必要になったのなら、その時点で照会先と質問事項を明らかにして本人の同意を得るべきではないか。 照会先から「回答義務があるのか」と質問された場合、どのように説明するのか。「回答義務がある」と答えた場合、照会先が「本人に確認して、本人の了解が得られる範囲で回答する」と言う可能性がある。さらには、「医師として回答しないことにしている」と言う可能性もある。しかし、医師としても患者の就労の機会を奪うようなことはしたくないと考えるであろうから、医師と患者（本人）の信頼関係を損なわないように配慮する必要がある。	● 別添2－2すべての事項を詳細に記入するのは困難ですが、どのような照会を行うかについては、告知書で説明しており、また、告知書は、運用基準に添付され公表されます。従って、照会先には必要に応じ、その旨を説明し、理解を求めることになるものと考えます。照会毎に個別に同意を得ることについては、多数の適性評価を行う事務処理上の問題があり、かつ、調査の具体的な手法を明らかにするおそれがあり、事後の適性評価に支障を及ぼすおそれがあることから、適当でないと考えます。 ● また、法第12条第4項に基づく照会は、法的には、それを受けた公務所等は、原則として報告すべき義務を負うと解されますが、罰則等により強制されるものではありません。行政機関としては、本人の同意を得ていることを説明することが重要と考えます。
(6)	留意事項		「「適性評価実施担当者指定証」を携帯し、評価対象者、評価対象者の関係者、照会先の担当者等から求められたときは、これを提示するものとする。」とあるが、行政調査は、ほとんどの場合は証票を携帯して求めに応じて提示する形となっており、それに合わせた記載であると思うが、風営法では、相手からの求めがなくても証票を提示する形になっている。証票を提示してくれと言いにくいという話を聞いたこともあるので、調査に行った際には、相手の求めがあってもなくても提示するというように、風営法のような形にしたほうがよいのではないか。	● 御指摘を踏まえ、「「適性評価実施担当者指定証」を携帯し、評価対象者、評価対象者の関係者、照会先の担当者等に対し、これを提示するものとする。」と修正しました。
			(6)イに(2)から(5)の手続の順序を入れ替えて実施してもよい旨記載されているが、(2)から(5)まで全てをしなければならないという誤解を生まないか。	● 御指摘を踏まえ、記載を修正しました。
			イについて 「必要に応じ」の意味が不明。実行する側の一方的都合を優先するように読める。 質問票の記載の正確性を確認することが目的であれば、(4)が第一順位になるのが原則ではないか。それから本人の周辺の人になり、さらに外部へと広がることになるのではないか。本人の補充説明の内容を確認するために、関係する第三者に照会し、その結果を再び本人に確認するということも起こり得るのではないか。そうだとすれば、イの説明の仕方は、本人に対する質問を基本的に第一順位として、それ以外の者への質問や照会は、必要最小限になるようにする、というものの方がよいのではないか。	● 御指摘を踏まえ、記載を修正しました。
			ウについて それまで収集した個人情報の扱いはどうなるか。必要なくなったものとして全部を廃棄・抹消するのか、一部を残すのか、その場合その理由と期間はどうなるか。	● 御指摘を踏まえ、10(2)に、適性評価の実施についての不同意書又は同意の取下書が提出された場合の情報の保存期間を3年とする旨記載しました。 適性評価が中止となった場合でも、評価対象者から適性評価についての苦情の申出がなされる場合等に適切に対応するため、一定期間情報を保存しておく必要があると考えています。
6	評価	第12条2項		

番号	事項	条文	コメント	反映状況
(1)	評価の基本的な考え方		6(1)のイの「情報を漏らすよう働き掛けを受けるおそれが高いか」だけで良いか。特定秘密を取り扱うことが想定される行政機関の職員には、一般的に働き掛けを受けるおそれはあり得る。それによって漏らすおそれがあるか、弱みを持っているかが重要であり、それを記述するかどうかである。論理的には抜けている。続けて「又はそれを受けるような形での弱点等はないか」といったようなことを記述することを検討すべきである。	● 御指摘を踏まえ、「情報を漏らすよう働き掛けを受けた場合に、これに応じるおそれが高い状態にあるか」に修正しました。
			(1)について、本法では漏えいを問題にしているためにこのような書きぶりとなってしまうのかもしれないが、管理の仕方に問題がある人は漏えいのおそれがなくても、情報の適正な管理の観点からチェックされるべきである。ア、イがだめというわけではないが、情報の適正な管理は重要な項目と考える。書きぶり及びその順番を検討して欲しい。	● 御指摘を踏まえ、ウに「情報を適正に管理することができるか」を追加しました。なお、一部に重複があったとしても、視点を具体的に多く示すことによって、行政機関間の判断のばらつきが少なくなるものと考えます。
			ウ、オ、力だけで足りるのではないか。 ア、イの漏えいは適正管理の問題の一部である。漏えい問題だけに関心を集中すべきではない。 ア、イはウの規範の中に組み込めばよいのではないか。 エはウに収斂できるのではないか。	
(2)	評価の際に考慮する要素		基本は、現在の管理ルールを遵守してくれるか否かである。過去の失敗・逸脱は、現在に悪影響を及ぼしていることがうかがわれない限り、重視すべきではない。失敗や逸脱が過去にあっても、それらがプラスに転化されていれば、マイナスに評価すべきではない。	● 御指摘のとおり、過去の行為等について考慮するに当たっては、単に事実があったことのみを考慮するのではなく、その性質や背景、時期、そうした行為等が再び生ずる可能性等を踏まえ行うべきものと考えており、その趣旨から、(2)「評価の際に考慮する要素」を設けております。
7	結果等の通知	第13条		
(1)	評価対象者への結果及び理由の通知		エについて 提供者を明らかに出来ない情報について誤情報が含まれている場合、どのように対応するか。本人から異論が出る可能性がある。	● 評価に当たっては、関係者への質問等から得られた回答のみをもって、直ちに適性の判断を行うのではなく、評価対象者への面接も含め、調査により得られた情報を基に、評価対象者の個別具体的な事情を十分に考慮して総合的に判断します。なお、仮に誤情報によって評価が行われたと評価対象者が判断した場合には、苦情の申出がなされるものと考えられ、当該苦情の申出の処理の中で、事実誤認がなかったかどうかの確認も行われるものと考えております。
(2)	適合事業者への結果の通知			
8	苦情の申出とその処理	第14条		
(1)	苦情の処理のための体制		8の「適性評価の苦情」は「適性評価に関する苦情」などとすべきではないか。	● 御指摘のとおり修正しました。
(2)	苦情の申出		法14条1項の規定の仕方では、苦情申出できる事項が曖昧。何についてできるかを明示しておくべきではないか。 評価対象者以外の者からの苦情もあり得るが、どこで対応するか。調査の実施方法などに問題がある場合、指摘してもらった方がその後の改善に役立てることができる。	● 御指摘を踏まえ、(5)に記載を追加しました。
(3)	苦情の処理の手続			

番号	事項	条文	コメント	反映状況
(4)	苦情処理結果の通知			
9	適性評価実施後の措置			
(1)	行政機関の職員が法第12条第1項第3号に該当する可能性がある場合の措置		9(1)のアは、主語が二重に見えるので「上司等は、(略)認めた場合には」と修正すべきである。	● 御指摘のとおり修正しました。
	※(2)適合事業者の…場合の措置についても同じ		ア・(ア)について 「外国との関係に大きな変化があったこと」とは、どのような場合を指すのか。	● 例えば、外国人から多額の経済的な援助を受けた場合などが考えられます。
	※(2)適合事業者の…場合の措置についても同じ		ア・(イ)について 「犯罪を犯して」は、実際に犯罪を犯している場合を指しているように読める。犯罪の成立やアリバイを争って否認している事件は含まないと解釈してよいか。「犯罪」は、軽犯罪法違反など軽微なものもすべてを指すのか。	● 検挙された場合には報告することになるものと考えます。また、軽犯罪法違反も含め、犯罪は全て対象となります。 ● なお、これらの事項について報告を受けた上で、法第12条第1項第3号に規定する事項に該当するか否か判断することになります。
			9(1)のア(イ)の「犯罪を犯し」は「罪を犯し」で、(ウ)の「行為を行った」は「行為をした」と修正すべきである。	● 御指摘のとおり修正しました。
	※(2)適合事業者の…場合の措置についても同じ		ア・(イ)について 「検挙された」とはどのような意味か。在宅事件も含むか、送検されずに済んだ事件も含むか。送検するか否かも捜査の初期段階では定かではない。	● ここでいう「検挙された」場合とは、書類送致された場合を含め、検察官に送致された場合となります。したがって、不送致の場合は含まれません。
	※(2)適合事業者の…場合の措置についても同じ		ア・(ウ)について 地方公務員法、国家公務員法に規定する「懲戒」に該当しない行為は対象外という理解でよいか。「懲戒処分の対象となる行為を行ったこと」とは、懲戒処分を未だ受けていない段階でも報告事項になるということか。懲戒処分の対象となる行為ではないと争っている場合はどうか。	● 地方公務員法、国家公務員法に規定する「懲戒」に該当しない行為は対象外です。 ● 「懲戒処分の対象となる行為を行ったこと」とは、懲戒処分を未だ受けていない段階でも報告事項になります。 ● また、懲戒処分の対象となる行為ではないと争っている場合についても、報告事項になります。 ● なお、これらの事項について報告を受けた上で、法第12条第1項第3号に規定する事項に該当するか否か判断することになります。
	※(2)適合事業者の…場合の措置についても同じ		(オ)について 「不適切な取扱い」とはどのような行為か。	● 処方された薬物をその用量を著しく超えて服用する場合が考えられます。
	※(2)適合事業者の…場合の措置についても同じ		イについて 「該当すると認めるとき」は、かなり確実な事実として認定判断できた時点ということか。そのために、当該職員を再度、取扱者にするために改めて適性評価をしなければならなくなるのか。危惧されるときには早めに対応(担当から一時的に外す)した方がよいのではないか。そして特に問題がなく、改めて適性評価を行わなくてもよいようであれば、改めて行わずに取扱業務に戻してよいのではないか。	●適合事業者の従業者について、引き続き特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認めることについて疑いを生じさせる事情があると認める場合には、適合事業者に通知することとなります。通知を受けた適合事業者は、当該従業者が特定秘密の取扱いの業務を行わうことのないよう必要な措置をとることとされており、その場合、当該従業者に特定秘密の取扱いの業務を行わせるには改めて適性評価を実施する必要があります。 ● なお、適合事業者から報告された事情について、法第12条第1項第3号に規定する事情に該当しないと認められる場合には、当該従業者は、引き続き特定秘密の取扱いの業務を行うことができ、改めて適性評価を受ける必要はありません。

番号	事項	条文	コメント	反映状況
(2)	適合事業者の従業者が法第12条第1項第3号に該当する可能性がある場合の措置		本運用基準において、民間企業と契約する際のひな形を定めないのか。	● 運用基準において、民間企業と契約する際のひな形は定めることは考えておりませんが、何らかの形で関係省庁に対して示すことは今後検討してまいりたいと考えております。
10	適性評価に関する個人情報等の管理	第16条		
(1)	適性評価記録簿の作成		適性評価を行わなかった者の個人情報を保有している必要があるのか。	● 適性評価が中止となった場合等であっても、評価対象者から適性評価についての苦情の申出がなされる場合等に適切に対応するため、一定期間情報を保存しておく必要があると考えております。一方で、その保存期間を一律に10年とする必要はないものと考えられることから、御指摘を踏まえ、不同意及び同意の取下げの場合には、保存期間を3年に修正しました。 ● また、適性評価の結果、特定秘密を漏らすおそれがないと認められなかった者についても、次の適性評価の際に調査結果を参考とすることは十分に想定されるところであり、漏らすおそれがないと認められた者と同様に保存する必要があるものと考えます。
			適性評価を途中で中止した者や、適性評価の結果、「不適性」の評価を受けた者の個人情報を保有している必要があるのか。	
(2)	個人情報等の管理		不同意や同意の取下げの文書も10年保存するのか。適性評価記録簿と同様10年も必要であるかは疑問。むしろ不必要な保管となるおそれがあるのではないか。	● 御指摘を踏まえ、不同意及び同意の取下げの場合には、保存期間を3年に修正しました。
(3)	適性評価に関する個人情報の利用及び提供の制限			
11	研修		ここで規定されているのは、適性評価実施担当者に対する研修に限定されており、特定秘密の取扱者に対する研修が規定されていない。 何らかの規定を置くべきであると考える。	● 御指摘の点については、特定秘密の保護に関する法律施行令（仮称）（素案の叩き台）第13条第1項第3号において、秘密を適切に保護するために、行政機関の長は、「職員に対する特定秘密の保護に関する教育」の実施に関する規程を定め、当該規定に従って職員に対する教育を実施すべき旨規定することを検討しております。（なお、同項目は、施行令（仮称）（素案の叩き台）第14条第1項柱書及び第16条第1項柱書において、警察庁長官から都道府県警察への指示事項及び適合事業者との契約に定めるべき事項としても規定することを検討しております。）
			定期、不定期を定めておくべきではないか。	● 御指摘を踏まえ、記載を修正しました。
12	適性評価の実施に関する関係行政機関の協力		協力の具体的内容として、他の省庁の職員や契約先従業員の適性評価を行うことが含まれないことを明記すべきである。	● 御指摘を踏まえ、記載を修正しました。
13	警察本部長による適性評価	第15条		
14	特定秘密保護法の公布の日から2年を超えない範囲内において政令で定める日の前日までの特定秘密の取扱いに関する経過措置	附則第2条		

番号	事項	条文	コメント	反映状況
その他			調査票、照会書その他調査対象者及び照会先が記入を求められる各種様式上においては、記入内容に基づいて調査対象者が不利益取り扱いを受けることは無い旨、及び、(照会書においては)照会先に対し回答は強制されない旨を明記されてはいかがか。	● 質問票や照会書等には詳細な説明を記載することは紙面の制約もあり、困難ですが、御指摘のように、調査によって得た情報がどのように取り扱われることとなるのか明記することが重要であることから運用基準ではⅣ1において「人事評価又はその他の能力の実証を行うものではなく、人事評価のために適性評価の結果を利用等してはならない。」旨明記し、また、Ⅳ10(4)で適性評価に関する個人情報の利用及び提供の制限について記載しています。また、今回新たに、告知書の7において、人事評価のために適性評価の結果を用いることはないことを明記しました。 ● 御指摘のとおり照会は、罰則等により回答が強制されるものではありませんが、法的には、照会を受けた公務所等は原則として報告すべき義務を負うものと解しています。御指摘のように回答は強制されない旨を照会書に記載するよりも、照会先が回答の判断を行うためには、評価対象者の同意があることをお示しすることが重要であると考え、照会等についての同意書を照会先に提出等できる旨運用基準に明記しました。
			別添10「特定秘密の保護に関する誓約書」(76頁)の(3)では運用基準Ⅳ9(1)アが引用されているのに対して、同78頁では法第12条第1項第3号が引用されている。 どちらかに統一するべきである。	● 運用基準Ⅳ9(1)アは、本人が特定秘密管理者に申出する事情を、法第12条第1項第3号は、適性評価を実施する事情について規定しており、両者は異なります。しかし、御指摘を踏まえ、その旨が明確となるよう別紙の記載を整理しました。
Ⅴ 特定秘密の指定・解除等及び適性評価の実施の適正を確保するための措置				
1	内閣総理大臣による指揮監督	第18条第4項		
2	特定秘密の指定等及び特定行政文書ファイル等の管理の検証・監察・是正	附則第9条	独立公文書管理監(仮称)が是正を求めたが、行政機関の長が期待された措置を行わなかった場合、公表することも抑止力になるのではないか。	● 御指摘のような場合については、5(1)オにより公表することを予定しています。
(1)	特定秘密の指定等の検証・監察・是正	附則第9条	2(1)では、まず独立公文書管理監(仮称)の権限を総論的に書き、その権限に資するために、行政機関の長が○○の情報を提供するという手続面を記述すべきである。	● 御指摘を踏まえ、「1 内閣官房及び内閣府の任務並びにその他の行政機関の協力」に内閣府の任務を定め、「3(1) 内閣府独立公文書管理監(仮称)による検証・監察・是正」に内閣府独立公文書管理監(仮称)の事務を定め、「3(2) 行政機関の長による特定秘密指定管理簿の提出等」に行政機関の側からの手続的な規定を定めることとしました。
			「不適切な事案が発生した」との表現は適切ではないのではないか。	● 御指摘を踏まえ、「不適切な事案があると行政機関の長が認めた場合」と修正しました。
			2(1)のイの「発生したおそれ」は、「発生したとの情報があった場合」などとすべきではないか。	● 御指摘を踏まえ、「不適切な事案があると行政機関の長が認めた場合」と修正しました。
			2(1)のオの取り扱う職員の制限は、第10条第1項の提供の規定にかかわらず、検証・監察を行う組織にとって当然すべき原則なので、提供の規定に続けて書くのはおかしい。別に項目を起こすべきである。	● 御指摘を踏まえ、「6(1) その他の遵守すべき事項」に必要な措置について定めることとしました。

番号	事項	条文	コメント	反映状況
(2)	特定行政文書ファイル等の管理の検証・監察・是正	附則第9条		
3	特定秘密の指定等及び特定行政文書ファイル等の管理等の適正に関する通報		通報の処理に係る記録の適切な保存期間は、一律のものを定めるのか、案件により異なるのか。	● 統一的な期間の設定については、その必要性を含め、今後検討してまいります。
			公益通報について、先般、厚生労働省の内部告発が、通報者が既に退職した者であったために要件に該当しないと判断したケースがあった。確かに要件には当てはまらないが、法の目的に鑑みると、もう少し解釈の仕方があったのではないかと思っている。この点、本法上の通報制度は既に退職した者による通報も認められるのか。	● 御指摘を踏まえ、「特定秘密の取扱いの業務を行う者」を「特定秘密の取扱いの業務を行う者若しくは行っていた者」と修正しました。
(1)	通報の処理の枠組み			
(2)	通報の処理		「特定秘密保護法等に従って行われていないと思料するときは、、、通報をすることができる」の「特定秘密保護法等」については、運用基準及び政令も含まれる旨を明記すべき。	● 「特定秘密保護法等」については、3(1)アに「特定秘密保護法及び施行令の規定並びに本運用基準ⅠからⅢまで」と定義しております。
(3)	通報者の保護等			
4	法第18条第2項に規定する者及び国会への報告		報告は、件数だけでは全く意味がない。分類をしっかりして、概括的に状況が分かるような資料を報告し、諮問会議や国会等で質問をさせるきっかけとなるものでなくてはならない。 例えば、件数としては3件と1000件であっても、頁数はどちらが多いか分からない。頁数についても報告を行い、「件数は少ないのに頁数が多いのはどういった情報なのか」等の質問がされやすいものとし、受けた質問に対してしっかりと説明を尽くせば良い。	● 特定秘密の中には文書だけでなく物件も含まれること、特定秘密である情報とそうでない情報が同一頁の中に混在する可能性のあること、フォントの大きさや印刷の仕方により頁数が変わることから、頁数については、必ずしも情報量を適切に表すものとは言えず、公表する必要性については慎重に検討すべきと考えます。
(1)	内閣総理大臣への報告等	第18条第3項	報告される件数については、できるだけ内訳(別表記載事項ごと、細目ごとの内訳)も示したほうがよいのではないか。	● 御指摘を踏まえ、件数は、事項の細目ごとに報告することとしました。
(2)	法第18条第2項に規定する者への報告	第18条第2項	報告は、件数のみではなく、傾向等についても可能な限り行うべきではないか。それを「国民に分かりやすい形で取りまとめた概要」においても反映すべき。	● 御指摘のとおり、傾向等についても、「国民にわかりやすい形で取りまとめた概要」において盛り込むことを予定しております。
(3)	国会への報告及び公表	第19条		
その他			保全監視委員会、独立公文書管理監、情報保全監察室が監視、検証、監察等を担うとのことであるが、設置の根拠は、本運用基準という理解で宜しいか。 そうなのであれば、適正な監視、検証、監察等の実施を担保するため、人的要件、業務における遵守事項など、適正な監視等を実施するための要件を本運用基準において定めるべきではないか。	● 内閣官房保全監視委員会(仮称)の設置自体は本運用基準で定めますが、内閣府独立公文書管理監(仮称)の設置自体は政令で、情報保全監察室(仮称)の設置自体は内閣府訓令で定めることを検討しております。 ● 本運用基準は、これらの機関の具体的な権限・事務を定めるものです。 ● 御指摘を踏まえ、これらの機関の人的要件、業務における遵守事項等について、「1 内閣官房及び内閣府の任務並びにその他の行政機関の協力」及び「6 その他の遵守すべき事項」に規定することとしました。

番号	事項	条文	コメント	反映状況
			「(仮称)情報保全監察室」の室員は、各省庁から集めることとなるのか。各省庁からの出向者で構成すると、数年後には元の省庁に戻るため、現在一番批判されている点でもある、チェック機関としての独立性が担保できないこととなる。他方で、サブスタンスについての理解がない人の集まりではチェックを行うことはできないので、各省庁からの出向者も必要だろう。各省OBという選択肢もあるかもしれない。	● 内閣府情報保全監察室(仮称)の人員については、専門性や行政機関との関係等を踏まえて検討してまいりたいと考えております。
			独立公文書管理監(仮称)の検証等の権限を原則的にしっかり書くべきである。	● 御指摘を踏まえ、「1 内閣官房及び内閣府の任務並びにその他の行政機関の協力」に内閣府の任務を定め、「3(1) 内閣府独立公文書管理監(仮称)による検証・監察・是正」に内閣府独立公文書管理監(仮称)の事務を明記することとしました。
Ⅵ その他				

運用基準の素案の叩き台への関係省庁からのコメントと反映状況

平成26年6月10日時点

番号	事項	条文	コメント	反映状況
Ⅰ 基本的な考え方				
1	策定の趣旨			
2	特定秘密保護法の運用に当たって留意すべき事項			
(1)	拡張解釈の禁止並びに国民の基本的人権及び報道・取材の自由の尊重			
(2)	情報公開法と公文書管理法の適正な運用			
3	特定秘密を取り扱う者の心構え			
Ⅱ 特定秘密の指定				
1	指定の要件	第3条第1項及び別表		
(1)	別表該当性	別表	別表該当性を判断する細目ごとの行政文書ファイル等の保存期間満了時における移管又は廃棄の判断の考え方(基準)如何。もし検討中であるならば、整理された時点で早めに示されたい。	● 特定行政文書についても公文書管理法に基づき、移管又は廃棄の判断を行うものと考えており、事項の細目をレコードスケジュールの設定の一つの判断基準とするようなことは検討していない。
(2)	非公知性	第3条第1項	本項目には,「当該情報と同一性を有する情報が、報道機関、外国の政府その他の者により公表されていると認める場合には、たとえ我が国の政府により公表されていなくても、本要件を満たさない。」とある。 しかしながら,意図せずして報道機関に収集された情報または報道機関に漏洩した情報(いわゆるリークやスクープされた情報)が,右報道機関を通して公表された場合,当該情報が直ちに特定秘密の指定要件を満たさなくなるとの整理は不適切であると思料する。(たとえば日本が外国政府等と行っている交渉それ自体やその交渉内容が特定秘密に該当し得る場合,当該情報は,右情報が報道機関に公表されたとしても,なお特定秘密として秘匿すべき情報である場合も存在すると考えられ,また,報道機関が入手した情報が政府保有の特定秘密の一部分にしか該当しない,あるいは正確性に問題があるなど,「非公知性」の基準で明確に判断することが困難な境界事案も想定される。) 以上を踏まえ,「非公知性」の要件に「報道機関」を入れることにつき,その書きぶりを含めて整理・再検討願いたい。	● 「日本が外国政府等と行っている交渉それ自体やその交渉内容が特定秘密に該当し得る場合、当該情報は,右情報が報道機関に公表されたとしても,なお特定秘密として秘匿すべき情報である場合」とあるが、特定秘密である情報と同一性を有する情報が報道機関により公表されていると認める場合には、「公になっていないもの」との要件を満たしているとはいえない。他方、「報道機関が入手した情報が政府保有の特定秘密の一部分にしか該当しない,あるいは正確性に問題がある」とあるが、特定秘密である情報と同一性を有する情報が公表されていると認められないときは、「公になっていないもの」との要件は依然として満たされていることとなる。

番号	事項	条文	コメント	反映状況
			「同一性を有する情報が、報道機関、外国の政府その他の者により公表されていると認める場合には、たとえ我が国の政府により公表されていなくても、本要件を満たさない」とされている点について、我が国政府や外国の政府による公表が行われていない中で、情報漏えい等により報道機関による記事の掲載があった場合、その報道のみをもって「非公知性」を欠くかのように理解しうるところ。情報漏えい等による記事の掲載があったからといって直ちに秘密指定を解除することは適切ではなく、個々の事例に則して慎重に判断されるべきものと考えており、このような趣旨が非公知性の判断の基準の中において明確になるように修正等を行うべく検討願う。(米国政府の秘密指定においては、同一又は類似の情報が権限のない開示の結果として、秘匿情報を自動的に解除してはならない(注)とのルールが存在すると承知しており、このような米国のルールも参考になるものと考える。) (注)米国情報保全監督局のブリーフィング中、以下の記述あり。 Classified information shall not be declassified automatically as a result of any unauthorized disclosure of identical or similar information.	● 特定秘密である情報と同一性を有する情報が報道機関により公表されていると認める場合には、「公になっていないもの」との要件を満たしているとは言えないこととなるが、これは自動的に解除されるというわけではなく、行政機関の長による慎重かつ速やかな判断に基づいて行われるものである。
(3)	特段の秘匿の必要性	第3条第1項	現在の運用基準の素案の叩き台では、事態の例示と我が国の安全保障に著しい支障を与えるおそれ、のみしか記されていないことから、実際に特定秘密保護法の運用をして行くに当たり、各担当課において、安全保障に著しい支障を与えるおそれ、の判断が非常に曖昧となり、特定秘密の指定等に係る起案文書等の作成に支障を来すおそれがあると考えられる。さらに、現在の運用基準の素案の叩き台そのものだけでは、影響の中身の軽重(外交戦略の手の内、軍事装備能力、信頼関係)、影響範囲、影響時間、影響の決定的要素といった点が含まれ得るか否かについては、外部からは識別が困難であると思料される。そのため、「安全保障に著しい支障を与えるおそれがあるか否か」の後に、例えば、「安全保障に著しい支障を与えるおそれがあるか否かについて、当該情報の軽重、影響範囲などを考慮し、行うものとする」のように例示の形ででも判断要素と示すことが必要なのではないか(形式にはこだわらないので別書き、注書きのような形でもかまわない。)。	● 本要件は、特に各行政機関において、専門的・技術的要素を含め多様な要素を総合的に判断することが必要なものであるため、予め画一的な基準をお示しすることが非常に困難であることを御理解いただきたい(なお、情報保全諮問会議委員からの御指摘を踏まえ、表現ぶりを修正している。)。

番号	事項	条文	コメント	反映状況
			下記のとおり疑問があるので、「特段の秘匿の必要性」に関し、特に他の秘密類型（特別管理秘密など）との違いが明らかになるような表現を盛り込んでいただきたい。 ・特定秘密については、特別管理秘密に比して、定義上（別表該当性の有無のほか）「その漏えいが我が国の安全保障に著しい支障を与える」との要件があり、運用基準（素案）において具体的基準を示そうとしているものと承知している。 ・一方、「特別管理秘密」は「国の安全、外交上の秘密その他の国の重大な利益に関する事項であって、～特に秘匿することが必要なもの」と規定されているところ、その多くが「その漏えいが我が国の安全保障に著しい影響を与える」ものに該当するとも考えられ、「特別管理秘密」と「特定秘密」を実務的に区分する際に困難が生ずると考えられる。 ・以上から、特に現行特別管理秘密として指定されているもののうち、「特定秘密として指定すべきもの」と「特別管理秘密に留め置くべきもの」との差異が可能な限り明らかになるよう、運用基準上の表現に御留意いただきたい。	● 「安全保障」は、一般に、外部からの侵略等の脅威に対して国家及び国民の安全を保障することを意味するとされているところ、本法においては、「国の存立に関わる」という文言によって、一般的な意義における安全保障よりも限定的なものとしている。ここにいう「国家及び国民の安全」を更に明確化すると、「国の存立に関わる外部からの侵略等に対して国家及び国民の安全を保障すること」を指すところ、「国家及び国民の安全」を更に明確化すると、その意義は「国家の構成要素である国土、国民及び統治体制が害されることなく平和で平穏な状態に保たれていること、すなわち、国としての基本的な秩序が平穏に維持されている状態」をいい、具体的には「直接侵略及び間接侵略に対し、独立と平和が守られていること、国民の生命が国外の脅威等から保護されていること、国の存立基盤としての基本的な政治方式及び経済・社会秩序の安定が保たれていること」をいう。 ● 以上を踏まえ、「国の安全、外交上の秘密その他の国の重大な利益に関する事項であって、（中略）特に秘匿することが必要なもの」である特別管理秘密よりも、特定秘密に指定される情報の範囲は狭くなるものと考える。
			我が国の安全保障に著しい支障を与えるおそれがある事態の例示について、これらの主旨をより明確にする観点から「今後の情報収集活動等に支障が生じる」を「今後の我が国の情報収集活動又は当該国の政府との安全保障協力等に支障が生じる」に修正願う。	● 御指摘を踏まえて、修正。
(4)	留意事項		「指定される情報の範囲が明確になるよう努める」とあるが、具体的には何をすることとなっているか。予め各省が指定する範囲を公開することも想定されるのか。複数の行政機関が外国政府から同じ特定秘密をそれぞれ提供された場合において、指定の範囲の書きぶりが統一されていないと、情報公開にあたって指定されているものが同じ情報であることがわからず問題とならないか。	● 具体的には、Ⅱ2(3)にあるとおり、「（○○を含む。）」「（○○を除く。）」という表現を用いることなどにより、当該指定に係る情報の範囲が明確になるようにすることを想定している。 ● 御指摘のような場合において、提供を受けた複数の行政機関が特定秘密保護法第20条の規定に基づいて当該情報の指定について協議を行うことも考えられる。
			「内閣官房秘密文書取扱規程」（平成13年1月6日内閣総理大臣決定）第3条第2項においても、「秘密取扱いの指定は、必要最少限度にとどめるものとする。」旨明示的規定があるところ、各省共通の運用基準においても同様の明示的規定があってしかるべきと考えることから、留意事項として、「より下位レベルの秘密指定をもって保護目的が達成される場合は、当該レベルの秘密指定にとどめること。」といった内容を追加すべきではないか。	● 御指摘を踏まえて、Ⅰ2(1)に追記。
2	指定手続	第3条第2項	「行政機関の長は、指定する際には、書面又は電磁的記録により、当該指定に係る特定秘密である情報を他の情報と区別することができ、かつ、特定秘密として取り扱うことを要しないように要約するとともに、当該情報が指定の要件を充足していると判断する理由を記述するものとする。」とあるが、法3条2項により、指定したときに作成する「特定秘密指定管理簿」と、「要約」及び「要件充足性」が記述された「書面又は電磁的記録」は、別のものか。別のものであった場合、指定した後は、当該「要約」、「要件充足性の記述」が記述された書面又は電磁的記録は、どのように取り扱えば良いのか。	● 貴見のとおり。 ● 当該書面又は電磁的記録については、各行政機関において、公文書管理法等の関係法令に基づいて適切に取り扱うことが求められる。

番号	事項	条文	コメント	反映状況
			「当該情報を特定秘密に指定するための措置」として想定している措置の内容について、具体的に教示されたい。	● 例えば、各行政機関における特定秘密管理者に対して、特定秘密に指定すべきと考えられる情報を知った旨を報告すること等が考えられる。
			「指定の整理番号」について、番号の付し方には、各省共通のルールを定めるか。法第6条第1項に基づく他の行政機関への提供の際には、この整理番号等も通知するのか。他の行政機関から提供を受けた特定秘密については、提供元の整理番号によらず、自省の接受番号をとって管理するのか。	● 指定の整理番号の付し方については、現在当室において検討中である。 ● なお、他の行政機関から提供を受けた特定秘密の管理の方法については、特定秘密保護法第6条第2項の規定に基づき、提供元の行政機関と提供先の行政機関の間で協議していただくこととなる。
3	指定の有効期間の設定	第4条第1項	「指定の要件充足性を見直すに当たって適切であると考えられる最も短い期間を定めるものとする」とされているが、「諸情勢が変化すると考えられる期間を勘案し」、「適切であると考えられる」期間を定めるならば、「最も短い」のフレーズは不要であるように思われるが、この点についての見解をご教示願う。	● 「諸情勢」は暫進的に変化することが多いと考えられるため、指定の理由を見直すに当たって適切であると考えられる期間には自ずと幅があるものと考えられるところ、当該指定の有効期間の設定に当たっては、その中から最も短い期間を定めることとしたものである。
4	関係行政機関の協力		「それぞれの行政機関の長が特定秘密に指定するなどにより」とされている点について、特定秘密を指定した、又は保有する行政機関においては、法令上の定めに従って保護措置が講じられるものであり、複数の行政機関が保有する場合であっても、それぞれの行政機関が指定を行わなくとも十分に保護を図ることは可能であり、また、それぞれの行政機関が指定を行うこととした場合、事務の繁雑化が懸念されるところ。 したがって、「、それぞれの行政機関の長が特定秘密に指定するなどにより」を削除する等の所要の修正願う。	● 「それぞれの行政機関の長が特定秘密に指定する」という措置は、あくまで例示として記載したものであり、原案を維持したい。
Ⅲ 特定秘密の指定の解除等				
1	指定の有効期間の延長	第4条第2項から第4項		
(1)	指定時又は延長時に定めた有効期間が満了した場合	第4条第6項	有効期間の延長について慎重に判断すべき場合として、「ウ 暗号 当該暗号を使用しなくなったとき」が掲げられているところ、「慎重に判断するものとする」との原則が定められることにより、使用済の暗号に係る特定秘密指定期間延長が事実上困難になることが予想される。 いずれにせよ、「暗号」については、特定秘密指定を迅速に解除すべき要請も高くないと考えられることから、「有効期間の延長について判断すべき場合」として列挙することは差し控えるべきと考える。	● 防衛の用に供する物等同様、これまで使用していたものを使用しなくなったということは、特定秘密を巡る諸情勢の変化としては大きいものである。したがって、御指摘のような場合にあっても、各行政機関の長が慎重に指定の理由を点検した上で、有効期間を延長することが可能であるため、原案を維持したい。
(2)	通じて30年を超えて延長する場合			
2	指定の解除	第4条第7項		
(1)	指定の要件充足性の点検等		「行政機関の長」が国家公安委員会である場合には、警察庁職員が、特定秘密の指定の要件充足性の点検を行うことなる「行政機関の職員」に該当するものとの理解でよろしいか。	● 職員がいない場合は、長が自ら行う旨を追加することも一案であり、貴庁の御意向に応じ相談したい。

番号	事項	条文	コメント	反映状況
(2)	解除の通知	第4条第4項		
3	指定が解除された特定秘密が記録された行政文書で保存期間が満了したものの取扱い	第4条第6項		
(1)	指定の有効期間が通じて30年を超える特定秘密		運用基準（第1次素案）では、指定の有効期間が通じて30年を超える特定秘密であって、その指定が解除されたものが記録された行政文書の保存期間が満了したものは「歴史公文書等として国立公文書館等に移管する」と記載されている点について、特定秘密保護法第四条第六項の「公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）第八項第一項の規定にかかわらず、…略…これを国立公文書館等（同法第二条第三項に規定する国立公文書館等をいう。）に移管しなければならない」との規定ぶりとの整合を欠いているように思われ、この点について所要の検討・修正が必要と考える。 また、指定の有効期間が通じて30年を超える特定秘密について、 ① 指定の有効期間が通じて30年を超える直前に作成した1年程度の保存期間となる文書は、どのような文書であっても移管対象となるか ② 指定の有効期間が通じて30年を超えた後、有効期間が満了又は解除した以降に文書等の保存期間が満了した場合、通常であれば一般の行政文書として移管・廃棄の判断を行うこととなるものと考えるが、指定の有効期間が通じて30年を超えたものは、有効期間が満了又は解除する直前に作成した保存期間が一年程度の重要とは歴史資料として重要であるとは認められない文書であっても移管対象となるか についての見解をご教示願う。なお、これらの場合において移管対象となるとすると、公文書管理法の規定にかかわらず移管することとなり、同法の「特別の定め」に該当するものと考えられる。	● 御指摘を踏まえ修正。 ●（①・②について）御指摘の場合においても、指定の有効期間が30年を超えた特定秘密を記録した文書については、当該文書の保存期間に関わらず、国立公文書館等へ移管することとなる。 ● 30年を超えて長期間指定されていた特定秘密を記録した文書は歴史資料として重要な公文書（公文書管理法第2条第6号）と考えられることから、歴史公文書等として取り扱うこととするものであり、同法にいう「特別の定め」となるものではない。
(2)	指定の有効期間が通じて30年未満の特定秘密		指定の有効期間が通じて25年以上の特定秘密が記録されたものについてのみ、歴史資料として重要なものでないかどうか特に慎重に判断することとするのはなぜか。その理由と「25年以上」の根拠について示されたい。	● 指定の有効期間の上限は5年であることから、指定の有効期間が通じて25年を超えると、指定の有効期間を後1回延長することで、当該有効期間が通じて30年を超え、国立公文書館等へ移管する対象となるものがあるためである。

番号	事項	条文	コメント	反映状況
			イの記述は、以下(参考)に挙げた法案審議の際の質疑等を受けたものとも推察されるが、そうであるならば、歴史公文書等の該当性の基準を変えない形で運用することとの関係については、どのように整理されているのか示されたい。	● 30年を超えて長期間特定秘密に指定をされていた文書は歴史資料として重要な公文書(公文書管理法第2条第6項)と考えられるという趣旨から、特定秘密保護法第4条第6項が規定されたものと理解されるところ、指定の有効期間の上限は5年であることから、指定の有効期間が通じて25年を超えると、指定の有効期間を後1回延長することで、当該有効期間が通じて30年を超え、国立公文書館等へ移管する対象となるものがあることから、その他の公文書と比べて公文書としての重要性が高まっていると解される。
			「特に慎重に判断する」とあるが、指定の有効期間が通じて25年未満の特定秘密が記録された文書に係る廃棄協議と比較して、具体の運用上、廃棄協議元の行政文書ファイル作成省庁、廃棄協議先の内閣総理大臣(内閣府)、内閣府独立公文書管理監(仮称)及び情報保全監察室(仮称)のそれぞれにとってどのように異なるのか。	● 当該文書に記録された特定秘密の指定の有効期間が通じて30年を超えることになるか否か等につき、各行政機関において1件1件より慎重に判断することとなる。
			「指定の有効期間が通じて25年以上の特定秘密が記録されたものについては、歴史公文書等を廃棄することの無いよう」とあるが、特定秘密の記録の有無に関わらず行政文書全般について、歴史公文書等は廃棄することの無いよう公文書管理法に基づいて内閣総理大臣への協議を行っているところであり、表現ぶりについて再考されたい。	● 御指摘を踏まえ、修正。
Ⅳ 適性評価の実施				
1	適性評価の実施に当たっての基本的な考え方			
2	実施体制		適性評価実施責任者の隷下にない者を適性評価実施担当者に指定し、適性評価の実施に必要な事務を行わせることはできるのか。 (想定する事項) 適性評価の対象となる適業事業者及びその従業者とのやりとりは、適合事業者が全国各地に所在すること及び当該従業者の数が約3,000名となること並びに5(3)(4)で質問、面談を行うこととなることから、適性評価実施責任者となることが想定される装備施設本部長の隷下にない地方防衛局等の保全専門官が一部の事務を担当することを想定。	● 適性評価実施責任者が指定した場合には、同実施責任者の指揮下にない者について適性評価実施担当者とすることも可能と考えるが、この場合においては、同実施責任者が適性評価に関する事務を適切に総括することができるよう必要な規定を整備する必要があると考える。
			適性評価実施責任者と特定秘密保護法第17条の規定により適性評価の権限又は事務を委任された行政機関の職員との関係についてご教示願う。特定秘密保護法施行令第23条では「国家公務員法第五十五条第二項の規定により任命権を委任した者(防衛大臣にあっては、自衛隊法第三十一条第一項の規定により同法第二条第五項に規定する隊員の任免について権限を委任した者)」に適性評価の権限又は事務を委任することができるようになっているが、適性評価実施責任者よりも事務を委任できる者のほうがグレードが低いという逆転現象が起こり、下級の者のほうが権限を持っているようなことも起こり得るが、この点についてはどのように考えているのか。	● 適性評価の権限又は事務を委任した際には、委任を受けた行政機関の職員が適性評価実施責任者を指定することとなることから、通常は御指摘の逆転現象は生じないものと考える。なお、御指摘の趣旨が、行政機関の長から指定された適性評価実施責任者と、適性評価の権限又は事務の委任を受けた行政機関の職員を比較した場合、前者が立場が上になってしまうことを懸念されているのであれば、それぞれが関与する適性評価は別々のものであり、支障はないものと考える。

番号	事項	条文	コメント	反映状況
(1)	適性評価実施責任者	第12条第1項及び第15条第1項	「これに準ずる者」として想定しているものについて御教示いただきたい。	● 各行政機関において判断されるものと考えるが、一般に部長級はこれに当たる。
(2)	適性評価実施担当者		「適性評価実施担当者」とは、適性評価の実施に必要な事務を行う所属の担当者及び所属長に至るまでの決裁権者が指定されるものとの理解でよろしいか。	● 適性評価実施担当者は、課長級を含め、実際に適性評価の事務に当たる職員が指定されることを想定している。
(3)	関与の制限		「その他当該行政機関の長が指定する者」として想定しているものについて御教示いただきたい。	● 例えば、適性評価実施責任者が局長となる場合、官房長は当該局長の上司とはいえないため、当該者を適性評価に関する事務に関与させる必要がある場合には、これを指定する必要がある。
3	評価対象者の選定	第12条		
(1)	手続		第12条第1項第3号に該当する場合とは具体的にはどのような場合が想定されているのか。例示を記載いただきたい。	● 御指摘の「第12条第1項第3号に該当する場合」とはいずれの記載を引用したものか定かではないが、9(1)アに掲げる事情が生じた者については、個々具体的に判断する必要はあるものの、基本的に法第12条第1項第3号に掲げる者に当たるものと考える。
			適合事業者はどのように選定するのか。	● 特定秘密を保有する行政機関の長が、その所掌事務のうち別表に掲げる事項に係るものを遂行するために特段の必要があると認めた場合には、契約に基づき、適合事業者に特定秘密を保有させることができる。適合事業者の定義その他については特定秘密保護法第5条第4項を参照されたい。
			適合事業者の従業員が第12条第1項第3号に該当する場合とは、具体的にはどのような場合が想定されているのか。例示を記載いただきたい。	● 御指摘の「第12条第1項第3号に該当する場合」とはいずれの記載を引用したものか定かではないが、9(1)アに掲げる事情が生じた者については、個々具体的に判断する必要はあるものの、基本的に法第12条第1項第3号に掲げる者に当たるものと考える。
			ア、イで、「記載し、又は記録した名簿を作成し」という文言があるが、エにおいて、名簿の提出を受けることが前提となっていることから、「記載し、及び記録した名簿を作成し」の誤りではないか。	● 御指摘の趣旨は必ずしも明らかではないが、作成する名簿が、紙媒体、電子媒体のいずれかであることが想定されることから、「記載し、又は記録した」としている。
			オで、「通知」という文言が5回使われており、うち、1つめと2つめの「通知」は、適性評価を行うことについて「行政機関の長の承認を得た」旨の通知のことを指すと理解しているが、正しいか。また、3つめの「評価対象従業者についての通知」は、4つめ、5つめの「通知」でも同義で使われているものと理解するが、これらは具体的にはどのようなものを指しているのか。評価対象従業者について適性評価を行うことについて「行政機関の長の承認を得た」旨の通知のことか。	● 御指摘を踏まえ、記載を修正した。
			オで、仮に行政機関の長が、名簿に記載された者全員又はその一部の者について、適性評価を行うことを承認しなかったときに、特定秘密管理者や、適合事業者に対して通知する手続きについて、規定する必要があるのではないか。	
			特定秘密管理者と適正評価実施責任者は、同一の者を指定することも妨げられないという理解で良いか。また、その場合、同一の者となることが想定されることや、同格の局長ー局長間での名簿の受け渡しも想定されることから、「提出する」という整理が正しくないのではないか。	● 特定秘密管理者と適性評価実施責任者が同一の者となることは妨げられていない。 両者が同一の者となる場合には、「提出」の手続は運用上省略されることとなるが、制度上両者は別のものであることから、文言を修正する必要はないと考える。なお、同格の者の間で名簿の受渡しをする場合に、「提出する」とする整理が不正確だとする趣旨が不明である

番号	事項	条文	コメント	反映状況
(2)	留意事項		「その間当該行政機関で勤務し続けている者」とは、物理的に当該行政機関で勤務し続けている必要はなく、他省庁や独法などへの出向や官民交流での出向などを含む表現として頂きたい。	● 他省庁や独立行政法人に出向した場合には、当該者について法第12条第2項に定める調査事項に関し何らかの事情の変更が生じた場合に、適性評価を実施した行政機関の長がこれを把握することができないことから、再び特定秘密の取扱いの業務を行うことが見込まれることとなった場合には、改めて適性評価を実施する必要がある。なお、御指摘を踏まえ、併任の場合についての記載を追加した。
			ウの(ア)中、「その間当該行政機関で勤務し続けている者」を「その間当該行政機関で勤務し続けている者（警察庁の職員にあっては、警察本部長としての勤務を含む。）」と改められたい。 （修正理由） 警察本部長に係る適性評価は、警察庁の職員に係る適性評価と同じく警察庁長官が実施することとされているため。	● 御指摘を踏まえ、記載を追加した。
4	適性評価の実施についての告知と同意	第12条第3項		
(1)	評価対象者に対する告知		別添1の告知書の5において、「適性評価の円滑な実施の確保を妨げない範囲内で、その理由についてもお知らせ」するとあるが、具体的にはどのような表現が想定されるのか。事例を示して頂きたい。（例えば、懲戒の経歴に関する事項に、特定秘密を漏らすおそれがないと認めるに足るだけの根拠がないため、などと通知するのか）	● 今後検討したい。
(2)	同意の手続		ウの「書面」について、様式は不問との理解でよろしいか。この理解が正しい場合、必要な記載事項について御教示いただきたい。	● 御指摘を踏まえ、必要な記載事項を明記した。
(3)	不同意の場合の措置			
(4)	同意の取下げ		「適性評価の実施についての同意の取下書」が提出されるのは、同意書が提出され、適性評価が現に実施されている最中であると考えられるが、通常、評価対象者には、適性評価の完了予定スケジュールがわからないと思われるため、「同意の取下書」を評価対象者が提出しようと思ったときにはすでに適性評価が終了してしまっている場合なども想定されるのではないか。そのような事態は、適性評価制度のトラブルの原因となり得るのではないか。何らかの対策を制度上組み込んでおくことが必要ではないか。	● 同意は、同意書を提出した後から適性評価の結果を通知されるまでの間、これを取り下げることができることとされており、適性評価の手続が実質的にほとんど終了している場合であっても、結果の通知がなされる前に同意の取下げがなされた場合には当該手続が中止されることは明らかである。したがって、何らかの対策を講じる必要があるとは考えていない。
5	調査の実施	第12条第4項		
(1)	評価対象者による質問票の記載と提出		イの「資料」として想定しているものについて御教示いただきたい。	● 例えば、旅券の写し等が想定されるところであり、これを明記した。
			質問票に記載漏れや修正すべき箇所がある場合、適性評価実施担当者は、評価対象者に電話等で問い合わせて、適性評価実施担当者自身で、質問票の記載漏れの追記及び誤記の修正することを許される余地はあるか。	● 質問票への追記又は誤記の修正は、質問票の記載事項の真贋等に疑義を生じさせることから、当該質問票に記載した評価対象者以外の者が質問票に手を加えることは不適当である。 なお、追記、誤記の修正等が必要な場合は、適性評価実施担当者が、評価対象者に電話等で問い合わせを行い、聴取した内容を文書にしたり、質問票を評価対象者に送り返して補正を求めたりすることによるべきである。
(2)	上司等に対する質問等		上司等に対して調査票（適正評価）により調査を行うことを規定しているが、複数必要か、それとも1名でもよいのか。	● 調査に必要な範囲で実施されるものであり、各行政機関において判断されるものと考える。

番号	事項	条文	コメント	反映状況
(3)	人事管理情報等による確認			
(4)	評価対象者に対する面接等		「資料」として想定しているものについて御教示いただきたい。	● 例えば、旅券の写し等が想定される。
(5)	公務所又は公私の団体に対する照会		別添7には「照会事項」とのみ書かれているが、例えば、他の行政機関に対して、ある評価対象者(例えば適合事業者の従業者等)をすでに適性評価でどのように評価しているかについても照会することが可能か。仮に各行政機関が、ある評価対象者を一律の判断基準の下で一律に評価すべきであるならば、評価結果の共有も必要と思われるが、この点、現在準備室においては、どのように考えられているか。	● 例えば、評価対象者が質問票に記載した過去の適性評価の結果について疑義がある場合に、当該適性評価を実施した行政機関の長に適性評価の結果を照会することは可能と考える。一方で、適性評価は各行政機関の長が行うものであり、なお、その時々において判断が異なることはあり得るところであり、必ずしも評価結果の共有が必要とは考えていない。
(6)	留意事項			
6	評価	第12条2項		
(1)	評価の基本的な考え方		上記5評価の実施と関連し、適合事業者の従業者について、2以上の行政機関が異なる判断をすることも許容されるという理解で良いか。	● 貴見のとおり。
(2)	評価の際に考慮する要素			
7	結果等の通知	第13条		
(1)	評価対象者への結果及び理由の通知			
(2)	適合事業者への結果の通知		別添9－2の「適性評価結果等通知書(適合事業者用)」の書類そのものの取扱いについて、適合事業者に対して、ルール付ける必要はないか。特段のルールを定めておかない場合、別添9－2の書類そのものを適合事業者が、従業者に見せてしまうなどにより、何らかのトラブルの原因となることも想定されるのではないか。	● 御指摘を踏まえ、Ⅳ10(3)に記載を追加した。
8	苦情の申出とその処理	第14条		
(1)	苦情の処理のための体制		アの「これに準ずる者」として想定しているものについて御教示いただきたい。	● 各行政機関において判断されるものと考えるが、一般に部長級はこれに当たるものと思われる。
			アの「苦情処理責任者」について、「適性評価実施責任者」と同一の官職にある者を指定することは可能か。	● 同一であることを排除するものではない。
			イの「適性評価のための調査に直接従事した職員を苦情処理担当者に指定しない」とあるが、「適性評価のための調査に直接従事した職員」とは具体的にどういった職員を指すのか御教示いただきたい。	● 適性評価実施担当者の中で、質問票の内容を確認した者や、評価対象者等に対する面接を実施したりした者等調査に直接に従事した職員を指す。
			イにおいて苦情処理責任者は、苦情処理担当者を指定することとなっているが、苦情処理担当者のレベル感はどうなるのか。また、苦情処理担当者は、苦情の申出があったケース毎に指定することになるのか。	● 苦情処理担当の指定は、苦情の申出ごとに行うことを想定している。そのレベルについては、苦情申出者の役職等によっても担当者のレベルは変わり得ることから、一概に言えないが、課長級以下を指定することが一般的かと考える。

番号	事項	条文	コメント	反映状況
(2)	苦情の申出		アの「書面」について、アに示された必要事項を記載していれば様式は不問との理解でよろしいか。	● 貴見のとおり。
			苦情処理責任者と適性評価実施責任者については、同一の者を指名することはできるという理解でよろしいか。また、苦情処理担当者と適性評価実施担当者について、同一の者を指名することは出来ないとの理解でよろしいか。	● 適性評価実施責任者と苦情処理責任者について、同一の者を指名することは可能である。 また、同様に適性評価実施担当者を苦情処理担当者に指定することは可能であるが、苦情の対象となった適性評価の調査に直接従事した適性評価実施担当者については、当該苦情の苦情処理担当者に指定することはできない。
(3)	苦情の処理の手続		イの「資料」として想定しているものについて御教示いただきたい。	● 適性評価実施担当者が、適性評価の実施に当たって作成又は取得した文書や、特定秘密を漏らすおそれがないと認められなかった理由に対する苦情申出者による反証資料等が考えられる。
(4)	苦情対応結果の通知			
9	適性評価実施後の措置			
(1)	行政機関の職員が法第12条第1項第3号に該当する可能性がある場合の措置		法令上、法第12条第1項第3号に該当する者は取扱業務を行ってはならないことは理解しているが、「当該職員が特定秘密の取扱いの業務を行うことのないよう必要な措置を講じなければならない」と規定しておくだけでは、実効性に欠けるのではないか。仮に、法第12条第1項第3号の規定に基づき再度適性評価を受けている者が、それまでは常時特定秘密を取り扱う業務に従事しているような立場にあった場合には、告知書の送付の前に、その者に対して特定秘密を取り扱う業務に従事してはならない旨を一時的に通知するなどの手続きを明確に定めておかなければ、実効性を確保できないのではないか。	● 法第12条第1項第3号に該当する者について、特定秘密の取扱いの業務を行うことのないよう必要な措置を講ずることとしており、具体的には、告知書の送付前であっても、当該者に通知して特定秘密を取り扱わせないようにしたり、一時的に配置換を行ったりすることを想定している。例示いただいた措置もこれに含まれ、実効性が確保できないとの指摘は当たらないと考える。
(2)	適合事業者の従業者が法第12条第1項第3号に該当する可能性がある場合の措置			
10	適性評価に関する個人情報等の管理	第16条		
(1)	適性評価記録簿の作成		適性評価記録簿については、共通の様式を定めることは予定していないとのことだが、記載項目だけでも各府省共通とすべきではないか。	● 適性評価記録簿は、適性評価の実施に当たって作成又は取得した文書その他の情報を整理して綴ったものであり、何らかの様式を定めるものではない。
(2)	個人情報等の管理			
(3)	適性評価に関する個人情報の利用及び提供の制限			
11	研修		「必要な研修」として想定しているものについて御教示いただきたい。	● 研修の詳細について今後検討したい。
12	適性評価の実施に関する関係行政機関の協力			

番号	事項	条文	コメント	反映状況
13	警察本部長による適性評価	第15条		
14	法の公布の日から2年を超えない範囲内において政令で定める日の前日までの特定秘密の取扱いに関する経過措置	附則第2条	「法の公布の日から2年を超えない範囲内において政令で定める日の前日」とは具体的にはいつ頃を想定しているのか。	● 現在検討中である。
			政令で定める日の前日までは、適格性確認を受けた者が特定秘密の取扱いの業務を行ってもよい、という理解でよいか。	● 貴見のとおり。 ただし、本法の適性評価を受け、特定秘密を漏らすおそれがないと認められなかった場合は、特定秘密の取扱いの業務を行うことはできないと解すべきである。
			人事異動により特定秘密に指定された情報を取り扱っていなかった者が新たに着任し当該特定秘密に指定された情報を取り扱う必要が生じる可能性がありる。防衛省においては、適格性確認制度に基づき職員の適格性の確認を行っていることを踏まえ、特定秘密に指定された情報の取扱いを「特定秘密保護法の施行前に行っていた者」に限定するのではなく、防衛秘密を取り扱い得る適格性を有する者に限定することを考えており、このような運用が許容されることを確認願いたい。	● 貴省において、現行の適格性確認制度に基づき、防衛秘密（特定秘密に移行）を取り扱い得る適格性が確認されている者について、本項にいう「特定秘密に指定された情報の取扱いの業務を法の施行前に行っていた者」と同等の情報管理が可能と判断されるのであれば、当該者に特定秘密の取扱いの業務を行わせることはできるものと考える。 ただし、本法の適性評価を受け、特定秘密を漏らすおそれがないと認められなかった場合は、特定秘密の取扱いの業務を行うことはできないと解すべきである。
その他			別添5（ページ44）について 「種別」欄中，「階級」の意味するところいかん。当省においては，階級はないため，職員番号のみ記載すれば足りるという理解で間違いないか。	● 個人を特定する番号や、階級については、効率的に適性評価を実施するため、行政機関の長の判断において記載を求めることができることとしている。必須の記載事項ではないため、本項目について記載を求めないこととしても差し支えない。
			別添5（ページ55）について 「来日する外国人に対し，，，住居の提供その他の援助」とあるが，「住居の提供その他の援助」とは，今回の適性評価に係る調査の趣旨に鑑みれば，同居状態にある程度の協力関係を想定している質問であると考えられることから，旅行で訪日した友人の宿泊先として，自らの住居を提供すること等は含まれないものと解されるため，それを明確化するため， 「来日する外国人に対し，，，住居の提供その他の援助（旅行目的等の短期間の滞在時の援助を除く）」とすべき。	● 御指摘を踏まえ、「（観光旅行等短期間の滞在において自宅に宿泊させる場合は除きます。）」と追記した。
			別添5（ページ57）について 3（7）について，外務省職員が在外公館に勤務する際には，外貨建てで手当が支払われることから，その受け取りの為等に在勤地の口座を開設する必要があるため，そのような口座は除くべきであるため，（ ）内冒頭に以下を追加するべき。 「但し，在外公館での勤務に伴い，在勤地に開設した口座及び」	● 貴見を踏まえ、「（ただし、在外公館での勤務に伴い、手当の受け取りなど、在勤地での生活のために開設した口座や、）」と追記した。
			別添5（ページ58）について 海外居住・渡航歴について，単発での海外旅行等は，記載させる必要はないものと考えられる。また，出張のみならず，赴任による渡航もあり得るがこれも，記載事項として必要ないものと考えられることから，以下のとおり修正すべき。 「過去10年以内に，海外に居住したり，同一目的地に頻繁に渡航をしたことがありますか。（職務上の赴任，出張，渡航先が指定されている休暇のための渡航，在外公館に勤務する職員がその公館に届け出た上で第三国に渡航した場合，帰省等親族を訪問する場合を除きます。）	● 原案で除くものとしている以外の場合は、評価対象者の特定有害活動又はテロリズムに関する事項を調査する上で把握すべきものと考える。

番号	事項	条文	コメント	反映状況
			別添5（ページ58） について同一目的地に複数回渡航した場合にまとめて書けるようにすべきではないか。	● 貴見を踏まえ、修正した。
			別添5「質問票（適性評価）」 1適性評価の対象となる方の氏名等及び2家族・同居人の氏名等について 旧姓や通称の記載欄について「旧姓（帰化前の姓名を含む。）」とするか、または、帰化歴の項目に帰化前の姓名を追加する修正願う。（帰化前の姓名については、質問票に基づく帰化歴の確認をする上で必要となる情報。）	● 御指摘を踏まえ、旧姓・通称欄に「（帰化前の姓名を含みます。）」と追記した。
			別添5「質問票（適性評価）」 3特定有害活動及びテロリズムとの関係(3)について 「日本の国内外を問わず、繰り返し連絡を取ったり、会ったりしている外国政府若しくはその関係機関の職員又はこれらの機関の関係者がいますか。」との項目があるが、外国政府等で勤務する日本人も含むとの理解でよろしいか。そうであれば、その旨を注釈等で記載願う。 また、この質問項目の対象として、過去にこれらの機関等で勤務していた者は含まれるか。 さらに、「外国政府若しくはその関係機関」には、国営の報道機関も含まれるか。（報道機関の身分を隠れ蓑に諜報活動を行うおそれがあるため。）	● 御指摘を踏まえ、「（日本人を含みます。）」と追記した。 ● 過去にこれらの機関に勤務していた者は、原則として本号の対象には含まれないものと解されるが、職を辞した後も関係を継続している場合等については関係者に該当し得るものと考える。 ● 国営の報道機関については、外国政府又はその関係機関と表裏一体と判断される場合には、これに含まれ得るものと考える。
			別添5「質問票（適性評価）」 3特定有害活動及びテロリズムとの関係(5)について 「経済的な援助を受けたことがある、経済的な援助以外に便宜を図ってもらったことがある、繰り返し飲食接待を受けたことがあるなどを理由に、あなたの業務に影響を及ぼす可能性のある外国人がいますか。」との項目があるが、当該項目中「外国人」を「知人（外国人を含む。）」に修正願う。（外国の諜報機関等から働きかけを受け、協力者となった日本人が、評価対象者に対して不当な働きかけを行うことが考えられるため。） また、同姓同名の別人との混同を防ぐため、当該人物の生年月日及び性別の項目を追加願う。	● 外国の諜報機関等から働きかけを受け協力者となった日本人については、(3)「外国政府若しくはその関係機関の職員又はこれらの機関の関係者」に含まれることから、当該項目において把握可能と考える。また、「知人（外国人を含む。）」と変更した場合には、対象となる者の数が広がり、調査に関係のない情報まで収集してしまうおそれのあることから、原案のとおりとしたい。 ● 同姓同名等が疑われる場合は、評価対象者への面接等で確認することが可能と考える。
			別添6「調査票（適性評価）」について 調査項目として、帰化等の項目を設けるべく修正願う。	● 調査票は、質問票の記載事項のうち、評価対象者の近況等についてよく知る上司等に確認することが、当該事項を把握する上で効率的と考えられるものについて列記しているものであり、原案どおりとしたい。
			罰則担保がされている中で、別添10が必要か。	● 特定秘密取扱者の秘密保全意識の向上のためには有効な措置であると考えている。なお、諸外国の中に同様の措置を講じている例もあると承知している。
			特定秘密保護法第12条第2項に規定されている調査項目以外については、面接等において質問等することも認められないとの理解でよろしいか。例えば、評価対象者の家族については、同項第1号に列挙された配偶者、父母、子、兄弟姉妹並びに配偶者の父母及び子以外の親族に関して質問等することも認められないとの理解でよろしいか。	● 適性評価のための調査において、法第12条第2項に規定する調査事項以外の事項について調査してはならない。
Ⅴ 特定秘密の指定・解除等及び適性評価の実施の適正を確保するための措置				

番号	事項	条文	コメント	反映状況
1	内閣総理大臣による指揮監督	第18条第4項		
2	特定秘密の指定等及び特定行政文書ファイル等の管理の検証・監察・是正	附則第9条		
(1)	特定秘密の指定等の検証・監察・是正	附則第9条	「内閣府独立公文書管理監(仮称)」について、現時点での位置付け及び所掌事務案を教示いただきたい。	● 現時点での検討状況については、政令案及び運用基準案を参照されたい。
(2)	特定行政文書ファイル等の管理の検証・監察・是正	附則第9条	「特定行政文書ファイル等」の管理に資する事項について、毎年1回、内閣府独立公文書管理監(仮称)あてに報告することとされているが、防衛省においては、現行の防衛秘密として指定されている事項が記載された文書等が相当数存在し、また、特定秘密保護法が施行後においても、多数の文書等を保有することが見込まれるため、本報告については、公文書管理法における内閣総理大臣への報告対象とされているもの(文書の保存期間が1年未満のものは対象外)と同一にするなどにより、施行前後の対応が困難となるような過大な行政事務が発生しないようご配慮願いたい。	● 特定行政文書ファイル等の管理に関する報告の具体的内容や在り方については、今後検討を進めてまいりたい。
			「特定行政文書ファイル等」には、保存期間が同一の文書がまとまっているという理解でよいか。また、保存期間満了後の扱い(移管又は廃棄)についても「特定行政文書ファイル等」ごとに判断されるということでよいか。	● 貴見のとおり。
			「特定行政文書ファイル等」の中に、特定秘密が記録されている文書とそうでない文書が混在する場合、特定秘密が記録されている文書についてどのように判別するのか。特定秘密が記録されている文書1枚1枚に印刷、押印等の表示がなされるのか。	● 特定秘密が記録されている文書は文書ごと又は部分ごとに特定秘密の表示がなされることから、御指摘のような場合においても、特定秘密が記録されている文書か否かを容易に判別できる。
			「特定行政文書ファイル等」の中に、特定秘密が記録されている文書とそうでない文書が混在する場合、特定秘密が記録されている文書のみを業務の対象とすることが想定される内閣府独立公文書管理監(仮称)及び情報保全監察室(仮称)においては、実務上どのように検証・監察・是正等の事務を行うのか(例えば、行政機関の長が資料の提出を行う場合には、どのように取扱うのか)。	● 御指摘のような場合には、内閣府独立公文書管理監(仮称)は、特定行政文書ファイル等の単位で、その管理について検証・監察・是正の求め等を行うこととなる。
			「特定行政文書ファイル等」の中に、特定秘密が記録されている文書とそうでない文書が混在する場合、各行政機関が文書を管理する上でも、内閣府独立公文書管理監(仮称)及び情報保全監察室(仮称)が業務を遂行する上でも、また内閣総理大臣への廃棄協議等を実施する上でも、実務上混乱が生じる可能性も考えられるが、そうであるならば「特定行政文書ファイル等」については特定秘密が記録されている文書に限定することも考えられるのではないか。	● 文書管理等の観点から、各行政機関において、特定行政文書ファイル等に特定秘密が記録されていない行政文書を可能な限り綴らないこととすることはあり得るが、行政文書ファイルは相互に密接な関連を有する行政文書を一の集合的にまとめた性質のものである以上、特定行政文書ファイル等から特定秘密が記録されていない行政文書を一律に排除することは実務上必ずしも適切とは考えられない。
			特定秘密が記録された行政文書ファイル等についても、公文書管理法が適用され、同法の枠組みの中で運用されることとなるが、「特定行政文書ファイル等」の移管又は廃棄に当たっては、各行政機関から内閣府公文書管理課への協議と、内閣府独立公文書管理監(仮称)(情報保全監察室(仮称))への協議との関係について、今後具体的に協議されたい。	● 今後内閣府大臣官房公文書管理課と具体的に協議してまいりたい。

番号	事項	条文	コメント	反映状況
3	特定秘密の指定等及び特定行政文書ファイル等の管理等の適正に関する通報			
(1)	通報の処理の枠組み		「特定秘密の取扱いの業務を行う者又は特定秘密保護法第4条第5項、第9条、第10条若しくは第18条第4項後段の規定により提供された特定秘密について、当該提供の目的である業務により当該特定秘密を知得した者が、特定秘密の指定等又は特定行政文書ファイル等の管理が本法等に従って行われていないと思料する場合に行う通報を受け付け」とあるが、取扱業務者等以外の者からの通報はどう扱うのか。	● 取扱業務者等以外の者が特定秘密を取り扱うことはないことから、取扱業務者等以外の者からの通報を受け付けることは想定していない。
(2)	通報の処理			
(3)	通報者の保護等		例えば、警察庁長官の指定について都道府県警察の職員が通報を行い、当該都道府県警察の本部長がこれを理由に当該職員に対して懲戒処分を行うような場合について、警察庁長官は、「行政機関の長」であるものの、都道府県警察本部長に対する懲戒権限を有していないところであるが、このように懲戒権限を有していない者については、懲戒処分その他適切な措置をとるものとはされないと解してよろしいか。 また、都道府県警察本部長の懲戒権限は国家公安委員会が有していることを踏まえれば、上記のような場合には、「行政機関の長」である国家公安委員会が、懲戒処分その他適切な措置をとるものとされるのか。	● 通報の窓口は各行政機関及び内閣府独立公文書管理監(仮称)に設けられるものであり、通報に係る調査は、通報者を特定されないよう行われることから、仮に都道府県警察の職員が通報を行ったとしても、当該都道府県警察の本部長は通報者が誰なのか知ることはなく、御指摘のような場合は想定されない。
4	法第18条第2項に規定する者及び国会への報告			
(1)	内閣総理大臣への報告等	第18条第3項	ア (ク)過去1年に適性評価を実施した件数 この件数は、人数のことか。	● 人数ではなく、実施件数である。
			公文書管理法第9条第1項及び第2項に規定する内閣総理大臣への行政文書の管理状況の報告・公表との関係について、今後具体的に協議されたい。	● 今後内閣府大臣官房公文書管理課と具体的に協議してまいりたい。
(2)	法第18条第2項に規定する者への報告	第18条第2項		
(3)	国会への報告及び公表	第19条	「内閣総理大臣は、・・・適性評価の実施の状況を国会に報告するとともに、公表するものとする。」とありますが、報告・公表の対象となるものは、4 特定秘密保護法第18条第2項に規定する者及び国会への報告 (1)ア(ク)～(サ)との理解でよろしいか。 この他に報告・公表の対象となるものはあるか。	● 内閣官房保全監視委員会(仮称)が行政機関の長から報告を受ける「5(1)ア(ア)～(ス)までに掲げる事項」のほか、5(1)イに定める行政機関の長の説明、5(1)ウに定める内閣府独立公文書管理監(仮称)の意見についても、内閣総理大臣への報告の対象となり得、国会に対しては、これに加え、5(2)に定める有識者の意見も報告・公表の対象となる。
Ⅵ 本運用基準の見直し				
その他				

番号	事項	条文	コメント	反映状況
			令第10条において、行政機関の長は、指定をしたときは、当該特定秘密を利用し、又は知る者に指定した旨等を周知させることが求められているが、当該周知の手段(書面等)について、運用基準に定める必要はないか(解除の場合も同様)。	● 御指摘の趣旨を踏まえ修正。
			指定解除の効力の生ずるタイミングは、どの時点となるのか(指定行為に係る効力発生は令第4条にあり、行政機関の長が行政文書を作成したときにその効力が生じる、とあるが、解除の効力が生ずるタイミングについての規定がないのではないか)。	● 指定後に非公知性又は特段の秘匿の必要性を欠くに至った場合、何らの措置を待つまでも無く当然に指定の効力は消滅することになる。他方、特定秘密保護法では、指定の外形の除去が確実かつ速やかに行われることを確保するため、指定を行った行政機関の長に対し、速やかに指定の解除を行うことを法律上義務づけている。
			要件充足性の記述はどの程度記述する必要があるのか、各省における記載等の大きな違いを避ける観点から、基準ないしは一定のガイドラインを作る必要がないか。	● 特定秘密の指定の理由(※ 前回照会時から名称を変更)の記載は、各行政機関が保有する情報の内容に応じて個別具体的に実施するものであるところ、記載ぶりについて基準等を策定することは現時点において考えていない。
			日米等情報保護協定に基づく情報保全について(該当ページ無し)情報保護協定等に基づき外国から受領する情報については, TOP SECRET＝機密, SECRET＝極秘, CONFIDENTIAL＝秘として政府統一の指定を行い, 提供元の外国政府等の名を明記すること。また当該情報の複製・翻訳を行った場合にも, 原本の秘密指定及び提供元の外国政府名を明記するべき。	● 特定秘密は、現行の秘密区分上「機密」に該当するもの及び「極秘」に該当するものの一部の情報が指定されるものと考えているが、本運用基準は特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し、統一的な基準を定めるものであり、御指摘の「機密」、「極秘」及び「秘」のように特定秘密以外の秘密を含む秘密区分制度に関して、政府全体として統一した指定・表示を行うことを本法の運用基準に盛り込むことは困難だと考える。なお、特定秘密以外の政府における情報管理の在り方については、情報管理の在り方に関する検討チームで検討が行われているものと承知をしている。 ● 本法は、およそ特定秘密に該当する情報については、情報漏えい等の危険性が増大する中で、現行の防衛秘密以上の厳格な取扱いを要するものとして、適性評価制度の導入、罰則の強化等の措置を講ずるものとしたもの、法令においてそれを更に細分化して特定秘密の中で取扱いに差異を設けることは想定しておらず、各国との間で締結された秘密保護協定等を踏まえ取扱いに差異を設ける必要がある場合には、現行の防衛秘密制度同様、運用上の取扱いに差異を設けることとしている。 ● なお、現行の防衛秘密制度では、「秘密保全に関する訓令等の解釈及び運用について(防衛事務次官通達(平成24年9月28日改正))」において、防衛秘密として指定された事項のうち、近年我が国がいくつかの国と締結している秘密保護協定に基づき他の締結国との間でやり取りされる情報であって、特に厳格な管理を要するものを「特に厳格な管理を要する防衛秘密」として、その取扱いの業務に従事する職員の範囲の指定(個人単位とする。)や運搬方法(郵送を認めない。)及び表示措置(機密と並記。)について、その他の防衛秘密に比較し、より厳格な管理とする運用を行っていると承知しており、特定秘密について、関係国との関係上、取扱いに差異を設ける必要があるものについては、各省における訓令において規定していただくことが考えられる。

運用基準の素案の叩き台への内閣内コメントと反映状況

平成26年6月10日時点

番号	事項	条文	コメント	反映状況
Ⅰ　基本的な考え方				
1	策定の趣旨			
2	特定秘密保護法の運用に当たって留意すべき事項			
(1)	拡張解釈の禁止並びに国民の基本的人権及び報道・取材の自由の尊重			
(2)	情報公開法と公文書管理法の適正な運用			
3	特定秘密を取り扱う者の心構え			
Ⅱ　特定秘密の指定				
1	指定の要件	第3条第1項及び別表		
(1)	別表該当性	別表	(1)別表に関し、「その他の情報源から収集した情報」の範囲について明確な解釈を示して頂きたい。(第1号ロa、第2号ハa、第3号ロa、第4号ロa)(情報評価書や内閣情報会議資料等が別表に示された事項に該当するか否かを判断するために必要である。)	●　現行案においては、「その他情報収集手段を用いて収集した情報」と修正しているが、当該情報は情報収集機器等情報収集のために政府が保有する能力、ノウハウ等を用いて収集した情報を意味する。
			(1)別表に関し、絞り込みを行うべきと考える。例えば第1号ハ、2号ニ、3号ハ、4号ハは漠然とした表現なので、「具体的かつ詳細な」対象、計画、方法、情報源・・・とすべきでないか。また、第1号ロa、2号ハa、3号ロa、4号ロaは限定のない記載であるため、同b以外にも、これらに含まれない情報を明記すべきではないか。	●(第1号ハ、第2号ニ、第3号ハ、第4号ハについて)御指摘の事項については、収集整理の対象を限定するなど、別表に掲げる事項を細分化し、具体的に記載しており、原案を維持したい。 ●(第1号ロa、第2号ハa、第3号ロa、第4号ロaについて)御指摘の事項については、情報収集手段を細分化することにより、別表に掲げる事項を細分化し、具体的に記載しており、原案を維持したい。 ●なお、特定秘密の該当性の判断に当たっては、別表該当性だけでなく、非公知性及び特段の秘匿の必要性を併せて判断することとなる。
(2)	非公知性	第3条第1項	報道機関等により公表されている情報が、特定秘密である情報と同一性を有しないと一定要件のもとに、行政機関の長が判断をすれば、非公知性は維持されると理解して良いか。	●　特定秘密である情報と同一性を有する情報が公表されていると認められないときは、「公になっていないもの」との要件は依然として満たされていることとなる。

番号	事項	条文	コメント	反映状況
			米国の大統領令第13526号（秘密国家安全保障情報）には、「秘密情報について、同一又は類似した情報が正当な許可なく開示されたとしても、それをもって当該秘密情報の秘密指定が自動的に解除されることはない。」旨規定されている。 一方で、運用基準案には「当該情報と同一性を有する情報が報道機関、外国の政府その他の者により公表されていると認める場合には、たとえ我が国の政府により公表されていなくても、本要件を満たさない。」旨記載があり、これは上記大統領令の規定の趣旨を異なる観点から記述したものと思料されるが、その趣旨をより明確にするため、同大統領令にあるような記述（具体的には、「ただし、同一又は類似した情報が正当な許可なく開示されたとしても、それをもって当該秘密情報の秘密指定が自動的に解除されることはない。」という趣旨の記述）を置くべきではないか。	● 特定秘密である情報と同一性を有する情報が報道機関により公表されていると認める場合には、「公になっていないもの」との要件を満たしているとは言えないこととなるが、これは自動的に解除されるというわけではなく、行政機関の長による慎重かつ速やかな判断に基づいて行われるものである。
			（2）非公知性及び（3）秘匿性に関しては、例えば、情報及び分析単体では非公知及び秘匿性の要件を満たさないが、手段と複合して、全体的に非公知及び秘匿性の要件を満たすものがあると考えられる。他方、情報及び分析単体では非公知性及び秘匿性の要件を満たさないが、用途（例：国家安全保障局で配布する資料、内閣情報会議で承認された資料だが、同一の内容が報道機関によって公表されている場合）と複合して非公知性及び秘匿性の要件を満たす場合はあり得るのか。両方ともありえる場合、特定秘密の指定にあたっては、情報及び分析部分のみに特定秘密の表示を行うのではなく、どことどこの部分が複合して特定秘密の要件たる非公知性を構成するのか、表示すれば良いのか。	● 御指摘の事例がどのようなものか定かではないが、一般論として言えば、Ⅱ1(4)ウでも述べているとおり、御指摘の情報収集手段又は用途を含め、対象となる情報をよく特定して、3要件を満たしているか否かを判断していただくことになる。 ● また、特定秘密を記録する文書のうち、当該情報を記録する部分を容易に区別することができるときは、特定秘密の表示は当該部分にすることとなる。
（3）	特段の秘匿の必要性	第3条第1項	（3）秘匿性の要件に関し、より明確な解釈を示して頂きたい。特に他の秘密類型（就中、特別管理秘密及び極秘）との違いが明らかになるようにして頂きたい（情報評価書及び内閣情報会議用資料等が本要件に該当するか否かを判断するために必要である。）。	● 本要件は、特に各行政機関において、専門的・技術的要素を含め多様な要素を総合的に判断することが必要なものであるため、予め画一的な基準をお示しすることが非常に困難であることを御理解いただきたい（なお、情報保全諮問会議委員からの御指摘を踏まえ、表現ぶりを修正している。）。
			（3）秘匿の度合いに関しては、特定秘密（安全保障に著しい支障）＞極秘（国の安全、利益に損害）と考えられるが、特別管理秘密（特に秘匿することが必要なもの）との対応関係如何。特定秘密≧特別管理秘密と考えて良いか。その場合、特別管理秘密の秘匿要件は満たすが、特定秘密の秘匿要件は満たさない情報とはどのような情報か。例えば、秘密、極秘、特別管理秘密に関する従来の規程等は、文書、図画若しくは物件又は当該事項を化体する物件（以下「文書」）の取扱につき定めていたところ、文書全体の漏えいではなく、部分的な漏えいであれば「著しい支障はない」と考えられるような場合か。	● 「安全保障」は、一般に、外部からの侵略等の脅威に対して国家及び国民の安全を保障することを意味するとされているところ、本法においては、「国の存立に関わる」という文言によって、一般的な意義における安全保障よりも限定的なものとしている。ここにいう「国家及び国民の安全」を更に明確化すると、「国の存立に関わる外部からの侵略等に対して国家及び国民の安全を保障すること」を指すところ、「国家及び国民の安全」を更に明確化すると、その意義は「国家の構成要素である国土、国民及び統治体制が害されることなく平和で平穏な状態に保たれていること、すなわち、国としての基本的な秩序が平穏に維持されている状態」をいい、具体的には「直接侵略及び間接侵略に対し、独立と平和が守られていること、国民の生命が国外の脅威等から保護されていること、国の存立基盤としての基本的な政治方式及び経済・社会秩序の安定が保たれていること」をいう。 ● 以上を踏まえ、「国の安全、外交上の秘密その他の国の重大な利益に関する事項であって、～特に秘匿することが必要なもの」である特別管理秘密よりも、特定秘密に指定される情報の範囲は狭くなるものと考える。

番号	事項	条文	コメント	反映状況
(4)	留意事項			
2	指定手続	第3条第2項		
3	指定の有効期間の設定	第4条第1項		
4	関係行政機関の協力			
Ⅲ 特定秘密の指定の解除等				
1	指定の有効期間の延長	第4条第2項から第4項		
(1)	指定時又は延長時に定めた有効期間が満了した場合	第4条第6項		
(2)	通じて30年を超えて延長する場合			
2	指定の解除	第4条第7項		
(1)	指定の要件充足性の点検等			
(2)	解除の通知	第4条第4項		
3	指定が解除された特定秘密が記録された行政文書で保存期間が満了したものの取扱い	第4条第6項		
(1)	指定の有効期間が通じて30年を超える特定秘密			
(2)	指定の有効期間が通じて30年未満の特定秘密		Ⅲ3(2)ア「その指定が解除されたものが記録された行政文書のうち、保存期間が満了したものは」とあり、文書保存期間は秘密指定期間よりも長いことを念頭に置いているように思える一方、文書保存期間は「内閣官房行政文書管理規則別表第1」を基準とすると考えられるが、この基準に示される保存期間によって秘密指定の有効期間より文書の保存期間の方が短いことはあり得ると考えてよろしいか。 可の場合、Ⅲ3(1)及び(2)の「その指定が解除されたものが記録された文書」の記載にかかわらず、保存期間満了後に廃棄が見込まれる特定行政文書ファイルについては、特定秘密指定の有効期間内であっても内閣総理大臣の廃棄同意があれば廃棄しても構わないのか。 否の場合、「別表第1」の改訂が行われることになるのか。	● 貴見のとおり。 ● 貴見のとおり。なお、記録された特定秘密の指定の有効期間が通じて30年を超えた場合については、当該文書は、全て国立公文書館等への移管対象となる。

番号	事項	条文	コメント	反映状況
			Ⅲ3(2)イで、「当該行政文書が歴史資料として重要なものでないかどうか特に慎重に判断する」とあるが、「歴史資料として重要なもの」の判断基準そのものは変わらないという理解でよろしいか。 可の場合、「特に慎重に判断」とは、具体的にどのようなことに留意しなければならないのか。	● 指定の有効期間の上限は5年であることから、指定の有効期間が通じて25年を超えると、指定の有効期間を後1回延長することで、当該有効期間が通じて30年を超え、国立公文書館等へ移管する対象となるものがあることから、各行政機関の長が、国立公文書館等への移管を避ける目的で有効期間を延長せず、当該行政文書を廃棄することを防止する趣旨で設けた規定であり、貴見のとおり。 ● 当該文書に記録された特定秘密の指定の有効期間が通じて30年を超えることとなるか否か等につき1件1件慎重に判断することとなる。
			Ⅲ3「指定が解除された」とあるが、Ⅴ4(1)ア(エ)等にある「指定が解除され、又は指定の有効期間が満了した」と同義か。	● 貴見のとおりであり、御指摘の趣旨を踏まえ、本文を修正。
Ⅳ 適性評価の実施				
1	適性評価の実施に当たっての基本的な考え方			
2	実施体制			
(1)	適性評価実施責任者	第12条第1項及び第15条第1項		
(2)	適性評価実施担当者			
(3)	関与の制限			
3	評価対象者の選定	第12条		

番号	事項	条文	コメント	反映状況
(1)	手続		イに、評価対象者を、「特定秘密保護法第5条第4項又は特定秘密保護法第8条第1項に規定する契約に基づき特定秘密を保有し、若しくは提供される適合事業者」としているが、提供を受けることなく特定秘密に触れることが見込まれる事業者(例:特定秘密が保存されている情報システムの保守に従事する事業者等)について、以下の点を明らかにされたい。 (1)提供を受けることなく特定秘密に触れることが見込まれる事業者は評価対象者となるのか。 (2)上記(1)において対象者とならない場合、当該事業者は法で言うところの「特定秘密の取扱いの業務に従事する者」には当たらず、同法の罰則の対象外であるとの理解でよろしいか。 (3)上記(1)において対象者とならない場合であっても、特定秘密に触れることを要する通常の保守作業を行うことが制限されるものでないとの理解でよろしいか。 (4)上記(1)において対象者とならない場合、当該事業者と同様の業務を行うシステム管理者においても評価対象者とはならず、上述(2)及び(3)に準ずる扱いを受けるものと理解してよろしいか。	● 事業者が、システムの保守等を通じて特定秘密に触れることが見込まれるのであれば、当該事業者に特定秘密を触れさせることは、法第8条第1項に規定する特定秘密の提供に当たる。 したがって、この場合、当該事業者の従業者については、適性評価の評価対象者となる。システム管理者についても、同様である。
(2)	留意事項			
4	適性評価の実施についての告知と同意	第12条第3項		
(1)	評価対象者に対する告知			
(2)	同意の手続			
(3)	不同意の場合の措置			
(4)	同意の取下げ			
5	調査の実施	第12条第4項		
(1)	評価対象者による質問票の記載と提出			
(2)	上司等に対する質問等			
(3)	人事管理情報等による確認			

番号	事項	条文	コメント	反映状況
(4)	評価対象者に対する面接等			
(5)	公務所又は公私の団体に対する照会		別添2-2中の1の文章は、知人(個人)への照会に同意する旨を題ったものとなっていることから、「･･･公務所又は公私の団体に照会して･･･」は、「･･･公務所又は公私の団体・個人に照会して･･･」や「･･･公務所又は公私の団体等に照会して･･･」とするのが適当ではないか。 また、同様に、別添2-2の表題も、「公務所又は公私の団体・個人への照会等についての同意書」や「公務所又は公私の団体等への照会等についての同意書」とするのが適当ではないか。	● 法第12条第4項では関係者への質問等と公務所又は公私の団体への照会とを書き分けており、照会先となるのは公務所又は公私の団体である。別添2-2中の1の文章は、関係者へ質問すること及びその場合に当該関係者が必要な事項を回答することについて同意する旨を記載している。したがって、このような記載となっている。
(6)	留意事項			
6	評価	第12条2項		
(1)	評価の基本的な考え方			
(2)	評価の際に考慮する要素			
7	結果等の通知	第13条		
(1)	評価対象者への結果及び理由の通知			
(2)	適合事業者への結果の通知			
8	苦情の申出とその処理	第14条		
(1)	苦情の処理のための体制			
(2)	苦情の申出			
(3)	苦情の処理の手続			
(4)	苦情対応結果の通知			
9	適性評価実施後の措置			

番号	事項	条文	コメント	反映状況
(1)	行政機関の職員が法第12条第1項第3号に該当する可能性がある場合の措置			
(2)	適合事業者の従業者が法第12条第1項第3号に該当する可能性がある場合の措置			
10	適性評価に関する個人情報等の管理	第16条		
(1)	適性評価記録簿の作成			
(2)	個人情報等の管理			
(3)	適性評価に関する個人情報の利用及び提供の制限			
11	研修			
12	適性評価の実施に関する関係行政機関の協力			
13	警察本部長による適性評価	第15条		
14	法の公布の日から2年を超えない範囲内において政令で定める日の前日までの特定秘密の取扱いに関する経過措置	附則第2条		
その他			別添1について 評価対象者としては、苦情の申出の際に書面に記述すべき具体的事項も知りたいと思われるので、単に「…書面で、○○大臣に対し苦情の申出をすることができます。」ではなく、Ⅳ 8 (2)アに記述されている具体的事項を補い、「…書面に氏名、生年月日、所属する部署、役職名及び連絡先並びに具体的な苦情の内容を記載して、○○大臣に対し苦情の申出をすることができます。」とすることが適当と思われる。	● 評価対象者への告知の段階では、苦情の申出に関する細かな記載は不要である。しかし、御指摘を踏まえ、別添9－1（適性評価結果等通知書（本人用））において、御指摘の具体的事項を追記した。
			適性評価の質問票において外国に所在する金融機関に口座を保有するか否かの設問が設けられている趣旨如何。	● 本項目は、外国との関係を調査するものであり、外国に資産を有することにより、これを差し押さえることを示唆するなどして外国情報機関等が評価対象者に働き掛けを行う可能性も否定できないことから、これを調査することとしたものである。なお、米国及び英国においても同様の調査を行っているものと承知している。

番号	事項	条文	コメント	反映状況
			適正評価の質問票において、「9　信用状態その他の経済的な状況」の中で、「(2)　過去10年以内に、国税や保険料、家賃等の支払いを滞納している、又は滞納したことがありますか。」との問いについては、なお書きで、「滞納により催告を受け、指定された期限までに支払った場合を除きます。」とある。 　しかし、「(4)　過去10年以内に、支払の不備・与信上の問題等により、クレジットカードの使用を停止させられたことがありますか。」との問いには、なお書きがないのは何故か。 　クレジットカードについては、引き落とし期限まで口座に残金がなく引き落としできなかった場合、当該引落日から催告で示した指定された期限までの間、クレジットカードの使用が停止されるのが通常であると認識。カード用の通帳を別にしている場合など、失念、勘違い等で口座に残金が足りないことなどがあると思うが、こうした場合、催告による指定された日までに支払いを完了した場合についても停止時期を記載するのか。	●　御指摘を踏まえ、(4)の質問項目に「なお、決済口座の残高不足等により催告を受け、指定された期限までに支払った場合を除きます。」と追記した。
Ⅴ　特定秘密の指定・解除等及び適性評価の実施の適正を確保するための措置				
1	内閣総理大臣による指揮監督	第18条第4項		
2	特定秘密の指定等及び特定行政文書ファイル等の管理の検証・監察・是正	附則第9条		
(1)	特定秘密の指定等の検証・監察・是正	附則第9条	Ⅴ2(1)ア「特定秘密管理簿に必要な事項を記載若しくは記録したとき」とあるが、新たな事項を記載又は記録するたびに内閣府独立公文書管理監への写しの提出が必要となるのか。それとも一定期間分まとめて提出すれば足りるのか。	●　特定秘密指定管理簿の写しは「速やかに」提出することとしており、基本的には、新たな事項を記載又は記録するたびに特定秘密指定管理簿の写しを内閣府独立公文書管理監(仮称)に提出することとなる。
(2)	特定行政文書ファイル等の管理の検証・監察・是正	附則第9条		
3	特定秘密の指定等及び特定行政文書ファイル等の管理等の適正に関する通報			
(1)	通報の処理の枠組み			
(2)	通報の処理			
(3)	通報者の保護等			
4	法第18条第2項に規定する者及び国会への報告			
(1)	内閣総理大臣への報告等	第18条第3項	Ⅴ4(1)ア(ウ)「過去1年間に特定秘密の指定を解除した件数」とあるが、ここに「指定の有効期間が満了した件数」も含まれるのか。	●　含まれない。

番号	事項	条文	コメント	反映状況
(2)	法第18条第2項に規定する者への報告	第18条第2項		
(3)	国会への報告及び公表	第19条		
Ⅵ 本運用基準の見直し				